令和元年度

# 外務省政策評価事前分析表

令和元年８月

外　務　省

# 目　　次

**基本目標Ⅰ　地域別外交** ..... **1**
施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング） ..... 3
施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング） ..... 69
施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング） ..... 91
施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング） ..... 107
施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング） ..... 159
施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング） ..... 183

**基本目標Ⅱ　分野別外交** ..... **199**
施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組（モニタリング） ..... 201
施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組（モニタリング） ..... 269
施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング） ..... 301
施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング） ..... 317

**基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策** ..... **325**
施策Ⅲ－１　国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策（モニタリング） ..... 327

**基本目標Ⅳ　領事政策** ..... **363**
施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング） ..... 365

**基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化** ..... **397**
施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備・強化（モニタリング） ..... 399
施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備・拡充（モニタリング） ..... 411

**基本目標Ⅵ　経済協力** ..... **417**
施策Ⅵ－１　経済協力（モニタリング） ..... 419
施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組（モニタリング） ..... 443

**基本目標Ⅶ　分担金・拠出金** ..... **459**
施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献（モニタリング） ..... 461
施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献（モニタリング） ..... 487
施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献（モニタリング） ..... 499

# 基本目標Ⅰ　地域別外交

# 施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ｉ－１）

| 施策名（※） | アジア大洋州地域外交 |
|---|---|
| 施策目標 | アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとともに，域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため，以下を推進する。<br>１　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに，域内各国との連携を強化する。<br>２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。<br>３　大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。<br>４　「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて，国際社会の期待に応えていく。また，日モンゴル互恵関係を一層深化させる。<br>５　我が国とメコン川流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマー)との間において，お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに，各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備，同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。<br>６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。<br>７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し，同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また，インドと緊密に連携し，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。<br>８　豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに，太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し，国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 豊かで安定し，開かれたアジア大洋州地域の実現は，日本の平和，安定及び繁栄にとって不可欠である。<br>・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)<br>五　戦後日本外交の総決算<br>（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）<br>・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日) |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 2,463 | 2,594 | 2,777 | 2,771 |
| | | 補正予算(b) | 549 | 371 | 833 | |
| | | 繰越し等(c) | 90 | 178 | △210 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 3,102 | 3,143 | 3,399 | |
| | 執行額(百万円) | | 2,650 | 2,806 | 3,130 | |

| 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 担当部局名 | アジア大洋州局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和，安全，繁栄にとって不可欠である，豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため，日米同盟を基軸としながら，二国間関係に加え，日 ASEAN，東アジア首脳会議(EAS)，ASEAN＋３，日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに，地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)
　同盟国・友好国のネットワーク化の推進
　近隣諸国等との関係の強化

### 測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊

中期目標（--年度）

ASEAN 共同体強化のため，その中心性・一体性を支持しつつ，経済統合，連結性強化と格差是正を全面的に支援する。ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していく。

29 年度目標

28 年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め，以下の項目を推進していく。また，25 年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した５年間で２兆円の ASEAN への ODA 供与を着実に実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，政治・安全保障，経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
２　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
３　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度に引き続き，日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，南シナ海や北朝鮮等地域の平和，安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に，そのほか保健，防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い，協力関係を強化した。８月の日 ASEAN 外相会議において，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画改訂版が採択された。
２　25 年度に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与は２兆３千億円分以上を実施し，コミットメントを達成した。26 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」の下コミットした５年間で 8,000 人の人材育成については 9,620 人，また，27 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下コミットした３年間で４万人の産業人材育成については４万９千人以上を育成する等，コミットメントを着実に達成した（29 年７月時点）。29 年の日 ASEAN 首脳会議（11 月）においては，新たな支援策として，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，海上法執行能力の強化のため，今後３年間で 550 億円規模の協力の実施を表明し，ASEAN 側の高い評価を得た。また，日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定について，７年間の交渉を経て，改正議定書交渉を妥結した。
３　人的交流による相互理解を促進すべく，29 年度は，JENESYS2017 を通じて約 1,600 人の交流を実施し，「文化の WA」プロジェクトとして，双方向の芸術・文化交流事業では 1,059 件（29 年７月時点）の事業を実施した。10 月には日 ASEAN スポーツ大臣会合を初めて開催した。また，日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，日本からは，「アジア健康構想」を通じた「健康で」長生きできる社会のアジアでの実現，「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」による循環型社会構築のための協力の推進等を表明した。ASEAN 側からは，これまでの日本の協力への評価に加え，日本とのパートナーシップを更に強化したい旨の発言があった。

30 年度目標

29 年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め，以下の項目を推進していく。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，政治・安全保障，経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
2　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
3　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1　29 年度に引き続き，日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，南シナ海や北朝鮮等地域の平和,安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に，そのほか保健，防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い，協力関係を強化した。11 月の日 ASEAN 首脳会議において，通常の議長声明とは別途，日 ASEAN 首脳による日 ASEAN 友好協力 45 周年記念共同声明を発出した。
2　25 年度に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与（29 年度にコミットメント達成）については，30 年度には，３兆２千億円分以上に達した。27 年度に表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下コミットした３年間で４万人の産業人材育成については８万１千人以上を育成する等，約束を上回る支援を実施した（31 年３月時点）。11 月の日 ASEAN 首脳会議において，(1) 産業人材育成協力イニシアティブ 2.0，(2) 日 ASEAN 第４次産業革命イニシアティブ，(3) WTO 改革等を通じた自由貿易の推進，(4) ASEAN スマートシティネットワーク（ASCN）と連携したスマートシティネットワークに関する協力，(5) 日 ASEAN 統合基金（JAIF）を活用した ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA センター）を通じた「日 ASEAN 防災協力パッケージ」等を含む防災協力，(6)「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」や海洋プラスチックゴミ対策等の環境協力等の取組を協力していく旨を表明した。これに対し，ASEAN の多くの国が，防災や連結性強化を始めとする様々な分野における日本の協力を高く評価した。また，格差是正の面でも，格差是正を中心に ASEAN の統合努力を支援するために設置された JAIF を活用し，様々なプロジェクトが実施された。
3　人的交流による相互理解を促進すべく，30 年度は，JENESYS2018 を通じて約 1,700 人の交流を実施し，「文化の WA」プロジェクトとして，双方向の芸術・文化交流事業では 417 件（31 年３月 31 日時点）の事業を実施した。また，日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，(1) アジア健康構想，(2)「文化の WA プロジェクト」等の教育・文化等の分野における協力，(3) 日本アセアンセンターの改革のような取組を協力して推進していく旨発言した。ASEAN 側からは，これまでの日本の協力への評価に加え，日本とのパートナーシップを更に強化したい旨の発言があった。

令和元年度目標

30 年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め，以下の項目を推進していく。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，政治・安全保障，経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
2　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
3　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
4　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け，ASEAN との連携を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域に存在する多様な国家をまとめる様々な地域協力の中心かつ，原動力である ASEAN が，より安定し繁栄することは，地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下，地域協力における日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは，地域の安定と繁栄を確保し，域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また，地政学的要衝に位置しており，日本にとって重要なシーレーンに面している ASEAN の安定と繁栄は，東アジア地域のみならず，国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから，ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

**測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展**

中期目標（--年度）

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づき，食料安全保障，金融，教育，健康，環境等，広範な分野の協力を推進する。

29年度目標

1　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，様々な分野で実務協力を進展させる。

2　「ASEAN＋３協力作業計画(2013-2017)」を着実に実施するとともに，2018年以降が対象となる新しい「ASEAN＋３協力作業計画」の年内策定を目指す。また，「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

1　第18回ASEAN＋３外相会議（８月）及び第20回ASEAN＋３首脳会議（11月）等において，日本が調整国としてASEAN＋３各種会議を円滑に実施し，経済，食料安全保障や，人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。11月の首脳会議では「ASEAN＋３協力20周年に係るマニラ宣言」を発出した。

　また，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，インド太平洋地域の連結性向上への貢献を果たし，28年に日本が発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下，インフラの開放性，透明性，経済性，対象国の財務健全性確保といった国際スタンダードにのっとった「質の高い」インフラ整備を促進することを表明した。さらに，アジアにおける天然ガスの利用促進のための人材育成及びファイナンス支援（官民で100億ドル規模）や「東南アジア災害リスク保健ファシリティ」による防災分野での貢献などを発表した。ASEAN側からASEAN＋３の過去20年間にわたる実務協力を歓迎する旨発言があり，今後も協力を深化させることで一致した。

2　８月の外相会議において，「ASEAN＋３協力作業計画(2018-2022)」を採択した。また，「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」で日本が主導する公衆衛生分野において，東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT（ASEAN＋３の13か国政府公認のシンクタンク・ネットワーク））による作業部会の開催を支援し，11月の首脳会議での提言の提出を得た。

30年度目標

1　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，「ASEAN＋３協力作業計画2018-2022」に基づく，様々な分野で実務協力を進展させる。

2　また，トラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）の作業部会を活用し，ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）協定が更に有益なものになるような提言が，11月のASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

1　８月に開催された第19回ASEAN＋３外相会議（シンガポール）において，河野外務大臣から，過去21年間のASEAN＋３の実務的協力の推進を評価しつつ，日本の取組を中心にASEAN＋３協力のレビューと将来の方向性について説明した。30年度は，同会議において言及のあった，「イノベーティブ・アジア」や「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-NET）」を通じた人材育成の協力が進展し，また，保健分野でも「アジア健康構想」の下，31年２月にフィリピンとの協力覚書が締結されるなど協力が進展した。11月にはASEAN＋３首脳会議が開催され，環境分野において，「海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し，各国から歓迎を受けた。また，両会議では，北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし，日本の立場をしっかりと主張し，事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

2　11月のASEAN＋３首脳会議において，トラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）の作業部会でとりまとめたASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）協定の活用に関する提言が提出された。10月には，フィリピンとの間では，APTERR協定の下，災害が発生した際に，１万トン規模のコメの供給を可能とする覚書に署名した。また，10月にはAPTERRの安定的な運営継続のため，APTERR協定改正の議定書が署名され，各国から高い評価が示された。議長声明においても，地域の食料安全保障強化のメカニズムとしてのAPTERR協定の重要性が強調されるなど，ASEAN側の本協定に対する高い期待が示された。

令和元年度目標

1　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，「ASEAN＋３協力作業計画2018-2022」に基づく，様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。

2　また，令和元年に日本がホスト国となるトラック1.5の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し，ASEAN＋

３の実務協力を更に推進するための提言が，11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ASEAN＋３は世界の GDP の約４分の１を占める重要な地域枠組みであり，本枠組みの協力の進展を測ることは，地域の安定と繁栄を確保し，域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」は今後の ASEAN＋３協力の方向性に大きな影響を与えるものであり，これらの着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

**測定指標１－３　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊**

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため，EAS を強化するとともに，域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

29 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。

１ 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

２ 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催，EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

１ EAS 参加国外相会議（８月）及び東アジア首脳会議（11 月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍総理大臣が出席し，EAS 内協力及びその将来の方向性に加え，地域・国際情勢について協議した。首脳会議で我が国は，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，「テロに屈しない強靭なアジア」に向けて，フィリピン南部及びスールー・セレベス海の治安改善のため，包括的アプローチによって２年間で 150 億円規模の支援を実施することを表明した。また，エネルギー安全保障の観点から，東アジアにおける天然ガスの利用促進のため，米国と協力し，LNG に係る制度整備支援や人材育成，官民で 100 億ドル規模のファイナンス支援を実施していくことを発表した。「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の前進のためのマニラ行動計画」に加えて，化学兵器，貧困削減，マネーロンダリング対策，テロリズム思想等への対抗といった分野に関する個別声明が採択され，地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

２ 27 年度に設置された EAS 大使級会合は，４，６，10 月及び 30 年２月に開かれるなど，定期的に開催され，また，ASEAN 事務局の EAS ユニットは，EAS の決定事項，提案事項のフォローアップ等，本格的に活動を実施している。

さらに，首脳，外相を含む様々なレベルにおいて，機会を捉え，首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして，EAS の機能の強化に向けた提案等を行ってきている。

30 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。

１ 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

２ 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催，EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

１ EAS 参加国外相会議（８月）及び東アジア首脳会議（11 月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍総理大臣が出席し，EAS 内協力及びその将来の方向性に加え，北朝鮮や海洋安全保障，ラカイン州情勢等地域・国際情勢について協議し，日本の立場をしっかりと主張し，事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く反映された。首脳会議で安倍総理大臣は，10 月の中国への公式訪問の際に日中両国が国際社会の平和と繁栄に建設的な役割を果たしていくことで一致できた旨に言及しつつ，EAS にお

いても同様の精神で議論したいとした上で，インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である「自由で開かれたインド太平洋」を実現していくとの決意を表明した。また，日本による具体的協力として，「質の高いインフラ」を推進してきた事例を紹介しつつ，開放性，透明性，経済性，被援助国の財政健全性の確保といった国際スタンダードの必要性を強調した。これらに対して，多くの参加国から，それぞれのインド太平洋に関する考えや構想についての発言があり，それらの共通点が確認されるとともに，互いに連携・補完させていくために引き続き議論していくべきとの意見が述べられ，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力について進展があった。さらに，スマートシティ，海洋プラスチックごみ，外国人テロ戦闘員及び帰還戦闘員，核物質等の安全な使用・保管及び輸送，情報通信技術セキュリティ及びデジタル経済といった分野に関する個別声明が採択され，地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2　EAS 大使級会合は，４月，５月，10 月及び 31 年２月に開かれるなど，定期的に開催され，また，ASEAN 事務局の EAS ユニットは，EAS の決定事項，提案事項のフォローアップ等，本格的に活動を開始した。

　さらに，首脳，外相を含む様々なレベルにおいて，機会を捉え，首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして，EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。

令和元年度目標

　引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2　「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催，EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに，地域共通の課題に対し，首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは，地域の安定と繁栄を確保し，域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

　地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

**測定指標１－４　日中韓三か国協力の進展　＊**

中期目標（--年度）

　閣僚級を含む様々なレベルの政策対話，協力イニシアティブ等を通じて，未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し，北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

29 年度目標

1　27 年に開催された日中韓サミット，28 年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり，議長国として日中韓サミットを開催し，諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

2　様々な政策課題に対して，閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。

3　環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

1　日中韓サミットについては諸般の事情により 29 年度に開催することができなかったが，できるだけ早い時期に開催すべく，中国及び韓国と調整を行った。

2　日中韓三か国の閣僚級会合としては，財務大臣・中央銀行総裁会議（５月５日，横浜），環境大臣会合（８月 24 日～25 日，水原（韓国）），文化大臣会合（８月 25 日～26 日，済州（韓国））及び防災担当閣僚級会合（９月７日，唐山（中国））が開催され，各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。また，青少年交流については中国において日中韓ユース・サミットが開催されるなど日中韓協力が強化された。

3　経済分野では，日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓 FTA については，４月に東京，30 年３月に韓国において交渉会合を開催し，RCEP については，11 月にマニラにおいて初の首脳会合を実施するなど，精力的に交渉を進めた。

30年度目標

1　27年に開催された日中韓サミット及び28年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり，議長国として日中韓サミットを開催し，諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

2　様々な政策課題に対して，閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。

3　環境，文化・人的交流，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

1　５月には，日本が議長となり，東京で第７回日中韓サミットを開催した。日中韓の三首脳は，約２年半ぶりの日中韓サミットで日中韓協力の現状・将来について議論し，日中韓協力の新たなスタートを切り，同サミットを定期開催していくことを再確認した。日中韓協力について，三首脳は，幅広い分野における三か国協力の着実な進展を歓迎し，そのための日中韓協力事務局（TCS）による取組を評価した。また，個別の協力案件の現状や将来の方向性について議論を行い，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的交流を始め，金融，エネルギー，環境，防災，情報通信等における協力を推進することについて一致し，共同宣言を発出した。また，その中で，「未来志向で包括的な協力を探求することを決意した」ことが示された。

2　日中韓三か国の閣僚級会合としては，財務大臣・中央銀行総裁会議（５月，マニラ），環境大臣会合（６月，蘇州），文化大臣会合（８月，ハルビン），農業大臣会合（11 月，北京），保健大臣会合（11 月，熊本）が開催され，各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。

3　経済分野では，日中韓 FTA 及び RCEP について協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓 FTA については，12 月に中国において交渉会合を開催し，RCEP については，首脳会合を１回，閣僚会合を５回，交渉会合を５回実施するなど，精力的に交渉を進めた。また，文化・人的交流の文脈で，日中韓政府職員交流プログラム（於：日本）や，日中韓ユース・サミット（於：韓国）を開催するなど日中韓協力が強化された。

令和元年度目標

1　30 年５月に開催された第７回日中韓サミットの首脳宣言等の成果を踏まえ，「未来志向の実務協力」を進め，諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

2　様々な政策課題に対して，閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。

3　文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し，東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる三か国間の交流や相互理解の促進を測ることは，北東アジアの安定と繁栄を確保し，域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

**測定指標１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展**

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し，アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

29年度目標

1 アジア協力対話(ACD)等，上記測定指標にあるもの以外の枠組みで，閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを拡大する。同事業により，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

1　第２回 ACD 首脳会合（28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」，「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下，９月の ACD 外相会合等，様々な会合に参加し関係国と ACD における各種協力に関する議

論を交わした。また，アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 47 回総会に際し，堀井巌外務大臣政務官主催レセプションを開催し,同総会に出席した各国･地域議員などの参加者と意見交換を行った。

２　JENESYS2017 の下，アジア大洋州地域との間で高校生，大学生，社会人等約 4,700 人を招へい・派遣した。被招へい者の多くは，「日本の政治，経済，社会，文化，歴史等についての理解が深まった」，「日本についての誤解や偏見に気づいた」等の感想を持ち，ソーシャル・メディア等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を 35,100 件以上行い，国内外の新聞等には本事業が 260 件以上報道される等，対日理解の促進，親日派・知日派の発掘につながった。また，参加者は帰国後の活動として，日本の文化の紹介，友好親善のための行事開催等，プログラム経験をいかした日本との関係の向上に資する活動を企画していることをプログラム中の報告会で表明した。

30 年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等，上記測定指標にあるもの以外の枠組みで，閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい･派遣し，対日理解の促進を図るとともに親日派･知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

１　第２回 ACD 首脳会合（28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」，「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下，９月の ACD 外相会合（於：ニューヨーク）等，様々な会合に参加し関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わした。また，アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 48 回総会の際の日本側議員団のカントリーレポート作成支援，第 27 回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会における日本側議員団提出決議案の作成支援等，議員外交の支援を積極的に行った。

２　JENESYS2018 の下，アジア大洋州地域との間で高校生，大学生，社会人等約 4,500 人を招へい・派遣した。参加者は，日本の政治，経済，社会，文化，歴史等についての理解が深まった等の感想を持ち，プログラム中に SNS 等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を 41,000 件以上行い，国内外の新聞等に本事業が 330 件以上報道される等，対日理解の促進，親日派・知日派の発掘につながった。参加者は，プログラム中の報告会で，帰国後に事業参加経験をいかし日本と母国の関係強化に資するアクションプラン（訪日体験の報告会，セミナー開催，広報誌への寄稿等）を表明した。これに基づき，参加者の帰国後，日本の文化・芸術を伝える展示会の開催，ラジオ番組での訪日経験の紹介，日本に関するショートムービーの作成及び SNS での発信等の活動が実行された。

令和元年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等，上記測定指標にあるもの以外の枠組みで，閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい･派遣し，対日理解の促進を図るとともに親日派･知日派を発掘する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記測定指標１～４以外の地域協力の実績を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

様々な地域協力枠組みや人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ,幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

**測定指標１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 9 | 6 | 9 | 7 | 9 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は,東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保，域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

（参考）27 年度８回，28 年度８回，29 年度６回，30 年度７回

我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

| |
|---|
| |

| 参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円) | | | |
|---|---|---|---|
| (出典：財務省貿易統計) | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 204,252 | 234,171 | 250,336 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>(単位：百万円) | | | 当初予算額<br>(単位：百万円) | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①東アジアにおける地域協力の強化<br>(昭和 27 年度) | 1　日 ASEAN 協力<br>ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画，26 年の日 ASEAN 首脳会議議長声明に沿った諸項目につき，着実な履行を通じ日 ASEAN 関係を一層強化する。<br>このような取組により，アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-6 |
| | 2　ASEAN＋３協力<br>「ASEAN＋３協力作業計画2018-2022」に基づき，公衆衛生など広範な分野の協力を推進する。<br>このような取組により，アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-2<br>1-6 |
| | 3　東アジア首脳会議(EAS)協力<br>EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していく。<br>このような取組により，アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-3<br>1-6 |
| | 4　日中韓協力<br>環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。<br>このような取組により，アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-4<br>1-6 |
| | 5　各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業である JENESYS プログラムを推進する。<br>このような取組により，アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-5<br>1-6 |
| | 101<br>(56) | 96<br>(44) | 104<br>(64) | 114 | 001 |
| ②アジア紛争下での女性尊厳事業<br>(19 年度) | 台湾，フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し，医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり，身体が不自由な方も多いため，それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し，情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。インドネシアに関しては，医療福祉施設への支援･視察及びインドネシア政府関係者との意見交換等を中心に事業を実施する。<br>このような取組は，域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより，施策の目標達成に資する。 | | | | － |
| | 13<br>(13) | 4<br>(0) | 4<br>(0) | 1.3 | 002 |
| ③旧外地関係整理<br>(昭和 26 年度) | 旧外地官署(朝鮮総督府，台湾総督府，樺太庁，関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務，給付事務等)を行う。 | | | | － |
| | 70<br>(0.1) | 70<br>(0) | 49<br>(0.1) | 37 | 003 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致，核，ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 73 回国連総会一般討論演説(平成 30 年９月 25 日)

### 測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

29 年度目標

「対話と圧力」，「行動対行動」の原則の下，国連の場を含め，米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

29 年度，北朝鮮は６回目の核実験（９月）を強行するとともに，日本上空を通過した２発を含め 11 発もの弾道ミサイルを発射し，その核・ミサイル能力の増強は，日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない，重大かつ差し迫った脅威となっている。日本は，安保理理事国として，関係国と緊密に連携しながら，国連安保理の議論を主導し，北朝鮮による核・ミサイル開発に対し，４本の国連安保理決議が採択された（決議第 2356 号（６月），決議第 2371 号（８月），決議第 2375 号（９月）及び決議第 2397 号（12 月））。また，４回の我が国独自の対北朝鮮措置の実施により，日本において，合計で 104 団体・110 個人を資産凍結等の措置の対象に指定した。日本は，北朝鮮に政策を変えさせるため，日米，日米韓三か国の間で協力し，中国，ロシアを含む関係国とも緊密に連携しながら，北朝鮮に対する最大限の圧力の維持に注力した。30 年３月，韓国の特別使節団による訪朝を受け，南北首脳会談の開催が決まり，その後，さらに，トランプ大統領は米朝首脳会談を行う意向を表明した。

30 年度目標

「対話と圧力」，「行動対行動」の原則の下，国連の場を含め，米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

30 年６月 12 日の史上初となる米朝首脳会談では，米朝首脳共同声明が発出され，金正恩委員長がトランプ大統領に対して，朝鮮半島の「完全な非核化」について，自ら署名した文書の形で直接約束した。これは，同年４月の日米首脳会談で安倍総理大臣からトランプ大統領に対して，米朝首脳同士の合意を署名文書で残すことを提起したことを踏まえたものであった。また，31 年２月の第２回米朝首脳会談に際しては，安倍総理大臣とトランプ大統領を始めとして，あらゆるレベルで緊密に意思疎通を行い，方針をすり合わせた。その結果，米国は安易な譲歩を行うことなく，我が国の国益を踏まえて交渉した。

このほか，30 年度中には，日中韓首脳会談（５月），２回の日韓首脳会談（５月及び９月），２回の日中首脳会談（９月及び１１月），及び４回の日露首脳会談（５月，９月，11 月及び 31 年１月）等を通じて，北朝鮮問題について関係国との緊密な連携を図った。

他方，北朝鮮は，核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの，全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な，検証可能な，かつ不可逆的な方法での廃棄は行っておらず，北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は見られない。

令和元年度目標

第２回米朝首脳会談の結果を踏まえつつ，米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は，累次の国連安保理決議に従って，全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な，検証可能な，かつ不可逆的な方法での廃棄は行っておらず，こうした中，北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには，国連の場を含め，関係国との緊密な連携が不可欠である。

**測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊**

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し，日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

29 年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，引き続き，国際社会と緊密に連携しながら，一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく，拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

８月，フィリピンにおける ASEAN 関連外相会議の機会に，河野外務大臣は李容浩（リ・ヨンホ）北朝鮮外相と接触し，拉致問題及び核・ミサイル開発等の安全保障に関する問題を取り上げ，日本側の基本的な考えを改めて伝えた。また，30 年２月，平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際の文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領主催レセプション会場にて，安倍総理大臣から金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して，拉致問題及び核・ミサイル問題を取り上げ，日本側の考えを伝えた。特に，全ての拉致被害者の帰国を含め，拉致問題の解決を強く申し入れた。このほか，様々な機会を捉えて，北朝鮮に直接働きかけた。

日本は，各国首脳・外相との会談，Ｇ７タオルミーナ・サミット，日米韓首脳会談及び外相会合を含む少数国間の会合，ASEAN 関連首脳会議，国連安保理閣僚級会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，多くの国からの理解と支持を得た。

さらに，米国においては，トランプ大統領が，９月の国連総会の一般討論演説で，拉致被害者の横田めぐみさんに言及したほか，11 月の訪日の際，拉致被害者御家族と面会し，拉致問題の解決に向けて協力していく旨述べた。30 年３月には河野外務大臣が訪米し，核，ミサイルそして拉致問題を包括的に解決すべきことを述べ，引き続き日米で密接に連携していくことで一致した。

30 年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，引き続き，国際社会と緊密に連携しながら，一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく，拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は，各国首脳・外相との会談，Ｇ７シャルルボワ・サミット（カナダ），日中韓サミット，日米韓外相会合，ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え，拉致問題を提起し，多くの国からの理解と支持を得た。

米国については，トランプ大統領が，安倍総理大臣からの要請を受け，６月の米朝首脳会談において金正恩委員長に対して拉致問題を取り上げたほか，ポンペオ国務長官の訪朝などの機会に北朝鮮に対して拉致問題を提起した。また，31 年２月の第２回米朝首脳会談では，トランプ大統領から金正恩委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し，拉致問題についての安倍総理大臣の考え方を明確に伝え，また，その後の少人数夕食会で，拉致問題を提起し，首脳間での真剣な議論が行われた。

韓国については，４月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において，北朝鮮に対して拉致問題を提起した。また，５月の日中韓サミットにおいては，拉致問題の早期解決に向け，安倍総理大臣から文在寅韓国大統領と李克強中国国務院総理に支持と協力を呼びかけ，両首脳の理解を得た結果，その成果文書である共同宣言に拉致問題が初めて言及された。

さらに，9月の日露首脳会談においても，安倍総理大臣から拉致問題の解決に向けてロシアの協力を呼びかけ，プーチン大統領の理解を得たほか，10 月の日中首脳会談においても，安倍総理大臣から拉致問題に関する日本の立場を改めて説明し，習近平中国国家主席から理解と支持を得た。

令和元年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，引き続き，国際社会と緊密に連携しながら，一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく，拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は，安倍内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の早期解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き，北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ，一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく，あらゆる努力を傾注することが重要である。

**測定指標２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)**

| （注:令和元年度から，日米韓に加え，米国及び韓国との二国間も含む） | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 6 | 6 | 6 | 2 | 34 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は，北朝鮮問題について，日米韓の連携を確認する重要な機会であり，進捗状況を測る上で有益である。その上で，30 年度については，史上初の米朝首脳会談の開催を一つの契機として米朝プロセスの進展が図られる等，北朝鮮をめぐる情勢が大きく変化する中，日米韓協力に関しては，政策の方針について日米・日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に，具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めた。このため，今後は，現在の指標では捉え切れていないかかる連携も加えて評価することが適切であり，令和元年度目標を設定した。

いずれにせよ，安保理決議に従った，北朝鮮の核・ミサイルの完全な，検証可能な，かつ，不可逆的な方法での廃棄を実現するため，引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて，日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①日朝関連（昭和 23 年度） | 1　北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組<br>北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け，日米韓の緊密な連携を軸としつつ，中国，ロシアも含めた関係各国と連携し，北朝鮮に対し，非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。<br>この取組は，北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。 | | | | 2-1<br>2-3 |
| | 2　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組<br>日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え，北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう，北朝鮮に引き続き求めていく。また，拉致問題に関するものを含め，北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。<br>この取組は，拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。 | | | | 2-2<br>2-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 31<br>(23) | 30<br>(22) | 30<br>(22) | 34 | 004 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

| 個別分野３　未来志向の日韓関係の推進 |
|---|
| 施策の概要<br>大局的観点から未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。<br><br>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）<br>・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）<br>五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

**測定指標３－１　未来志向の日韓関係の構築　＊**

中期目標（--年度）

首脳・外相会談等の実施を通じた，あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。

29 年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ，様々なレベルで意思疎通を図り，政治・経済・文化等，幅広い分野において，日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。文大統領の下，韓国の新政権との間で緊密な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

29 年度には，首脳会談が３回（７月，９月，30 年２月），外相会談が５回（８月，９月に２回，12 月，30 年３月）行われるなど，５月に発足した文在寅政権との間でも，ハイレベルでの意思疎通が頻繁に行われた。北朝鮮による核・ミサイル能力の増強が，日本及び国際社会に対するこれまでにない，重大かつ差し迫った脅威となる中，核実験や度重なるミサイル発射を受けて，首脳・外相間で速やかに電話会談を実施し，日韓・日米韓の緊密な連携を確認した。

その一方で，12 月には，韓国外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」が 27 年の慰安婦問題に関する日韓合意について検討結果を記載した報告書を発表し，30 年１月には韓国政府が日韓合意についての立場を発表した。韓国側が，日本側に更なる措置を求めるというようなことは日本として全く受け入れられるものではなく，30 年２月の首脳会談において，安倍総理大臣から文在寅大統領に対し，日韓合意は最終的かつ不可逆的な解決を確認したものであり，国と国との約束は二国間関係の基盤であるとの日本の立場を明確かつ詳細に伝え，また，未来志向の日韓関係を作り上げていかなければならないとの認識を共有した。日本政府は，韓国が，「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう引き続き強く求めていく考えである。

30 年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ，様々なレベルで意思疎通を図り，政治・経済・文化等，幅広い分野において，日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。そのため，文在寅政権との間で緊密な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

30 年度は，旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国大法院判決，韓国政府による「和解・癒やし財団」の解散への動きなど，韓国側による否定的な動きが相次ぎ，日韓関係は非常に厳しい状況に直面した。

旧朝鮮半島出身労働者問題については，10 月 30 日及び 11 月 29 日に，韓国大法院が日本企業に対し，損害賠償の支払を命じる判決を出した。これらの大法院判決は，日韓請求権・経済協力協定第２条に明らかに反し，日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか，昭和 40 年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって，極めて遺憾であり，断じて受け入れられない。したがって，日本としては，韓国が国際法違反の状態を是正することを含め適切な措置を講ずることを強く求めてきているが，韓国政府は具体的な措置をとっていない。また，日本企業資産差押えの動きが進んでいることは極めて深刻。

本件について日韓両国間に，日韓請求権・経済協力協定の解釈及び実施に関する紛争が存在することが明らかであることから，31 年１月９日，日本政府は，韓国政府に対し，同協定第３条１に基づく協議を要請した。また，日本政府としては，日本企業の正当な経済活動の保護の観点から，関係企業との

間で，日本政府の一貫した立場や関連訴訟をめぐる韓国内の状況等について説明及び意見交換を行い，緊密に連絡を取るなど，日本政府としての一貫した立場に基づき，適切に対応した。
慰安婦問題については，11 月，韓国政府が「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表した。財団の解散に係る発表は，日韓合意に照らし問題であり，日本として到底受け入れられるものではない。韓国政府は，文在寅大統領を含め，「合意を破棄しない」，「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきている。日本は，日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきており，国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては，引き続き韓国側に日韓合意の着実な実施を求めていく考えである。。
また，首脳会談を２回（５月，９月），外相会談を８回（４月，６月，７月，８月，９月に２回，31 年１月，２月）実施するなど，日韓間の困難な問題について日本の一貫した立場に基づき，韓国側に適切な対応を求めている。また，北朝鮮問題について，日韓，日韓米で緊密に連携していくことを確認している。

令和元年度目標
旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について，韓国側から適切な対応を引き出すべく，引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
韓国側による否定的な動きが相次ぎ，日韓関係は非常に厳しい状況に直面しており，韓国側に対し，日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで，適切な対応を引き出していくことが，日本の国益を守る上で極めて重要であるため。
日韓間の意思疎通を十分図りつつ，日本の立場を韓国側にしっかり説明し，引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

**測定指標３－２　人的交流の拡大**

中期目標（--年度）
日韓間の人的往来を一層拡大する。

29 年度目標
外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）の実施といった，各種交流事業実施を通じ，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績
両国間の人の往来は，29 年には，過去最多であった 28 年の約 739 万人を大きく上回る約 945 万人に達した。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は，９月 23 日及び 24 日に東京で外務省後援の下，９月 24 日にソウルで在韓国大使館後援の下，それぞれ開催された。
また，日韓間の若者等の人的交流については，「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）を実施し，日韓合わせて約 1,600 人が参加するなど，相互理解の促進，未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

30 年度目標
外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2018）の実施といった，各種事業の実施を通じ，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績
両国間の人の往来は，過去最多であった 29 年の約 945 万人を上回り，初めて 1000 万人を超え，約 1049 万人に達した。
また，日韓間の若者等の人的交流については，「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2018）を実施し，日韓合わせて約 1,200 人が参加するなど，相互理解の促進，未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は，９月９日にソウルで在韓国大使館後援の下，９月 22 日及び 23 日に東京で外務省後援の下，それぞれ開催された。
加えて，30 年は，10 年の小渕総理大臣と金大中大統領による「日韓パートナーシップ宣言」発出か

ら20周年に当たることから，７月に河野外務大臣主宰により「日韓文化・人的交流推進に向けた有識者会合」を設置し，３回の会合を経て，10 月に有識者から河野外務大臣に提言が提出される等，人的交流分野では様々な進展が見られた。

令和元年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2019）の実施といった，各種事業の実施を通じ，日韓間の人的往来の拡大を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ，信頼関係の増進を図ることは，よりよい日韓関係を築いていく上で重要であるため。

日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ，日韓間の交流を深化・拡大していくことが必要である。

**測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊**

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

29年度目標

日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組や，韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する，27年９月にWTOに設置された紛争解決小委員会内での引き続きの検討，（一財）日韓産業技術協力財団等を通じて，幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の更なる経済連携が重要であるとの考えの下，日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉などに取り組むほか，（一財）日韓産業協力財団による日韓経済連携を促進させる事業などを通じて，引き続き経済関係の強化に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては，日本の要請により，27年９月，世界貿易機関（WTO）に紛争解決小委員会が設置され，約２年半にわたる検討を経て，30 年２月に日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。日本は，WTOにおける対応と共に，様々な機会を捉えて，韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めた。

30年度目標

日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組や，韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する，WTOに設置された紛争解決小委員会による30 年２月の報告書発表の検討結果を受けてのフォローアップや韓国側への働きかけ，（一財）日韓産業技術協力財団等を通じて，幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の経済連携の重要性に鑑み，日中韓FTA及びRCEP交渉などに取り組んだほか，（一財）日韓産業協力財団による日韓経済の連携促進を目的とする各種事業などを通じて，引き続き経済関係の強化に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関しては，30 年２月にWTO紛争解決小委員会（パネル）が韓国側の輸入規制措置がWTO協定に非整合的であると判断したこと等も踏まえ，様々な機会において早期の措置撤廃・緩和のための働きかけを行っている。また，10 月，韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関し，日本の要請を受け，WTO紛争解決小委員会が設置されたほか，韓国による自国造船業に対する支援措置についても，12 月にWTO協定に基づく二国間協議を実施した。

令和元年度目標

日中韓FTA及びRCEP交渉の進展に向けた取組や，韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する，フォローアップや韓国側への働きかけ，韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアン

チ・ダンピング措置に関する，WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ，（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じての，幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は，緊密に推移しており，この分野での取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために，多国間連携を含む各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。

**測定指標３－４　日韓の連携，協力を通じた地域の平和と安定への寄与**

中期目標（--年度）

国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。

29 年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携・協力を推進する。文大統領の下，韓国の新政権との間で緊密な連携・協力を図っていく。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。

環境分野については，６月に第 19 回日韓環境保護協力合同委員会を開催し，日韓間の環境協力，気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等について意見交換を行い，これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

安全保障分野については，30 年３月に，東京において，第 11 回日韓安全保障対話を開催し，日韓両国を取り巻く安全保障情勢や，それぞれの安全保障・防衛政策，また両国間の安全保障分野での協力，防衛交流等について意見交換を行った。

30 年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携・協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には，様々な分野で対話が実施されてきている。

環境分野については，７月に第 20 回日韓環境保護協力合同委員会を開催し，日韓間の環境協力，海洋ごみ対策，気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等の課題について意見交換を行い，これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

令和元年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，幅広い分野において対話を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮問題を始めとした，地域や国際社会が直面する諸課題に対して，日韓の緊密な協力が必要であり，地域の平和と安定にとって日韓両国の協力と連携は不可欠。こうした取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を図り，幅広い分野で協力関係を強化することが重要である。

**測定指標３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 5 | 8 | 5 | 10 | 5 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

| |
|---|
| 韓国側による否定的な動きが相次ぎ，日韓関係は現在，非常に厳しい状況にあるが，我が国の一貫した立場に基づく対応を韓国側に求める上でも首脳・外相レベルでの意思疎通が重要。また，北朝鮮をめぐる現下の国際情勢を踏まえ，ハイレベルでの意見交換が引き続き重要であることから，29 及び 30 年度と同様の目標を設定した。 |

| 参考指標：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%) | | | |
|---|---|---|---|
| | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 38.1 | 37.5 | 39.4 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①未来志向の日韓関係推進経費（＊） | 1　政治レベルの意思疎通の促進<br>日韓関係の更なる深化のため，首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは，日韓関係の強化に不可欠である。 | | | | 3-1<br>3-5 |
| | 2　人的交流の拡大<br>日韓関係の更なる深化のため，青少年交流の一層の促進，交流事業開催の活性化，地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。 | | | | 3-2 |
| | 3　日韓間の過去に起因する諸問題への取組<br>慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また，日韓関係の更なる深化のため，在サハリン韓国人支援，朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。 | | | | 3-1 |
| | 4　日韓間の懸案への対応(竹島問題，EEZ境界画定等)<br>日韓関係の更なる深化のため，竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題，EEZ境界画定問題等に関する取組は，未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。 | | | | 3-1 |
| | 5　経済関係緊密化のための各種協議等の推進<br>幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは，日韓関係の更なる深化に資するものである。 | | | | 3-3 |
| | 46<br>(38) | 42<br>(28) | 41<br>(39) | 37 | 005 |
| ②安全保障分野における協力の推進 | 日韓安全保障協力を更に深化させる。<br>現下の北朝鮮情勢等に鑑み，日韓が安全保障分野において緊密に連携することは，日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。 | | | | 3-4 |
| | － | － | － | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

１　東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており，日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は，地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており，「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて，国際社会の期待に応えていく。

２　モンゴルは，日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり，引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため，ハイレベルの対話を始めとして，両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）　＊

中期目標（--年度）

「戦略的互恵関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け，様々な分野・レベルでの協力・対話を強化していく。

29 年度目標

日中国交正常化 45 周年という節目を捉え，「戦略的互恵関係」の考え方の下，大局的な観点から，関係改善を進めていく。

こうした観点から，中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり，日中間で進めるべき協力としては，以下を実施する。

・活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。
・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
・既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。
・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
・地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

29 年度は，首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ，日中関係改善の気運が大きく高まった一年となった。４月（国連安保理会合）には日中外相会談が行われ，また，５月には楊潔篪国務委員が訪日した。７月のＧ20 ハンブルク・サミットの際には，習近平国家主席との間で首脳会談が行われ，国民交流及び経済各分野の協力を一層深化させ，関係改善に向けて共に努力していくことが再確認された。また，河野外務大臣就任直後も，８月（ASEAN 関連外相会議），９月（国連総会）に日中外相会談が行われ，日中関係改善に向けた取り進め方や，北朝鮮問題等について意見交換が行われた。このように活発な対話を通して首脳・外相間の信頼関係が深まる中，９月 28 日に都内で開催された中国大使館主催の国交正常化 45 周年祝賀レセプションにおいて，安倍総理大臣は，日中韓サミットの開催に伴う李克強国務院総理の訪日，その後の自身の訪中，そして，習近平国家主席の訪日という形で首脳往来を実現すべき旨述べ，日中関係の更なる発展に向けた道筋を示した。国交正常化 45 周年記念日である９月 29 日には，安倍総理大臣と李克強国務院総理，河野外務大臣と王毅外交部長との間で祝電の交換が行われた。11 月には，APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の機会を捉え，習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談が行われ，30 年の日中平和友好条約締結 40 周年という節目を見据えた首脳往来や，国民交流の促進，経済関係の強化等について前向きな形で意見交換を行い，全面的な関係改善に向けた「新たなスタート」とも言うべき会談となった。30 年１月には，河野外務大臣が約１年９か月ぶりに中国への二国間訪問を行い，王毅外交部長，楊潔篪国務委員及び李克強国務院総理と全面的な関係改善に向けた建設的な対話を実施した。このようにハイレベルの対話が頻繁に行われる中，政府間では，４月の日中外交当局間協議，６月及び 12 月の日中高級事務レベル海洋協議，10 月の日中安保対話等，各分野における日中間の実務的な対話と信頼醸成が着実に進んだ。

東シナ海では，尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入が継続しており，このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては，日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応している。また，中国軍もその海空域における活動を質・量とも急速に拡大・活発

化させている。さらに，日中間の境界未画定海域における中国による一方的な資源開発も継続しているほか，日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されている。そのような中，日中両国は，これらの懸案を適切に処理すべく，関係部局間で対話・交流の取組を促進している。６月及び 12 月には，それぞれ福岡及び上海において日中高級事務レベル海洋協議を開催し，12 月の協議では，「2008 年６月合意」に関する意思疎通を強化していくことで一致したのに加え，不測の事態を回避するための日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の構築及び運用開始について前向きな進展が得られた。また，10 月には東京で日中安保対話を開催し，安全保障分野における協力・交流等についても意見交換を実施した。

交流事業については，29 年には「JENESYS2.0」「JENESYS2017」により，中国から高校生や若手社会人など約 1,600 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は，学校交流や企業視察などを通じ，日本の様々な文化や生活，魅力に触れるとともに，日本の青少年との間で相互理解を深め，今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」により，「３つの架け橋」プロジェクト（①地方間交流，②青少年交流，③文化・スポーツ交流）を対日理解促進のテーマとした約 1,000 人規模の交流（招へい）を中国との間で実施した。

各種条約・協定の締結に向けた協議を実施することについては，10 月の東京国際映画祭で日中映画共同製作協定の大筋合意が発表された。日中社会保障協定については，29 年４月と 10 月の政府間交渉を経た後実質合意に至り，30 年１月末に実施された日中外相会談でこれを歓迎した。また，12 月及び 30 年３月には，日中犯罪人引渡条約締結交渉第４回会合及び第５回会合を実施した。

地域・グローバルな課題に関しては，８月の日中外相会談において，世界やアジアの平和，安定，繁栄のために肩を並べて共に取り組む日中関係を構築していくことが重要であることを確認した。特に，喫緊の課題である北朝鮮問題に関しては，首脳・外相を含む累次のハイレベルの対話において，朝鮮半島の非核化が日中両国の共通の目標であり，地域の平和と安定のため日中で密接に連携していくことを確認してきている。

30 年度目標

日中平和友好条約締結 40 周年という節目を捉え，「戦略的互恵関係」の考え方の下，大局的な観点から，全面的な関係改善を進めていく。

こうした観点から，中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり，日中間で進めるべき協力としては，以下を実施する。

１　活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
３　既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。
４　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
５　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ，日中関係が正常な軌道に戻り，新たな発展を目指す段階へと入る１年となった。５月には，李克強国務院総理が，国務院総理としては 22 年以来８年ぶりに日本を公式訪問した。日中首脳会談では，李総理から安倍総理大臣へ年内訪中について招請があり，両首脳はその後の習近平国家主席の訪日へと着実にハイレベル往来を積み重ねることで一致した。また，李総理は，今回の訪日で日中関係が正常な軌道に戻り，長期的・安定的な発展を維持していきたいと述べ，安倍総理大臣からは，日中関係が競争から協調へ移り，日中関係の発展により，地域・世界の様々な課題に共に大きな責任を果たしていきたいと述べた。10 月には，安倍総理大臣が，多数国間会議への出席を除き日本の総理大臣として約７年ぶりに中国を訪問した。習主席，李総理それぞれと首脳会談を実施し，二国間関係のみならず，地域・国際社会の諸問題について率直な議論を行った。安倍総理大臣の中国滞在中には，日中平和友好条約締結 40 周年レセプションや第三国市場協力フォーラムへの日中両首脳の出席，安倍総理大臣と北京大学学生との交流など多くの行事が行われた。このほかにも，５月には，安倍総理大臣と習主席との間で，国家主席との間では初となる日中首脳電話会談が実施され，９月（東方経済フォーラム）及び 11 月（G20 ブエノスアイレスサミット）にも習主席との間で日中首脳会談が実施された。

外相間の相互往来も活発に行われた。４月１日の河野外務大臣の中国訪問に続き，同月，王毅国務委員兼外交部長が訪日し，日中外相会談のほか，約８年ぶりとなる日中ハイレベル経済対話を実施した。このほかにも，８月（ASEAN 関連外相会談），９月（国連総会），10 月（安倍総理大臣訪中）と様々な機会を捉えて，間断なく日中外相間で対話が行われた。

日中平和友好条約署名から 40 年を迎えた８月 12 日には，安倍総理大臣と李総理，河野外務大臣と

王毅外交部長との間で祝電が交換された。そのほかにも，９月に谷内国家安全保障局長が訪中し，楊潔篪国務委員と会談したほか，８月には秋葉外務事務次官も訪中し，楽玉成（らくぎょくせい）外交部副部長らと意見交換を行った。また，安倍総理大臣訪中時に日本国外務省と中華人民共和国外交部との間の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書が署名され，日中国際法局長協議（９月），日中テロ対策協議（９月），日本外務省研修所と中国外交部養成学院との交流（９月），中堅幹部代表団の相互訪問（12 月），日中報道官協議（12 月），日中外交当局間協議（31 年２月）等，各分野における日中間の実務的な対話と信頼醸成が着実に進められた。

２　東シナ海では，尖閣諸島周辺海域における中国公船及び漁船の動向については，依然として公船による領海侵入が継続しており，このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては，外交ルートを通じ，厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきており，30 年度も日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意の下，毅然かつ冷静に対応した。さらに，日中間の境界未画定海域での中国による一方的な資源開発も継続しているほか，日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されており，加えて，中国軍もその海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。そのような中で日中両国は，これらの懸案を適切に処理すべく，関係部局間の対話・交流の取組を進めた。５月の李総理訪日時には，日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」が 10 年に及ぶ協議を経て妥結し，６月にその運用が開始された。12 月にはこの海空連絡メカニズムの初の年次会合及び専門職会合が開催された。４月及び 12 月には，それぞれ仙台及び浙江省嘉興市烏鎮において日中高級事務レベル海洋協議を開催した。さらに，31 年２月には北京で日中安保対話が開催され，安全保障分野における協力・交流等について意見交換を行った。

３　交流事業については，10 月の安倍総理大臣訪中時に，「日本国政府と中華人民共和国政府との間の青少年交流の強化に関する覚書」に両外相の間で署名し，令和元年を「日中青少年交流推進年」と銘打って，今後５年間で３万人規模の青少年交流を実施していくことで一致した。30 年には「JENESYS2018」により，中国から高校生や若手社会人など約 800 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は，学校交流や企業視察などを通じ，日本の様々な文化，生活や魅力に触れるとともに，日本の青少年との間で相互理解を深め，今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」で，「３つの架け橋」プロジェクト（①大学交流，②オリンピック・パラリンピック交流及び③サッカー交流）を対日理解促進のテーマとした約 1,000 人規模の交流（招へい）を実施した。さらに日中平和友好条約締結 40 周年に当たり，年間で 440 件を超える認定行事が行われるなど，様々な文化交流事業が展開され，友好協力関係を推進した。

４　各種条約・協定の締結については，５月の李総理が訪日した際に日中映画協定及び日中社会保障協定に署名した。また，10 月の安倍総理大臣訪中時には，日中海上捜索・救助（SAR）協定に署名した。さらに，４月及び 11 月には日中受刑者移送条約締結交渉を行った。

５　地域･グローバルな課題に関しては，５月の習主席との日中首脳電話会談において，日中両国が地域・国際社会に対する責任を果たすために一層協力していくことの重要性を確認した。特に，喫緊の課題である北朝鮮問題については，10 月の安倍総理大臣訪中時の習主席及び李総理との首脳会談で日中両国の共通の目標である朝鮮半島の非核化に向けて，関連安保理決議の完全な履行の重要性を確認するとともに，拉致問題について中国側から，理解し，支持するとの反応があった。

令和元年度目標

「戦略的互恵関係」の考え方の下，大局的観点から，引き続きハイレベルの頻繁な往来を実現し，あらゆる分野の交流・協力を推し進め，正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階に押し上げていく。

こうした観点から，中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり，日中間で進めるべき協力としては，以下を実施する。

１　活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
３　既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。
４　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
５　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中国とは，経済関係や人的交流がますます緊密化して相互依存関係が深まり，日中関係は日中双方にとって最も重要な二国間関係の一つとなっている。また，喫緊の課題である北朝鮮問題への対応を含め，日中両国は地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有している。こうした観点から「戦略的互恵関係」を深化させていくことが重要であるが，そのためには，様々な分野・レベルでの協力・対話を強化していくことが必要であり，その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは，施策の進捗を

把握する上で重要である。
　政治的相互信頼を強化するとともに，あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進し，正常な軌道に戻り，新たな発展を目指す段階に入った日中関係を更に押し上げていく必要がある。同時に，日中間には，様々な懸案も存在しており，東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することは，「戦略的互恵関係」の深化に資するものである。また，日中関係の進展の具体的な形として，各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げたことに加え，二国間関係のみならず，日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく，具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

**測定指標４－２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）　＊**

中期目標（--年度）

日中「戦略的互恵関係」を進めるため，様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。

29 年度目標

経済分野における日中間の各種対話，交流が活発に行われた 28 年の流れを受け，中国との間では，「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため，様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

1　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。
2　28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）を含む幅広い分野における協力を引き続き推進・具体化していく。
3　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け，中国側に粘り強く働きかけていくとともに，日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

1　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。５月には，日中財務対話を行うため肖捷財政部長が訪日したほか，７月には，万鋼科学技術部長が訪日し，鶴保内閣府科学技術政策担当大臣及び松野文部科学大臣と会談を行った。また，同月，山本農林水産大臣が訪中し，支樹平中国質検総局長及び余欣栄農業部副部長との会談を行い，８月には，齋藤農林水産大臣が香港フードエキスポに参加するため香港を訪問した。11 月には，両国の関係省庁が一同に会する日中経済パートナーシップ協議次官級会合が開催され，日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。民間レベルの経済交流も活発に行われ，11 月に日中経済協会，日本経済団体連合会（経団連）及び日本商工会議所の合同訪中団が訪中し，李克強国務院総理ら中国政府要人と会談した。12 月には，日中 CEO 等サミットが日本で開催され，日中の主要企業の経営者らの間で意見交換が行われ，レセプションには安倍総理大臣や河野外務大臣も参加した。
2　28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）を含む幅広い分野における協力の推進・具体化について，７月のＧ20 ハンブルク・サミットの際の日中首脳会談では，経済面の協力を更に発展させ，金融，観光，貿易，環境・省エネ等，各分野の協力を一層深化させていくことで一致するとともに，中国が提唱する「一帯一路」構想を含め，日中両国が地域や世界の安定と繁栄にどのように貢献していくかについて議論していくことでも一致した。11 月の APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の際にそれぞれ行われた日中首脳会談では，上記に加え，民間企業間のビジネスを促進し，第三国へも日中のビジネスを展開していくことが，両国のみならず対象国の発展にとっても有益であるとの点で一致した。同月の日中経済パートナーシップ協議では，日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。また，30 年１月の日中外相会談では，日中両国間のビジネス環境整備や第三国ビジネス展開等について議論したほか，日中社会保障協定が２回の政府間交渉（４月，於：北京及び 10 月，於：東京）及びその後の調整を経て実質合意に至ったことを共に歓迎し，早期署名に向け努力していくことで一致した。さらに，自由で開かれた貿易体制の重要性を踏まえ，東アジア地域包括的連携協定（RCEP）や日中韓 FTA の推進に向け，共に努力していくことを確認した。
3　東日本大震災後に残された課題の克服については，首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え，中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら，一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として，30 年１月 24 日から２月 11 日ま

での期間，外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京及び上海にて開催し，中国国内の大型電子商取引（EC）企業や地方自治体とも連携し，また，同期間中，SNS やキーオピニオンリーダー，メディアを通じた発信も行い，日本産米を中心とした日本産食品を積極的に PR し，同産品の販売促進に努めた。

30 年度目標

経済分野における日中間の各種対話，交流が活発に行われた 29 年の流れを受け，中国との間では，「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため，様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

1　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。

2　経済面の協力の更なる発展と各分野（金融，観光，貿易，環境・省エネ等）の協力の深化，民間企業間のビジネス促進や，第三国への日中のビジネス展開等，幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

3　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け，中国側に粘り強く働きかけていくとともに，日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

1　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。４月には，約８年ぶりに第四回日中ハイレベル経済対話が開催され，マクロ経済政策，日中間の経済分野における協力と交流，第三国における日中協力，東アジアにおける経済連携及び地球規模課題への対応等について議論した。５月の李総理訪日の際には，金融・食品・第三国における日中民間経済協力等について一致したほか，安倍総理大臣及び李総理の立ち会いの下，「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中社会保障協定）の署名が行われ，日本側では 11 月の臨時国会において全会一致で承認された。10 月の安倍総理大臣訪中の際には，金融協力が進展（人民元クリアリング銀行の指定，通貨スワップ協定の締結・発効，日中証券市場協力の強化）し，イノベーション及び知的財産権分野の協力のための日中イノベーション協力対話の創設等で一致した。特に，知的財産権を含む問題について，安倍総理大臣から習主席に対して，中国側が更なる改善を図っていくことが重要であると指摘した。また，日中の財界トップを含め約 1,500 名の参加を得て日中第三国市場協力フォーラムが開催され，インフラ・物流・IT 等に関する 52 件の協力覚書が署名・交換された。このほか，８月には，麻生副総理兼財務大臣が訪中し，劉昆財政部長と日中財務対話を開催した。また，同月，王志剛科学技術部長が訪日し，日中科学技術協力委員会に出席したほか，林文部科学大臣との会談を行う等，幅広い分野における交流が実現した。

2　４月の日中ハイレベル経済対話では，日中両国は互いにとって経済分野での重要な協力のパートナーであり，互いの経済発展はチャンスであり，また，平等互恵の経済関係の発展は両国の利益に合致するとの認識の下，様々なレベルで協力と交流を拡充していくことで一致した。また，世界第二，第三の経済大国として，日中両国が，貿易と投資の自由化・円滑化を推進し，多国間貿易体制を守り，経済のグローバリゼーション・プロセスを推進し，地域及び世界経済の発展やグローバルな課題の解決に責任ある役割を果たすことで一致した。

５月の李総理との首脳会談では，上記日中ハイレベル経済対話の議論も踏まえ，新技術や急速な少子高齢化への対応の中での新たな協力分野の開拓や，自由経済貿易体制の維持・推進のための，国際ルールに基づく，自由で開かれた，公正な経済秩序の構築，第三国における協力や地球規模課題への対応などで一致した。

９月に東方経済フォーラムの場で安倍総理大臣と習主席との間で行われた首脳会談では，上記の５月の李総理訪日の際のやり取りを踏まえ第三国協力を推進することや，イノベーション及び知的財産に関する対話を深めていくこと等で一致した。

10 月の安倍総理大臣訪中の際の李総理との首脳会談では，イノベーション及び知的財産分野の協力を議論するため，日中イノベーション協力対話を新たに創設することで一致した。また，両首脳は，令和元年の大阪Ｇ20 サミットの機会も捉え，SDGs，気候変動，保健，海洋プラスチックごみ等，地球規模課題に関する協力も深めていくことで一致した。さらに両首脳は，30 年５月の李総理訪日の際の合意に基づき，９月の民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会及び第三国市場協力フォーラムが開催され，52 本の協力覚書が交換されたこと，金融分野で，（ア）人民元クリアリング銀行の指定，（イ）通貨スワップ協定（注：互いの通貨が不足した日中の金融機関に対して，同通貨を供給するためのもの）の締結・発効，（ウ）日中証券市場協力の強化等の成果があったことを歓迎した。習近平国家主席との間で行われた会談においても両首脳は，第三国民間経済協力，イノベーション及

び知的財産に関する新たな日中対話，金融協力の深化等について多くの成果が得られたことを歓迎した。

３　東日本大震災後に残された課題の克服については，10 月の安倍総理大臣訪中の際に李総理との間で行った首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え，中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら，一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として，31 年１月 17 日から同月 31 日までの期間，外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京及び上海にて開催し，北京市内（８店舗）と上海市内（８店舗）の日本料理店（計 16 店舗）において，日本産米を使用した日本料理フェアを開催し，日本産米のプロモーションを実施した。また，同期間中，SNS やキーオピニオンリーダー，メディアを通じた発信も行い，日本産米を中心とした日本産食品を積極的に PR し，同産品の販売促進を後押しした。

令和元年度目標

経済分野における日中間の各種対話，交流が活発に行われた 30 年度の流れを受け，「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため，様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

１　日中ハイレベル経済対話や，ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え，日中間における経済分野の様々な課題に関する意見交換を行う。

２　経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資，金融，観光，環境・省エネ等）の協力の深化，民間企業間のビジネス促進や，第三国への日中のビジネス展開等，幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け，中国側に粘り強く働きかけていくとともに，日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は，世界経済に重要な影響力を有しており，また両国の経済関係は緊密かつ相互依存的である。両国にとって，「戦略的互恵関係」の基本的な考え方にのっとり，幅広い分野における協力を推進していくこと，またそのための対話を積み重ねていくことが重要であり，日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等を着実に実施していく必要がある。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資，金融，観光，環境・省エネ等）の協力の深化，民間企業間のビジネス促進や，第三国への日中のビジネス展開等，幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは，「戦略的互恵関係」の推進の観点からも重要である。

一方，中国による日本産品に対する輸入規制撤廃に向け中国側へ引き続き粘り強く働きかけるとともに，日本の魅力の積極的な発信等を通じて風評被害対策を進めていく必要がある。

以上のことから，上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

**測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）**

中期目標（--年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け，幅広い分野における協力を強化していく。

29 年度目標

１　29 年度は，29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の初年度に当たることを踏まえ，本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を築くとともに，IMF の支援プログラムを受け入れて経済・財政の立て直しを目指すモンゴルにできる限りの協力を行い，両国間の互恵関係の深化につなげていくという観点から，日モンゴル外交防衛安全保障協議の開催，議員連盟間の交流支援，官民合同協議会の開催，モンゴル国軍への能力構築支援に関する協力等の取組を行っていく。

２　文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日本・モンゴル外交関係樹立 45 周年（樹立日は２月 24 日）に当たる 29 年度も，両国関係発展のため，活発な取組が行われた。

（１）６月から７月にかけて，モンゴルでは４年に１度の大統領選挙が行われ，史上初の決選投票の結果，野党・民主党推薦のバトトルガ候補が当選した。日本は林幹雄衆議院議員（衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長）を総理特使として大統領就任式へ派遣した。７月７日の決選投票の後，10 日

に大統領就任式を行うこととなったため，多くの国はモンゴル駐箚外交団長が式典に参列する中，大統領特使を派遣したロシアと並び，総理特使を派遣した日本の姿勢は，モンゴル各界の要人から高く評価された。

９月，ウラジオストク（ロシア）において開催された東方経済フォーラムに出席した安倍総理大臣は，同じく出席したバトトルガ大統領との間で初めての首脳会談に臨み，両首脳は両国間の戦略的パートナーシップを真に互恵的なものとしていくことで一致した。

（２）30 年２月，河野外務大臣は，就任後初めて訪日したツォグトバータル外相との間で外相会談及びワーキング・ディナーを実施した際も，両外相は，基本的価値を共有する重要なパートナーであるという認識で一致し，29 年３月に策定した中期行動計画の下，真に互恵的な「戦略的パートナーシップ」の発展のため，双方が努力を継続していくことで一致した。

（３）外交防衛安全保障当局間協議については，８月，金杉外務省アジア大洋州局長がモンゴルを訪問し，第４回外交・防衛・安全保障当局間協議に臨み，二国間の安全保障政策や安全保障分野での協力可能性について率直な意見交換を行った。また，この機会に第２回日本・米国・モンゴル外交当局間協議も開催し，地域及び多国間協力，経済協力について意見交換を行った。さらに，防衛分野での協力として，８月，モンゴル国軍の工兵部隊の国連 PKO 派遣に必要な道路構築分野における人材育成のための支援が成功裏に行われた。

（４）議会間交流では，７月，大島理森衆議院議長は，M. エンフボルド国家大会議議長の招待に応じ，現職衆議院議長として史上初めてモンゴルを訪問した。大島議長はバトトルガ新大統領，エルデネバト首相，M. エンフボルド国家大会議議長等と面会し，両国関係について幅広く意見交換を行った。また９月，林幹雄衆議院日本モンゴル友好議連会長がモンゴルを訪問し，バトトルガ大統領らと会談を実施するなど，議会間の交流も一層深化した。

（５）経済分野では，７月，ウランバートルにて第８回日本モンゴル官民合同協議会が開催され，当省及び経済産業省が共同議長として参加し，日・モンゴル両国の官民関係者とともに，経済関係強化に向けた意見交換を実施した。両国の経済関係の強化のためには，モンゴルの貿易・投資環境の整備を含む様々な課題の解決が必要であることが関係者に広く認識された点において有意義であった。

２　青年交流事業「JENESYS2017」の枠組みを通じ，モンゴルの青少年 93 名を招待し，親日派・知日派の育成を行った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」の枠組みを通じ，ゴビスンベル県スンベル郡青年植林協力隊（10 名）を招待し，環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図った。

30 年度目標

29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の２年目に当たり，本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を構築するための施策を実施する。特に重要な施策は以下のとおり。

１　ハイレベル交流の維持・強化，既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
２　IMF の支援プログラムを通じたモンゴル財政の立て直しに向けた支援
３　文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル交流及び政府間対話として，以下を実施し，戦略的関係の強化を図った。

（１）９月にウラジオストク（ロシア）で開催された東方経済フォーラムの機会に，安倍総理大臣とバトトルガ大統領との間で２度目の首脳会談を実施し，経済，安保・防衛，観光・国民交流等，両国間の「戦略的パートナーシップ」に基づく様々な協力を一層深めていくことで一致した。

（２）12 月にはフレルスフ首相が，首相として初訪日した。日モンゴル首脳会談の後，両首脳は共同声明を発表するとともに，29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021 年）」の進捗状況を確認したファクトシートを発出した。外相間においても，12 月のフレルスフ首相訪日時に日モンゴル外相会談を併せて実施した。両外相は，二国間関係及び地域情勢についての協力を一層深めていくことで一致した。

（３）８月には薗浦総理大臣補佐官がモンゴルを訪問し，防衛省が実施した能力構築支援の修了式に出席するとともに，フレルスフ首相及びツォグトバータル外相と会談を実施した。

（４）政府間対話として，４月に第３回日本・モンゴル戦略対話及び第３回日米モンゴル協議をそれぞれ東京で開催した。同戦略対話では，北朝鮮問題を始めとする地域情勢について幅広く議論し，地域・国際情勢に関する意思疎通を今後一層強化していくことで一致した。また，日米モンゴル協議では，基本的価値を共有する３か国が強固な信頼関係に基づき，北東アジア地域の平和と安定に寄与していくことの重要性で一致するとともに，共同ステートメントを発出した。

（５）議会間では，６月にエンフアムガラン国家大会議副議長が訪日した後，10 月に郡司参議院副議

長がモンゴルを訪問した。29 年のエンフボルド国家大会議議長と大島衆議院議長の相互訪問に引き続き，副議長間の相互訪問が実現し，両国議会間交流は一層強化された。
２　IMF の支援プログラムについては，12 月の日モンゴル首脳会談を始めとする様々な機会を通じ，財政再建に向けたモンゴル側の取組を粘り強く促すとともに，IMF や世銀等，他のドナーとも累次にわたる調整を実施した。
３　青少年交流事業「JENESYS2018」の枠組みを通じ，モンゴルの青少年 101 名を招へいし，企業訪問や史跡視察，被爆地訪問，防災に関する取組の紹介等を行い，親日派・知日派の育成を図った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」の枠組みを通じ，フブスグル県ダルハデン地域エコクラブ関係者（11 名）を招へいし，環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図った。

令和元年度目標

令和元年度においても，自由，民主主義，人権，法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく，互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。
１　ハイレベル交流の維持・強化，既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
２　IMF の支援プログラムを通じたモンゴル財政の立て直しに向けた支援
３　文化・人的交流の推進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは，日本と基本的価値を共有する，地域の重要なパートナーである。日モンゴルのハイレベル交流や各種政府間対話の実施を通じた関係強化は，地域・国際社会の戦略環境が一層厳しさを増す中において，その重要性が高まってきている。さらに，資源価格低迷への対応の遅れ等から極めて厳しい経済・財政状況に陥り，IMF の支援プログラム（29 年から３年間）を受け入れて経済・財政の立て直しを目指すモンゴルに対し，我が国として，他ドナーと協力しつつモンゴルの自立的発展を支援することは，二国間関係にとどまらず，地域の安定を確保する上で重要な意味を持つ。また，文化・人的交流は，裾野の広い関係を構築していく上で重要な基盤となるものであり，可能な限り深化させることが重要である。

**測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展(経済面)**

中期目標（令和３年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ，日モンゴル経済関係を一層深化させる。

29 年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
２　首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には，国際通貨基金(IMF)の下で策定された国際的な支援パッケージの一環としてのモンゴル経済再生のための協力，貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により，日本企業のモンゴル投資を側面支援すること，モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化，日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。
３　モンゴルの厳しい経済・財政状況を踏まえ，モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を検討し，両国の互恵関係の深化に繋げていく。

施策の進捗状況・実績

１　日モンゴル経済連携協定で定められた措置については，関係省庁と連携の上，関税割当等を含む具体的な措置を着実に実施しており，30 年２月に行われた日モンゴル外相会談においても，同協定の着実な実施を通じ，モンゴルの投資環境の改善を含め，両国経済関係の強化に向け努力していくことを確認した。
２及び３　５月，国際通貨基金（IMF）が理事会で，対モンゴル支援プログラムの実施を正式承認したことを受け，日本は IMF が策定した国際支援パッケージの一環として，３年間で最大 8.5 億米ドルの支援を行う構想に基づき，12 月，第１回目の 320 億円（円借款）をモンゴル政府に拠出した。
　７月，第８回日本・モンゴル官民合同協議会及び日本・モンゴル EPA 発効１周年記念セミナー・ネットワーク交流会がモンゴルにおいて行われ，日本から松村経済産業副大臣が出席し，両国の官民の代表者が経済関係強化に向けて様々な意見交換を行うとともに，ビジネス交流の活性化に向けた施策の紹介やモンゴル企業による製品紹介等を通じ，ビジネス分野における交流促進が図られた。
　９月，林幹雄衆議院議員は，衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長として同会所属議員４名を帯

同し，衆議院モンゴル訪問議員団（公式派遣）としてモンゴルを訪問した。同議員団はモンゴル要人等との間で率直な意見交換を行ったほか，同議員団に日本から同行した民間企業関係者も参加する形で，モンゴル・日本商工会議所との意見交換や日本産品の試食会を開催する等，両国関係の強化・深化に大きく貢献した。

工学系高等教育機関の機能強化に関し，29 年は，学生 95 名，教員 23 名の計 118 名が日本の大学・高専等へ留学し，工学系高等教育の機能強化につながることが期待される。また，12 月，チンゾリグ労働・社会保障相が訪日し，加藤厚生労働大臣との間で，技能実習生の送り出しや受け入れに関する約束を定めることにより，技能実習制度を通じて日本からモンゴルへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い，国際協力を推進する目的で，技能実習に関する協力覚書に署名を行った。

30 年２月，ツォグトバータル外相の訪日に合わせ，ジェトロにおいてモンゴルビジネスフォーラムが行われ，モンゴル経済の現状や投資環境について，同相の基調講演やモンゴル企業によるプレゼンテーションを通じて紹介された。

４　10 月，モンゴルで実施されている二国間クレジット制度（JCM）プロジェクトにつき，日本政府は２回目の JCM クレジット（注）を発行した。

（注）二国間クレジット制度（JCM）は，途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ，日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し，日本の削減目標の達成に寄与する仕組みであり，同制度のもとで達成された温室効果ガス排出削減量が JCM クレジットに当たる。

30 年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には，貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により，日本企業のモンゴル投資を側面支援すること，モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化，日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。

施策の進捗状況・実績

二国間経済関係の強化に向けた以下の施策を実施した。

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施

９月にウラジオストク（ロシア）において行われた日モンゴル首脳会談において，安倍総理大臣から，日モンゴル経済連携協定の着実な実施の重要性を指摘した。

12 月，フレルスフ首相訪日を前に，日モンゴル経済連携協定に基づき設置された協力に関する小委員会第１回会合をウランバートルにて開催し，二国間の貿易を一層促進するため，両国がそれぞれ推進してきた取組や，今後の課題等について議論した。

12 月のフレルスフ首相訪日の際は，日モンゴル経済連携フォーラムが開催され，中小企業を含めたモンゴルに関心のある多数の日本企業に対して，両国の講演者から最新のモンゴル投資環境の状況やモンゴルにおけるビジネスの具体的な成功事例を紹介した。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化

12 月，フレルスフ首相訪日の機会に行われた日モンゴル首脳会談において，同中期行動計画の実施状況に係るレビューを実施し，産業多角化のための人材育成や活力ある経済関係の構築に向けた両国の取組に係る進捗状況を対外公表した。

また，同首相訪日の機会を活用し，東京において，第９回日本・モンゴル官民合同協議会を実施し，当省から辻外務大臣政務官等が出席した。両国の経済関係の深化を図るべく，カシミヤ産業等での協力事例紹介や，モンゴルでのビジネス展開における改善点や課題等につき積極的な意見交換を実施した。

工学系高等教育機関の機能強化に関し，30 年は，学生 84 名，教員 17 名の計 101 名が日本の大学・高専等へ留学した。また，モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し，ビジネスコースに計 369 企業，延べ 969 名が参加した。

令和元年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には，第 10 回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ，モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また，モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化，日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国とモンゴル国の間では，28 年６月に経済連携協定が発効し，29 年３月には両国外相間で「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。この行動計画は政治・安全保障，経済，文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において，令和３年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力を具体的に明記しており，経済面におけるこれらの取組を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

30 年 12 月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ，日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで，両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また，モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており，我が国として，右課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは，モンゴル経済の発展，ひいては両国間の経済関係を強化する観点からインフラの一つとして非常に重要である。

**測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展**

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

29 年度目標

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

１　経済分野での更なる協力の深化については，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（注：５月から「亜東関係協会」は「台湾日本関係協会」に名称を変更した。）の間で，42 回目となる日台貿易経済会議を開催し，日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論した。また，９月には，台湾が日本産牛肉の輸入を 16 年ぶりに解禁した。さらに，台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け，日本台湾交流協会を通じて，科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。
２　文化関係では，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で，日台間の相互理解と友好親善を深めることを目的とした「文化交流の協力に関する覚書」が署名され，文化事業に関する相互協力がより一層強化されることとなった。

30 年度目標

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

１　経済分野での更なる協力の深化については，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で，11 月，43 回目となる日台貿易経済会議を開催し，日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論し，「AEO 相互承認に係る日台民間取決め」を始めとした５本の取決め・覚書に署名した。また，第２回日台第三国市場協力委員会が実施され，日台企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について議論・意見交換が行われた。さらに，台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け，日本台湾交流協会を通じて，科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。
２　公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で，11 月，日台間の相互理解と知的交流を深めることを目的とした「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」が署名され，国際法，福祉，環境・エネルギー分野等における共同研究を実施することとなった。

令和元年度目標

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。
１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。今後とも各分野における更なる協力関係の強化が必要であり，こうした台湾との実務関係の着実な進展に向けた取組を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

近年，投資，オープンスカイ，マネーロンダリング防止，漁業，租税等の様々な分野で日台間の実務協力を進める協力文書が作成されており，30 年度は，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で「AEO 相互承認に係る日台民間取決め」，「医療機器品質管理システム（QMS）に関する協力覚書」，「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」，「中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」，「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」が署名された。

こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため，令和元年度も引き続き，日台貿易経済会議を始め各種枠組みを通じた対話や意思疎通の強化，経済分野での更なる協力の深化や，文化交流等を通じた相互理解の深化に向けた取組を行っていくことが重要である。

**測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳，外相会談の実施回数（電話会談を除く）**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| ①日中<br>②日モンゴル | － | ①　4<br>②　3 | ①　7<br>②　2 | ①6<br>②3 | ①10<br>②3 | ①　7<br>②　3 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は，中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。

中国との首脳，外相会談の実施回数については，今後とも同国との関係改善を図っていくことが極めて重要であるため，首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていくべく，年度目標値のとおり設定した。

またモンゴルについては，「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく，首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要であるところ，それぞれ年度目標値のとおり設定した。

**測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 5 | 6 | 4 | 4 | 4 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「化学兵器禁止条約」に基づき，我が国は中国における遺棄化学兵器を廃棄する義務があり，令和４年を目標にこれを完了することとされている（ただし，28 年以降に新たに発見される遺棄化学兵器等一部を除く。）。中国各地で発見されている化学兵器が，現地調査を通じて我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを判断することは，右廃棄義務を履行する上で重要であり，中国側と調整の上，遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要があるところ，令和元年度は４か所で実施することとなった。

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①日中・日モンゴル関係 | １　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 | | | | 4-1<br>4-6 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| の推進<br>(18 年度) | 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり，緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し，切っても切れない関係にある。同時に，日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており，隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても，関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき，両国の首脳，外相，そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により，頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。<br>上記達成手段の実施により期待される効果である，首脳間の信頼関係強化，両国の国民感情の改善，経済関係の一層の強化，対日理解の増進は，いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。 | | | | |
| | ２　新日中友好 21 世紀委員会，日中歴史共同研究の実施等，民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化<br>文化，経済，学術等，幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し，両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに，中国の青少年(学者，記者，文化人，中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより，中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。<br>上記達成手段の実施により期待される効果である，両国の国民感情の改善，経済等幅広い分野での関係の一層の強化，対日理解の増進は，いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。 | | | | 4-1 |
| | ３　日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議<br>外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から，事務レベルの協議まで，日中間で各種の経済協議を行い，両国の経済関係の強化を目指す。<br>上記達成手段の実施により期待される効果である，二国間経済関係の一層の強化，地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は，いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。 | | | | 4-2<br>4-6 |
| | ４　日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進<br>「戦略的パートナーシップ」の構築に向け，「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき，ハイレベル往来及び経済関係の強化，人的・文化交流の活性化，地域・地球規模の課題への取組における連携強化の４本柱の下で，具体的な関係強化を図っていく。<br>このような取組により，日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。 | | | | 4-3<br>4-4<br>4-6 |
| | 459<br>(385) | 436<br>(207) | 417<br>(344) | 403 | 009 |
| ②アジア友好促進補助金<br>(昭和 47 年度) | 台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ，台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ，関係維持のための様々な取組を行う。<br>こうした取組は，日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。 | | | | 4-5 |
| | 1,469<br>(1,400) | 1,627<br>(1,587) | 1,684<br>(1,586) | 1,668 | 007 |
| ③中国遺棄化学兵器問題への取組<br>(４年度) | 中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため，現地調査によって状況を確認するとともに，当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。<br>こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。 | | | | 4-1<br>4-7 |
| | 571<br>(521) | 776<br>(670) | 828<br>(707) | 417 | 008 |
| ④中国における日本理解促進に係る経費<br>(27 年度) | 中国社会が直面する様々な課題は，日本がかつて又は現在も直面するものも多く，日中協力の可能性は大きいが，中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で，中国の知識人や一般国民に対し，環境や高齢化，又民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。 | | | | 4-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 上記達成手段の実施により期待される効果である，国民レベルでの対日理解の増進，共通課題における協力に対する認識の強化等は，日中両国の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。 | | | | |
| | 8<br>(8) | 1<br>(0.4) | 1<br>(0.2) | 1 | 006 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野５　タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

１　我が国とメコン河流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマー)との間において，政府間の要人往来を始め，政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進する。

２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備,同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・「日メコン協力のための東京戦略 2018」及びその別添（「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」，「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」及び「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成 30 年 10 月９日に開催された第 10 回日本・メコン地域諸国首脳会議にて採択）

### 測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

中期目標（--年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し，各国との二国間関係を強化する。

29 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。（毎年全てのメコン各国と，首脳・外相会談を実施）

２　第９回日メコン首脳会議及び第 10 回日メコン外相会議を開催し，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。

３　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

８月，フン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われ，二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに，地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行ったほか，５月に岸外務副大臣，10 月に堀井巌外務大臣政務官，30 年１月に中根外務副大臣，３月に薗浦総理大臣補佐官がプノンペンを訪問し，それぞれ政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（２）ラオス

安倍総理大臣は，６月，国際会議に出席するため訪日したトンルン首相との間で首脳会談を行い，ラオスに対する人材育成・財政安定化支援や，「日ラオス開発協力共同計画」の着実な実施などについて確認した。また，岸田外務大臣は，トンルン首相の訪日に随行したサルムサイ外相との間で３度目となる外相会談を行ったほか（過去の２回は 28 年５月及び７月），河野外務大臣も，30 年３月，就任後，初となる外相会談を，訪日したサルムサイ外相との間で実施した。また小田原外務大臣政務官（７月），堀井巌同政務官（９月），薗浦総理大臣補佐官（30 年２月）が相次いでラオスを訪問し，首相表敬を含む政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（３）ミャンマー

８月に岸外務副大臣，９月に堀井巌外務大臣政務官，11 月に中根外務副大臣，30 年１月に河野外務大臣，２月に薗浦総理大臣補佐官，３月に堀井巌外務大臣政務官がミャンマーを訪問し，政府要人との意見交換を行った。12 月，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム出席のため訪日したティン・チョウ大統領との間で首脳会談を行い，ミャンマーの民主的国造りのための支援やラカイン州情勢などについて協議した。

（４）タイ

29 年は日タイ修好 130 周年を迎え，両国の緊密な友好関係と更なる協力促進の重要性が周年事業の実施やハイレベル交流を通じて再確認される年となった。

具体的には，訪日したソムキット副首相及びドーン外相による安倍総理大臣表敬がそれぞれ行われ，国内外において日タイ外相会談が３回実施されたほか，６月には，東京で第３回ハイレベル合同委員会が実施され，ソムキット副首相等を始めとする多数の閣僚が訪日した。

主な成果としては，外相会談において，北朝鮮に対する圧力強化の重要性に関し一致したほか，第３回ハイレベル合同委員会においてタイの東部経済回廊（EEC）の開発，インフラ輸出等に関する協力を含む７つの協力覚書が交換された。

（５）ベトナム

４月のズン計画投資相の訪日，５月のミン副首相兼外相の訪日，６月の公式実務訪問賓客としてのフック首相の訪日，11 月ベトナム APEC 開催時に安倍総理大臣，河野外務大臣の訪問，30 年１月の中根外務副大臣の訪問等，ハイレベルでの緊密な意見交換が行われた。６月のフック首相訪日の際には，二国間関係や地域・国際社会における協力（ASEAN，APEC，TPP，北朝鮮問題等）に関する「日本とベトナムの広範な戦略的パートナーシップの深化に関する共同声明」を発出した。

２　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進

８月，マニラ（フィリピン）において，第 10 回日メコン外相会議が開催され，河野外務大臣が出席し，議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では，「新東京戦略 2015」の第一の柱である産業基盤インフラの整備及び「ハード連結性」の強化に関し，日メコン連結性イニシアティブの下で，日本がアジア開発銀行等の機関と連携して，「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を着実に実施していることが評価された。それに加えて，同戦略の第二の柱である通関の円滑化や産業人材育成といった「ソフト連結性」の強化のための取組についても，日本とタイによるメコン地域における産業人材育成に関する協力覚書への署名に代表されるように，着実に実施されていることが歓迎された。

また，11 月，マニラにおいて，第９回日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され，安倍総理大臣が出席し，議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では，「「新東京戦略 2015」の実現のための日・メコン行動計画」，「日・メコン連結性イニシアティブ」及び「メコン産業開発ビジョン（MIDV）」とその行動計画といった具体的な計画によって支えられる「新東京戦略 2015」の実施が進捗していることが高く評価された。

３　議会間，議員間交流

カンボジアとは，８月，フン・セン首相訪日の機会に，日メコン友好議員連盟の塩谷立会長ほかが表敬訪問を行い，また，日カンボジア友好議員連盟の今村雅弘幹事長，小渕優子事務局長ほかとの昼食会も行われた。ラオスとは，５月，日ラオス友好議員連盟の土屋品子幹事長及び小渕優子事務局長が共に訪問し，トンルン首相表敬などを実施し，またトンルン首相の訪日時（６月）やラオス政府の副大臣，副知事級 20 名が JICA 研修で訪日した際（12 月），議員連盟主催の歓迎会が開催された。ミャンマーとは，５月，自民党司法制度調査会及び山本幸三日ミャンマー友好議員連盟幹事長等が訪問した。タイとは，12 月，超党派９名からなる国会議員団がタイを訪問し，ソムキット副首相及びドーン外相との会談，スラチャイ国家立法議会副議長及びタイ側友好議員団との交流を実施した。同月には，山本一太参議院議員もタイを訪問した機会を捉えてタイ側友好議員団と交流した。ベトナムとは，衆議院議長として 15 年ぶりの訪問となる，５月の大島衆議院議長の訪問，８月の自民党青年局の訪問，同月のチン・越日友好議員連盟会長の訪日等を実施した。以上の取組により，議会間，議員間交流の深化が図られた。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流の推進

22 年から毎年開催していた本フォーラムではあるが，29 年はメコン地域諸国との日程の調整がつかず，開催することができなかった。しかしながら，JENESYS を通じたメコン諸国との人的・知的交流や，日タイ外交関係 130 周年の機を捉え，日タイ修好 130 周年記念コンサートなどの交流を実施した。

30 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年，全てのメコン各国と，首脳・外相会談を実施）。

２　第 10 回日メコン首脳会議及び第 11 回日メコン外相会議を開催し，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。

３　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（1）カンボジア

30年は外交関係樹立65周年の年であり，ハイレベルでの活発な交流・意見交換や，「絆フェスティバル 2018」等の周年行事の実施等を通じ，両国のあらゆる分野における友好協力関係の促進の重要性を再確認した。具体的には，10 月，フン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われたほか，４月には河野外務大臣がプノンペンを訪問，９月にはプラック・ソコン副首相兼外務国際協力相が訪日したことで，外相相互訪問が実現した。このほか，第三国でのハイレベル間の交流も活発に行われた（ASEAN関連外相会議（８月）での外相会談，世界経済フォーラムASEAN会合（９月）での河野外務大臣によるフン・セン首相表敬，辻外務大臣政務官によるプラック・ソコン副首相兼外務国際協力相表敬（31年２月）ほか）。

（2）ラオス

安倍総理大臣は，６月及び10月，訪日したトンルン首相と首脳会談を行い，ラオスに対する人材育成，不発弾除去，財政安定化に係る支援や，「日ラオス開発協力共同計画」の着実な実施について確認した。また，河野外務大臣は，４月，就任後初めてラオスを訪問し，サルムサイ外相と外相会談を行ったほか，６月には訪日した同外相と再度外相会談を実施した。８月には中根外務副大臣がラオスを訪問し，副首相表敬を含む政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（3）ミャンマー

６月にチョウ・ティン・スエ国家最高顧問府大臣が訪日したほか，７月に河野外務大臣が，31 年１月に阿部外務副大臣がミャンマーを訪問し，二国間関係のほか，ラカイン州情勢や少数民族和平等に関する意見交換を行った。また，10月，日メコン首脳会議への出席のため，アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日し，安倍総理大臣との間で，ミャンマーの民主的国造りのための支援やラカイン州情勢などの諸課題につき，意見交換を行った。

（4）タイ

10 月の日メコン首脳会議開催の際には，プラユット首相就任後，４度目となる訪日が実現し，日タイ首脳会談において，タイの政治情勢，メコン地域協力，地域情勢等について議論した。７月にはソムキット副首相等を始めとする多数の閣僚が訪日し，安倍総理大臣表敬を行ったほか，第４回日タイ・ハイレベル合同委員会を開催し，菅官房長官を始めとする関係閣僚と，環太平洋パートナーシップ協定（TPP11），日タイ経済連携協定（JTEPA），東アジア地域包括的経済連携（RCEP），タイランド4.0のための産業連携とタイ東部経済回廊（EEC），鉄道協力，日タイの地域と地域の協力等につき意見交換を実施し，共同プレス声明を発表した。

また，日本側からも，６月，河野外務大臣がタイを訪問し，プラユット首相表敬及び日タイ外相会談を実施し，タイの政治情勢，日メコン協力，地域情勢等について意見交換を行ったほか，ドーン外相と共にバンコクにおいて第３回パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)閣僚級会合を開催した。また，５月に中根外務副大臣が，６月に宮越総理大臣補佐官がタイを訪問し，政府の要人との高いレベルでの意見交換を行った。31 年２月には薗浦総理大臣補佐官がタイを訪問し，我が国自衛隊が参加する多国間共同訓練「コブラゴールド」を視察し，邦人保護措置訓練の視察を行った。

（5）ベトナム

外交関係樹立45周年であり，５月のチャン・ダイ・クアン国家主席（９月に現職のまま逝去）の国賓訪日は，滞在中の安倍総理大臣との首脳会談において「広範な戦略的パートナーシップ」を更に促進するための共同声明を発表する等，両国関係の強化を象徴する訪日となった。８月には中根外務副大臣がベトナムを訪問し，ハノイでミン副首相兼外相ほかと会談を行ったほか，ホーチミンでも政府要人との会談を実施した。９月には河野外務大臣がベトナムを訪問し，日越協力委員会第10回会合を開催した。10 月には日メコン首脳会議開催の際にフック首相が訪日し，首脳会談を実施し，二国間関係のほか，北朝鮮や南シナ海を始めとする地域・国際情勢等について議論した。

2　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進

４月に「日・メコン連結性イニシアティブ」の第３回シニア・レベル・ワーキング・グループ（SLWG）を開催し，連結性強化を始めとする「新東京戦略 2015」の下での日メコン協力をレビューした。８月にシンガポールにおいて第11回日メコン外相会議を，10 月に東京において第10回日メコン首脳会議を開催した（注：「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ等については，測定指標５－３参照）。

3　議会間，議員間交流

メコン各国への訪問については，7月に日メコン友好議連の塩谷立会長ほかがミャンマー及びベトナムを，日ミャンマー友好議連の逢沢一郎会長ほかがミャンマーを訪問した。9月には日ベトナム友好議連会長の二階俊博会長が総理大臣特使として故クアン・ベトナム前国家主席の国葬に出席，12月には塩崎恭久日タイ友好議連会長がタイを，日ラオス友好議連の河村建夫会長ほかがラオス及びカンボジアを訪問した。このほか，衆議院予算委員会公式派遣（８月，ラオス，ベトナム等），参議院重要事項調査班（12月，ベトナム及びタイ），参議院ODA調査団（31年１月，ベトナム及びラオス）などもメコン各国を訪れた。

日本においては，プラック・ソコン副首相兼外務国際協力相訪日（９月）の際に日カンボジア友好議連の今村雅弘会長ほかが表敬を行ったほか，10月には第10回日メコン首脳会議で各国首脳が訪日した機会を捉え，日メコン友好議連主催の朝食会が実施され，各国友好議連も食事会や表敬をそれぞれ実施した。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流の推進

JENESYSを通じたメコン諸国との人的・知的交流や，日本カンボジア外交関係樹立65周年や日本ベトナム外交関係樹立45周年の機を捉え，カンボジアに関しては両国首脳・外相間の祝辞交換や計77件の記念交流行事，ベトナムに関しては第５回ジャパン・ベトナム・フェスティバルや日越友好音楽祭等の官民レベルでの様々な交流を実施した。他方，標記フォーラムについてはメコン地域諸国との日程の調整がつかず，開催できなかった。

令和元年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年，全てのメコン各国と，首脳・外相会談を実施）。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は，東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており，地政学的に重要な同地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は，我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり，メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて，ASEAN域内の格差を是正し，統合を促進していく必要がある。また，これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり，この友好関係を強化することを通じて，我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは，国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には，天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており，日本企業にとって重要な投資，インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。その際，日本以外の主要国とメコン諸国の往来の回数やレベル，議論の内容も参考にしていく。

**測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備**

中期目標（--年度）

各種投資委員会，フォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境を整備し，経済関係の緊密化に取り組む。

29年度目標

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき，「日・メコン連結性イニシアティブ」の下，引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境を整備する。

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会，フォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境を整備し，経済関係の緊密化に取り組むほか，民間企業の大型投資案件等に現地公館を通じ支援を行うことで，日本の強みを生かし，経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（１）カンボジア

６月に第 15 回，30 年２月に第 16 回の日カンボジア官民合同会議を開催し，駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め，税優遇制度，投資関連法制，環境規制など，カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（２）ラオス

12 月，第 11 回日ラオス官民合同対話を開催し，駐ラオス大使とスパン計画投資相の共同議長の下，３つの業種別ワーキンググループ（駐在員事務所設立に係る管理，製造業及び農業）において，法律・政策の透明性や税制等に係る協議を行った。

（３）ミャンマー

８月，日ミャンマー共同イニシアティブ（フェーズ２）の第４回全体会合を開催した。駐ミャンマー大使及びチョウ・ウィン計画財務相等との間で，５つの作業部会（産業政策，輸出入，金融・保険，税務及び投資促進）における議論を基に，税関手続に関する相互理解の促進，自動車政策に関する工業省と民間の議論開始，ヤンゴン証券取引所の上場企業への税制インセンティブ等，投資促進に向けた前向きな取組を確認した。

（４）タイ

日・タイ経済連携協定（JTEPA）を締結してから 10 年目にあたり，８月，バンコクにて，第４回合同委員会（中根外務副大臣及びウィラサック外務副大臣が共同議長）を開催し，一般的見直しの議論を開始することに合意した。

12 月，東京において第１回見直し小委員会が開催され，JTEPA の見直しに関し，現状・基本的考え方の確認を行った。

また，６月に実施した第３回日タイ・ハイレベル合同委員会において，両国の経済関係を一層促進するため７件の個別経済分野に関する協力覚書（東部経済回廊（EEC）及び産業構造高度化，鉄道，電子基準点，中小企業及び産業人材育成，情報通信・デジタル経済，タイ工業省産業振興局と日本貿易振興機構との連携，経済地理シュミレーションモデル（GMS）を用いた EEC 開発の分析及び視覚化に関する意図表明）を締結した。

（５）ベトナム

12 月，日越共同イニシアティブ第６フェーズ最終評価会合を開催し，労働，賃金，運輸・ロジスティクス，サービス業，中小企業支援，投資法・企業，医薬品輸入業につきワーキンググループに分かれ協議を終えた。同イニシアティブは，日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており，これとの重複を避ける観点から，日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

８月，第 10 回日メコン外相会議において河野外務大臣から，この 10 年で日本とメコン地域の経済交流が活発化しており，メコン地域への日本企業の関心は顕著に高いこと，今後とも官民挙げて地域の発展を後押ししていく旨述べた。また，「日メコン連結性イニシアティブ」実現のため立ち上げた，日本及びメコン地域諸国で構成するシニアレベル・ワーキング・グループにおいて，日本が優先的に実施すべき ODA プロジェクトを特定した旨，また「生きた連結性」を実現していくにはシングルウィンドウの実現を含む通関の円滑・効率化やインフラの維持や管理に携わる人材育成等，ソフト面の課題への対処が必要である旨述べ，各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため，30 年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップを開催することを提案した。

11 月，日メコン首脳会議において安倍総理大臣より，域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であり，制度整備，人材育成，地域開発の三点に一層重点を置き，「生きた連結性」を実現したい旨発言し，近く日本へ各国の専門家を招待し知見を深めてもらう機会を提案した。メコン地域諸国からは，提案を歓迎するとともに，日本の協力は，域内の産業バリューチェーンにメコン地域を組み込むことに貢献しており，今後，産業の高度化を図るためにも協力したい旨発言があった。また，日本を含む諸外国からの直接投資の増加のために投資環境も整備したいという発言があった。

30 年度目標

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき，「日・メコン連結性イニシアティブ」の下，引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境の整備を進める。

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会，フォーラムを実

施し，メコン地域の貿易投資環境の整備を進め，経済関係の緊密化に取り組むほか，民間企業の大型投資案件等について現地公館を通じ支援を行うことで，日本の強みをいかしつつ，経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（１）カンボジア

31 年２月に第 17 回の日カンボジア官民合同会議を開催し，駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め，カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（２）ラオス

12 月，第 12 回日ラオス官民合同対話を開催し，駐ラオス大使とスパン計画投資相が共同議長を務め，３つの業種別 WG（駐在員事務所の設置期限延長，製造業及び貿易・運輸業）において，法律・政策の透明性や税制等に係る協議を行った。

（３）ミャンマー

11 月，日ミャンマー共同イニシアティブ（フェーズ２）第６回全体会合を開催し，ミャンマー側からは，ソー・ウィン計画財務相及びタウン・トゥン投資・対外経済関係相が出席した。小売・卸売業の外資開放，為替バンド規制の廃止，外国銀行により提供可能な金融サービスの範囲の拡大，法人税に係る申告納税制度の着実な移行，ミャンマー投資促進計画（MIPP）の公表等が確認された。

（４）タイ

日・タイ経済連携協定（JTEPA）の一般見直しに関し，４月，バンコクにて，第２回見直し小委員会を開催し，各分野の双方の立場を表明し，今後の進め方について議論を行った。また，31 年１月，東京にて，第３回見直し小委員会を開催し，これまでの小委員会での議論をまとめた報告書を作成した。加えて，JTEPA の下で，７月，東京にて農業，林業及び漁業に関する特別小委員会，食品安全に関する特別小委員会，地域間連携に関する特別小委員会が開催され，両国間のそれぞれの分野に関する協力案件について議論した。

また，７月に実施した第４回日タイ・ハイレベル合同委員会において，東部経済回廊（EEC）を中心としたタイ産業の高度化に向け，日本産業界の声を伝えるための日タイ対話の実施，インフラを含めた EEC に係る情報共有等の協力を表明するための，コネクティッド・インダストリーズに関する経済産業省とタイ工業省の枠組文書を交換した。

（５）ベトナム

８月，日越共同イニシアティブ第７フェーズ会合を開催し，投資法・企業法，司法制度改善，土地法改正，国営企業改革・株式市場改革，裾野産業振興策，労働・賃金，PPP 改正法案，LNG 活用インフラ整備，サービス産業等に関するワーキングチームを立ち上げた。同イニシアティブは，日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており，これとの重複を避ける観点から，日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

第 10 回日メコン首脳会議の場で，安倍総理大臣から，日本企業によるメコン地域への投資が過去３年間で２兆円を超え，メコン地域の発展に重要な役割を果たしていることを強調しつつ，こうした実績を踏まえ，ODA を始めとした公的資金を活用し，これまで以上の民間投資の実現を後押ししたいとの決意を表明した上で，各国首脳に対し，日本企業の声に耳を傾け，投資環境の整備を着実に進めるよう要請した。また，同首脳会議の機会を捉え，メコン各国首脳の出席を得て，東京で日メコンビジネスフォーラム（ジェトロ主催）が開催され，500 名を超える企業関係者にメコン各国への投資の魅力等について発信したほか，メコン各国から企業を招いて日本企業との商談会も併催した。

令和元年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトに基づき，引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境の整備を進める。

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会，日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境の整備を進め，経済関係の緊密化に取り組むほか，民間企業の大型投資案件等について現地公館を通じ支援を行うことで，日本の強みをいかしつつ，経済分野の関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要であるため。

10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトの下で各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは，同地域への日本企業の進出を一層促進し，二国間のみならず，メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

**測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊**

中期目標（--年度）

首脳，外相会議を通じ，日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

29 年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

１　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

８月の第 10 回日メコン外相会議では，河野外務大臣から，この１年間で，南部経済回廊を構成するカンボジア国道５号線の改修事業やベトナムの南北高速道路建設事業を実施し，また，タイとの間で「産業人材育成に関する覚書」を署名するなど，２年目を迎えた「新東京戦略 2015」の下で，多くのプロジェクトが順調に実施されているとの評価を示した。また，「生きた連結性」実現のためには，ソフト面の課題への対処が必要であるとして，各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため，30 年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップ開催を提案した。

11 月の第９回日メコン首脳会議では，安倍総理大臣から，「新東京戦略 2015」を実現するための，28 年から 30 年までの３年間で 7,500 億円の支援を実施することについては，既に３分の２以上を実施したことを説明した。また，域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であるとして，制度整備，人材育成，地域開発の三点に一層重点を置き，「生きた連結性」の実現を目指す旨発言。さらに，ソフト連結性に係る現在の課題と日本の取組をまとめた文書を配布し，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」の進捗状況をメコン諸国と共有した。

２　グリーン・メコン・フォーラムの開催

30 年２月，第５回グリーン・メコン・フォーラムが，日・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催され，志水南部アジア部参事官及びスリザムート・タイ外務省国際経済局長が共同議長を務めた。このフォーラムでは，日本及びメコン諸国（カンボジア，ラオス，ミャンマー，タイ及びベトナム）の関係省庁，並びに国際協力機構（JICA），国連国際防災戦略事務局等からそれぞれ関係者が出席し，「気候変動と再生可能エネルギー」及び「水資源管理及び災害リスク削減」に関する意見交換を行った。

出席者及び参加機関は，地域の環境・気候変動に関連した諸問題及び地域の連結性の強化に取り組むため，「「グリーン・メコンに向けた 10 年」イニシアティブに関する行動計画」の下，環境の持続可能性と経済成長の両立に重点を置きながら，日・メコン協力を強化していく決意を共有した。

30 年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

１　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

８月に開催された第11回日メコン外相会議では，第３回シニア・レベル・ワーキング・グループ（SLWG）での議論を踏まえつつ，「日メコン連結性イニシアティブ」の主要案件の定量的評価に基づき，「新東京戦略2015」の下での日メコン協力のレビューを行い，日メコン協力が，連結性強化等，メコン地域の発展に大きな貢献をしていることを再確認した。また，日メコン協力の新たな三本柱（連結性，人，環境）を特定し，同三本柱に沿った新たな戦略を採択すべく作業を進めることで一致した。これを受け，10月に開催された第10回日メコン首脳会議において，「新東京戦略2015」及び「日メコン連結性イニシアティブ」の成果を総括しつつ，今後の日メコン協力の方向性を示す「東京戦略2018」を採択した。

２　グリーン・メコン・フォーラムの開催

30年度については，10月に採択した「東京戦略2018」の下で今後のグリーン・メコン・フォーラムの内容を検討していることに加え，共催国であるタイ側の意向も踏まえ，同フォーラムは実施しなかった。そのほか，環境分野の取組として，JENESYSの枠組みを活用し，大気環境改善というテーマの下，メコン各国の環境分野に関わる若手行政官を日本に招へいした。

令和元年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，質の高いインフラ等について議論する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

「新東京戦略2015」及び「行動計画」のフォローアップとしての「東京戦略2018」の具体化は，メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また，グリーン・メコン・フォーラムの開催は，メコン地域諸国との協力を環境及び官民連携の視点から強化する上で重要である。

**測定指標５－４　要人往来数（政務官レベル以上）**

| | 中期目標値 | 29年度 | | 30年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 50 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 37 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域諸国との間の要人往来数の測定は，日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で，有益であるため。

緊密な往来を実現し，各国との関係強化を図るため，上記のとおりの水準とした。

**測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進**

注：29年度は定量的目標のみの指標であったが，30年度から，年度目標に定性的目標を追加したため，定性的指標として再編。

中期目標

日本とベトナムの経済連携強化のため，関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入れ病院・施設・関係自治体と連携しつつ，経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

29年度目標

日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上の合格率：研修人数の８割以上。

施策の進捗状況・実績

日本語能力試験Ｎ３以上合格率は87.4%と目標値（８割以上）を達成した。

30年度目標

１　約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ，EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日本語能力試験Ｎ３以上の合格者
日本語能力試験Ｎ３以上合格率は82.9%と目標値（８割以上）を達成した。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じた，EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進
EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入れ推進のため，外務省の取組として，訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか，厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援に対する協力を行った。そのほか，関係省庁，国際厚生事業団（JICWELS），受入れ病院･施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入れ支援懇談会への出席，関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催，JICWELSによる巡回訪問への同行視察，神奈川県EPA候補者激励会への出席等）。

令和元年度目標

１　約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ，EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには，経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から，日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは，日越間の経済連携を深化させるものである。

約12か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験Ｎ３（(注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は，複数の日本語教育専門家によれば６割～８割程度であるため，８割以上のＮ３以上合格率を同研修の目標とする。

・経済財政運営と改革の基本方針（30年６月改訂　閣議決定）
第２章　４．新たな外国人材の受入れ
「専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進める」
（参考）働き方改革実行計画行程表　（29年３月決定）
項目６．⑬外国人材受入れの環境整備　（外国人介護福祉士の活用）
・ニッポン一億総活躍プラン（28年６月２日　閣議決定）
４．「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向　（１）介護の環境整備
「なお，経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに，…略…それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。」

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①メコン地域諸国との友好関係の | １　要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進<br>タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため，要人往来，各種会談・協議及び交流事業を実施する。 | | | | 5-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 強化<br>(16年度) | これにより，メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。 | | | | |
| | ２　東南アジア対外関係調査<br>東南アジアにおける中国の影響力の増大についての情報収集及び分析，並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。<br>要人往来，各種会談協議に向けた準備の一環として，メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは，メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。 | | | | 5-1 |
| | ３　経済協議の推進と貿易投資環境の整備<br>タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため，各種経済協議やフォーラムを実施する。<br>様々な経済協議やフォーラムを通じて，メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。 | | | | 5-2 |
| | ４　メコン地域開発支援<br>日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。<br>タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため，日メコン外相会議，日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また，我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し，アジア大洋州地域の重要なプレーヤーであるASEAN全体と我が国との関係強化につながる。 | | | | 5-3 |
| | 18.6<br>(15.1) | 16.9<br>(17.3) | 70.8<br>(52.3) | 19 | 010 |
| ②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修<br>(25年度) | ベトナムとの経済連携の強化のため，日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し，日本の受入れ病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として，訪日前に約12か月間の日本語等研修を行う。<br>訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え，厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか，関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入れ支援懇談会への出席，関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催，国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察，地方自治体の取組への支援等）。<br>これらにより，日越間の経済連携を強化させる。 | | | | 5-5 |
| | 335<br>(268) | 321<br>(293) | 321<br>(294) | 377 | 011 |
| ③カンボジア総選挙への選挙監視要員派遣経費<br>(30年度) | カンボジア政府は選挙プロセスの透明性向上のため，次期国政選挙への監視員派遣を各国に呼びかけているところ，実施については諸情勢にかんがみて検討中であるものの，実施が妥当と判断されれば，我が国として選挙監視団を派遣する。<br>選挙プロセスの透明性向上に寄与するとともに，我が国の選挙改革支援の効果も検証し，カンボジアにおける民主主義の更なる定着を支援する。選挙監視への参加を含む選挙改革支援は，29年８月の首脳会談においてカンボジア側から要請されたものであり，両国関係の強化にも資する。 | | | | 5-1 |
| | － | － | 7<br>(0) | 0 | 012 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

**個別分野６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化**

施策の概要

以下の事業を通じ，インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
２　EPA の着実な実施を含む経済関係緊密化の促進
３　平和構築等，地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・未来投資戦略 2017（旧：日本再興戦略）（平成 29 年６月９日）
　中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①　外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

**測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊**

中期目標（--年度）

インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

29 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
　例：ASEAN 議長国であるフィリピンとの関係強化等
２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
（１）各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現
（２）日・マレーシア外交関係樹立 60 周年（29 年）の実施により交流を強化

施策の進捗状況・実績

１　11 月，安倍総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でフィリピンを訪問し，首脳会談を４か国（マレーシア，インドネシア，ブルネイ及びフィリピン）との間で実施し，経済協力等の二国間関係のほか，北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い，緊密に連携していくことで一致した。８月には河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でフィリピンを訪問し，外相会談を２か国（フィリピン及びインドネシア）との間で実施したほか，11 月に APEC 閣僚会議でダナンを訪問し，外相会談をブルネイとの間で実施した。また，30 年１月に河野外務大臣はシンガポールでのトランジット時に外相会談を行い，２月にはシンガポール及びブルネイを訪問し，二国間関係のほか，北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢や自由貿易の推進等幅広い議題について意見交換を行った。外国からは，ユスフ・カッラ・インドネシア副大統領が６月に，ドゥテルテ・フィリピン大統領が 10 月に来日するなどして，各国との信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について意見交換を行った。
　特に，29 年はフィリピンが ASEAN 議長国であったことから，上記以外にも，カエタノ外相（６月），日フィリピン経済協力インフラ合同委員会においてフィリピン側の閣僚９名（９月）が訪日する等，日フィリピン間ではハイレベルによる活発な往来が行われ，より緊密な信頼関係が醸成された。
２（１）政策対話の強化については，インドネシアとの第３回外務・防衛当局間協議（７月）を始め，各国との間で二国間の重要課題について，事務レベル協議を実施した。
　人物交流については，政府高官及びマスメディアや学生など，記者招へいや多層的ネットワーク招へい等，各種招へいスキームを活用し，交流が行われた。また，閣僚級招へいでは１名，及び戦略的実務者招へいでは２名の招へいを行った。さらに，JENESYS2017 を通じて，約 950 人の青少年を含む交流を行った。
（２）人的・文化交流の強化のため，日・マレーシア外交関係樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努めた。４月には，皇太子殿下がマレーシアを御訪問され，９月には，パンディカー・マレーシア下院議長が訪日した。また，マレーシアで，日本を代表する伝統芸能「能楽」の公演や書道家の

紫舟氏によるデモンストレーション,現代武道９道と古武道３流派からなる日本武道代表団による演武を始めとする約 120 の事業が実施されるなど，日・マレーシア外交関係樹立 60 周年を祝う記念行事が開催された。

30 年に国交樹立 60 周年を迎えたインドネシアについては，60 周年の開会式典が 30 年１月にジャカルタで行われ，二階自民党幹事長（総理特使）一行がインドネシアを訪問し，ジョコ大統領及びカッラ副大統領ほか，インドネシア側の要人と活発な意見交換を行ったほか，大規模なオープニング・イベント（プロジェクション・マッピング等）が開催され，日インドネシアの友好関係に相応しい幕開けとなった。

30 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について，次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化

例：ASEAN 議長国であるシンガポールとの関係強化等

２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化

（１）各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

（２）日・インドネシア国交樹立 60 周年（30 年）関連行事の実施により交流を強化

施策の進捗状況・実績

１　11 月，安倍総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でシンガポールを訪問し，首脳会談を３か国（インドネシア，フィリピン及びシンガポール）との間で実施し，経済協力等の二国間関係のほか，北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い，今後も緊密に連携していくことで一致した。８月には河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でシンガポールを訪問し,外相会談を４か国(インドネシア，東ティモール，ブルネイ及びシンガポール）との間で実施した。また，６月に河野外務大臣はインドネシアを，７月にはマレーシアを，10 月には東ティモールを（同国への日本の外務大臣の訪問は同国の独立回復以来初），31 年２月にはフィリピンを訪問し，各国政府要人との間で二国間関係のほか，「自由で開かれたインド太平洋」の実現や北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢等幅広い議題について意見交換を行った。外国からは，マハティール・マレーシア首相が６月，８月及び 11 月に来日するなどして，交通や教育，人材開発を含む二国間関係の促進や北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢での協力関係の向上について意見交換を行った。特に，30 年はシンガポールが ASEAN 議長国であったことから，上記以外にも，ベルギーで開かれた ASEM 首脳会合（10 月）の機会を捉えて首脳会談が行われるなど，日シンガポール間ではハイレベルによる活発な議論が行われ，より緊密な信頼関係が醸成された。

２（１）政策対話の強化については，フィリピンとの第四回次官級戦略対話（６月）を始め，各国との間で二国間の重要課題について，事務レベルの協議を実施した。

人物交流については，閣僚級招へいでベリョ・フィリピン労働雇用相を招いて関係者と有意義な意見交換を行ったほか，戦略的実務者招へい，記者招へいや多層的ネットワーク招へい等，各種招へいスキームを活用し，政府高官及びマスメディアや学生などとの交流を行った。さらに，JENESYS2018 を通じて，約 850 人の青少年を含む交流を行った。

（２）人的・文化交流の強化のため，日インドネシア国交樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努め，1 年間で日本及びインドネシアにおいて合計 329 件の記念事業が行われた。４月には，日インドネシア国交樹立 60 周年記念シンポジウム（外務省後援）が東京で開催され，インドネシアからバンバン国家開発企画庁長官，バスキ公共事業・国民住宅相等の要人が訪日して登壇し，日本側から，河野外務大臣が基調講演を行うとともに，福田康夫元総理大臣，二階自民党幹事長（日インドネシア国会議員連盟会長）等による講演が行われた。また，12 月にジャカルタにおいて，インドネシア独立 100 周年にあたる令和 27(2045)年における両国の協力関係のあり方及びそれに向けての協力について議論する「プロジェクト 2045」セミナーが実施され，両国有識者による提言が提出された。同提言のフォローアップの方法についてインドネシア側と協議を開始した。

令和元年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について，次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化

例：31 年４月に大統領選挙が行われるインドネシアとの関係強化等

２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化

例：各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は，双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化，各種経済案件における協力進展に寄与し，関係強化における重要な要素であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

**測定指標６－２　各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊**

中期目標（--年度）

個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに，経済連携協定（EPA）の着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

29年度目標

１　マレーシア，シンガポール間の高速鉄道建設等，インフラ輸出支援を念頭に，日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し，特に日・インドネシアEPA，日フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び候補者の受入れ拡大を目指し，効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　12月に入札が開始となったマレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については，新幹線システムの導入に向け，マレーシア及びシンガポールに対し，パンディカー・マレーシア下院議長の訪日（９月），デバマニ・マレーシア首相府副大臣の訪日（10月）や堀井巌外務大臣政務官のシンガポール訪問（10月），薗浦総理大臣補佐官のマレーシア及びシンガポール訪問（12月）等の要人往来の機会をとらえて累次の働きかけを積極的に行った。

インドネシアについては，パティンバン新港，ジャワ島北幹線鉄道高速化，ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について，首脳会談，外相会談，各種二国間協議の機会をとらえ，様々なレベルで働きかけを行った。パティンバン新港については，港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように，ジャワ島北幹線鉄道高速化については，日本の技術や知見を活用して事業が行えるように，さらに，MRTについては，現在進んでいる南北線（フェーズ１）において，予定されている開業時期を念頭に，工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ，関係する日本企業が円滑に事業を進められるようインドネシア政府側に働きかけるなど，側面支援を実施した。

フィリピンについては，10月のドゥテルテ大統領の訪日時に，「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し，マニラ首都圏の地下鉄事業を含むインフラ整備等，幅広い分野での協力推進を両国首脳間で合意した。11月に安倍総理大臣がASEAN関連首脳会議でフィリピンを訪問した際には，両国首脳の立ち会いの下，「マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ１）（第一期）」，「幹線道路バイパス建設計画（III）」及び「カビテ州産業地域洪水リスク管理計画」等を含む５件の署名文書の交換が行われた。

２　日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本の国家試験の模擬試験を実施し，当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続し，29年度に受け入れた看護師・介護福祉士候補者数は，28年度の615名から649名へ増加した。また，29年度の看護師国家試験における合格率は，28年度の約12%から約15%に向上した。他方，介護福祉士国家試験における合格率は，約38%となり，28年度から約12ポイント落ち込む結果となった。

30年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に，日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し，特に日・インドネシアEPA，日フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び候補者の受入れ拡大を目指し，効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　インドネシアについては，パティンバン港，ジャワ島北幹線鉄道高速化，ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について，首脳会談，外相会談，各種二国間協議の機会を捉え，様々なレベルで働

きかけを行った。パティンバン港については，港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように，ジャワ島北幹線鉄道高速化については，日本の技術や知見を活用して事業が行えるように，さらに，MRT については，南北線（フェーズ１）において，予定されている開業時期を念頭に，工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ，関係する日本企業が円滑に事業を進められるよう，インドネシア政府側に働きかけるなど，側面支援を実施した。このうち，MRT 南北線については，31 年３月に開業した。

フィリピンについては，29 年 10 月のドゥテルテ大統領の訪日時に，「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し，マニラ首都圏の地下鉄事業を含むインフラ整備等，幅広い分野での協力推進を両国首脳間で合意した。これに基づき，11 月には「南北通勤鉄道延伸計画（第一期）」及び「パッシグ・マリキナ川河川改修計画（フェーズⅣ）」に関する交換公文の署名が行われた。

２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本の国家試験の模擬試験を実施し，当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続し，30 年度に受け入れた看護師・介護福祉士候補者数は，29 年度の 649 名から 651 名へ増加した。また，30 年度の看護師・介護福祉士国家試験の合格率は，それぞれ 12.3%，36.7%となった。

また円滑な受入れのため，訪日前研修，訪日後研修，就労中，国家試験及び試験後のあらゆる段階で関係省庁・機関・受入れ施設等との連携を通じて，学習支援，試験上の配慮，滞在期間の延長，帰国者への支援等多角的な取組を実施している。

令和元年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に，日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び円滑な受入れを目指し，効果的な日本語研修の実施に引き続き努める。具体的には，研修の一層の充実，学習支援，試験上の配慮，滞在期間の延長，帰国者への支援等に引き続き取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アベノミクスを推進する安倍政権にとって，経済外交は優先事項であり，未来投資戦略においても優先事項として取り上げられているインフラ輸出の促進と EPA の推進をもって，各国との経済分野での関係緊密化についての実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

・未来投資戦略 2017（旧：日本再興戦略）（平成 29 年６月９日）

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①　外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

**測定指標６－３　平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力**

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与，民主主義の普及・定着への貢献，防災分野における協力等を実施することにより，地域及び国際的課題に共に対応する。

29 年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発，インフラ整備，農業・生計向上等の取組を含め，支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及を我が国としても後押しすべく，関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配による安定した地域情勢の実現のため，各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として，６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には，公共診療所施設の建設，給水施設の拡張や小学校の建設計画等，住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。

２　フィリピン・ミンダナオ和平については，自治政府発足のための着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視団への開発専門家の派遣，国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加，コミュニティ開発等の分野においてODAによる開発援助を実施した。マラウィ市では，国軍・警察とイスラム過激派武装組織との間で武力衝突が発生し，ドゥテルテ大統領が５月にミンダナオ地域全土に戒厳令を発出したことを受け，７月には，我が国政府は，国内避難民への食料，保健及び水・衛生分野の支援のため約２億２千万円の緊急無償資金協力を実施した。10 月のドゥテルテ大統領の訪日時には，今後５年間の二国間協力に関する共同声明を発表し，マラウィ復興支援を含むミンダナオ支援等の協力を一層強化することを確認した。また，11 月の ASEAN 関連首脳会議の際には，無償資金協力「経済社会開発計画」（マラウィ市復興支援／監視レーダー機材供与）に関する交換公文の署名を行った。

３　12 月にインドネシアで開催された第 10 回バリ民主主義フォーラムには，石井駐インドネシア大使が出席し，アジアを始め，国際社会における民主主義の定着と発展，ひいては地域の平和と反映に最大限貢献していくことを表明した。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて，首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに，インドネシア，フィリピン及びマレーシア等において，海洋安保能力構築支援を行った。例えば，フィリピンに対しては，海上自衛隊練習機 TC-90５機及び巡視艇 10 隻，マレーシアに対しては２隻の巡視艇供与を行った。

30 年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発，インフラ整備，農業・生計向上，マラウィ復興支援等の取組を含め，支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく，関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現のため，各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として，公共診療所建設計画や小学校校舎建設計画を含む６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。

２　フィリピン・ミンダナオ和平については，和平プロセスの着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視団への開発専門家の派遣や，コミュニティ開発等の分野における ODA による開発援助を実施したほか，31 年１月に行われた住民投票へ監視団を派遣した。31 年２月には，ミンダナオの人々の生活の基盤を支える道路整備支援として，２億ドルの借款を供与するための交換公文が署名された。

３　12 月にインドネシアで開催された第 11 回バリ民主主義フォーラムには，石井駐インドネシア大使が出席し，「民主主義は繁栄をもたらすか」をテーマとしてスピーチを行い，参加国に対し，地域における民主主義の定着と発展，地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて，首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに，インドネシア，フィリピン及びマレーシア等において，海洋状況把握能力の強化などの海洋安保能力構築支援を行った。

令和元年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，暫定自治政府の行政能力の強化，インフラ整備，農業・生計向上等の取組を含め，支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく，関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため，各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして，平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測

ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や，フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は，我が国による平和構築支援の成功例であり，継続が重要である。

**測定指標６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役，相手国は元首，首脳，外務大臣）**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 18 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 19 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　要人往来は，各国との関係強化における重要な要素であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため，上記のとおり目標を設定した。

**測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進**

| 日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 90% | 91.3% | 90% | 90.4% | 90% |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　日本語研修終了時に日本語能力検定試験Ｎ３程度に一定割合の候補者が達しているかが，日本語研修の成果指標となるため。
（注）Ｎ３：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル
　28 年度，29 年度，30 年度の実績が，それぞれ 89.2%，91.3%，90.4%であるため，右実績を確保すべく 90%を目標とした。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①東南アジア島嶼国との友好関係の強化（18 年度） | １　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進<br>　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため，要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。<br>　こうした取組により，双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | 6-1 |
| | ２　EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化<br>　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため，各種協議・会合等を実施する。<br>　こうした取組により，双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | 6-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ３　平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力<br>インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため，各種協議・会合等を実施する。<br>こうした相手国との協議・会合等を行うことで，双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | 6-3 |
| | 16<br>(10) | 14<br>(11) | 13<br>(17) | 14 | 014 |
| ②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業<br>(24 年度) | EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に６か月間の訪日後研修を行い，特に26年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ，関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ，インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。<br>こうした取組による日本語能力の向上，及び国家試験合格率の向上は，インドネシア人候補者の増加，ひいては両国間の人的交流の強化につながる。 | | | | 6-2<br>6-5 |
| | 256<br>(231) | 297<br>(292) | 290<br>(287) | 381 | 013 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）

### 測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

29 年度目標

１　インドとは，特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり，新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく，トップレベルの要人往来を着実に実施する。また，「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「アクト・イースト」政策との連携を深化させる。
２　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議，日印を含めた多国間協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係に加え，両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，資金，技術及び人材育成面での協力について議論する。これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え，地域連結性の強化や，インド進出日本企業数（1,305 社，4,590 拠点（28 年 10 月現在））を増加させるなど，日印経済関係を更に強化させる。
４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化，自治体・大学等間における交流の促進，留学生交流数（28 年５月現在の在日インド人留学生数は 1,015 人）の増加など，文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　７月にハンブルク（G20），11 月にマニラ（東アジア首脳会議（EAS））でそれぞれ日印首脳会談を実施した。９月に安倍総理大臣がインド・グジャラート州を訪問した際に実施された首脳会談では，モディ首相から，「自由で開かれたインド太平洋戦略」（安倍総理大臣が掲げる，自由や法の支配等の国際的な共通の価値観に基づいたインド洋地域と太平洋地域の一体的な発展を目指した外交戦略）と「アクト・イースト」（モディ首相が提唱する，アジア太平洋における具体的協力を推進する政策）を一層連携させることを支持する発言があり，両首脳で，日印両国がインド太平洋地域と世界の平和と繁栄を主導していくことを再確認した。 また，同首脳会談の際に発出された共同声明では，国際社会が新たな課題に直面する中で，共通の戦略目的を進展させるために，両国間のパートナーシップを新たな次元に引き上げるべく協力することが決定された。そのほか，政治・安全保障，北朝鮮を始めとする地域情勢，連結性，経済・経済協力，人材育成等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。
２　外相間での年次相互訪問を行う日印外相間戦略対話に関しては，インド外相の体調不良により 27 年１月以降中断されていたが，８月には，日印外相電話会談が行われ，早期に外相間戦略対話を行うことが確認され，30 年３月，３年３か月ぶりに開催された。同戦略対話において両外相は，政治・安全保障，高速鉄道や ODA などの経済関係，日本語教育，スポーツ交流や地方交流などの人的交流等の二国間の主要課題について，戦略的観点から幅広い意見交換を行った。また，９月には，ニューヨークで日米印外相会合が開催され，北朝鮮情勢や海洋安全保障・地域連結性に関する議論が行われた。その間，事務レベルにおいては，４月に第３回日インド「海洋に関する対話」，11 月に第５回日印テロ協議，同月に日米豪印局長級協議，12 月に第２回日印観光協議会が開催されるなど，幅広い分野において協力の具体化が進展した。

3　６月にインド高速鉄道に関する第５回合同委員会を開催し，プロジェクトの円滑な推進のためのモニタリングの仕組みについて議論し，メイク・イン・インディアや人材育成を始めとする高速鉄道計画の進捗を確認した。これを踏まえ，９月の安倍総理大臣によるインド訪問の際，両首脳出席の下で，ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業に係る起工式典が開催された。インドにおける日系企業数は，1,369 社，4,838 拠点（29 年 12 月現在）となり，28 年に比べて増加した。

4　９月の安倍総理大臣によるインド訪問の際，安倍総理大臣から，29 年の日印友好交流年から令和２年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，観光分野等の人的交流を抜本的に拡大すべく，オープンスカイ（航空自由化）合意及びスポーツ交流を歓迎し，映画交流の活発化，今後の更なるビザ緩和を実施する旨が表明された。この結果，30 年１月から，数次ビザの申請書類の簡素化及び数次ビザの発給対象の拡大が行われた。また，安倍総理大臣は，インド国内の高等教育機関で 100 の日本語講座が開設されることを前提に，1,000 人の日本語教師研修をインドにおいて実施する意図を表明した。在日インド人留学生数については 1,298 人（前年度：1,100 人）に増加している（29 年６月１日現在，出典：法務省在留外国人統計）。

30 年度目標

1　特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり，新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく，トップレベルの要人往来を着実に実施する。

2　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議，日印を含めた多国間協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係に加え，両国を含む多国間の協力関係を強化させる。

3　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，資金，技術及び人材育成面での協力について議論するなど，これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え，地域連結性の強化や，インド進出日本企業数（1,369 社，4,838 拠点（29 年 10 月現在））を増加させるなど，日印経済関係を更に強化させる。

4　日印両国におけるビザの手続きの簡素化，自治体・大学等間における交流の促進，留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,298 人：29 年６月現在）など，文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

1　10 月，モディ首相にとって３回目となる訪日が行われ，安倍総理大臣との間で 12 回目となる首脳会談が開催された。両首脳が山梨県を訪問し，企業視察，非公式昼食会のほか，安倍総理大臣が自身の別荘に同首相を招いて非公式夕食会を行うなど，特別かつ重層的な日印関係を象徴する訪日となり，両首脳により，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け，地域と世界の平和と繁栄を主導していく決意が再度表明された。具体的成果として，外交・防衛閣僚協議（２＋２）の新規立ち上げ，連結性協力の具体的協力案件特定，防衛協力の具体化，高速鉄道を含む計７件の円借款 E/N 署名，日印通貨スワップの合意，デジタル・パートナーシップの表明，「インド長寿化計画」とアジア健康構想の連携，食品分野における協力，「太陽に関する国際的な同盟の設立に関する枠組協定」の受諾決定等が表明された。

2　31 年１月に河野外務大臣が就任後初めてインドを訪問し，スワラージ外相との間で，第 10 回日印外相間戦略対話を開催し，安全保障，経済等の二国間関係や地域情勢，グローバルな課題について議論した。また 11 月には，G20 首脳会合の機会に初の日米印首脳会合が開催された。事務レベルの協議としては，４月に第９回日米印局長級協議，７月に第４回日・インド「海洋に関する対話」及び政策企画協議，12 月に第５回日インド包括的経済連携協定（CEPA）合同委員会及び第９回日インド経済戦略会議，31 年２月に第３回日インド・サイバー協議，31 年３月に新規に立ち上げられた日印宇宙対話を開催した。

3　４月にインド高速鉄道に関する第７回合同委員会，９月に第８回合同委員会を開催し，プロジェクトの円滑な推進に向け，事業進捗や技術的な課題等について議論するとともに，駅周辺整備に関する会合，人材育成など高速鉄道計画の進捗を確認した。これを踏まえ，10 月のモディ首相訪日に際して，第二期円借款供与に係る交換公文及び借款契約への署名を行った。なお，インドにおける日系企業数は，1,441 社，5,102 拠点（30 年 10 月現在）となり，29 年に比べて増加した。

4　10 月のモディ首相訪日の際，安倍総理大臣から，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，観光，ビジネス，スポーツ，有識者，地方政府，国会議員等の人的交流を抜本的に拡大したい旨，また，31 年１月からのインド国民に対する更なるビザ緩和を決定した旨を述べ，デリーでの日本語教師育成センター立ち上げへの協力に謝意を表しつつ，日本語普及に向け，引き続きモディ首相の協力を得たい旨述べた。モディ首相は，人的交流の拡大に賛意を示し，査証緩和を歓迎した。

在日インド人留学生数については1,727人（前年度：1,298人）に増加している（30年６月１日現在，出典：法務省在留外国人統計）。また，31 年１月の河野外務大臣がインドを訪問した際，人的交流促進を目的にインドの有識者や企業から構成される「印日友好フォーラム」が立ち上げられ，プラブー商工大臣と共に立ち上げ式に参加した。

令和元年度目標

１　令和元年５月のインド下院総選挙後に新首相，閣僚が就任する予定であるが，特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく，トップレベルの要人往来を着実に実施する。

２　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議，日印を含めた多国間協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係に加え，両国を含む多国間の協力関係を強化させる。

３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，資金，技術及び人材育成面での協力について議論するなど，これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え，地域連結性の強化や，インド進出日本企業数（1,441 社，5,102 拠点（30 年 10 月現在））を増加させるなど，日印経済関係を更に強化させる。

４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化，自治体・大学等間における交流の促進，留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,727 人（30 年６月現在））など，文化・人的交流分野での協力強化を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年，政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は，日本の安全保障上，及び日本経済の活性化にとって重要であり，特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は，自由や民主主義，人権，法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で，重要である。

・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）

**測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）　＊**

中期目標（--年度）

要人往来や首脳･外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話･交流を継続し促進する。

29 年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために，国際会議などの場を利用するなどして，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。

２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また，各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め，関係を強化する。

３　各種プログラムなどを通じ，人的・文化交流を更に推し進め，友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　６月に，眞子内親王殿下がブータンを御訪問になり，ブータン花の博覧会への御出席等を通じ，両国の友好関係が深まった。また，４月の日・スリランカ首脳会談，９月の国連総会での日・バングラデシュ外相会談に続き，11 月には河野外務大臣がバングラデシュを訪問し，ハシナ首相やアリ外相に対し，バングラデシュの経済社会開発やミャンマー・ラカイン州をめぐる問題の解決に向けた取組をしっかり支援していく決意を示した。また，ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民のキャンプを外務大臣として初めて視察した。また，30 年１月には河野外務大臣がインド太平洋の戦略的要衝にあるパキスタン，スリランカ及びモルディブを訪問するなど，要人往来が活発に行われた。特に，スリランカは日本の外務大臣として 15 年ぶり，モルディブは日本の外務大臣として初の訪問となり，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ地域情勢について，両国間で認識を深化させることができた。30 年３月には，シリセナ・スリランカ大統領が公式実務賓客として訪日し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ，更なる二国間関係強化を図ることがで

きた。
2　事務レベルでは，二国間関係の継続的強化のため，両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第９回日・パキスタン外務次官級政務協議（10 月）を２年ぶりに開催したほか，軍縮・不拡散協議やテロ対策協議をパキスタンとの間で実施した。30 年１月の河野外務大臣によるモルディブ訪問の際には，政治，経済，文化など幅広い分野について協力を進めていくために，局長級政策対話を立ち上げることで一致した。また，スリランカとは，防衛当局間対話を設置したことに加え，７月には第２回海洋対話を実施し，重層的に交流が活発化した。
3　「JENESYS2017」により，南西アジア６か国から 181 人を招へいした。特に，30 年１月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの社会人 127 人に関しては，東京を訪問した後，複数のグループに分かれて各地方へ移動し，運輸交通，インフラ・エネルギー関連企業及び施設への訪問等を行い，テーマ「連結性」に沿って日本の歴史から最先端の技術・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

30 年度目標
1　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために，国際会議などの場を利用するなどして，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
2　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また，各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め，関係を強化する。
3　各種プログラムなどを通じ，人的・文化交流を更に推し進め，友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績
1　29 年度に続き，活発な要人往来及び国際会議の場の活用により，時宜を捉えたハイレベルな意見交換が実施され，以下のとおり，各国との二国間関係の強化が図られた。４月にトブゲー・ブータン首相が訪日したほか，６月には河野外務大臣が日本の閣僚として初めてブータンを訪問し，外相会談のほか，国王及び首相への表敬を行い，今次の訪問を契機に日・ブータン関係を一層促進したい旨伝達した。
　５月のバングラデシュのアリ外相の訪日後，河野外務大臣は，８月に外務大臣就任後２回目となるバングラデシュ訪問及び９月の国連総会のハイレベルウィークのそれぞれにおいて連続的に日・バングラデシュ外相会談を行い，ラカイン州からの避難民問題の解決のために議論し，バングラデシュとミャンマーとの二国間合意に基づく避難民の「安全，自発的で尊厳のある」帰還を引き続き後押ししていく旨伝達した。また，31 年２月には阿部外務副大臣がバングラデシュを訪問し，コックスバザールにおいて避難民キャンプの状況を視察するとともに，政府要人と会談し，日本政府の立場を改めて伝えた。
　パキスタンとの関係では，７月の新政権発足直後の８月に，中根外務副大臣がパキスタンを訪問し，二国間関係の強化に努め，９月の国連総会の際に，外相会談を行い，新政権との関係構築を図った。12 月に薗浦総理大臣補佐官が訪問し，安全保障分野について意見交換を行った。
　11 月に新政権が発足したモルディブとの間では，大統領就任式に竹下総理大臣特使を派遣し，12 月上旬の薗浦総理大臣補佐官の同国訪問に続き，同下旬には日・モルディブ外相会談が行われ，新政権との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことで一致した。
　ネパールについては，11 月に東京で行われた日・ネパール外相会談に続き，31 年１月には河野外務大臣が外務大臣として７年ぶりにネパールを訪問し，二国間定期協議に関する協力覚書に署名する等，二国間関係を強化することができた。
　スリランカとの関係では，５月に和泉総理大臣補佐官，９月に中根外務副大臣及び 31 年２月に薗浦総理大臣補佐官がそれぞれ同国を訪問し，「自由で開かれたインド太平洋」の下での連結性強化のためのインフラ整備支援や防衛・安全保障・海上安全分野における協力を進展させた。
2　事務レベルでは，二国間関係の継続的強化のため，両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第 10 回日パキスタン外務次官級政務協議（11 月）を，29 年度に続き実施したほか，安全保障分野の意見交換のために安保対話（４月）及び経済関係の強化のためハイレベル経済協議（４月）を実施した。
　バングラデシュとの間で，27 年以来となる第２回外務次官級協議（12 月）を実施し，二国間経済関係や国際的な課題について意見交換を行った。
　スリランカとの間では，７月に第３回海洋対話が開催され，10 月にはスリランカ政府主催のインド洋に関する会議に鈴木総合外交政策局長が参加，31 年２月には日スリランカ海軍種幕僚級協議が立ち上げられるなど，防衛・安全保障・海上安全分野における意見交換が活発に行われた。
　６月には，30 年１月の日・モルディブ外相会談の際に立ち上げることで一致した日・モルディブ

政策対話が初めて実施され，二国間関係の強化や地域・グローバルな課題について意見交換を行った。
３　JENESYS 等
「JENESYS2018」により，南西アジア６か国から 164 人を招へいした。特に，12 月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの大学生等 87 人に関しては，東京を訪問した後，複数のグループに分かれて地方各地へ移動し，テーマ「農業」に沿って，農産物関連を扱う企業及び施設への訪問等を行い，最先端の技術や日本の歴史・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

令和元年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために，国際会議などの場を利用するなどして，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また，各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め，関係を強化する。
３　各種プログラムなどを通じ，人的・文化交流を更に推し進め，友好関係の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく，域内各国との関係強化の契機として要人往来が極めて重要である。同時に，近年各国との協力関係は多面化しており，要人往来以外の協議，交流も重要となっている。このため，これらの実績を測ることは，施策の進捗状況を把握する上で有益である。
継続的な要人往来は，安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが，政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから，政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国関係強化及び人的交流部門での協力強化が，実際の施策の進捗を測るのに有益であり，重要である。

**測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施**

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において，自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援，能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また，各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ，南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

29 年度目標

１　我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，各国との間で以下の取組を進めていく。
（１）航行の自由，法の支配など基本的価値の普及と定着
（２）港湾，鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化，経済連携の強化，ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求
（３）海洋法執行能力の向上支援，海賊対策，テロ対策，防災などを含む安全保障上の協力
２　南アジア地域連合(SAARC)，環インド洋連合(IORA)，ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化するため，協議や意見交換，各種会合に参加し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績

１　「自由で開かれたインド太平洋戦略」の主要なパートナーであるインドを始め，スリランカやモルディブから，それぞれ首脳や政務レベルの往来時に「自由で開かれたインド太平洋戦略」への支持表明を得ることができた。また，インドにおける高速鉄道起工式典の開催や北東州道路網連結性改善計画を始めとする各種のインフラ整備を通じた連結性強化や，インドとの投資促進ロードマップの合意等によるビジネス環境の整備が促進された。
スリランカでは，４月にウィクラマシンハ首相が訪日した際に，紛争影響地域等で基礎インフラ整備に係る地方インフラ開発計画の円借款，配水システムの再構築に係る円借款及びトリンコマリー港の整備に係る無償資金協力について書簡を交換した。
パキスタンにおいては，日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため，防災機材供与，ノンフォーマル教育に対する支援，若者支援，ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行ったほか，テロ対策に取り組む同国を支援するため，主要空港への保安機材整備や，帰還した国内避難民の生計回復

支援の無償資金協力を行った。
　また，ネパールにおいては，民主主義定着の支援の観点から，12 月，ネパールの新憲法の下で初めて実施された連邦下院・州議会選挙に，堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し，同選挙が，透明かつ公正な形で平和裏に実施されることを支援するために，投票所の視察を実施した。
　バングラデシュへは，30 年１月に薗浦総理大臣補佐官が訪問し，日本の円借款で建設されるマタバリ超々臨界圧石炭火力発電の起工式に出席し，石炭火力発電所や港湾といったマタバリの開発を含むベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の重要性に関するスピーチを行ったほか，11 月には，ミャンマー・ラカイン州をめぐる問題に伴うバングラデシュへの避難民への支援として，1,500 万ドルの緊急無償資金協力を実施し，29 年度補正予算として 30 億円の支援を実施した。
２　我が国が対話パートナー国として参加し，インド洋沿岸諸国が加盟する環インド洋連合（IORA）については，10 月，南アフリカにおいて開催された第 17 回閣僚会合に，廣木駐南アフリカ大使が出席し，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域や地域における海洋安全保障及び連結性の強化の重要性に関するスピーチを行った。SAARC や BIMSTEC については，両枠組み内での議論が停滞していることから，我が国としての貢献も限られたものとなったが，加盟国との二国間会談やマルチ会合の場を活用して，これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

30 年度目標
１　我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，各国との間で以下の取組を進めていく。
（１）航行の自由，法の支配など基本的価値の普及と定着
（２）港湾，鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化，経済連携の強化，ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求
（３）海洋法執行能力の向上支援，海賊対策，テロ対策，防災などを含む安全保障上の協力
２　南アジア地域連合(SAARC)，環インド洋連合(IORA)，ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績
１　29 年度に引き続き，「自由で開かれたインド太平洋」構想に向けた主要なパートナーであるインドを始め，スリランカや 30 年に新政権が発足したパキスタン，モルディブとの間で，それぞれ首脳や政務レベルの往来時に同構想の重要性について一致した。また，10 月のＧ20 の際には，インド太平洋におけるパートナーである日米印３か国の首脳が初めて一同に会した。
　インドにおいては，10 月にモディ首相が訪日した際の日印首脳会談において，（１）朝鮮半島非核化に向けて日印で協力していくことで一致するとともに，南アジア情勢について意見交換を実施，（２）安倍総理大臣から，高速鉄道では新たな円借款供与等の着実な進展を歓迎し，インド在来線の鉄道安全に貢献すべく JICA 技術協力を実施中である旨，高速鉄道や連結性強化に資するインド北東部での橋梁建設等を含む７件の円借款供与を決定した旨述べ，モディ首相から謝意が表明された，（３）安倍総理大臣から，物品役務相互提供協定（ACSA）の正式交渉開始，海洋安全保障に関する海上自衛隊とインド海軍の協力取決め作成，全軍種間での交流強化，日印宇宙対話の立ち上げ等，着実な進展を歓迎する旨述べ，モディ首相からも安全保障での協力が進展しており評価するとの発言があった。
　スリランカでは８月に無償資金協力で建造した巡視艇２隻のスリランカ政府への引き渡しを行ったほか，31 年３月に，スリランカにおける女性及び若者の権利向上等のための無償資金協力やコロンボ都市交通システム整備に関する円借款に関する書簡の交換がそれぞれ行われた。
　パキスタンにおいては，民主主義定着の支援の観点から，７月の総選挙に堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し，同選挙が，透明かつ公正な形で平和裏に実施されることを支援するために，投票所の視察を実施した。また，日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため，防災機材供与，ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行ったほか，テロ対策に取り組む同国を支援するため，帰還した国内避難民の生計回復支援の無償資金協力を行った。
　ネパールにおいては，27 年４月の大規模地震後以降，震災復興・災害に強い国づくりを支援しており，シンズリ道路復旧の無償資金協力を行ったほか，社会・経済基盤整備，貧困削減・生活の質向上のため，学校セクター開発計画，食糧援助の無償資金協力を行った。
　バングラデシュにおいては，８月の河野外務大臣，31 年２月の阿部外務副大臣のバングラデシュ訪問などを通じて，バングラデシュの要人と二国間関係に加え地域情勢に係る議論を行った。また，８月にはバングラデシュ沿岸部及び内陸水域でのサイクロン等による毎年発生する遭難事故におけ

る人命救助のための救助艇供与のための無償資金協力を行ったほか，ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民のための支援を国際機関やNGOを通して実施した。

モルディブにおいては，11月の新大統領の就任式への竹下総理大臣特使の派遣に続き，12月には薗浦総理大臣補佐官が訪問し，新政権との協力関係構築を行ったほか，油濁処理機材に関わる無償資金協力の書簡の交換が行われた。

２　我が国が対話パートナー国として参加しているIORAについては，11月に行われた閣僚級会合に，山田外務大臣政務官が日本の政務として初めて出席し，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域や地域における海洋安全保障及び連結性の強化の重要性，並びに日本の取組に関するスピーチを行った。SAARCやBIMSTECについては，両枠組み内での議論や第三国との議論が停滞していることから，我が国としての貢献も限られたものとなったが，加盟国との二国間会談や多国間会合の場を活用して，これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

令和元年度目標

１　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け，各国との間で以下の取組を進めていく。

（１）航行の自由，法の支配など基本的価値の普及と定着

（２）港湾，鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化，経済連携の強化，ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求

（３）海洋法執行能力の向上支援，海賊対策，テロ対策，防災などを含む安全保障上の協力

２　南アジア地域連合(SAARC)，環インド洋連合(IORA)，ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化し，「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国からの支援は，災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく，特に近年ではより広範な分野における能力構築支援や，災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ，総合的な支援を行っていくことが求められている。また，南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点にあたり，より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

**測定指標７－４　要人往来数**

| 外交青書資料編に揃える。 | 中期目標値 | 29年度 | | 30年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| 日本側は皇室，総理大臣，衆参両議院議長，閣僚，外務副大臣，外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首，王族，首相，国会議長，外相，外相より上位の閣僚，国際機関の長で，日本の外務大臣，外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。 | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との関係促進等の観点から適切な水準 | 23 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との関係促進等の観点から適切な水準 | 36 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との関係促進等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来は，各国との関係促進における重要な要素であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で，可能な限り高い水準を維持することが必要であり，上記のとおりとした。

**参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）**

| （出典：財務省貿易統計） | 実績値 | | |
|---|---|---|---|
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 20,534 | 24,516 | 26,048 |

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①南西アジア諸国との友好関係の強化<br>（　＊　） | 1　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化<br>首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず，経済関係の強化，人的交流の更なる活性化を進める。<br>同施策を進めることは，多様な分野での日印関係の強化に寄与し，日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。 | | | | 7-1<br>7-4 |
| | 2　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）<br>南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また，文化交流を通し，民間レベルでの交流促進を側面支援する。<br>こうした政府レベルのみならず，民間レベルでの交流は，親日家を増やすという観点からも，長期的な関係を構築し，これら諸国との対話･交流の継続･促進に寄与する。 | | | | 7-2<br>7-4 |
| | 3　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施<br>南西アジア地域各国において，自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援，能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。<br>また，各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。<br>これらを通じ，南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。 | | | | 7-3 |
| | 37<br>(40) | 34<br>(52) | 36<br>(54) | 37 | 015 |

（注）各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして，多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
　（１）及び（６）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

29 年度目標

１　日豪関係

（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し，日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

（２）日豪外務・防衛閣僚協議（２＋２）等の協議を通じて，安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

（３）日・豪物品役務相互提供協定については，国内手続きを経て早期の発効を目指す。

（４）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し，交渉を加速化させる。

（５）日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また，日豪通商協定署名 60 周年イベント，日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。

（６）TPP 協定の今後の取り進め方について，緊密に連携して議論を行う。

（７）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，協力を推進する。

（８）日豪米，日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。

２　日 NZ 関係

（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。

（２）TPP 協定の今後の取り進め方について，緊密に連携して議論を行う。

（３）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日豪関係

（１）11 月及び 30 年１月，それぞれマニラ及び東京において日豪首脳会談，８月，10 月及び 30 年３月に日豪首脳電話会談，４月，９月及び 11 月にそれぞれ東京，ニューヨーク及びダナン（ベトナム）において日豪外相会談を実施し，基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」が，特に安全保障の分野等で深化していることを確認した。

（２）４月に東京において日豪２＋２を実施した。30 年１月，日豪両首脳は自衛隊の習志野駐屯地を視察，国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合に出席し，部隊の相互訪問を円滑にする協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致するとともに，「自由で開かれたインド太平洋戦略」のビジョンの実現に向け，両国で協調及び協力を深めていくことを確認した。

（３）日・豪物品役務相互提供協定が，４月の国会承認を経て，９月に発効した。

（４）30 年１月の日豪首脳会談において，共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の交渉の進展を歓迎し，同協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致した。

（５）４月に東京において第２回日豪 EPA 合同委員会が開催され，豪の経済ミッションが同行して来日した。日豪 EPA の活用により，両国間の貿易量の増加，豪州における雇用の創出等，EPA 発効（27 年１月）後の日豪 EPA の具体的な成果を確認した。また，日豪通商協定署名 60 周年記念レセプションに岸外務副大臣が出席し，日豪経済関係をより一層緊密化していく旨表明した。

（6）11 月の日豪首脳会談及び日豪外相ワーキングディナー，30 年１月の日豪首脳会談において，TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の早期の署名・発効に向け緊密に連携していくことを確認し，30 年３月に同協定が署名された。
（7）12 月に東京において第２回日豪太平洋政策対話を実施し，太平洋島嶼国の経済的強靭性，安定性，安全性について議論するとともに，30 年５月の第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けて連携していくことを確認した。
（8）11 月に日米豪首脳会談，８月に日米豪閣僚級戦略対話，５月と 12 月に日豪印次官協議を実施し，特に北朝鮮問題等の安全保障を始めとする地域の諸課題に対する多国間での連携の強化を確認した。
２　日 NZ 関係
（1）５月にイングリッシュ首相が訪日し，東京において日 NZ 首脳会談を実施した際，二国間関係の発展を歓迎するとともに，普遍的価値を共有する重要なパートナーとして緊密に連携していくことを確認した。また，11 月には，ダナン（ベトナム）において，NZ 新政権発足後初となる日 NZ 首脳会談及び日 NZ 外相会談を実施し，日 NZ 関係を一層強化していくことを確認した。
（2）11 月，11 か国により TPP 交渉の大筋合意が確認された（TPP11）。11 月の日 NZ 首脳会談においても，TPP11 の早期発効に向け連携することを確認し，30 年３月に同協定が署名された。
（3）日 NZ 首脳会談共同プレスリリース（５月）において，両首脳は，太平洋地域における特有かつ複雑な課題を認識し，経済的な及び環境面の強靭性を築き，また，地域の平和と安定を維持するため，日本，NZ 及び太平洋島嶼国の間の協力の重要性を強調し，両首脳は，実効的な協力及び政策協議を継続することを発表した。

30 年度目標
１　日豪関係
（1）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し，日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（2）日豪２＋２等の協議を通じて，安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（3）共同運用及び訓練を円滑化すべく，行政的，政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定の交渉を，日豪２＋２の活用を含め，可能な限り早期に妥結する。
（4）日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また，日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。
（5）TPP11 の早期発効に向けて，緊密に連携していく。
（6）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，第８回太平洋・島サミット（PALM８）における協力を含め，二国間の緊密な協力を推進する。
（7）日豪米，日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（1）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
（2）TPP11 の早期発効に向けて緊密に連携していく。
（3）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，第８回太平洋・島サミット（PALM８）における協力を含め，二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　日豪関係
（1）５月，９月及び 31 年３月に日豪首脳電話会談，11 月にダーウィン（豪州）において日豪首脳会談，５月，８月，９月，10 月，11 月及び 31 年１月に，それぞれブエノスアイレス，シンガポール，ニューヨーク，シドニー，ポートモレスビー及びニューデリーにおいて日豪外相会談を実施した。11 月の首脳会談では，共同成果文書において「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化するとのコミットメントを再確認するなど，基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化させた。
（2）10 月にシドニーにおいて日豪２＋２を実施し，訓練，能力構築及び防衛装備・技術といった分野を含む日豪の防衛当局間の協力を一層強化・具体化していくことで一致した。
（3）11 月の日豪首脳会談では，日豪間の共同運用と訓練を円滑化すべく，行政的，政策的及び法的手続を改善する相互訪問に関する協定につき，交渉の大幅な進展を歓迎した上で，31 年の早い時期までの交渉妥結を目指すことで一致した。
（4）31 年２月に東京において第３回日豪 EPA 合同委員会を開催し，EPA 発効（27 年１月）後の両国間の貿易量の増加など日豪 EPA の具体的な成果を確認した。また，10 月に日豪交流促進会議を開催

し，日豪関係におけるイノベーション主導の産業構造多様化の現状や地方主導の関係緊密化の在り方等を確認した。
（５）９月の日豪外相会談及び 11 月の日豪首脳会談において，TPP11 の年内発効に向け協力していくことを確認し，12 月に発効した。
（６）５月の第８回太平洋・島サミット（PALM８）において，太平洋島嶼国地域における援助・政策連携に向けた日豪間の協力を進展させるとともに，11 月，パプアニューギニア（PNG）で開催された APEC の機会に，PNG 首相，豪首相，NZ 首相及び米副大統領と共に「PNG 電化パートナーシップ」に署名した上，豪州等の同志国と連携して PNG を含むインド太平洋地域の連結性向上のためにインフラ分野で支援していくことを確認した。
（７）８月に日米豪閣僚級戦略対話，６月と 11 月に日米豪印協議を実施し，特に北朝鮮問題等の安全保障を始めとする地域の諸課題に対する多国間での連携強化を確認した。
２　日 NZ 関係
（１）６月の PALM８の機会の日 NZ 外相会談，７月の麻生副総理兼財務大臣の NZ 訪問の際のピーターズ副首相兼外相との会談，10 月の日本の外務大臣として５年ぶりの河野外務大臣の NZ 訪問の際のアーデン首相表敬，ピーターズ副首相兼外相，マーク国防相，パーカー貿易・輸出振興担当相との会談，11 月のシンガポールでの日 NZ 首脳会談，31 年１月の薗浦総理大臣補佐官の NZ 訪問の際のピーターズ副首相兼外相との会談をそれぞれ実施し，普遍的価値を共有する日 NZ の「戦略的協力パートナーシップ」を一層強化した。
　また，事務方ハイレベルでも，30 年３月の４年ぶりの日 NZ 政務協議に引き続き，６月に約８年ぶりに日 NZ 高級事務レベル協議（双方とも次官級）を開催し，二国間関係，国際地域情勢，世界貿易体制等について議論を行い，双方の協力を確認した。
（２）６月の日 NZ 外相会談，10 月の日 NZ 外相会談や貿易・輸出振興担当相との会談等の機会において，TPP11 の年内発効に向けて協力していくことを確認し，12 月に発効した。
（３）５月の PALM８において，太平洋島嶼国地域における援助・政策連携に向けた日 NZ 間の協力を進展させるとともに，太平洋地域における協力に関する外相間の共同プレスリリースを発出した。また，９月にナウルにて開催された第 30 回太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話に総理特使として出席した堀井巌外務大臣政務官とピーターズ副首相兼外相との間で太平洋島嶼国をめぐる協力等について意見交換を行った後，太平洋気候変動センター（PCCC）に関する協力に係る日 NZ 共同プレスリリースを発出した。さらに，11 月の「PNG 電化パートナーシップ」署名において，NZ 等の同志国と連携していくことを確認した（上記１（６）参照）。

令和元年度目標
１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し，日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（２）日豪２＋２等の協議を通じて，安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）共同運用及び訓練を円滑化すべく，行政的，政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
（４）発効後４年が経過した日豪 EPA について，合同委員会の開催等を通じ，積極的運用を進める。また，日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。
（５）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，二国間の緊密な協力を推進する。
（６）日米豪，日豪印，日米豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
（２）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　「特別な戦略的パートナーシップ」の下，協力関係を深化させている豪州，及び，「戦略的協力パートナーシップ」の関係にある NZ との更なる関係強化は，日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は，大洋州地域の先進国として，地域機関の太平洋諸島フォーラム(PIF)において中心的な役割を果たしており，両国の外交政策において，同地域内各国との関係強化は重要な位置を占めている。両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　最近の日豪関係及び日 NZ 関係に照らして，上記の目標の達成は，アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中，「自由で開かれたインド太平洋」の推進や，安全保障・防衛，経済分野での協力を強化する

上で特に重要である。
豪州については，11 月の安倍総理大臣訪豪の際，共同成果文書において，「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化するとのコミットメントを再確認した。NZ については，30 年に実施した様々なハイレベルの会談において「戦略的協力パートナーシップ」を一層強化することで一致している。また，太平洋島嶼国地域において，日豪間及び日 NZ 間の協力を推進する機運が高まっている。

**測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊**

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

29 年度目標

30 年５月に予定されている第８回太平洋・島サミット(PALM８)に向けて，ハイレベルの対話を中心とした関係国・地域との協議を行い，各国との関係強化を図り，また，有識者の知見も得つつ，同サミットに向けた各種準備を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

９月に，ニューヨークにおいて第４回日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催し，PALM８に向けて自立的かつ持続的な発展，人的交流の活性化，海洋に関する諸課題等に関する協力を進めていくことを確認した。さらに，太平洋島嶼国からは，北朝鮮の制裁の「抜け穴」防止のための独自の取組を行うことが確認された。また，堀井外務大臣政務官が総理特使としてサモア独立国を訪問し，太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話に出席し，幅広い分野でパートナーシップを強化していくことを確認した。

10 月には，クリスチャン・ミクロネシア大統領が訪日し，日・ミクロネシア首脳会談，河野外務大臣との懇談及び夕食会を行った。また，ロバート・ミクロネシア外相と日・ミクロネシア外相会談を行い，PALM８の開催年及び日本とミクロネシアの外交関係樹立 30 周年である 30 年に向けて，二国間関係を一層強化することを確認した。

11 月には，ベトナムにおいて，日・パプアニューギニア（PNG）外相会談を行い，30 年 11 月に PNG が主催する APEC に向けて協力していくことで一致した。11 月，オイロー・パラオ副大統領が訪日し，河野外務大臣と会談を行い，PALM８に向けて協力関係を更に深化させることで一致した。さらに，堀井外務大臣政務官が経済ミッションの団長としてマーシャルを訪問し，ハイネ・マーシャル大統領及びシルク・マーシャル外相と会談を行い，両国間の貿易・投資の活発化等につき議論した。

30 年２月には，堀井大臣政務官が総理特使としてナウル独立 50 周年記念式典に出席するため，ナウルを訪問し，ワンガ・ナウル大統領などと会談を行い，PALM８の成功に向け緊密に連携していくことで一致した。また，PALM８に向けた有識者会合を，７月から９月にかけて計３回実施し，議論を行った。30 年１月には，PALM８に向けた有識者会合の提言書が，小林泉座長を始めとする有識者委員から，河野外務大臣に提出された。さらに，30 年１月には，在バヌアツ兼勤駐在官事務所を設置し，日本とバヌアツの二国間関係のより一層の強化に取り組んだ。

30 年３月には PALM８高級事務レベル会合（SOM）及び日・パラオ外相会談を実施し，２か月後に控える PALM８の成功に向けて，より一層協力関係を深化させることを確認した。

30 年度目標

１　第８回太平洋・島サミット（PALM８）（30 年５月)において，各国とのハイレベルの対話の機会を確保し，対話を通じて関係を一層強化することで，首脳宣言を採択し，同サミットを成功裏に開催する。

２　国際会議の機会も活用し，各レベルでの対話・協議を行い，太平洋島嶼国との関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

１　第８回太平洋・島サミット

（１）５月に福島で開催された第８回太平洋・島サミットにおいて，太平洋島嶼国 14 か国等との首脳会合を開催し，①法の支配に基づく海洋秩序，持続可能な海洋，②強靭かつ持続可能な発展，③人的往来・交流の活性化，④国際社会における協力の４つの議題を中心に議論し，「自由で開かれたインド太平洋」等を通じた我が国の貢献に対する歓迎を含む首脳宣言を採択。この機会を捉え，14 か国，２地域との会談を実施し，各国との関係強化を図った。

また，我が国の支援策として，①自由で開かれた持続可能な海洋，②強靭かつ持続可能な発展の基盤強化，③人的交流・往来の活性化を柱とし，これまでの実績を踏まえながら，今後３年間で，従来

同様のしっかりとした開発協力を実施することを約束するとともに，5,000 人以上の人的育成・交流の協力を行っていくことを表明した。
（２）同サミットで表明した支援策を踏まえ，以下のとおり，具体的な取組を実施した。
（ア）自由で開かれた海洋秩序の維持のため，違法漁業対策の人材育成に係る研修や海洋セミナーを実施するとともに，港湾整備や漁業資源調査にも使用可能な多目的船の供与の決定等を行った。
（イ）強靭かつ持続可能な発展の基盤強化を図るため，下水道整備，幹線道路や空港等のインフラ整備及び係る調査・検討等を行うとともに，日・島嶼国間の民間経済交流を促進するため，12 月のパラオへの官民合同経済ミッションの派遣等を行った。
（ウ）人材育成強化や交流活性化のため，８月に太平洋島嶼国民に対する一般数次査証を導入したほか，ラジオ体操専門家の派遣，柔道着の供与等を実施した。
（３）太平洋島嶼国における米豪 NZ 仏などの同志国との連携強化を図るため，各国と協議を行うとともに，日・太平洋島嶼国フォーラム（PIF）間で政策面での相互理解を深めるため，PIF 事務局との間で日 PIF 政策対話を立ち上げ，２回の対話を実施した。
（４）外務省における同サミットのフォローアップ等の実施体制の強化の一環として，太平洋島嶼国地域担当大使を初めて任命した。
２　二国間関係
（１）４月，薗浦総理大臣補佐官はパラオ及びミクロネシアを訪問し，パラオにおいて，レメンゲサウ大統領等，ミクロネシアにおいて，クリスチャン大統領等とそれぞれ会談し，PALM８に向けて協力していくことで一致した。
（２）８月，堀井巌外務大臣政務官がトンガ，クック，フィジー，キリバス及びマーシャルを訪問し，ポヒヴァ・トンガ首相，プナ・クック首相，カラン・フィジー首相府次官，マーマウ・キリバス大統領，ハイネ・マーシャル大統領等と会談し，PALM８で表明された各国の要望等に対するフォローアップ等について意見交換を行うとともに，国際社会における協力を要請した。
（３）９月，堀井巌外務大臣政務官は総理特使として，ナウルで開催された第 30 回 PIF 域外国対話に出席するとともに，ワンガ・ナウル大統領のほか，各国首脳等と二国間会談を行い，PALM8 フォローアップ等について意見交換を行った。
（４）11 月，日ミクロネシア外交関係樹立 30 周年記念イベントに出席するため訪日したクリスチャン大統領との首脳懇談を行い，両国の絆を更に発展させていくことを確認した。
（５）同月，PNG で開催された APEC の機会を捉え，日・PNG 首脳会談及び外相会談を行い，両国関係を更に深化させていくことで一致した。
（６）12 月，髙田太平洋島嶼国地域担当大使は，日マーシャル外国関係樹立 30 周年記念式典に参加するためマーシャルを訪問し，支援物資を乗せた自衛隊輸送機の受入を行ったほか，シルク外相との会談において，二国間関係強化等について議論を行った。また，同月，ミクロネシアを訪問し，クリスチャン大統領等との会談において二国間関係等について意見交換を行った。
（７）31 年１月，薗浦総理大臣補佐官は関係省庁と共にパラオ，ミクロネシア及びマーシャルを訪問し，オイロー・パラオ副大統領，クリスチャン・ミクロネシア大統領及びハイネ・マーシャル大統領等と会談し，重層的な二国間関係の発展に向けて協力していくことで一致した。
（８）同月，河野外務大臣は，訪日したレメンゲサウ・パラオ大統領と会談し，海洋安全保障，貿易・観光等で緊密に連携していくことで一致した。
（９）31 年２月，パラオで開催された第 19 回ミクロネシア大統領サミットに出席した鈴木外務大臣政務官は，ハイネ・マーシャル大統領，ロバート・ミクロネシア外相及びレメンゲサウ・パラオ大統領と会談するとともに，第１回日・ミクロネシア３国会議を主催し，ミクロネシア３国に対する支援の強化等を説明しつつ，海洋安全保障等において連携していくことを確認した。
(10) 31 年３月，レメンゲサウ大統領が実務訪問賓客として訪日し，安倍総理大臣との首脳会談を実施した。首脳会談では，両国の関係を力強く発展させ，太平洋島嶼国地域の安定と繁栄に貢献していくことで一致した。

令和元年度目標
１　太平洋・島サミット関連会合の開催等を通じ，第８回太平洋・島サミットの主な成果の実施状況を評価するとともに第９回太平洋・島サミットに向けた議論を開始する。
２　ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し，幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係を重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり，地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な

議論を行う場であるPALMは，日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和元年度に行う関連会合や議論は，令和３年に開催される PALM９の方向性を決めるために重要である。
　太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を，各国との対話の実績等を通じて測定することは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

**測定指標８－３　要人の往来数**

| （我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は，それに準ずる地位の者の来訪数とする。） | 中期目標値 | 29年度 | | 30年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準 | 47 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢等を踏まえた，各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準 | 77 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢等を踏まえた，各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　関係強化の水準を定量的に測定するにあたり，ハイレベルの要人往来数の測定は，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　また，二国間の関係の維持・強化には緊密な意見交換の場を持つことが重要であり，大洋州地域との関係強化を図るため，往来の数だけでなくその成果を重視し，上記のとおりとした。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①太平洋地域諸国との友好関係の強化（　＊　） | 豪州及び NZ とハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間，地域，国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え，日豪２＋２を始めとする各種協議を実施する。<br>ハイレベルでの要人往来，二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ，豪州及びNZとの友好関係を強化する。 | | | | 8-1<br>8-3 |
| | 38<br>(27) | 9<br>(2.6) | 5.4<br>(2.0) | 5.3 | 016 |
| ②太平洋・島サミット開催経費（＊） | 太平洋・島サミットでは，16か国の島嶼国首脳等を迎え，防災，気候変動，環境，人的交流，持続可能な開発，海洋・漁業，貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。<br>本サミットでは首脳宣言を採択するとともに，日本の太平洋島嶼国に対する今後３年間の支援パッケージを表明する。ほかにも，各国との首脳会談を実施し，東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで，日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。<br>また，広報資料を作成し，本サミットを国内で周知する。<br>太平洋・島サミット後は，ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続して実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を，機会を捉えて実施し，太平洋島嶼国との更なる関係に努める。<br>ほかにも，近年，違法漁業等の問題が顕在化する中で，広大な EEZ を有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け，海洋安保・海上安全に関する協力を前進 | | | | 8-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | させる。 | | | | |
| | 29<br>(25.3) | 26<br>(19) | 134<br>(121) | 31 | 017 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅰ－２）

| 施策名（※） | 北米地域外交 |
|---|---|
| 施策目標 | １　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため，以下を実施する。<br>（１）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。<br>（２）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。<br>（３）日米安保体制の信頼性を向上するとともに，在日米軍の安定的な駐留を確保し，もって我が国の安全を確保する。<br>２　日加関係の更なる強化のため，以下を実施する。<br>（１）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。<br>（２）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有しており，日米同盟は，我が国の外交・安全保障の基軸であり，アジア太平洋地域の平和と安定の礎である。したがって，幅広い分野において日米同盟をより一層強化し，また日米両国が直面する共通の諸課題について，両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。<br>日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びＧ７のメンバーであり，またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって，日加両国が，世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう，二国間の戦略的関係を一層深化させることは極めて重要である。<br>・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 506 | 370 | 678 | 685 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 506 | 370 | 678 | |
| | 執行額(百万円) | | 475 | 326 | 544 | |

| 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 担当部局名 | 北米局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（安全保障政策の再構築）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

29 年度目標

１　日米間の協力関係の進展
（１）日米ハイレベルでの対話の実施
　日米首脳会談や日米外相会談，日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に，29 年はトランプ大統領就任直後の一年であり，トランプ政権との間で一層緊密に対話を行っていく。
（２）日米間の具体的な協力関係の推進
　安全保障，経済等の二国間関係に加え，アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても，日米間の協力関係を強化していく。また，日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し，より幅広い課題で連携していく。
２　日加間の協力関係の進展
（１）日加ハイレベルでの対話の実施
　日加首脳会談や日加外相会談，日加次官級「２＋２」対話，日加次官級経済対話（JEC）等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。
（２）日加間の具体的な協力関係の推進
　二国間の文脈では，日加物品役務相互提供協定(ACSA)に早期に署名し，日加情報保護協定の交渉入りに向けた手続を進めることで，安全保障協力を強化していくとともに，経済関係，交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では，海洋安全保障及びテロ，グローバルな課題，軍縮・不拡散等，より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展
（１）及び（２）　29 年度はトランプ大統領やペンス副大統領の訪日，日米「２＋２」や日米外相会談等，日米ハイレベルで緊密な意思疎通が行われ，同盟を一層強化することができた。特に，北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験が相次ぐ中，首脳間及び外相間で頻繁に意思疎通を図り，日米が 100%共にあり，圧力最大化のため緊密に連携していくことを確認した。
　11 月のトランプ大統領による訪日では，両首脳は多くの時間を共にし，首脳間の親交，信頼関係をより一層深めた。北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で，日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示し，喫緊の課題である北朝鮮に関して，北朝鮮に対する圧力を最大限まで高めていくとの方向性を含め，日米が 100%共にあることを改めて確認した。また，両首脳は，拉致被害者御家族と面会し，拉致問題の早期解決に向け，日米が緊密に協力していくことを約束した。さらに，トランプ大統領と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を共に推進していくことでも一致した。
　30 年２月のペンス副大統領による訪日では，平昌オリンピック開会式に出席するため韓国訪問を控えていたペンス副大統領と北朝鮮問題を始めとする地域及び国際社会の諸課題について率直な意見交換を行い，政策を擦り合わせた。特に，北朝鮮問題については，核武装した北朝鮮は決して受け入れられないとの認識の下，北朝鮮に政策を変更させ，核・ミサイル計画を放棄させるため，日米，日米韓でしっかりと連携して，あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていく必要性を改めて確認した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）30 年３月のフリーランド外相の訪日を始め，様々な機会を捉えて日加間で首脳会談，外相会談を実施するなど，ハイレベルで緊密な意思疎通が行われた。

11 月のダナン（ベトナム）での日加首脳会談では，TPP11 の議論を中心に意見交換を行った。30 年３月のフリーランド外相訪日の際は，Ｇ７外相会合やＧ７サミットで北朝鮮問題を含む諸課題について力強いメッセージを発出することを確認したほか，北朝鮮に対して最大限の圧力を維持することで一致した。また，ACSA 署名を可能な限り早期に行い，次官級「２＋２」対話を早期に実施することで一致したほか，JEC を 30 年６月に開催することも確認し，日加関係の強化を進めた。

安全保障分野では，日加政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議（12 月）や日加安保シンポジウム（12 月）を開催し，北朝鮮，中国を含む地域情勢を中心に議論を行った。

（２）ACSA については，５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会に日加両首脳が実質合意を確認したほか，上述のとおり，フリーランド外相訪日の際の日加外相会談で，早期署名を行うことで一致した。また，同外相会談の際，情報保護協定については早期に予備協議を行うことで一致し，JEC については 30 年６月に開催することを確認した。

30 年度目標

１　日米間の協力関係の進展

（１）日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

（２）日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障，経済等の二国間関係に加え，アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバルな課題に関しても，日米間の協力関係を強化していく。また，日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し，より幅広い課題で連携していく。

２　日加間の協力関係の進展

（１）日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

（２）日加間の具体的な協力関係の推進

日加物品役務相互提供協定（ACSA）に署名し，日加情報保護協定の予備協議を着実に行うことで安全保障協力を更に強化していくとともに，経済関係，交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。また，Ｇ７を始めとする多国間フォーラム・会合の場では，北朝鮮問題，中国の海洋進出，「自由で開かれたインド太平洋戦略」等，幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

（１）首脳間で 13 回（電話会談を含む），外相間で 16 回（電話会談を含む）の会談を行うなどハイレベルで緊密に意見交換を行った。

（２）特に，北朝鮮問題への対応については，６月の第１回米朝首脳会談の開催を始め，目まぐるしい情勢の変化があったが，ハイレベルでの会談等を通じ，綿密に方針をすりあわせて対応することができた。

また，「自由で開かれたインド太平洋」の維持，促進に関しても，日米で着実に協力を進展させ，９月の日米首脳会談の際には，第三国で実施している具体的な協力を賞賛するとともに，様々な分野での協力を一層強化するとの強い決意を再確認した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）首脳間で５回（電話会談を含む），外相間で３回（電話会談を含む）の会談を行い，また，12 月には次官級「２＋２」対話を開催するなど，ハイレベルを含め，日加で緊密に意見交換を行った。

（２）特に，11 月に行われた首脳会談では，「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致するとともに，日加外交関係開設 90 周年を契機に，安保・防衛協力を含む戦略的関係を一層深めて行くことで一致した。

また，４月，河野外務大臣とフリーランド外相は，日・カナダ物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行い，日加間の安全保障協力を一層促進させることで一致した。北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に関しては，カナダは巡視艇及び哨戒機を派遣し，日本とカナダは緊密に連携して対応した。

令和元年度目標

１　日米間の協力関係の進展

日米間で，首脳間，外相間を始め，様々なレベルで密接に連携し，北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み，協力関係を更に強化していく。

2　日加間の協力関係の進展

日加間で，首脳間，外相間を始め，様々なレベルで密接に連携し，地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に，G20 の成功に向け，カナダ側からの協力を得るとともに，「瀬取り」対策協力や TPP11 の着実な実施・拡大に向けた協力等，安全保障・経済の両面で関係を強化していく。また，10 月のカナダ連邦下院総選挙後の政権とも良好な関係の構築を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国は我が国にとって唯一の同盟国であり，カナダは価値を共有するＧ７の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

北朝鮮問題など地域と国際社会の平和と繁栄に貢献するためには，米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため，上記目標を設定した。

**測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展**

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し，幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

29 年度目標

1　在米・在加日系人との関係，ネットワークを強化するため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。カナダ分については，昨年度好評であった被招へい者が自身のルーツや日本との絆を再確認することを目的とした墓参や親族訪問を可能な限り取り入れる。

2　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。

3　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。

4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。

5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。

6　若手日本人教員を米国に派遣し，米国への理解を深め，これら教員を通じ，若年層の米国理解を促進する。

7　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じた相互理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

1　在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを強化するため，在米日系人リーダー10 名を 30 年３月に，在加日系人リーダー４名を 12 月に招へいした。日系人リーダー一行は，東京及び地方の視察や安倍総理大臣表敬，外務大臣との夕食会，高円宮妃殿下御接見，墓参や親族訪問，各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは事後に，「今回の招へいで，日系人として日米関係強化に携わる責任を痛感した。今後どのように関わっていけるか考えていきたい。」といったコメントや，「今回得られた知見や人脈を活かし地元で進行中の日本関連プロジェクトにも今後積極的に関わっていくつもりである。日系米国人に関する活動も継続し，日本で開催される在米日系人関連のイベントも含め，出来る限り協力したいと考えている。」等の反応があった。また，地元で歴史問題に関する不穏な動きをキャッチした場合にはすぐ総領事館に報告すると表明した者もあった。

2　日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため，学生 15 名を米国に派遣した。

3　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘し，対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充することを目的に，29 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,220 名（米国 1,100 名，カナダ 120 名），派遣 409 名（米国 371 名，カナダ 38 名）を実施した。

4　マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，29 年度は第 22 期生 10 名が外務省を含む日本の各受入れ機関での研修を開始した(研修期間は１年間)。

5　米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOW及びその家族ほか計10名を10月に招へいし，佐藤外務副大臣への表敬を始め，政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け，「心の和解」を促すことを通じて，日米間の相互理解の促進を図った。

6　若手教員米国派遣交流事業

７月末から８月中旬の約20日間，英語を解する若手教員45名を対象にユタ大学及びポートランド州立大学の２校に派遣した。若手教員の米国理解を深め，そのような経験を有する教員を通じ，広く若年層の米国理解を促進し，将来の同盟関係の更なる進展を図った。

7　米国連邦議会議員２名，州議会議員３名を招へいし，外務大臣政務官との意見交換，防衛大臣表敬，視察等を実施した。議会補佐官20名を招へいし，政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。また，国会議員の訪米・米国議員の訪日に際し，議員交流の側面支援を実施し，立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

30年度目標

1　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。

2　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。

3　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。

4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。

5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。

6　米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに，在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

7　在日米軍の子女のうち，特に意欲の高い学校と生徒を対象に，日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

1　在米・在加日系人との交流

在米日系人リーダー10名を31年３月に，在加日系人リーダー４名を12月に招へいし，東京及び地方の視察や，外務大臣との夕食会，高円宮妃殿下御接見，各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは，「各参加者は，それぞれの分野で日米関係強化のために貢献していこうという特別な想いを有している。」といったコメントや，「日本企業の米国経済への貢献など，日本の前向きなストーリーをできるだけ持ち帰って広めたい」等の反応があった。

2　日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため，学生11名を米国に派遣した。

3　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘して，対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充することを目的に，米国から953名，カナダから123名を招へい，米国へ310名，カナダへ36名の派遣を実施した。また，米国議会補佐官19名を招へいし，政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。

4　マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，第23期生９名が研修を開始した(研修期間は１年間)。

5　米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOWの家族及びその介護者計７名を10月に招へいし，辻外務大臣政務官への表敬を始め，政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け，「心の和解」を促すことを通じて，日米間の相互理解の促進を図った。

6　米国連邦議会議員の訪日

計37名の米国連邦議会議員が来日し，その際，総理大臣表敬や外務大臣表敬，地方視察等を調整するなどの支援を実施し，立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

7　在日米軍の子女への日本語補習授業

幼稚園から小学校１・２年生までの約130名に対して，週３～４回授業を実施し，日本に好意的な親日派・知日派が将来的に増加するよう図った。

令和元年度目標

1　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米・在加日

系人との交流プログラムを実施する。
2　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
3　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
6　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ，相互理解を強化するとともに，我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
7　在日米軍の子女のうち，特に意欲の高い学校と生徒を対象に，日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は，より強固な二国間関係の基礎をなすものであり，民間有識者，米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物，草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また，交流を通じて日米日加関係を重層的に強化していくためには，年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性が高いため，上記目標を設定した。

**測定指標１－３　日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)**

| (注)副大統領を含む。 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 18 | 41 | 30 | 30 | 30 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり，日米二国間会談数は，日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており，その測定は有益であると考えられるため。

会談数は，国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが，これまでの実績数等も踏まえつつ，目標値を設定した。

**測定指標１－４　日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 5 | 10 | 7 | 8 | 7 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり，日加二国間会談数は，日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており，その測定は一定程度有益であるため。

会談数は，国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが，これまでの実績等を踏まえつつ，目標値を設定した。

**測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)**

| （出典：「米国における対日世論調査」(ニールセン社)）<br>①一般の部<br>②有識者の部<br>（注）「一般」とは，米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し，「有識者」とは，米国 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ①76%<br>②86% | ①87%<br>②86% | ①84%<br>②88% | ①82%<br>②90% | ①84%<br>②89% |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 連邦政府，ビジネス界，学界，報道界，宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。 | | | | | | |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国における対日世論調査の結果は，幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており，その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

米国における対日世論は，各年の日米間の行事に左右される面があるが，近年の調査結果も踏まえ，目標値を設定した。

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①北米諸国との政治分野での協力推進<br>（　＊　） | 1　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展<br>日米，日加政府間（首脳，外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。<br>こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は，我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-3<br>1-4 |
| | 2　日米・日加間の相互理解の進展<br>日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。<br>こうした取組による相互理解の進展は，より強固な二国間関係の基礎をなすものであり，あらゆるレベル（政府間，民間有識者，米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物，草の根レベル等）における両国間の交流・対話を重層的に強化し，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2<br>1-5 |
| | 49<br>(48) | 67<br>(67) | 65<br>(56) | 72 | 018 |
| ②日本人学生のインターンシップ支援<br>(26年度) | 本事業実施の背景には，26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に，日米両首脳間の共同声明において，インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては，米国に学生を派遣することにより，同国において人脈を構築し，今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し，また，研究者支援については，米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより，米国の学術活動についての見識を深め，現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し，将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。<br>上記事業の実施は，重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。 | | | | 1-2<br>1-5 |
| | 168<br>(150) | 47<br>(46) | 45<br>(36) | 38 | 019 |
| ③米国における我が国応援団発掘育成事業<br>(27年度) | 米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から，26年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている，もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また，日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は，親日家・知日家として，我が国の「応援団」となり得るとともに，各界指導者層含め一定の影響力を持ち得ることから，これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から，在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。<br>上記事業の実施は，日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2<br>1-5 |
| | 121<br>(114) | 128<br>(94) | 118<br>(81) | 105 | 020 |

<table>
<tr><td rowspan="2">④親日派・知日派予備軍育成のための在日米軍子女への日本語補習教育事業（新規）<br>（30年度）</td><td colspan="4">日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に，日本語補習教育を提供する。<br>在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより，日本語能力を高め，同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで，日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し，帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。</td><td>1-2<br>1-5</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>21<br>(11)</td><td>20</td><td>021</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１　米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。

（２）日米経済対話を始めとした日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（３）個別経済問題に対処する。

２　カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議，各種対話，民間対話等を通じて，貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）

五　戦後日本外交の総決算　（公正な経済ルールづくり）

### 測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

中期目標（--年度）

１　日米両国が地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し，第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め，地域，ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため，日米首脳会談・外相会談，日米経済対話等を通じて議論を進める。

２　日米双方の利益となるように，日米間の貿易・投資を更に拡大させ，公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現すべく，日米物品貿易協定交渉を進める。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に，官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み，重層的な日米関係を更に発展させる。

29 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに，アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため，以下を実施する。

１　麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において，貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略，経済及び構造政策分野での協力，並びに分野別協力の３つの柱に沿って議論を進める。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では，日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し，アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。

（２）経済及び構造政策分野では，Ｇ７で合意した「３本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し，世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。

（３）分野別協力では，インフラ，エネルギー分野のほか，女性の経済分野でのエンパワーメント等の分野での協力について議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて，日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」等のモデルプロジェクトを全米各地で実施する。

施策の進捗状況・実績

１　日米経済対話

麻生副総理及びペンス副大統領の下，４月の初回会合においては，３つの柱（貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略，経済及び構造政策分野，分野別協力）に沿って議論を進めていくことで一致し，10 月の第２回会合においては，アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中，戦略的にも極めて重要な日米経済関係を更に深化させるため，今後も建設的な議論を進めていくことの重要性を共有し，両会合において日米共同プレス・リリースを発表した。また，11 月の日米首脳会談等の様々な機会において，同対話の重要性を確認した。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国が，この柱において，高い貿易及び投資に関する基準

についての二国間枠組み，地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座，及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日本産の柿及びアイダホ産ばれいしょに対する制限が解除されたこと，日本がその輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化すること，日本が地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づいて透明性及び公平性を確保すること，ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について透明性を引き続き確保すること，を確認した。

また，不公正な貿易慣行に対する効果的なエンフォースメント強化や，高い貿易投資基準の推進等に関する専門家レベルの議論が進んでいることを確認した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は，日米経済対話第２回会合において，麻生副総理及びペンス副大統領が二国間の経済，貿易及び投資関係強化の重要性を確認したことを歓迎し，日米両国が，地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し，第三国の不公正な貿易慣行に対する法執行に係る協力を進め，地域，ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致した。加えて，両首脳は，日米経済関係を更に強化するために，貿易・投資分野において，次のとおり取り組むことを確認した。自動車分野に関し，二国間で，また，必要に応じて，自動車基準調和世界フォーラム（WP29）を含む国際的フォーラムにおいて，基準と，規制に関する良い慣行の促進において協力を強化すること。加えて，米国安全基準のうち日本より緩やかでないと認めた項目については日本の基準を満たすものとみなすとともに，輸入自動車特別取扱制度下での輸入車に政府の財政的インセンティブの同等の機会を提供すること。ライフサイエンス・イノベーションに関し，日本側は，中央社会保険医療協議会における業界団体の意見陳述時間を延長する等国内手続において透明性を高めること。米側は，蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していること。

（２）経済及び構造政策分野

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国は，この柱において，Ｇ７による３本の矢のアプローチ（相互補完的な財政，金融及び構造政策）の積極的活用，グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力，及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米双方は，Ｇ７で確認された三本の矢のアプローチ（相互補完的な財政，金融及び構造政策）の積極的活用を再確認した。日米両国は，金融規制制度は，安全性及び健全性に係る高い水準を維持し，金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ，規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべきであるとの認識を共有した。また，国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして，日米両国は，最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ，持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことを確認した。

（３）分野別協力

ア　日米経済対話初回会合（４月）：麻生副総理から，高速鉄道等のインフラ整備，エネルギー，経済分野での女性のエンパワーメント等の分野での協力を通じ，日米経済関係を深化させる旨発言し，また，両国は商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米両国は，インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは，市場競争，透明性，責任ある資金調達，開かれ，公平な市場アクセス並びにグッド・ガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認した。また，同日，インフラ整備，資金調達，メンテナンス及び高度道路交通システムを含む交通分野の協力強化のための協力覚書に関する協議を妥結した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は，日米経済対話の枠組みの中で，「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を進めていくとの認識で一致した。また，新興市場における開発を支援するため，エネルギー，インフラその他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調し，第三国のインフラ整備を共同で進めるための関連機関の連携で一致した。さらに，日本企業から米国への投資が高い水準で推移していることを歓迎し，日米双方向で投資を促進していくことで一致した。両首脳は，保健分野及び高齢者の住まいに関する分野における協力覚書の署名に留意したほか，宇宙探査，保健，「エイジング・イン・プレイス」等の分野における更なる協力を推進していくとの認識で一致した。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」とモデルプロジェクトの実施

ア　４月，米国の州・地方レベルにおける日米関係の重要性に関する認識を深め，ひいては連邦レベルにおける対日政策形成プロセスにも望ましい影響を与えていくことを目的として，萩生田内閣官

房副長官を議長として，外務省を含む関係省庁間でタスクフォースが立ち上げられた。第１回会合（４月）では，官民を挙げた州・地方レベルにおける取組の具体的方策について検討していくことを確認した。

イ　第２回会合（６月）においては，日本経済団体連合会（経団連）から日米関係強化に関する活動につき報告が行われたほか，財務省，経済産業省，日本貿易振興機構（JETRO）等と地方レベルにおける取組強化の方途につき議論を行い，最終会合となる第３回会合（７月）において，２回の会議を踏まえ，米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことの重要性や各地各様の取組の必要性を始めとして，地域の特徴に応じた「テイラー・メイド」のアプローチ，また，訴求対象の日本への関心度に応じたきめ細やかなアプローチをとるべきことなどを含めた行動計画を取りまとめた。また，同会合において，グラスルーツにおける取組は，オールジャパンで進めていくものであると改めて強調され，11 月の日米首脳会談においては，両首脳間で，米国各地における草の根レベルの交流や情報発信を更に強化していくことで一致した。

ウ　さらに，12 月には，西村内閣官房副長官を議長とし，タスクフォースのフォローアップ会合が開催され，第３回会合で取りまとめられた「行動計画」を踏まえて実施された具体的な取組（計 108 件（29 年３月～12 月））について各省から報告があった。今後も，各省庁，機関で連携しつつグラスルーツにおける重層的な取組を行っていくことが確認された。

エ　これらタスクフォースの実施と並行して，「地方キャラバン」を始めとしたモデルプロジェクトを米国各地で実施した。９月から 11 月にかけて，４回にわたってイリノイ州やインディアナ州の各地において視察やイベントを行うことにより，日本の地域への貢献や投資の潜在性をアピールしたほか，現地団体との連携を通じたビジネスセミナーの開催等，在米公館を中心に草の根事業を実施した。

30 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに，アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため，以下を実施する。

1　麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において，貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略，経済及び構造政策分野での協力，並びに分野別協力の３つの柱に沿って議論を進め，第３回会合以降の対話を確実に実施していく。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では，日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し，アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。

（２）経済及び構造政策分野では，Ｇ７で合意した「３本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し，世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。

（３）分野別協力では，インフラ，エネルギー等の分野での協力について議論を進める。

2　30 年４月の日米首脳会談で開始に合意した，茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー米通商代表の下の「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」において，日米双方の利益となるように，日米間の貿易・投資を更に拡大させ，公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するための議論を行う。

3　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて，日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等，地域の特徴や訴求対象の日本への関心度等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1　日米経済対話

日米経済対話については，30 年度は麻生副総理とペンス副大統領による会合は開催されなかったものの，日米経済対話の基にある「経済及び構造政策分野」及び「分野別協力」の柱について，それぞれ作業部会を開催するなど，事務レベルでの議論を行った。

11 月に訪日したペンス副大統領が，安倍総理大臣を表敬し，日米間の貿易・投資を更に拡大させる観点から意見交換を行った。麻生副総理との会談では，経済・地域情勢について意見交換が行われ，「自由で開かれたインド太平洋」というヴィジョンを実現するべく経済面での日米協力を進めていくことの重要性を確認し，日米経済対話についても，今後，双方にとって適切な時期に次回会合の開催を調整していくことで一致した。さらに，ペンス副大統領の訪日の機会を捉え，日米両政府は，「エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の促進に関する日米共同声明」を発出した。

2　自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR）

８月に茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー通商代表の下で FFR 第１回会合が行われた。生産的な議論が行われ，日米両国は，自由で開かれた経済発展を実現するために，双方の利益となるように，日米間の貿易を更に拡大させること，国際経済問題での日米協力を一層進めることの重要性を認識した。また，これまでの貿易・投資についての関心やお互いの意見を率直に交換し，双方の基本的考え方，立場及び共通認識についての理解を深めた。その上で，双方とも，それぞれの立場の相違を埋め，日米の貿易を促進させるための方策を探究すること及び共通認識に基づき協力分野を拡大していくことで一致した。

３　日米貿易交渉

９月 25・26 日に FFR 第２回会合を開催し，同会合の議論を受け，９月 26 日，ニューヨークで行われた日米首脳会談において，両首脳は，日米両国の経済的な結びつきをより強固なものとすることが，日米の貿易を安定的に拡大させるとともに，自由で開かれた国際経済の発展につながるとの考えの下，日米物品貿易協定について交渉を開始することに合意し，共同声明を発出した。共同声明においては，日本としては農林水産品について，過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であることが明記され，協議が行われている間，日本の自動車及び部品に対して，1962 年米国通商拡大法第 232 条に基づく追加関税が課されないこと，同じく第 232 条に基づく鉄鋼及びアルミニウムに対する追加関税について早期の解決に努めることが首脳間で確認された。また，日米双方の利益となるように，日米間の貿易・投資を更に拡大させ，公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことで一致した。さらに，11 月 30 日，G20 サミットの際に行われた日米首脳会談においても，両首脳は，９月の日米共同声明に従い，日米双方の利益となるように，日米間の貿易・投資を更に拡大させ，公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことを再確認した。

４　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

在外公館のみならず，関連機関，在米日本企業や経済団体などとも連携し，米国の一般市民にわかりやすく訴えかける活動を継続した。

（１）フォローアップ会合

６月に西村内閣官房副長官の下で開催された第２回フォローアップ会合においては，29 年度に実施された計 221 件，延べ 77 万人が参加した取組の総括及び，今後の取組の強化に向けた方向性について議論した。

（２）地方キャラバン

日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」が，６月にジョージア州サバンナ市において，また，７月中にインディアナ州シーモア市やシャンバーグ村等の複数の都市で実施された。地方都市の要人やビジネス関係者に対し，地元の日系企業の活躍及び地域コミュニティとの良好な関係について理解を深めてもらうことができた。地元メディアによる注目も高く，地元紙等で大きく取り上げられる等，日米経済関係の重要さを強調することができた。

（３）地方メディアでの発信強化

在ナッシュビル総領事館管轄地域において，日系企業の米国経済への貢献を PR するための CM を 11 月～31 年２月にケンタッキー州のローカルテレビ局にて放映した。日系企業で働く米国従業員の姿を描き，併せて日系企業の米国における投資額や雇用数といった貢献を数字によって示すとともに，地元コミュニティへの貢献も発信することができた。

（４）在外公館主催複合的日本紹介イベント

地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントをコロラド州やフロリダ州などの複数都市で開催した。在外公館主催のビジネスフォーラムでは日本と各州との経済関係の理解促進と日系企業の貢献をアピールする機会となった。また，集客力のある現地フェスティバルとの相互協力を行った。

令和元年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに，アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため，以下を実施する。

１　茂木経済再生担当大臣とライトハイザー通商代表との間で行われる日米物品貿易協定について，30 年９月の日米共同声明に従い，交渉を進める。

２　麻生副総理・ペンス副大統領の下で実施される日米経済対話において，インフラ，エネルギー，デジタルを含む分野を中心に議論を進める。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて，日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等，地域の特徴や訴求対象の日本への

関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中，我が国及び米国を取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ，日米それぞれの取組が我が国の経済成長，ひいては世界経済の成長につながるよう対米国経済政策を強化していく必要があり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

日米経済対話に加え，９月の首脳会談で開始に合意した日米物品貿易協定交渉において議論を進め，両国の経済協力関係を強化・発展させることは極めて重要である。

また，これまでも地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから，「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で実施していくことで，更なる日米関係の飛躍につながる。

**測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化**

中期目標（--年度）

貿易投資の促進，ビジネス・観光を含む交流の促進，地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に深化させる。

29 年度目標

１　30 年はカナダがＧ７議長国を務めることもあり，首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し，「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。

２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ，重点５分野（インフラ，エネルギー，科学技術協力，ビジネス環境改善・投資促進，観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化する。

３　NAFTA 再交渉等，日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう働きかける。また，官が民の取組を積極的に支援するとの観点から，日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ，官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　安倍総理大臣とトルドー首相は，３回の電話首脳会談（６月，10 月，30 年３月），１回の首脳会談（11 月）及び立ち話（５月）を行う等，「日加協力新時代」の下，TPP 等を中心に経済分野に関しても，首脳間で密接に協議を行った。また，河野外務大臣は，９月，フリーランド外相と会談を行い，二国間及び国際社会での協力を一層進めていくことを確認した。11 月の外相会談では，自由貿易の促進についても議論し，30 年１月の外相会談では，30 年にカナダが議長を務めるＧ７外相・首脳会合についても意見交換を行った。なお，同年３月には，チリで開催された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11 協定）署名式において，カナダも TPP11 協定に署名し，本協定を迅速に発効させるために国内手続を完了する決意を表明した。これにより，日加間の経済連携協定が初めて成立することとなった。

２　11 月のダナン（ベトナム）での TPP 首脳会合をめぐるカナダの対応は，TPP 参加国との信頼関係を大きく損なうものであったとして，予定していた日加次官級経済協議を見送った。30 年３月の TPP11 協定署名式を受け，適切な時期での開催を調整していく。

３　５月に門司駐カナダ大使からシャンパーニュ国際貿易相に対し，北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉及びビジネス環境に関する日系企業意見書を手交し，申入れを行った。これを踏まえて，30 年２月の在カナダ公館長会議の際に，参加民間企業・機関（計 12 社）とシャンパーニュ国際貿易相との意見交換の場を初めて設け，NAFTA 再交渉等，日本企業のビジネス環境に大きな影響を与える政策問題について日本企業の意見を申し入れる機会を日本企業に提供することで適切な企業支援を実施した。

４　４月に仙台で開催された第３回日加商工会議所協議会合同会合に，メインスピーカーとして門司駐カナダ大使ほか日本政府関係者が出席し，日加間の官民連携の強化に貢献した。

30 年度目標

１　30 年はカナダがＧ７議長国を務めることもあり，首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し，「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。

２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ，重点５分野（インフラ，エネルギー，科学技術協力，ビジネス環境改善・投資促進，及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。

３　北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉等，日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題

について日本企業の意見を取り入れるよう引き続き働きかける。また，官が民の取組を積極的に支援するとの観点から，日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ，官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１（１）安倍総理大臣とトルドー首相は，２回の首脳会談（６月，11 月），３回の電話首脳会談（５月，10 月，31 年１月）を行う等，「日加協力新時代」の下，TPP11 等を中心に経済分野に関しても首脳間で密接に協議を行った。６月，安倍総理大臣は，Ｇ７シャルルボワ・サミット出席のためカナダを訪問し，首脳会談では，日系自動車企業による対カナダ投資，人工知能等の革新技術分野での両国間の民間連携の推進等，日加関係が着実に強化されていることを歓迎するとともに，引き続き二国間関係を強化していくこと，さらに，TPP11 協定について，双方で国内手続きを進め，早期に発効させることの重要性について一致した。11 月に APEC 首脳会議（於：パプアニューギニア）の際に行われた首脳会談においては，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致した。また，31 年１月の電話首脳会談では，Ｇ20 大阪サミットの成功に向け緊密に協力していくことで一致し，引き続き日加で協力して TPP11 協定の着実な実施と拡大を目指し，自由で開かれた経済圏を構築していくことを確認した。

（２）河野外務大臣は，フリーランド外相と２回の外相会談（４月，８月）及び１回の電話会談（６月）を行った。河野大臣は，４月にＧ７外相会合出席のためトロントを訪問し，９月には，モントリオールを訪問する等，30 年度は相互往来が頻繁に行われ，外相会談では，TPP11 協定，NAFTA 再交渉及び米国通商拡大法第 232 条に基づく調査等の国際貿易に関しての意見交換が行われた。

（３）カナダは 30 年３月に署名した TPP11 協定を，10 月 29 日に締結し，日加両国とも，TPP11 協定発効に必要な最初の６締約国に入った。TPP11 協定の 12 月 30 日の発効で日加間の経済連携協定が初めて成立した。

２　６月，第 28 回日加次官級経済協議（JEC）を東京で開催した。山﨑外務審議官及びサージェント国際貿易次官が共同議長を務め，国際貿易に関する意見交換を行い，WTO を中心とするルールに基づく多国間貿易体制の強化，保護主義と闘っていくことで一致した。また，５つの優先協力分野（①インフラ，②エネルギー，③科学技術協力，④ビジネス環境の改善・投資促進，⑤観光・青少年交流）における進捗，及び今後の方向性について議論が行われ，30 年のカナダＧ７議長国，令和元年の日本のＧ20 議長国，日加外交関係樹立 90 周年を含む機会を通じて二国間協力を更に強化していくことで一致した。さらに，政府間の協議に続き，両国のビジネス団体及び企業関係者から意見を聴取するためのセッションを開催し，クリーン技術，インフラ及び製造業，イノベーション等の部門におけるグッドプラクティスと課題の共有・意見交換が行われ，幅広い協力強化に向けた官民連携強化の取組の一つとなった。

３　31 年２月，戦略的実務者招へいでハイダー・カナダビジネス評議会（BCC）会長が訪日した。同会長は，日本とカナダの経済関係強化に向け，我が国の経済団体や企業などを訪問し，講演や意見交換を行うことで，更なる日加間の官民連携を推進した。また，NAFTA 再交渉など日系進出企業のビジネス環境に影響を与え得る政策問題について，日系企業の意見を踏まえ，加側関係者と接触する様々な機会を通じて，加側に働きかけを行ったほか，11 月にオンタリオ州政府と日系企業関係者との意見交換会，31 年１月にカナダ政府と日系企業関係者とのラウンドテーブル等を開催した。

令和元年度目標

１　WTO を含む様々な国際フォーラムを通じ，自由貿易体制の強化のための協力を強化していく。

２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ，重点５分野（インフラ，エネルギー，科学技術協力，ビジネス環境改善・投資促進，及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。TPP11 協定の発効を受け，二国間経済関係を一層強化していく。

３　北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉により発足した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）については，批准に向けた動向や日系企業に与える影響等について注視しつつ，カナダ政府に対する働きかけや日系企業に対する情報提供を通じ，ビジネス環境の向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際経済環境が転機を迎えている中，日加両国が，自由貿易体制の旗手として，自由貿易の重要性を各国に働きかけていくことが極めて重要。

また，カナダは，我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであるとともに，今後も，エネルギーの安定的供給の確保及びアジア太平洋地域の成長促進における連携といった戦略的観点からも引き続き重要な存在である。そのような中，今後も首脳・閣僚等のハイレベルでの協議，次

官級経済協議，民間団体交流等の実施を通じ，幅広い分野での日加経済関係の深化を図る必要があり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　加えて，日加はTPP11協定参加国のうち経済規模で第一位と第二位を占め，TPP11協定は日加間で初の経済連携協定であるところ，TPP11協定発効を契機とした更なる経済関係の強化が期待される。そのような中，日加両国が自由貿易の旗手として協力するとともに，二国間経済関係を強化する上でも，TPP11協定を最大限活用していくことが重要。

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①北米諸国との経済分野での協力推進<br>(14年度) | 1　米国との経済分野での協調の深化<br>日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに，日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また，個別経済問題に対処する。<br>こうした取組により，日米関係を強化・発展させることは，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 2　カナダとの経済分野での協調の深化<br>日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに，科学技術，エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また，日加経済枠組みに基づき，日加経済関係を強化する。<br>こうした取組により，二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | 34<br>(34) | 39<br>(39) | 38<br>(32) | 39 | 022 |
| ②グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト<br>(30年度) | 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に，米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し，官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。<br>こうした取組により，日米関係を更に発展させる。 | | | | 2-1 |
| | － | － | 320<br>(257) | 317 | 023 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
３　日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)

### 測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

29 年度目標

１　29 年２月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，新ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は，11 月の日米首脳会談及び８月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）等を通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインは，日米両国の防衛協力について，一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し，更新したものであり，同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて，日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い，平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。８月に開催された「２＋２」において４閣僚は，両国の各々の役割，任務及び能力の見直しを通じたものを含め，同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに，米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。「２＋２」を通じ，29 年２月の首脳会談の成果をフォローアップするとともに，トランプ政権との間でも日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され，安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。その結果を踏まえ，下記２のとおり，同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイルについては，日本は，18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-３ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め，米国との協力を継続的に行いつつ，陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入を決定するなど，BMD システムの着実な整備に努めて，いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく，万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては，７月に第５回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府全体の取組の必要性を踏まえ，28 年７月に開催された第４回対話のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，情勢認識，両国における取組，国際社会における協力，能力構築支援等サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行い，対話の後，共同プレスリリースを発出した。

（３）宇宙については，日米両国は，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は，宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供，宇宙アセットの抗たん性（不測の事態においても宇宙システムが必要な機能を維持できること）の確保のための取組等，宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。

（４）海洋安全保障については，日米両国は，ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で，海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。27 年４月に公表した新ガイドラインにおいても，日米両国は，航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し，相互に緊密に協力するとしているほか，29 年２月の日米首脳会談等

の機会に海洋安全保障に関する両国の一致した認識と協力について確認した。

（５）３か国協力については，日米両国は，アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に，日米両国は，オーストラリア，韓国又はインドとの３か国間協力を着実に推進してきており，７月及び11月の日米首脳会談等においても，これらの３か国間の協力は，日米が共有する安全保障上の利益を増進し，アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また，９月の北朝鮮による核実験，度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で，日米韓及び日米豪首脳会談等において，それぞれ３か国間協力の重要性を再確認した。

（６）情報保全については，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は，政府横断的なセキュリティ・クリアランス制度を実施しているほか，カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け，引き続き協議を行った。

30年度目標

１　29年２月の日米首脳会談，８月の日米「２＋２」などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は，首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中，ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　27年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて，日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い，平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。29年８月の「２＋２」の成果を踏まえつつ，４月，９月，11月の首脳会談や６月のマティス国防長官訪日等の機会を活用し，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性を確認し，安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。加えて，10月には日米拡大抑止協議を開催し，日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。その結果を踏まえ，下記２のとおり，同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイル防衛については，日本は，18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-３ブロックⅡA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め，米国との協力を継続的に行いつつ，29年に導入を決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）やイージス護衛艦のBMD能力付与の取組など，BMDシステムの着実な整備に努めて，いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく，万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては，７月に第６回日米サイバー対話をワシントンD.C.にて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ，29年に開催された第５回対話等のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，情勢認識，両国におけるサイバー政策，国際社会における協力，能力構築支援等，サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。

（３）宇宙については，７月の宇宙に関する包括的日米対話第５回会合や安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合などにおいて，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は，宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供，ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等，宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていくことを確認した。10月には米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に防衛省ほか関係省庁等と共に初参加した。

（４）海洋安全保障については，日米両国は，ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合（８月）や東アジア首脳会議（EAS）（11月）などの場で，海洋をめぐる問題を国際法に則って解決することの重要性を訴えた。また，日米両国は，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け，東南アジア諸国や太平洋島嶼国において，海洋状況把握（MDA）向上や海上法執行能力等に関する能力構築支援を始め，海洋安全保障に資する様々なプロジェクトや協力を実施している。

（５）３か国協力については，日米両国は，インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視しており，オーストラリア，インド又は韓国との３か国間協力を着実に推進させた。特に，11月に初の日米印首脳会合が行われ，３か国の協力がインド太平洋地域の安定と

繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し，海洋安全保障や地域連結性強化の分野において，協力を強化していくことで一致した。

（６）情報保全については，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすとの観点から，日米両国は，情報保全に関する日米協議の実施等，情報保全に係る協力の強化に取り組んだ。

令和元年度目標

１　これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中，我が国は，自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上，日米安保条約を堅持することで，米軍の前方展開を確保し，その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに，米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず，地域の平和と安定に寄与することが必要である。そして，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制を強化していくためには，ガイドライン及び平和安全法制の下，多層的な取組を通して安全保障・防衛協力を促進し，日米が共有する安全保障上の利益を増進し，我が国の安全を確保するとともに，国際の平和と安全に積極的に寄与することが重要であるため。

**測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊**

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

29 年度目標

１　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け，普天間飛行場の辺野古沖への移設や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく，沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

２　在日米軍に関する諸問題に関して，施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ，日米両政府の間で協議を行い，一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

１　在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については，11 月のトランプ大統領の訪日の際を始め，累次の機会に日米間で確認してきている。７月には，27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき，普天間飛行場の東側沿いの土地（約４ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い，市道宜野湾 11 号線の全線開通が実現すれば，周辺地域の交通渋滞を緩和し，地元宜野湾市における生活環境の改善に資することになる。さらに，８月の「２＋２」共同発表において，日米両国は，在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から，地元への影響を軽減し，在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に，運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。特に，普天間飛行場については，その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが，普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。さらに，在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転（グアム移転は 2020 年代前半に開始）や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても，着実に計画を実施すべく，日米間で引き続き緊密に連携した。30 年３月には，27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき，牧港補給地区の国道 58 号線沿いの土地（約３ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い，国道 58 号線の拡幅が実現すれば，沖縄県北部と中南部とを結ぶ基幹道路で頻発して地域住民の日常生活の妨げとなっている交通渋滞を緩和し，多くの県民の生活環境の改善に資することになる。

２　日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには，在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し，米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。８月には，18 年５月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始された。この移駐は，人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されている。また，在日米軍再編に引き続き取り組む一方で，米軍関係者による事件・事故の防止，米軍機による騒音の軽減，在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について，地元の要望を踏まえ，改善に向けて最大限の努力を払った。特に，米軍航空機の事故等（予防着陸を含む。）が少なからず発生した点については，地元の懸念を踏まえ，例えば 30 年１月に月内に２度にわたり外務大臣から駐日米国大使に対して重ねて申入れを行ったほか，類似の機会をとらえ，トランプ大統領，ペンス副大統領，ティラソン国務長官，マティス国防長官等，ハイレベルへの働きかけを行った。このように，迅速な，かつ，機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで，米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

30 年度目標

１　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け，普天間飛行場の辺野古沖への移設や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく，沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
２　在日米軍に関する諸問題に関して，施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ，日米両政府の間で協議を行い，一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

１　在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転(グアム移転は 2020 年代前半に開始)や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等について着実に計画を実施した。31 年３月の牧港補給地区の一部返還等，日米間で引き続き緊密に連携した。在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については，４月の日米首脳会談や６月の日米外相会談の際を始め，累次の機会に日米間で確認した。
２　在日米軍の安定的駐留のためには，地元の負担を軽減し，米軍駐留のための理解と支持を得ることが重要である。29 年８月に開始された，「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐については，30 年３月に全ての航空機部隊の移駐が完了し，また，同ロードマップに基づく，普天間飛行場の緊急時における航空機の受入れ機能の新田原基地及び築城基地への移転については，10 月に機能移転に必要となる施設整備について合意した。また，在日米軍再編に引き続き取り組む一方で，米軍関係者による事件・事故の防止，米軍機による騒音の軽減，在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について，地元の要望を踏まえ，改善に向けて最大限の努力を払った。特に，米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については，地元の懸念を踏まえ，６月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等，累次の機会をとらえ，ハイレベルへの働きかけを行った。このように，迅速な，かつ，機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで，米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

令和元年度目標

１　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け，普天間飛行場の辺野古沖への移設や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく，沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
２　在日米軍に関する諸問題に関して，施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ，日米両政府の間で協議を行い，一つひとつの具体的な問題に対応していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は，我が国の安全を確保し，また，極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり，そのための施策の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには，在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより，在日米軍の活動が周辺の住人に与える影響をできる限り小さくし，在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

| 参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：「米国における対日世論調査」（ニールセン社）<br>①一般の部<br>②有識者の部<br>（注）「一般」とは，米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し，「有識者」とは，米国連邦政府，ビジネス界，学界，報道界，宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。 | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | ①82%<br>②86% | ①68%<br>②87% | ①69%<br>②95% |

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①米国との安全保障分野での協力推進<br>（昭和 33 年度） | 日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり，この運用のため，米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか，米国政府との協議，在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。<br>こうした取組により，日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-2 |
| | 85<br>(85) | 81<br>(77) | 88<br>(92) | 111 | 024 |

（注）各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ｉ－３　中南米地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅰ－３）

<table>
<tr><td>施策名（※）</td><td colspan="6">中南米地域外交</td></tr>
<tr><td>施策目標</td><td colspan="6">29 年までと同様に，かつてなく活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し，政治・経済のみならず，文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。<br>１　中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や，国際社会における協力関係を強化し，様々なレベルでの相互理解を促進する。<br>２　南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や，国際社会における協力関係を強化し，また，様々なレベルでの相互理解を促進する。</td></tr>
<tr><td>目標設定の考え方・根拠</td><td colspan="6">中南米諸国は，法の支配，民主主義，自由主義等の基本的な価値を共有する日本のパートナーとして，飛躍的に重要性を増してきている。基本的な価値を共有することから，様々なレベルで，幅広い分野における協力関係を構築することは，相乗効果を生み出し，それが日本と中南米諸国の全般的な関係強化に寄与する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">施策の予算額・執行額等</td><td colspan="2">区分</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>令和元年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況<br>（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>89</td><td>89</td><td>102</td><td>105</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>89</td><td>89</td><td>102</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>82</td><td>81</td><td>94</td><td></td></tr>
<tr><td>政策体系上の位置付け</td><td colspan="2">地域別外交</td><td>担当部局名</td><td>中南米局</td><td>政策評価実施予定時期</td><td>令和２年８月</td></tr>
</table>

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

かつてなく活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し，中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し，更なる経済関係の強化，国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年７月 28 日）
・ジャパンハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年５月 20 日）
・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）

### 測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

中期目標（--年度）

メキシコ，中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために，政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

29 年度目標

１　中米･カリブ地域における日本企業の経済活動の拡大を政府当局間の租税情報の交換や官民合同会議を通じて支援する。
２　日キューバ間の投資活動を更に促進するため，日キューバ官民合同会議を開催する。
３　中米地域における質の高いインフラ輸出を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に日・バハマ租税情報交換協定改正議定書が国会承認され，新たに日本とカリブ地域における租税関連情報の交換体制強化に向けて取り組んだ。９月には東京において，日・キューバ政策対話が行われ，キューバ国内において課題となっている外資誘致・国内産業の育成等について議論し，日本からの投資誘致に向けた取組についても議論した。また，諸日程との兼ね合いから 29 年度中には実施できなかった日墨 EPA 合同委員会・ビジネス環境整備委員会の 30 年度の開催に向けた調整を鋭意行い，近く実施というところまで調整を進めたところである。このような多様な取組により，中米・カリブ地域における日本企業の経済活動の安定及び拡大が可能となるような支援に引き続き取り組んだ。

　また，TPP11 協定の交渉において我が国は，中南米地域の重点国であるメキシコとの連携を強化しつつ，参加各国間の議論を推進し，30 年３月の署名につなげた。加えて，11 月の日墨首脳会談においては，先方大統領から，北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉においてはメキシコ進出の日系企業に悪影響が出ないよう配慮する旨の発言を得るなど，巨大な北米市場との関係を含め多くの日系企業支援につながるものとなった。

２　日キューバ官民合同会議については，当方からの累次照会にもかかわらず，次回開催国である先方から具体的提案が出てこなかったなど，相手側の事情も含めた様々な要因により，年度内に開催することはできなかったが，JICA キューバ事務所が開所したことにより，円滑な経済技術協力を実施する基盤ができた。

３　５月に薗浦外務副大臣によるコスタリカ訪問の際，先方政府に対し，質の高いインフラ輸出について働きかけるとともに，９月のサイン・マロ・パナマ副大統領兼外相訪日の際には，中南米最大級のインフラ案件である「パナマ首都圏都市交通３号線整備計画」についての連携を確認した。こうした取組が進められる中，コスタリカ，パナマ及びホンジュラスからは日本との FTA 締結に向けた意欲が表明され，そのうち，コスタリカとは，まずは投資環境を整備するという目標を共有し，中米諸国とは初めてとなる投資協定の予備協議を行うことで合意するに至った。

30年度目標

1　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
2　日キューバ官民合同会議，日墨EPA合同委員会及びビジネス環境委員会等の実施
3　中米・カリブ諸国との政策対話の実施

施策の進捗状況・実績

1　河野外務大臣が５月及び８月にメキシコを訪問した際，及びグアハルド・メキシコ経済相が訪日し河野外務大臣と会談を行った際に，TPP11協定の早期発効等に向けた連携を確認し，同協定の年内発効につなげた。また，これらの機会に同国に対し，北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉において日本企業へ悪影響が出ないよう配慮を要請し，11月の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）署名に至るまで，日本企業に対する情報提供を始めとする手厚い配慮が得られた。
2　12月にハバナにおいて，佐藤外務副大臣及びマルミエルカ・キューバ外国貿易・投資相を共同議長として日キューバ官民合同会議を実施し，日系企業のキューバでのビジネス環境改善や延滞債務の早期解消について働きかけを行い，キューバは早期返済を約束した。また，双方の関心事項について討議し，経済関係強化に向けた取組を加速すべく，次回会合を令和２年に東京で実施することで一致した。
　また，６月にメキシコシティーにおいて，岡本外務大臣政務官及びベーカー・メキシコ経済省通商担当次官を共同議長として日墨EPAの第10回ビジネス環境整備委員会及び第９回合同委員会を実施し，両国の民間企業も含め，関心事項について意見交換を行った。
3　８月に，メキシコとの間で国際経済等を始めとする多国間問題に関する政策対話を実施し，31年の日本のＧ20議長就任を見据えたメキシコとの連携等について確認した。また，10月には，パナマ運河を有することからエネルギー安全保障の観点で重要国であるパナマと政策協議を実施し，日本企業の進出につき連携を確認した。

令和元年度目標

1　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
2　中米・カリブ諸国との政策対話の実施
3　日墨EPAビジネス環境整備委員会等の実施
4　中米・カリブ諸国との租税条約等，経済条約交渉の大筋合意や条約締結に向けた交渉の推進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　中米・カリブ諸国は自由貿易を標榜する国が多く，我が国と基本的価値を共にする重要なパートナーであり，経済関係の更なる深化のために様々なレベルで経済対話を進めていくことが重要であることから，その取組に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　中米・カリブ諸国において政府ハイレベルによる陣頭指揮は経済政策を進める際には非常に重要である。また，日本企業がグローバル・バリューチェーン構築に貢献するものとして，中米・カリブ諸国との投資協定等の経済条約を締結することは，更なる経済関係深化のために必要である。なお，安倍総理大臣は12月にアルゼンチンにて，「経済」「価値」「知恵」の三つの分野における連結性強化を柱とする日・中南米「連結性強化構想」を発表し，その中で「経済の連結性強化」では「投資協定等の整備を進めます」と述べている。

**測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊**

中期目標（--年度）

　33か国，全国連加盟国の18%を占める中南米諸国に対して，我が国の重要政策をインプットし，理解と支持を取り付け，基本的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

29年度目標

1　環境・気候変動，北朝鮮問題，国連安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題，及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
2　カリブ諸国への１人当たりの所得水準と異なる観点からの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　延べ32か国に及ぶ外務省政務による中南米訪問や，８件の中南米諸国からの要人の訪日機会を捉え，国際社会における問題についての我が国の立場を発信した。こうした取組の一環として，外相会談を行ったメキシコ，パナマ及びコスタリカとの間では，北朝鮮の核・ミサイル開発に対する非難声明の発出及び対抗措置（メキシコによる北朝鮮大使の国外退去措置等）の発動等において，緊密な連携をとることができた。

また，８月に釜山において行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合においても，北朝鮮問題についての連携を確認するとともに，環境・気候変動等の国際的な問題について我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。

さらに，カリブ諸国との関係でも，ラロック・カリブ共同体（CARICOM：カリコム）事務局長やスーマー・カリブ諸国連合（ACS）事務局長を招へいし，北朝鮮問題や国連安保理改革など，我が国の立場に関する支持を働きかけた。また，政務二役がカリブ地域に出張した際には，先方政府のハイレベルと会談を行うことで国際社会での協力関係の強化を確認した。

2　５月にバルバドスで開催されたカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR：カリコム外相会合）に武井外務大臣政務官が出席し，26 年に安倍総理大臣の表明した日本の対カリコム政策を引用した上で，日本のカリコム諸国への援助の姿勢を表明した。

なお，29年度は，カリブ海周辺国にハリケーン被害が多発し，ハリケーン・マリアやハリケーン・イルマの発生に伴い，ドミニカ国やアンティグア・バーブーダといった国で壊滅的な被害状況となった中で，日本は緊急支援物資を送るなどの支援を行った。また，11 月には国連でドナー会合が行われ，日本は400万ドルの支援表明を行った。

30年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ，北朝鮮に関する問題や，核兵器の廃絶に向けた取組等，国際社会の抱える諸課題に関して，国数が多く，国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

政務二役の中南米出張に際して，国際社会の抱える諸問題の解決に向けた中南米諸国との連携を呼びかけた。また，河野外務大臣が二度，中南米を訪問した中で，一度目のブラジル，アルゼンチン及びメキシコ訪問ではジャパンハウス サンパウロにて中南米政策スピーチを行い，従来の相互の互恵関係を中心としていた日・中南米関係を更に前進させ，自由貿易，法の支配に基づく海洋秩序，北朝鮮問題等，我が国が国際社会において推進しているテーマについて我が国の立場を明確に述べ，中南米諸国に連携を呼びかけた。二度目のエクアドル，コロンビア，ペルー及びメキシコ訪問でも北朝鮮問題や軍縮・核不拡散等国際社会が抱える諸問題や自由貿易の推進に関する意見交換を行い，協力を行っていく旨確認した。また，９月には国連総会の機会に第６回日カリコム外相会合を開催し，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用，国連安保理改革，北朝鮮問題等で協力を行っていく旨確認した。加えて，これまでの日・中南米関係を次の段階に引き上げるための新たな政策として，12 月に安倍総理大臣はアルゼンチンにて日・中南米「連結性強化構想」を発表した。

令和元年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ，北朝鮮に関する問題や，地球規模課題等，国際社会の抱える諸課題に関して，基本的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球規模課題等，国際社会が抱える問題の解決には，多くの国との協力関係が不可欠であるところ，33 か国の大半が民主主義等基本的価値を日本と共有し，また，中進国入りする国も増加する中南米地域は，これら課題の解決に向けたパートナーたり得る存在である。また，カリコムに代表されるように国際社会の重要課題に対し統一的な立場をとる傾向も見られるところ，中南米諸国との連携を推進することは重要である。

**測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化**

中期目標（--年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し，ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし，同時に中南米地域に知日派・親日派を増やしていく。

29年度目標

1　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の招へい案件を実現し，二国間関係を前進させ，国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で，更なる協力関係の深化を図る。

2　日本から距離的に遠い中南米諸国との間の，閣僚級のみならず様々なレベルの交流が大切であることから，

・戦略的実務者招へいや招へいスキームを活用して，行政官や有識者等の招へいを実現する。

・各種政策協議や国際会議の機会を捉え，日本から，政務・事務レベル等様々なレベルの中南米訪問を行う。

施策の進捗状況・実績

1　ハイレベル交流としては，メキシコ及びパナマの外相を外務省賓客で招へいしたほか，コスタリカ外相との外相会談も実現した。また，国連総会ハイレベルウィークにおいては，ドミニカ共和国やエルサルバドルの外相が河野外務大臣と会談を行い，双方が取り組むべき主要課題についての認識と協力の更なる強化の重要性について一致した。また，軍縮・不拡散分野でも，世界的な軍縮主導国であり，かつ核兵器禁止条約推進派でもあるメキシコから，我が国提出の核兵器廃絶決議案への賛成を得ることができた。さらには，経済分野においても，TPP11 協定の署名に向けた協力及び連携をすることができた。

2　このほか，戦略的実務者招へいでは，「持続可能な社会の構築のための科学技術の活用」のテーマの下，アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し，これらの分野の専門家・行政官が訪日した。我が国の科学技術を利用した自然災害に対する取組を知ってもらい，それぞれの国でその知見を共有してもらうことができた。

　また，対日理解促進プログラムでは，中米・カリブ諸国から 60 名を招へいした。このような人的交流を通し，着実に中南米地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに，中南米諸国へは５名の日本人学生を派遣し，日本と中南米諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。こうしたプログラムには，政府関係者に加え，報道関係者も多く参加した。

　28 年度から，中南米諸国訪問の際に，原則として２か国以上を訪問するという「中南米＋１」の施策により，政務レベルの積極的な中南米出張を行っており，外務省及び関係省庁のハイレベルが延べ 50 か国以上を訪問した。また，事務レベルでは，30 年３月に第 11 回日中韓ラ米協議を行い，中南米諸国以外の国とも同地域に関する意見交換を実施した。

30年度目標

1　政務による中南米諸国訪問の際に，原則として２か国以上を訪問するという「中南米＋１」政策を徹底し，多くの政務レベルの訪問を実現する。

2　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して，中米カリブ地域にいる日系人を含め，様々な層の招へいを実現することにより，日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

1　他省庁の政務の中南米訪問の際にも２か国以上の訪問を追求する「中南米＋１」の施策を徹底していくことにより，我が国政務三役による延べ 70 か国以上の中南米諸国訪問が実現した。特に，安倍総理大臣の中南米地域訪問のほか，二度にわたる河野外務大臣の中南米地域訪問を実現し，ハイレベルで関係発展及び強化を確認した。

2　戦略的実務者招へいスキームでは，「科学技術を活用した中小企業の活用領域拡大」のテーマの下，アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し，中南米及びアジアから若手行政官及びリーダーの招へいを実施した。また，「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」では，環境や中小企業といったテーマで，政府関係者，学者，メディア，学生等，及び日系人を含め計 47 名を中米・カリブ諸国から招へいし，着実に中米・カリブ地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに，同プログラムの下，中米・カリブ諸国へは９名の日本人学生を派遣し，スポーツを中心とした日本と中米・カリブ諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。

令和元年度目標

1　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し，二国間関係を前進させ，国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で，更なる協力関係の深化を図る。

2　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して，中米・カリブ地域の日系人を含め，様々な層の招へいを実現することにより，日本の魅力や政策を積極的に発

信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政務レベルの相互往来を活発化させることは日本の正しい姿をハイレベルで発信していく上で重要であるところ，日本からの政務の訪問だけでなく，中米・カリブ諸国から日本への訪問を増やしていくことが欠かせない。また，中米・カリブ地域に知日派・親日派を育成する観点から，幅広い層の招へいを実現していくことは，ハイレベルに限らない日本の正しい姿の多層的発信に資する。

**測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊**

中期目標（--年度）

中南米諸国間で政策調整が図られることが多い,多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また,多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し，日本のプレゼンスを高める。

29 年度目標

中米･カリブ諸国に存在する多国間のフォーラムの会議へできるだけハイレベルの関係者を出席させるとともに，日本のプレゼンスを高めるために我が国としての貢献策の提示をする。

施策の進捗状況・実績

９月の国連総会の機会に，河野外務大臣が第２回日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合を開催した。中南米諸国 33 か国を代表する CELAC のトロイカ国との間で，日・CELAC 間の継続的な対話と連携を確認するとともに，我が国の重要政策についてインプットした結果，CELAC における日本のプレゼンスが飛躍的に上昇した。８月に釜山で行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合に中根外務副大臣が出席し，36 か国が参加する中，北朝鮮問題，国連安保理改革などについて我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。５月に開催されたカリブ共同体外相会合（COFCOR）には，アジア唯一の参加国として日本から武井外務大臣政務官が出席した。このように，多国間フォーラムを積極的に活用し，我が国は中南米地域と基本的価値観を共有するパートナーであることを強調し，中南米地域における日本のプレゼンスを示した。

30 年度目標

中南米地域で開催される国際会議や地域フォーラムの会議へ積極的に参加し,我が国の政策についての発信を行う。

施策の進捗状況・実績

７月にグレナダで開催された東カリブ漁業大臣会合には岡本外務大臣政務官が出席し,鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用を支持する立場を確認した。また，11 月にアルゼンチンで開催されたＧ20 サミットには安倍総理大臣が出席した。

中南米地域以外で開催された国際会議等については，９月の国連総会の機会に，河野外務大臣が第６回日カリコム外相会合及び日・太平洋同盟閣僚級会合を開催した。日カリコム外相会合では，カリコム諸国 14 か国のうち 13 か国から外相の参加を得て,基本的価値を共有するカリコム諸国と国際社会で協力していくことを確認した。また，日・太平洋同盟閣僚級会合では，中南米地域において最も影響力の強い地域グループの一つである太平洋同盟４か国（メキシコ，コロンビア，ペルー及びチリ）との間で，フォローアップメカニズムを立ち上げ，協力関係をより強化していくことで一致した。

さらに,東アジアと中南米との交流と協力の強化を目的とするフォーラムであるアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の高級実務者会合がラオスで開催され，日本は科学技術・イノベーション・教育ワーキング・グループの共同議長として同分野における両地域への日本の貢献をアピールした。

このように，多国間フォーラムを積極的に活用し，様々な分野で日本の政策を発信し，中南米地域におけるプレゼンスを示した。

令和元年度目標

中米･カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけハイレベルの関係者を出席させるとともに，日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

| |
|---|
| 中南米地域には様々な多国間フォーラムが存在し，それらを通じて中南米諸国間の政策調整が図られることが多い。そのようなフォーラムに積極的に参加することで，同時に多くの国に対して我が国の立場を説明し，理解を得ることは重要である。 |

| 測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国及び相手国とも政務レベル以上 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 15 | 40 | 40 | 52 | 45 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中南米諸国ではハイレベルの意思決定が重要となる場面が多いことから，政務レベル同士の会談数の実績を測ることは，中南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益。

| 参考指標：日・中米カリブ間貿易額　（単位:億円） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：財務省統計） | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 28,731 | 29,941 | 31,451 |

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①中米カリブ諸国との協力強化（昭和 27 年度） | 1　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化<br>近年より活発になってきている要人往来，民間レベルの交流の機運を利用し，中米カリブ諸国との経済関係強化，国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。 | | | | 1-1<br>1-5 |
| | 2　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化<br>要人往来や各種政策協議，フォーラムなどの機会を通じ，国際問題の諸問題に関する意見交換・協力関係の確認をする。 | | | | 1-2<br>1-5 |
| | 3　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化<br>政務レベルのみならず，民間レベルなど様々なスキームやチャネルを活用した多層的な人的交流を実現する。 | | | | 1-3<br>1-5 |
| | 4　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化<br>中米・カリブ諸国に存在する多くの多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与し，そこにおけるプレゼンスを高める。<br>これらの取組により，中米・カリブ諸国との関係を強化する。 | | | | 1-4 |
| | 31<br>(26) | 32<br>(28) | 33<br>(25) | 33 | 025 |
| ②中南米日系人を通じた対外発信強化（27 年度）※この達成手段は本施策個別分野２にも関連する。 | （本個別分野に関連する取組）<br>我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし，我が国の政策についての説明，有識者による講義，視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ，中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。<br>これは，第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり，親日家・知日家の育成に寄与する。 | | | | 1-3 |
| | 22<br>(17) | 21<br>(18) | 17<br>(14) | 17 | 026 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標

を参照願いたい。

## 個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

１　経済連携協定（EPA），投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに，政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。

２　南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革，気候変動等国際社会の課題に係る取組，国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに，我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また，南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。

３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章　７．（１）外交・安全保障の強化　① 外交

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅱ．［３］（３）ⅲ）⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

### 測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用，並びに対話を引き続き促進していく。

29 年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指し，政務レベルを含む累次の働きかけをコロンビア側に対して行う。

２　日アルゼンチン投資協定の早期妥結を目指す。

３　日アルゼンチン租税条約，日ペルー租税条約の交渉開始・進展を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係強化に向けて，第４回日・メルコスール対話の実施等を通じて法的枠組み構築などの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　日コロンビア EPA 交渉について，早期交渉妥結に向けた協議を随時行った。また，岸田外務大臣始め，外務省ハイレベルからも先方政府への働きかけを行い，交渉の早期妥結を目指す旨確認した。

２　日アルゼンチン投資協定について，５月の日アルゼンチン首脳会談において，大筋合意を発表した。

３　日アルゼンチン租税条約の第１回交渉を 30 年１月に東京で開催した。日ペルー租税条約に関しては，交渉開始に向けた協議を先方政府と実施した。

４　５月に，第４回日メルコスール経済関係緊密化のための対話をブエノスアイレス（アルゼンチン）において実施し，双方の貿易政策等につき意見交換するとともに経済関係の強化を推進することについて双方の立場を確認した。また，10 月に日チリ EPA 委員会を開催し，日チリの経済連携に関する方針について意見交換を実施した。

30 年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。

２　日アルゼンチン投資協定の早期署名を目指し，アルゼンチン政府への働きかけを行う。日パラグアイ投資協定の早期妥結を目指す。

３　日コロンビア租税条約，日アルゼンチン租税条約，日ペルー租税条約，日エクアドル租税条約，日ウルグアイ租税条約の交渉進展・早期署名を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係強化に向けて，法的枠組み構築などの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　日コロンビア EPA 交渉について，交渉妥結に向けた非公式協議を実施した。

２　日アルゼンチン投資協定について，12 月に署名した。また，日パラグアイ投資協定について，交渉の早期妥結を目指す旨，日パラグアイ首脳会談（12 月）において確認した。
３　日コロンビア租税条約について，12 月に署名した。
日アルゼンチン租税条約について，首脳会談（12 月）において実質合意を発表した。
日ペルー租税条約について，５月に東京で第１回交渉を開催した。
日エクアドル租税条約について，31 年１月に署名した。
日ウルグアイ租税条約について，第１回交渉を 31 年４月に東京で開催することを決定した。
４　安倍総理大臣は，メルコスールのメンバー国（ブラジル，アルゼンチン，ウルグアイ，パラグアイ）との間で首脳会談を行い，更なる経済関係強化について確認した。また，上記のとおり，太平洋同盟諸国（コロンビア，ペルー）との間においても租税条約締結に向け取組を進めた。

令和元年度目標
１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
２　日パラグアイ投資協定交渉の早期妥結を目指す。
３　日アルゼンチン租税条約の早期署名，日ペルー租税条約及び日ウルグアイ租税条約交渉の早期妥結を目指す。
４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
我が国は，豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源，潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあり，南米諸国との経済関係強化は，我が国の国益にとって重要であることから，経済関係強化の実績を測ることは，南米諸国との協力及び交流を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。
南米諸国においては，ビジネス環境の面で，我が国民間企業の進出などに当たり，具体的な障害が発生する場合も多く，日アルゼンチン租税条約，日パラグアイ投資協定の早期署名等を目指すことは，ビジネス環境の改善等を通じて，南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また，同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との経済関係強化の取組を進めることが重要である。

**測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊**

中期目標（--年度）
二国間，多国間の双方の機会を活用した，我が国の立場の説明，支持の拡大を引き続き進めていく。

29 年度目標
１　南米各国との間で，要人往来を始め様々なレベルの往来や接触の機会を通して，政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
２　環境・気候変動，北朝鮮問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
３　招へい事業等を通じ，南米各国の日系社会との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　南米諸国からラコトゥール・コロンビア商工観光相（５月），マクリ・アルゼンチン大統領（５月），エスピノサ・チリ下院議長（９月），フレイ・チリ元大統領（10 月），グティエレス・コロンビア・メデジン市長（10 月），カンパナ・エクアドル貿易相（12 月），バチェレ・チリ大統領（30 年２月），レオン・エクアドル通信情報社会相等が訪日し，日本からは，麻生副総理がブラジル（４月），薗浦外務副大臣がブラジル，パラグアイ，アルゼンチン及びコロンビア（４～５月），西村特派大使がエクアドル（５月），武井外務大臣政務官がボリビア（７月），高村自民党副総裁がペルー（８月），川端衆議院副議長がブラジル及びアルゼンチン（８月），岡本外務大臣政務官がブラジル，パラグアイ及びウルグアイ（８～９月）並びにアルゼンチン（12 月），佐藤外務副大臣がエクアドル（30 年１月），堀井巌外務大臣政務官がペルー及びブラジル（30 年２月），日チリ友好議員連盟（衆議院公式派遣）（９月）及び塩谷特派大使がチリ（30 年３月）を訪問等，多くの要人往来が行われた。これらの機会を捉え，政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図るとともに，大阪万博を始めとする国際選挙の支持要請をハイレベルから行った。文化面では，要人往来の際に文化，スポーツ，教

育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
2　国連安保理改革，核軍縮・不拡散問題，環境・気候変動問題，アジア地域の安全保障，北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について，政務レベルの中南米訪問の機会を捉え，積極的に先方ハイレベルに日本の立場等を働きかけるとともに，アルゼンチン（５月），ペルー（11 月）及びチリ（30 年２月）との間で行われた首脳会談においても北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認し，一定の成果を得た。
3　「次世代日系人指導者会議」招へいでは８名，「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」では 20 名の中南米日系人を招へいし，官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の概要説明，各界有識者による講演及び様々な視察等を通して対日理解を促進し，連携を強化した。また「JUNTOS!! 中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで「日本祭り招へい」を実施し，現地で活躍する日本祭り関係者を招へいし，現地での日本祭りの運営向上に向けた視察や我が国政府関係者との意見交換等研修を行った。同スキームの派遣事業では，在日ブラジル人の支援事業に携わる学生などをブラジルに派遣し，現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。さらに，29 年３月に立ち上げた「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」において，自治体，経済界，関連団体からの有識者委員の出席のもと，世代交代が進む中南米日系社会との連携について検討，５回にわたって討議を行い，最終的に５月に報告書が外務大臣宛てに提出された。また，官房副長官の下で行われる中南米経済・文化交流促進会議（５月，10 月，30 年３月に実施）において，中南米日系社会との連携強化策について取り上げ，各省と協力しながら連携強化の取組を進めた。

30 年度目標
1　南米各国との間で，様々なレベルの要人往来を通して，政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
2　環境・気候変動，北朝鮮問題，国連安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
3　招へい事業等を通じ，南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　南米諸国からヌネス・ブラジル外相（５月），モレノ・エクアドル大統領（９月），アンプエロ・チリ外相（９月），トルヒーヨ・ペルー運輸通信相（10 月），トゥルヒージョ・コロンビア外相（12 月）等が訪日し，日本からは，安倍総理大臣がアルゼンチン，ウルグアイ及びパラグアイ（12 月），河野外務大臣がブラジル及びアルゼンチン（５月）並びにペルー，エクアドル及びコロンビア（８月），谷公一特派大使がパラグアイ（８月），山口俊一特派大使がコロンビア（８月），山口泰明特派大使がブラジル（31 年１月），佐藤外務副大臣がボリビア（９月）並びにブラジル及びチリ（31 年１月）を訪問するなど，多くの要人往来が行われた。これらの機会を捉え，政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図るとともに，大阪万博誘致や国際選挙の支持要請をハイレベルから行った。また，文化，スポーツ，教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
2　国連安保理改革，核軍縮・不拡散問題，環境・気候変動問題，アジア地域の安全保障，北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について，政務レベルの南米訪問の機会を捉え，積極的に先方ハイレベルに対し，日本の立場等への理解を働きかけるとともに，エクアドル（９月），チリ（11 月），アルゼンチン（12 月），ウルグアイ（12 月），パラグアイ（12 月），ブラジル（31 年１月）との間で行われた首脳会談でも北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認した。
3　「次世代日系人指導者会議」招へい，「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」ではそれぞれ 15 名の中南米日系人を招へいし，官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の説明，各界有識者による講演及び様々な視察等を通じて対日理解を促進し，連携を強化した。また，前者の招へいに合わせて，JICA との共催で「中南米日系社会ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を開催し，日系社会関係者や有識者等との間で日系社会との連携に関する理解を深めた。さらに，「JUNTOS!! 中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで「在日日系人支援者招へい」を実施し，各国・地域で日本から帰国した日系人の生活支援に関心を有する人材を招へいし，在日日系人を中心とする外国人居住者への支援団体との意見交換等を行った。なお，同スキームの派遣事業では，在日ブラジル人の支援事業に携わる学生などをブラジルに派遣し，現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。現地日系ネットワーク支援事業において，中南米各国で「新世代」の日系人の発案・企画案を受け，日系アイデンティティ形成セミナーやビジネスマッチングイベント等を在外公館が日系人と協働して実施した。日系社会実相調査事業において，アルゼンチン，メキシコ及びキューバで，日系人の各国における生活，社会活動，社会的進出状況や「日系」アイデンティティ，対日感情，日系

団体・行事への参画・参加・関心等の調査を実施した。

令和元年度目標

1　南米各国との間で，様々なレベルの要人往来を通じて，政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。

2　環境・気候変動，北朝鮮問題，国連安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

3　招へい事業等を通じ，南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国は，我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり，多数の日系人の存在にも支えられた伝統的な友好関係を有している。また，我が国と民主主義，人権尊重，法の支配といった基本的価値観を共有することから，我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し，これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。以上を踏まえ，南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化の実績を測ることは，南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来を活用すること，地球規模の課題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めることが，南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。また，南米各国の日系人を招へいし，我が国の重要外交政策についての理解を深めさせることは，被招へい者が現地に戻って発信した際に，我が国の正しい姿を現地に伝えることができ，二国間関係を強化する上で重要である。

**測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊**

中期目標（--年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し，様々な対話の機会を通じて，両国間の連携を深めていく。

29 年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について，要請のある個別案件につき，円滑な運用を行う。特に，法務省と連携して手続の加速化を目指す。

2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また，関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

1　引き続き，移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け，法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し，必要文書等のやり取りを進め，30 年度下半期のブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。

2　在ブラジル在外公館等において，連邦警察，連邦検察等と円滑な関係を維持し，迅速な情報収集体制の維持，強化に引き続き努めた。

30 年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について，要請のある個別案件につき，法務省との連携の下，円滑な運用を行う。

2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また，関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

1　引き続き，移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け，法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し，必要文書等のやり取りを進め，ブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。

2　ブラジルやペルーを始めとする在外公館において，現地の警察，検察等と円滑な関係を維持し，迅速な情報収集体制の維持，強化に引き続き努めた。

令和元年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について，要請のある個別案件につき，法務省との連携の下，円滑な運用を行う。

2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また，関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一部の南米諸国との関係において，我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処することが，安定した二国間関係を維持していく上で重要であるため，これらの取組の実績を測ることは，南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから，日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは，南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。

**測定指標２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数**

| 我が国及び相手国とも政務レベル以上 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 10 | 35 | 30 | 31 | 30 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国との関係においては，首脳・外相・副大臣・大臣政務官といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要であるところ，政務レベル同士の会談数の実績を測ることは南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

近年の実績に準じて，南米諸国との政務レベル同士の会談実施を 30 件実施することは，南米諸国との協力・交流を強化する上で重要である。

**参考指標：日・南米諸国間貿易額　（単位：億円）**

| （出典：財務省統計） | 実績値 | | |
|---|---|---|---|
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 25,419 | 31,502 | 31,239 |

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①南米諸国との協力強化（　＊　） | 1　南米諸国との経済関係強化<br>南米地域との間で，経済連携協定（EPA），投資協定等の法的枠組みを構築・運用する。<br>これは，我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進することに寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 2　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化<br>様々なレベルの要人往来を通して政治・文化等の幅広い分野における関係緊密化を図るとともに，国連改革，気候変動等国際社会の課題に係る取組，国際機関の選挙等における我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべく協力を推進する。<br>これは，我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきている南米諸国との良好な関係を維持するとともに，国際社会における我が国の影響力を強化することに寄与する。 | | | | 2-2<br>2-4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 3　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組<br>在日ブラジル人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を実施するとともに，南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を促進する。<br>これは，約 30 万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援に寄与する。 | | | | 2-3 |
| | 37<br>(40) | 35<br>(35) | 43<br>(40) | 44 | 027 |
| ②中南米日系人を通じた対外発信強化<br>(27 年度)<br>※この達成手段は本施策個別分野１にも関連する。 | (本個別分野に関連する取組)<br>我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし，我が国の政策についての説明，有識者による講義，視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ，中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。<br>これは，第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり，親日家・知日家の育成に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | 22<br>(17) | 21<br>(18) | 17<br>(14) | 17 | 026<br>(再掲) |
| ③現地日系ネットワーク形成支援事業<br>(30 年度) | 日系ネットワーク形成支援事業を実施することにより，有望な新世代日系人参加者同士のグループ化及び同グループをプラットフォームとした新世代日系人のネットワークの拡大を目指す。<br>本事業を通して，現地日系社会との連携が強化され，この結果，日本と当該国との友好関係の推進が期待できる。 | | | | 2-2 |
| | ― | ― | 7<br>(6) | 7 | 028 |
| ④日系社会実相調査<br>(30 年度) | 新世代日系人の活動・意識・社会進出状況等の実相把握のための調査を行うことにより，これまでつながりのなかった新世代日系人の存在やグループリスト化及び有力な招へい候補者の把握を目指す。<br>本事業を通して，招へい事業やネットワーク形成支援事業の質を高めるとともに，より効果的な対中南米日系人施策の実施が期待できる。 | | | | 2-2 |
| | ― | ― | 4<br>(4) | 7 | 029 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

# 施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ｉ－４）

| 施策名（※） | 欧州地域外交 |
|---|---|
| 施策目標 | 平和で安全な国際社会の維持に寄与し，良好な国際環境の整備を図るため，以下を達成する。<br>１　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，協力関係，法的枠組み，人的ネットワークを構築し，欧州地域との関係を総合的に強化する。<br>２　西欧諸国との間での対話，政策調整，人的・知的交流を通じて，政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに，共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。<br>３　中・東欧諸国との間での対話，政策調整，人的・知的交流を通じて，政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに，共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。<br>４　領土問題を解決して平和条約を締結し，日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに，幅広い分野における日露関係を進展させる。Ｇ７の連帯を重視しつつ，ウクライナ，北朝鮮，テロ，シリア等，国際社会が直面する様々な問題について，ロシアの建設的関与を促す。<br>５　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに，中央アジア地域内協力を促進する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は，二国間の文脈だけでなく，ルールに基づく国際秩序の維持，世界経済，テロ，サイバー犯罪，軍縮・不拡散，気候変動，エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。英国の EU 離脱交渉が進む中で，引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し，また，世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。<br>アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中，隣国同士である日本とロシアが，最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに，同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し，幅広い分野において連携を深めていくことは，我が国の国益に資するのみならず，同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。また，ウクライナ，北朝鮮，テロ，シリア等，我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について，ロシアの建設的関与を促すことは重要。<br>エネルギーを含む経済的な潜在性とともに，ウクライナ及びアフガニスタン情勢等，現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは，我が国だけでなく，同地域及び周辺諸国にとって重要である。<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 1,044 | 1,207 | 2,553 | 1,444 |
| | | 補正予算(b) | 110 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 1,154 | 1,207 | 2,553 | |
| | 執行額(百万円) | | 1,118 | 1,181 | 2,256 | |

| 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 担当部局名 | 欧州局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

１　欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
２　安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
３　欧州各国との社会保障協定，租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
４　招へい，派遣やセミナーの開催等，欧州への対外発信を通じ，多様なチャネルの人的関係を構築・強化し，欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２．Ⅱ　［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築　ウ）租税条約

### 測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，良好な国際環境の整備に資するため，EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。特に，令和元年 10 月 31 日が期限となる英国の EU 離脱プロセスの進展を注視しつつ，我が国の立場を働きかける。

29 年度目標

１　EU との関係では，関連省庁・部局と連携し，以下を実施する。
（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう，日 EU 間の主要課題，懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し我が国の立場や要望事項（離脱における予見可能性・透明性の担保）を EU 側にも働きかける。
（２）日 EU・EPA の大枠合意に向けた交渉と並行して，日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け，上記（１）での政治対話の場で大枠合意できるよう，実務者会合にて協議を重ね，残る論点について進展を図る。開発協力における日 EU 連携，EU の CSDP（共通安全保障防衛政策）との連携強化等の具体的な協力が進展するよう努める。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEM 第 13 回外相会合等への参加，アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ，両地域間の協力と理解の増進のために，引き続き積極的に関与していく。
３　アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係の強化を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

１　EU との関係
（１）EU との関係では，第 24 回日 EU 定期首脳協議（７月）を含め，首脳会談を２回（右に加え５月のＧ７タオルミーナ・サミット），外相会談を２回（４月及び９月）実施し，このほかにも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会談の中で，アジア及び欧州等における地域情勢，グローバルな課題への対応につき緊密な意見交換を行った。英国の EU 離脱に関しては，国際社会の平和と安定，世界経済，企業活動等に様々な影響が生じ得ることを踏まえ，透明性及び予見可能性に配慮するよう要請した。さらに，９月には，北朝鮮の核実験を受け，日 EU 外相電話会談を行い，北朝鮮問題に関して日 EU で緊密に連携していくことで一致した。
（２）日 EU・EPA 及び SPA について，７月の第 24 回日 EU 定期首脳協議の際に大枠合意し，EPA 交渉については 12 月，SPA 交渉については 30 年２月に合意した。
２　アジア・欧州間の対話・協力
　29 年度は，11 月に実施された ASEM 第 13 回外相会合及びその準備会合である計３回の高級実務者会合が開催され，外相会合には中根外務副大臣が出席した。今次 ASEM 外相会合ではアジアと欧州の連結性が大きなテーマとなり，日本政府は，連結性に係る作業部会のアジア側共同議長を中国と共に務めた。また，アジア欧州財団のインフルエンザ対策事業の枠組みにおいて，29 年度中に韓国（６月）及びベトナム（９月）でリスク・コミュニケーションに係るセミナーを共催したほか，ジャカルタでは観光に関するセミナーを共催し，インフラ面での議論のみならず人的交流面や危機管理面でも ASEM の連結性に係る議論に貢献した。また，安全保障面においても，厳しさを増すアジアの安全保

障環境を踏まえ，ASEMにおける北朝鮮等の重大な地域情勢に関する議論を主導した。
３　CoEとの関係
CoEとの関係では，ウクライナ国内避難民（IDP）支援のためのサマースクール（８月，於：同国西部），IDP支援国際フォーラム（10月，キエフ），及び外国から資金提供を受けるNGO等組織に関する国際基準策定について議論するラウンドテーブル（10 月，於：ヴェネツィア）に対し財政支援を行った。

30年度目標
１　EUとの関係では，関係省庁・部局と連携し，以下を実施する。
（１）日EU首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう，日EU間の主要課題，懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。英国のEU離脱に関し，我が国の立場を適切な形で英，EU双方に働きかける。
（２）日EU・SPAの早期署名・締結に向け，事務レベルでの調整を行う。開発，安全保障等の分野において具体的な協力が進展するよう努める。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEM第12回首脳会合等への参加，アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ，両地域間の協力と理解の増進や，現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために，引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績
１　EUとの関係
（１）安倍総理大臣は，7月の定期首脳協議のほか，10月のブリュッセル（ベルギー）における第12回ASEM首脳会合，11月のブエノスアイレス（アルゼンチン）におけるＧ20サミットの機会に，日EU首脳会談を行い，日EU関係，英国のEU離脱及び世界経済・貿易等につき意見交換を行った。英国のEU離脱については，EU側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう，プロセスの透明性，予見可能性，及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。このほか，外相間でも緊密な対話が行われ，４月のシリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合，８月のASEAN関連外相会議の機会に日EU外相会談を実施したほか，計３回の電話会談を実施した。
（２）日EU・EPAは，30年中に日EU間で国内手続完了の相互通告が行われ，31年２月１日，発効した。また，外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みであるSPAについても同日，暫定的適用が始まり，３月25日に第１回合同委員会が開催され，持続可能な連結性及び質の高いインフラ，地球規模課題といった優先事項や，データ・セキュリティ等のデジタル経済に関する課題や安全保障政策における協力強化に向けた協議が行われた。
２　アジア・欧州間対話（ASEM）
10月，ブリュッセル（ベルギー）において，第12回首脳会合が開催され，日本からは，安倍総理大臣が出席した。日本が各国と連携して議論をリードした結果，首脳会合で発出された議長声明では，海洋安全保障について国際法に従った紛争の平和的解決の重要性等に言及するとともに，北朝鮮に対し，核及びその他の大量破壊兵器，弾道ミサイル及び関連する計画と施設の，完全な，検証可能な，かつ，不可逆的な廃棄（CVID）を求め，首脳間で安保理決議の完全な履行を通じた包括的な問題解決にコミットするなど力強いメッセージが盛り込まれた。また拉致問題については前回の首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。また日本は，インドネシアとの共催によるジャカルタにおける観光シンポジウムの実施（31年２月）やアジア欧州財団（ASEF）への拠出金の支出等を通じて，東京にてユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の枠組みで薬剤耐性菌（AMR）対策を扱うセミナー（５月）を実施するなど，ASEMの活動に貢献した。

令和元年度目標
１　EUとの関係で，関係省庁・部局と連携し，以下を実施する。
（１）日EU定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう，日EU間の主要課題，懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。
（２）日EU・SPAの下で，安保理を含む国連の改革や，サイバー，宇宙，運輸，教育，文化，スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進するとともに，安全保障分野等における協力をする。
２　アジア・欧州間の対話・協力においてはASEM第13回の外相会合等への参加，アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ，両地域間の協力と理解の増進や，現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために，引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは，基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。

日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は，基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，良好な国際環境の整備に資する上で重要である。

**測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化**

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し，国際社会における法の支配を促進するため，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下，NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

29 年度目標

１　NATO

（１）日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　ジェンダーの分野における協力
　NATO 本部への要員派遣の継続

イ　新規安全保障課題の分野における協力
　サイバー演習への本参加，サイバー分野における協力強化

ウ　海洋安全保障の分野における協力
　NATO 海上司令部(MARCOM)への連絡官派遣の実現

エ　NATO の各種演習への参加

（２）アジアの安保情勢がますます深刻化する中で，アジアにおけるさらなる NATO のプレゼンス強化を図るため，ハイレベルの要人訪日等を実現する。

（３）NATO 幹部の招へい等を行い，知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

２　OSCE

（１）OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により，国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　NATO

（１）日 NATO 協力

ア　ジェンダーの分野における協力
　５月末に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し，各国代表と同分野に係る意見交換を実施した。また，７月から NATO 本部に二代目となる女性自衛官を派遣し，同分野への貢献を継続している。

イ　新規安全保障課題の分野における協力
　エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）への我が国の参加意向表明等，サイバー分野における日 NATO 協力を強化している。

ウ　海洋安全保障の分野における協力
　英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の意向を表明するとともに，同分野の協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。

エ　NATO の各種演習への参加
　９月にボスニア・ヘルツェゴビナで実施された人道支援・災害救援の演習に，日本からオブザーバー参加し，同分野での協力を進めた。

（２）ハイレベル要人訪日

７月に安倍総理大臣が NATO 本部を訪問，10 月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し，安倍総理大臣及び河野外務大臣等と会談するなど，ハイレベルによる対話が続いた。NATO 事務総長訪日の際には，日 NATO 間で，北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう決定的な圧力を加えるための更なる努力を行うこと及び拉致問題の解決を要求し，南シナ海・東シナ海の状況を懸念する内容の共同プレス声明を発出した。

（３）人的交流の深化

５月には，東京において日 NATO 高級事務レベル協議を開催し，日欧の安全保障政策等に関する意

見交換を行ったほか，６月にメルシエ変革連合軍最高司令官が岸外務副大臣を表敬し，日 NATO 間の連携強化及びアジアの地域情勢等について意見交換を行った。

２　OSCE

（１）日 OSCE 関係の推進

４月から OSCE 特別監視団（SMM）（於：ウクライナ）に二代目の専門家として報告官（ウクライナ東部情勢の分析及び報告）を派遣するとともに，４月のアルメニア議会選挙，６月のアルバニア議会選挙及び 10 月のキルギス大統領選挙のための OSCE 選挙監視団に要員をそれぞれ派遣し，OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12 月にはウィーン（オーストリア）で開催された第 24 回 OSCE 外相理事会に中根外務副大臣が出席し，欧米各国の外相級が集まる中，自由で開かれたインド太平洋戦略，北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題，ウクライナ情勢，法の支配の貫徹等について発言し，最も歴史あるパートナー国として，OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し，日本の存在感を示した。30 年２月には，河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて OSCE 事務局本部を訪問し，グレミンガーOSCE 事務総長より日本の人的・財政的貢献は OSCE に対する重要な貢献となっており，中央アジアやウクライナ等の安定に寄与しているとの認識が示された。

（２）国際社会の平和と安定への貢献

29 年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理等のプロジェクトに拠出し，同地域の平和及び安定に貢献している。

30 年度目標

１　NATO

（１）日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）を改定するとともに，IPCP に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　サイバー分野における協力

イ　海洋安全保障分野における協力

ウ　NATO の各種演習への参加

（２）NATO 日本政府代表部を開設し，日 NATO 関係を更に強化する。

（３）知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

２　OSCE

（１）OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により，国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　NATO

（１）５月，日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）を改定し，以下の内容を含む優先分野を定めて日 NATO 協力を推進した。

ア　エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）へ我が国から職員を派遣し，サイバー分野における日 NATO 協力を強化した。

イ　英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の手続きを進め，海洋安全保障分野の協力の一環として，８月に海上自衛隊の練習艦と NATO 常設海上部隊との親善訓練等を実施した。

ウ　11 月にエストニアで実施された NATO のサイバーの演習にパートナー国として参加した。

（２）７月，ブリュッセル（ベルギー）に NATO 日本政府代表部を開設し，NATO との協力関係をより円滑にするための体制を整えた。

（３）大量破壊兵器（WMD）やジェンダー分野の会合に有識者等を派遣し，知見の共有を図った。

（４）７月，薗浦総理大臣補佐官が NATO 本部を訪問し，ハイレベルの対話を実施した。

２　OSCE

（１）29 年４月から専門家を派遣しているウクライナの OSCE 特別監視団（SMM）に二代目としてウクライナ東部情勢の分析及び報告を担う報告官を派遣するとともに，10 月のボスニア・ヘルツェゴビナ国政選挙，10 月のジョージア大統領選挙，12 月のアルメニア大統領選挙及び 31 年２月のモルドバ議会選挙のそれぞれに，OSCE 選挙監視団要員を派遣して OSCE の活動に貢献した。12 月にはミラノ（イタリア）で開催された第 25 回 OSCE 外相理事会に阿部外務副大臣が出席し，欧米各国の外相級が集まる中，「自由で開かれたインド太平洋」，北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題，ウクライナ情勢，法の支配の貫徹等について発言し，最も歴史あるパートナー国として，OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し，日本の存在感を示した。

（２）テロリスト等の不法移動や違法物質の流入，人身売買などの防止といった人道に対する脅威の低減策を通じて中央アジア・コーカサス地域の平和と安定に寄与するための厳格な国境管理体制を

担う人材育成を目的にOSCEが運営するタジキスタンの国境管理スタッフカレッジに補正予算から9,000万円を拠出した。

令和元年度目標

1　NATO

（1）日NATO協力の前提となる日NATO国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日NATO協力を推進する。

ア　サイバー分野における協力

イ　海洋安全保障分野における協力

ウ　NATOの各種演習への参加

（2）知見の共有等を目的に日NATO間の人的交流をより深化させる。

2　OSCE

（1）アジア・パートナー国として，各種会合に出席（一部は主催）する。

（2）OSCEが実施するプロジェクトに対する拠出金により，国際社会の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は，国際社会の平和と安定の維持に寄与することから，かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

**測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊**

中期目標（--年度）

欧州各国との法的枠組みの整備を通じ，欧州各国との関係を強化する。

29年度目標

1　社会保障協定については，ルクセンブルク及びイタリアとの協定の早期発効に向け，締結手続を進める。チェコ（改正）及びスロバキアについては，早期に国会承認を得，発効に向けて当局間協議等を進める。また，スウェーデン及びフィンランドとの間で交渉会合を実施し，早期妥結を目指す。

2　租税条約（協定）については，スロベニア，ベルギー（改正），ラトビア及びオーストリア（改正）について，発効に向けての手続を速やかに進める。また，リトアニアについて早期の署名を目指す。エストニア，デンマーク（改正），スペイン（改正）及びアイスランドについても交渉を進め，早期の妥結及び署名を目指す。

3　乗客予約記録（PNR）協定については，早期の法的枠組みの構築を目指し，EU及びスイスとの間で協議を進める。

4　航空協定については，スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に向け，国土交通省と連携しつつ，早期改正を目指す。また，クロアチア，チェコ及びルクセンブルクとの航空協定については，正式交渉の開始も視野に入れつつ，航空当局間の非公式協議の促進を側面的に支援する。

施策の進捗状況・実績

1　社会保障協定

７月に日フィンランド社会保障協定第１回政府間交渉，10 月に日スウェーデン社会保障協定第３回政府間交渉を実施し，大きな進展が見られた。８月１日，日ルクセンブルク社会保障協定が発効し，日チェコ社会保障協定改正議定書についても，発効に向けた準備が進んでいる。イタリア及びスロバキアとは，協定の早期発効に向けて当局間での調整が進んでいる。

2　租税条約（協定）

目標に挙げていた交渉のうち，５月に，エストニア，デンマーク（改正），アイスランド，30 年２月にスペイン（改正）について妥結したのに加え，30 年３月にクロアチアとの租税条約交渉も妥結した。エストニア（８月），デンマーク（10 月），アイスランド（30 年１月）については署名を経て，29 年７月に署名したリトアニア租税条約と併せて，30 年通常国会に提出した。ラトビア，スロベニアについてはそれぞれ７月と８月に発効した。ベルギー，オーストリアについては所要の国内手続を了し，相手国の国内手続中である。

3　PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

4　航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し，ポーランドとは調整を進め，スペイン

とは内容面で合意に至った。また，クロアチア及びチェコとの航空協定については，第１回正式交渉の開催に向け，６月にそれぞれ当局間非公式協議を実施した。ルクセンブルクとの航空協定については，６月に第２回，10 月に第３回非公式協議を開催し，10 月に当局間での取決めを更新するに至った。

５　航空安全協定（BASA）

EU との間の航空安全協定（BASA）については，７月にブリュッセルでの非公式協議を経て，11 月に第１回政府間交渉を東京にて，30 年１月に第２回政府間交渉をブリュッセルにて開催した。

30 年度目標

１　社会保障協定

（１）既に交渉を開始しているスウェーデン及びフィンランドとの交渉妥結を目指す。

（２）国会で承認済のチェコ（改正），スロバキア，イタリアとの協定発効に向けた調整を行う。

２　租税条約（協定）

（１）交渉が妥結しているスペイン（改正）及びクロアチアとの条約の署名準備を進める。

（２）国会に提出したリトアニア，エストニア，デンマーク（改正）及びアイスランドとの条約の早期発効を目指す。

（３）我が方での国内手続が完了したベルギー及びオーストリア（いずれも改正）との条約発効に向け，先方の国内手続を促すべく先方政府と調整する。

３　PNR(乗客予約記録)については，PNR 情報の活用に係る欧州各国との協力について議論を進める。

４　航空協定については，スペインとの航空協定の付表の改正に向け，残る国内手続きを進める。ポーランドとの航空協定の付表の改正については，ポーランドと連携しつつ，引き続き早期改正を目指す。また，クロアチア及びチェコとの航空協定については，締結に向けた正式交渉の早期開催に向け，調整を進める。

５　EU との間の航空安全協定（BASA）については，交渉を進展させ早期の実質合意を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　社会保障協定

（１）４月に日スウェーデン社会保障協定の第４回政府間交渉を実施し，実質合意に至った。また，11 月に日フィンランド社会保障協定の第２回政府間交渉を実施した。

（２）日チェコ社会保障協定改正議定書が８月に発効した。スロバキア及びイタリアとの社会保障協定については，早期発効に向けた調整及び協議を継続。

２　租税条約（協定）

（１）10 月に日スペイン租税条約（改正）及び日クロアチア租税協定の署名を行い，31 年１月通常国会に提出した。

（２）及び（３）８月にリトアニア，９月にエストニア，10 月にオーストリア（改正）及びアイスランド，12 月にデンマーク（改正），31 年１月にベルギー（改正）との租税条約を発効させた。

３　PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

４　航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し，ポーランドとは内容面で合意に至り，スペインとは 10 月の安倍総理大臣のスペイン訪問時に，署名を行い改正が実現した。また，新規航空協定の締結に向け，11 月にクロアチアとの間で第１回正式交渉を実施し，チェコとの間では緊密に連携しつつ調整を進めた。

５　EU との間の航空安全協定（BASA）については，４月に第３回，６月に第４回，９月に第５回，12 月に第６回の政府間交渉を実施した。

令和元年度目標

１　社会保障協定

（１）フィンランドとの社会保障協定について実質合意し，令和元年度中の署名と国会提出を目指す。実質合意済のスウェーデンとの協定については，早期に署名を行い，国会提出に向けた準備を進める。

（２）スロバキア及びイタリアとの協定について早期発効を目指す。オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け，調整を進める。

２　租税条約（協定）

国会に提出したクロアチアとの協定及びスペインとの条約（改正）の早期発効を目指す。

３　PNR については，EU との協力について議論を進める。
４　航空協定
　ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け，残る国内手続きを進める。また，新規航空協定の締結に向け，クロアチアとは早期妥結を目指し，チェコとは正式交渉の早期開催に向け調整を進める。
５　BASA については，交渉の早期妥結を目指して議論を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは,欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進捗を把握する上で必要であるため。

各国との社会保障協定の早期発効に向けた締結手続の進展，租税条約（協定）の交渉早期妥結，航空協定の付表の修正等の目標の達成は，欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものである。PNR 情報の活用は，テロ対策等の水際措置の強化に資する。EU との間の航空安全協定は，航空安全に関して双方間で安全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし,欧州地域との経済関係の強化を促進するものである。

**測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進**

中期目標（--年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて，基本的価値を共有する欧州との間で，国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し,信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに，多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

29 年度目標

１　招へい
（１）政府関係者，有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ，対日理解を促進させる。
（２）「MIRAI」プログラム（注）の実施により，欧州等各国から将来有望な学生を日本に招へいし，対日理解を促進させ，知日派・親日派を育成する。
　（注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。27 年 12 月が初めての実施となり，被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験について SNS 等を通じ対外発信することが期待されている。
２　派遣
　日本人有識者の欧州派遣を通じ，派遣国の対日理解を促進するとともに，被派遣者の欧州に対する見識を深める。その際，事前広報に一層力を入れ，より多くの聴衆の参加を得られるよう努める。
３　シンポジウム等の開催
　欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンク等との連携によるシンポジウム・セミナー等の実施を通して，日本の政策・立場を発信し，日欧間の相互理解の基盤を構築するとともに，我が国の対欧州政策推進に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい
（１）招へい
　政府関係者，有識者及びメディア関係者等，計 70 名を招へいし，日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。
（２）「MIRAI」プログラム
　10 月及び 12 月に欧州各国から計 165 名の大学生・大学院生を，30 年３月に 20 名の若手社会人を招へいし，有識者による講義，日本人学生との交流，企業訪問や行政官との意見交換等を実施した。また，参加者は都内視察のほか，広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問し，対日理解促進及び知日派・親日派育成に貢献した。
２　派遣
　６名の日本人有識者を講師として，世界的に発信力の高い英仏独を中心とする欧州諸国に派遣した。39 回の講演会に加え，個別の面談などにより，国際秩序，法の支配，日米欧協力，東アジア情勢，アベノミクス等について，日本の政策，取組や貢献，また地域情勢に係る日本の見解等を発信し，欧州での理解を促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また，講演会への参加者を確保するために，早めの広報媒体の準備及び広報を行うべく，講師及び講演先に協力を求めてきたこともあり，全体で 1,500 人以上の聴衆（前年度は同 1,400 人以上）に直接発信することができた。

３　シンポジウム等

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら法の支配に基づく国際秩序などをテーマに 23 件のセミナー等，また日本国内においては，「不確実性」時代における国際秩序と日欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等を実施した。政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する日本の立場や問題意識に関する発信を行い，基本的価値を共有する日欧が安全保障や法の支配などの観点から協力していくことの重要性について，欧州政策コミュニティの認識を促すことができた。

30 年度目標

１　招へい

（１）欧州の有識者等を招へいし，日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて，国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）「MIRAI」プログラムの実施により，欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし，対日理解を促進させ，知日派・親日派を育成する。

２　派遣

日本の有識者を欧州に派遣し，講演会や意見交換などを通じて，国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配，国際秩序等）に係るセミナー等の実施を通して，欧州政策コミュニティとの間で，国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい

（１）閣僚級招へい等

政府関係者，有識者及びメディア関係者等，計 60 名を招へいし，日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」（注：30 年度実施に際し呼称を「MIRAI」プログラムから変更）

欧州各国から計 179 名の大学生・大学院生及び実務者を５グループに分けて招へいした。参加者は，有識者による講義，日本人学生との交流，企業訪問や行政機関職員との意見交換，都内視察，愛知や静岡でのホームステイ，広島・京都訪問等，様々な形で日本の政治，経済，産業，社会，文化に直接触れる機会を得た。

２　派遣

５名の日本人有識者を，世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。24 回の講演会に加え，個別の面談などにより，国際秩序，法の支配，日欧協力（日 EU・EPA 及び連結性），東アジア情勢等の時宜を得たテーマについて，日本の政策，取組や貢献，また地域情勢に係る日本の見解等を発信し，欧州での理解を効果的に促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また，適切な事前広報の結果，講演会等には全体で約 1,400 名の聴衆を動員することができた。

３　セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら，法の支配に基づく国際秩序，日欧協力，地球規模的な課題等をテーマに 23 件のセミナー等，また日本国内においては，ASEM 持続可能な連結性／質の高いインフラセミナーを，欧州及びアジアからの参加者８名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い，法の支配，安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性について，欧州政策コミュニティの認識を促した。

令和元年度目標

1　招へい

（1）欧州の有識者等を招へいし，日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて，国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（2）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により，欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし，対日理解を促進させ，知日派・親日派を育成する。

2　派遣

G20 等の令和元年度の日本の主要外交機会も念頭に，日本の有識者を欧州に派遣し，講演会や意見交換などを通じて，国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配，国際秩序，自由貿易の促進等）に係るセミナー等の実施を通して，欧州政策コミュニティとの間で，国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて，日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち，自由，民主主義，人権，法の支配といった基本的価値を共有する欧州は，国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下，世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し，対日理解を促進し，日本のイメージを向上させ，信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは，我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

併せて，対話や人的交流を通して，多様なチャネルでの関係構築，共通認識の醸成と連携も不可欠である。

**測定指標１－５　欧州地域との協議，対話等の進展**

| ①政治･安保分野における協議･対話の実施回数（日本側･欧州側共に政務官レベル以上）<br>②セミナー等の開催回数（日本外務省主催，拠出事業） | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ① 9<br>②16 | ①10<br>②24 | ① 7<br>②20 | ①10<br>②24 | ① 8<br>②20 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は，欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。

近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え，政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用することとし，最近の欧州情勢を受けた積極的な働きかけの機会の増加傾向を踏まえた目標設定とした。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①欧州地域との総合的な関係強化 | 1　欧州地域との政治的な対話・協力の進展<br>EU との関係においては，日 EU 定期首脳協議，日 EU 外相協議及び日 EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 | | | | 1-1<br>1-5 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （　＊　） | 欧州地域との政治的対話を継続・促進し，具体的な協力を推進することは，国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し，我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。 | | | | |
| | ２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化<br>NATO の関係では，日NATO 高級事務レベル協議等を通じて，NATO との対話を強化するほか，OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに，これら機関との具体的な協力を推進する。<br>日欧間で安全保障上の協力を推進することは，自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し，グローバルに法の支配を促進するために重要である。 | | | | 1-2<br>1-5 |
| | ３　欧州各国との法的枠組み構築のための協議<br>各条約・協定に関し，既に実質合意に至っているものについては，署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており，実質合意に至っていないものについては，実質合意に達することができるよう，引き続き政府間交渉を継続させる。また，政府間交渉を実施するに至っていないものについては，十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。<br>租税条約，社会保障協定及び航空協定は，日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で，重要である。 | | | | 1-3 |
| | ４　欧州への対外発信を通じた対日理解の促進<br>招へい，有識者の派遣，欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。<br>欧州地域との知的交流を促進することは，日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し，様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり，将来の日欧関係発展のために不可欠である。 | | | | 1-1<br>1-2<br>1-4<br>1-5 |
| | ５　ASEM 各種会合，個別分野での活動等を通じた，アジア・欧州間の対話と協力の推進<br>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには，両地域の共通の課題・関心事を中心に，様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり，個別具体的な案件については，ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて，両地域の関係者の間で議論を深めつつ，協力関係を構築する。<br>ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは，我が国と基本的価値を共有し，国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり，欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。 | | | | 1-1 |
| | 26<br>(14) | 20<br>(12) | 18<br>(13) | 15 | 030 |
| ②日・OSCE 共催会議関係経費（新規）<br>（令和元年度） | OSCE は，知見や経験の共有を図ることを目的に毎年，アジア・パートナー国との共催会議を開催しており，令和元年度に同会議（OSCE アジア共催会議）を日本で開催する。同会議には，OSCE 事務局のほか，加盟 57 か国，アジア・パートナー国（5 か国）及び地中海パートナー国（6 か国）の計 68 か国代表，EU や国連等の関連機関からの出席が見込まれる。<br>これにより，本会議の場を活用し，日 OSCE の関係強化を図るだけでなく，日本を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識を OSCE 加盟国等と広く共有し，また，日本の政策を発信することにより OSCE 加盟国の日本に対する理解・協力を促進することが可能である。 | | | | 1-2<br>1-4 |
| | － | － | － | 5 | 新<br>31-001 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　西欧諸国との対話を継続・促進する。
２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
３　人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標２－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

29 年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で，電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し，相手国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱交渉において，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

（２）フランス

５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，安全保障・防衛分野において，引き続きハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（３）イタリア

安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，Ｇ７議長国であるイタリアと緊密に連携しつつ，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始めこれまで政府レベルの対話の実績が少ない国々に対しても，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し，要人等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）　英国

４月，安倍総理大臣は英国を訪問し，英国首相公式別荘（通称「チェッカーズ」，メイ首相就任後同公式別荘に招かれる初の外国首脳）でメイ首相との間で日英首脳会談を実施し，国際社会における自由貿易の推進や EU 離脱後の日英経済関係の維持・強化等のために協力を強化していくことで一致した。８月には公賓としてメイ首相が訪日して安倍総理大臣と首脳会談を実施し，「日英共同ビジョン声明」，「安全保障協力に関する日英共同宣言」，「繁栄協力に関する日英共同宣言」及び「北朝鮮に関する共同声明」を発出し，安全保障，経済パートナーシップ，世界の繁栄・成長を柱に，日英協力を更なる高みに引き上げていくことで一致した。

外相レベルでも，７月にジョンソン外務・英連邦相が訪日して岸田外務大臣と第６回日英外相戦略対話を実施した。12 月には河野外務大臣が英国を訪問して第３回日英外務・防衛閣僚会合（「２＋

２」）を実施し，共同声明の発出及び外交・安全保障面での中長期的な日英間の取組を記載した行動計画の策定を行うとともに，北朝鮮に対する圧力最大化や，自由で開かれたインド太平洋の実現に向け緊密に協力していくことで一致した。

そのほか，電話会談を含め首脳・外相レベルの会談を計 12 回実施し，一連の会談等に際し，日本側から EU 離脱交渉において日系企業への悪影響を最小限とするよう透明性・予見可能性への配慮を一貫して要請したのに対し，先方からは，日本企業の声に耳を傾け円滑で秩序立った移行を実現していくとの説明があった。例えば，現地日系企業の声に耳を傾ける機会として，30 年２月には，日本側からの要請を踏まえ，メイ首相が現地日系企業を招待しビジネスラウンドテーブルを主催した。

また，５月及び６月には英国におけるテロ事件を受けて安倍総理大臣及び岸田外務大臣からお見舞いの書簡を迅速に発出したほか，８月の北朝鮮によるミサイル発射の際には，前述の「北朝鮮に関する共同声明」を首脳間で発出するなど，北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（２） フランス

５月のマクロン新大統領の就任後，直ちに首脳電話会談を実施して，日仏関係の重要性を改めて確認した。さらに，５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会にマクロン大統領と初の首脳会談を実施し，ジャポニスム 2018 や気候変動対策に向けた協力を改めて確認するとともに，演習「ジャンヌ・ダルク」の一環として訪日した仏海軍艦隊との日仏英米による初の共同訓練を歓迎し，安全保障・防衛分野における協力を更に強化していくことで一致した。

外相レベルでも，ル・ドリアン欧州・外務相の就任直後の５月には外相電話会談，９月の国連総会に際しては初の外相会談を実施し，北朝鮮に対する圧力強化や日仏安全保障・防衛協力の重要性について一致した。さらに，30 年１月には第４回日仏「２＋２」を実施して共同発表を発出し，日仏物品・役務相互提供協定（ACSA）の大枠合意を確認するとともに，仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」の日本寄港に際する共同訓練の実施等の安全保障・防衛協力の具体化や北朝鮮に対する圧力最大化のための緊密な連携，自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた緊密な協力等で一致した。

９月には北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を行い北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（３） イタリア

４月，Ｇ７ルッカ外相会合の機会に日伊外相会談を実施し，新旧Ｇ７議長国として国際社会の諸課題に対し緊密に連携して対応していくことを確認した。５月には，訪日したピノッティ国防相と岸田外務大臣との間で，日伊防衛装備品・技術移転協定に署名した。９月には，北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を実施し，イタリアがＧ７議長国及び国連安保理北朝鮮制裁委員会議長を務めていることを踏まえ，北朝鮮に対する圧力最大化のため緊密に協力していくことを確認した。

（４） その他

４月，フェリペ６世スペイン国王王妃両陛下が国賓として訪日した際に，ワーキング・ホリデー制度に関する協定を含む７本の協力文書が署名されたほか，同行して訪日したダスティス外相との間で外相会談が行われた。６月，我が国皇太子殿下が外交関係樹立 150 周年を迎えたデンマークを訪問し，10 月にはフレデリック・デンマーク皇太子同妃両殿下が公式実務訪問賓客として訪日した。皇室・王室による相互訪問を通じて，外交関係樹立 150 周年の機会に，両国国民間の相互理解が一層深まった。11 月，外交関係樹立 90 周年を記念してアンリ・ルクセンブルク大公同妃両殿下が国賓として訪日した際に，宇宙，フィンテック等の分野における複数の協力文書が署名されたほか，同行して訪日したアセルボーン外相との間で外相会談が実施された。

２　議会間，議員間交流

９月，デンマーク自治領フェロー諸島の議員団が訪日して河野外務大臣を表敬し，捕鯨分野や日・フェロー諸島間の経済関係の更なる強化のために協力していくことを確認した。また，10 月にはデンマーク議会外交委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し，議員交流を通じた日デンマーク関係の一層の強化を確認した。

３　招へい

閣僚級招へいの枠組みで 30 年１月にはデ・コスペダル・スペイン国防相が，30 年２月にはベルグマニス・ラトビア国防相が訪日した。それぞれ河野外務大臣と会談し，安全保障・防衛分野における協力強化を確認するとともに，北朝鮮に対する圧力強化のために緊密に連携していくことで一致した。また，30 年３月にはドナー・オランダ国家諮問評議会副議長が訪日し，国際司法裁判所（ICJ）や 2025 年万博に係る国際選挙支持要請を実施するとともに，北朝鮮に対する圧力強化の必要性を働きかけた。

４　合意文書等

英国との関係では，８月のメイ首相訪日時の日英首脳会談では前述のとおり４つの合意文書を発出したほか，12 月の第３回日英「２＋２」に際しては共同声明及び中長期的な日英間の具体的な取組

を記載した行動計画を策定した。フランスとの間でも，30 年１月の第４回日仏「２＋２」に際し，共同訓練の実施や防衛装備・技術協力等の日仏間の安全保障・防衛分野における具体的協力に関する共同発表を発出した。

５　未訪問国等

５月，安倍総理大臣が，我が国総理大臣として初めてマルタを訪問し，二国間関係の更なる強化や海洋における法の支配の徹底等のために協力を強化していくことで一致し，マルタが EU 議長国を務めていたことも踏まえ，日 EU・EPA の早期妥結に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。７月には，G20 ハンブルク・サミット出席に際してノルウェーと首脳会談を実施し，北極，捕鯨，女性の活躍，イノベーション等の分野における協力強化を確認したほか，スウェーデン，フィンランド，デンマークを訪問して各国首脳との首脳会談等を実施し，北朝鮮に対する圧力強化の重要性や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性で一致した。さらに 30 年１月には我が国総理大臣として初めてエストニア，ラトビア及びリトアニアを訪問し，「日バルト協力対話」の立ち上げや，経済ミッションを伴って訪問したことを受けた経済面における更なる関係強化等についてバルト三国首脳と一致した。

30 年度目標

１　電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し，西欧各国との間で，それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。その際，要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用するとともに，政府ハイレベルの往来の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国の EU 離脱については，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに，将来の日英関係に関する検討を推進する。

（２）フランス

安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日仏協力を含む）を推進する。30 年の友好 160 年の機会を活用し，政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

（３）イタリア

30 年３月の総選挙後に成立する新政権との関係を早期に構築する。また，安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始め，ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　サンマリノ等の未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）英国

安倍総理大臣とメイ首相は，６月のＧ７シャルルボワ・サミット（カナダ）及び 11 月から 12 月にかけて行われたＧ20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）の際に首脳会談を行った。さらに，31 年１月，安倍総理大臣は英国を訪問し，メイ首相と首脳会談を実施し，29 年８月のメイ首相訪日後の日英関係の大幅な進展を確認するとともに，今後 10 年の課題と機会を見据え，日英首脳共同声明を発出した。共同声明では，Ｇ20 等の場で日英が主導的役割を果たすことで一致するとともに，安全保障分野における更なる協力強化に加え，「自由で開かれたインド太平洋」の実現，ルールに基づく開かれた自由貿易体制の維持・拡大に向けた協力の強化等を確認した。また， 11 月に日英首脳電話会談を行った。

また，河野外務大臣は，ジョンソン外務・英連邦相と，５月のＧ20 ブエノスアイレス外相会合の際に外相会談を行った。９月にはハント外務・英連邦相が訪日し，第７回日英外相戦略対話を実施した。また，６月及び８月に日英外相電話会談を行った。

英国のEU離脱については，累次の首脳会談・外相会談等の機会に，日系企業の経済活動等に及ぼす悪影響を最小化するべく，移行期間の設置等を通じて，法的安定性や予見可能性を確保するよう英国に申し入れを行った。特に，31 年１月の安倍総理大臣の英国訪問に際する首脳会談においては，安倍総理大臣からメイ首相に対して「合意なき離脱」の回避を強く働きかけるとともに，英国進出企業の法的安定性を確保しようとするメイ首相とEUとの離脱協定案を全面的に支持する旨述べ，離脱協定案の議会承認に向けたメイ首相の強い意志と努力への評価を表明した。

文化面では，６月にジャパンハウス・ロンドンがオープンした。９月のグランドオープニングには，ケンブリッジ公爵殿下の御臨席を賜り，日本からは麻生副総理（日英友好議連会長）が出席し，日英両国において大きな注目を集めた。

（２）フランス

日仏友好 160 年を迎え，ハイレベルの要人往来を通じた対話を促進した。特に，９月，友好 160 年を記念して，皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され，「ジャポニスム 2018」視察を含む幅広い行事に参加されることで，両国国民の間で幅広い分野において交流が促進された。

５月，サンクトペテルブルク国際経済フォーラムの際，安倍総理大臣がマクロン大統領と首脳会談を実施。また，10 月には安倍総理大臣が訪仏し，「ジャポニスム 2018」を視察するとともに，首脳会談を実施し，31 年にそれぞれG20/Ｇ７の議長国となる日仏両国間の緊密な連携を確認した。

７月，「ジャポニスム 2018」開会式及び革命記念式典パレードには，西日本豪雨災害への対応を優先して訪仏を急遽中止した安倍総理大臣の名代として河野外務大臣が出席し，この機会に日仏外相会談を実施したほか，パルリ軍事相との間で日仏 ACSA 署名を行うなど，安全保障面での協力も進んだ。31 年１月，河野外務大臣は，岩屋防衛大臣と共に，フランス北西部ブレストで第５回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）を開催し，共同声明を発出するとともに，「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け，具体的な協力を推進していくことで一致した。具体的には，インド洋における空母「シャルル・ド・ゴール」と海上自衛隊との間の共同訓練実施で一致するとともに，海洋分野での協力を具体化するべく，日仏包括的海洋対話を立ち上げることを決定した。また，フランス側からは，北朝鮮船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動への貢献の意思が表明された。

（３）イタリア

６月のＧ７シャルルボワ・サミットの際に，安倍総理大臣は，就任後間もないコンテ首相と日伊首脳会談を実施し，地域情勢やグローバルな課題への対応につき意見交換を行うとともに，日伊関係の重要性を改めて確認した。両首脳は，10 月の ASEM 首脳会合の際にも首脳会談を行い，防衛装備品・技術移転協定の早期発効も通じ，海洋安全保障分野を含め，安全保障・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。

また，河野外務大臣とモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相は，９月の国連総会の際に日伊外相会談を行い，Ｇ７の一員であり基本的価値を共有する両国が緊密に連携していくことを確認した。さらに，11 月には，河野外務大臣は，地中海地域がスエズ運河を介して海上輸送を中心にインド太平洋地域と密接に結びついていることを踏まえ，我が国外務大臣として初めて地中海対話に出席するためイタリアを訪問した際に，議長国であるイタリアの外相との間で外相会談も行った。

（４）その他

４月，カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した際に，安倍総理大臣夫妻と懇談し，両国関係を一層強化することで一致した。５月には，ソーライデ・ノルウェー外相が訪日し，河野外務大臣と外相会談を行い，両国の共通課題である自由な貿易・投資の促進，捕鯨，北極分野での協力等を進めていくことで一致した。同月，トールダルソン・アイスランド外相が訪日し，河野外務大臣と外相会談を実施した。

８月，ムスカット・マルタ首相が現職首相として 28 年ぶりに訪日し，安倍総理大臣と首脳会談を実施した。両首脳は，海洋国家である両国が海洋における法の支配や北朝鮮問題を始めとする幅広い分野で緊密に連携していくことを確認した。11 月の地中海対話（ローマ）に際しては，河野外務大臣がアベーラ・マルタ外務・貿易振興相と外相会談を実施した。

10 月，レンデルス・ベルギー副首相兼外相が訪日し，河野外務大臣と外相会談を実施した。両外相は，31 年からベルギーが安保理非常任理事国に就任することを踏まえ，地域情勢を含め一層緊密に協力することを確認した。同月，スクバルネリス・リトアニア首相が訪日し，安倍総理大臣と日リトアニア首脳会談を実施した。両首脳は，両国の協力関係が様々な分野で進展していることを確認した。同月，安倍総理大臣がスペインを訪問し，フェリペ６世国王陛下に謁見するとともに，サンチェス・スペイン首相と首脳会談を実施。両首脳は共同声明を発出し，両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。同月，河野外務大臣は，デンマークを訪問し，サムエルセン・デンマーク外相と外相会談を実施し，戦略的パートナーシップに基づく具体的な協力進展を確認し

た。

11 月，河野外務大臣は就任後初めてバチカンを訪問し，パロリン・バチカン国務長官を表敬したほか，ギャラガー・バチカン外務長官と外相会談を実施し，平和の探求，開発，人権及び環境保護等の国際課題に向けた協力の強化を確認するとともに，令和元年の訪日の意向を表明した法王フランシスコの訪日実現に向けた協議を行った。

31 年１月には，安倍総理大臣がオランダを訪問し，ルッテ首相との間で首脳会談を実施し，Ｇ20 大阪サミットに向けた緊密な協力等を確認した。

さらに，31 年２月のミュンヘン安全保障会議に際し，河野外務大臣はボレル・スペイン外相，リンケービッチ・ラトビア外相及びリンケビチュウス・リトアニア外相との間で，それぞれ外相会談を実施した。

２　議員間交流等

８月，ノルウェー議会外交・防衛委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し，両国が直面する諸課題や幅広い分野における協力に関し，意見交換を行った。

12 月，関係議員と緊密に連携しながら日マルタ友好議連の発足を後押しした。

３　未訪問国等

30 年 4 月，中根外務副大臣は外務省の政務レベルとして，確認できる限り史上初めてサンマリノを訪問し，ニコラ・レンツィ外務・政務・司法長官と意見交換を行った。10 月には，河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてアイスランドを訪問し，外相会談を実施した。

令和元年度目標

１　電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し，西欧各国との間で，それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。特に，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け，西欧各国との具体的な協力を進める。その際，要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用しつつ，Ｇ20 関係会合，即位の礼等に際する各国代表団の受入れにあたるとともに，政府ハイレベルの往来の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国の EU 離脱については，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに，EU 離脱も踏まえ，インド太平洋地域への関与を強めてきている英国との間での将来の協力強化に向けた取組を推進する。

（２）フランス

安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，Ｇ20/Ｇ７の議長国として積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日仏協力を含む）を推進する。30 年の友好 160 年のモメンタムをいかし，政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

（３）イタリア

30 年６月に成立した「五つ星運動」及び「同盟」の連立政権と引き続き関係構築及び強化に努め，特に，安全保障・防衛分野を始めとして，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始め，ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

３　欧州各国との首脳間共同声明等の新規作成・改訂に向けた検討を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは，国際社会において大きな影響力を有し，我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また，西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

**測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊**

中期目標（--年度）

欧州が英国のEU離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため，更なる政策調整・協力を進展させる。

29年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。また，EU離脱交渉において，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

2　フランス

５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級において，政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4　その他

北欧・バルト諸国を始めとする政府レベルでの対話の実績が少ない国々に対しても，首脳・外相レベルの緊密な連携構築を図り，事務レベルでも政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

施策の進捗状況・実績

1　英国

政務局長協議，外務・防衛当局協議（PM協議），テロ対策協議等を実施し，ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。特に，日英ACSAが８月に発効したほか，６月にはアンゴラにおける地雷除去に関する日英連携が実現し，30年２月にはブルネイにおいて日英共催ASEAN諸国向けサイバー・ワークショップを開催するなど，第三国における安全保障・防衛分野における日英連携が更に進展した。また，様々な機会を捉え，英国のEU離脱に関して我が国の考え方を英国及びEU各国に伝達するとともに，11月に第１回日英貿易・投資作業部会を開催し，英国のEU離脱交渉の現状について英側から説明を受けるとともに，今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。

2　フランス

政務局長協議，PM協議，政策企画協議，原子力エネルギーに関する合同委員会等を開催し，５月に発足したマクロン新政権との関係構築が順調に進んだ。４月から５月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか，30年１月には日仏ACSAに大枠合意し，30年２月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練を実施する等，安全保障・防衛分野における協力を前進させた。

3　イタリア

政務局長協議，アフリカ協議等を実施し，国際社会の諸課題に対処するための連携を確認するとともに，５月には，日伊防衛装備品・技術移転協定の署名を実現した。また，日伊次官級協議の立ち上げに向け，イタリア側との調整を進展させた。

4　その他

30年２月，戦略的実務者招へいの枠組みでサクス・エストニア外務次官が訪日し，河野外務大臣への表敬や秋葉外務事務次官との協議等を通じ，「日バルト協力対話」の実施等に向け同年１月の安倍総理大臣による同国訪問のフォローアップを実施した。また，日スペイン次官級協議や，ラトビア，ベルギー，オランダ，スウェーデン及びアイルランドとの政務協議を実施し，首脳・外相レベルの合意事項のフォローアップを実施した。

30年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議等において，安全保障分野を始めと

する両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。英国のEU離脱については，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに，将来の日英関係に関する検討を推進する。

2　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議等において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3　イタリア

新政権との関係を早期に構築する。また，首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級等において，政治，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4　その他

北欧・バルト諸国を始めとして，首脳・外相レベルの対話をフォローアップし，具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。また，「日バルト協力対話」を立ち上げ，共通の関心を有する分野において日・バルト三国間の協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　英国

外務・防衛当局協議（PM協議）（31年２月），日英開発政策対話（31年２月），日英貿易投資作業部会（５月），等を実施し，ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。

特に，安全保障・防衛分野では，４月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が，８月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し，それぞれ海上自衛隊との共同訓練（関東南方海域）を実施した。９月にはインド洋において英海軍フリゲート艦「アーガイル」と海上自衛隊の共同訓練が実施された。また，５月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に従事した際には，日英間で情報交換等の協力が実施された。さらに，10月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施されたほか，12 月には日英米共同訓練（本州南方海空域）が実施されるなど，アジア及び欧州において，互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安全保障・防衛協力が進展した。

英国のEU離脱については，日英貿易投資作業部会を含む様々な機会を捉え，我が国の考え方や日系企業の声を英国及びEU各国に伝達し，英国のEU離脱交渉の現状や「合意なき離脱」への備えについて英側から情報収集するとともに，今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。また，国内においては，官邸に設置された英国のEU離脱に関する政府タスクフォース等を通じ，日系企業に対し，在外公館を通じて情報提供を行うとともに，「合意なき離脱」の場合も含めた英国のEU離脱への備えを促した。

2　フランス

25年に首脳間で一致した「特別なパートナーシップ」の下，日仏サイバー協議（６月），日仏PM協議（12月），日仏太平洋政策対話（31年３月）等を開催し，ハイレベルでの合意事項の具体化が進んだ。特に，７月には河野外務大臣とパルリ軍事相との間での日仏ACSAの署名を実現した。また，「自由で開かれたインド太平洋」の実施のための日仏協力の具体的な連携として，12 月，海洋に関する幅広いテーマを包括する形で，東京で日仏海洋セミナーを開催し，その後，政府間の包括的海洋対話の立ち上げを決定した。

3　イタリア

５月，日伊双方の中東，アフリカ，中南米等の地域を担当する局部長級協議を実施し，６月の伊新政権発足後も引き続き意見交換していくことを確認。10 月，日伊次官協議の立ち上げを決定した。31 年２月，第５回日伊政策協議を実施し，「自由で開かれたインド太平洋」，中露や地中海情勢について，引き続き緊密に連携していくことを確認した。

4　その他

30 年１月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」について，９月に第１回会合を開催した。日本からは岡本外務大臣政務官，バルト三国からは外務副大臣・次官級が出席し，共同発表を発出するとともに，日本とバルト三国の今後の協力の方向性や地域情勢について有意義な意見交換を行った。また，その際に，岡本外務大臣政務官は，ゲルマナス・リトアニア外務副大臣，ペルシュ・ラトビア外務次官及びサクス・エストニア外務次官との間でそれぞれ会談を行った。

７月，これまで毎年実施されているスペインとの次官級政務協議を実施。また，５月に，デンマーク及びフィンランド，９月にアイスランド及びノルウェーにおいて，政務協議を実施し，二国間関係から地域情勢まで幅広く議論を行った。

令和元年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議等において，安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については，関連動向を把握しつつ，日系企業への悪影響を最小限とするように働きかけを推進するとともに，政治・経済・安全保障等の分野において，EU 離脱後の英国との二国間関係の強化を推進する。29 年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致した「日英文化季間」の実施を通じて，文化交流を推進する。

2　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，日仏包括的海洋対話の実施及び日仏包括的宇宙対話の開催等，日仏間の「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，日伊次官協議や局長級協議等において，政治，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4　その他

北欧バルト諸国を始めとして，首脳・外相レベルの対話をフォローアップし，具体的協力を強化するとともに，小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また，頻繁な事務レベルの協議は，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い，将来的なハイレベル間の対話の機会に結びつける上で効果的であるため。

**測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展**

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて，民間の人的・知的交流を推進し，二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

29 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

1　日英 21 世紀委員会

2　日スペイン・シンポジウム

3　NB８＋日本セミナー

4　日デンマーク外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

1　日英 21 世紀委員会

９月に第 34 回合同会議を開催し，英国 EU 離脱の現状，将来の日英間の経済関係，日英安全保障・防衛協力，2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等について，日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い，それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され，メイ英国首相及び安倍総理大臣に手交された。

2　日スペイン・シンポジウム

10 月，「第４次産業革命とグローバル化」とのテーマの下，両国政府・民間企業関係者等が出席して，イノベーションやグローバル化等について活発な議論が行われ，政治・経済・科学技術分野等の取組に関する提言書が発表された。

3　NB８＋日本セミナー

これまで過去９回にわたり，日バルトセミナーとしてバルト三国のみを対象に実施してきたが，29 年度から，NB８＋日本等の枠組みでバルト三国及び我が国と密接な関係を有する北欧諸国も含む形で，北欧バルトセミナーとして実施した。30 年１月，北欧・バルト８か国のうち６か国から政府関係者・有識者等の参加を得て，「北欧・バルト諸国を取り巻く安全保障環境」とのテーマの下，活発

な意見交換が行われた。
4　日デンマーク外交関係樹立 150 周年
　6月の我が国皇太子殿下のデンマーク御訪問，7月の安倍総理大臣夫妻のデンマーク訪問，10 月のフレデリック皇太子同妃両殿下の御訪日（公式実務訪問賓客）等，ハイレベルの要人往来が実現したことに加え，租税条約の署名や記念切手の発効等の様々な取組もあって，日デンマーク外交関係樹立 150 周年を契機として，様々なレベルにおいて日デンマーク間の友好関係が大きく増進された。

30 年度目標
以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
1　日英 21 世紀委員会
2　日スペイン・シンポジウム
3　日仏友好 160 年，日スペイン外交関係樹立 150 周年及び日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績
1　日英 21 世紀委員会
　8月から9月にかけて，第 35 回合同会議を鎌倉において開催し，日英両国の政治・経済の現状，英国の EU 離脱後の金融サービス分野における日英協力，新しい国際貿易体制における日英の役割，国際秩序変動の時代の日英安全保障問題の課題，グローバル・ヘルスの将来と協力等について，日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い，それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され，両国座長からそれぞれ安倍総理大臣及びメイ首相に対して提出された。
2　日スペイン・シンポジウム
　11 月，「日本スペイン外交関係樹立 150 周年のその先へ」とのテーマの下，「日本とスペイン：自由貿易の促進に向けて」，「イノベーション，研究と企業家精神，繁栄の秘訣」及び「両国のソフトパワーの影響と訴求力」について両国の専門家間で議論が行われ，政治・経済・文化等につきまとめた最終報告書が発出された。
3　各周年行事
　日仏友好 160 周年に際し，7 月から 31 年 2 月にかけて，大型日本文化紹介事業「ジャポニスム 2018」が開催された。300 を超える特別・参加企画が行われ，ポップカルチャーや食文化等の分野で多様な市民交流が行われた。
　日本とスペインの外交関係樹立 150 周年の機会には，両国で 600 以上の記念行事が実施され，政府だけでなく民間レベルでの相互理解も深まった。
　日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を記念して，4月，カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日し，天皇皇后両陛下主催の御夕餐が行われた。また，安倍総理大臣夫妻との懇談において，両国間の人的交流・経済交流の更なる発展を期待するとともに，二国間関係を一層強化していくことで一致した。また，国王王妃両陛下による様々な周年祝賀行事への出席を通じて，両国国民の間の相互理解が促進された。

令和元年度目標
以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
1　日英 21 世紀委員会
2　日スペイン・シンポジウム
3　日フィンランド外交関係樹立 100 周年

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
民間の人的・知的交流の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要であるため。
また，シンポジウム，セミナー，周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり，民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

| 測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 往訪については，総理大臣・外 | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 務省政務レベル以上，来訪については，国家元首・政府の長・外相等<br>①往訪数<br>②来訪数 | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準 | ①20<br>②13 | 往来数に加え，往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準 | ① 24<br>② 9 | 往来数に加え，往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

西欧諸国との要人往来数の測定は，西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際，定量的な往来数に加えて，その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切。

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①西欧諸国との二国間協力推進経費<br>（昭和元年度以前） | 1　西欧諸国との対話の継続・推進<br>要人往来や国際会議等の機会を捉えて，政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。<br>これにより，政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 2　二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進<br>事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。<br>これにより，二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | 3　人的・知的交流，民間交流の維持・促進<br>周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。<br>こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は，各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。 | | | | 2-3 |
| | 24<br>(25) | 28<br>(22) | 29<br>(28) | 30 | 031 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し，政治，経済等幅広い分野における協力を強化する。

２　シンポジウム等を通じて人的・知的交流，経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標３－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また，国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

29 年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で，関係国との間の多岐にわたる協力関係を深化させ，国際社会の共通の課題に連携して取り組むため，政府ハイレベル間の頻繁な会談を引き続き実施する。また，新たに発生した重要案件等について協議するため電話会談も必要に応じて引き続き実施する。

特に以下を実施する。

（１）ドイツ

欧州の主要リーダー国であるドイツと引き続き緊密に連携し，東アジア情勢等の地域情勢や国連安保理改革等の国際社会の課題に対処するため，積極的な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

（２）ウクライナ

29 年は，日・ウクライナ外交関係樹立 25 周年であり，政府ハイレベル間の交流，議会交流，文化交流等を通じて，両国関係のさらなる深化を目指す。また，ウクライナ情勢の改善に向け，関係国に対する働きかけを継続するとともに，ウクライナの改革努力を支援していく。

（３）西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから，この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ，引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

基本的価値観を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるＶ４諸国との協力関係の拡大を目指すべく，二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間対話の促進を図る。チェコは 21 年以来実現していない首脳往来を実現し，政治，経済，国際社会における関係のさらなる深化を目指す。また，７月よりＶ４議長国を務めているハンガリーに対し，Ｖ４＋日本の枠組みで「法の支配」を始めとする基本的価値を共有するパートナーとしての強いメッセージを対外的に発信することを働きかける。

（５）その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ及びモルドバ）

普遍的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け，政府間対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得る機会とすべく，一層積極的に取り組む。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　招へいスキームを活用し，要人等を招へいするとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを適切に行う。

４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，両国関係に係る文書等を作成するとともに，様々なレベルにおけるこれら協力の一層の推進について一致することを目指す。

５　政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績

1　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

（1）ドイツについては，３度の日独首脳会談（９月，30 年２月及び３月。電話会談を含む。）及び３度の外相会談（４月及び９月（２回）。電話会談を含む。）等のハイレベル会談が数多く実現した。９月の外相電話会談では，北朝鮮が地域及び国際社会に対する差し迫った脅威であるとの共通認識を確認し，北朝鮮に対して最大限の圧力をかけるべく，緊密に連携していくことで一致した。

30 年２月，シュタインマイヤー大統領が大統領就任後初訪日し，安倍総理大臣との間で首脳会談を実施した。同会談では，基本的価値を共有する欧州の結束を維持していくことの重要性及びそのための日独連携を確認し，北朝鮮に関し，あらゆる手段により圧力を最大限まで高め，政策を変更させる必要性につき一致した。また，両首脳は，ベートーベンの交響曲九番（「第九」）の日本初演 100 周年である 30 年を「DAIKU2018」と名付け，日独交流を一層深める契機とすることで一致した。

（2）ウクライナについては，外交関係樹立 25 周年に当たる 29 年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ，現地大使館が中心となって 60 以上の文化行事をウクライナ各地で実施した。日本関連行事の開会式には中根外務副大臣がポロシェンコ大統領と共に出席したほか，フロイスマン首相，クリムキン外相をそれぞれ表敬の上，外交関係樹立 25 周年を迎えた二国間関係の強化や北朝鮮情勢等国際的課題について意見交換を行うとともに，30 年１月１日からのウクライナの一般旅券保持者に対する査証緩和措置導入を伝達した。９月には外相電話会談，12 月には国連安保理会合の際に外相会談を実施し，北朝鮮問題をめぐる協力等について意見交換を行った。

（3）西バルカン諸国との間では，７月に岸外務副大臣がアルバニア及びクロアチアを，９月に中根外務副大臣がセルビア及び北マケドニアを訪問し，各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認し，日本大使館開館記念式典（アルバニア及び北マケドニア）等にも参加した。９月の国連総会の際には，安倍総理大臣とプレンコビッチ・クロアチア首相との間で首脳会談を実施し，二国間関係のほか，国際社会や日 EU 関係における協力について意見交換を行った。10 月にはツルナダク・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相が訪日し，河野外務大臣との間で外相会談を実施し，外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。30 年１月には，安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し，ブチッチ大統領と首脳会談を行い，安倍総理大臣の提唱する西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。30 年２月のミュンヘン安全保障会議の際には，河野外務大臣がブシャティ・アルバニア外相及びディミトロフ・北マケドニア外相と会談し，西バルカン地域との協力等につき意見交換を行った。また 30 年２月に堀井学外務大臣政務官がコソボを訪問し，コソボ独立 10 周年記念式典に参加したほか，コソボ要人との間で二国間関係発展の重要性等につき一致した。30 年３月には，パツォーリ・コソボ第一副首相兼外相が訪日し，河野外務大臣との間で，令和元年の外交関係樹立 10 周年に向けた協力等につき意見交換を行った。

（4）Ｖ４諸国との間では，29 年が日・ポーランド国交回復 60 周年に当たることもあり，年度を通してポーランドとの往来が活発に行われた。５月，ヴァシチコフスキ・ポーランド外相が訪日し，岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。また 30 年１月にはジェジチャク外務副大臣が訪日し，中根外務副大臣と会談を行い，上記行動計画の着実な履行に向けた協力を確認した。チェコからは，６月にソボトカ首相が実務訪問賓客として訪日し，安倍総理大臣との間で首脳会談を実施し，二国間関係や国際社会における協力につき意見交換を行った。スロバキアについては，５月にコルチョク・スロバキア外務・欧州問題副大臣が訪日し，滝沢外務大臣政務官と会談を行い，二国間の経済分野における進捗状況を評価し，日本からスロバキアへの研究・開発分野等における投資拡大等につき意見交換を行った。７月にはライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が次期国連総会議長として訪日し，安倍総理大臣との間で会談を行い，北朝鮮問題に関する日本の立場につき，理解と支援を求めた。12 月には，OSCE 外相理事会の機会に中根外務副大臣がパリーゼク・スロバキア外務・欧州問題副大臣と会談を行うとともにスロバキアを訪問し，フェレンツ・スロバキア経済副大臣らと会談を行った。その際，32 年の交流 100 周年に向けた二国間関係の強化，スロバキアにおける投資環境整備の推進等につき意見交換を行った。ハンガリーとの間では，11 月の ASEM 外相会合の際に，中根外務副大臣とシーヤールトー外務貿易相との会談が行われ，令和元年の外交関係開設 150 周年や人的交流の拡大に向けた協力につき一致した。

（5）５月に岸田外務大臣がオーストリアを訪問し，令和元年の外交関係樹立 150 周年に向けた二国間関係の強化等につき，クルツ・オーストリア欧州・統合・外務相と会談を行った。スロベニアとは，10 月に外交関係樹立 25 周年を迎え，両首脳・外相間で祝賀メッセージを交換した。11 月には ASEM 外相会合の機会に中根外務副大臣とロガル・スロベニア外務副大臣との会談が行われ，良好な二国間

関係の更なる強化等を確認した。7月には，岸外務副大臣がルーマニアを訪問し，ヨハニス大統領を始めとするルーマニア要人との間で二国間関係の更なる促進や，国際社会における緊密な連携につき確認した。30 年１月，安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて，ブルガリア（30 年前半の EU 議長国）及びルーマニアを訪問した。首脳会談においては，それぞれ二国間関係，日 EU 関係のほか，北朝鮮問題を含めたアジア太平洋の厳しい安全保障環境について認識を共有した。ギリシャについては，30 年１月のバンクーバーにおける北朝鮮に関する関係国外相会合の機会に，河野外務大臣とコジアス・ギリシャ外相との間で外相会談を実施し，令和元年の日ギリシャ修好 120 周年や 32 年の東京五輪に向けて二国間関係強化の機運を高めていくことで一致した。また，中東・北アフリカ有事の際の退避地となり得るキプロスについては，現地体制の強化を図るべく，30 年１月に在キプロス日本大使館を開設した。

2　議会間・議員間でも，以下のとおり活発な議員交流が行われ，外務省はその円滑な実施を支援した。
　7月にイェメツ・ウクライナ最高会議対日友好議連会長一行が訪日し，日本側友好議連との間で意見交換を行った。また，7月，衆議院外務委員会一行がスロバキア，クロアチア及びギリシャを訪問，郡司参議院副議長がポーランドを訪問した。8月には参議院日本ブルガリア友好議員連盟会長一行がブルガリアを，12 月には参議院議長一行がギリシャを訪問するなど，数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。

3　閣僚級招へいでは，10 月にステバノビッチ・セルビア外務次官，30 年２月にドンチェフ・ブルガリア副首相が訪日した。前者は中根外務副大臣と，後者は河野外務大臣とそれぞれ二国間関係や西バルカン地域情勢につき意見を交わし，国際社会における協力を確認した。ドンチェフ・ブルガリア副首相は，世耕経済産業大臣，松山内閣府特命担当大臣，野上官房副長官等との意見交換を行った。ドイツからは，イッシンガー・ミュンヘン安全保障会議議長を招へいし，外務省関係者等との意見交換のほか，後者は外務大臣表敬を行った。

4　５月のヴァシチコフスキ・ポーランド外相訪日時に，①政治・安全保障協力，②経済・科学・技術協力，③文化・人的交流の促進，④多国間協力を柱とした「日・ポーランド戦略的パートナーシップ関係に関する行動計画」が，６月のソボトカ・チェコ首相訪日時には日・チェコ両首脳立ち会いの下，両国間のワーキング・ホリデー協定が，それぞれ署名された。

5　30 年１月，日本の総理大臣として初めて，安倍総理大臣がブルガリア，ルーマニア及びセルビアを訪問し，各国との間で二国間関係の強化を確認したほか，西バルカン地域における支援を表明した。

30 年度目標

1　欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中で，中・東欧諸国との間で多岐にわたる協力関係を深化させ，国際社会の共通の課題に連携して取り組むため，政府ハイレベル間の対話・会談を引き続き実施する。そうした機会を捉え，両国関係に係る文書等を作成するとともに，様々な分野における協力の一層の推進について一致することを目指す。必要に応じて，投資環境の整備・改善を要請する等，経済関係の強化の後押しに努める。特に以下を実施する。

（1）ドイツ
　欧州で一層存在感を高めるドイツと，二国間関係の強化に止まらず，東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため，頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

（2）ウクライナ
　政府ハイレベル間の交流等を通じて，両国関係の深化を図るとともに，ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

（3）西バルカン諸国（アルバニア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）
　西バルカン地域の安定は，欧州ひいては国際社会の平和と繁栄にとって重要であることから，この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ，引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

（4）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）
　基本的価値を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため，二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに，Ｖ４各国との政治，経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。

（5）その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，クロアチア，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ，モルドバ）
　基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け，政府ハイレベル間の対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行

われていない国との対話については，優先的に取り組む。
２　議会間，議員間の活発な交流を継続支援する。
３　ハイレベルの政府要人等を招へいするとともに，訪日後のフォローアップを適切に行う。
４　政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績
１　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。
（１）ドイツ
２度の日独首脳会談（10 月，31 年２月）及び３度の外相会談（７月，９月及び 31 年２月）等のハイレベルでの会談を実施した。
９月の河野外務大臣訪独では，外相会談を行ったほか，メルケル首相表敬に加えて与党 CDU／CSU 院内会派会に日本の外務大臣として初めて出席し，東アジア情勢や国際経済システムが直面する課題等について日本の立場を説明し，戦後の自由で開かれた国際秩序の下で平和国家として発展してきた日独が，ルールに基づく国際秩序の維持・強化のために一層緊密に協力していくことが重要である旨述べた。また，31 年２月の日独首脳会談では，安保・防衛分野を中心とした日独協力の地平の拡大を確認するとともに，自動運転や AI といった先端技術分野での協力強化で一致した。
（２）ウクライナ
４月，クリムキン・ウクライナ外相を交えたＧ７外相アウトリーチ会合が開催され，河野外務大臣は，ウクライナの改革支援を含め，ウクライナ問題の解決に向けた議論を行った。６月末にはコペンハーゲンでフロイスマン首相が主催する「ウクライナの改革に関する国際会議」が開催され，堀井学外務大臣政務官が日本政府を代表して出席の上，ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。
（３）西バルカン
５月にブシャティ・アルバニア外相が訪日し，河野外務大臣との間で経済や文化などの分野での交流の促進等につき意見交換を行った。10 月には，山田外務大臣政務官がセルビア及びクロアチアを訪問した。セルビアでは，日本セルビア・ビジネスフォーラムに参加，クロアチアでは，日クロアチア租税協定に署名し，両国それぞれとの間で経済分野の交流を活性化させていくことにつき一致した。11 月にはダルマノビッチ・モンテネグロ外相が訪日し，河野外務大臣との間で外相会談を実施し，政府間対話の活性化に向け，外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。また，31 年２月には，阿部外務副大臣がコソボを訪問し，日コソボ外交関係樹立 10 周年記念式典に参加したほか，コソボ要人との間で経済や文化面を始め幅広い分野での交流活性化に向け関係を強化していくことを確認した。
（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）
7 月に河野外務大臣の日本の外務大臣として 11 年ぶりのポーランド訪問が実現し，戦略的パートナーシップに向けた行動計画の進捗状況につき確認した。また，この機会にコシノジュンコ氏監修による国交樹立 100 周年の記念ロゴマークを両外相の立ち会いの下，発表した。31 年２月には，薗浦総理大臣補佐官がワルシャワで行われた中東に関する国際会議に出席した際，国家安全保障局長官と会談を行い，二国間関係及び国際情勢につき意見交換を行った。
チェコからは，４月にスターシェク外務次官，６月にトラパ外務副大臣が訪日し，それぞれ中根外務副大臣と会談を行い，32 年に控える日チェコ交流 100 周年に向けた二国間関係の促進や国際社会における協力につき活発な意見交換が行われた。また，11 月からワーキング・ホリデー制度が運用開始となった。
スロバキアとは，12 月の OSCE 外相理事会の機会を捉え，阿部外務副大臣とパリーゼク外務・欧州問題副大臣との間で意見交換が行われた。また，31 年２月のミュンヘン安全保障会議の機会を捉え，ライチャーク外務・欧州問題担当相と河野外務大臣との間で外相会談が行われ，二国間関係及び国際社会における協力につき意見交換が行われた。31 年３月には，ジガ経済相が来日し，磯崎経済産業副大臣及び経団連幹部と会談し，日 EU・EPA 発効後の二国間経済関係に関して意見交換を行った。
ハンガリーについては，７月，林文部科学大臣が訪問し，ヒッレール国会副議長やシュミット国際オリンピック委員とスポーツ交流等につき意見交換が行われた。また，10 月には松井大阪府知事が訪問し，シーヤールトー外務貿易相，グヤーシュ首相府長官ら政府要人を表敬し，意見交換を行った。
Ｖ４との対話については，10 月の ASEM 首脳会合の機会を捉え，５年ぶりとなる第２回「Ｖ４＋日本」首脳会合が開催され，Ｖ4 首脳と安倍総理大臣との間で幅広い分野での議論が行われた。
（５）その他

７月には，中根外務副大臣がキプロス及びギリシャを訪問した。キプロスにおいては，日本大使館開館記念式典に参加したほか，先方外相との間で邦人待避に関する協力覚書に署名した。ギリシャにおいては，先方外務副大臣との間で令和元年の日希修好 120 周年等に向け二国間関係強化の機運を高めていくことを確認した。また，河野外務大臣は，９月の国連総会の際にビルチャル・ルーマニア副首相及びザハリエヴァ・ブルガリア外相との間で，12 月のドーハフォーラムの際にメレシュカーヌ・ルーマニア外相との間で，31 年３月の第５回国際女性会議（WAW）の際に訪日したペイチノビッチ＝ブリッチ・クロアチア副首相兼外相との間で，それぞれ，二国間関係のほか，国際社会や日 EU 関係における協力について意見交換を行った。

スロベニアとは，31 年２月に，ミュンヘン安全保障会議の際に 11 年ぶりの外相会談を実施し，二国間関係，西バルカン地域における協力，国際情勢等について議論を行った。

７月にはウリアノブスキ・モルドバ外務・欧州統合相が訪日し，河野外務大臣との間で外相会談を実施し，外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。

２　７月には日・アルバニア友好議連一行がアルバニアを訪問した。11 月には，カラヤンチェヴァ・ブルガリア国民議会議長が，31 年３月にはヴェセリ・コソボ議会議長が訪日し，それぞれ伊達参議院議長，大島衆議院議長との間で意見交換を行った。

チェコについては，５月のヴォンドラーチェク下院議長及び下院国防委員会一行，また 10 月には上院の農業・交通・教育委員会一行が訪日した。７月には衆議院外務委員会がスイス，オーストリアとともにポーランドを訪問した。

特にポーランドについては，国交樹立 100 年を迎えた 31 年１月に，額賀日本ポーランド友好議員連盟会長一行がポーランドを訪問し，政府及び議会関係者と意見交換を行い，国交樹立 100 周年のオープニングレセプションに出席した。

３　政府要人の招へいではないが，30 年 10 月から 11 月にかけて，ソーシャルメディア発信者招へいの枠組みで，ウクライナの著名ジャーナリスト・ブロガーであるボチカラ記者を招へいし，拉致問題，核・ミサイル問題を含む，日本から見た北朝鮮の事情を中心に取材をアレンジした。日本滞在中及びウクライナ帰国後，同人は自身のブログ等で訪日取材について発信し，東アジアから地理的に離れているウクライナにおいても北朝鮮に関する日本の立場等，日本に対する理解を深める契機となった。

30 年１月に安倍総理大臣から発表した「西バルカン協力イニシアティブ」の下，戦略的実務者招へいで，12 月に，西バルカン諸国（アルバニア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）の商工会議所関係者が訪日し，山田外務大臣政務官と意見交換を行うとともに，西バルカンビジネスセミナーを開催し，日本と西バルカン諸国との経済関係強化を図ったほか，アルバニアからヴェリアイ・ティラナ市長が訪日し，河野外務大臣との意見交換等を行い，二国間の協力関係を更に発展させていくことを確認した。

４　上述のとおり７月に中根外務副大臣がキプロスを，31 年２月に阿部外務副大臣がコソボを，日本の外務副大臣として初めて訪問した。

また，上記１（５）の日スロベニア外相会談は 11 年ぶりに実現したものである。

令和元年度目標

中・東欧諸国との間で以下の取組を進める。

１　ドイツ

欧州で一層存在感を高めるドイツと，二国間関係の強化に止まらず，東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため，引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

２　ウクライナ

大統領選挙（31 年３月 31 日，４月 21 日），議会選挙（10 月）があり，ウクライナ国内情勢をフォローし，ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベルの交流等を通じて，両国関係のさらなる深化を図るとともに，ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

３　西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから，この地域の安定と発展に向けた取組みを支援しつつ，引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

４　Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

共通の課題に取り組むパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため，二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに，Ｖ４各国との政治，経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。特に令和元年は日・ポーランド国交樹立 100 周年，日・ハンガリ

一外交関係開設 50 周年，32 年は日・チェコ，日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を迎えることから，幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会における協力の推進のためには，特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて，相互理解や信頼関係を深化させつつ，協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

より適切に各国との取組に関する進捗状況や，訪問成果を評価に反映させることを狙いとして，昨年度までカテゴリー別としていた要人訪問の項目を，国別・国郡別で整理することとした。

**測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊**

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため，実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

29 年度目標

更なる政策調整・協力を進めるため，次官級・局長級協議を積極的に実施する。

1　ドイツ

次官級協議等を実施し，政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに，英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し，日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示すとともに，両国が国連安保理非常任理事国として国際社会の諸課題に対して協力して取り組むべく政策調整を行う。

3　Ｖ４諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し EU の動向のフォローや，EU にとっての日本のプレゼンスの向上等に努め，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4　GUAM（ジョージア，ウクライナ，アゼルバイジャン，モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく，様々な分野の実務家等を招へいし，毎年実施している「GUAM＋日本」ワークショップを開催するとともに，ハイレベル会合の実施を追求し，関係深化に向けた政策調整を行う。

5　西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）

地政学的重要性が高まっている西バルカン地域においては，29 年１月，新たに２公館（アルバニア及び北マケドニア）を開館し，当該地域諸国との一層の関係促進のための土壌が整いつつあることから，実務レベルでの協議を継続，又は新たに行うことにより，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得るとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

6　その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ，モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け，政府間対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得る機会とすべく，一層積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　ドイツについては，次官協議等を実施し，安全保障分野での協力等につき議論するとともに，Ｇ７や，G20 における連携や国連改革等のグローバルな課題に協力して取り組むことを確認したほか，東アジアや欧州を始めとする地域情勢についても議論した。

2　ウクライナについては，10 月にエリセーエフ・ウクライナ大統領府副長官を訪日招へいし，地域情勢やウクライナの国内改革等，幅広い分野について意見交換を行った。12 月には，政務協議を実施し，二国間関係，地域情勢，国連安保理を含む国際社会における協力等について意見交換を行い，ハイレベル政治対話を含む今後の二国間関係の発展に向けて方向性を共有した。また，第５回日ウクライナ原発事故後協力合同委員会を実施し，被災地域の復興や課題，取組について意見交換を行った。

3　Ｖ４諸国については11月にＶ４担当大使を任命し，「Ｖ４＋日本」協力の活性化の基礎を構築した。また，30 年３月にはＶ４諸国の政務局長級関係者との間で第９回「Ｖ４＋日本」政策対話を実施し，日・Ｖ４諸国間の協力や関係促進に向けた体制等につき意見交換を行った。その他，12 月にポーランドとの間で政務協議を実施し，二国間関係のほか，地域情勢，国際社会における協力等につき幅広く意見交換を行った。

4　10 周年を迎えた「GUAM＋日本」協力については，９月に第５回「GUAM＋日本」外相級会合を実施し，河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し，観光・貿易・投資分野を始めとした日・GUAM 諸国間の協力，法の支配の確立，北朝鮮問題等につき言及した共同プレスリリースを発出した。30 年１月には，GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし，「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催し，日本と各国の政策の比較や各国の施策の改善点につき議論を行い，日・GUAM 諸国との経済交流の一層の活性化を図った。

5　西バルカン諸国については，７月にモンテネグロ，８月にコソボとの間で政務協議を実施し，経済分野を始めとする二国間関係，西バルカンや東アジアにおける地域情勢，国際社会における協力につき協議を行った。また，アルバニア及び北マケドニアとの間で，今後政務協議を行っていくことで一致した。30 年１月，西バルカン担当大使を任命し，西バルカン諸国との対話の強化の基礎を構築した。

6　その他の国については，30 年３月にブルガリアとの間で政務協議を実施し，「西バルカン協力イニシアティブ」の具体化に向けた協力体制の確認や，国際社会における協力，日・ブルガリア間の経済事情につき協議を行った。また，10 月にスロベニア，12 月にブルガリア，30 年１月にチェコ，同年３月にルーマニアとの間でそれぞれ科学技術協力合同委員会が実施され，研究開発の情報交換，研究者交流，共同研究等の協力活動の促進という成果を挙げた。

30 年度目標

実務レベルでの更なる政策調整・協力を進めるため，次官級・局長級協議を積極的に実施する。必要に応じて，投資環境の整備・改善を要請する等，経済関係の強化の後押しに努める。

1　ドイツ

次官協議等を実施し，政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに，英国の EU 離脱等を受けて不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し，幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3　Ｖ４諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し，EU 及び欧州でプレゼンスを高めつつあるＶ４の動向のフォローや，Ｖ４諸国との関係を強化するとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4　GUAM（ジョージア，ウクライナ，アゼルバイジャン，モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく，実務家レベルの交流等を通して，「GUAM＋日本」の枠組みでの対話を継続し，関係深化に向けた政策調整を行う。

5　西バルカン諸国（アルバニア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）

欧州ひいては国際社会の平和と安定にとり重要な西バルカン地域については，同地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下，各国との実務レベルでの対話を強化し，日本の政策や問題意識をインプットし，支持を得るとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には，①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施，②新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣，③防災，中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし，事業の具体化に向け各国との調整を行う。

6　その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，クロアチア，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ，モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け，実務レベルでの対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については，優先的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　ドイツ

次官協議については先方の都合により延期となり年度内の実施は困難となったが，局長級の政策企画協議や次官級外務・防衛当局間協議（２＋２）を実施し，安保・防衛分野を含む国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行った。

２　ウクライナ

10 月に，ウクライナ側から外務・国防両省からそれぞれ次官の訪日を得て，初の安保協議を実施し，防衛当局間で防衛協力・交流覚書に署名した。11 月末，クリミア半島東部のケルチ海峡付近にてウクライナ海軍船舶３隻がロシア国境警備局に拿捕された際には，ウクライナの立場も踏まえつつ，関係国と連携してＧ７外相声明を発出した。

３　Ｖ４諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

31 年３月に４年ぶりにポーランドとの間で次官級協議を実施し，二国間関係や国際情勢等幅広い分野について意見交換を行った。

４　GUAM

９月に「GUAM＋日本」外相会合を実施し，地域的・国際的課題に関して意見交換を行うとともに，「日 GUAM 協力プログラム」を実施していく強い意図を表明する共同プレスリリースを発出した。

５　西バルカン諸国（アルバニア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，北マケドニア，モンテネグロ）

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下，各国との実務レベルでの対話の強化，各種招へい等を行った。具体的には以下のとおり。

（１）西バルカン担当大使は，全ての西バルカン諸国との間で政務協議を実施し（５月：セルビア，北マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナ，６月：コソボ，31 年１月：モンテネグロ及びアルバニア），経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し，西バルカンや東アジアにおける地域情勢，国際社会における協力につき協議した。

（２）６月から７月にかけて，新規経済協力案件発掘に向け，西バルカン全域へ JICA 調査員を派遣した。10 月には，西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし，異文化交流を通じた民族融和を促した。

（３）12 月には，西バルカン諸国の商工会議所関係者等を招へいの上，日本企業を対象とした西バルカンビジネスセミナーを東京で開催し，経済関係の強化を図った。さらには，31 年２月に日本人専門家を派遣し，ブルガリアにおいて洪水対策に関する防災セミナーを開催し，日本の知見を共有するとともに，西バルカン諸国に対して地域協力を促した。

６　その他

４月にルーマニア，31 年１月にクロアチアとの間で政務協議を実施し，経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し，欧州や東アジアにおける地域情勢，国際社会における協力につき協議を行った。

５月にはスロベニアとの間で政務協議を実施し，二国間関係及び西バルカン地域における協力，国際情勢等について意見交換を行った。

12 月にモルドバとの間で政務協議を実施し，経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し，欧州や東アジアにおける地域情勢，国際社会における協力につき協議を行った。

令和元年度目標

１　ドイツ

30 年度は延期となった次官協議ほか，その他の日独間の実務レベル協議を実施し，英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

２　西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下，各国との実務レベルでの対話を強化し，日本の政策や問題意識をインプットし，支持を得るとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には，①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施，②新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣，③防災，中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし，事業の具体化に向け各国との調整を行う。

３　Ｖ４諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し，Ｖ４の動向のフォローや，Ｖ４諸国との関係を強化するとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

事務レベルで緊密に政策調整・協力を行うことで，二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題へ

の協調した対応が可能となることから，次官級・局長級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　令和元年度の目標設定に当たって，これまでの地域網羅的な考え方を改め，特に欧州または国際社会全体においてより影響力が高いと考えられる国，地域を対象とすることにした。

**測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展**

中期目標（--年度）

　シンポジウム等を通じて，経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し，幅広い分野において二国間関係を強化するとともに，国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

29 年度目標

　以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
１　日独フォーラム
２　将来の課題のための日・オーストリア委員会
３　「Ｖ４＋日本」セミナー
　その他，中・東欧諸国にて開催されるシンポジウムやフォーラムに対して，現地日本企業の参加を促したり必要に応じて有識者等の派遣を行い，民間の人的・知的交流を推進し，様々なレベルでの関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　11 月，日独の著名な有識者や政治家の参加を得て，東京において第 26 回「日独フォーラム」及び第４回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催し，日独の政治や社会，国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に，グローバル・リーダー不在の世界が直面する様々な課題に対して日独が連携して取り組む重要性や，今後更に発展するデジタル化社会への対応方法等につき議論が行われた。
２　オーストリアとの間では，７月，著名な有識者や政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第 21 回会合を静岡市で開催し，農林業の将来と地方経済の活性化等のテーマで，自由闊達な議論が行われた。
３　30 年２月に「Ｖ４＋日本」協力の一環として，英国の EU 離脱（Brexit）をテーマにしたセミナーを開催した。政治・経済双方の側面から，Ｖ４各国の実務者や日本の専門家が見解を発表し，参加者との間で活発な意見交換が行われた。
４　その他,ギリシャやブルガリアの現地有力紙の編集長,記者及びシンクタンクの所長を招へいした。外務省によるブリーフィングや政府関係者・民間企業へのインタビューを実施し，帰国後には日本関連の記事が多数掲載される等，民間レベルにおける対日理解促進・対外発信の観点から大きな成果があった。30 年１月には，GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし，「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催したほか，同年３月，コヴァル・ポーランド科学アカデミー講師（元外務副大臣）を招へいし，日本の対東アジア政策をインプットし，理解を得ることができた。

30 年度目標

　次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。
１　日独フォーラム
２　将来の課題のための日・オーストリア委員会
３　「Ｖ４＋日本」セミナー
　その他，中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して，現地日本企業の参加を促したり，必要に応じて有識者等の派遣を行う。また，民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて，民間の人的・知的交流の促進のみならず，経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　10 月，日独の著名な有識者や政治家の参加を得て，ベルリンで第 27 回「日独フォーラム」及び第５回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催し，日独の政治や社会，国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に，ルールに基づく国際秩序が挑戦を受ける中で，基本的価値を共有する日独が主導力を発揮することの重要性や，AI 分野における日独協力の可能性等につき議論が行われた。
２　11 月，ウィーン及びオーバーエスタライヒ州において，将来の課題のための日・オーストリア委

員会第22回会合を実施。公開シンポジウムでは，自動運転及びサイバー・セキュリティをテーマとし，両国の取組を共有するとともに，今後の課題について意見交換が行われた。委員による会合では，多国間主義・法の支配について，現下の国際情勢を踏まえ，普遍的価値に基づく国際秩序の維持のための国際協力について活発な議論が行われた。

3　６月にハンガリーで開催されたＶ４局長級防災セミナーに，丸谷東北大学教授を派遣し，日本における災害対策に関する講演を行った。また，その中で，東日本大震災等日本における自然災害や災害対策システム，将来的な対策，指針，企業活動の防災活動やその役割等につき説明を行った。

令和元年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1　日独フォーラム

2　将来の課題のための日・オーストリア委員会

また，中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して，現地日本企業の参加を促し，必要に応じて有識者等の派遣を行う。また，民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて，民間の人的・知的交流の促進のみならず，経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは，幅広い分野における協力や，二国間関係の強化につながり，また，知的交流を通じて知見の共有を図ることは，国際社会の諸課題に対して協調して取り組むことに寄与することから，シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

民間の人的・知的交流の促進のためには，民間有識者等が多く参加するシンポジウムやフォーラムで自由闊達な意見交換を行うことが効果的であるため。

**測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）**

| 往訪については，総理・外務省政務レベル以上，来訪については，国家元首・政府の長・外相等<br>①往訪数<br>②来訪数 | 中期目標値 | 29年度 | | 30年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準 | ①23<br>②10 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。 | ①13<br>②22 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中・東欧諸国との要人往来の測定は，中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え，支持を得るとともに，連携強化につなげる機会とするため。

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①中・東欧諸国との二国間関係の強化 | 1　中・東欧諸国との対話の継続・推進<br>要人往来や国際会議等の機会を捉えて，政府間の対話を実施する。<br>これにより，政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2　共通の諸課題に関する協議・政策調整<br>二国間の協力案件や懸案，国際社会における共通の諸課題について，政策調整・協力を進める。<br>これにより，共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-2 |
| | 3　人的・知的交流，民間交流の維持・促進<br>民間の人的・知的交流を維持・促進する。<br>これにより，各国との関係の維持・強化に寄与する。 | | | | 3-3 |
| | 28<br>(24) | 25<br>(22) | 25<br>(15) | 24 | 032 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

１　首脳会談，外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。

２　北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として，四島交流，四島住民支援事業等を実施する。

３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に，28 年５月の日露首脳会談で具体化に一致した８項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。

４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

５　防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流，外交・防衛当局間での協議の実施に向け，必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け，必要な支援及び調整を行う。

６　各種招へい事業，交流事業等を実施する。特に 30 年度は「ロシアにおける日本年」，「日本におけるロシア年」を開催し，年度を通じて民間主催行事も含め 200 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後外交の総決算　（地球儀俯瞰外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標４－１　政治対話の深化　＊

中期目標（--年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施，議会・議員間交流等を通じ，隣国同士である日本とロシアが，アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し，あらゆる分野の連携を促進させる。

29 年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。29 年の早い時期に安倍総理大臣のロシア訪問を実施する。北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう，働きかける。

２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し，28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の成果をフォローアップしていく。

３　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　安倍総理大臣の２回の訪露（４月，９月）及び河野外務大臣の訪露（11 月）を含め，首脳会談を４回，外相会談を５回実施した。首脳・外相レベルで，北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアから建設的関与を引き出すよう，直接働きかけた。事務レベルでも，次官級協議や安保協議（８月）を始めとして，北方領土問題，安全保障，経済，国際社会における協力等，幅広い分野において活発な議論を行った。

２　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意を踏まえ，９月のウラジオストクでの日露首脳会談で，北方四島における共同経済活動に関し，早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定した。その後，首脳会談，外相会談，次官級協議，局長級作業部会等の機会に，プロジェクト候補の早期実施に向けて精力的な協議が行われた。

３　コサチョフ連邦院国際問題委員長（露日議会間・地域間協力支援協議会会長）の訪日（６月及び 30 年１月），参議院外国議会訪問班の訪露（７月），山口公明党代表の訪露（９月）等を始めとして，議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

30 年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシア

が建設的な役割を果たすよう，働きかける。
2　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し，28 年 12 月の首脳間の合意の実現を進展させる。
3　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績
1　安倍総理大臣の３回の訪露（５月，９月，31 年１月）及び河野外務大臣の訪露（７月，31 年１月）を含め，首脳会談を５回，外相会談を６回実施した。首脳・外相レベルで，北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう，直接働きかけた。事務レベルでも，次官級協議（５月，８月，10 月）や安保協議（７月）を始めとして，北方領土問題，安全保障，経済，国際社会における協力等，幅広い分野において活発な議論を行った。
2　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については，首脳間，外相間だけでなく，次官級協議及び局長級作業部会でも議論を重ね，９月のウラジオストクでの日露首脳会談において，両首脳は，５件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。さらに，11 月の日露首脳会談において，両首脳は，双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく，更に作業を進めることで一致し，その後も首脳間，外相間において，こうした方向性が確認されている。こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に，11 月の日露首脳会談において，安倍総理大臣は，「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに 12 月のブエノスアイレスG20 の際の日露首脳会談では，河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし，その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も，31 年１月の首脳会談及び外相会談を始めとして，率直かつ真剣な議論が行われている。
3　シュレポフ国家院対日議員グループ代表の訪日（４月），伊達忠一・参議院議長の訪露（７月），オゼロフ連邦院対日議員グループ代表の訪日（11 月），逢沢一郎・日ロ友好議員連盟会長の訪露（12 月），ジューコフ国家院第一副議長の訪日（12 月）等を始めとして，議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

令和元年度目標
1　領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう，働きかける。
2　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し，30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
3　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
政治対話の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要。
アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中，政治対話を通じ，隣国である日本とロシアが，領土問題を解決して平和条約を締結するとともに，同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し，経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは，両国の戦略的利益に合致するのみならず，同地域の安定と繁栄にも貢献する。

**測定指標４－２　平和条約交渉　＊**

中期目標（--年度）
北方領土問題を解決し，平和条約を締結する。

29 年度目標
1　領土問題の解決に向けた協議を継続する。
2　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談で合意した，航空機を利用した元島民による特別墓参，共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣，追加的な出入域ポイントの設置を，それぞれ 29 年中に実現する。
3　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

1　安倍総理大臣の３回の訪露（４月，９月，31 年１月）及び河野外務大臣の訪露（７月，31 年１月）を含め，首脳会談を４回，外相会談を５回実施し，領土問題について議論した。次官級協議（８月，30 年２月）及び局長級作業部会（11 月，12 月）も実施した。

2（1）北方四島における共同経済活動に関して，４月の日露首脳会談で，28 年 12 月の首脳間の合意事項の具体的進展として，北方四島への官民調査団の派遣について一致した。この結果を踏まえ，６月末に，第一回の北方四島への官民現地調査団の派遣を実施し，７月の首脳会談及び８月の外相会談を経て，９月のウラジオストクでの首脳会談では，早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定するとともに，各プロジェクトの具体的検討と全てのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致した。10 月に第二回の北方四島での現地調査を実施し，この結果を踏まえて，11 月の首脳会談・外相会談，12 月の局長級作業部会で更に議論を進めた。30 年２月の日露次官級協議では，29 年 12 月の局長級作業部会での議論を踏まえ，日露の関係省庁を交えて具体的に協議を行った。同月の日露外相会談では，次官級協議の結果を評価し，プロジェクト候補の早期実施に向けて作業を加速するべく，事務方に指示を出すことで一致した。

（2）元島民の方々のための人道的措置については，28 年 12 月の首脳間の合意を踏まえて，８月に，アクセスが制限されていた国後島瀬石周辺への墓参と，歯舞群島墓参の際の追加的な出入域地点の設置を実現するとともに，９月に歴史上初めて航空機を利用した特別墓参を実施し，元島民のより自由な往来に向けた取組を進めた。

3　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み，四島交流（23 回），自由訪問（７回）及び墓参（４回，航空機を利用した特別墓参を除く）を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

30 年度目標

1　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。29 年度に実施した航空機を利用した元島民による特別墓参，追加的な出入域ポイントの設置，アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

1（1）安倍総理大臣の３回の訪露（５月，９月，31 年１月）及び河野外務大臣の訪露（７月，31 年１月）を含め，首脳会談を５回，外相会談を６回実施し，領土問題について議論した。次官級協議（５月，８月，10 月）及び局長級作業部会（４月，６月，８月，10 月）も実施した。

（2）北方四島における共同経済活動については，プロジェクトの内容に関する局長級作業部会及び人の移動に関する局長級作業部会が合わせて７回，３回の次官級協議に加え，外相会談，首脳会談においても議論が行われるとともに，10 月には北方四島への「ビジネス・ミッション」が実施され，共同経済活動の実現に向けた取組が活発に行われた。その成果として，９月のウラジオストクでの日露首脳会談において，両首脳は，29 年度に特定した５件のプロジェクト候補の実施に向け，その作業の行程表である「ロードマップ」を承認した。また，11 月のシンガポールでの日露首脳会談において，両首脳は，双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく，更に作業を進めることで一致し，その後も首脳間，外相間において，こうした方向性が確認されている。

（3）北方領土の元島民の方々のための人道的措置として，７月に，29 年に引き続き航空機による墓参を実施した。同月，船舶による歯舞群島への墓参の際に，臨時の追加的出入域地点が設置された。これらの措置により，北方四島への移動に要する時間が短縮され，元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。日露双方は，今後も手続の簡素化を進めることで一致している。

（4）こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に，11 月の日露首脳会談において，安倍総理大臣は，「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに 12 月のG20 ブエノスアイレス・サミットの際の日露首脳会談では，河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし，その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も，31 年１月の首脳会談及び外相会談を始めとして，率直かつ真剣な議論が行われている。

2　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み，四島交流（11 回），自由訪問（７回）及び墓参（２回，航空機を利用した特別墓参を除く。）を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和元年度目標

1　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って，平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。30 年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参，追加的な出入域ポイントの設置，アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では，平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決意が表明されるとともに，北方四島において，双方の法的立場を害さない形で，共同経済活動を行うための協議を開始することが合意された。また，元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。そして，30 年 11 月のシンガポールでの日露首脳会談において，安倍総理大臣は，「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。現在，こうした首脳間の合意に基づき，ロシア側との交渉を続けているところであり，その実現に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは，平和条約締結にとってプラスになるものであり，中期目標の達成に資する。

**測定指標４－３　貿易経済分野における協力　＊**

中期目標（--年度）

エネルギー，極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

29 年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ，８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ，ロシアの貿易投資環境改善につき，ロシア側に対応を求める。

2　ロシア経済近代化に資するエネルギー，医療，農業，都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。

3　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　28 年５月の日露首脳会談（於：ソチ）で，安倍総理大臣が提案した８項目の「協力プラン」については，４月に安倍総理大臣がモスクワを訪問し，プーチン大統領に「協力プラン」のメリットについて映像を用いて提示し，具体化を更に進めることで一致した。

６月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム及び７月の産業総合博覧会「イノプロム」（於：エカテリンブルク）等の機会に行った協議を通じて迎えた９月の第３回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の機会に行った首脳会談では，両首脳は 28 年 12 月以来の署名文書が 164 件（内，民間文書 100 件）に達したことなど，これまでに実現した幅広い成果を歓迎し，「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。11 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 13 回会合（モスクワ）では，８項目の「協力プラン」を含む個別分野の進捗について議論し，勢いを失わせることなく具体的協力を積み重ねていくことで一致した。

2　12 月の日本投資家デー（ウラジオストク）には日本の企業関係者と共に世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣が参加し，極東における協力を更に活発化させるための意見交換を行った。30 年３月の極東セミナーではロシア極東への日本企業による投資を促進するための説明が行われ，130 名以上が参加した。

3　ロシア国内６都市にある日本センターの活動を通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域間の経済交流に貢献した。また，日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し，29 年度末までに約 86,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 5,400 人が訪日研修に参加した。

30年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ，８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ，ロシアの貿易投資環境改善につき，ロシア側に対応を求める。

2　ロシア経済近代化に資するエネルギー，医療，農業，都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。

3　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　28 年５月に安倍総理大臣が提案した経済分野における８項目の「協力プラン」 については，31 年１月までに 170 件以上の民間プロジェクトが生み出され，そのうち約半数が契約等の形で動いている。

５月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに日本はゲスト国として初めて参加し，安倍総理大臣及び世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣がジャパン・パビリオンを視察したほか，日露ビジネス対話が開催され日露の企業間で活発な意見交換が行われた。９月の第４回東方経済フォーラム（ウラジオストク）の際の日露首脳会談では，リハビリセンターの開所や高速通信サービスの提供等の極東地域での案件を含め，８項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることに加えて，日露租税条約が 10 月に発効することを歓迎した。

12 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 14 回会合（東京）では，河野外務大臣とオレシュキン経済発展相が共同議長を務め，関係省庁や民間企業関係者を含めて経済関係を包括的に議論した。ガスプロムによるサムライ債の発行を歓迎したほか，ハバロフスク空港運営参画事業の株主間協定の署名を受けて，日本の技術と経験を生かした極東ハブ空港の誕生を期待する旨言及があった。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え，日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

2　30 年２月の日露交流促進官民連絡会議には日本企業 36 社が参加し，引き続き日露関係の発展に向けて官民での連携を更に深めていくことで一致した。また，５月のサンクトペテルブルク経済フォーラムの際には日露ビジネス対話を，９月の第４回東方経済フォーラムの際には日本企業関係者との懇談を行い，日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。

3　日本センターは，ロシア国内６都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており，これまでに約９万人が講座を受講し，そのうち約 5,700 人が訪日研修に参加している。

令和元年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ，８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ，ロシアの貿易投資環境改善につき，ロシア側に対応を求める。

2　ロシア経済近代化に資するエネルギー，医療，農業，都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。

3　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要。

貿易経済日露政府間委員会等各種会議･会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成により，貿易経済分野において連携を深めていくことは，幅広い分野で日露関係を発展させていくことに繋がる。

**測定指標４－４　国際社会における協力**

中期目標（－年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

29 年度目標

1　シリア，北朝鮮，テロとの闘い，ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　首脳・外相会談等の機会を通して，北朝鮮，シリア，ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について，ロシアから建設的関与を引き出すよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては，北朝鮮による８月の弾道ミサイル発射実験を受け，日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し，この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また，８月に日露安保協議を実施し，特に北朝鮮問題を中心とする，アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。

2　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え，領事，国連，軍縮・不拡散，中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

30 年度目標

1　北朝鮮，シリア，テロとの闘い，ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　首脳・外相会談等の機会を通して，北朝鮮，シリア，ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について，ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては，首脳レベル，外相レベルを含め，引き続き日露で連携していくことを確認した。また，７月に日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）及び日露安保協議を実施し，特に北朝鮮問題を中心とする，アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。

2　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え，テロ対策，軍縮・不拡散，中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

令和元年度目標

1　北朝鮮，シリア，テロとの闘い，ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中，国際社会の主要な問題についての国際社会での日露協力に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要。

上記目標のとおりロシアと国際舞台での協力を深めていくことは，両国の戦略的利益に合致する。

**測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展**

中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流，外交・防衛当局間協議，治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより，これら分野における両国の信頼関係を構築する。

29 年度目標

1　安全保障分野

（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

2　治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1　安全保障分野

（1）防衛交流については，11 月にサリュコフ露地上軍総司令官，12 月にゲラシモフ露参謀総長が訪日した。実務レベルでは，引き続き各種協議や日露捜索・救難共同訓練等を実施し，相互理解の促進及び偶発事故の防止に努めた。当省として必要な支援・調整等を行った。

（2）９月及び 12 月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談が行われた。当省は，これらの意見交換のために支援・調整を行った。

２　治安分野
　海上保安庁巡視船とロシア警備艇との合同訓練を実施し,海上交通の安全についても連携を確認した。7月には中島海上保安庁長官が訪露し,約４年ぶりに日露海上警備機関長官級会合が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

30年度目標
１　安全保障分野
（１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
（２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
２　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
１　安全保障分野
（１）防衛交流では，10 月に河野統合幕僚長が訪露（統合幕僚長による訪露は６年ぶり）。実務レベルでは，各種協議に加え，7 月に第 18 回日露捜索・救難共同訓練，11 月にソマリア沖・アデン湾において日露で初となる海賊対処訓練が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。
（２）７月に外交当局間で日露安保協議を実施し，7 月にモスクワで３回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）を開催したほか，10 月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会の会談を行った。
２　治安分野
　12 月にクリショフ連邦保安庁国境警備局長官が訪日し，日露海上警備機関長官級会合が実施された。外務省として必要な支援・調整等を行った。
３　その他
　テロ，マネーロンダリング，麻薬等の非伝統的脅威の分野では，４月に第８回日露テロ対策協議，６月にマネーロンダリング対策に関する金融庁専門家の訪露を実施し，11 月及び 31 年２月にはアフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及び UNODC が連携する形で実施した。外務省として必要な調整・支援等を行った。

令和元年度目標
１　安全保障分野
（１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
（２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
（３）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための，必要な調整，支援等を行う。
２　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための,必要な調整,支援等を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　アジア太平洋地域を含む国際社会の安全保障環境が厳しさを増す中,隣国であるロシアと,安全保障,防衛交流及び海上保安の分野で協力を深めることは，両国の戦略的利益に合致するのみならず，同地域及び国際社会の安定と繁栄にも貢献する。

**測定指標４－６　文化・国民間交流の進展　＊**

中期目標（--年度）
　各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業等の実施を通じ，相互理解を促進する。

29年度目標
１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業の実施を通じて，更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

２　30 年の「ロシアにおける日本年」，「日本におけるロシア年」の開催に向けて，様々な交流行事の具体化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により，１名の招へいが実施され，ロシア情勢，日露関係等について有益な意見交換を行ったが，前年度と比較して，各種スキームによる招へいは低調な結果だった。

28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に青年交流の大幅な拡大について一致したことを受け，29 年には日露青年交流事業の枠組みで 1,019 名（28 年は 571 名）が参加し，「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や，ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。

２　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に，日露間における人的交流の拡大策の一つとして開催を合意した 30（2018 年の「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催に向け，日本側組織委員会の設立，両国共催による開会式（30 年５月，於：モスクワ）の決定等，準備が進展した。

30 年度目標

１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業の実施を通じて，更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

２　「ロシアにおける日本年」，「日本におけるロシア年」を開催し，30 年度，民間主催行事も含め 200 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

１　「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により，高等経済大学欧州・国際研究センター副所長１名の招へいを実施し，日露関係，東アジアの安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「閣僚級・戦略的実務者招へい」により，有識者１名の招へいが実施され，日露関係，国際安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「文化交流事業」では，「ロシアにおける日本年」という機会を利用して，歌舞伎や流鏑馬など約 50 件の外務省主催事業がロシア各地で実施され，延べ 111 万人以上のロシア人が参加した。

「草の根交流事業」では，30 年度には，日本文化紹介事業やスポーツ交流など計 37 件の事業がロシア各地で実施された。

28 年 12 月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間 1,000 名程度に拡大することで一致したことを受け，30 年には 1,334 人（29 年：1,121 人）が日露青年交流事業に参加し，幅広い分野で交流が実施された。

２　30 年は日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され，５月 26 日に両首脳出席の下，モスクワのボリショイ劇場で開会式が行われたほか，交流年の認定行事としてロシアで 500 件以上，日本では 150 件近くの行事が開催されるなど，文化・人的交流が活発に行われた。

令和元年度目標

１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業の実施を通じて，更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

２　G20 大阪サミットの際に開催される「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の閉会式も含め，交流年行事を確実に実施するとともに，交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要。

各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等上記目標の達成は，両国の相互理解を促進し，関係の強化に資する。また，日露首脳の合意に基づき 30 年から令和元年にかけて開催中の「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の枠組みでは，日本側だけでも 500 件以上の行事を実施し交流が活発化しており，「日本年」・「ロシア年」終了後も引き続き交流を盛り上げていくことは，日露間の人的交流を一層発展させるために重要。

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①「北方領土復帰期成同盟」補助金<br>(昭和 40 年度) | 北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。<br>これにより，北方領土問題解決のための環境整備の一環として，政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一，さらに国際世論の喚起を図ることは，北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。 | | | | 4-1<br>4-2 |
| | 36<br>(36) | 37<br>(37) | 37<br>(37) | 37 | 036 |
| ②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化<br>（ ＊ ） | ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため，あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に，日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。<br>こうした取組は，北方領土問題を解決して平和条約を締結し，もって日露関係を正常化させ，日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。 | | | | 4-1<br>4-2<br>4-3<br>4-4<br>4-5<br>4-6 |
| | 207<br>(289) | 207<br>(220) | 199<br>(244) | 198 | 035 |
| ③在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化<br>(15 年度) | 日本センターを通じ，ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより，露側経済人に対日関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え，親日的実務家を育成し，併せて，日露両国の企業，地方自治体，経済団体等に対する支援を行う。<br>こうした取組により，日露企業間の信頼感を高め，日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに，平和条約交渉のための環境整備に資する。 | | | | 4-2<br>4-3<br>4-4 |
| | 442<br>(452) | 550<br>(533) | 568<br>(549) | 559 | 033 |
| ④北方四島住民との交流<br>(４年度) | 北方四島在住ロシア人を対象として，北海道本島及び本邦各地に招へいするとともに，北方四島住民支援事業として，①患者受入れ・治療，②医師・看護師等研修，③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握，より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。<br>こうした取組は，平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。 | | | | 4-2 |
| | 275<br>(251) | 259<br>(267) | 279<br>(266) | 269 | 034 |
| ⑤ロシアにおける日本紹介事業<br>(28 年度) | 28 年５月の日露首脳会談（於ソチ）での合意に基づき，30 年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を委託企業を通じ実施する。<br>こうした取組は，文化・国民間交流の進展のための環境整備に資する。 | | | | 4-6 |
| | 110<br>(103) | 46<br>(35) | 1,236.3<br>(1,000.9) | 207.9 | 037 |
| ⑥日露共同経済活動推進費<br>(30 年度) | 28 年 12 月の日露首脳会談（於長門）での合意に基づき，日露が共に北方四島の未来像を描き，その中から双方が受入れ可能な解決策を見いだしていくという新しいアプローチである北方四島における共同経済活動の実現のために，プロジェクトの内容や法的側面，人の移動の枠組み等に係るロシア側との協議や，北方四島における調査等の活動を実施する。<br>こうした取組は，北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。 | | | | 4-2 |
| | － | － | 100<br>(57) | 67 | 038 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑦2018 サンクトペテルブルク国際経済フォーラムへのゲスト国関連経費<br>（30 年度） | 29 年９月の日露首脳会談（於ウラジオストク）での発表に基づき，30 年５月に開催されるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加する。ロシア国内のみならず欧米やアジア諸国からも閣僚や著名なビジネスマンが参加する同フォーラムにおいて，文化行事の開催を通じて我が国への理解を深めてもらう機会を提供する。<br>こうした取組は，同フォーラムにおける我が国のプレゼンスを示すとともに，親日派層・知日派層の拡大を図り，両国国民間の相互理解の促進に資する。 | | | | 4-6 |
| | ― | ― | 53<br>(45) | 0 | 039 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

### 測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展　＊

中期目標（--年度）

要人往来，政務協議及び招へいを実施し，各国との間で，政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

29 年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し，合意を図る。
４　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立 25 周年の節目の年に，各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では，安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話の継続
（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話
安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして，以下の相互訪問及び文化行事が実現し，活発な交流が行われた。さらに，４－５月に行われた岸田外務大臣のトルクメニスタン訪問に際し，中央アジア５か国の外務大臣との二国間会談も実施した。

・ウズベキスタン
　往　なし
　来　ホジャーエフ財務相（５月，アジア開発銀行（ADB）総会出席），アブドゥハキーモフ国家観光発展委員会議長（９月，堀井学外務大臣政務官表敬，及び 30 年３月，「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話出席）
・カザフスタン
　往　世耕経済産業大臣（７月），中根外務副大臣，平木経済産業大臣政務官（８月），武藤経済産業副大臣，西銘経済産業副大臣（９月）
　来　なし
・キルギス
　往来ともになし
・タジキスタン
　往　なし
　来　ヒクマトゥロゾーダ経済発展貿易相（４月，第１回「日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会」会合出席）
・トルクメニスタン
　往　岸田外務大臣（４－５月，「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合出席），堀井学外務大臣政務官（９月，第５回アジア室内競技・格闘技大会開会式出席，及び 11 月，第 28 回エネルギー憲章会議出席）
　来　メレドフ副首相兼外相（６月，第 12 回日トルクメニスタン経済合同会議出席）

（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも，以下の相互訪問等が実現したほか，30 年２月には，ミュンヘン安全保会議の機会を捉え，河野外務大臣とジャネリゼ・ジョージア副首相兼外相及びナルバンジャン・アルメニア外相との間で二国間会談を実施した。

・アゼルバイジャン

往　堀井学外務大臣政務官（９月，アゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発の生産分与協定（PSA）契約署名式出席，大統領表敬等）

来　シャリホフ財務相（５月，ADB 総会出席）

・アルメニア

往　滝沢外務大臣政務官（６月，サルグシャン大統領表敬，ナルバンジャン外相との会談，ファルマニャン友好議連会長ほかとの会談），堀井学外務大臣政務官（30 年２月，バブロヤン国民議会議長表敬，ナルバンジャン外相との会談，カラヤン経済発展・投資相との会談，ファルマニャン対日友好議連会長との夕食会，日アルメニア投資協定署名記念式出席）

来　なし

・ジョージア

往　滝沢外務大臣政務官（６月，クヴィリカシヴィリ首相との会談等）

来　クムシシヴィリ第一副首相兼財務相（５月，ADB 総会出席），アラヴィゼ地方発展インフラ相（５月，ADB 総会出席），ジャネリゼ外相（５－６月），カヒシヴィリ矯正相（９月）

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は，二国間関係強化の観点から，議会間・議員間交流支援を行い，以下の交流が実現した。

・カザフスタン

往　衆議院カザフスタン訪問議員団（７月，河村日カザフスタン友好議員連盟会長ほか），参議院 ODA 調査団（９月），武見敬三議員（９月，人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）出席）

来　クルムハメド・カザフスタン「ヌルオタン党（与党）」第一副総裁（５月，安倍総理大臣を表敬）

・アゼルバイジャン

往　なし

来　ババエフ対日友好議連会長（10 月，甘利日アゼルバイジャン友好議連会長と会談）

３　次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が，アゼルバイジャン(11 月)，タジキスタン(30 年１月)の各外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及び中央アジア・コーカサス地域情勢について協議した。

４　招へい・派遣

（１）「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」（11－12 月）を実施した。ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ及びモルドバから合計 11 名の外交官を招へいし，「運輸・物流」をテーマに民間企業への視察を行い，日本の高度な物流網への理解を深めるとともに，被招へい者が自ら視察結果と自国の課題について発表を行い，当招へいの成果が示された。

（２）多層的ネットワーク構築事業として，米国からスター米国外交政策評議会中央アジア・コーカサス研究所長（８－９月）及びアルメニアからギラゴシャン地域研究センター（RSC）所長（30 年１－２月）を招へいし，日本の重要政策について理解を深め，帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう，日本側有識者，政府関係者，シンクタンク関係者らとの懇談，日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

（３）戦略的実務者招へいとして，「中央アジア＋日本」対話・第４回専門家会合（30 年２月）にあわせて中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし，日本側政府関係者，経済関係者と活発な意見交換を行うとともに，地方視察や観光関連施設の視察を通じ，日本に関する理解を深めた。

（４）中央アジア実務者招へいとして，「中央アジア＋日本」対話・第 10 回東京対話（８－９月）及び「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話（30 年３月）にあわせて，中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし，日本側政府関係者，経済関係者と活発な意見交換を行うとともに，地方視察や観光関連施設の視察を通じ，日本に関する理解を深めた。

（５）報道関係者招へいとして，中央アジア５か国記者のグループ招へい（８－９月）を実施し，同時期に開催された東京対話を取材してもらうとともに，東京・地方視察を通じて，日本文化等に対する理解を深める機会とした。

（６）ソーシャルメディア招へいとして，アゼルバイジャンで日本文化や日本語教育に関し積極的に

SNS 発信を行っている団体代表者を招へいし，東京・地方視察を通じ対日理解を促進し，帰国後の積極的な発信を促した。

（７）講師派遣事業として，谷口内閣官房参与をアルメニア，ジョージア，アゼルバイジャンに派遣し，日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また，閣僚級への表敬も行い，アゼルバイジャンでは，大統領及び副大統領への表敬が実現した。

５　周年事業の成果，総理歴訪フォローアップ

（１）外交関係樹立 25 周年記念書簡の交換

29 年，日本は中央アジア・コーカサス諸国と外交関係樹立 25 周年を迎え，８か国との間で首脳及び外相レベルで書簡の交換が行われ，ハイレベルの往来や経済分野，国際社会での協力等を含む幅広い分野での二国間関係の更なる発展等を確認した。

（２）査証緩和措置

外交関係樹立 25 周年にあわせ，更なる関係強化，人的交流の活発化のため，中央アジア・コーカサス８か国との間で査証緩和措置が導入された。

（３）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27 年の安倍総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては，上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず，国内の政策協調を図ることを目的に，５月に官房副長官を議長とし，外務省欧州局長のほか，関係省庁幹部の出席を得て，第５回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では，フォローアップが必要な個別案件リストに基づき，各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ，ハイレベルでの働きかけを通じて引き続き経済分野の協力を進めつつ，人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が強調された。

また，９月には，東京において，国土交通省との協力の下，第２回日キルギス官民インフラ会議を実施した。日本と相手国の政府関係者，企業関係者が参加し，日本企業が「質の高いインフラ」を紹介，日本企業とキルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

11 月には，安藤国際交流基金理事長を団長とする「中央アジア・文化交流ミッション」がタジキスタン，キルギス及びカザフスタンを訪問し，今後の日本と中央アジア各国との文化交流の促進方法について意見交換を行った。

６　投資協定交渉

すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え，下記５か国との間では，二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

・キルギス

12 月，第１回交渉，30 年３月，第２回交渉を実施。

・トルクメニスタン

６月，第１回交渉，12 月，第２回交渉を実施。

・アルメニア

８月，第１回交渉を実施。９月，実質合意。30 年２月，署名。

・ジョージア

９月，第１回交渉，30 年３月，第２回交渉を実施。

・タジキスタン

30 年３月，第１回交渉を実施。

30 年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

２　議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し，合意を図る。

４　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。

５　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では，安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

６　投資協定に関し，現在交渉中の国との間で早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話の継続

（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして，以下の相互訪問及び文化行事が実現し，

活発な交流が行われた。さらに，10 月にラフモン・タジキスタン大統領が訪日し，日タジキスタン首脳会談を実施した。

・ウズベキスタン

往　中根外務副大臣（７月）

来　サファーエフ上院第一副議長（９月），ホルムラードフ副首相兼国家投資委員長及びホジャーエフ対外貿易相（10 月，阿部外務副大臣表敬，日本ウズベキスタン経済合同会議出席），アリハーノフ下院副議長（12 月），クドビーエフ労働・雇用関係相（31 年１月）

・カザフスタン

往　山田外務大臣政務官（12 月，マディエフ・アルマティ副市長との会談等）

来　なし

・キルギス

往　山田外務大臣政務官（12 月，アイダルベコフ外相への表敬等）

来　なし

・タジキスタン

往　なし

来　ラフモン大統領（10 月，安倍総理大臣との首脳会談等）

・トルクメニスタン

往　なし

来　メレドフ副首相兼外相（10 月，安倍総理大臣への表敬等）

（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも，以下の相互訪問等が実現したほか，９月には，河野外務大臣がアルメニア，ジョージア及びアゼルバイジャンのコーカサス３か国を訪問し，首脳への表敬や外相会談等を行った。

・アゼルバイジャン

往　平木経済産業大臣政務官（５月，カスピ海石油・ガス展示会及び国際会議出席），河野外務大臣（９月，アリエフ大統領及びマムマドフ首相への表敬，メメディヤロフ外相との会談等）

来　ジャバロフ国税相（閣僚級招へい）（31 年３月，うえの財務副大臣，藤井国税庁長官，阿部外務副大臣等と会談）

・アルメニア

往　河野外務大臣（９月，サルキシャン大統領及びパシニャン首相への表敬，ムナツァカニャン外相との会談等）

来　なし

・ジョージア

往　河野外務大臣（９月，マルグヴェラシヴィリ大統領及びバフタゼ首相への表敬，ザルカリアニ外相との会談，チュゴシヴィリ国会第一副議長への表敬等）

来　バフタゼ首相，コブリア経済・持続的発展相，タヴィタシヴィリ農業相（３月，麻生副総理兼財務大臣との会談，河野外務大臣との夕食会，日ジョージアビジネスフォーラム，ワイン展オープニング式典への出席等）

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は，二国間関係強化の観点から，議会間・議員間交流支援を行い，以下の交流が実現した。

・ウズベキスタン

往　鈴木馨祐衆議院議員（日本ウズベキスタン友好議連事務局次長）（７月）

来　サファーエフ上院第一副議長（ウズベキスタン対日友好議連会長）（９月）

・タジキスタン

往　古屋圭司衆議院議員（日本・タジキスタン友好議連会長）ほか（９月）

来　タジキスタン・日本友好議連（31 年３月，山田外務大臣政務官，大島衆議院議長表敬，古屋友好議連会長等との意見交換）

・キルギス

往　中谷元衆議院議員（日本・キルギス友好議連会長）ほか（９月）

来　なし

・トルクメニスタン

往　なし

来　ベルディムハメドフ・トルクメニスタン・日本友好議連会長（10 月，31 年３月，いずれも大島衆議院議長表敬，遠藤友好議連会長等との意見交換）

・カザフスタン

往　竹本直一衆議院議員（日本・カザフスタン友好議連幹事長，６月）
来　イシムバエヴァ下院副議長，セイドゥマノフ下院カザフスタン・日本友好議連会長等（31 年３月，大島衆議院議長表敬，河村建夫日本・カザフスタン友好議連会長等との意見交換）

3　次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が，キルギス（６月）の外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及び中央アジア地域情勢について協議した。

4　招へい・派遣

（１）「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」（10 月）を実施した。ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ及びモルドバから合計 11 名の外交官を招へいした。一行は，「観光」をテーマに政策関係者との意見交換や各種視察を行い，特にインバウンド観光促進に関する日本の政策や取組における知見や経験の共有を受けるとともに，被招へい者自らによる視察結果と自国の課題について発表も行った。

（２）多層的ネットワーク構築事業として，カザフスタンからアキルバエフ国際問題評議会事務局長（31 年２月）を招へいし，日本の重要政策について理解を深め，帰国後の積極的な発信につなげるよう，日本側有識者，政府関係者，シンクタンク関係者らとの懇談，日本文化施設等の視察などを行った。

（３）講師派遣事業として，10 月，宇山北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授をトルクメニスタン，カザフスタン及びウズベキスタンに派遣し，日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また，31 年３月には，細谷慶應義塾大学教授をアゼルバイジャンに派遣し，日本の民主主義の歩みや東アジア外交について現地の大学等で講義を行った。

5　中央アジア・コーカサス各国との関係強化

（１）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27 年の安倍総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては，上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず，省庁間の連携を高めることを目的に，11 月に官房副長官を議長とし，外務省欧州局長のほか，関係省庁幹部の出席を得て，第６回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では，フォローアップが必要な個別案件リストに基づき，各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ，引き続き経済分野の協力を進めつつ，人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。

（２）コーカサス各国との関係強化

９月，河野外務大臣がコーカサス３か国を訪問した。アルメニア及びジョージアには日本の外務大臣として史上初，アゼルバイジャンには 11 年の高村外務大臣の訪問以来 19 年ぶりの訪問となった。訪問中，河野外務大臣は，日本の対コーカサス外交の考え方と人材育成及びインフラ整備・ビジネス環境整備に関する具体的協力案件を表明する「コーカサス・イニシアティブ」を発出し，各国から歓迎の意が示された。

6　投資協定交渉

すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え，下記６か国との間では，二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

・トルクメニスタン
６月，第３回交渉を実施。31 年２月，第４回交渉を実施。

・アルメニア
５月，日本側国内手続き完了。

・ジョージア
４月，第３回交渉を実施。５月，第４回交渉を実施。６月，第５回交渉を実施。８月，第６回交渉を実施。９月，大枠合意。31 年３月，本文についての交渉の実質的妥結。

・タジキスタン
30 年３月，第１回交渉を実施。10 月，本文合意。

・アゼルバイジャン
31 年２月，第１回交渉を実施。

・キルギス
31 年３月，第２回交渉を実施。本文は大筋合意。

令和元年度目標

1　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
2　議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
3　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につ

き議論し，合意を図る。
4　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
5　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では，安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果，コーカサス諸国との間では，河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ，のフォローアップをそれぞれ進める。
6　投資協定に関し，現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結，妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は，中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。

・「中央アジア＋日本」対話　行動計画(平成 18 年６月)
・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成 27 年 10 月)
・「中央アジア＋日本」対話　第６回外相会合共同声明(平成 29 年５月)
・「コーカサス・イニシアティブ」（平成 30 年９月，河野外務大臣のコーカサス３か国訪問時に発表）

**測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊**

中期目標（--年度）

「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し，地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ，そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

29 年度目標

1　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施する。
2　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施した上で，次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)や専門家会合を実施する。
3　知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　「中央アジア＋日本」第６回外相会合

５月，岸田外務大臣が歴代外務大臣として初めてトルクメニスタンを訪問し，首都のアシガバットにおいて，中央アジア５か国の外務大臣の出席を得て「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合が開催され，国際情勢を始め多岐に渡る内容の「共同声明」を採択した。第５回外相会合の農業に続き，第６回外相会合では優先的な実践的協力分野として運輸・物流につき議論し，同分野での地域協力に関する「運輸・物流地域協力ロードマップ」を採択した。その実現のため，日本は「運輸・物流協力イニシアティブ」を打ち出し，240 億円規模の ODA 実施及び，今後５年間で 2,000 人に日本での研修機会を提供することを表明した。さらに，５か国外相とそれぞれ二国間外相会談を実施し，今後の協力に向けた意見交換を行った。

2　次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)・専門家会合・ビジネス対話

30 年１月，次期議長国であるタジキスタンの首都ドゥシャンベにおいて，第 12 回高級実務者会合が行われ，日本とタジキスタンから実践的協力の新たなテーマとして，「観光」を提案し，全ての参加国代表から支持を得た。また，中央アジア各国から，我が国のノウハウや技術を活用した観光振興への高い関心が示された。２月には，中央アジア各国から実務専門家を招へいし，第４回専門家会合（観光分野）を開催し，我が国の政府関係者，経済関係者等との意見交換を行い，次回外相会合に向け，観光分野における実践的協力の具体化のための準備を開始した。

こうした流れを受け，30 年３月，中央アジア各国からビジネス関係者等を招へいし，「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話を開催した。「観光分野を含む中央アジアとのビジネスの現状とその可能性」というテーマの下，２月の専門家会合で議論された内容を踏まえて，日本側関係者を含む 100 名を超える参加者により，各国における観光分野への取組の紹介や日本に期待する役割，観光分野における各国の課題等につき活発な議論が行われたほか，各国参加者と日本企業関係者との関係構築が促進され，今後の日本と中央アジア各国との観光分野でのビジネスの具体化に資する機会と

なった。
３　知的対話（東京対話）
８月，10 回目を迎えた知的対話（東京対話）では，「日本と中央アジア関係の今と未来を展望する」と題して，活発な意見交換が行われた。サイドイベントとして，漫画家・森薫氏による漫画「乙嫁語り」原画展，中央アジア料理動画，森薫氏の書き下ろし漫画「中央アジア・クッキング」漫画配信を行い，外交関係樹立 25 周年を迎えた中央アジアの魅力を発信した。

30 年度目標
現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ，次回外相会合のテーマとなった観光分野での協力案件の具体化・実施に向け，以下を実施する。
１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合。
２　「中央アジア＋日本」第７回外相会合の実施に向けた高級実務者会合(SOM)。
３　知的対話(東京対話)。

施策の進捗状況・実績
１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合
各国との調整を行う中で，30 年度中の開催日程を合わせることができず，令和元年度開催に向けて調整中。
２　第７回外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)
11 月，東京において，第 13 回高級実務者会合が行われ，第７回外相会合の実践的協力の新たなテーマとなる「観光」につき意見交換を行い，同会合開催に向け，引き続き協力を行っていくこととなった。
３　知的対話（東京対話）
７月，11 回目を迎えた知的対話（東京対話）では，「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」と題して，活発な意見交換が行われた。

令和元年度目標
現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ，第７回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け，以下を実施する。
１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合
２　「中央アジア＋日本」第７回外相会合のフォローアップとしての専門家会合・ビジネス対話
３　知的対話(東京対話)

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
「中央アジア＋日本」対話に関する実績を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
高級実務者会合(SOM)や知的対話(東京対話)の実施による中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力の在り方に関する方向性の確認は，日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要である。
・「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合共同声明(平成 29 年５月)

**測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 10 | 32 | 30 | 34 | 30 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
27 年の安倍総理大臣訪問を契機として大きく高まった中央アジア･コーカサス地域とのハイレベル交流の流れを維持する上で，政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要であるため，高いレベルの数字として，30 年度と同程度の実績を今後も維持することを目指す。

**参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)**

| （出典：財務省貿易統計） | 実績値 | | |
|---|---|---|---|
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 1,837 | 2,589 | 3,161 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化<br>（18 年度） | 1　二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む）<br>ハイレベルの要人往来・政治対話を行うとともに，政府との協議や働きかけを通じて，中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。<br>これにより，地政学的重要性を有し，また，エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国，エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。 | | | | 5-1<br>5-3 |
| | 2　各国との対話の継続・促進，経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援<br>地政学的重要性を有し，また，エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国，エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国各外交当局者との協議を行うとともに，中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため，各国との協議や経済協力を実施する。また，エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても，近年代替エネルギーへの転換意欲が高く，日本の技術への関心が増加しており，代替エネルギー技術を提供可能な日本企業の同諸国への進出を支援する。<br>こうした取組により，民主化・市場経済化を支援することは，施策目標の達成に寄与するとともに，更なる二国間関係の強化につながる。 | | | | 5-1<br>5-2 |
| | 3　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進<br>16年８月に立ち上げた「中央アジア＋日本」対話の枠組みで高級実務者会合，東京対話を開催するとともに，中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。<br>こうした取組により，中央アジア諸国の安定と繁栄に協力することは，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 5-2 |
| | 4　人的，知的交流の促進<br>中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招聘し，我が国有識者と忌憚のない意見交換を行うとともに，中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。<br>これにより，中央アジア・コーカサス諸国との人的，知的交流を促進させることは，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 5-1<br>5-2 |
| | 16<br>(12) | 15<br>(10) | 14<br>(7) | 14 | 040 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅰ－５）

| 施策名（※） | 中東地域外交 |
|---|---|
| 施策目標 | 暴力的過激主義の脅威や難民問題等，多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和，安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し，かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため，以下を実施する。<br>１　シリア及びイラクの安定，難民問題，中東和平問題，アフガニスタンの復興を始めとした地域の諸課題への対応及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。<br>２　中長期的な観点から，中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに，産油・産ガス国(特に，イラン，湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に頼る我が国にとって，同地域の平和と安定は極めて重要。シリア・イラク情勢，シリア及び周辺国等における難民問題，ISIL等暴力的過激主義，中東和平問題，アフガニスタンの復興，イエメンやリビアの不安定等，多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて，非軍事分野での支援を通じ積極的に貢献することは，国際社会の責任ある一員としての責務である。<br>また，若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており，物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で，中長期的な観点から，経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）<br>・第 197 回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成 30 年 11 月 9 日） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 128 | 125 | 125 | 127 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 128 | 125 | 125 | |
| | 執行額(百万円) | | 93 | 96 | 96 | |

| 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 担当部局名 | 中東アフリカ局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

１　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け，米国を始め関係者への政治的な働きかけ，対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
２　イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
３　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
４　暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
５　シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
　３．「河野四箇条」～河野外交における対中東政策の基本姿勢～
　（１）知的・人的貢献
　（２）「人」への投資
　（３）息の長い取組
　（４）政治的取組の強化
　４．新たな河野イニシアティブ
　（１）「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ
　（２）シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）への更なる貢献
　（３）教育・人材育成分野の協力拡大
　（４）政治的取組の強化
　（５）難民，人道・安定化に関する新たな支援
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 197 回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成 30 年 11 月９日）

### 測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ，対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

29 年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組，要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
　イスラエル・パレスチナの要人に対し，我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
２　パレスチナの経済的自立のための支援
　将来のパレスチナ国家建設を後押しするため，「平和と繁栄の回廊」構想四者会合や，アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催などを通じて対パレスチナ支援を行う。
３　当事者間の信頼醸成のための支援
　信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
　12 月のトランプ米大統領によるエルサレムに関する発表後，主要国の外務大臣として初めてイスラエル・パレスチナを訪問した河野外務大臣は，イスラエル・パレスチナの両当事者が和平実現に向けて建設的に取り組むことが必要であるとの日本の立場を伝達した。両当事者からは，中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。
　このほか，来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の

機会を捉え，入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか，河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて，交渉再開に向けた環境を醸成すべく，働きかけを実施した。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

日本，パレスチナ，イスラエル及びヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，30年３月現在，10社（昨年比４社増）が操業し，約200人の雇用を生み出している。

７月には，「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル，パレスチナ，ヨルダン及び日本）高級実務者会合を開催予定であったが，イスラエル・ヨルダン関係の悪化により，４者での開催が直前になってキャンセルされたことから，これら各国と個別に同構想の進捗状況と今後の計画について協議した。

CEAPADについては，29年度中には関係国との日程調整がつかなかったため30年度前半での高級実務者会合及び閣僚級会合の開催に向けて調整を進めた。

また30年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援約4,000万ドルを表明し，５（1993）年以降の支援総額は，18億6千万ドルに上る。

3　当事者間の信頼醸成のための支援

11月には，イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に日本に招き，直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは，パレスチナ人とイスラエル人が，忌憚のない議論をする機会を得たとして，日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

4　国際社会との連携

エルサレムを巡って対立が深まる中，国連総会でエルサレムに関する決議案が提出され，日本も含めた賛成多数により可決された。また，ノルウェー及びEUが開催を呼び掛けたAHLC（パレスチナ支援調整委員会）臨時閣僚級会合（30年１月）に堀井学外務大臣政務官が出席し，二国家解決を支持する立場と我が国の対パレスチナ支援について説明し，パレスチナ側から高く評価された。

30年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組，要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。

1　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し，我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため，アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催や，「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

3　当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

５月，安倍総理大臣はイスラエル及びパレスチナを訪問し，ネタニヤフ首相，アッバース大統領と首脳会談を行い，当事者間の対話を継続することの重要性を働きかけた。両首脳からは，中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。

このほか，来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え，入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか，河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて，交渉再開に向けた環境醸成のための働きかけを実施した。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

日本，パレスチナ，イスラエル及びヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，31年３月現在，15社（昨年比５社増）が操業し，約200人の新規雇用を生み出している。

４月には，在イスラエル米国大使館のエルサレム移転を直前に控え現地情勢が厳しい中，「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル，パレスチナ，ヨルダン及び日本）閣僚級会合を開催。JAIPか

らアレンビー橋（ヨルダンとパレスチナを結ぶ重要な通行橋）までの専用道路建設につき原則合意に至った。

CEAPAD については，５月に高級実務者会合（インドネシア），６月に第３回閣僚級会合（タイ）を実施，これまでの支援をレビューすると共に，今後の支援分野を確認・表明。また UNRWA の重要性を再確認し，支援していく旨一致した。

また 31 年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援約 3,000 万ドルを表明し，５（1993）年以降の支援総額は，19 億ドルに上る。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

31 年２月，イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き，直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは，パレスチナ人とイスラエル人が，忌憚のない議論をする機会を得たとして，日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

令和元年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組，要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し，我が方要人や政府ハイレベルから対話の再開等に向けた働きかけを行う。

２　パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため，アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）高級実務者会合のパレスチナでの開催や，「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東和平の実現には息の長い取組が必要であり，同方針に従う我が国の取組は前向きな評価を受けているところ，30 年度の成果を踏まえ，令和元年度もそれらと整合的な目標を維持しこれまでの取組を継続することが重要であるため。

第 198 回国会における外交演説にも表れているとおり，中東政策は日本外交の重点分野の一つと位置づけられており，これらの取組達成度を検証する必要があるため。

**測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊**

中期目標（--年度）

１　イラク

イラクの国民融和，民生安定に資する取組を推進する。

２　アフガニスタン

東京会合（24 年），ロンドン会合（26 年）に続くプロセスとして 28 年 10 月に開催されたブリュッセル会合において表明された 29 年から４年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って，支援を適切かつ効果的に実施する。

29 年度目標

１　イラク

（１）テロとの戦いで失われたインフラや住民生活の回復なしにイラクの復興は成し遂げられない。復興における主要課題は，破壊乃至は老朽化したインフラ整備であり，円借款によるインフラ整備等を通じ，イラクの国づくりを支援する。

（２）ISIL との戦いにより発生した 300 万人以上の国内避難民の生活の安定化等，難民・国内避難民への人道支援や，帰還のための支援を実施する。

２　アフガニスタン

（１）28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って，日本として，治安維持，農業振興やインフラ整備を始めとした経済社会開発，人づくりの分野を念頭に置きつつ，より効果的な支援を実施していけるよう努める。

（２）また，「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう，各ドナー国等と共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）６月のモースル解放後，イラクでは ISIL 支配地域の解放が相次ぎ，12 月にイラク政府は全土の ISIL からの解放を宣言した。イラクは，2003 年以来取り組んできた復興を達成する重要な時期を迎えている。日本は，復興の進展に不可欠な多数の国内避難民の帰還と定着を後押しするため，９月に緊急無償資金協力（450 万ドル），30 年２月には補正予算（約１億ドル）を通じた人道・安定化支援を実施した。また，インフラ復興を通じてイラクの国作りを支援するため，８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問の際に「ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ２）」の円借款供与（供与限度額 215.56 億円）に係る交換公文，９月には「財政改革開発政策借款（Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL）」の円借款供与（供与限度額：300 億円）に係る交換公文の署名を行った。加えて，30 年２月にクウェートで開催されたイラク復興支援会合では,佐藤外務副大臣からイラク国民が一体となった国造りへの期待を表明するとともに，日本の対イラク支援策を説明した。

（２）イラクでは宗派・民族を超えた国民融和の実現が長年の課題となっている。ISIL 支配地域の解放作戦ではシーア，スンニ，クルド等のイラクを構成する宗派・民族が結束した一方で，９月にクルディスタン地域の独立の是非を問う住民投票が実施されたことを受け,イラク連邦政府とクルディスタン地域政府の間で緊張が高まった。日本は，11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問，12 月の河野外務大臣とアバーディー首相の会談，30 年１月の薗浦総理大臣補佐官とアバーディー首相の会談，同２月の佐藤外務副大臣とアバーディー首相の会談といった要人訪問の機会を通じ，30 年５月に予定される国民議会選挙等の機会を捉えて国民融和を実現し,復興を前進させるよう呼びか掛けた。また，30 年２月に JICA 事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等５名に対し，日本の戦後復興の経験を紹介するとともに，堀井巌外務大臣政務官から国民融和の実現を働きかけた。

２　アフガニスタン

（１）５月末，アフガニスタンの首都カブールで大規模テロ事案が発生し，150 名以上の死者及び 320 名以上の負傷者が発生。この爆発テロにより，カブールの日本大使館も物理的被害を受けた。現地では，同事案以降も不安定な治安状況が継続しており，日本による支援は，現地の治安情勢を踏まえ，大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮し，可能な限りの支援を行うこととなった。このような状況下においても可能となる国際機関を通じたアフガニスタンの治安維持のための警察官への支援，人づくりのためのアフガニスタン人の日本への招へい事業（未来への架け橋中核人材育成プロジェクト）等を積極的に行った。さらに，我が方政務がアフガニスタン政府と接触する機会（例：在京アフガニスタン大使と中根外務副大臣，佐藤外務副大臣との面談）等を最大限活用し，現地の治安改善に向けた働きかけを積極的に行った。

（２）「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」のフォローアップのためのドナーとの協調については，効果的な支援のため，我が国は，ドナー会議に積極的に参加し，各国との協調に努めた。具体的には，６月及び 30 年２月に開催されたアフガニスタン和平のためのカブールプロセスへの出席，地域協力の協議体である９月，12 月のイスタンブール・プロセス会合，11 月の第７回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA-Ⅶ）へも参加し，ドナーとの対話を通じた情報収集とともに，日本の支援をアピールする機会ともなった。

30 年度目標

１　イラク

（１）国内避難民に対する人道・安定化支援，円借款を通じたインフラ復興を通じて，イラクの国造りを支援する。

（２）我が方要人とイラク側要人との会談の際に，イラクの一体性や国民融和の重要性を訴えていく。

２　アフガニスタン

（１）現地の治安情勢に留意し，大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ，28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って，アフガニスタンの自立と安定に向けた支援を実施していけるよう努める。この一環として，30 年に予定されている下院・郡議会評議会選挙が適正に行われるよう，アフガニスタン政府に働きかけを行う。

（２）また，「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づき，アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう，関連ドナーと共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

1　イラク

（1）対イラク向け新規円借款については，4月に安倍総理大臣及びアバーディー首相臨席の下，「バスラ上水道整備計画（第二期）」（供与限度額194.15億円）及び「灌漑セクターローン（フェーズ2）」（供与限度額154.65億円）に係る交換公文への署名が行われた。また，9月にはクルディスタン地域でのインフラ強化のための「クルド地域上水道整備計画（第二期）」の円借款（供与限度額24.63億円）に係る交換公文への署名が行われた。31年2月には補正予算により，主に国内避難民や帰還民支援，ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた対イラク支援（約6,300万ドル）を決定した。

（2）5月の国民議会選挙前の4月に訪日したアバーディー首相に対して，安倍総理大臣から，宗派・民族を越えた国民融和の進展への期待を伝えつつ，日本はイラク国民の一致団結した復興への取組を今後も後押しする考えを伝えた。同首相に同行したジャアファリー外相に対しても，河野外務大臣から，国民和解によるイラク国民の団結が復興成功の鍵である旨伝えた。10月のイラク新政権発足後も，12月に薗浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し，サーレハ大統領，アブドルマハディー首相，ハキーム外相，アバーディー前首相と会談した際，イラク政府と国民が一致団結して治安の安定と経済的な発展を進めていくことへの期待を伝えた。また，31年2月にJICA事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等6名に対し，日本の戦後復興の経験を紹介するとともに，山田外務大臣政務官からも政府及び国民が一致団結して復興を推し進めていくことを働きかけた。

2　アフガニスタン

（1）アフガニスタンの治安情勢は引き続き予断できない状況であり，30年度も大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮した上で，28年10月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に従い，同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。具体的には，国際機関を通じた治安，農業，保健等の支援，干魃に対応する緊急無償資金協力等を実施した。また，10月の下院選挙では，機材の配備遅れや選挙管理委員会の機能不全等の課題が明らかになったことを受け，令和元年7月に予定されている大統領選挙にこれらの教訓をいかすよう，ドナーと協力してアフガニスタン政府に働きかけを行った。

（2）11月には，ブリュッセル会合のフォローアップ会合としてジュネーブ閣僚級会合が開催され，日本政府を代表して佐藤外務副大臣が参加し，汚職対策等の更なる改革努力をアフガニスタン政府に要請するなどしたステートメントを発表した。同会合では，日本政府として，「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」の重要性に言及しつつ，ドナーやアフガニスタン政府，国連との間で種々の調整を主導し，SMAFの改訂版である「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」採択という結果を得ることができた。

令和元年度目標

1　イラク

（1）暴力的過激主義の再興抑止のための豊かで安全な国づくりに向けたイラクの復興を後押しするため，基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ，イラクの自助努力を支援していく。

（2）我が方要人とイラク側要人との会談の際に，イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことを働きかけていく。

2　アフガニスタン

（1）現地の治安情勢に留意し，大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ，28年10月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って，アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施に努める。この一環として，令和元年に予定されいている大統領選挙が着実に実施されるよう，アフガニスタン政府に働きかけを行う。

（2）また，「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」に基づき，アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう，関連ドナーと共に調整に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　イラク

イラクの安定は中東地域，さらには日本を含めた世界全体の安定に資するものである。ISILに対する軍事的勝利宣言後，イラクは最重要課題の軸をテロとの戦いから経済復興へと移している。この過程で，暴力的過激主義の再興抑止のための豊かで安全な国づくりを実現するためには，イラク国内の融和と安定化を推進することが必要であり，それに向けた取組の進展ぶりを評価することが重要である。

2　アフガニスタン

ブリュッセル会合を踏まえ，アフガニスタンの自立と安定のため，国際社会とともにアフガニスタン支援を継続する必要がありその進展ぶりを評価することが重要である。一方で，現地の治安情勢は依然

不安定であり，大使館員及び在留邦人の安全を第一に支援を進める必要があるため。

**測定指標１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化，及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊**

中期目標（--年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し，伝統的な二国間関係を一層強化するとともに，イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

29 年度目標

1　国際社会と協調しつつ,イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。
2　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し，イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
3　円借款や無償資金協力など ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
4　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために役割を果たすよう，二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

1　９月の高村総理大臣特使のイラン訪問,同月のニューヨークにおける日イラン首脳会談及び日イラン外相会談といった要人との会談を通じ,イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また， 27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，核合意の継続的遵守のための支援を目的とし，９月，日本国内にてイラン原子力庁職員に対して保障措置トレーニングコースを実施した。さらに 30 年２月には，同じく日本国内にて日イラン二国間の枠組みにおける JICA を通じた原子力安全等分野での研修を実施した。今後も，IAEA の平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し，イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し，核合意履行に協力していく予定である。
2　27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，30 年２月，日本において第二回目となる「日・イラン協力協議会」運営委員会／第 12 回局長協議を実施し，二国間関係の一層の強化に向け，広範な分野に亘る包括的な協議を行ったほか，「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第３回経済協力作業部会（10 月），第２回文化・スポーツ作業部会（10 月），第３回医療保健作業部会（30 年２月），第３回環境作業部会（第４回環境政策対話）（30 年２月），第９回貿易・投資作業部会（10 月））。その他，第 25 回外務次官級協議（30 年３月），第 12 回人権対話（７月），第 10 回領事当局間協議（30 年１月）といった協議を実施し，地域情勢や今後の日イラン二国間の協力案件のとり進め方について議論を深めた。
3　４月，28 年２月に署名された日イラン投資協定が発効し，日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。また，実現すれば約 20 年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向け，日本側で案件の具体化に向けた文言等の調整が進められている。さらに，イラン・テヘラン市に対する大気汚染分析機材を供与する 12 億 4,200 万円を供与限度額とする無償資金協力，及び循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な機材を供与する 15 億 3,400 万円を供与限度額とする無償資金協力に関する書簡（いずれも 30 年２月）をそれぞれ交換した。
4　９月の高村総理特使のイラン訪問，同月の日イラン首脳会談及び日イラン外相会談等を通じ，イラン側に対して累次，中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め，中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また，中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から，29 年度補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において，イラン向けの案件として環境，人材育成等の分野での支援を進めるため UNDP，UNHCR，UNODC，UN-HABITAT 向けに総額 350 万ドルの支援を決定した。

30 年度目標

1　国際社会と協調しつつ,イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。
2　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し，イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
3　ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
4　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために役割を果たすよう，二国

間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

1　５月にトランプ米大統領がイラン核合意からの離脱を表明し，11 月には全ての対イラン制裁の再適用を開始した。一方で，イランは核合意を継続して履行している。我が国は，８月のシンガポール及び 10 月のローマにおける日イラン外相会談や，９月のニューヨークにおける日イラン首脳会談を通じ，イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。IAEA の平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し，イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し，核合意履行に協力してきた。

2　米国による対イラン制裁再適用への対応に追われたため，日本，イランの双方にとって協力協議会開催の適切な時期を見出すことができず，30 年度の開催は断念せざるを得なかった。

3　米国による対イラン制裁が再適用されたことにより，イランと取引のある日本企業に萎縮効果をもたらしており，日本としてはその悪影響が最小化されるよう，イラン政府，関係省庁，関連企業とも連携して状況を注視している。

4　８月及び 10 月の上記日イラン外相会談，９月の日イラン首脳会談といった機会を通じ，中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め，中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を果たすようイラン側に繰り返し働きかけ，日本の立場を伝えた。

5　令和元年が日イラン外交関係樹立 90 周年であることから，ロゴを広く公募して決めた。

令和元年度目標

1　国際社会と協調しつつ，イランへの働きかけや IAEA の平和的利用イニシアティブ，原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。

2　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し，イランとの伝統的友好関係を一層強化する。

3　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために役割を果たすよう，我が国の外交的立場をいかして，二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

4　米国による対イラン制裁の影響を注視しつつ，可能な限り日本企業の対イラン進出を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

イランが核合意履行を継続することが，国際不拡散体制強化及び地域の安定のために重要であると同時に二国間関係拡大のための基礎である。二国間関係の各案件については，「日・イラン協力協議会」を積極的に活用することで，着実に進めていくことが可能となる。その上で，日本として中東の平和と繁栄のためにより積極的に役割を果たすこと，また日本企業の対イラン進出の基盤を整備することが重要であるため。

**測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊**

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため，社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

29 年度目標

1　我が国としては，引き続き，その強みである人道支援を中心に，安保理やＧ７，国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において，国際社会と緊密に連携しながら，シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には，特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ，かつ，シリア周辺国の負担を緩和しつつ，シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう，28 年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約 2.4 億ドルの支援（食糧支援，水・衛生状況の改善，国境管理能力の強化，法制度整備，生活環境改善，職業訓練等）を始めとする支援を着実に実施する。

2　北アフリカについては，地域の安定化のため，治安対策強化に資する支援や人材育成，各国の社会経済改革への支援等，暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。リビアについては，EU やイタリアが取り組んでいる国境管理能力の強化を後押しする形で，我が国は人道支援を実施することにより，統一政府の自助努力を支援する。

3　シリアやイラクにおける暴力的過激主義の台頭や，リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ，情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し，経済

関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

1　シリア情勢の改善及び安定に向けた取組

日本は，一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず，政治的解決が不可欠であるとの立場を堅持している。同時に，継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることを重視し，以下の取組を実施した。

我が国は国連安保理非常任理事国の立場から，安保理での議論において29年にはシリア人道問題の共同ペンホルダー（決議案の起案・調整を行う国）となって，クロスボーダー支援（国境を越えて実施する支援）の延長に関する安保理決議（第2393号）の採択につなげるなど，人道状況の改善に向け政治的にも積極的に貢献した。また，シリア政府を含めた関係当事者に対し，国際協力等による人道支援実施の確保や停戦の実施について継続的に働きかけた。

シリアに対する人道支援としては，9月にイラク・シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力，シリア保健分野強化支援計画への支援（WHOとの連携），11月にはアレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画への支援（UNDPとの連携），ヨルダン北部のシリア難民受入地域に対する支援を実施するなど，人道状況改善に向けた協力を継続しており，29年度補正予算では，シリア及び周辺国に対する人道支援として，約2.2億ドルの支援を実施し，これにより，30年３月までに，日本のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約22億ドルに達した。

2　北アフリカの国内改革のための支援，リビア統一政府の自助努力に対する支援

リビアについては，国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ，リビア国内の安定化のため，29年度補正予算の枠組みで，インフラ復興，避難民への人道支援等に資する総額400万ドルの支援を決定した。これらを通じて，治安情勢の改善を図り，難民の流入等をコントロールすることにより，国境管理能力の整備を支援している。

また，30年３月，リビア情勢に関する日本の情報収集能力強化等の観点から，エジプトのカイロに避難していた在リビア大使館を，多くの在リビア外交団や国際機関が所在するチュニジアのチュニスへ移転した。チュニジアについては，30年２月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し，チュニジアを始めとする地域情勢に係る情報収集，治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行ったほか，Ｇ７議長国として，27年度に立ち上げた治安分野におけるＧ７フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は，Ｇ７＋６（EU，ベルギー，スペイン，オランダ，スイス及びトルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府，内務省，国防省，外務省代表が参加）では議長を務め，チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また，経済分野に関する大使会合のメカニズムの枠組みで，治安安定の下支えとなる経済分野での多国間の支援体制の立ち上げを主導した。

モロッコについては，社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として，海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また，29年補正予算の枠組みで，青少年の過激派への傾倒防止を目的としたUNICEFを通じた案件を実施することを決定した。

現地進出日系企業の安全確保に関しては，北アフリカ地域の在外公館が，在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど，治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢については，モロッコ，アルジェリア及びチュニジアで29年に大きなテロ事件は発生していない。依然として不安定な状況にあり，今後の情勢については注視しなければならないが，徐々に治安情勢は改善の方向に向かっており，29年には我が方の危険情報レベルを一部の地域で引き下げた。

30年度目標

1　ISIL掃討に伴う戦闘員帰還による中東・北アフリカ各国の治安情勢の悪化を予防するための支援を行う。

2　中東・北アフリカ諸国に対してODAを通じた開発支援を行う。

3　シリア情勢の安定化に向け，人道支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　シリアにおけるISIL支配領域は大幅に減少し，31年３月現在，支配領域を完全に失いつつある状況にある。31年３月，第３回ブリュッセル会合において，シリア及び周辺国に対し，人道・テロ対策・社会安定化支援のために新たに１億8,700万ドルの支援を表明した。マグレブ各国に対しては，暴力的過激主義対策支援として宗教指導者を招へいしたほか，治安対策強化のため関連機材の供与や能力強化支援を行った。

2　石油・水等の天然資源が不足し，シリア難民の受入れによって昨年から引き続きインフラ・治安面で負担を強いられているヨルダンに対して，11 月の国王訪日時に３億ドルの円借款，31 年２月に５億円の無償資金協力による消防車供与を行った。

エジプトでは，28 年に発表したエジプト・日本教育パートナーシップに基づき教育分野の協力を着実に推進している。９月には日本式教育を導入したエジプト・日本学校が 35 校開校し，日本国内全国紙でも取り上げられたように「公共の利益を大切にする精神が養われる」と関係者からも評価を受け，エジプトにおける協調性や規律を重んじる人材育成に向けた教育改革が進展した。さらに，31 年１月から教育行政官や教員を対象とした本邦での研修プログラムも開始された。

3　ISIL 最後の拠点が解放されたとされる一方で，シリア政府と反体制派の対立が継続し政治プロセスが進まず，人道状況が引き続き劣悪である中，シリア国内及び難民を受け入れている周辺国に対する人道支援を継続した。特に，困窮する全てのシリア人にタイムリーに支援を届けるため，主に国際機関を通じた支援を実施。食糧支援や緊急救命活動等の緊急人道支援に加え，保健・水・衛生分野，教育や職業訓練等，中長期的視点に立った幅広い分野での人道支援も実施した。22 年にシリア危機が始まってから 31 年３月までに我が国のシリア及び周辺国に対する支援の総額は 27 億ドルに達した。

政治面でも，４月に河野外務大臣がシリア反体制派のハリーリ・シリア交渉委員会団長の表敬を受けた際の意見交換を通じて，シリア和平に向けた働きかけを行った。

令和元年度目標

1　中東・北アフリカ諸国に対して ODA を通じた開発支援を行う。

2　シリア情勢の安定化に向け，人道支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東・北アフリカ諸国は，ISIL が支配領域を大幅に失ったとはいえ，シリアなど治安情勢が不安定な国が多く，それに伴い難民も多数発生している。中東地域は，日本にとって最大の原油供給元であり，同地域の安定は日本の繁栄にとり不可欠な要素である。様々な取組を活用し，同地域の自助努力を後押しし，安定化に向けた支援を継続していくことが重要であるため。

治安情勢悪化の予防支援は，ISIL の支配地域奪還が一定の区切りをみたことから，今後は人道支援の中で対応していくことが有効であるため元年度目標には含めなかった。

**測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数**

| （我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず）） | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準 | 10 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準 | 7 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東政策が日本外交の重点分野の一つと位置づけられたこと，また「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップを掲げたことから，本目標を更に推進し，実現できなかった会合の実施に向けて調整していく必要があるため。

**測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊，東アジア協力，ハイレベル会合等)**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | － | 4 | 6 | 5 | 6 | 6 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

パレスチナ支援に関係する主要な会合として，①CEAPAD 関連，②「平和と繁栄の回廊」構想４者関連会合，③AHLC 等があり，これらを着実に実施し，その成果をパレスチナ支援にいかしていくことが重要であるため。閣僚級会合以外にも高級実務者レベル会合等の関連会合があるため，昨年度実績値を目標として積極的な参加を目指す。

| 参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル) | | | |
|---|---|---|---|
| (国際機関への拠出，無償資金協力，技術協力等の合計) | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 5,299 | 7,004 | 8,174 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①中東和平に向けた働きかけ<br>（ ＊ ） | １ 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催<br>「平和と繁栄の回廊」構想は，18年７月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。29年に河野外務大臣が表明した同構想グレードアップを実施すべく，ODAも活用しつつ，日本に加え，イスラエル，パレスチナ，ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。<br>これを中心として，将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国独自の施策を推進していく。 | | | | 1-1<br>1-5<br>1-6 |
| | ２ CEAPAD閣僚級会合等の開催<br>日本が 25 年に提唱した，東アジア諸国の知見をパレスチナの経済開発，国造りに活かすための取組。<br>これにより新たな支援分野の調整も含め，アジア諸国と連携しつつ会合を開催し，対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。 | | | | 1-1<br>1-5<br>1-6 |
| | ３ 中東和平推進のための信頼醸成措置関連<br>米国を中心とする国際社会による中東和平実現への努力を後押しするため，今年度はICT分野での協力を見据え，イスラエル・パレスチナ双方のICT関係者を我が国に招へいして意見交換を行い，両者間の相互の信頼関係を醸成する。<br>これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ，双方の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することにより，我が国の政治的働きかけを強化する。 | | | | 1-1<br>1-6 |
| | ４ 対パレスチナ支援推進関連<br>対パレスチナ支援に関し，我が国として適切な支援を行い，その貢献を対外的に示すために，主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会(AHLC)等に出席して多数の関係者と意見交換・政策調整を行うほか，ICT ビジネス促進のためパレスチナの ICT 関連企業・団体との協力体制も模索。<br>これにより，国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-5<br>1-6 |
| | 34<br>(34) | 31<br>(31) | 35<br>(37) | 37 | 041 |
| ②アフガニスタン復興支援会合<br>(15 年度) | アフガニスタンの安定化に資する国際会議を日本で開催する。<br>これにより，アフガニスタンの持続的発展を支援し，再びテロの温床としないことは，我が国を含む国際社会全体の安全と繁栄を確保するとともに，アフガニスタンの復興に寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 14<br>(2) | 13<br>(1.8) | 10<br>(3.4) | 11.6 | 042 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ③中東地域情勢担当参与<br>(30年度) | 豊富な中東地域における人脈や知識を外交政策立案に活かすとともに，出張や国際会議に関与させ，人脈を活かして情報収集に貢献せしめる。 | | | | 1-2<br>1-4 |
| | ― | ― | 3.5<br>(3.9) | 3.7 | 043 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　中東諸国との関係の強化

施策の概要

１　中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
３　湾岸協力理事会(GCC)諸国側との更なる経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
・第 14 回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成 30 年 10 月 27 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

29 年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。
３　湾岸地域の信頼醸成･協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し，政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており，ハイレベル間での意思疎通や，開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

６月にチャブシュオール外相が訪日し，９月には安倍総理が国連総会出席の機会にエルドアン大統領と首脳会談を実施し，また，12 月には河野外務大臣がトルコを訪問し，外相会談を実施した。地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・エジプト

９月にカイロで開催された日アラブ政治対話に河野外務大臣が出席し，シュクリ外相との外相会談及びエルシーシ大統領表敬を実施し，教育分野での協力等について意見の一致を見た。

・ヨルダン

７月にムルキー首相及びサファディ外相が訪日し，安倍総理大臣との首脳会談及び岸田外務大臣との外相会談を開催し，経済協力や投資協定交渉開始の表明など，日ヨルダン友好関係の深化を図った。また，９月及び 12 月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し，外相会談を行ったほか，アブドッラー国王・ムルキー首相を表敬し中東情勢に関する意見交換を行った。

・イスラエル・パレスチナ

４月に岸外務副大臣がイスラエル及びパレスチナ双方を訪問し，政府要人と中東和平問題等について意見交換を行った。また，12 月には河野外務大臣も双方を訪問し，中東和平実現に向けた協議を行った。

・イラク

８月，バグダッドを訪問した薗浦総理大臣補佐官は，アバーディー・イラク首相及びジャアファリー外相と会談し，モースル解放を受けたイラク復興に向けて二国間協力を進めていくことで一致した。また，11 月，バグダッド及びバスラを訪問した佐藤外務副大臣は，ジャアファリー外相他と会談し，イラク復興における二国間協力や 31（2019）年の外交関係樹立 80 周年に向けた協力を進めることで一致した。

・湾岸諸国

サウジアラビアとの間では，９月に河野外務大臣が訪問し，サルマン国王やムハンマド副皇太子を表敬。石油等のエネルギー分野を超えた二国間関係の拡大に向け，意見交換を行った。また，カタール及びクウェートとも外相会談を行い，経済及び文化等幅広い分野における両国関係の拡大に向け，協力していくことで一致した。

12 月には，河野外務大臣が，日本の外務大臣として初めてバーレーンを訪問し，湾岸地域の安全保障に関する「第 13 回マナーマ対話」において中東地域の平和と安定に向けた日本の政策及び貢献に関するスピーチを行った。

12 月及び 30 年１月，河野外務大臣はアラブ首長国連邦を訪問し，ムハンマド･アブダビ皇太子を表敬し，両国間の戦略的パートナーシップの下，幅広い分野における協力を確認した。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

11 月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し，河野外務大臣を表敬し，中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。

この事業は，今回で 20 年目を数え，中東和平プロセスの停滞が懸念される中，将来を担う双方の世代間の交流を図ることを目的としており，地道ながらも，双方の信頼構成一助となるプログラムとなった。

３　ワークショップの開催

30 年３月に，「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催。中東地域６か国から，各国において影響力を持つ宗教者や政府関係者を招へいした。河野外務大臣への表敬や外務省関係者とのラウンドテーブルを行い，中東地域の恒久的な平和と安定の確保に向けた暴力的過激主義の根絶のための方策等について意見交換を行った。

30 年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。

３　湾岸地域の信頼醸成･協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し，政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

関係国との間で下記のとおり具体的実績を上げ，ハイレベル間での意思疎通や，開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となるといった成果をもたらした。

・湾岸諸国

UAE との間では，４月にアブダッラー外務・国際協力相が訪日（外務省賓客）した後，安倍総理大臣が約５年ぶりに UAE を訪問し，ムハンマド・アブダビ皇太子との会談後，両国は包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）の立ち上げを含む共同声明を発出した。また，８月には CSPI 第１回閣僚級協議を行うなど総理訪問のフォローアップを行い，緊密な二国間関係を促進した。31 年１月には辻外務大臣政務官がアブダビを訪問して国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第９回総会に出席するとともに，シャムシー国務相との会談を実施した。バーレーンとの間では，10 月に河野外務大臣が，中東の安全保障をテーマとした会議であるマナーマ対話に２年連続で出席し，中東地域の安定に向けた我が国の貢献策を中心としたスピーチを行った。加えて，本対話に出席した各国政府要人との意見交換を行った。別途，バーレーン政府要人との会談を行い，二国間関係の緊密化を促進した。

カタールとの間では，12 月に河野外務大臣が，日本の外務大臣として初めて中東の安全保障をテーマとした会議であるドーハ・フォーラムに出席した。我が国の対中東外交政策を中心にスピーチを行うとともに，外相を含むカタール政府要人とも会談を行い，二国間関係の緊密化を促進した。カタール断交問題が依然として解決されていない中で，バーレーンとカタールが主催する安全保障対話どちらについても河野外務大臣が参加し，中東地域に中立的な立場で関与を深めていくという我が国の姿勢を示した。

・イラク

４月にアバーディー首相及びジャアファリー外相が訪日し，それぞれ安倍総理大臣との首脳会談及び河野外務大臣との外相会談を行い，31 年の外交関係樹立 80 周年を機会とした幅広い分野での二国間関係強化等について一致した。12 月には薗浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し，サーレハ大統領，アブドルマハディー首相，ハキーム外相ほかと会談を行い，新政府発足に対する安倍総理大臣からの祝意を伝え，今後も官民挙げてイラクの復興に向けた自助努力を支援していく旨伝えた。

・ヨルダン

４月及び 12 月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し，外相会談を行い中東情勢に関する意見交換（12 月は第１回外相間戦略対話）を行った。５月には安倍総理大臣がヨルダンを訪問し，アブドッラー国王と首脳会談を行った。11 月にはアブドッラー国王が訪日し安倍総理大臣と首脳会談

を行ったほか，河野外務大臣もアブドッラー国王を表敬した。

・イスラエル・パレスチナ

５月に安倍総理大臣が双方を訪れ，それぞれにつき首脳会談を実施し，中東和平，二国間関係等について議論した。

・トルコ

11 月にチャブシュオール外相が訪日し，外相会談を実施した。また，９月の国連総会や 12 月のＧ20 出席の機会に安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施し，地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・マグレブ諸国

12 月には，河野外務大臣が訪問先のモロッコ，チュニジア及びアルジェリアの外相との会談や大統領・首相への表敬を行い，二国間関係強化の重要性や国際社会における連携強化について一致するとともに，各国の経済社会安定化に向けた更なる貢献の意向を伝達した。その他，11 月にはララ・ハスナ・モロッコ王女が訪日した。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

31 年２月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し，河野外務大臣を表敬し，中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。一行は，日本滞在中，京都及び広島の視察も行った。

この事業は，今回で 21 回目を数え，中東和平プロセスの停滞が懸念される中，双方の将来を担う世代間の交流を図ることを目的としており，地道ながらも，参加者からは双方の信頼構成の一助となるとともに，訪日を通じて対日理解が進み，河野外務大臣の中東への強い関心の熱意が感じられたとの感想が寄せられた。

３　ワークショップの開催

31 年２月，GCC 諸国及びイラクの計７か国から将来国を率いるリーダーとなる素質を持った若者を招へいし，若者・女性のエンパワーメントを主題として，第２回「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催した。過激主義対策の重要な要素として若者・女性の社会における活躍の推進の重要性を，その具体的な方策まで議論することで再確認した。若者・女性のエンパワーメント支援について有識者や政府関係者を含めた議論では，我が国の協力のあり方を協力（cooperation）から共創（co-creation）へと昇華させていく時代に入っているとの認識が共有され，政府のみならず，民間も含めたオール･ジャパンとして何ができるのか，引き続き共に知恵を絞るべきとの提言を得た。たとえば，女性や若者の活躍を阻害する要因としての貧困を，どのように解決できるのか，貧困の原因にまでさかのぼって有識者や中東諸国の若者と議論を深めた。

令和元年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。

３　湾岸地域の信頼醸成･協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し，政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東外交においては，不安定な情勢への対処や経済的な結びつきの更なる促進のみならず，我が国の立場への理解や国際社会での支援を得るためにも，ハイレベル及び草の根レベルの双方における文化交流や人的交流の拡大が重要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

各種会合の開催や人的交流の拡大により，中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。

**測定指標２－２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進，投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊**

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく，日トルコ EPA，日トルコ社会保障協定，日ヨルダン投資協定等，各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

29 年度目標

１　日トルコ EPA，日トルコ社会保障協定，その他各種経済条約

・日トルコ EPA について，早期締結・発効に向け，交渉を継続する。
・日トルコ社会保障協定は書面交渉を可及的速やかに終了できるよう積極的に働きかけ，実質合意を前提とした対面交渉を早期に開催し，全ての論点が合意し，実質合意に至った場合には 30 年度国会に提出できるよう必要な作業を進めていく。
・その他の各種経済条約に関しては，29 年度に第 193 回通常国会に提出済みの日イスラエル投資協定，第 190 回通常国会で承認された日オマーン投資協定の発効を目指す。

２　日 GCC・FTA

14 年３月 GCC 閣僚理事会での交渉再開方針決定を受け，GCC 事務局に日本との早期交渉再開を働きかけ，29 年３月のサルマン・サウジアラビア国王訪日の際には安倍総理大臣から交渉再開を働きかけた。GCC 諸国間の関係も注視しつつ，引き続き，日・GCC・FTA の交渉再開の可能性を追求する。

施策の進捗状況・実績

１　日トルコ EPA，日・トルコ社会保障協定，その他各種経済条約

（１）日トルコ EPA

９月に第７回，30 年１月に第８回交渉会合を実施し，物品貿易，投資や知的財産等の各分野について議論を行った。

（２）日トルコ社会保障協定

対面，書面を通じた交渉は最終段階にあるが，労災保険の扱い等について外交ルートを通じて協議，調整を重ねた。

（３）その他（二国間投資協定）

・イスラエルとの投資協定
６月，国会で承認され，10 月に発効した。
・ヨルダンとの投資協定
２回の交渉会合が実施（10 月，12 月）され，30 年４月には第３回交渉会合が実施される予定である。30 年度の締結を目指し，交渉を継続している。
・アルジェリアとの投資協定
３回の交渉会合が実施（９月，10 月，30 年２月）され，30 年４月には第４回交渉会合が実施される予定である。早期締結に向けて，交渉を継続している。
・日オマーン投資協定
６月，効力発生のための公文を交換し，７月 21 日付けで発効した。
・サウジアラビアとの投資協定
予定どおり４月に発効した。
・イランとの投資協定
予定どおり４月に発効した。
・アラブ首長国連邦との投資協定
４月に第３回，第４回交渉会合を開催し，大筋合意に達した。
・バーレーンとの投資協定
９月，第２回協定交渉会合を開催した。交渉の早期妥結に向け，調整を継続している。
・カタールとの投資協定
４月に第３回交渉会合を開催した。次回交渉会合開催に向け，調整を継続している。

２　日 GCC・FTA　交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し，累次働きかけを行ったが，今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり，再開には至らなかった。

30 年度目標

日トルコ EPA，日トルコ社会保障協定の早期締結に向け，交渉を加速化させる。

ヨルダン，モロッコ，アルジェリア，チュニジア，UAE，バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定

（１）日トルコ EPA

12 月に第 12 回，31 年２月に第 13 回交渉会合を実施し，物品貿易，サービス貿易，投資，知的財産，電子商取引等の各分野について議論を行った。

（２）日トルコ社会保障協定

対面，書面を通じた交渉は最終段階にあるが，交渉の早期妥結に向け，調整を継続している。

２　その他二国間投資協定
（１）ヨルダンとの投資協定
　５月に実質合意に達し，11 月のアブドッラー国王訪日時に署名した。
（２）モロッコとの投資協定
　４月に実質合意に達し，早期署名及び締結に向け，必要な作業を継続している。
（３）アルジェリアとの投資協定
　31 年３月に交渉会合を実施し，交渉の早期妥結に向け，調整を継続している。
（４）チュニジアとの投資協定
　30 年 12 月の日チュニジア外相会談において，交渉を早期に開始することを確認し，調整を継続している。
（５）アラブ首長国連邦との投資協定
　４月に署名を行った。
（６）バーレーンとの投資協定
　交渉の早期妥結に向け，調整を継続している。
（７）カタールとの投資協定
　次回交渉会合開催に向け，調整を継続している。

令和元年度目標
１　日トルコ EPA，日トルコ社会保障協定の早期締結に向け，交渉を加速化させる。
２　ヨルダン，モロッコ，アルジェリア，チュニジア，UAE，バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　日トルコ EPA，日トルコ社会保障協定については，日トルコ経済関係の活発化のために重要であり，現在交渉が大詰めであるため。
　バーレーン，カタール，ヨルダン，モロッコ及びアルジェリアとの投資協定については，いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから，これら各国との交渉に優先的に取り組み，日 GCC・FTA 等の案件に繋げることが各国と重層的な関係を構築する上で重要であるため。

**測定指標２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施**

中期目標（--年度）
１　湾岸諸国(GCC 諸国)
　エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で，互恵関係を強化する。
２　イラク
　イラクとの経済関係の強化を図る。

29 年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）各国との各種協議の開催，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力を着実に実施していく。
（２）同地域において，人材育成分野の協力を拡充する。
（３）要人往来の機会等をとらえ，湾岸諸国の社会経済開発における我が国の技術の積極的な活用，我が国の知見を踏まえた文化・スポーツ・教育分野での協力を積極的に進めていく。
２　イラク
　日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃，行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等，日本企業のイラク進出の側面支援を継続する。また，毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて，引き続き両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）各種協議，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力
　各種協議，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力として，日本とサウジアラビア双方で課長級の日・サウジ・ビジョン 2030 サブグループ会合を複数回開催。具体的協力の例としては，９月にサウジアラビア国家遺産観光庁職員２名が訪日し，遺跡・観光に関する研修を実施した。

（２）人材育成分野の協力
　人材育成分野の協力においては，サウジ日本自動車技術高等研修所において自動車整備工の研修，プラスチック加工高等研修所における技術者の研修，サウジアラビア電子機器・家電製品研修所における電子機器，家電製品メンテナンスの研修を継続して実施した。また，クウェートとは人材育成分野の協力の端緒となる技術協力協定が７月に署名された。
（３）社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力
　社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力については，４月，日本人オーケストラが初のサウジアラビアでの公演を実施し，サウジアラビアにおける文化・娯楽振興の重要な契機となった。また，30 年１月から東京国立博物館とサウジアラビア国家遺産観光庁との協力で，東京国立博物館で「アラビアの道」展が開催された。このほか，UAE では日本に倣い道徳科目が教育カリキュラムに取り入れられた。スポーツ分野では各国において様々な交流が行われているが，特にサウジアラビアの柔道専門家を 30 年１月から２月にかけ招へいし，指導を実施した。
２　イラク
（１）日本企業のイラク進出につながる取組として，８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問，11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問の機会等を通じてイラク要人への働きかけを行った。
（２）10 月 21～30 日に開催された第 44 回バグダッド国際見本市では，在イラク日本大使館が日本企業 19 社の出展をサポートした。日本企業の活動を効果的に発信し，イラク企業５社から日本企業の代理店になることを希望するとの表明がなされることにつながった。

30 年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
　日本企業の持つ高い技術力を通じて，湾岸諸国の経済発展に貢献するべく，日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
２　イラク
　イラク復興に日本企業の持つ高い技術力を通じて貢献することを可能とすべく，イラク政府に対して，ビジネス・投資環境の改善，治安の安定及び日本企業の安全確保等を働きかける。

施策の進捗状況・実績
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）日本企業が権益を有する UAE・アブダビの海上油田が約 40 年ぶりに期限を迎えたことから，政府ハイレベルから UAE 政府ハイレベルに対する働きかけを粘り強く継続した結果，日本企業の権益延長が認められた。
（２）日本企業の更なる進出促進に向け，４月の安倍総理大臣の UAE 訪問，31 年１月のタミーム・カタール首長といった要人往来の機会を捉えてそれぞれビジネスフォーラムを開催したほか，９月にはオマーン投資セミナーを開催，加えて，随時の官民ミッション（医療（サウジアラビア，５月），住宅（サウジアラビア，６月），農業（サウジアラビア・UAE，11 月）派遣も行われた。
２　イラク
　日本企業のイラク進出につながる取組として，４月のアバーディー・イラク首相の訪日の際に安倍総理大臣からビジネス環境整備等の働きかけを行ったほか，安倍総理大臣主催夕食会ではイラクに関係のある官民の日本側関係者が同席した。
　11 月 10～19 日に開催された第 45 回バグダッド国際見本市では，日本企業 18 社及び JETRO が出展し，日本企業の活動を効果的に発信した。参加日本企業の中には，日野トラック・バグダッド市役所とのトライアル利用に関する覚書署名を，また，トヨタイラクがカムリ・ハイブリッド発表会を開催するなど，本見本市を効果的に活用しようとする動きも見られた。

令和元年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
　日本企業の持つ高い技術力を通じて，湾岸諸国の経済発展に貢献するべく，日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
２　イラク
　日本の高い技術力をイラクの国づくりに貢献させていくべく，イラク政府に対して，ビジネス・投資環境の改善，治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働きかけていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
１　湾岸諸国はエネルギー分野に限らない産業の多角化を目指しており，日本企業進出及び新規プロジ

ェクトの受注等は，日 GCC 関係を深化させる上で有益であるため。
２　10 月に発足したイラク新政府は，対外借入よりも外国からの投資を増やすことに関心を有していることから，日本企業のイラク国内事業への出資も呼びかけている。加えて，ISIL からの全土回復宣言を受けて，イラクは国家としての軸をテロとの戦いから経済復興へと移し，イラク復興に向けた国際社会の動きも高まる中，復興需要の取り込みを含めて今後のイラクにおけるビジネスチャンスの拡大が期待されている。一方で，進出日本企業に対するイラク入国査証発給の透明性確保・簡素化等のビジネス環境を巡る問題や治安の問題は依然として日本企業進出の障害になっていることから，これらの改善をイラク政府に働きかけていくことは重要。

**測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国と中東諸国の関係強化のため，「イスラエル・パレスチナ合同青年招へい」，「親日派・知日派交流事業」，日・トルコ科学技術大学設立等を通じた国民レベルの交流，多様な分野の当事者を対象とした「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」，ハイレベルの意見交換及び大きな政治的推進力を与える場となる「日アラブ政治対話」，「アカバ・プロセス」など，様々なプログラムを活用し，多様な側面からのアプローチの実績を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

イスラム文化は，中東・北アフリカのみならず，アジア・アフリカでも盛んであり，地域を越えたイスラム世界との対話を進めることは，重層的な関係構築の観点から有益であるため。

過去５年間の実績に照らし，これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

なお，例示していた事業のうち，実態との整合性を考慮し，「イスラム世界との未来対話会合」及び「日本・アラブ経済フォーラム」は過去２年，毎年実施されているものではないため削除した。

**測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数**

| （我が国及び相手国とも政務レベル以上（我が国政府代表は含まず）） | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準 | 35 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準 | 47 | 往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗を把握する上でも有益であるため。

過去２年間の実績に照らし，これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。

**測定指標２－６　経済条約の締結数**

| | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 3 | 4 | 3 | 0 | 3 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため，経済分野での条約の更なる締結を目指

| |
|---|
| す。具体的には，現在交渉中の経済条約のうち３件以上の早期締結と新規案件の交渉開始を目指す。 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①中東地域諸国との関係強化<br>（　＊　） | １　中東諸国における経済外交推進<br>中東地域各国との間で経済外交を進めるとともに，日トルコ EPA 等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続する。<br>これにより，我が国と同地域の経済関係の強化，ひいては同地域の安定のための支援にも寄与する。 | | | | 2-2<br>2-6 |
| | ２　イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー(未来対話)<br>「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)，イラン核問題を巡る動向，ホーシー派によるイエメン国内紛争の激化，サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化，湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっているなか，セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を行う。<br>これにより，我が国としても，これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについて的確な分析を行う上で，湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。 | | | | 2-1<br>2-3<br>2-4 |
| | ３　GCC諸国との経済連携関連<br>石油及び天然ガスの産出国である GCC 諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。<br>これにより，資源国との関係を重視する政策の実施に貢献する。 | | | | 2-2<br>2-3<br>2-6 |
| | ４　アラブ諸国との対話強化<br>29 年９月にエジプトのカイロにて第一回日アラブ政治対話を開催し，河野外務大臣が出席した。同会合では，中東に対する日本の基本的立場を説明した。また，アラブ連盟に加盟している各国と更なる関係強化について意見交換を行った。今後は，同会合のフォローアップを図るため，アラブ諸国との要人往来数を増加させ，対話をより一層増やす。<br>これにより，要人往来数の増加のみならず，政治・経済分野での事業の積極的な実施と信頼関係の情勢に貢献する。 | | | | 2-1<br>2-4<br>2-5 |
| | 39<br>(32) | 46<br>(46) | 44<br>(21) | 41 | 044 |
| ②日・トルコ科学技術大学設立関連経費<br>(30 年度) | 同大学の早期の開学を目指し，大学設置推進協議会及び今後招集される大学理事会において，大学設置に向けての協議，組織運営及び学術的コンテンツの検討を行う。<br>これにより，将来的に国際色豊かな教職員及び学生，多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供しうるグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置するとともに，将来トルコ国内において活躍する専門家の輩出を目指す。 | | | | 2-1<br>2-4 |
| | 11<br>(2) | 9<br>(2) | 7<br>(4) | 6 | 045 |
| ③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業<br>(30 年度) | 中東地域から，将来活躍が期待される人材を日本に招へいする。<br>これにより，日本文化や外交政策について理解の促進を図るとともに，被招へい者の中から親日派・知日派を発掘することで，帰国後の日本文化の発信強化を促し，我が国の外交基盤を拡充する。 | | | | 2-1<br>2-4 |
| | 12<br>(10) | 10<br>(7) | 9<br>(6) | 9 | 046 |
| ④中東・北アフリカ諸国 | 情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を，素早く的確に把握する。30 年度は，引き続き中東・北アフリカ諸国の状況をフォローする。 | | | | 2-1<br>2-4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| の状況の的確な把握 | これにより，様々な事案に適切に対応し，必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげることができる上，地域の平和と安定に向けて貢献していく。 | | | | |
| | ― | ― | ― | ― | ― |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ｉ－６　アフリカ地域外交（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ｉ－６）

| | |
|---|---|
| 施策名（※） | アフリカ地域外交 |
| 施策目標 | アフリカ開発の促進，アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化，及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため，以下を達成する。<br>１　アフリカの成長・開発に関するTICADプロセス等を推進する。<br>２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | アフリカは，豊富な天然資源と増大する人口を背景に，高い潜在力を有し，国際社会からの関心を集めている。また，アフリカ54か国との友好関係は，経済的側面だけでなく，国際社会における日本への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方，同地域は，政治的混乱，テロといった安全保障上の脅威，貧困や感染症といった開発課題も抱えている。これら不安定要因の克服に当たり，日本が貢献することは，アフリカのみならず，地域及び世界全体の安定の観点からも重要である。<br>５年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議（TICAD）は，既に25年に及ぶ歴史を有し，日本の対アフリカ外交の重要な柱であり，首脳会合，閣僚会合等を通じて，アフリカ開発に着実な成果を収め，貢献してきた。<br>令和元年に横浜で開催するTICAD７に向けて，今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで，外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼獲得につなげる。 |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 331 | 56 | 376 | 46 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 331 | 56 | 376 | |
| | 執行額(百万円) | | 202 | 47 | 304 | |

| 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 担当部局名 | アフリカ部 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　TICAD プロセス，多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

１　TICADⅤ「横浜宣言」及び「横浜行動計画 2013-2017」並びに，TICADⅥ「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」を引き続き実施する。また，30 年の TICAD 閣僚級準備会合及び令和元年の TICAD７に向けて準備を進める。

２　Ｇ７，Ｇ20 及びアジア諸国等と連携し，アフリカ開発に向けた取組を進める。

３　アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊

中期目標（--年度）

TICAD プロセスを通じ，アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに，アフリカ各国との協力関係を強化し，ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

29 年度目標

１　TICADⅤで表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）を関係機関と協力し確実に実施する。

２　TICADⅥで表明した「アフリカの未来への投資」（28 年－30 年（暦年）で官民総額 300 億ドル）を関係機関と協力し確実に実施する。

３　TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書（29 年公表予定）の作成により着実にフォローアップを行う。

４　令和元年に日本で開催予定の TICAD７に向けた，他のドナー国との質的差異化を念頭に開催地及び日程の調整，テーマ検討等の準備を戦略的に進める。

施策の進捗状況・実績

１，２及び３

６月に TICAD プロセスモニタリング合同委員会を，８月に TICAD 閣僚会合をモザンビークのマプトにて開催し，TICADⅤ及び TICADⅥの成果文書に基づく取組について，日本，アフリカ，各国・機関を含む国際社会の実施状況を確認した。TICAD 閣僚会合に向けて「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」を日・英・仏・ポルトガルの４言語で作成し，閣僚会合で配付するとともに，外務省ホームページで公表した。「TICAD 進捗報告書 2017」や「日本の取組 2017 年」では，TICADⅤ及びⅥで表明した取組に関して，日本が，28 年以降 50 億ドル以上の取組を実施し，25 年以降，総額約 2.67 兆円（約 267 億ドル，うち ODA 約 1.39 兆円（約 139 億ドル））の取組を実施したことを報告するとともに，「アフリカの成長のための経済改革」及び「人間の安全保障及び強靭な社会の促進」に関する具体的な事例を紹介しつつ進捗状況を確認した。

TICAD 閣僚会合には，アフリカ 51 か国，開発パートナー諸国及びアジア諸国，国際機関及び地域機関並びに市民社会の代表等が参加した。開会セッション，全体会合１「TICADⅥ以降の進捗状況概観」，全体会合２「アフリカの成長のための経済改革」，全体会合３「人間の安全保障及び強靭な社会の促進」及び閉会セッションにおいて，TICADⅤ及びⅥの取組の実施状況につき各参加者から報告が行われた。日本からは河野外務大臣及び堀井学外務大臣政務官ほかが出席し，河野外務大臣は共催者（国連，国連開発計画，世界銀行及びアフリカ連合委員会）の代表とともに共同議長を務めた。各セッションにおいて河野外務大臣又は堀井学外務大臣政務官から，日本の取組を紹介した。また，閣僚会合では初めて，官民連携によるサイドイベント「日・アフリカ民間セクターとの対話」を実施し，日本及びアフリカ企業の約 180 社から計 400 名以上が参加した。さらに，武部環境大臣政務官が出席した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を始め，市民社会や国際機関と協力し，サイドイベントを実施した。

４　横浜市が TICADⅣ（20 年）及び TICADⅤ（25 年）を開催した実績等を評価し，６月 16 日の閣議において，TICAD７の開催地を横浜市とすることが了解された。

30年度目標

1　TICAD閣僚級準備会合等の開催を通じ，共催者と協力しつつ，令和元年に日本で開催予定のTICAD７に向け，テーマ検討・支援策検討・開催準備等を戦略的に進める。

2　TICADⅥで表明した「アフリカの未来への投資」（28年－30年（暦年）で官民総額300億ドル）を関係機関と協力し，確実に実施する。

施策の進捗状況・実績

1　10月に東京でTICAD閣僚会合を開催し，アフリカ52か国，開発パートナー諸国，国際機関，市民社会等から延べ約2,100名の参加を得た。同会合では，債務持続可能性等援助における国際スタンダード確保の重要性を確認するなどした。また，「TICAD報告書－進捗と課題」及び各全体会合において共同議長サマリーを発出し，TICAD７に向けたテーマや支援等の検討に資する成果を得た。

2　TICADⅥにおいて表明した官民総額約300億ドル規模の「アフリカの未来への投資」については，30年９月時点で約160億ドルを達成した。なお，TICADⅤで表明した最大約320億ドルの官民による支援については，29年末時点で目標を達成した。

令和元年度目標

1　８月に開催するTICAD７において，共催者，アフリカ諸国，他ドナー諸国，国際機関及びNGO等を含む国際社会の今後のアフリカ開発についての展望をとりまとめた成果文書の策定及び我が国が打ち出す支援策の着実な履行を目指す。

2　TICAD報告書の作成などによるTICADプロセスのフォローアップを行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

TICADにおいて我が国が表明した取組の履行状況を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

TICAD７において，今後のアフリカ開発についての展望を記した成果文書及び我が国の支援策を発表予定であり，日本としても，これらの内容に沿って今後の対アフリカ外交を展開していくこととなるところ，我が国の取組を含め，その履行状況についてフォローアップを行うことは重要である。

**測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊**

中期目標（--年度）

新興国を含む他の援助国との政策協議を積極的に行い，また，Ｇ７関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り，アフリカ開発を効果的に促進する。また，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで，国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

29年度目標

1　Ｇ７関連会合では，サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

2　仏，英，米，アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

1　５月に開催されたＧ７タオルミーナ・サミットにおいて，アフリカ諸国首脳が招待されたアウトリーチ・セッションでは，アフリカの課題にアフリカとともに対処し，アフリカの豊かな潜在性を持続可能な成長につなげていくとの観点から，主に，アフリカのイノベーションと開発について議論が行われた。安倍総理大臣から，日本の支援は，アフリカの人々を大切にしていることや，日本の科学技術・イノベーションをいかしつつ，IT・科学技術分野を含む３万人の産業人材育成や，エネルギー開発を含む質の高いインフラ投資等を通じて，貢献していくとともに，成長の大前提として，人間の安全保障及び平和・安定の確保に関する支援を紹介した。アウトリーチ参加国・国際機関からも支持が表明されるとともに，複数のアフリカ諸国から，アフリカ開発会議（TICAD）を始めとする日本の貢献に対する謝意が述べられた。同セッションでの議論を受けて採択されたＧ７タオルミーナ首脳コミュニケはTICADⅥに言及しており，アフリカは高い優先事項であり，アフリカ諸国等との協力・対話を強化していくことをＧ７諸国とともに確認した。

その他，７月に開催されたＧ20 ハンブルク・サミットにおいては，アフリカの経済成長を促進し，女性・若者の雇用を創出し，移住の根本原因である貧困及び不平等への対処を支援すべく，Ｇ20 諸国とともに「Ｇ20 アフリカ・パートナーシップ」を立ち上げた。

２　仏との協力に関して，29 年１月に行われた第３回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）の共同発表で，「両国は，ジブチにおいて，海洋安全保障の分野における訓練について協力を実施することへの期待を確認した」旨発表した。10 月にジブチ地域訓練センター（DRTC）において，日・仏・ジブチの共催で「ジブチ行動指針にかかわる海洋安全保障に関する日仏共同プロジェクト」と題したセミナーを開催した。また，30 年１月にコートジボワールにおいて，「西アフリカ『成長の環』広域開発のための戦略的マスタープラン策定プロジェクト」に関する国際セミナーを開催し，仏開発庁（AFD），仏企業等も参加した。

英との関係では，６月，アンゴラにおける地雷除去に関する英国と NGO「ヘイロー・トラスト」の間の契約の署名式がアンゴラで執り行われたことを受け，日本が実施中のヘイロー・トラストに対する支援と併せ，アンゴラにおける地雷除去のための日英連携が実現した。また，英国がセネガルの国連平和維持活動（PKO）要員に対し「紛争下の性的暴力防止（PSVI）」に関する研修を実施したのと並行して，日本は，性的被害犠牲者の医療アクセス改善のため，医療機材，救急車をセネガル政府に供与した。これらの日英連携は，７月に行われた第６回日英外相戦略対話でも言及された。

米との関係では，７月，TICAD プロセスにおける一層の協力の可能性を含め，米政府のアフリカ政策に関わる高官と意見交換を実施した。また，TICADVI で作成したアフリカにおけるクリーン・エネルギーの促進を目的とする協力覚書を踏まえ，米主導のパワー・アフリカ・イニシアティブとの協力に関し，定期的に情報交換を実施した。

インドとの関係では，９月に開催された日印首脳会談において，両首脳は，アフリカに関する日印政策協議及び TICAD 並びにインド・アフリカ・フォーラム・サミット（IAES）のプロセスを通じて，特定された優先施策に沿って，アフリカにおける協力と協働を更に進展させる考えを共有した。

また，首脳間の合意を踏まえ，ケニア，モザンビーク及びマダガスカルにおいて現地での協議の場を立ち上げ，開発協力プロジェクトの連携について具体的協力案件の発掘・調整を進めた。

30 年度目標

１　Ｇ７及びＧ20 の関連会合では，サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏，英，米，印，韓等アジア諸国等との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　Ｇ７では，首脳，外相等の枠組みを通じて，我が国の対アフリカ政策に関して説明を行い，Ｇ７諸国の理解を求めた。特に，４月に開催されたＧ７外相会合では，アフリカ主導の平和及び安全のイニシアティブへの支持を改めて表明し，アフリカにおける海洋安全保障上の課題に取り組むための各国及び地域主導の取組を前進させるためにより一層の進展を促した。また，６月のＧ７シャルルボワ・サミットでは，首脳コミュニケにおいて，アフリカの安全保障，安定及び持続可能な開発への高い関心を表明し，アフリカ連合（AU）のアジェンダ 2063 を支持するとともに，アフリカ大陸と協力して取り組むとのＧ７のコミットメントを改めて確認した。

Ｇ20 の枠組みでは，SDGｓ等の協議を令和元年６月のＧ20 大阪サミット及び８月の TICAD７における議論へとつなげるべく，各作業部会関連の会合を通じて議論を進めた。

２　仏との協力に関して，31 年１月の第５回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）でもアフリカでの日仏協力が議論され，特に具体的な安保協力案件について検討が進められている。また，TICAD７のサイドイベント実施について，仏側から関心が表明されるなど，実質的な進展が見られた。

英との協力に関しては，９月の国連総会の際に，英，カナダ，ルワンダ及びガーナを共同議長として開催された，「アフリカの若者の雇用への投資に関するハイレベル会合」に安倍総理大臣が出席し，TICAD７に関して紹介するとともに，メイ首相を含む参加者との間で，アフリカにおける雇用促進に向けた投資の重要性を確認した。

米との関係では，TICAD プロセスにおける一層の協力の可能性を含め，米政府のアフリカ政策関係者と累次にわたり意見交換を実施した。また，TICADⅥで作成したアフリカにおけるクリーン・エネルギーの促進を目的とする協力覚書を踏まえた協力につき，12 月末，同覚書更新（１年間）のための署名を行った。

独との間では，31 年２月に行われた日独首脳会談において，サヘル地域を始めとするアフリカの

平和と安定及び持続可能な開発の後押しに向けて，協力していくことで一致した。
印との間では，10 月の日印首脳会談の際に発出したインド太平洋における日印開発協力に関するファクトシートにおいて，ケニアにおける中小企業開発セミナーの開催や，同国におけるがん病院の設立といった保健サービス分野での協働的な案件の可能性を追求することで一致した。

令和元年度目標

1　Ｇ７及びG20 においては，サミットや関連閣僚会合にも積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
2　仏，英，米，独，印等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

Ｇ７／G20 プロセスにおける作業部会等アフリカについて議論する国際的なフォーラムへの参加，関連諸国との政策協議の実施等に係る取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を密に連携させることは，効果的なアフリカ開発を推進する観点から重要である。

**測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊**

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより，人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し，ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

29 年度目標

TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに，アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。
1　感染症の流行，自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ
2　政情不安，大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

感染症，自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し，以下のとおり迅速に対応した。
1　６月には，ウガンダに流入した難民及び受入れコミュニティへの人道支援を目的とし，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を含む３つの国際機関経由にて 1,000 万ドル(11 億円)の緊急無償資金協力を実施した。９月には，飢饉の影響を受けた中東・アフリカ４か国（ソマリア，南スーダン，イエメン及びナイジェリア北東部）に対し，国連児童機関（UNICEF），国連世界食糧計画（WFP），世界保健機関（WHO），国連食糧農業機関（FAO）及び UNHCR を通じ，合計 1,100 万ドル（12 億 1,000 万円）の緊急資金協力を実施した。
10 月にはマダガスカルにおけるペストの流行に対し，同国政府からの要請を受け，国際協力機構（JICA）を通じ，緊急援助物資を供与した。
30 年２月には，モザンビークにおける豪雨被害に対し，同国政府からの要請を受け，JICA を通じ，緊急援助物資の供与を実施した。また，紛争と干ばつの影響により劣悪な人道状況下での生活を余儀なくされているソマリア及び中央アフリカの人々に対する支援として，合計 900 万ドル（９億 9,000 万円）の緊急無償資金協力の実施を決定した。
2　アフリカの平和と安定に対する貢献として，PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を引き続き実施した。また，南スーダンの平和と安定を促進し，同国の衝突解決合意の合意事項を実行に移すための活動を支援するため，360 万ドルの政府間開発機構（IGAD）拠出金を支出した。さらに，アフリカ連合（AU）平和基金に，29 年度拠出分として 207,018 ドルを計上し，中央アフリカ共和国における平和と和解のアフリカ・イニシアチブ支援を通じてアフリカの平和と安定に貢献した。

30 年度目標

TICAD７に向け，TICAD プロセスを通じた支援を引き続き実施するとともに，アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに，これらニーズに迅速に対応し，人道的危機の軽減や

不安定要因の削減に貢献する。
１　感染症の流行，自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績
１（１）６月，コンゴ民主共和国西部の赤道州で発生したエボラ出血熱の流行を受け，その対策のために世界保健機関（WHO），国連児童基金（UNICEF）及び国際移住機関（IOM）を通じた300万ドル（３億3,600万円）の緊急無償資金協力を実施したほか，国際緊急援助隊・感染症対策チームをキンシャサに派遣した。また，８月には，同国東部の北キブ州でのエボラ出血熱流行を受け，同地域での対策のためにも上記の緊急無償資金協力を活用したほか，同国政府からの要請を受け，国際協力機構（JICA）を通じ，緊急援助物資を供与した。
（２）31 年３月上旬以降，南部アフリカで発生したサイクロン被害に対応すべく，マラウイ，モザンビーク及びジンバブエに対して緊急援助物資を供与するとともに，モザンビークに対して国際緊急援助隊・専門家チーム及び同医療チームを派遣した。また，マラウイ，モザンビーク及びジンバブエに対し，WFP，UNICEF，IOM を通じて合計1,170万ドル（12億8,700万円）の緊急無償資金協力を供与した。
２（１）10 月にサントメ・プリンシペで実施された国民議会選挙，市町村選挙及び地方選挙の実施費用並びに同選挙に係る有権者名簿更新のため，我が国の食糧援助で積み立てた見返り資金を充て，平和裏な選挙の実施に貢献した。
（２）また，アフリカ域内におけるテロの脅威等へ対応するため，アフリカにおける平和維持活動に従事する人材を育成する観点から，日 UNDP パートナーシップ基金を通じて，域内の中核的拠点である PKO 訓練７センター（エジプト，ケニア，マリ，カメルーン，ナイジェリア，エチオピア及びルワンダ）への支援を実施した。
（３）さらに，アフリカ連合（AU）平和基金に，30 年度分として 162,660 ドルを拠出し，アフリカの大陸レベルでの紛争予防を目的として，紛争リスクの早期把握を可能とする大陸早期警戒システム等への支援を通じて，アフリカの平和と安定に貢献した。

令和元年度目標
　アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに，これらニーズに迅速に対応し，人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。
１　感染症の流行，自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　TICAD プロセスを通じた継続的な支援に加え，感染症の流行や自然災害，政情不安等の突発的事象に起因する緊急の支援ニーズに応えることは，アフリカにおける人道的危機の軽減や不安定要因を削減するために有効である。また，アフリカ諸国の要請に応じた支援を行うことにより，二国間関係の発展に寄与し，我が国のアフリカにおけるプレゼンスの向上につながる。これらの実績の蓄積がアフリカにおける開発や平和と安定の基盤となり，我が国に対する国際社会の信頼強化に寄与するため，上記実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。

| 参考指標：対アフリカ民間投資残高（５か年平均値，単位：億ドル）） | | |
|---|---|---|
| （出典：ジェトロ（日本貿易振興機構）日本の直接投資（残高）） | 実績値 | |
| | 25-29 年 | 26-30 年 |
| | 98 | 93 |

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①TICAD プロ | TICAD Ⅴの「横浜行動計画2013-2017」及びTICADⅥの「ナイロビ実施計画」 | | | | 1-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| セス<br>（19 年度） | を我が国の支援策も含めて着実に実施する。「TICADフォローアップ・メカニズム」による進捗状況のモニタリングを活用する。<br>アフリカ諸国，ドナー諸国，国際機関，市民社会等から参加を得て，TICAD閣僚会合をモザンビークで開催。多くのアフリカ諸国閣僚の参加を実現し，会議を通して日・アフリカ関係発展に寄与した。<br>上記取組により TICADⅤ並びにⅥの成果を着実に具現化し，アフリカ開発を後押しする。 | | | | |
| | 311<br>(186) | 38<br>(28) | 360<br>(291.4) | 1,111 | 047 |
| ②アフリカ諸国との関係強化費<br>（11 年度）<br>※この達成手段は，本施策個別分野２にも関連する。 | （本個別分野に関連する取組）<br>Ｇ７プロセスを始めとする多国間枠組みへの参加，他の援助国との政策協議を実施する。<br>上記取組は，国際社会での我が国のリーダーシップの強化及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 27<br>(21) | 25<br>(22) | 23<br>(21) | 22 | 048 |
| ③その時々のアフリカの状況の的確な把握<br>（　＊　） | 紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握し，感染症の流行，自然災害及び大統領選挙の実施等の緊急の支援のニーズ並びに平和と安定等に向けた支援のニーズを把握する。<br>上記取組を通じ，適時・適切な支援につなげ，アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。 | | | | 1-3 |
| | － | － | － | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

| 個別分野２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進 |
|---|
| 施策の概要<br>１　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により，アフリカとの友好関係を促進する。<br>２　TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問，貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。<br>３　30 年に日本で開催される TICAD 閣僚会合に向け，メディア等を通じた広報活動を展開し，日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。<br><br>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）<br>・第 72 回国連総会におけるアフリカ安保理理事国首脳等との会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年９月 18 日） |

| 測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊ |
|---|
| 中期目標（--年度）<br>アフリカとの対話・交流を，幅広い分野・レベルにおいて活発化することで，我が国に対する理解と信頼を高め，アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。<br><br>29 年度目標<br>１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。<br>（１）アフリカ諸国の元首や外相，その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。<br>（２）TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。<br>２　貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。<br>３　産業人材育成の一環として，関係部局と連携し，アフリカ諸国からの若者の受入れを実施する。<br><br>施策の進捗状況・実績<br>１（１）国家元首に関しては，公式実務訪問賓客としてコンデ・ギニア大統領（６月），ラジャオナリマンピアニナ・マダガスカル大統領（12 月），サル・セネガル大統領（12 月）がそれぞれ訪日し，安倍総理大臣との首脳会談を実施し，二国間協力の推進，北朝鮮問題，国連安保理改革，国際法に基づく海洋秩序の維持・強化等を含む共同声明を発出した。<br>　さらに，30 年２月にスエフ・コモロ連合外務・国際協力・仏語圏・在外コモロ人担当相が外務省賓客として訪日し，河野外務大臣と会談を行ったほか，ラバリ・ンジャカ・マダガスカル外相が大統領に同行する形で訪日し，河野外務大臣との会談を実施するなど，20 か国以上から閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し，政務と会談を行った。<br>（２）８月にモザンビークで実施した TICAD 閣僚会合の際に，共同議長を務めた河野外務大臣がアフリカ 12 か国の閣僚と，同行した堀井学外務大臣政務官が，アフリカ８か国の閣僚とそれぞれ二国間会談を行った。また，安倍総理大臣は第 72 回国連総会に出席のため，９月にニューヨークに出張した際，「アフリカ安保理理事国首脳等との会合」を開催し，アフリカ５か国の安保理理事国首脳と会談を行った。同会合で安倍総理大臣は，アジアとアフリカの両地域にとっての喫緊の課題を議論したいとして，アフリカの平和と安定に対する諸課題に関し，南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣や PKO 訓練センター支援等を通じた日本の貢献を紹介するとともに，北朝鮮問題に関し，制裁の「抜け穴」が生まれないよう，国連安保理決議第 2375 号を含め，関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調し，アフリカ側首脳からは，日本の立場を強く支持する旨発言があった。さらに，河野外務大臣は，第 72 回国連総会出席のためニューヨークを訪問した際に，アフリカ諸国外相との夕食会を行い，「アフリカの平和と安定」に関する意見交換を行った。河野外務大臣は，同夕食会で，TICAD プロセスへの協力に謝意を述べるとともに，「制度構築」の重要性を指摘し，南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣，PKO 訓練センター支援を始めとする日本の取組を紹介した。これに対し，アフリカ側の外相等から，日本は重要なパートナーであるとしつつ，TICAD プロセスの下での経済の多角化，インフ |

ラ整備，保健，平和と安定等の分野における支援に対し，謝意が述べられた。また，安保理改革を始めとして，国際社会の平和と安定に向けて，引き続き日本と協力していきたい旨発言があった。

その他，アンゴラ大統領就任式（９月）に佐藤外務副大臣，ケニア大統領就任式（11 月）に河井克行衆議院議員（自民党総裁外交特別補佐，日本・アフリカ連合（AU）友好議員連盟副会長），リベリア大統領就任式（30 年１月）に佐藤外務副大臣を総理大臣特使として派遣し，各国新政権との関係強化に努めた。さらに，平和と安全分野では，第４回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席するため，佐藤外務副大臣がセネガルを訪問（11 月）し，その際，サル・セネガル大統領を表敬し，セネガルを始めとするアフリカ諸国要人と二国間会談を行った。

２　８月の TICAD 閣僚会合のサイドイベントとして開催された「日・アフリカ民間セクターとの対話」には，日本企業 49 社，アフリカ企業約 130 社から 400 名以上が参加した。同サイドイベントの中で，日本企業５社とアフリカ３か国の間で計５件の覚書（MOU）を披露する式典が執り行われた。また，30 年３月に TICAD７官民円卓会議第１回会議を開催し，対アフリカ・ビジネスの現状や TICAD７に向けて取り組むべき施策，官民連携の更なる強化の必要性等につき議論がなされた。加えて，今後実施される官民円卓会議第２回会合以降も議論を重ね，TICAD７に向けた提言作成に取り組んでいくことが確認された。

３　TICADⅥにおいて，「ABE イニシアティブ 2.0」として，将来の職長，工場長など現場の指導者の育成を含め，３年間で約 1,500 名の受入れを表明し，第一陣（26 年秋訪日）156 名，第二陣（27 年秋訪日）317 名，第三陣（28 年秋訪日）348 名に続き，29 年は 279 名について国内の大学等の教育機関及び日本企業への受入れを実施し，研修員が，日本企業へ就職しているほか，現地における日本企業関連事業を起業するなど，日本企業のアフリカ進出のための人脈形成に役立っている。

30 年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相，その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により，各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　産業人材育成の観点から，ABE イニシアティブ等を通じ，アフリカ諸国からの日本国内への若者の受入れを実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）国家元首に関しては，公式実務訪問賓客としてカボレ・ブルキナファソ大統領（11 月），未来社会の魅力発信のための招へい事業スキームによる招へいでアクフォ＝アド・ガーナ大統領（12 月），実務訪問賓客としてルング・ザンビア大統領（12 月）及びカガメ・ルワンダ大統領（31 年１月）がそれぞれ訪日した際，安倍総理大臣との首脳会談を実施し，二国間協力の推進や TICAD への協力を含む共同声明を発出した。また，外務省賓客としてアベノンシ・ベナン外相（６月）及びオスマン・サレー・エリトリア外相（31 年３月）が訪日した際，河野外務大臣と会談を行うなど，閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し，我が国要人と会談を行った。

（２）10 月に東京で実施した TICAD 閣僚会合の際に，安倍総理大臣がシュクリ・エジプト外相と，河野外務大臣がアフリカ 25 か国の閣僚と，佐藤外務副大臣が同 10 か国の閣僚と，山田外務大臣政務官が同６か国の閣僚と，辻外務大臣政務官が同６か国の閣僚とそれぞれ二国間会談を行った。その他，ボツワナ大統領就任式（４月）に新藤義孝衆議院議員，シエラレオネ大統領就任式（５月）に逢沢一郎衆議院議員（日本・アフリカ連合（AU）友好議員連盟会長），ジンバブエ大統領就任式（８月）に田中和徳衆議院議員，マダガスカル大統領就任式（31 年１月）に秋葉賢也衆議院議員，コンゴ民主共和国大統領就任式（31 年１月）に山田外務大臣政務官をそれぞれ総理大臣特使として派遣し，各国新政権との関係強化に努めた。

２　７月に実施した「第 11 回アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション」には，民間企業 31 社から 55 人が参加し，ルワンダ及びザンビアを訪問。両国において大統領及び複数の閣僚への表敬，現地企業等の視察を行った。また，現地企業・第三国企業・現地日系企業・帰国研修生等とのネットワーキングを行い，参加者からは高い評価を得た。

10 月の TICAD 閣僚会合において，ジェトロ及び国連開発計画（UNDP）と共催で，ビジネス関連のサイドイベントを開催し，第１部では日本企業に対しアフリカにおけるビジネス機会を紹介し，第２部ではアフリカ側に日本の中小企業の高い技術やユニークな事業を紹介した（アフリカの投資促進に

関係する官民要人及び日本企業を中心に合計で550人以上が参加）。また，同じくサイドイベントとして「日本アフリカ・ビジネス・フェア 2018」を実施し，日本企業，非営利団体，政府関係機関及び国際機関を含め合計81企業・団体が出展した（TICAD閣僚会合に参加したアフリカ各国閣僚及び政府関係者を中心に300人以上が来場）。

30年３月に立ち上げた官民円卓会議のメンバーに中堅・中小企業も追加し，アフリカ事業に携わる民間企業の実務家からなるワーキンググループで３回にわたる議論を経て，31年３月の官民円卓会議第三回会合で民間企業からの提言書を採択した。

３　TICADⅤにおいて，５年間で1,000人の若者を受け入れる旨表明した「ABEイニシアティブ2.0」により，第一陣（26年度訪日）156名，第二陣（27年度訪日）317名，第三陣（28年度訪日）348名，第四陣279名（29年度訪日）に続き，30年度は119名，５年間累計で1,219名について国内の大学等の修士課程及び日本企業へのインターンとしての受入れを実施した。

令和元年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相，その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により，各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　産業人材育成の観点から，ABEイニシアティブ等を通じ，アフリカ諸国からの日本国内への若者の受入れを実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アフリカとの要人レベルでの対話・交流の実績を測定することは，アフリカとの協力関係促進のための取組の実績を把握する上で有益である。また，民間レベルでの経済的な関係深化，産業人材育成協力を通じた知日派・親日派の育成は，我が国の歴史や文化，社会についてアフリカ側の理解を深め，我が国に対する信頼を高めるとともに，ひいてはアフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。

**測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進**

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ，我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに，我が国及びアフリカ諸国の国民，並びに国際社会の理解・関心を一層増進し，アフリカとの協力関係の強化につなげる。

29年度目標

１　アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係，TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布及びインターネット上での広報の機会の増加・TICAD閣僚会合の機会を捉えた広報活動などを通じて，我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させ，世論調査等の結果にも反映することを目指す。

２　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい，及び我が国要人のアフリカ訪問，アフリカにおけるTICAD関連会合の開催，経済協力案件の実施等の機会を捉え，アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し，我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　我が国の対アフリカ外交について，国内のメディアへの出演，各種講演会等の機会を積極的に活用して国内へ発信した。主な案件は以下のとおり。

（１）紀谷アフリカ部参事官が，「南スーダンの平和構築と日本の役割」をテーマに，模擬国連会議（12月），関西学院大学（30年１月），日本国際平和構築協会（30年１月）等で講演を行った。

（２）岡村政府代表が，青山学院大学（６月）で「国際平和協力の現状と課題―世界の笑顔のために―」をテーマとしたシンポジウムにパネリストとして登壇。大阪市立大学（９月）では「アフリカ外交で感じたことーピンチとチャンスはいっしょに来るー」をテーマに，日本国際平和構築協会（於：東京

大学）（12 月）では「アフリカでの国連平和活動の新たな試練」をテーマに講演を行った。
2　アフリカでの TICAD 閣僚会合の機会を捉えた広報活動やアフリカからの有識者の招へいを通じて我が国の対アフリカ政策を効果的に広報した。
（1）モザンビークで行われた TICAD 閣僚会合の機会を捉え，パンフレット「TICAD 進捗報告 2017」及び「TICAD 日本の取組 2017 年」を作成し，日・英・仏・ポルトガル語で配布及び外務省ホームページへの掲載を行った。
（2）我が国の対アフリカ外交について，オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ，アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。
①講師派遣事業：アンゴラ，モザンビーク及びサントメ・プリンシペに対して，「今後の教育制度・人材育成の在り方～日本とブラジルの経験をもとに」をテーマに明治大学／サンパウロ大学の二宮正人教授を派遣。また，ジンバブエ，南アフリカ，マダガスカル及びアンゴラに，「南部アフリカの経済現況とアフリカ開発に向けた日本の取組」をテーマに早稲田大学の片岡貞治教授を派遣。
②多層的ネットワーク構築事業：内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として，TICADⅥの優先分野である「質の高いインフラ」，「人材育成」，「保健」，「農業」，「気候変動」等をテーマにエチオピア，ケニア，モザンビーク，ルワンダ及び南アフリカから記者を招へいした。また，シャノン・エブラヒム・インディペンデント・メディアグループ外交編集長を南アフリカから，ピーター・カグワンジャ・アフリカ政策研究所所長をケニアからそれぞれ招へいし，我が国のアフリカ政策に関するアフリカ側からの発信強化に取り組んだ。これら有識者が帰国後に本国で日本に関する記事を発表するなど，波及的な効果があった。例として，南アフリカのラプレ・タバネ政治部編集長は，シティ・プレス紙に日本の経済的取組について掲載した。カグワンジャ所長は，本国主要紙ネイションに日本のアフリカ政策についての記事を掲載した。

30 年度目標
1　TICAD 閣僚会合や日アフリカ官民経済フォーラムの開催及びこれらの機会を捉えた広報活動などを通じて，我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させることを目指す。また，アフリカとの要人往来に関してインターネット上での広報，パンフレットや TICAD 進捗報告を含む各種広報資料の配布を通じ，我が国の対アフリカ政策の理解促進を図る。
2　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい，及び我が国要人のアフリカ訪問，アフリカにおける TICAD 関連会合の開催，経済協力案件の実施等の機会を捉え広報活動を実施し，アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し，我が国の対アフリカ政策についての理解を促進する。

施策の進捗状況・実績
1　我が国の対アフリカ政策について，国内のメディアへの出演，各種講演会等の機会を積極的に活用して国内へ発信した。主な取組は以下のとおり。
（1）10 月から TICAD７パートナー事業の募集を開始し，50 件以上のイベントがパートナー事業として登録された。
（2）上記パートナー事業のうち，11 月及び 31 年１月の上智大学での事業及び 31 年１月の（財）国際開発機構（FASID）の事業において，外務省から紀谷アフリカ部参事官が，南スーダンにおける平和プロセス及び TICAD７についてそれぞれ講演を行った。
2　TICAD 閣僚会合の機会を捉えた広報活動やアフリカからの有識者の招へいを通じ，我が国の対アフリカ政策を広報した。主な取組は以下のとおり。
（1）10 月６日及び７日に東京で行われた TICAD 閣僚会合の機会を捉え，パンフレット「TICAD 進捗報告書 2018－進展と今後に向けて－」を日・英・仏語で作成の上，配布するとともに，外務省ホームページ（HP）への掲載を行った。
（2）我が国の対アフリカ政策について，以下のとおり，オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ，アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。
ア　講師派遣事業：篠田英朗東京外国語大学教授を「アフリカにおける平和構築と日本の国際平和協力政策」をテーマにカメルーン，ベナン，ルワンダ及びナイジェリアへ派遣（計７回の講演を実施）。また，黒川基裕高崎経済大学教授を「東南アジアの事例から見たアフリカにおける産業政策」をテーマにガーナ，スーダン及びウガンダへ派遣（計６回の講演を実施）。さらに，細谷雄一慶應義塾大学教授を「自由で開かれたインド太平洋～日本とアフリカ，海洋の安全保障を中心に～」をテーマに南アフリカへ派遣した（１回の講演を実施）。
イ　多層的ネットワーク構築事業：我が国を取り巻く国際情勢・安全保障環境・領土問題等に関する被招へい者の理解を醸成し，関連する日本の外交政策等に対する知見の深化を促すことを目的とし

て，南アフリカからテト・マシュラコアナ・ビジネスデイ政治記者を招へい（SNS 発信４件）。また，日本の安全保障及び領土問題，経済発展と伝統文化の共存について発信することを目的として，マダガスカルからラチムバザフィ・アンジアミアジャ・マルセリン・マダガスカル国営放送・記者を招へい（TV リポート３件）。さらに，日本の歴史・地理的立場の発信を目的として，ブルキナファソからマハマディ・ティエグナ政府系新聞社シドワヤ紙新社長を招へい（新聞記事３本掲載）。加えて，「日本の開発協力」に対する理解を深め，欧米諸国とは異なる独自のアプローチをしている日本のウガンダ及び東アフリカ諸国に対する貢献を広くこれら諸国で発信することを目的として，ウガンダからアンドリュー・ムジュニ・ムウェンダ「The Independent」誌（東アフリカ週刊誌）社長兼編集長を招へいした（記事掲載２本，SNS 発信 10 件）。

ウ　SNS 招へい事業：「国際社会の平和と安定・繁栄に対する日本の貢献」について若年層を中心とした幅広い層に発信することを目的として，南アフリカから旧黒人居住地区出身であり，南アフリカにおいて非常に発信力のある女優のマンフォ・ブレシア氏を招へいした。

エ　TICAD 閣僚会合に合わせてアフリカ諸国（エジプト，ウガンダ，ガーナ，ナイジェリア，タンザニア，ザンビア，ジンバブエ，コートジボワール，モーリシャス及びセネガル）及びフランスから計 11 名の記者を招へいし，同会合の取材のほか，TICAD７開催地である横浜市の視察等，同会合に関連した取材機会を提供した。

令和元年度目標

１　31 年３月までに 50 件以上の応募があったパートナー事業に関し，更に応募が増え，国民の間での TICAD７に対する関心が高まるよう，一層の広報を行っていく。

２　８月に行われる TICAD７に向けて，同会合に関する発信を国内外において，TICAD７共催者，JICA，横浜市，民間企業や NGO 等と連携し，各ホームページ，SNS，パンフレット，雑誌，テレビ，インターネット動画，講演会，外国人記者招へい等を通して行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解と信頼は，対アフリカ外交を推進する上で不可欠な重要な基盤であることから，その取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

特に，令和元年８月に開催される TICAD７は，国内においては 25 年の TICADⅤ以来６年ぶりの開催であることから（TICADⅥは 28 年にナイロビ（ケニア）で開催），アフリカの現状及び日本の対アフリカ政策について国民に正確な理解を促す上で重要な機会となる。

| 参考指標：内閣府世論調査（アフリカに親しみを感じる人の割合） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：内閣府） | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 25.6% | －（注） | －（注） |

（注）29 年度及び 30 年度は，本測定指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①アフリカ諸国との関係強化費（11 年度）※この達成手段は本施策個別分野 | （本個別分野に関連する取組）<br>首脳級を始めとする各種人的往来を実施するとともに，アフリカ関連の TICAD 関連会合や経済関連フォーラムを開催する。<br>これらの取組により，日・アフリカ間の人的ネットワークを拡充し，同時に，アフリカ側の対日理解を促進するとともに，我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。 | | | | 2-1<br>2-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1にも関連する。 | 27<br>(21) | 25<br>(22) | 23<br>(21.3) | 22.4 | 048<br>(再掲) |
| ②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施<br>(＊) | 我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。また,外務省政務レベルを団長とした官民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し,我が国民間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。<br>こうした取組を通じて,日･アフリカ間の相互理解促進･関係強化を行うとともに,日本側,アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。 | | | | 2-1 |
| | ― | ― | ― | ― | ― |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅱ　分野別外交

# 施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅱ－１）

| 施策名（※） | 国際の平和と安定に対する取組 |
|---|---|
| 施策目標 | 我が国の平和，安全及び繁栄を確保する（①）とともに，国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため，以下を達成する。<br>１　有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ，中長期的かつ総合的な外交政策を企画，立案及び発信する。（①，②）<br>２　インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに，同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより，海上の安全を確保する（①，②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ，北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また，自由，公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①，②）<br>３　国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また，これらを実現するため，法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②）<br>４　我が国として国際テロ対策に貢献するとともに，国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②）<br>５　宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また，各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①，②）<br>６　国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに，我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①，②）<br>７　国際社会における人権・民主主義を保護し，促進する。（②）<br>８　女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②）<br>９　大量破壊兵器，ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①，②）<br>10　IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ，原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②）<br>11　我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し，また，我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①，②） |
| 目標設定の考え方・根拠 | 我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり，この責務を果たすには，国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から，国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。 |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 2,294 | 2,742 | 2,879 | 2,970 |
| | | 補正予算(b) | 49 | 60 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 2,343 | 2,802 | 2,879 | |
| | 執行額(百万円) | | 2,174 | 2,683 | 2,709 | |

| 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 担当部局名 | 総合外交政策局 | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

| 個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 |
|---|
| 施策の概要<br>１　補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。<br>２　外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。<br><br>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）<br>・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)<br>Ⅳ　６　（２）情報発信の強化<br>（４）知的基盤の強化<br>・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）<br>第２章　７．（１）外交，安全保障の強化①外交<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

| 測定指標１－１　補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化＊ |
|---|
| 中期目標（--年度）<br>中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。<br><br>30 年度目標<br>１　国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から，29 年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また，同補助金事業を通じ，政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ，調査報告書や政策提言の提供を受けることで，有益な情報を随時収集する。<br>２　28 年度及び 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として，報告書を取りまとめる。また，同報告書を活用し，同研究会メンバーと協力し，在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等，戦略的に発信を行う。同時に，新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い，後継の有識者研究会を立ち上げ，30 年度内に報告書を取りまとめる。<br><br>施策の進捗状況・実績<br>１　外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下，29 年度に採択した 11 件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備，若手研究生の育成や，同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化が図られ，同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また，国際共同研究支援事業費補助金制度の下，歴史国際研究支援事業においては，外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め，成果として 20 世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては，①翻訳事業，②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信，③国内外でのシンポジウムの実施（於：東京（10 月），パリ（31 年１月），ロンドン（31 年２月），及び京都（31 年３月）），④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の４分野を中心に事業を推進した。<br>２　有識者研究会の報告書については，30 年度の新たな動きも踏まえたものとするため，各有識者で加筆修正を行い，令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。<br><br>令和元年度目標<br>１　引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から，外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては，企画の公募を経て，外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で，30 年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては，領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。<br>２　引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに，新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い，後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。<br><br>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |

国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄の確保に資するため，中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化するには，外部有識者やシンクタンクとの連携も強化することが必要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国際世論の形成に民間のシンクタンクの役割がますます重要となっている昨今，政府が国内シンクタンクと連携し，オールジャパンでの外交力強化を目指すためには，30 年度とほぼ同規模かつ 30 年度の成果を土台とした国内シンクタンクの育成強化に取り組み，対外発信機能や政策提言能力を強化することが重要である。

**測定指標１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化　＊**

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

30 年度目標

1　国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。

2　外交青書については，以下により対外発信を強化する。

（1）効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載，一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために，業者選定の際，デザイン力も審査の対象とする。

（2）英語全訳版を作成・公表する。

（3）利用者の利便性を向上させるため，索引，略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は，具体的には①ホームページ上でのリンク掲載，②可能な部分については，データの二次利用が簡易となる CSV 形式での掲載，及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう，レスポンシブ・ウェブ形式で掲載する。

（4）有識者から外交青書に関する意見等を入手し，より質の高い，読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣の政策スピーチについては，国際情勢が変化する中，中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第 198 回国会外交演説（31 年 1 月 28 日），「ラウンドテーブル・ジャパン」（注）における河野外務大臣スピーチ(7 月 19 日)等）。第 198 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し，日本の外交政策について対外発信を行った。

(注) 民間主催による国際会議で，日本の政策決定に関わる政界，財界及び学界の有識者のほか，海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。

2　29 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した 30 年版外交青書を刊行した。特に，以下の取組を通じ，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。

（1）30 年度から業者の入札方法を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更し，編集能力のほか，デザイン力も審査の対象とすることにより，能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの充実を図り，分かりやすい内容となるよう配慮した。

（2）英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。

（3）外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また，可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で掲載した。

（4）外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

1　国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。

2　外交青書については，以下により対外発信を強化する。

（1）外交をより身近に感じてもらえるよう，写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。

（2）主な外交課題について，我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう，分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。

（3）巻末の資料編に，外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を新たに掲載し，外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。

（４）巻末の資料編に，主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し，国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
（５）英語全訳版に加え，仏語要約版及び西語要約版を新たに作成し，外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は，国民に対する説明責任を果たし，国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

中期目標である中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化を達成することは，国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し，もって我が国の安全と繁栄の確保につなげるため，適切である。

年度目標について，外務大臣の演説では，中長期的な視点に立ち，我が国の外交政策に対する理解を増進すべく，戦略的に対外発信することが重要である。外交青書については，国民にも親しみやすく分かりやすい，かつ資料的価値も高い内容とし，日本語版からあまり間を置かずに英語全訳版を作成・公表することに加え，仏語及び西語での発信も，世界における両言語使用者数及びアフリカ及び中南米諸国との連携強化の重要性に鑑み，外交政策の対外発信上重要である。

| 参考指標１：調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 61 件 | 38 件 |

| 参考指標２：民間研究者との研究会の開催回数 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | ４回 | ３回 |

| 参考指標３：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率（応募企画数／採択企画数） | | |
|---|---|---|
| （注）30 年度は新規公募の実施なし。 | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 3.7 倍 | －（注） |

| 参考指標４：米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数 | | |
|---|---|---|
| （出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2016～2018」） | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 4 | 4 |

| 参考指標５：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 | | |
|---|---|---|
| （出典：外務省） | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| ①日本語版 | 7,400 部 | 7,100 部 |
| ②英語版 | 4,500 部 | 7,100 部 |
| ③アクセス数 | 125 万件* | 157 万件* |

＊ 暦年でカウント

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案<br>（　＊　） | 1　補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化<br>中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため，知見の蓄積・共有を目的として，委託調査や研究会等を実施する。<br>これら取組による，外部有識者・研究機関との連携強化を通じて，中長期的な外交政策の立案に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | 2　中長期的・戦略的外交政策の対外発信<br>外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施，分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。<br>これらの取組により，中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 40<br>(28) | 35<br>(34) | 37<br>(33) | 43 | 049 |
| ②外交・安全保障調査研究事業費補助金<br>(25年度) | 外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し，国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。<br>上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し，もって我が国の国益の更なる増進を図る。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | 681<br>(662) | 539<br>(519) | 524<br>(511) | 525 | 050 |
| ③国際共同研究支援事業費補助金<br>(28年度) | 日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。<br>こうした取組を通じて，外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して，国際社会の相互理解の深化を図る。<br>また，民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。<br>こうした取組を通じて，日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し，認識の差が外交上の問題となる歴史に関して，知見や経験に基づく議論を展開し，国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | 35<br>(32) | 544<br>(537) | 547<br>(537) | 514 | 051 |
| ④T20 開催経費<br>(令和元年度) | G20加盟国の研究機関関係者，国際機関の長等約500名程度の参加者により，持続可能な開発，国際金融，気候変動・環境，インフラ投資，アフリカ開発，貿易投資などについて議論し，G20 大阪サミットに向けた政策提言を提出する。<br>こうした取組を通じて，G20大阪サミットにおける議論を充実させるとともに，研究機関・シンクタンク等の能力強化を図る。 | | | | 1-1 |
| | － | － | － | 146 | 新<br>31-002 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

１　インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため，ASEAN 地域フォーラム（ARF）及びミュンヘン安全保障会議等の国際会議，また，二国間対話の実施や民間レベル（トラック２）の枠組みへの参加など，安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。

２　法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し，日本国民の生命及び財産を保護し，海上輸送の安全確保のために，ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。

３　北極問題の主要プレイヤーの一つとして，北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。

４　自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出し，ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく，サイバー空間における法の支配の推進，信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算
　（安全保障政策の再構築），（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ），（世界の中の日本外交）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
　同盟国・友好国のネットワーク化の推進，「自由で開かれたインド太平洋」の実現
・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅱ　２　我が国の国益と国家安全保障の目標
　Ⅲ　１　グローバルな安全保障環境と課題
　　２　アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
　Ⅳ　１　我が国の能力・役割の強化・拡大
　　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
・第３期海洋基本計画（平成 30 年５月 15 日　閣議決定）
　第１部　２．２－２．（４）北極政策の推進
　第１部　２．２－２（５）国際連携・国際協力
　第２部　１．（２）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
　第２部　１．（３）国際的な海洋秩序の強化
　第２部　７．（２）国際協力
・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）
　３ 北極問題に対する取組の必要性
・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年７月 27 日　閣議決定）
　１．策定の趣旨・背景
　２．サイバー空間に係る認識
　４．目的達成のための施策

### 測定指標２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進　＊

中期目標（--年度）

28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下，インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し，国民の生命と財産を守る。

30 年度目標

１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し，地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

２　ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ），アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP），北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し，我が国の考え方を積極的に発信していく。

３　二国間及び多国間の安全保障対話を通じて，活発に意見交換を行い，信頼醸成を更に促進するとともに，協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

1　８月に開催された ARF 閣僚会合を始め，海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合（ISM），ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては，４月に，ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国（29 年８月～令和２年夏）として，不拡散をテーマに第 10 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM（於：ソウル）を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで，令和２年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。

2　31 年２月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し，「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大，欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また，ARF のトラック２（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及びトラック 1.5（ASEAN 地域フォーラム・専門家/賢人（ARF･EEPs）会合）の枠組みにおいても，有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに，トラック１の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF･EEPs 会合については，31 年２月に，共同議長国として初めて日本で第 13 回会合を開催し，ARF に対する提言を採択した。このほか，政府としてアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）（６月），豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話（９月），ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席した。なお，北東アジア協力対話（NEACD）は，前回開催が 30 年３月だったため，30 年度の開催はなかった。

3　12 月にフランス，31 年２月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど，事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し，活発な意見交換を行う等，各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

1　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し，地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

2　ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ），アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP），北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し，省庁間・部局間で連携しながら，我が国の考え方を積極的に発信していく。

3　二国間及び多国間の安全保障対話を通じて，活発に意見交換を行い，信頼醸成を更に促進するとともに，協力を一層強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには，省庁間・部局間で連携しつつ，ARF 閣僚会合を始めとする国際会議等への参加を通じて，関係各国との信頼醸成を促進し，協力関係を強化するとともに，二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより，地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

**測定指標２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保**

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ，同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し，海上交通の安全を確保する。

30 年度目標

1　ソマリア沖・アデン湾については，以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに，同海域における海賊対策に貢献する。

（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

2　アジア海域については，以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに，同海域における海賊対策に貢献する。

（１）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，

関係国・機関との連携強化，沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
（２）我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために，ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　（１）ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い，同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また，ジブチ地域訓練センター（日本も拠出した世界海事機関（IMO）の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設）でのセミナー開催や，日本国内での JICA の課題別研修を通じ，周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し，関係国との意見交換等を通じて，我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし，引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
２　（１）５月に ReCAAP 情報共有センターと共催で，ReCAAP 締約国，インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで，両国の ReCAAP 加入を働きかけるとともに，ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また，海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
（２）ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して３回参加し，我が国の立場を発信した。また，12 月の第６回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）において，「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに，会合のフリンジ等において，同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

１　ソマリア沖・アデン湾については，以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに，同海域における海賊対策に貢献する。
（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
２　アジア海域については，以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに，同海域における海賊対策に貢献する。
（１）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，関係国・機関との連携強化，沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
（２）我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために，ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し，我が国の立場を発信するとともに，関係国との意見交換等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は，四方を海に囲まれ，広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており，かつ，主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は，我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。とりわけ，日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスールー海・セレベス海などが存在するアジア海域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は，我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり，国際社会全体で対処することが不可欠であるため，我が国自衛隊による海賊対処行動への支援，諸外国との協力体制の構築，迅速で効果的な情報共有の促進，周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

測定指標２－３　北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ，気候変動を含む地球環境の変化，資源開発をめぐる経済環境の変化，安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において，我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて，北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

30 年度目標

1　我が国は，地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから，北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し，北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。

2　上記１の多国間の取組と並行して，北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し，科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。

3　我が国の強みである観測・研究を始め，グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を，北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し，北極をめぐる課題への対応において，我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより，北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　我が国と北極海沿岸国，その他の関係国・機関を含む 10 か国・機関による，中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC 関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては，北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。

10 月の北極サークルでは，日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が，北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また，同月の第２回北極科学大臣会合では，柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や，北極の変化を理解するためには観測データの共有も必要であることを，科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。

2　EU，デンマークとの北極協議では，北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い，相互の北極政策の理解促進や協力関係を強化した。

3　河野外務大臣は，北極サークルにおける基調講演で，（１）科学研究，（２）持続可能な経済利用，（３）法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し，国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために，我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また，第３回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和２年に日本で開催することについて参加国の了承を得て，開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

1　我が国は，地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから，北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し，北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。

2　上記１の多国間の取組と並行して，北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し，科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。

3　我が国の強みである観測・研究を始め，グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を，北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し，北極をめぐる課題への対応において，我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより，北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北極圏では，環境変化に伴い，航路の開通，資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方，先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や，北極環境の保全と持続的な発展の重要性，潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては，国際公共財である海の一部である北極海をめぐる課題に適切かつ積極的に関与していくことが重要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

第３期海洋基本計画（平成 30 年５月　閣議決定）において，「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ，「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）を基本として，

今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下，我が国は，北極に潜在する可能性と，環境変化への脆弱性が適切に認識され，持続的な発展が確保されるよう，我が国の強みである科学技術を基盤として，国際社会において全てのステークホルダーと協調しながら，先見性を持って積極的に主導力を発揮することが求められている。これを踏まえつつ，河野外務大臣が北極サークルで述べた，国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには，AC を始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が重要である。

**測定指標２－４　自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進**

中期目標（--年度）

二国間，地域及び多国間の枠組みを通じて，サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め，自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出し，ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

30 年度目標

１　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し，Ｇ７や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し，サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
２　29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し，地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
３　各国と相互の立場の共有を行うべく，二国間のサイバー対話・協議を行う。また，様々な国際会議の場において，日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

１　サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）を立ち上げるための米国主導の国連決議の共同提案国となったほか，国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け，引き続き各国と連携していくことを確認した。また，Ｇ７伊勢志摩サイバーグループ会合及び二国間協議等の機会を捉え，米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い，サイバー空間における脅威認識等を共有するとともに，これまでの GGE で合意されたサイバー空間における責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し，第三国に対して本規範に関する理解を促進していくことの重要性を確認した。
２　29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては，マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに，我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献した。
３　フランス，米国，韓国，イスラエル，豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い，うち３か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では，31 年１月の日英首脳会談を受けて，第５世代移動通信システム（５Ｇ）等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について議論することで一致した。また，サイバー対話・協議を行っている国及び ASEAN 加盟国の計 27 か国の在外公館に内閣サイバーセキュリティーセンター（NISC）作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し，日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

１　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し，Ｇ７や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し，サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
２　29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し，地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
３　各国と相互の立場の共有を行うべく，二国間のサイバー対話・協議を行う。また，国内外の様々な会議・シンポジウムの場において，省庁間・部局間で連携しながら，日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中，サイバー空間においても，実空間と同様に，法の支配が貫徹されるべきであり，そのための外交的取組に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

今後，サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには，引き続き，既存

の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。また，サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から，信頼醸成を図ることは必要であり，29 年度に設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合は，平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ，紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに，サイバー外交を推進するに当たっては，国内外を問わず，様々な会議・シンポジウムの場において，省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

| 測定指標２－５　ARF 関連会合への我が国の出席率（注） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （注）外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や，会期支援グループ会合（ISG），高級事務レベル会合（SOM），閣僚会合など，我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合（年 10 回程度）の出席率。 | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 100% | 100% | 100% |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって，ARF 関連会合への出席率という指標を用いることは，施策の進捗を定量的に把握する上で，一定の意義があるため。

ARF における日本のプレゼンスを維持することが重要である一方，特定の分野に特化し，かつ専門性の高いワークショップ等について，我が国の参加が必ずしも効果的な地域の信頼醸成に寄与するものではないと考えられるものも増加しつつある。このため，外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や，会期支援グループ会合（ISG），高級事務レベル会合（SOM），閣僚会合など，我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合について漏れなく出席することを目指す。これまでの出席状況及び我が国にとっての重要性等を踏まえて，上記目標を設定した。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①安全保障政策全般に係る外交政策立案（　＊　） | ASEAN 地域フォーラム(ARF)の枠組みで優先的に議論が行われている４分野(テロ対策及び国境を越える犯罪対策，災害救援，不拡散及び軍縮，海上安全保障)等における協力を推進するため，ARF 会期間会合に積極的に参加する。また，安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに，各国との信頼醸成及び協力を推進するため，二国間対話を実施する。<br>各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては，米国の存在と関与を前提としつつ，これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。 | | | | 2-1<br>2-5 |
| | 17<br>(19) | 18<br>(23) | 19<br>(18) | 20 | 052 |
| ②ARF トラック 1.5 及び２関連経費(27 年度) | ARF のトラック 1.5 及びトラック２に関連し，アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか，CSCAP 総会，CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人（ARF･EEPs）会合等に出席し，地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。<br>上記取組は，我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。 | | | | 2-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 4<br>(4) | 4<br>(2) | 5<br>(7) | 3 | 054 |
| ③我が国安全保障政策の理解促進経費<br>(27年度) | 各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い，各国の政府関係者，有識者，メディア関係者等の理解を促進する。<br>こうした取組により，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略，新たな防衛大綱，「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 13<br>(11) | 10<br>(4) | 7<br>(5) | 4 | 053 |
| ④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費<br>(　＊　) | ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために，我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また，アジア海域における海賊等事案問題に対処するために，ReCAAP・ISCへの人的・財政的貢献の継続，関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ，関係国の海上法執行能力の構築を支援する。<br>これらの取組により，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し，海上交通の安全を確保するとともに，ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費<br>(29年度) | 地球環境，経済環境，安全保障の環境変化に伴い，近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し，北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。<br>これらの取組を通じ，北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め，我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。 | | | | 2-3 |
| | － | 2<br>(10) | 6<br>(4) | 6 | 056 |
| ⑥サイバー政策専門員<br>(26年度) | ①各国のサイバー戦略，政策，サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成，②国連等国際機関やNGO等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成，③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成，④官民連携に関する情報収集や企画，⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加，各国の専門家との意見交換及び記録作成，⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。<br>こうした取組は，近年，いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い，サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中，サイバー空間に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。 | | | | 2-4 |
| | 3<br>(3) | 3<br>(3) | 3<br>(3) | 3 | 055 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　国際平和協力の拡充，体制の整備

施策の概要

１　国際社会の平和と安定に向け，内閣府，防衛省等と連携しつつ，国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
２　国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
３　国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため，国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅳ４（４）国際平和協力の推進
・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年９月 19 日　閣議決定）
・「第２回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年９月 28 日）
・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日）
・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年９月 21 日）
・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年２月９日，10 月 21 日，11 月 15 日，平成 29 年３月 22 日，平成 30 年２月 16 日，平成 30 年５月 18 日　閣議決定）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）
　二　世界の真ん中で輝く国創り
　　（積極的平和主義）

### 測定指標３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて，我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

30 年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ，南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
２　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく，新規要員派遣，物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　UNMISS への司令部要員の派遣は，５月に実施計画の変更を閣議決定し，令和元年５月末まで延長した。
２　シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等，国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団（MFO）からの要請を受け，新規派遣としては８年ぶりに，国際平和協力法に基づき，司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり，31 年２月，２名を派遣する方向で準備する旨の発表をし，派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ，南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
２　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく，新規要員派遣，物資協力等の検討を不断に行っていく。具体的には，多国籍部隊・監視団（MFO）への自衛官派遣を実施し，中東の平和と安定に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後，世界各地で紛争が多発し，平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し，その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため，国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり，この実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続・拡充，国連の統括の下に行われる平和維持活動への新

規派遣，物資協力，航空輸送等の検討及び実現という目標の達成は，我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。さらに，我が国はシナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等を行うMFOに昭和63年度から財政支援を実施してきており，エジプトとイスラエルの間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより，我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。MFOへの人的貢献の開始は，我が国の国際平和協力を拡充する大きな一歩となるもの。

**測定指標３－２　国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献　＊**

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて，国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

30年度目標

1　国連PKO等に対する今後の協力の在り方について，国連総会第４委員会の下に置かれるPKO特別委員会での国連PKO改革などの議論に積極的に貢献する。

2　国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）への貢献を継続的に行う。また，同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力(パートナーシップの拡大)を国連と協力しつつ追求する。さらに，医療分野やインド太平洋諸国におけるPKO分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも，国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。

3　国連PKO通信学校プロジェクトにつき，国連PKOの通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため，企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

1　29年12月に作成された「国連PKO要員の安全性の向上に関する報告書」（いわゆる「クルス報告書」）を受けて，国連事務局は，国連PKOミッションの本部及び現場レベルの実施計画（アクション・プラン）を作成した。また，より包括的な国連のイニシアチブとして，グテーレス国連事務総長は30年３月に「PKOのための行動」（Action for Peacekeeping：A4P）イニシアチブを発表し，９月の第73回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて，A4Pに関するハイレベルイベントを主催，共同コミットメント宣言を発表した。これについて，我が国を含む約150か国がエンドースし，河野外務大臣は，同事務総長の下でのPKO改革の努力を支持し，我が国のPKO分野の取組についてステートメントを行った。

また，31年２月から３月にかけて開催されたPKO特別委員会において，国連で重視されているPKO要員の安全確保，オペレーション能力の向上，警察，アフリカPKOの能力，フィールド支援，訓練とベストプラクティス等について議論したほか，我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト（注）の実績を紹介しつつ，パートナー国の拡大を各国に呼び掛け，多くの賛同を得た。なお，これまで，スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが，今回，イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

（注）国連と支援提供国（例：日本）が連携（例：財政支援，人的支援等）し，要員派遣（予定）国の要員に対し，訓練を実施するもの。

2　国連PKOの能力構築支援について，29年度補正予算を得て，「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに，医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い，プロジェクト名を「国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト（RDEC）」に変更した。

29年度に引き続き，国連PKOが抱える課題の一つであるアフリカにおける国連PKO施設部隊の早期展開支援のため，国連フィールド支援局（31年１月から国連オペレーショナル支援局に改称）と協力して，RDECにおけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には，必要な重機等のリース及び施設整備に加え，６月から10月にかけて計２回（各回12週間），自衛官等計42名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また，対象国を西アフリカ諸国にも拡大し，ガーナ，シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員80名を対象に国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また，11月から12月にかけてハノイ（ベトナム）近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等20名を教官として派遣し，９か国16名の施設要員（ベトナム，インドネシア，カンボジア，シンガポール，ネパール，東ティモール，フィジー，ブータン及びミャンマー）を対象に，国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については，その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに，別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

3　PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」において，463 名（９月時点）の訓練実施を支援した。また，女性の PKO 参加の推進の一環として，10 月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し，20 か国から 25 名の女性軍人・警察官が参加した。

4　国連からの要請に基づき，国連平和活動局が実施する「国連 PKO 即応性向上事業」を，30 年度補正予算によって支援した。これにより，国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し，国連 PKO における各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

1　国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について，第 74 回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか，国連総会第４委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。

2　三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連 PKO 支援部隊早期展開支援プロジェクト(RDEC)への貢献を継続的に行う。また，同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに，RDEC の下でのアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに，対象分野を拡大して支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。

3　国連平和活動局による「国連 PKO 即応性向上事業」をより効果的に実施するため，我が国の能力構築支援事業との連携を図り，能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し，より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に，今後の PKO の在り方や，日本として果たすべき役割等を，国際社会の取組・議論の中で提起し，積極的に貢献することは重要であり，これらの実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

また，国連 PKO 等に対する協力の在り方についての検討や，RDEC の下でのアフリカ，アジア及び同周辺地域，医療等の各分野の三角パートナーシップ・プロジェクトへの協力といった目標の達成は，我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

**測定指標３－３　平和構築分野における人材育成**

中期目標（--年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため，平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

30 年度目標

27-29 年度の３か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ，以下を実施する。

1　より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ，若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し，平和構築分野の人材育成を行う。

2　平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり，国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し，修了生への情報提供を行うほか，各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績

1　「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し，若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。30 年度は，マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し，それぞれにつき定員以上の参加が得られた（全コースの修了者数：計 67 名）。また，平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として，国連ボランティア計画（UNV）との連携により，30 年度に実施した各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生 16 名程度を約１年間，国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく，UNV との調整等を行った。

2　平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを３回実施した。また，各コース参加者及び修了者に対して，一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ，国

際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか，受託業者を通じて有識者複数名のニューヨーク出張を実施し，平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について，国際機関の日本人職員や人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

28 年度の日本人修了生 15 名（（注）28 年度に国内研修修了，29 年度に UNV として国連諸機関等へ派遣，30 年度までに派遣終了。）は，国際機関（11 名），JICA（１名），大学（１名）等へ就職した（31 年２月末時点）。

本事業による日本人修了生の半数以上が，国連 PKO ミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC，平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行。）），また，平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR），国連開発計画（UNDP）等）に就職した（19 年度から 28 年度までのプライマリー・コース累計修了者数：149 名，うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：120 名）。

令和元年度目標

30 年度から３か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の１年目の結果を踏まえ，２年目は以下を実施する。

１　より幅広い分野から平和構築･開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ，若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し，平和構築分野の人材育成を行う。

２　平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり，各種コース内容の見直し等に活用するため，国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに，修了生への情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO，国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しており，平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要であり，このため，「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施においては，国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するとともに，我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

**測定指標３－４　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合**

| （出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」） | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 82% | 80.2% | 83% |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるにあたり，国民からの支持と理解を示す回答を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 83%を目標値として設定した。

**測定指標３－５　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 20 | 21 | 21 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として，議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで，知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。

開催が予定されている A4P のアクションプラン等に関する国際会議等，我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ，会議における議論への貢献を目的に，目標値を 21 回とする。

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国際平和協力の拡充<br>(17 年度) | 国際社会の平和と安定に向けて，国連 PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。<br>国際平和協力の拡充は，「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり，当該達成手段は，測定指標３－１及び３－２にプラスに働き，また，測定指標３－５「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として，測定指標３－４「世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。 | | | | 3-1<br>3-2<br>3-4<br>3-5 |
| | 21<br>(9) | 18<br>(11) | 13<br>(13) | 10 | 058 |
| ②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業<br>(27 年度) | 国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため，平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。<br>本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め，同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援，また修了後の就職支援を含め，継続的にキャリア構築支援を実施することで，平和構築分野での人材の定着を図り，結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。 | | | | 3-3 |
| | 131<br>(131) | 129<br>(126) | 129<br>(129) | 131 | 057 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）の支配領域は縮小し，イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた（29 年 12 月）が，ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員（Foreign Terrorist Fighters，FTFs）の母国への帰還（return）や第三国への移転により，テロの脅威は世界中に拡散し，アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって，政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから，引き続き，アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し，二国間に加え，Ｇ７，国連，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）といった多国間枠組みも活用し，テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また，テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても，引き続き，国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に，我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため，国際機関を通じて，テロ，暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し，より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標４－１　国際的なテロ対策協力の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため，国際社会との連携・協力を更に強化する。

30 年度目標

１　Ｇ７，国連，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し，テロ対処能力向上のみならず,テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに，アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また，関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し，政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。

２　二国間のテロ対策対話を実施し，テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。

３　安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を,関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　GCTF については，９月の GCTF 閣僚級会合（於：ニューヨーク）では，途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに,テロの根本原因たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には，国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI，我が国（法務省）と国連が共同運営。）及び警察庁からも参加を得て，関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。

２　日露テロ対策協議（４月），日中テロ対策協議（７月），日トルコ・テロ協議（12 月）及び日 ASEAN テロ対策対話（31 年１月）を実施し，各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有，政策協調等を図るとともに，一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について，より具体的に活発な議論を行った。

３（１）安保理決議第 1267 号，第 1988 号，第 1989 号及び第 2253 号に基づく，テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について，適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。４月には米国からの要請を受け，ISIL 及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人２名を掲載する共同提案国となった。

（２）厳格な資産凍結措置履行のため，関係省庁との連絡・調整を行い，外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出，制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

１　Ｇ７，国連，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し，テロ対処能力向上のみならず,テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また，令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また，関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し，政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。

２　二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し,テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
３　安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を,関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

テロの脅威が国際的に拡散する中，これに対抗するためには，各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり，国際社会が緊密に連携することが必要である。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え，我が国にとって，テロ，暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力の強化は喫緊の課題である。

我が国は令和元年にラグビー・ワールドカップ，令和２年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており，29 年３月に決定された 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略においても，国際社会と連携し，テロ，その他の国際組織犯罪等の未然防止への取組の推進が掲げられている。

**測定指標４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展　＊**

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため，国際社会との連携・協力を強化する。

30 年度目標

１　国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会，Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会（FATF）関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
２　令和２年に我が国で開催される第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）に向けた準備を進める。特に，５月に開催する第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においてコングレスの開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
３　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。
４　国際組織犯罪防止条約,同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　国連犯罪防止刑事司法委員会（５月），国連麻薬委員会（31 年３月），国際組織犯罪防止条約締約国会議（10 月）等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また，G20 腐敗対策作業部会（６月，10 月及び 31 年１月）に積極的に参加し，G20 による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ,発表することにより，各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に，31 年１月には，G20 腐敗対策作業部会第１回会合を議長国として主催し，我が国G20 議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。

サイバー犯罪対策分野では，サイバー犯罪条約関連会議等（５月，７月，９月，11 月，31 年２月及び 31 年３月）に積極的に参加し,我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また，29 年９月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第２追加議定書の起草作業に関して，起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では，金融活動作業部会（FATF）会合（６月，10 月及び 31 年２月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（７月）に積極的に参加し，特に FATF においては，イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。

２　５月の第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において，第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）の開催日程を決定する決議案を提案し，採択された。また，第 28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の機会を利用し，京都コングレスを広報すべく，法務省と協力し，準備を進めた。
３　31 年３月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し，同国政府当局，州政府，現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス,関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに，日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また，IOM への拠出を

通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援，医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに，密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

4　国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて，他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については，11 月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第１サイクルに対応するため，関係省庁と連携の上，外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を，6 月に提出した。その後，条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て，31 年３月に我が国と条約事務局，審査担当国との間で協議が行われ，審査担当国が回答内容の精査を開始し，必要に応じ，今後予定される我が国における対面審査に向け，我が国回答への追加質問を作成することとなった。また，我が国は，条約事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ，後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

1　国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会（FATF）関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に，我が国議長下で開催されるG20 腐敗対策作業部会において，G20 大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう，必要な準備・調整を進める。

2　第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）に向けた準備を進めるとともに，同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止，刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて，ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また，第 28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都コングレスの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。

3　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。

4　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書，国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

国際的な連携の強化，人身取引被害者への支援，国際的な薬物対策への支援等の取組は，国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組である。

**測定指標４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化　＊**

中期目標（--年度）

テロ，暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

30 年度目標

1　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて，各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また，これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。

2　関係省庁の協力を得つつ，我が国主催で，アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。

3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に関しては，29 年のＧ７タオルミーナ・サミットにおいても，テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において，同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ，このフォローアップとして，途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　東南アジア及び南アジア諸国等に対して，国連薬物・犯罪事務所（UNODC），世界関税機構（WCO），国際刑事警察機構（ICPO，インターポール）等に 29 年度補正予算にて総額約 3,800 万ドルを拠出し，これにより，テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪

分野における途上国支援，さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
2　我が国主催で，31 年２月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域６か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各２名，計 12 名招待し，一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において，テロ対策に関する官民連携の取組や，テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて，我が国の取組に関する理解を深め，参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに，関係者間のネットワーキング構築を図った。
3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に基づき，安倍総理大臣が 28 年の日・ASEAN 首脳会議において，①テロ対処能力の向上，②テロの根本原因である暴力的過激主義対策，及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる，総合的なテロ対策強化策を表明したこと，また，29 年のＧ７タオルミーナ・サミットでの声明を受け，①及び②については，UNODC，インターポール，UNDP 等の国際機関と連携し，個別のプロジェクト（トレーニング，ワークショップ，リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては，我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより，我が国におけるテロ対策の現状，経験等について積極的に発信し，被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については，フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため，人々の生活の土台となる道路整備，職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標
1　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて，各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また，これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
2　関係省庁の協力を得つつ，我が国主催で，アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップとして，途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
4　上記１～３の目標を一層効果的な形で実現するため，有識者や専門家等との関係を強化し，その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　アジア地域においても引き続きテロ及び暴力的過激主義の脅威が深刻化する中，我が国にとって，政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定のため，テロ対策能力強化のための支援は重要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」は，Ｇ７トロント外相会合後発出された共同コミュニケにおいても，その継続的な実施の必要性が明記された。また，途上国のテロ対策能力の強化に向けては，国際機関，関係省庁，有識者・専門家等と協力し，各国の実情を踏まえた対応を行うことが有効であるため。

| 参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く） | | |
|---|---|---|
| ①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（29 年度：東南アジア地域，30 年度：アジア地域）（単位：参加国数）<br>②29 年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ（単位：参加国数）<br>30 年度：「穏健主義育成のための文明間対話」事業（注：フィリピンにおけるイスラム学校教師招へい事業）（単位：参加人数） | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | ①　３か国<br>②　４か国 | ①　６か国<br>②　12 名 |

達成手段

| 達成手段名（開始年度） | 達成手段の概要（注） | 関連する測定指標 |
|---|---|---|

| （関連施策） | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①国際的なテロ対策協力の強化（13年度） | 国連のテロ対策関連委員会やＧ７専門家会合，各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。<br>これにより，各国の保有する情報・経験の共有を図り，国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。 | | | | 4-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ②国際組織犯罪対策における国際協力の進展（16年度） | 国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加，マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画，人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。<br>これにより，国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。 | | | | 4-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費（15年度） | 東南アジア諸国を対象とし，テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。<br>こうした取組により，対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。 | | | | 4-1<br>4-2<br>4-3 |
| | 6<br>(7) | 5<br>(6) | 5<br>(5) | 5 | 059 |
| ④テロ対策専門員経費（27年度） | 日本人が犠牲となった殺害テロ事件，また，欧米地域に広がるテロ事件，外国人テロ戦闘員問題等を受け，国際テロ対策の強化を進める中で，二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換，途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に，テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく，国際テロ対策協力・支援の検討に，テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析，企画・立案を提供する。<br>本取組は，我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。 | | | | 4-1 |
| | 3<br>(3) | 3<br>(2) | 2<br>(2) | 2 | 060 |
| ⑤穏健主義育成のための文明間対話事業（29年度） | Ｇ７伊勢志摩サミットで発表されたＧ７テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして，イスラム指導者等を我が国に招へいする。<br>具体的には，被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより，我が国として，各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。 | | | | 4-3 |
| | － | 13<br>(10) | 11<br>(9) | 10 | 061 |
| ⑥FATF（金融活動作業部会）第４次対日相互審査対応経費（令和元年度） | FATF 第４次対日相互審査用資料として FATF 事務局に提出する日本のマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の取組を記載した自己審査書の翻訳費用。<br>同自己審査書に基づき相互審査を受け，審査団によるアドバイスの下，フォローアップを行うことにより，日本の対策が向上・強化され，ひいてはテロのリスクから国際金融活動と国民生活の安全を守ることにつながる。 | | | | 4-2 |
| | － | － | － | 0.9 | 新<br>31-003 |
| ⑦Ｇ20 腐敗対策作業部会会合開催経費（令和元年度） | 我が国議長国下で開催される，Ｇ20 腐敗対策作業部第３回会合の開催経費の一部を負担するための費用。Ｇ20 腐敗対策作業部会では，Ｇ20 議長国が，年３回行われる会合のうち，関連国際機関本部（令和元年度は OECD）において開催される第３回会合の一部経費を負担することとなっている。<br>Ｇ20 議長国として，同作業部会会合を主催し，成果文書に関する文言交渉及びその後のフォローアップを主導することは，我が国の腐敗対策に関する施策立案及び実施促進並びに我が国における各種施策に関する国際的な情報 | | | | 4-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 発信に寄与する。 | | | | |
| | ― | ― | ― | 4 | 新<br>31-004 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野５　宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また，宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ，各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて，宇宙空間の安定的な利用を確保し，我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「宇宙基本計画」（平成 28 年４月１日　閣議決定）
　２.（１）③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　２.（３）①宇宙産業関連基盤の維持・強化
　４.（１）①ｉ）宇宙空間の安定的利用の確保
　４.（１）①iii）宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　４.（２）③ii）調査分析・戦略立案機能の強化
　４.（２）③iv）法制度等整備
　４.（２）④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
　　ｉ）宇宙空間における法の支配の実現・強化
　　ii）国際宇宙協力の強化
・宇宙基本計画　工程表（平成 30 年度改訂）
・「国家安全保障戦略」(平成 25 年 12 月 17 日)
　Ⅲ　１（４）国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
　Ⅳ　１（９）宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
　Ⅳ　４（２）法の支配の強化

### 測定指標５－１　宇宙空間における法の支配の確立　＊

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて，宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし，宇宙空間の安定的な利用を確保する。

30 年度目標

１　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し，「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には，６月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し，法の支配の確立に役立てる。

２　国連等の枠組みにおいて，二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に，国連総会第一委員会等を活用し，宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し，共通認識を醸成することで，ルール作りのプロセスを活性化する。また，宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において，宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル（MILAMOS：Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space）策定プロジェクトの本格化に伴い，同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

１　宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については，６月の COPUOS 本委員会において，ワーキンググループにおいて既に合意済みの 21 件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン（LTS ガイドライン）及びその前文についてエンドースを目指したが，コンセンサスが形成されないまま，ワーキンググループのマンデート終了に伴い，ガイドラインの交渉が終了した。 LTS ガイドラインについては，31 年２月に開始された COPUOS 科学技術小委員会において，我が国は有志国と共に，合意済みの 21 件を実施することの重要性を指摘しつつ，他の COPUOS 加盟国にも実施を促す内容のステートメントを行った。また COPUOS 法律小委員会において，令和２年及び同３年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

６月の COPUOS 本委員会の際，宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会とし

て，「第１回国連宇宙会議」開催 50 周年記念会合(UNISPACE+50)のシンポジウム及びハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）が開催され，安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保へ向けて,宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10 月の国連総会では UNISPACE+50 に関する決議が採択された。

２　二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については，７月に宇宙に関する包括的日米対話第５回会合，また，31 年３月に第１回日印宇宙対話及び第４回日 EU 宇宙政策対話を実施し，国際ルール作り，民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については，11 月にシンガポールにて開催された第 25 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF-25）において，LTS ガイドラインの履行の重要性を含む，宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また，31 年３月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）に参加し，安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに，宇宙状況把握，宇宙交通管理（STM）等，新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOS の策定については，関連する会合にオブザーバー参加し（10 月及び 31 年２月），議論を把握するとともに，情報交換を行った。

令和元年度目標

１　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し，「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には，令和元年６月の COPUOS 本委員会及び令和２年２月の COPUOS 科学技術小委員会において，合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い，法の支配の確立に役立てる。また，COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく，国際的な議論を主導する。

２　国連等の枠組みにおいて，二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に，宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで，規範強化のプロセスを活性化する。また，宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において，宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。

３　宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて，国際的な規範の議論に積極的に関与する。また，議論の結果を適時適切に発信し，この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が，平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている中で，近年，宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しているため，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するために,宇宙利用に関する国際的な規範強化とそれを通じた宇宙協力が必要であるところ，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

宇宙基本計画（平成 28 年４月１日　閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（平成 30 年度改訂）を基に目標を設定した。

**測定指標５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築**

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また，既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに，それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

30 年度目標

１　米，豪，EU，仏等，既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い，協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化，重層的な協力関係の構築に結び付けていく。

２　現在協議・対話を実施していないが，インド等，高い宇宙能力を有し，又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で，宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。

３　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ，他 GNSS 運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

1　７月に，宇宙に関する包括的日米対話第５回会合及び第８回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し，安全保障及び民生の両分野において，情報交換及び協力可能性等について議論した。また，31 年３月に，第４回日 EU 宇宙政策対話を実施し，国際ルール作りや民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。

2　宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について，様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ，31 年３月，第１回日印宇宙政策対話を実施し，民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び日印間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。

3　11 月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第 13 回会合（於：西安）に出席し，衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標

1　米，豪，EU，仏，印等，既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い，協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化，重層的な協力関係の構築に結び付け，適切なタイミングで公表する。

2　現在協議・対話を実施していないが，高い宇宙能力を有し，又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で，宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し，新規対話国を発掘する。

3　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ，他 GNSS 運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

宇宙空間の安定的な利用を確保するためには，宇宙空間の利用が民生・安全保障など多様な分野に関係するとともに，その利用に着手する国が増加していること，また，事業の実施には多額の予算が必要であることから，他国との協力が不可欠であり，二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

宇宙基本計画（平成 28 年４月１日　閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（平成 30 年度改訂）を基に目標を設定した。

**測定指標５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ９回 | ９回 | ９回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

選定理由は測定指標５－１と同じ。国際的なルール作りに向けた取組を推進する観点から，30 年度実績値（９回）と同じ目標値とした。

**測定指標５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 10 回 | 10 回 | 10 回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

選定理由は測定指標５－２と同じ。宇宙先進国である米，豪，EU，仏，印等との対話を継続する観点から，30 年度実績値（10 回）と同じ目標値とした。

達成手段

| 達成手段名（開始年度） | 達成手段の概要（注） | 関連する測定指標 |
|---|---|---|

<table>
<tr><td rowspan="2">（関連施策）</td><td colspan="3">予算額計（執行額）<br>（単位：百万円）</td><td>当初予算額<br>（単位：百万円）</td><td rowspan="2">行政事業レビュー事業番号</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>令和元年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①宇宙に関する取組の強化<br>(29 年度)</td><td colspan="4">1　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し，法の支配の実現・強化に役立てる。<br>　このような活動を通じて，今後国際的に重要視されるルール作り及び宇宙環境保全に関する取組や，今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。</td><td>5-1<br>5-3</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに，他の先進国との対話を強化する。<br>　宇宙対話を通じて，相互の宇宙政策や，民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより，双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し，また，個別の協力分野について，更なる協力の推進に寄与する。</td><td>5-2<br>5-4</td></tr>
<tr><td>－</td><td>6<br>(8)</td><td>19<br>(8)</td><td>8</td><td>062</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革（平和への取組，開発及びマネジメント改革）を推進しており，この議論に積極的に参画するとともに，安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下，安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間，できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために，安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また，国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで，国内外で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に，国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し，人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年９月 25 日）
　「日本と日本人は，未来を見据える」
・未来投資戦略 2017　－Society5.0 の実現に向けた改革－（平成 29 年６月９日　閣議決定）中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪
・女性活躍加速のための重点方針 2018（平成 30 年６月 12 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章７．（１）①外交
　Ⅱ　３．（９）②国際機関の邦人職員増強
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
　地球規模課題の解決への一層積極的な貢献

### 測定指標６－１　国連改革及び安保理に係る取組の進展　＊

中期目標（--年度）

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに，国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また，安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ，我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

30 年度目標

１　国連における行財政改革については，国連が効率的・効果的に運営され，かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう，我が国として以下を達成する。
（１）グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働きかけを行う。
（２）2019-2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき，経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
（３）国連総会第５委員会での 2018-2019 年度 PKO 予算審議と 2018-2019 年度二か年通常予算の執行において，合理化・効率化の取組拡大を働きかけ，予算の抑制を図る。
（４）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
２　安保理改革については以下の取組を行う。
（１）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために，各種国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。
（２）30 年度中に具体的進展を得るべく，改革推進派との連携強化を目指し，グローバルな働きかけを積極的に行うとともに，安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
３　安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については，二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え，支持要請を行い，同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1　国連における行財政改革

（1）グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については，7月にマネジメント関連の国連事務局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また，8月の同事務総長の訪日時の安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において，国連の機能の実効性と効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し，国連改革と並行して安保理改革を進めることについての働きかけを行った。

（2）2019-2021 年国連分担率については，米国の PKO 分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り広げられたが，我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果，「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が 12 月に国連総会で承認された。我が国の 2019-2021 年分担率は 2016-2018 年の分担率（9.680%）から 1.116 ポイント低下した 8.564%となった。

（3）国連総会第５委員会での PKO 予算及び二か年通常予算については，我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働きかけた結果，国連総会で７月に承認された 2018-2019 年 PKO 予算及び 12 月に承認された 2018-2019 二か年通常予算のいずれについても，国連事務局から要請された金額を抑制することができた。

（4）ジュネーブ・グループの会合（４月及び 10 月）への参加や，米国（４月）及びドイツ（５月）との二国間国連協議の実施により，主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2　安保理改革

（1）９月の第 73 回国連総会では，安倍総理大臣の一般討論演説において，国連の意義が問われている今こそ，日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また，河野外務大臣は，Ｇ４外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに，日・カリコム外相会合やその他の会談でも，安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

河野外務大臣，佐藤外務副大臣，山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した 10 月の TICAD 閣僚会合では，19 か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。

また，安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）を東南アジア（６月）及び東欧（７月）に派遣する等して，各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに，日本の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大するための働きかけを実施した。

Ｇ４各国との間では，９月にＧ４外相会合（於：NY）を開催したほか，局長級会合を３回（６月，９月及び 11 月）開催した。Ｇ４外相会合においては，今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくＧ４の取組を強化すること，この点，アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し，安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては，政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始するべくあらゆる手段を講じると同時に，政府間交渉開始から 10 年となる令和元年や国連創設 75 周年の令和２年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。

（2）アフリカやカリコム諸国等に対し，政府要人の招へいの機会に，安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに，立場の収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3　安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和４年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう，二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し，支持要請を行い，他国からの支持を獲得した。加えて，同選挙における我が国への支持拡大に向け，各国の国連常駐代表を招へいする一方，安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）の東南アジア（６月），東欧（７月）等への派遣を通じ，我が国の外交政策への理解を促進すると同時に，同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

1　国連における行財政改革については，国連が効率的・効果的に運営され，かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう，我が国としては以下を達成する。

（1）グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については，同事務総長の提案に基づいて 29 年 12 月に導入が承認された単年度の通常予算が令和２年１月から試験的に導入される機会に，現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに，同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第５委員会において国連事務局及び加盟国に働きかけ，予算の抑制を図る。

（2）国連総会第５委員会での 2019-2020 年 PKO 予算審議において，合理化・効率化の取組拡大を働きかけ，予算の抑制を図る。

（３）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
２　安保理改革については以下の取組を行う。
（１）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために，各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え，我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。
（２）改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し，令和元年度中に具体的進展を得るべく，改革推進派との連携強化を目指し，グローバルな働きかけを行うとともに，安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
３　安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については，二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え，積極的に支持要請を行い，同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中，国連通常予算と PKO 予算の１割近くを負担する国連の主要財政貢献国である我が国にとって，国連の行財政改革への取組の実績を測ることは，我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。

これら予算の抑制により，我が国の財政負担を抑えつつも，国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

また，国連加盟国が設立当初の 51 か国から 193 か国と４倍近くに増加したにも関わらず，現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は，21 世紀の国際社会の現実を反映していない。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り，これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進，支持の拡大を図ることは，今日の国際社会を反映した，より正統性を備え，効果的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり，このための取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては，安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進，支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

**測定指標６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進**

中期目標（--年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで，若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また，こうした取組を通じ，より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

30 年度目標

Ｇ20 や TICAD７等の大型行事が控えていることも踏まえつつ，国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく，以下の取組を行う。
１　国連関連の民間団体とも協力しつつ，若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
２　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に，国連に関する講演会等を実施する。
３　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを，グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し，広報を行う。
４　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに，分かりやすいものとする。
５　国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し，有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績

１　奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催，国連に対する興味関心の強い中高生による NY 訪問に対する側面支援，模擬国連への後援名義付与，国連英検（国連協会主催）の広報強化（パンフレットの改訂など），東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。また，国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう，UNIC 東京と連携して，UNIC 東京及び国連本部でのインタ

ーン活動を紹介する動画を作成・周知した。
2　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に，国連における日本の取組に関する講演会（30 年度中 15 回）等を実施した。
3　「日本と国連」パンフレットについては，29 年３月に作成したバージョン（当初 1,000 部作成後，300 部増刷）を，国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し，31 年３月末時点で 1,300 部を配布した。また，国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版 1,000 部を 31 年３月に作成した。
4　外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として，国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に，「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また，若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため，「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
5　安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を 31 年３月に開催し，国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で，闊達な意見交換を行うことにより，連携して諸課題の検討を行った。
　31 年２月，駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き，国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では，国連関係機関における日本企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け，省内関係者間で共有するとともに，国連調達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標
　G20 や TICAD７等の大型行事等の機会を捉え，国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく，以下の取組を行う。
1　国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ，若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
2　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に，国連に関する講演会等を実施する。
3　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを，グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し，広報を行う。
4　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに，分かりやすいものとする。
5　国連･マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し，有識者との連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは，国連の場において，日本が存在感を示すに当たり，基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　国連の活動及び日本の国連政策の発信には，各種イベント・講演会やパンフレット・ホームページを通じた広報活動，また，有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

**測定指標６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進**

中期目標（令和７年度）
　国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。

30 年度目標
　国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため，以下の取組を実施し，国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。
1　国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から，毎年，20 名強の純増を達成すべく，優秀な日本人 JPO，中堅職員を含め，一人でも多くの日本人を国際機関（特に，我が国の外交上，重要な国際機関）に送り込む。
2　国際機関で勤務するに相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため，海外での実施を含め，ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
3　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し，日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

1　国連関係機関における日本人職員数は850名（29年度実績）から882名に増加し，30年度目標である「20名強の純増」を達成した。30年度のJPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）３年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和元年６月時点で75.0%であり，家庭事情等によりいったん国際機関を離職したJPOがいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの，人数としては42名が採用されており，日本人職員数全体の増加に貢献した。また，中堅派遣により，当初見込みどおり，29年度派遣者（任期２年目）と合わせ５名を派遣した。

2　国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で214回実施し，対前年比約1.3倍の延べ13,140名が参加した。このうち海外でのガイダンスは48回であり，対前年比約1.5倍の1,323名が参加した。また，外部有識者によるCV添削・面接指導を19名に対して実施した結果，幹部ポストも含め採用につながった。

3　29年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的に開催し，タスクチーム全体として各国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い，JPOの正規採用や，日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

1　令和７年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から，毎年，20名強の純増を達成すべく，優秀な日本人JPO，中堅職員を含め，一人でも多くの日本人を国際機関（特に，我が国の外交上，重要な国際機関）に送り込む。

2　国際機関で勤務するに相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため，海外での実施，小中高生を対象とする形式を含め，ガイダンスを積極的に実施する。また，多様な国際機関の存在を知ってもらうため，国際機関人事センターのSNSによる発信，ガイダンスへの講師派遣等により，国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また，外部有識者によるCV添削・模擬面接，オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。

3　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し，日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

4　日本人の職員増だけでなく，幹部職員の強化を図るため，リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく，現職国家公務員をJPOとして派遣する制度を復活させる。また，マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは，国際機関，特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め，また，国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

他のＧ７諸国は，いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が1,000人を超えていることから，我が国も令和７年までに1,000人を目指すこととし，平成30年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ，国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的であるJPO派遣の拡大，中堅職員の派遣，海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の発掘，CVの書き方や面接試験の指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに，国際機関ポストに応募する日本人の数を増やすため，上記の取組に加え，日本各地及び海外において，小中高生を含め，特にこれから社会に出る若年層に対して，キャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動にも一層取り組む必要がある。

| 参考指標１：JPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率 | | |
|---|---|---|
| （注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率 | 実績値 | |
| | 29年度 | 30年度 |
| | 82.9% | 75.0% |

| 参考指標２：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12月現在） | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29年度 | 30年度 |

| | | |
|---|---|---|
| | 850 | 882 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国連政策<br>（　＊　） | １　国連における行財政改革<br>国連における行財政改革について，ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し，主要財政貢献国と連携しつつ，交渉に当たる。<br>このような取組により，我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに，国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも，国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。 | | | | 6-1 |
| | ２　安保理改革及び安保理非常任理事国選挙<br>我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し，政府間交渉や様々な国際会議，首脳・外相会談，国連協議，安保理改革担当参与派遣の機会を捉え，効率的に各国と議論を続け，安保理改革に向けた機運を高めるとともに，安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。<br>安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ，我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え，支持要請を行い，同選挙に対する我が国支持を拡大する。<br>上記の取組は，国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに，日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。 | | | | 6-1 |
| | ３　国連広報<br>日本の国連を通じた取組に対する，国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し，広報活動や有識者等との意見交換を通じ，国連の活動及び日本の国連政策を発信する。<br>このような取組により，国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに，国連に対する興味関心を有する若者を増やし，長期的には国際機関で働く日本人職員増強にも貢献していく。 | | | | 6-2 |
| | 46<br>(40) | 46<br>(32) | 49<br>(47) | 73 | 063 |
| ②国際機関邦人職員増強<br>(昭和 49 年度) | 外部有識者を面接官とした JPO 選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により，より効果的な試験実施を確保するとともに，JPO 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ，JPO 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。<br>こうした取組は，国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。 | | | | 6-3 |
| | 34<br>(30) | 34<br>(29) | 31<br>(23) | 49 | 064 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

１　国連の各種人権フォーラム（国連総会第３委員会，人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出，人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため，国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。

２　主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ，我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。

３　第三国定住による難民の受入れ，難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁，国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国際移住機関(IOM)，NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標７－１　人権・民主主義の保護・促進

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ，国際社会の関心事であり，我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに，国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め，我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また，この点を踏まえ，国際社会の責任ある一員として，主要人権条約を着実に履行する。

30 年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて，各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ，国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

（２）特に，国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には，内容に我が国の考えを反映するとともに，無投票採択を目指しつつ，本決議が投票に付される場合には，可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか，我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても，多数の国の支持を得て，採択されることを目指す。

（３）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め，社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。

（４）民主主義共同体における議論への参加等を通じ，引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に，二国間人権対話の実施等を通じ，当事国による人権分野の取組を促すとともに，意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等，我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出，審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに，個人通報制度の受入れの是非について，我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し，検討等を行う。

（３）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに，国内での人道法の普及に努める。

（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国際社会

（１）国際社会における人権問題の解決に貢献するため，アジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

（２）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，第 73 回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案（北朝

鮮の深刻な人権侵害を非難し，北朝鮮に対し，その終結を強く要求するとともに，拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみに留意し，日本人に関する全ての問題の解決，特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容）を EU と共同で提出し，無投票で採択された。なお，31 年３月の第 40 回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については，諸情勢を総合的に検討した結果，決議案の提出国とならなかったが，EU が提出した同決議は無投票で採択され，我が国も採択に参加した。

31 年２月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し，拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに，国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し，国際社会にアピールした。なお，同ステートメントでは，慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

（３）OHCHR の活動に関しては，任意拠出金を通じて，人権条約体改革への支援を行った。また，９月に就任したバチェレ人権高等弁務官を 31 年３月の第５回国際女性会議（WAW！/W20）の機会に我が国に招待し，安倍総理大臣表敬，阿部外務副大臣との会談，第二回日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ，関係を強化した。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては，国連における障害者関連の様々なイベントを共催し，障害者の権利の保護と促進の取組を行った。

子どもの権利の分野に関しては，我が国は，「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待，搾取，取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府，国連機関，NGO，企業等が参加する国際的な枠組み。）の理事国及び「パスファインディング国」（GPeVAC において，自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。）として，国内外において，子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また，GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として，29 年度補正予算にてイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し，ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。

さらに，我が国は，第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護，尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて，「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として，企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため，関係府省庁間でベースラインスタディ（現状把握調査）を実施し，その過程でステークホルダーとの意見交換会を第 10 回まで開催し，12 月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ，国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で，31 年１月末までパブリック・コメントを実施した。

（４）９月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し，民主主義に関する様々な議論を行った。

２　二国間関係

カンボジア（５月），イラン（31 年１月）及びミャンマー（31 年３月）との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに，国連などの多国間の場における協力について意見交換を行い，我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った

３　主要人権条約・人道法の履行等，我が国の取組の説明・発信

（１）６月，第 36 回自由権規約締約国会合において，自由権規約委員会委員選挙が行われ，我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は，昭和 62 年から現在まで，自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており，古谷教授は我が国出身の３人目の委員となる。

各条約体の日本政府報告審査に関しては，ジュネーブにおいて，８月に人種差別撤廃委員会による審査が，11 月に強制失踪委員会による審査が，31 年１月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても，外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し，各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

（２）個人通報制度の受入れの是非について，諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ，引き続き検討を行った。

（３）国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合（５月及び 12 月）に参加し，積極的な意見交換を行った。また，５月に国際人道法国内委員会を開催し，国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

（４）世界人権宣言の採択 70 周年を記念して，国内外での様々な会合に出席した。例えば，12 月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」においては，鈴木外務大臣政務官がスピーチを行う等，日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて，各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ，国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

（２）特に，アジアにおける人権状況に関し，決議の採択を含め，引き続きイニシアティブを取る。

（３）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め，社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば，「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し，引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また，ビジネスと人権の分野においては，企業行動に係る国別行動計画を策定し，日本企業に先進的な取組を促すことにより，企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに，日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。

（４）Ｇ７即応メカニズム（RRM）（注）の取組，民主主義共同体等への参加等を通じ，引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。

（注）Ｇ７シャルルボワ・サミット（６月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。Ｇ７各国は，民主主義の介入に対処するためのフォーカルポイントを定め，情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて，多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に，二国間人権対話の実施等を通じ，当事国による人権分野の取組を促すとともに，意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等，我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出，審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに，個人通報制度の受入れの是非について，我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し，研究会の実施を含めて検討等を行う。

（３）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに，国内での人道法の普及に努める。

（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は，国際社会の一員としての当然の責務であるとともに，我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため，それら取組の実績を測定することは，施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は，国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるところ，各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また，人権の保護・促進を重視する，国際社会の一員としての責務を果たす観点から，政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め，また，未締結の選択議定書等について引き続き必要な検討を進める必要がある。さらに，このような取組を含め，我が国の人権分野における取組につき，国際社会の理解を促進することも重要である。

**測定指標７－２　人道分野での取組（難民等への支援）**

中期目標（--年度）

国内における難民等への支援，第三国定住による難民の受入れ等を通じ，我が国の社会的安定を維持しつつ，人道分野で国際貢献を行う。

30 年度目標

１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また，第三国定住難民の受入れにあたり，定住先の地方展開の在り方も含め，適切に見直し・改善を行う。

２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR，IOM 及び NGO との連携を強化し，円滑な難民支援を実施する。また，受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民（５家族 22 名）の受入れを行い，さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また，29 年度から，難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して，定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており，30 年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて，10 月以降，「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し，第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
２　条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均 172 人)を実施した。
３　国連難民高等弁務官の訪日や IOM 及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR，IOM 及び NGO との連携を強化し，必要な情報交換等を行い，円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標
１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また，第三国定住難民の受入れにあたり，定住先の地方展開の在り方も含め，適切に見直し・改善を行う。加えて，令和２年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて，適切な準備を行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR，IOM 及び NGO との連携を強化し，円滑な難民支援を実施する。また，受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム，定住後の支援等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
近年の国際社会による難民問題への関心の高まりを受け，難民等への支援は，人道分野でも極めて重要な国際貢献であり，その実績を測定することは，施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。
我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは，難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり，そのための各種支援・保護事業が必要である。また，第三国定住に対する国際的動向も踏まえ，我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し，改善を図るとともに，円滑に受入れを実施していく必要がある。

**測定指標７－３　人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況**

| | 中期目標値 | 30 年度<br>（注）30 年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における年度目標値及び実績値 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | 多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。 | 29 年度同様，無投票採択を目指しつつ，本決議が投票に付される場合は，26 年度（注：27,28 年度は無投票採択）より多くの賛成票を確保する。 | 無投票採択 | 人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し，同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは，我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること，また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。
我が国は，20 年から 11 年連続で EU と共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており，30 年度は，北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが，31 年３月の人権理事会においては，諸情勢を総合的に検討した結果，我が国は同決議案を提出せず，EU が提出した同

決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては，事態の推移を注視しつつ，あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため，現時点では予断できないことから，令和元年度においては，人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることし（我が国は，北朝鮮人権状況決議以外に，これまでカンボジア人権状況決議，ハンセン病差別撲滅決議を提出），それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとした。

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進<br>（11 年度） | 1　国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護<br>国連の各種人権フォーラム（国連総会第３委員会，人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか，二国間の人権対話等を通じ，各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進める。国連事務局の人権担当部門である OHCHR の活動を始め，国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し，関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については，国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。<br>こうした取組は，国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。 | | | | 7-1<br>7-3 |
| | 2　主要人権条約・人道法の履行<br>政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため，条約毎の政府報告の作成，政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また，個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに，国内での人道法の普及に努める。<br>こうした取組は，国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。 | | | | 7-1 |
| | 10<br>(10) | 21<br>(8.3) | 13<br>(13) | 11 | 067 |
| ②難民等救援業務委託事業<br>（昭和 54 年度） | 我が国に庇護を求める難民認定申請者のうち困窮の度合いが高い者に対する生活面での保護や我が国に定住を希望する難民認定者（条約難民）の日本定住の促進等の支援等を継続する。<br>難民認定申請者や条約難民に対して，それぞれ保護費の支給や各種支援事業を行うことは，申請者等の生活を支援することを通じ，我が国の社会的安定に寄与する。 | | | | 7-2 |
| | 526<br>(493) | 497<br>(497) | 481<br>(481) | 489 | 065 |
| ③第三国定住による難民の受入れ<br>（22 年度） | 第三国定住で受け入れた難民が我が国社会に定着し，安定した生活を営むための定住支援として，定住支援施設において社会生活適応訓練等をきめ細やかに実施する。<br>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは，国際的な難民問題の解決に寄与する。 | | | | 7-2 |
| | 88<br>(87) | 93<br>(91) | 100<br>(100) | 111 | 066 |
| ④「ビジネス | 企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る国別行 | | | | 7-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| と人権」に関する国別行動計画策定経費 | 動計画を策定する。<br>　日本企業に先進的な取組を促すことにより，企業活動における人権の保護・促進の推進並びに日本企業の競争力の確保及び向上に寄与する。 | | | | |
| （令和元年度） | － | － | － | 55 | 新<br>31-005 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約，及び女性関連施策の企画・調整を通じた，女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　二（一億総活躍）
・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ(平成 29 年９月 20 日）
・第５回国際女性会議 WAW!/W20 における安倍総理大臣開会挨拶（平成 31 年３月 23 日）

### 測定指標８－１　女性の権利の保護・促進　＊

中期目標（--年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに，我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより，我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。

30 年度目標

１　我が国が女性分野において国際社会をリードするため，国際女性会議 WAW!2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに，各国政府や国際機関，市民社会等とのネットワークを構築する。
２　我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し，また，WINDS 大使なども活用しつつ，各国の女性活躍推進に携わる政府，経済界，学術界等とのネットワーク構築を図るため，我が方在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに，令和元年のＧ20 及びW20 の我が国開催を見据えて，Ｇ20 及びＧ７の議論・対話に積極的に参加する。また，国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセミナー，シンポジウム等において，女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく，サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
３　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ，女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障，女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ，我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
４　女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため，モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また，行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い，同行動計画の初めての改訂版を策定する。
５　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく，国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　31 年３月に，５回目となる国際女性会議 WAW!をＧ20 のエンゲージメント・グループの一つであるW20 と同時に開催した。「WAW! For Diversity」をテーマに，W20 と WAW!の合同セッションを設け，民間の視点も取り入れつつ，経済界，学術界，男性，若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し，２日間で約 3,000 人が来場した。また，２日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
２　６月のＧ７シャルルボワ・サミット（カナダ）では，分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ，首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか，「途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」，「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に，途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育，人材育成支援のために２億ドルのコミットメントを発表した。
　12 月のＧ20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では，女性のエンパワーメントについて，女性の労働参画推進，デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消，職業や育児休暇へのアクセス，女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。29 年７月

のＧ20 ハンブルグ・サミット（ドイツ）の際に立ち上げが発表され，日本が 5,000 万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については，継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして，31 年３月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介や STEM 分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し，約 500 名の女性起業家が参加した。このほか，女性政策に関する発信のため，31 年１月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し，講演会及び意見交換会を実施した。

３　国連女性機関（UN Women）に対して約 2,366 万米ドルを拠出し，特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ，エンパワーメント，アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には，シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12 月には「Ｇ20，女性活躍，そして SDGs ゴール５へ～ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍推進議連と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し，挨拶を行うなど連携した。

また，紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し，110 万米ドルの財政支援を行い，支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また，国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し，被害者保護対策に取り組んだ。

４　女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）について，27 年に策定した国連安保理決議第 1325 号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について，モニタリング及び評価結果をまとめた第３回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また，同計画には策定から３年後に改訂を行うことが明記されているところ，関係省庁との調整，有識者，NGO・市民社会との意見交換，パブリック・コメントを経て，31 年３月の WAW！に合わせて改訂版を策定し，外務省ホームページで公表した。改訂版では国連 PKO 要員だけでなく，人道支援，開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止が盛り込まれた。また，それにより，実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

６月のＧ７シャルルボワ・サミットにおいて，Ｇ７WPS パートナーシップイニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ，また，行動計画の実施目標に含まれる他国への WPS 分野の支援の一環として，日本はスリランカをパートナー国として，31 年４月からスリランカの WPS 行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

５　第５回 WAW!/W20 の機会に，国連人権条約対日理解促進プログラムの一環として，ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいした。来日中，片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し，日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また，松川るい参議院議員（女性活躍推進議連事務局長）と面会し，女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは，「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」，「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており，女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また，６月にニューヨークの国連本部で開催された第 20 回女子差別撤廃条約締約国会合において，女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ，秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

６　国連女性の地位委員会（CSW）

31 年３月の第 63 回 CSW に，田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授），各府省庁，国際協力機構（JICA）及び NGO から成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム，公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され，田中代表は，一般討論演説で，保育・介護受け皿の拡大，性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で，海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか，閣僚級ラウンドテーブルでは，雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や，ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

１　我が国が女性分野において国際社会をリードするため，国際女性会議 WAW!の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに，各国政府や国際機関，市民社会等とのネットワークを構築する。

２（１）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し，各国の女性活躍推進に携わる政府，経済界，学術界等とのネットワーク構築を図るため，在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに，国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー，シンポジウム等において，イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

（２）Ｇ20 大阪サミット開催に向けて，Ｇ20 及びＧ７の議論・対話に積極的に参加する。Ｇ20 では，女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援，女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し，特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組み構築を主導する。

３　国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ，女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障，女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ，我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに，これら機関との連携を強化する。

４　女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため，モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう，実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。

５　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく，また，令和２年３月に提出が予定されている政府報告の作成に向けて，関係省庁と連携しつつ作業を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力を推進していくためには，従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え，我が国の取組を積極的に内外に発信することにより，これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に，国際女性会議 WAW!の開催，そのフォローアップイベントの海外での開催は，新たな人脈構築，協力関係の発展につながるものであり，有益である。また，Ｇ７/Ｇ20 や国連の下での各種取組も国際社会における女性分野における存在感を高める上で重要である。なお，WPS に関して，「行動計画」の改訂により，評価委員による年次報告書の作成は２年毎になったため，令和元年度は作成されない。

**測定指標８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位**

| （出典：国連女性機関（UN Women）ホームページ） | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ８位以内 | ９位 | ８位以内 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性に対するエンパワーメントや性暴力の防止などといった問題の重要性は年々高まっており，我が国は女性の権利の保護・促進に向けた動きをリードすべく，引き続き国連女性機関（UN Women）との連携を強化し，我が国の本件分野における国際的なプレゼンスを更に高めることが重要である。その観点から，国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

国連女性機関（UN Women）との連携強化の観点から，他国の拠出金増額の傾向はあるものの，未達成だった 30 年度目標（８位）を維持した。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費（27 年度） | 専門家で構成される評価委員会が，モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。<br>このような取組は，女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり，女性の権利の保護・促進に寄与する。 | | | | 8-1 |
| | 1<br>(0.4) | 1<br>(0.5) | 0.9<br>(0.9) | 0.7 | 068 |
| ②国連人権条約体対日 | 女子差別撤廃委員会等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。<br>これにより，男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対す | | | | 8-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 理解促進プログラム関連経費<br>（29年度） | る理解を増進するとともに，同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。 | | | | |
| | ― | 6<br>(4) | 6<br>(3) | 4 | 071 |
| ③女性関連国際シンポジウム開催経費<br>（27年度） | 令和元年度も国内外の有識者を日本に招待し，国際女性会議WAW!を開催し，女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。<br>これにより，当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ，取組の推進につなげていくとともに，日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。 | | | | 8-1 |
| | 95<br>(74) | 92<br>(86) | 86<br>(73) | 86 | 069 |
| ④在外公館における女性関連セミナー開催経費<br>（27年度） | 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし，国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため，在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに，在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。<br>上記取組は，女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。 | | | | 8-1 |
| | 9<br>(3.7) | 8<br>(4.9) | 6<br>(2) | 4 | 070 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は，国際社会の平和と安全を確保し，我が国の安全保障を担保するために重要であることから，我が国は，以下の取組を実施する。

１　核軍縮については，NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化，軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の取組主導，国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効，核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組，その他国際的枠組みにおける取組，「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。

２　大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については，関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに，保障措置強化のため，IAEA との各種の協力や，IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また，国際輸出管理レジームの強化に向けた取組，拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献，セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

３　生物・化学兵器については，生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。

４　通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また，通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
「核軍縮・不拡散の現実的かつ実践的な取組」

### 測定指標９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組　＊

中期目標（--年度）

核兵器のない世界の実現に向け，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

30 年度目標

１　2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第２回準備委員会において，NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。

２　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また，その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて，地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。

３　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて，核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として，国際社会が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。

４　CTBT 早期発効に向け，未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに，日本とオーストラリアが主導する CTBT フレンズ外相会合の成功に向けて取り組む。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に，国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し，条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。

６　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて，現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

７　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに，我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため，国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

１　４月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会に，河野外務大臣が出席し，核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中，重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに，「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の提言（効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言）（30 年３月提出）に示されている取組として，透明性，検証や対話型討論を紹介し，国際社会に具体的な行動を呼びかけた。

また，河野外務大臣はサイドイベントにおいても，「賢人会議」の提言を紹介した。

2　NPDI として，上記第２回準備委員会に，４本の作業文書（透明性，北朝鮮，NPT 運用検討プロセス強化，保障措置）を提出した。また，透明性・報告に関するサイドイベントを開催し，具体的な議論に資するよう貢献した。その他，韓国（６月），オーストラリア（７月），インド（７月），イスラエル（11 月）及びロシア（12 月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し，二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。

3　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第３回会合を 11 月に長崎で開催した。日本人委員７名のほか，核兵器国，中道国，核兵器禁止条約推進国の外国人有識者８名の計 15 名が参加した。同会合では，30 年３月の「賢人会議」の提言を踏まえて，核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき，軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。

また，12 月，第 73 回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が 162 か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は，核軍縮を実質的に前進させるべく，国家間の信頼関係を再構築し，立場の異なる国々の間の橋渡しを行い，国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり，核兵器国である英国が共同提案国となった。また，核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中，101 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。

4　４月の 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会及び７月のゼルボ CTBTO 事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に，また，10 月の日印首脳共同声明においてインドに，CTBT 批准・署名を求めた。５月には，第８回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言で CTBT の重要性を確認した。９月には，ニューヨークで河野外務大臣が第９回 CTBT フレンズ外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し，約 30 か国の外相が参加するなど CTBT の発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また，同外相会合の機会に，タイが CTBT を批准し，ツバルが署名した。さらに，10 月に開催された TICAD 閣僚会合の際，我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い，このうちジンバブエが 31 年２月に CTBT を批准した。

5　５～６月，ジュネーブの国連欧州本部において，FMCT ハイレベル専門家準備グループの第２回会合が開催され，将来の条約の要素について考えうる選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し，条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。

6　IPNDV については，７月にソウルで行われた作業部会及び 12 月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において，核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ，検証技術や方途，課題を洗い出す作業について，既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し，議論に貢献した。

7　７件 12 名に「非核特使」，５件 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し，被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会等へ出席した。また８月に，我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため，ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお，国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

1　2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第３回準備委員会において，NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく，NPT 体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに，少なくとも 2020 年 NPT 運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長の選任等の手続き事項を決定すべく，積極的に議論に貢献する。

2　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また，その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて，地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。

3　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて，核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ，国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。

4　CTBT 早期発効に向け，未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに，令和元年に開催予定の第 11 回 CTBT 発効促進会議に向けて議長を補佐する等，同会議の成功に向けて取り組む。

5　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み，種々の会合の場において，条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。

6　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて，現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

7　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を 2020 年 NPT 運用検討会議第３回準備委員会等に派遣するとともに，国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関

するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて，国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを基礎として，核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。なお，国連軍縮会議の開催については,本件会議をホストする自治体の有無等の要因が大きいため目標には盛り込まないこととし，代わりに，令和元年度に実施予定の軍縮不拡散教育に関するステートメントを通じて，我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組むこととした。

**測定指標９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組　＊**

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

30年度目標

１　大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

（１）北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため，関係国と緊密に協議を行い，また，アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援（会合の開催等）する。また，イランの核合意（イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA））履行及び北朝鮮の核問題への対応のため，以下を実施する。

ア　イランの核合意履行支援のため，IAEAとの協力の下，29年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き，イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。

イ　北朝鮮の核問題については，IAEAが関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開を見据え，準備体制を強化していることを踏まえ，IAEAに対する資金面・人材面での協力を行う方向で準備を進める。

（２）各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に，原子力供給国グループ（NSG）においては，在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し，円滑な運営に協力する。

２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため，以下を実施する。

（１）IAEAや関係諸国と緊密に協力し，IAEA追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し，締約国の増加を図る。

（２）IAEA理事会及び総会に然るべく対応するとともに，IAEA保障措置シンポジウム（４年に一度開催）や，アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等，保障措置関連の国際・地域会議に我が国として参加し，成功裏の開催に貢献する。

（３）IAEAによる保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに，我が国として，IAEAの保障措置体制の強化に貢献すべく，保障措置局における日本人職員増強を図る。

３　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，以下を実施する。

（１）二国間レベルでは，輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。

（２）地域レベルでは，アジア不拡散協議（ASTOP），アジア輸出管理セミナー等を開催する。

４　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため，以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し，プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。

（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合

（２）我が国主催PSI訓練「Pacific Shield 18」

施策の進捗状況・実績

１（１）大量破壊兵器等の不拡散の観点から，関連国連安保理決議の履行を含め，米国，インド，パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え，関係国と緊密に協議した。また，第15回アジア不拡散協議（ASTOP）（31年３月）や第26回アジア輸出管理セミナー（31年２月）等を通じて，国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により，アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。

ア　７月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の協力の下，IAEA主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等26名に対し，追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し，具体的な形で核合意履行支援を

実施し，IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。

イ　７月の河野外務大臣のウィーン訪問や 12 月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め，様々なレベルで，不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。

（２）NSG 総会（６月），オーストラリア・グループ総会（６月），ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合（12 月），ワッセナー・アレンジメント総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，各国の輸出管理の在り方について議論したほか，無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い，さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また，在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として，参加国との連絡・調整，文書管理，会議場提供等，円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ，NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

２　保障措置体制の強化に関しては，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結に向けた働きかけを行ったところ，締約国数は２か国増加し（リベリア及びセルビア）134 か国となった。また，アルジェリアが署名，タイが批准した。

（１）第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（31 年３月）では追加議定書（AP）に関するセッションを設け，原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働きかけるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティビルディングの取組につき紹介した。その上で，今後の実効性あるキャパシティビルディングに向け，新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また，イラン向け保障措置トレーニングについては，AP に基づく申告を取り上げ，イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。

（２）年５回開催される IAEA 理事会において，指定理事国として，重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し，IAEA 事務局の取組を支援するとともに，北野在ウィーン代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。９月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し，政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また，10 月から 11 月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に，原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し，アジア太平洋諸国に対するキャパシティビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか，地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し，地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに，IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため，31 年２月に，IAEA 理事国（英国，エジプト及びインドネシア）の在ウィーン代表部大使を招へいし，福島東電第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに，同理事国との一層の関係構築を進めた。

（３）IAEA 理事会等の場を通じて，指定理事国として，保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12 月の天野事務局長の訪日や 31 年１月のヘイワード事務次長（予算計画担当）訪日といった機会を捉え，保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け，辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。

３（１）アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，インドネシア政府関係者の能力構築支援（11 月）や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を実施した。

（２）第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（31 年３月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（31 年２月）を開催し，アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに，体制強化に係る取組の促進を働きかけた。

４（１）５月に，拡散に対する安全保障構想（PSI）の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家（OEG）会合に参加した。ハイレベル政治会合では，今後の取組方針を確認した４つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど，PSI の取組に積極的に参加した。

（２）７月に，我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは，外務省，警察庁，財務省，海上保安庁，防衛省等が参加した。また，豪州，ニュージーランド，韓国，シンガポール及び米国が艦船や哨戒機，人員等を派遣したほか，アジア太平洋地域を中心に，19 か国がオブザーバーとして参加し，各国の拡散阻止能力の向上や連携強化，PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

１　国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため，二国間及び多国間の枠組みを活用し，関係国と意思疎通を重ね，緊密に協力する。

２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため，以下を実施する。

（１）IAEA や関係諸国と緊密に協力し，IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同

議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し，締約国の増加を図る。
（２）IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに，アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等，保障措置関連の国際・地域会議に参加し，成功裏の開催に貢献する。
（３）IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに，保障措置局における日本人職員増強を始め，IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
（４）イランの核合意については，国際情勢を踏まえつつ，イランによる履行の支援を然るべく行う。
３　各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に，原子力供給国グループ（NSG）においては，在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ，円滑な運営に協力する。
４　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，以下を実施する。
（１）二国間レベルでは，輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
（２）地域レベルでは，アジア不拡散協議（ASTOP），アジア輸出管理セミナー等を開催する。
５　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため，以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し，プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに，我が国関係機関の能力の向上を図る。
（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG)会合
（２）他国主催 PSI 訓練

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は，国際の平和と安定に寄与し，また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな核兵器保有国出現を阻止するため，IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり，不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また，PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な枠組みであり，これに積極的に取り組むことが必要である。

**測定指標９－３　生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組**

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

30 年度目標

１　生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，締約国・地域の増加に努める。
（２）BWC の締約国会合，専門家会合及びＧ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し，関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また，条約の実施強化に向けて，我が国の提案を作業文書として提出し，BWC の実施強化に貢献する。
（３）国内実施措置の強化のため，条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（４）BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ，年２回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。
（５）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて，国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い，ASEAN 諸国のキャパビルを支援し，BWC の実施強化に貢献する。
２　化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
（１）米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが，シリア等において化学兵器の使用事案が度々発生しており，化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため，使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や，より効果的な査察検証体制の実現に向けて，化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議，執行理事会(定期的に年３回，及び必要に応じて随時開催)，条約実施のための各種協議などの定例会合及び５年に１回開催される第４回運用検討会議(11月）において積極的に議論に参加する。
（２）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め，北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組み，非締約国・地域（北朝鮮，イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し，条約の普遍化に努める。
（３）OPCW 締約国会議，執行理事会，条約実施のための各種協議などの定例会合及び第４回運用検討会議へ積極的に参加し，我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に，第４回運用検討会

議は５年に１回開催され，今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ，CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく，積極的に準備会合等での議論に参加し，OPCW の化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。
（４）専門家派遣，研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し，各国の条約の実施強化を目指す。
（５）OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW）,対国内産業等）を適切かつ効率的に受入れ，我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績
１　生物兵器禁止条約（BWC）
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果，南アフリカが新たに締約国・地域となった。
（２）８月の専門家会合に専門家とともに参加し，信頼醸成措置の段階的アプローチ，国際機関との連携強化，条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し，条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される，Ｇ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し，関連分野の情報交換を行った。
　12 月の締約国会合では，生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか，成果文書の採択に尽力した。
（３）バイオセキュリティに関わる民間企業社員，学術関係者，政府関係者等を対象とする会合において，外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど，国内研究者への啓蒙を行った。
（４）国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において３回開催し，バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ，条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し，締約国会合において提出した。
（５）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて，我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い，BWC 締約国による条約実施の促進に貢献した。また，ASEAN 諸国の能力構築（キャパビル）に向けた事業の準備も行った。
２　化学兵器禁止条約（CWC）
（１）第４回特別締約国会議で，我が国も共同提案国となり，有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により，シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり，令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後，関係国と連携した働きかけにより，同チームの設置を含む予算案の OPCW 締約国会議（11 月）での採択，運用検討会議（11 月）での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。
（２）非締約国・地域（イスラエル，エジプト，北朝鮮及び南スーダン）に対する CWC 加入の呼びかけを OPCW と共に実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について，OPCW 会合等の機会での我が国からの働きかけの結果，各国の理解を深めており，北朝鮮加入に向けた少数関係国と OPCW の協議を 31 年３月に開始することにつなげた。
（３）OPCW 運用検討会議，締約国会議，執行理事会（年３回開催）に参画し，作業文書の提出などを通じて我が国のプレゼンスを示しつつ,遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。
（４）OPCW との協力の下，ネパール及びスリランカからの研修生各１名を国内の化学事業所に受け入れ，化学プラントの保安体制，事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し，締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また，国内実施当局である経済産業省より，国際的セミナーに職員を専門家として派遣し，国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。
（５）25 件の OPCW による査察を滞りなく受入れ，我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに，OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
（６）「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」（５月）や同専門家会合（11 月）に参加し，CWC の各締約国の国内実施体制の強化及び CWC の普遍化が重要である旨声明を発出し,我が国のプレゼンスを示しつつ，国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標
１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，締約国・地域の増加に努める。
（２）BWC の締約国会合，専門家会合及びＧ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し，関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また，条約の実施

強化に向けて，我が国の提案を作業文書として提出し，BWC の実施強化に貢献する。
（３）国内実施措置の強化のため，条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（４）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて，国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い，ASEAN 諸国等の対応能力の強化などを通じて BWC の実施強化に貢献する。
２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（１）シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており，化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため，使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて，また，より効果的な査察検証体制の実現に向けて，OPCW 締約国会議，執行理事会（定期的に年３回，及び必要に応じて随時開催），条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。
（２）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み，非締約国・地域（北朝鮮，イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し，条約の普遍化に努める。
（３）OPCW 締約国会議，執行理事会，条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し，化学兵器のない世界の実現に向けて，特に CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を促進すべく，積極的に議論に参加する。
（４）専門家派遣，研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し，各国の条約の実施強化を目指す。
（５）OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW），対国内産業等）を適切かつ効率的に受入れ，我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は，国際社会の平和と安全を維持するのみならず，我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには，BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに，各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また，我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

**測定指標９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組**

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

30 年度目標

１　武器貿易条約（ATT）については，我が国は 29 年８月から第４回締約国会議議長を務めているところ，締約国の拡大に向けた各種働きかけ，条約の実効的な履行について，引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に，国連加盟国（193 か国）の半数を超える 97 か国の締結に向けた働きかけを実施する。
２　対人地雷禁止条約については，未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に，二国間会談，国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては，国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう，条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また，会議の場を通じて，我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し，地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
３　クラスター弾に関する条約については，未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に，二国間会談，国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを行う。関連会議においては，将来のクラスター弾の廃絶を目指して，締約国だけでなく，未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示すべく，建設的なインプットを行う。また，会議の場を通じて，世界第２位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。
４　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでは，我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて，自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合において，LAWS に関連しうるロボット技術や人工知能（AI）は，産業，医療，災害対応等，経済や社会の様々な分野で利用され，今後も急速な発展が見込まれている

ことから，我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や，安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ，建設的に議論に参画する。

5　小型武器については，我が国は長らく主導的役割を果たしており，毎年，南アフリカ，コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。30 年の国連第一委員会及び国連総会においても，実質的な内容をもつ決議となるよう，採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

1　武器貿易条約に関し，８月に第４回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し，締約国・地域，オブザーバー国，産業界，有識者，NGO 等，世界各地から約 400 名の参加を得た。同会議では，条約の実効的履行や普遍化，透明性の促進等に関する議論とともに，条約事務局の強化，国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また，在外公館を通じ，未締結の 21 か国への働きかけを実施した。30 年末の時点で締約国・地域数は 100 に達した。

2　対人地雷禁止条約に関し，締約国会議（11 月）等の条約関連会合を含め，対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し，同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また，30 年度においては，シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等，対人地雷対策に関して総額約 41.7 億円の支援を実施した。

3　クラスター弾に関する条約に関し，締約国会議（９月）において，国内履行の重要性につき指摘しつつ，条約の普遍化を働きかけるとともに，国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また，国連総会第一委員会において，ラオス政府とサイドイベントを共催し，我が国の NGO 等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。

4　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関し，４月及び８月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し，各議題において積極的に発言し，議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を三回（７月，10 月及び 31 年３月）開催し，自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府としての理解増進に努めた。

5　６月に開催された国連小型武器行動計画第３回履行検討会議において，アジア大洋州地域選出の副議長国として，成果文書のコンセンサス採択に向け，建設的に議論へ参加した。また，12 月，コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。小型武器の問題に取り組んできた日本として，同問題について国際社会が一丸となって取り組む機運を醸成すべく，これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

1　武器貿易条約（ATT）普遍化に関する作業部会の共同議長として，30 年末時点で締約国・地域数が 100 に達したモメンタムを維持すべく，条約の効果的な履行の議論と，アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。

2　発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し，地雷対策における世界有数のドナーである我が国として，条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また，令和元年 11 月に予定される検討会議では，条約の普遍化とともに今後５年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。

3　クラスター弾に関する条約については，未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に，二国間及び多国間の枠組みを活用し，条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また，被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより，未締結国を含め，クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。

4　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの，科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で，３年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において，特に，自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。

5　小型武器問題については，令和２年の国連小型武器行動計画（UNPOA）第７回隔年会合（7BMS）の開催に向け，令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において，国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また，コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても，実質的な内容をもつ決議となるよう，採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進に際しては，条約を始めとする既存の枠組みの履行とそれらへの参加国の拡大（条約については締約国の増加）が重要であり，その実現に向けた我が国の取組の実績を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

条約の普遍化に向けた各種会合を通じた働きかけとともに，特に，対人地雷及びクラスター弾の両条

約の履行と普遍化を進める上では，人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた被害者支援等の国際協力が有益である。またLAWSについては，その主要な構成要素である人工知能（AI）やロボット技術が，産業，医療，災害対応等，経済や社会の様々な分野で既に利活用されていることから，我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や，安全保障に対する負の影響が生じないように留意しつつ，国際的なルール作りを進めることが適当である。

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①包括的核実験禁止条約（CTBT）国内運用体制整備<br>（16年度） | 連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ，監視観測結果の解析・分析を行い，運用時を想定して運用試験結果の評価を行うと共に，技術的解析手法の開発・向上を行う。また，包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い，協力関係を構築・維持する。<br>こうした取組は，条約の検証制度の効果的な運用に資する。 | | | | 9-1 |
| | 186<br>(183) | 179<br>(176) | 174<br>(173) | 207 | 072 |
| ②軍備管理・軍縮・不拡散への取組<br>（　＊　） | 1　国際連合等への協力費<br>国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに，一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。<br>こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。 | | | | 9-1 |
| | 2　軍縮教育普及<br>毎年８月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し，外務大臣等を補佐するとともに，被爆者への説明等の活動を通じ，政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また，国際会議等が開催される際，非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで，唯一の戦争被爆国として，核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。<br>こうした取組は，軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。 | | | | 9-1 |
| | 3　軍縮・不拡散調査研究等経費<br>研究委員を選定し，研究会を実施することで，軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか，国連軍縮フェローシッププログラムの一環として，東京，広島，長崎に一行を招待し，参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。<br>こうした取組は，軍縮政策実施体制確立に資する。 | | | | 9-1 |
| | 4　国連総会<br>国連総会第１委員会に積極的に参加し，我が国決議を採択する。<br>こうした取組は，国際的な軍縮への気運を高める。 | | | | 9-1 |
| | 5　不拡散分野での協力強化<br>二国間及び多国間の枠組みを活用し，関係国と意思疎通を重ね，国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。<br>こうした取組は，国際的な不拡散体制の強化に資する。 | | | | 9-2 |
| | 6　IAEA保障措置の強化<br>追加議定書締結促進セミナーの開催，IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク等への参加・貢献等，IAEAや関係国との協力を通じ追加議定書の締結を促進し，IAEA保障措置体制の強化を図る。また，IAEAによる保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに，保障措置局に | | | | 9-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | おける日本人職員増強を始め，IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。<br>こうした取組は，IAEA 保障措置の強化に資する。 | | | | |
| | 7　輸出管理レジーム<br>輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ（NSG），オーストラリア・グループ（AG），ミサイル技術管理レジーム（MTCR），ワッセナー・アレンジメント（WA），弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し，国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では，参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており，各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。<br>こうした取組は，輸出管理レジームの強化に資する。 | | | | 9-2 |
| | 8　地域不拡散強化協力<br>国際的な不拡散体制の強化・発展のため，ASEAN 諸国，中国，韓国等の局長級で，不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議（ASTOP）や，アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め，輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また，アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。<br>こうした取組は，アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。 | | | | 9-2 |
| | 9　拡散に対する安全保障構想（PSI）<br>PSI 訓練やオペレーション専門家会合（OEG）への出席及び主催を通じ，PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い，積極的な貢献を果たす。<br>これにより，特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。 | | | | 9-2 |
| | 10（1）生物兵器禁止条約（BWC）<br>生物兵器禁止条約の締約国会合，専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに，国内実施措置の強化のため，条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い，セミナー等への専門家の派遣を行う。<br>こうした取組は BWC の実施強化に資する。<br>（2）化学兵器禁止条約（CWC）<br>化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議，執行理事会（年３回開催），条約実施のための各種協議及び第４回運用検討会議（５年に１回開催）に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに，中国遺棄化学兵器（ACW）処理事業等への査察受入において OPCW に協力する。<br>こうした取組は CWC の実施強化に資する。 | | | | 9-3 |
| | 75<br>(70) | 78<br>(61) | 62<br>( 44) | 30 | 073 |
| ③通常兵器の軍備管理<br>（　＊　） | 通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し，我が国のプレゼンスを高めるとともに，国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。<br>武器貿易条約（ATT），対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働きかけ等を積極的に行う。<br>これらの取組は，通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。 | | | | 9-4 |
| | － | － | － | － | - |
| ④核軍縮の実質的な進展ための賢人会議<br>(30 年度) | 安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で，様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し，現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議を開催する。<br>こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。 | | | | 9-1 |
| | － | － | 37<br>( 30) | 40 | 074 |

<table>
<tr><td rowspan="2">⑤武器貿易条約第４回締約国会議開催経費<br>（30 年度）</td><td colspan="4">武器貿易条約第４回締約国会議議長国として，締約国数が低いレベルに止まっているアジア大洋州地域の非締約国に対する条約締結に向けた機運を創り出すため，日本国内で締約国会議を開催する。<br>同会議への日本国内の政治，産業各界の関与を実現し，日本国内での同条約の認知度を高め，もって我が国による同条約の更なる貢献に向けた国内基盤の強化を図る。</td><td>9-4</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>16<br>(37.9)</td><td>0</td><td>075</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥軍縮・不拡散分野における人材育成事業関係経費<br>（令和元年度）</td><td colspan="4">核軍縮・不拡散分野で国際的に活躍する人材育成を目的とし，キャリア構築のための軍縮・不拡散に関する講座及び国際機関への就職を可能とするような国際機関における業務能力向上のための講座を実施する。<br>こうした取組は，核軍縮・不拡散分野における国際社会での日本のプレゼンスの強化に資する。</td><td>9-1</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>5</td><td>新<br>31-006</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

1　国際的な原子力の平和的利用の促進，原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
2　福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
3　二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説(平成 27 年４月 28 日)
・第５次エネルギー基本計画(平成 30 年７月３ 日 閣議決定)
　第２章
　　第２節４．（３）原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
　　第２節 11.（１）②二国間エネルギー協力体制の高度化
　　第４節４．（５）③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

### 測定指標 10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化　＊

中期目標（--年度）

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の原子力の平和的利用を促進する。
2　我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ，他国にも同様の取組を促し，結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

30 年度目標

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき，令和２年に向け，日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1　９月に IAEA 総会が開催され，政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し，政府代表による政府代表演説や米国及び，フランスのカウンターパートとの会談を実施した。
　５月に IAEA 本部（ウィーン）で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し，国別討議において日本の活動及び今後の取組や，前回の検討会合（27 年５月）で言及された課題（廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定，人材育成の強化，総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（注）からの提案の実施）への取組などを報告した。
（注）IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され，規制の枠組みのほか，原子力，放射線，放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。
　８月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）を東京にて開催し，過去１年間の核セキュリティに関する日米間の取組をやゴールの進捗状況を確認し，現状認識及び今後の取組の方向性等について，具体的なイメージを両国間で共有した。
　また，核セキュリティ関連条約の普遍化のため，局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて，未加入国（パキスタン等）に対し，加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働きかけを行い，また，Ｇ７各国と共に共同デマルシュを実施した。
2　30 年２月に署名した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく IAEA との協力具体化のため，これまでのオリンピックや各種ワールドカップ等の主催国と IAEA との間の協力事例を関係省庁に共有するとともに，関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的ニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。

２　「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に，核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
３　IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議（令和２年２月開催予定）に向け，関係省庁と共に，前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や，更なる取組が必要な分野の特定を行い，国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の推進に際し，国際協力を通じた原子力安全（Safety），核セキュリティ（Security）の確保，促進は極めて重要であり，このための取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

特に，IAEA や米国等との協力等を通じた，核セキュリティの強化は原子力の平和的利用の促進において重要である。また，東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け具体的な核テロ対策に万全を期することが重要である。

**測定指標 10－２　福島第一原発事故後の対応**

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し，国際的な原子力安全の強化に貢献する。

30 年度目標

１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
２　廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

１　福島第一原発のモニタリング結果，除染状況，食物関係等の包括的な情報を６月に IAEA 事務局へ提供した。我が国が提供した情報は，IAEA 事務局の評価コメントが付された形で，IAEA のホームページ（HP）に掲載された。また，11 月に福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第４回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書（31 年１月に受領）を反映した包括的な情報提供を行い，IAEA の HP で公開予定。

放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し，25 年から 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し，11 月に福島県の HP に公開（英語版）された。また，一般広報用のリーフレット（日本語版及び英語版）も福島県の HP 上で公開された。

福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で，福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水（地下水バイパス及びサブドレン水）の放射性物質濃度，及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを，毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。

２　海洋モニタリングに関し，我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため，10 月に IAEA の専門家の訪日を得て，国内の分析機関の分析能力，正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，積極的な情報発信を行う。
２　廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原発事故の経験をいかした国際的な原子力安全強化のため，国際社会に対して，福島第一原発事故後の対応についての情報発信等の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，国際社会に対して積極的な情報発信を行い，国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重要。また，廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であり，世界の叡智を結集し，国際社会に開かれた形で進めていくことが必要である。

・「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（第４回改訂）（平成 29 年９月 26 日　廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定）
・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成 27 年４月 28 日）
・「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年９月３日

原子力災害対策本部決定）

**測定指標 10－３　原子力の平和的利用に関する国際協力の実施**

中期目標（--年度）

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み，原子力の平和的利用の促進を図る。また，これらの連携強化を通じて，国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

30 年度目標

1　技術協力基金（TCF），平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化

2　「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みなどを通じた，原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材，企業及び機関と IAEA との連携拡大，IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大

3　IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

施策の進捗状況・実績

1　我が国は，TCF に対して，30 年度に 797 万ユーロを拠出し，開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して，保健，食糧，環境，産業，原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また，PUI 拠出金により，IAEA に対して 374 万米ドルを拠出，アフリカ，東南アジア，中南米カリブ地域を中心とする 57 の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策，農業支援，水資源管理，原子力安全等の 12 の IAEA プロジェクトを支援した。

2　IAEA と国内人材，企業及び機関の協力強化に向け，以下のような様々な取組を実施した。

・　IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣，会合の開催について，国内組織の協力強化を支援するため，IAEA に対する国内の人材や組織の提示，国内機関との調整を行った。

・　日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取り決めの署名（11 月）を側面支援したほか，この分野の IAEA プロジェクトに対して PUI 拠出金を割り当て，同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。

・　31 年１月に，ヘイワード IAEA 事務次長を日本に招へいし，国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して，日本国内の人材や組織の IAEA への理解を強化し，IAEA との協力関係構築や IAEA での勤務に対する関心を高めた。また，各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて，原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし，IAEA における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。

・　IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため，我が国が開催した国連ビジネスセミナー（７月）に際する IAEA への働きかけ・調整，IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは，IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ，相互理解が深まった。

・　RCA に基づく活動推進のため，日本政府として，RCA の政府代表者会合，総会，各種ワーキング・グループ等に出席し，RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また，本件に係る政策決定に資するよう，関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席，関連会合の開催を支援した。これにより，30 年度に実施された RCA プロジェクト 12 件のうち 11 件に日本人専門家の参画や，日本人専門家の IAEA 講師としての派遣が行われたほか，医療分野３件及び水資源管理分野１件の関連会合の国内開催に至った。

3　IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に，目標２（飢餓），３（保健），６（水・衛生），７（エネルギー），９（イノベーション），13（気候変動），14（海洋資源），15（陸上資源），17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり，TCF 及び PUI 拠出金を通じて，IAEA による取組を支援した。

11 月に，原子力の平和的利用，特に保健・医療，農業・食料，環境，水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され，辻外務大臣政務官が出席し，コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

1　技術協力基金（TCF），平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金，「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた

IAEA の活動を支援する。また，原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材，企業及び機関と IAEA との連携拡大，IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ，平和的利用分野における国際協力を推進する。
２　１を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ，SDGs 達成に係る取組を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり，このための取組実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い，開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中，TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は，IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は，原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材，企業及び機関を多く有しており，原子力科学技術分野における協力の促進を目的として RCA 等の枠組みを活用しつつ，国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで，IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに，国際社会における日本のプレゼンスの強化，また，国内人材・組織の国際展開に資することができる。また，IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は，途上国における幅広い分野の開発支援を通じて，日本が重視する SDGs の達成にも貢献しており，IAEA によるこの活動を支援することは，SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し，この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。

**測定指標 10－４　二国間協定の交渉・協議**

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ，原子力の平和的利用を推進する。

30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していくというのが，原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って，メキシコとの二国間原子力協定等，交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また，10 月に，日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していくというのが，原子力協定締結に関する我が国の考え方であり，これに沿って，二国間原子力協定等，交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から，主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり，これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉･協議の状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進が，原子力の平和的利用及び核不拡散の観点から重要である。

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー |

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①原子力の平和的利用のための国際協力の推進<br>(17年度) | 主に以下の国際協力を推進する。<br>1　原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合<br>2　適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための，二国間原子力協定等に基づく外交手続<br>3　「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合<br>4　原子力関連施設の視察<br>5　原子力専門資料から情報の入手<br>6　我が国との原子力協力に関する調査<br>こうした取組は，原子力の平和的利用の促進に寄与する。 | | | | 10-3<br>10-4 |
| | 13<br>(8) | 14<br>(10) | 14<br>(12) | 14 | 076 |
| ②IAEA，G７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化<br>(22年度) | IAEAやG７各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに，福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。<br>こうした取組により，国際的な原子力安全の向上に貢献する。 | | | | 10-1<br>10-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整<br>(22年度) | 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，国際社会に対して積極的な情報発信を行い，正確な理解の形成を図るとともに，原発事故後の対応に関して，国際社会との協力を推進する。<br>こうした取組により，国際的な原子力安全の向上に貢献する。 | | | | 10-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ④核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献<br>(22年度) | 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）での議論や日米核セキュリティ作業グループの活動等，国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行う。<br>こうした取組により，原子力安全及び核セキュリティの向上に貢献する。 | | | | 10-1 |
| | － | － | － | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し，世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には，科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や，核融合，大量破壊兵器の不拡散，地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに，外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　六　おわりに
・統合イノベーション戦略（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章（３）エビデンスに基づく政策立案/大学等法人運営の推進
　第５章（１）SDGs 達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）の推進
　第６章（４）安全・安心
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）
　第７章（３）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

### 測定指標 11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（--年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって，国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

30 年度目標

１　科学技術外交を推進するため，８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
２　二国間科学技術外交強化のため，科学技術協力協定に加え，経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し，新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
３　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め，科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

１　ロシア，シンガポール，ノルウェー，中国，スウェーデン，カナダ及びドイツの計７か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し，各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また，スペイン，オーストラリア，英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが，総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず，令和元年度に持ち越すこととなった。
２　新興国との科学技術協力関係の強化については，８月に第 16 回日中科学技術協力委員会を東京で実施した。EPA に基づく政府間会合としては初めて，４月にシンガポールとの第１回科学技術合同委員会を実施し，両国間の科学技術協力の現状や，バイオメディカル，ICT，宇宙及び北極分野での協力等について意見交換を行った。
３　STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（31 年２月）においては，科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し，二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また，STDN メーリングリストを活用し，科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和元年度目標

1　科学技術外交を推進するため，８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
2　二国間科学技術外交強化のため，科学技術協力協定に加え，経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し，新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
3　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め，科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は，天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり，その目的の達成のためには，先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は，専門性の高い科学技術分野において，情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし，我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ，また，第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月閣議決定）第７章（３）「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において，「国は，我が国が取り組む経済・社会的課題に対して，大学，公的研究機関，企業等から創出された成果を世界に発信するとともに，これらの分野においてリーダーシップを発揮すべく，国際機関や国際会合の場を活用する。また，二国間，多国間等の国際協力を戦略的に推進する」こととしていることを踏まえて，年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については，相手国の事情等を含めて予断できない要素があり，30 年度は目標を下回ったが，過去の開催実績を踏まえ 30 年度目標を維持し，８か国・機関以上とした。

**測定指標 11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進**

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ，多国間の科学技術協力に貢献するとともに，参加国との関係を増進する。

30 年度目標

多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け，イーター計画とブローダー・アプローチいずれも，限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。
1　イーター計画については，今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ，同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。
2　ブローダー・アプローチについては，EU との協力の下，引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績
1　イーター計画の進展に向け，加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え，他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより，コミュニケーションの向上を図った。また，実験炉の建設計画について，29 年 11 月時点では約 50％の建設が完了していたのに対し，11 月時点では約 60％まで建設が進む等，着実な進展を見せた。
2　ブローダー・アプローチについては，EU と連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六カ所村において，JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設等が引き続き順調に進められた。令和２年４月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について，政府レベルを含め，議論が進められた。

令和元年度目標
1　イーター計画の進展に向け，同計画参加極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう，個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。
2　ブローダー・アプローチについては，EU と協力し，引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に，令和２年以降の新たな

フェーズの協力について，日 EU 間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては，日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため，核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（19 年に協定発効。令和 7 年 12 月に運転開始，令和 17 年 12 月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており，限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要。

・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）

**測定指標 11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進**

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ，多国間の科学技術協力関係を増進するとともに，大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

30 年度目標

1　ISTC の事務局運営に関して，引き続き予算・人員面での合理化に取り組み，事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に，事務局の効率的・効果的な活動を促進する。

2　大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者･技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化･効率化に向けた働きかけを行い，ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果，事務局運営経費は前年比 25%減の予算の枠内で活動を実施した。30 年の事務局運営費の対プロジェクト･プログラム事業費は 11%の見込み（29 年は 15%）であり，10%目標達成へ向けて着実に進んだ。

2　外務省及び文部科学省は，ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか，事務局職員１名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し，ISTC を人的・財政的に支援した。また，我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に６件のプロジェクトを開始した。これらを通じ，旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに，日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化，また，ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

1　ISTC の事務局運営に関して，引き続き予算・人員面での合理化に取り組み，事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に，事務局の効率的・効果的な活動を促進する。

2　大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者･技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

効率化の２つの大きな指標は，事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので，その合理化度合いと，合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要。

**測定指標 11－４　科学的知見の外交への活用促進**

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより，国際社会の平和と安定及び我が国の安全と

繁栄の確保に貢献する。

30年度目標

1　外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ,産学官の関係主体との連携を通じ，各種知見や取組を結びつけ，助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ，外交上の成果に結びつけていく。特に，今後予定される主要外交機会（大阪G20，TICAD７及びSDGs首脳級レビュー）に向けて，世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。

2　科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより,我が国のソフトパワーを高めるべく，科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣科学技術顧問の活動

（1）提言について，持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関しては，科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ，２回の会合結果を踏まえ，５月に,「SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップ～世界と共に考え，歩み，創るために～」を提言として取りまとめ，同顧問から中根外務副大臣に提出した。また，６月に国連本部で開催されたSDGsと科学技術との関係を討議する第３回STI フォーラムのSTI ロードマップに関するセッションにて，同提言について発信した。またTICAD７に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ，２回の会合結果を踏まえ，31 年３月に，TICAD７に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し，阿部外務副大臣に提出した。さらに，デジタル技術に関する取組に関して，７月に安西祐一郎氏（慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授，独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長）が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて，同推進会議の下で，「STI for SDGs を支える人材育成に関する考察」を策定した。

（2）ネットワーク構築活動については，同顧問が11月に東京で開催された第６回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し，STI for SDGsに関する提言について発信した（第５回会合（５月，於：スイス）及び第７回会合（31 年２月，於：オマーン）は代理が出席。）。また，科学技術外交推進会議を３回開催（５月，12月及び31年３月）し，産学官の関係者との意見交換を行ったほか，科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために，国内のほか，米国，カタール，中国，フランス，スペイン，アルゼンチン及びブラジルにおいて，科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や，大学及び研究所等の視察を行った。

（3）G20大阪サミットに向けての取組としては，５月に策定されたSDG s達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関する提言を基に作成された，「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方（案）」をG20大阪サミットの成果物とすべく，G20作業部会の中で２回議論を行った。

2　外務大臣科学技術顧問による対外発信については，科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIPキャラバン」）を11月にカタール（第10回）にて，31年２月にフランス（第11回），同３月にアルゼンチン（第12回）及びブラジル（第13回）にて実施した。また，国内外で他機関が主催する11回の講演会等に招待され，科学技術外交に関する講演を実施した。また，外務省内において，若手職員を対象とする研修における講義（５月）及び省内セミナー（４回）を開催した。

令和元年度目標

1（1）外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び，産学官の関係主体との連携を通じて，各種知見や取組を提言などに取りまとめ，外交上の成果に結びつけていく。

（2）特に，主要外交機会（G20大阪サミット，TICAD７及びSDGs首脳級会合等）に向けて，世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には，STI for SDGsの発信について，G20開発作業部会において議論を行った後，シェルパ会合において議論を行い，G20 大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また，国連の下でも，STIフォーラム，ハイレベル政治フォーラム（HLPF）及びSDGs首脳級会合等において発信を行うことにより，科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。

2　科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて,科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに，我が国のソフトパワーを高めるべく，科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

| |
|---|
| 科学技術は，経済成長や社会の発展を支え，安全保障面でも重要な役割を果たす，平和と繁栄の基盤的要素であり，様々な外交課題に対応する上で，科学技術の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。<br>科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成 29 年８月７日）において，外務大臣科学技術顧問は，今後とも，（１）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言，（２）国内外のネットワークの強化，人材育成，（３）積極的な対外発信，の柱に沿って，科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。<br>・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月閣議決定） |

| 参考指標：ISTC 事務局の職員数 | | |
|---|---|---|
| （出典：ISTC 理事会文書）<br>注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋４支部事務所）の合計人数 | 実 績 値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 32 | 31 |

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①科学技術に関する二国間政府間対話の推進<br>（ ＊ ） | 科学技術協力協定に加え，EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し，相互の科学技術政策や，例えば，環境エネルギー，ライフサイエンス，ナノテクノロジー，地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。<br>これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに，二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり，科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。 | | | | 11-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ②イーター計画等の推進<br>（ ＊ ） | イーター計画を通じ，一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について，多国間の国際科学技術協力を進める。<br>関連の理事会等において，議論に積極的に参加することにより，多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに，参加各国・極間の信頼醸成につなげ，国際社会の平和と安定に寄与する。 | | | | 11-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③科学技術顧問関係経費<br>（28 年度） | 27 年９月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は，外務大臣の活動を科学技術面でサポートし，特に，グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国，新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ，各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら，また，同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウムを開催すること等を通じて科学技術外交を推進する。<br>外務省参与の活動を通じ，科学技術外交を効果的に推進することにより，外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。 | | | | 11-4 |
| | 9<br>(9) | 23<br>(20) | 24<br>(22) | 22 | 077 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ④G20 イノベーション作業部会（令和元年度） | 日本がリードしてG20におけるSTI for SDGsに関する成果物を策定するために，G20大阪サミットにおいて，実務レベルの協議を開催する。国連を始め国際社会では，SDGs達成にSTIを活用する上で，計画表（STI for SDGsロードマップ）やそのための支援の枠組みの策定が必要との議論が活発化している流れを受けて，「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」等を策定し，G20大阪サミットの成果の一部とするもの。<br>この取組により，グローバル課題への対応における科学技術の活用促進に寄与する。 | | | | 11-4 |
| | ― | ― | ― | 15 | 新<br>31-007 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅱ－２）

| 施策名（※） | 国際経済に関する取組 |
|---|---|
| 施策目標 | 日本経済の成長を促進する，力強い経済外交を推進するため，以下に取り組む。<br>１　多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を推進する。<br>２　インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。<br>３　日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。<br>４　国際経済秩序の形成に積極的に参画する。<br>５　我が国の経済活性化のため，2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」において，戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ，これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。<br>30 年６月に策定された「未来投資戦略 2018」においても，上記目標に基づき，経済連携協定交渉について，TPP11 協定の参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに， RCEP，日中韓 FTA などの経済連携協定交渉を，戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられており，30 年度に発効に至った TPP11 協定及び日 EU・EPA の着実な実施，TPP11 の拡大，その他の経済連携協定交渉を引き続き推進することが重要である。<br>また，「未来投資戦略 2018」において，政府，地元自治体，経済界，議員等が働きかけ，万博誘致特使の各国への派遣，国内外におけるイベント開催等を通じ，2025 年国際博覧会の大阪・関西への誘致を実現するとの目標が掲げられた。誘致が実現したことを踏まえ，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し，右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。 |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 14,496 | 477 | 1,688 | 27,282 |
| | | 補正予算(b) | △2,279 | 124 | 347 | |
| | | 繰越し等(c) | 2,704 | 0 | 7,291 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 14,920 | 601 | 9,326 | |
| | 執行額(百万円) | | 13,969 | 434 | 4,929 | |

| 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 担当部局名 | 経済局 | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

１　多角的貿易体制の維持・強化等を通じ，グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。

２　経済連携強化に向けた取組として，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 197 回国会所信表明演説（平成 30 年 10 月 24 日）
　四　外交・安全保障（新たな時代のルールづくり）
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（公正な経済ルールづくり）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用　＊

中期目標（--年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに，国際貿易ルールを維持・強化する。

世界貿易機関（WTO）紛争処理，EPA 紛争処理，投資仲裁について，国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ,政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより,個別紛争や制度の運用に積極的に関与し,国際経済体制の安定性･法の支配の向上に貢献していく。

30 年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け，第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ，WTO での電子商取引，零細・中小企業（MSMEs），投資円滑化等の議論を進めていくべく，WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し,これを推進していく。また,環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

２　WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度（注１）や，地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）（注２）での議論に積極的に参画し，各国の問題のある措置の改善を図る。

３　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件,第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。

（注１）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し，理解を深める観点から，WTO 協定に基づき，加盟国の貿易政策等について審査する制度。

（注２）地域貿易協定審査：WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定が WTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

１　ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し，WTO 非公式閣僚会合（５月及び 31 年１月）の機会等，WTO 改革の議論に積極的に取り組んだ。WTO の機能改善に向け，我が国は，カナダ主催 WTO 改革関連プロセス（10 月にカナダの発案により会合を開始した 13 の WTO 加盟国による取組）において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに，11 月には，一般理事会にて，日米 EU 等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また，ルール交渉分野においても，例えば，MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し，共同議長国として 30 年度は９回の有志国会合を実施したほか，31 年１月にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し，76 の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。令和２年６月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）までに一定の進展が得られるよう,日本,豪州及びシンガポールが議論を主導した。29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された後，MSMEs の直面する課題（市場アクセス，輸送コスト，管理運営，流通能力，貿易金融アクセス等）を特定するため，30 年３月に作成されたロードマップに基づき，31 年２月には非公式作業部会が開催され，各テーマ毎に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており，その結果が MC12 に報告される見込みである。

また，EGA 及び TiSA については，28 年 12 月以来，交渉が中断しているが，早期交渉再開を模索し

ている。
２　協定の履行監視に関し，30 年度は，15 か国の TPR 会合及び４回の CRTA 審査に参加した。特に，TPR 会合では，各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い，かかる措置の是正・撤回を求めた。
３　WTO 紛争解決に関し，30 年度，日本は（１）ブラジルー税制恩典措置について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り，現在勧告の履行状況を確認中。また，（２）インドー鉄鋼セーフガード措置等及び（３）韓国－日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置において，いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。29 年度にパネル審査を終えた（４）韓国－日本産水産物等の輸入規制措置を含め，上記（２）～（４）はいずれも上級委員会手続中である。さらに，新たに（５）韓国－日本産ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び（６）韓国－造船業に対する支援措置につき紛争処理手続を開始した。また，新たに 23 件の第三国案件に参加を表明した。
　また，上級委員会をめぐっては，委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり，31 年１月に伊原一般理事会議長の下，本問題について集中的に議論する枠組み（非公式プロセス）が立ち上がっており，我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標
１　多角的貿易体制の維持・強化に向け，WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和２年６月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向け，第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ，WTO での電子商取引，国内規制，零細・中小企業（MSMEs），投資円滑化等の議論を進めていくべく，WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか，サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し，これを推進していく。また，環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
２　WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や，地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）での議論に積極的に参画し，各国の問題のある措置の改善を図る。
３　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件，第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても，紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　国際貿易ルール強化のための貢献や WTO 紛争解決制度等の活用についての実績は，多角的貿易体制の維持，強化に向けた我が国の取組の進捗を測る上で有益であるため。
　１及び２については，我が国は，これまで GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け，経済的繁栄を実現してきたことから，引き続きこの体制を維持・強化すべく，物品やサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現し，WTO が適切に機能しているか監視することは，我が国の繁栄のみならず，世界経済全体の発展，また途上国の開発促進にも必要である。
　３については，国際経済紛争処理体制強化（知見の蓄積，司令塔としての機能の確立等）を行い，適切に経済紛争を処理することが，多角的貿易体制の法的安定性・法の支配を進め，ひいては我が国の経済利益を確保するために必要である。

**測定指標１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展　＊**

中期目標（--年度）
　アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して，守るべきものは守り，国益にかなう経済連携を進める。

30 年度目標
１　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については，11 か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに，まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（TPP11 協定）の国内手続きを完了する。TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また，TPP の新規加盟については，まずは TPP11 協定を早期に発効させた上で，関心国との協議を行っていく。
２　日 EU・EPA について，早期署名・発効を目指し，翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等 EU 側と

の調整を進めつつ，法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。
3　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，29年11月のRCEP首脳会議においてRCEP交渉の妥結に向けて30年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと，及び，30年３月の中間閣僚会合で市場アクセス，ルール分野及び協力のバランスを取りつつ，一定の質が確保されることを前提として，年内妥結を目指すASEANを支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて，各国とより一層緊密に連携しつつ，年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。
4　その他，日中韓FTAなどの多国間の経済連携，日コロンビアEPAや日トルコEPAなど，小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。
5　既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績
1　TPP11協定については，日本はメキシコに次いで２番目に国内手続を完了させ，その後，日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果，発効に必要な６か国の締約国が出揃い，12月30日に発効した。31年１月19日には，我が国が議長国となり，日本で閣僚級による第１回TPP委員会を開催し，協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また，TPPから離脱を表明した米国については，９月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが，同時に，TPPの経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。
2　日EU・EPAについては，30年７月の第25回日EU定期首脳協議の際に署名を行い，12月，日本側では国会承認を，EU側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て，31年２月に発効に至った。
3　RCEPについては，首脳会議を１回（11月），閣僚会合を５回（７月，８月，10月，11月，31年３月），交渉会合を４回（４月，７月，10月，31年２月）開催した。交渉開始（25年５月）から11月までに計７つの章（経済技術協力章，中小企業章，税関手続・貿易円滑化章，政府調達章，制度的規定章，衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章）が妥結し，そのうち５つの章は30年に妥結した。また，11月に開催された第２回RCEP首脳会議においては，「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され，同首脳声明では，30年におけるRCEP交渉の実質的な進展が歓迎され，令和元年に妥結する決意が表明された。
4　日中韓FTAについては，交渉会合を１回（12月）開催した。トルコとの間では５回（４月，６月，９月，12月，31年２月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが，非公式に細部についてのやり取りを実施した。
5　既存の協定の関連では，日シンガポールEPA，日メキシコEPA，日タイEPA，日インドネシアEPA，日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定，日フィリピンEPA，日インドEPA，日スイスEPA，日ペルーEPA，日豪EPA，TPP11，日EU・EPAについて，より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため，あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を30年度を通じて計92回開催した。

令和元年度目標
1　TPP11協定については，各国と緊密に連携しながら，各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また，21世紀型の新たな共通ルールを広めていくため，TPPが定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に，TPPから離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。
2　日EU・EPAを適切に実施し，必要に応じて適切な措置をとり，日EU経済関係を一層進展させる。また，同EPAの活用を促進し，同EPAから最大限の利益を引き出すべく，日系企業に対し，同EPAについて適切な形で説明及び情報の提供を行う。
3　RCEPについては，30年11月の第２回RCEP首脳会議において発出された「RCEP交渉に係る共同首脳声明」に，現代的で，包括的な，質の高い，かつ互恵的なRCEPを令和元年に妥結する決意が表明されたことを踏まえ，各国とより一層緊密に連携しつつ，年内妥結に向けて交渉を加速化させる。
4　その他，日中韓FTAなどの多国間の経済連携協定，日トルコEPAなどの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を，戦略的かつスピード感を持って推進する。
5　既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
新興国を中心に世界の市場は急速に拡大している中，経済連携協定交渉を推進することにより，世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり，現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は，施策の進捗を把握する上で有益であるため。また，保護主義や反グローバリズムの潮流の中，日本が経済連携協定

交渉を推進することは重要な意味を持つ。
日本がTPP11及び日EU・EPAの着実な実施並びにTPP11の拡大に向けて取り組むとともに，RCEP，日中韓 FTA 等の経済連携協定交渉に同時並行で取り組むことは，世界経済の成長を促し，世界全体の貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また，発効済EPAの実効的運用・強化を図ること，特に日EU・EPAについては，発効後，同EPAを最大限活用することも同様の観点から重要である。

**測定指標１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階**

| | 中期目標値 | 30年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| ①共同研究が終了した数<br>②交渉会合開催数<br>③交渉が妥結した数<br>④署名した数<br>⑤発効した数<br>⑥委員会等開催回数 | － | ①： 0<br>②：25<br>③： 1<br>④： 1<br>⑤： 1<br>⑥：35 | ①： 0<br>②：15<br>③： 0<br>④： 1<br>⑤： 2<br>⑥：92 | ①： 0<br>②：15<br>③： 1<br>④： 0<br>⑤： 0<br>⑥：45 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に，EPA/FTAに関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが，通常EPAが検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは，我が国のEPA/FTAに関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。
我が国は，13年のシンガポールとのEPA交渉の開始以来，現在までに18本のEPAを締結・署名している。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが，現在交渉中のEPAは，複雑な利害調整を要し，困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていること，また，新規にEPA交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

**参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)**

| （財務省貿易統計HPより引用） | 実績値 | |
|---|---|---|
| | 29年度 | 30年度 |
| ①輸出額<br>②輸入額 | ①78.3<br>②75.4 | ①81.5<br>②82.7 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①多角的自由貿易体制の維持・強化<br>（７年度） | 各種交渉・会合に向けた準備・検討作業，紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)，法律専門家への助言要請，翻訳等を実施する。<br>各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで，国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また，紛争処理体制を強化することによって，WTOルールの実効的な運用を図る。 | | | | 1-1 |
| | 56<br>(53) | 71<br>(72) | 61<br>(47) | 60 | 079 |
| ②経済連携協定<br>(15年度) | EPA締結に向けた交渉会合の開催，発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会，各種小委員会等の開催等を行う。<br>交渉会合の開催を通じて，包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し，また，合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ，発効済EPAの実施及び運用を改善し，二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。 | | | | 1-2<br>1-3 |
| | 341<br>(347) | 298<br>(239) | 284<br>(247) | 298 | 078 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ③政府調達に関する説明会（　＊　） | 26年３月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき，会計年度の可能な限り早い時期において，外務省主催にて，我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき，内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。<br>これにより，WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。 | | | | － |
| | 0.7<br>(0.6) | 0.6<br>(0.5) | 0.6<br>(0.6) | 0.6 | 080 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために，海外で活動する日本企業を支援し，その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

１　日本企業支援

外務本省，在外公館，関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り，ビジネス環境の改善，現地情報の提供や在外公館施設の活用，インフラ輸出促進，農林水産品輸出促進等の支援を行う。また，各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで，我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し，日本企業の海外展開を支援する。

２　対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について，我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては，産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ，交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため，関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ，外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進，知的財産に関する二国間対話，在外公館における知的財産担当官の対応力強化等，海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）（平成 30 年６月７日）
　第２章　具体的施策
・未来投資戦略 2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－（平成 30 年６月 15 日）
　第２　Ⅰ　［４］１．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現
　第２　Ⅱ　［３］海外の成長市場の取り込み
・知的財産推進計画 2018（平成 30 年６月 12 日　閣議決定）
　２．（２）③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立，④模倣品・海賊版対策

### 測定指標２－１　日本企業支援強化に向けた取組　＊

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく，日本企業支援を効果的に推進する。

30 年度目標

１　令和２年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため，30 年の日本企業支援件数は７万件を目標とし，企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に，外務本省，在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや，在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し，今後の企業支援業務に資するよう，関連情報を整備する。また，外務省だけでなく，経済産業省，ジェトロ，JICA 等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。

２　政府は令和２年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために，安倍総理大臣などによるトップセールス，「質の高いインフラ」の対外広報，在外公館の情報収集能力の向上のための在外赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また，インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁，民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。

３　政府による，令和元年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく，30 年度も，各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し，日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や，農林水産省を始めとする他省庁との連携により，日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

４　上記１に関連し，日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため，法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し，中小・零細を含む日本企業に現地の法令，法制度につい

て情報提供やアドバイスが行き届くよう，法的支援の更なる充実を図る。
5　英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性に日系企業が対応するのを支援するべく，現地におけるセミナーの実施等適切な施策を講じる。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館において，ビジネス環境の整備のための協議，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果，外国企業との具体的な事業連携につながったなど，企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また，グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため，日本企業支援パンフレットを改訂し，新しい支援事例を掲載するとともに，幹部の講演等で広く活用した。さらに，31 年３月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を実施し，同地域における日本企業の農水産物輸出促進，インフラ海外展開，中小・中堅企業支援などを議題として JICA，ジェトロ，JBIC 等と共に，外務本省の政策・方針，在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については，参考指標１を参照）
2　日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために，インフラプロジェクト専門官（31 年３月末時点で 73 か国，191 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（30 年度末現在 17 公館）を配置し，収集する情報を関係省庁と共有，インフラシステム輸出戦略の策定や，安倍総理大臣，河野外務大臣によるトップセールスに活用した。
　安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果，22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 27 年に 20 兆円，28 年に 21 兆円となるなど令和２年に約 30 兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（29 年以降については集計中（31 年３月現在））。
3　東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については，あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに，国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また，国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め，第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果，30 年度は新たに４か国・地域（ニューカレドニア，ブラジル，オマーン及びバーレーン），これまでに計 30 か国・地域が規制を完全撤廃した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し，日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め，30 年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,068 億円，前年度比 12.4%増）に貢献した。
4　11 か国 18 公館において，日本人弁護士等に委託し，中小・零細企業を含む日本企業に対し，セミナーや個別相談を通じた現地の法令，法制度についての情報提供を行うことで，法的側面からの支援体制を強化した（29 年度は 11 か国 15 公館）。
5　英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを９月，11 月，31 年１月及び３月（２回）と定期的に開催し，英・EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い，日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また，現地において，EU 離脱を巡る現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計 12 回実施し，日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

1　令和元年の日本企業支援件数は７万件を目標とし，企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に，外務本省，在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや，在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し，今後の企業支援業務に資するよう，関連情報を整備する。
2　政府は令和２年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために，安倍総理大臣などによるトップセールス，「質の高いインフラ」の対外広報，在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また，インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁，民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
3　政府による，令和元年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく，令和元年度も，各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し，日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や，農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し，日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
4　上記１に関連し，日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため，法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し，中小・零細を含む日本企業に現地の法令，法制度につい

て情報提供やアドバイスが行き届くよう，法的支援の更なる充実を図る。
5　英国の EU 離脱に関して，きめ細やかな情報収集を行い，日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め，中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や，具体的な支援取組に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに，インフラ輸出促進，我が国産品の輸入規制撤廃，農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは，我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国の EU 離脱期限は令和元年 10 月末（ただし，それまでに英国及び EU が離脱協定を批准する場合には前倒しされる），離脱協定が発効する場合には離脱後の移行期間の終了は令和２年 12 月末（終了時期については最大２年間延長可能）となるところ，少なくとも移行期間終了までは，EU 及び英国で活動する日系企業は，英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性にさらされることとなるため，現地日系企業への情報提供を行い，経済活動を支援することは重要である。

・「日本再興戦略 2016」（平成 28 年６月２日　閣議決定）
　第２　Ⅰ　３．攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化
　第２　Ⅳ　海外の成長市場の取り込み

**測定指標２－２　対外・対内投資の戦略的な支援**

中期目標（令和２年度）

28 年５月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ，投資関連協定について，令和２年までに，100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ，海外における投資環境の整備を促進し，また，日本市場に海外投資を呼び込むことにより，日本経済の成長に貢献する。

30 年度目標

1　戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，新たに６か国との間で新規に交渉を開始することを目指し，相手国と協議する。現在交渉中の 19 件の協定(アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ガーナ，モロッコ，タンザニア，アルゼンチン，コートジボワール，バーレーン，トルクメニスタン，ジョージア，ヨルダン，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア，エチオピア及びタジキスタン）については，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期妥結を目指す。
2　ジェトロとの連携を強化しつつ，126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ，国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか，企業との面談等を通じて企業担当制（注）を推進する。
　（注）28 年３月の第２回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に，副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について，当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には，外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し，相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

1　30 年度は３か国（アラブ首長国連邦，ヨルダン及びアルゼンチン）との間で投資協定に署名したほか，16 か国（アンゴラ，アルジェリア，カタール，ガーナ，モロッコ，タンザニア，コートジボワール，バーレーン，トルクメニスタン，ジョージア，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア，エチオピア及びタジキスタン）との間で投資協定交渉を継続させた。また，EU（７月），パラグアイ（10 月）及びアゼルバイジャン（31 年２月）との間で正式交渉を開始するとともに，新たな正式交渉の開始に向け，チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。31 年３月末現在，発効済の投資関連協定（注）43 本と署名済・未発効の５本を合わせると 76 の国・地域をカバーし，交渉中の 24 本（投資協定 19 本，EPA５本）も発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなった。また，「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年５月 11 日）に基づき，体制面においては，投資政策室のみならず，各地域課が主導する案件を増加させ，外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

2　４月にチェコ，６月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し，現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェトロとも連携の上，各在外公館にて実施した。また，５月，外務省を含む関係省庁で構成される第６回対日直接投資推進会議が開催され，政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し，外務省からは，在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による 29 年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計 650 件以上にのぼる旨を紹介し，今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに，「企業担当制」においては，外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が３回（①５月，エア・リキード社，中根外務副大臣，②７月，エア・リキード社，岡本外務大臣政務官，③12月，フィリップス社，辻外務大臣政務官）同席し，相談内容へのサポートを行った。なお，31 年３月に対日直接投資促進に向けて，特に東南アジア，米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは，提出があった参加者のうち約 95％がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

1　戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，新規に交渉を開始することを目指し，相手国と協議する。現在交渉中の 19 件の投資協定（アンゴラ，アルジェリア，カタール，ガーナ，モロッコ，タンザニア，コートジボワール，バーレーン，トルクメニスタン，ジョージア，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア，エチオピア，タジキスタン，EU，パラグアイ及びアゼルバイジャン）については産業界の要望等を踏まえながら，早期妥結を目指す。また，既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。

2　ジェトロとの連携を強化しつつ，126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ，国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか，企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　投資協定は，海外におけるビジネス環境整備のために重要であるところ，中長期的方針をまとめた「投資環境整備に向けたアクションプラン」の目標達成は，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

同アクションプランによれば令和２年までに，100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指すこととなっている。これに対し，現在交渉中の 24 件（投資協定 19 本，EPA５本）の投資関連協定が発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。他方で，過去に締結した協定の中には，状況の変化に合わせ，内容を更新すべき投資規律もあり，実際に見直し協議や新規の経済連携協定の交渉にリソースを割いている。また，現在交渉中の投資協定の件数は 19 件に上り，これらの協定の早期妥結を目指さなければならない一方，交渉相手国の事情もあり，必ずしも交渉が円滑に進まないおそれもあることを踏まえつつ，目標を設定した。

2　投資セミナーの開催を含む投資誘致に係る様々な取組は，施策を推進する上で有益であるため。日本の対内直接投資残高は，対 GDP 比で５％に満たず，近年徐々に増加傾向にあるものの，29 年に 40％台となった OECD 諸国の平均値と比較すると依然として低い水準にあるため，かかる現状を打開すべく，投資誘致や投資環境の整備が極めて重要であるため。

対日投資の拡大は，海外の優れた人材や技術を呼び込み，雇用やイノベーションを創出し，今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であるため。引き続き，令和２年までに外国企業の対日直接投資残高 35 兆円に増加させるとの政府目標の達成に貢献すべく，外交リソースを最大限活用して，対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

**測定指標２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組**

中期目標（--年度）

1　国際社会における知的財産権保護の促進を図る。

2　経済連携協定や二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化を促進する。

3　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め，日本企業の海外展開支援を行う。

30 年度目標

1　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ,国際社会全体における知的財産権保護の促進を図る。
2　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において,より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また，日本企業の知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため，二国間の対話を通じた働きかけを行う。
3　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ,海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより，知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

1　WTO 貿易関連知的所有権（TRIPS）理事会（６，11 月及び 31 年２月），世界知的所有権機関（WIPO）関連会合（５，６，９，11，12 月及び 31 年３月），APEC 知的財産専門家会合（IPEG）（８月）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ，国際的な知的財産保護を促進した。
2　RCEP 協定交渉，日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において，WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また，ネパールにおいて，日本企業の商標権保護のため，現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し，相手国政府から前向きな対応を引き出した。
3　12 月にドバイ（中東アフリカ地域対象）で，31 年１月にバンコク（東南アジア地域対象）で，在外公館知的財産担当官会議を開催し，現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換を行い，知的財産権被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ,日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的に実施し，担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

1　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ,国際社会全体における知的財産権保護の促進を図る。
2　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において,より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また，日本企業の知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため，ハイレベルの対話の場も活用し，二国間の対話を通じた働きかけを行う。
3　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ,海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより，知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産権保護に向けた取組の実績を測ることは,日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年，アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており，日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには，WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画，二国間及び多数国間の経済連携協定，二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要である。また，日本企業を迅速かつ効果的に支援するため,在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

・知的財産推進計画 2018（平成 30 年６月 12 日　閣議決定）
　２．（２）③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立，④模倣品・海賊版対策

| 参考指標１：在外公館における日本企業支援実績件数 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 60,268 | 56,492 |

| 参考指標２：知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |

| | | |
|---|---|---|
| | 236 | 311 |

| 参考指標３：対外直接投資総額（百万ドル） | | |
|---|---|---|
| （ジェトロ・ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資（国際収支ベース，ネット，フロー）」より引用） | 実績値 | |
| | 29（2017）年 | 30（2018）年 |
| | 168,587 | 160,298 |

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①海外の日本企業支援<br>（　＊　） | 本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや，在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し，今後の企業支援業務に資するよう，関連情報を整備する。<br>インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し，海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し，他省庁との情報共有を図る。<br>各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や，農林水産省を始めとする他省庁との連携により，日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。<br>法曹有資格者等の外部専門家を活用し，日本企業に対し，現地の法令，法制度について情報提供やアドバイスを行う。<br>上記の手段によって，インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し，日本経済の成長に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 106<br>(87) | 66<br>(62) | 64<br>(56) | 66 | 081 |
| ②知的財産権侵害対策<br>（18 年度） | 知的財産権保護に関する国際会議への出席，模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施，及び知財担当官会議の開催を行うことによって，海外に拠点を持つ日本企業を支援する。<br>これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り，または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができるため，日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。 | | | | 2-3 |
| | 14<br>(10) | 14<br>(10) | 14<br>(10) | 13 | 082 |
| ③対日直接投資支援経費<br>（28 年度） | 対日直接投資促進のために，外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ，外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ，更なる投資に向けた課題を探っていく。<br>これにより国内投資環境を整備・改善していく。 | | | | 2-2 |
| | 9.8<br>(6.5) | 0<br>(0) | 3.4<br>(1.6) | 2 | 089 |
| ④英国の EU 離脱に対する対応（日本企業支援）<br>（28 年度） | 英国のEU離脱に係る日本企業への悪影響を最小限にするため，外部専門家の知見も活用しつつ，在外公館によるきめ細やかな支援を行う体制を整備するとともに，日系企業が多数集積する地域の在外公館においてタイムリーな情報提供・相談等を開催する。<br>これにより日系企業のEU域内（英国を含む）における経済活動のための環境整備に寄与し，さらには，日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。 | | | | 2-1 |
| | 100<br>(98) | 4.3<br>(3.2) | 1.5<br>(11.2) | 16 | 083 |
| ⑤対外投資の戦略的な | 投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに，合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善，在外公館施設を活用した現地情報の入手や人 | | | | 2-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支援<br>（20 年度） | 脈形成への協力等の支援を実施する。<br>　投資協定を通じ，日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と，個別企業への活動支援により，日本企業の海外展開を促進することで，日本経済の成長を後押しすることに寄与する。 | | | | |
| | ― | ― | ― | ― | ― |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　経済安全保障の強化

施策の概要

エネルギー，鉱物資源，食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには，世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から，他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに，政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から，エネルギー，鉱物資源，食料，漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年６月 15 日　閣議決定)
　第２章　７．（２）① 資源・エネルギー
・未来投資戦略 2018(平成 30 年６月 15 日　閣議決定)
　第２　Ⅰ．［２］　１．エネルギー・環境
・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定，閣議決定)
　Ⅳ　５　地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
　再生可能エネルギーの利活用を含めた資源外交

### 測定指標３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保　＊

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また，我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

30 年度目標

１　関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加･貢献する。これにより，各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに，資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い，我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

（１）国際エネルギー機関（IEA）については，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非メンバー国との協力事業を支援する。

（２）国際エネルギー・フォーラム（IEF）は，産出国と消費国の対話フォーラムであるところ，引き続き，エネルギー･ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また，30 年４月にニューデリー（インド）において開催される閣僚級会合において，積極的に議論に参加し，我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。

（３）エネルギー憲章条約（ECT）については，自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に,エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

（４）国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。

（５）Ｇ７，Ｇ20，APEC 等における議論や各種協力についても，我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にＧ20 については，令和元年に我が国が議長国を務めるところ，関係省庁と連携しつつトロイカメンバー（注）として積極的に貢献する。

（注）「Ｇ20 作業を運営する体制」をトロイカ体制といい，現議長国，前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度に関しては，28 年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き 30 年度も実施する。ここでの成果を，30 年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して，議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。

３　河野外務大臣が 30 年１月の IRENA 第８回総会における政策スピーチで｢再生可能エネルギー外交｣の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ,国内外への積極的な情報発信等を通じた我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ，世界のエネルギー転換への貢献を進める。ま

た，28 年４月に安倍総理大臣が立ち上げた，未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し，福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて，IEA，IEF，IRENA，ECT 等への参加・貢献を通じて，国際的なエネルギー市場の透明性の向上や，エネルギー投資の促進，非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

（１）IEA においては，30 年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し，非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に 31 年１月からは，大江経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに理事会議長を務めており，我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り，世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して，理事会における議論を主導している。また，IEA との間では，国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており，10 月にファティ・ビロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い，エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。ビロル事務局長は，４月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。

（２）IEF においては，４月にニューデリー（インド）で第 16 回閣僚級会合が開催され，中根外務副大臣が出席し，エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し，日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に，中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い，スン事務局長からは日本の IEF への積極的な貢献に謝意が表された。

（３）ECT においては，事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに，二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果，12 月にヨルダンが，31 年１月にはイエメンが中東諸国として初めて ECT に加入し，さらには中国が ECT 加入に必要な３つの報告書の作成を全て終え，他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど，投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。

（４）IRENA については，31 年１月にアブダビ（アラブ首長国連邦）で行われた第９回総会に，辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し，世界における再生可能エネルギーの一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また，同総会において，再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を説明し，再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティーの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお，同総会では，日本は IRENA 設立以来５期連続で理事国に選出された。IRENA との間では，アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計５回実施（河野外務大臣：４月及び 31 年３月，岡本外務大臣政務官：９月，辻外務大臣政務官：31 年１月及び３月）するなど緊密に意見交換を行い，日・IRENA 関係の一層の強化に向けた議論を行った。第２位の分担金拠出国として，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした IRENA の活動を引き続き支援した。

（５）Ｇ７，G20，APEC 等における議論や各種協力においても，我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに，各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にＧ20 については，令和元年に日本は議長国を務めており，外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ，Ｇ20 プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。

２　31 年１月の中東地域公館エネルギー･鉱物資源担当官会議及び 31 年２月の在外公館戦略会議では，外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有，外務本省からの基本政策の紹介，各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い，国内外のエネルギー情勢を分析して，日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については，議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し，エネルギー業界紙でも取り上げられ，国内での関心喚起にもつながり，その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。

３　（１）外務省閣僚級招へい事業により，４月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き，「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問，国際セミナーでの講演，日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から，世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに，日本の先進的な技術や取組について IRENA 関係者の理解を深めた。

（２）日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため，関係

省庁・自治体・企業等の協力を得て，在京外交団を対象とした視察事業として，11 月に福島県の再生可能エネルギー関連施設，31 年３月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し，延べ 22 か国から延べ 23 名の参加を得た。

（３）７月に都内にて「国際シンポジウム：エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し，エネルギー分野における国内外の有識者，企業関係者，政府関係者，研究者，在京大使館及び報道関係者等約 200 名の参加を得た。同シンポジウムでは，最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき，テーマに沿って活発な議論が行われた。

（４）日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し，エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため，日本は 10 月に太陽に関する国際的な同盟（ISA）（注）に新たに加盟した。

（注）国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に，27 年にインド政府がフランス政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。

（５）11 月にブカレスト（ルーマニア）で開催されたエネルギー憲章会議第 29 回会合に出席した兒玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行うなど，エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

１　IEA，IEF，ECT，IRENA 等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

（１）IEA については，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非メンバー国との協力事業を支援する。また，12 月に開催される第 27 回閣僚理事会を見据え，IEA が掲げる３つの「現代化」（①アジアの新興国を始めとする非 IEA メンバー国との関係強化，②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化，③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化）を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。

（２）IEF は，産出国と消費国の対話フォーラムであるところ，国際エネルギー情勢の変化に応じた IEF の役割を踏まえつつ，エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また，令和２年に北京（中国）において開催される第 17 回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。

（３）ECT については，自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に，エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

（４）IRENA については，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。また，31 年４月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ，日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

（５）Ｇ７，Ｇ20，APEC 等における議論や各種協力についても，我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にＧ20 については，令和元年に我が国が議長国を務めるところ，関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

２　エネルギー・鉱物資源専門官制度については，在外公館戦略会議を開催し，関係省庁・機関，民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ，本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い，情報収集・分析を強化し，資源国との二国間での取組を推進する。

３　我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ，世界のエネルギー転換への貢献を進める。また，「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保，世界全体としての資源安全保障の強化のため，国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか，二国間関係での取組に関する実績を測ることは，施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け，継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

| 測定指標３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化 |
| --- |
| 中期目標（--年度） |

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

30年度目標

1　国連食糧農業機関(FAO)，国際穀物理事会(IGC)，国際コーヒー機関(ICO)等の関係する国際機関や，Ｇ７，Ｇ20，APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより，各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに，食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い，我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては，我が国が世界第２位の分担金拠出国であることも踏まえ，日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には，30年度中に開催予定の第３回日・FAO年次戦略協議等の機会を通じて，我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに，日本人職員の増強等を中心に取り組む。

またＧ20 については，令和元年に我が国が議長国を務めるところ，関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。

2　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1　FAOについては，31年１月に第３回日・FAO年次戦略協議をローマで開催し，FAO側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当），リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関係者，日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では，我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には，30年度補正予算や無償資金協力を含めたFAOへの財政貢献が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと，日本国内におけるFAOの活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること，日本企業とFAOの連携促進等の進捗状況を確認し，両者のパートナーシップを更に前進させること，日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ，今後１年間で日・FAO両者が取り組むべき方向性について認識の一致をみた。さらに，飢餓の撲滅を含むSDGsの達成に向け，開発のためのビジネスモデルとしての農業投資，食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム，人道と開発と平和の連携等の分野において共に取り組んでいくことを確認した。加えて，令和元年日本において開催するＧ20及び第７回アフリカ開発会議（TICAD７）や，令和２年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。

また，日本国内におけるFAOの認知度を向上させるとともに，FAOにおける日本人職員の増強を図るため，学生，研究者，社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し，延べ約300名の参加を得た。具体的には，８月（於：東京），10月（於：京都）及び11月（於：東京）に，一時帰国中のFAO日本人職員及びFAO駐日連絡事務所等の協力を得て，少人数でのキャリアセミナーを開催し，国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また，31年３月には，より幅広い層を対象に，日本担当FAO親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席を得て，「SDGs達成に向けたFAOの貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し，約120名の参加を得た。

IGCについては，理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し，例えば，６月の理事会では，赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され（任期は７月から令和元年６月まで），続く12月の理事会では，一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも，責任を持って議論の進展に貢献した。ICOについても，我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう，農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

Ｇ20において，食料安全保障は30年Ｇ20アルゼンチン議長国下での３つの重点テーマの一つであり，７月に開催されたＧ20 農業大臣会合では，「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に，世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ，日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは，Ｇ20 プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり，外務省としても農林水産省と緊密に連携した。

Ｇ７においては，30年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で，27年に定められた「2030 年までに５億人を飢餓・栄養不良から救出する」とのＧ７全体としての目標（エルマウ・コミットメント）の達成に向けたＧ７各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また，カナダ議長国下では，Ｇ７食料安全保障作業部会（FSWG）会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ，我が国も同分野との関連で強靭性の高い共同体の構築に関する発表を行い，積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では，アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄養に焦点を当てた議

論が行われており，令和元年にTICAD７，令和２年に栄養サミットを主催予定の日本としても，これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについてFSWG会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

２　国際機関関係者等との意見交換や，FAOやIGCを始めとする国際機関等の報告書を元に，世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ，省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和元年度目標

１　FAO，IGC，ICO等の関係する国際機関や，Ｇ７，Ｇ20，APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより，各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに，食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い，我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては，我が国が世界第２位の分担金拠出国であることも踏まえ，日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には，令和元年度中に開催予定の第４回日・FAO年次戦略協議等の機会を通じて，我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに，日本人職員の増強等を中心に取り組む。

またＧ20 については，令和元年に我が国が議長国を務めるところ，関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。

２　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連専門機関であるFAOや，世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っているIGC等への参加・貢献に関する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには，関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し，貢献することが重要である。

**測定指標３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保**

中期目標（--年度）

我が国国益に即した漁業交渉を主導し，海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また，海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し，我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を促進する。

30年度目標

１　各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，議論を主導し，我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において，我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。

２　二国間のみならず，各種多国間会合の機会など，様々な機会を利用し，鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき，国際捕鯨委員会（IWC）加盟国の理解を求める。また，IWC以外のフォーラムにおいても，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく，関係国等への働きかけを行い，IWCにおける鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

３　ニホンウナギを含むウナギ類について，国際的な管理体制の構築を目指し，中国・韓国・台湾等と，資源管理のための協力を継続するとともに，国際的な管理体制の構築を目指し，協議を実施するとともに，このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

４　海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について，違法漁業防止寄港国措置協定を29年度に締結したところ，同協定の未締結国に締結を働きかけるなど，IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに，多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会（NPFC）ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ，これらに積極的に関与し，我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の 30 年の年次会合では，29 年の年次会合に引き続き，大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し（未配分枠の配分，漁期の緩和等）が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合においては，我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ，漁獲枠の５％を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。

2　捕鯨政策については，二国間及び多国間会合（６月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や７月の東カリブ漁業大臣会合等）の様々な機会を捉え，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく，様々なレベルで働きかけを行った結果，IWC 加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか，サントメ・プリンシペやリベリアが，新たに我が国と同じ立場で IWC に加盟した。また，長年にわたり機能不全に陥っていた IWC を改革すべく，７月，我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるよう IWC 改革案を提出した。同改革案は９月の IWC 総会において議論されたが，最終的に投票に付され否決された。この結果，IWC では，国際捕鯨取締条約（ICRW）に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく，鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり，12 月，我が国は ICRW から脱退することを決定し，寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も，ICRW 脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な機会に関係国に丁寧に説明し，理解を求めている。また，IWC 総会の開催国であり，反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等，日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し，長期的な視点から，我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。

3　ニホンウナギについては，ニホンウナギを産出，輸出する中国，韓国，台湾等と協議を実施し（６月），26 年９月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や，それ以降，各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに，協議結果を共同プレスリリースとして発表し，国際社会における本取組への理解を呼びかけた。

4　違法・無報告・無規制(IUU)漁業について，地域漁業管理機関（RFMO）での IUU 漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に，７月の北太平洋漁業委員会（NPFC）第４回年次会合において，我が国から主体的に IUU 漁船リストの追加提案を行った。

NPFC におけるサンマの保存管理措置については，７月の年次会合において，サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等，我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに，令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど，令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。

また，中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき，10 月に，日本，北極海沿岸５か国（米，露，加，ノルウェー及びデンマーク），中国，アイスランド，韓国，EU との間で署名を行い，引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

1　マグロ関連のものを含め，各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，議論を引き続き主導し，我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に，大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ，中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ，北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について，我が国の立場が反映されるよう努める。

2　７月に予定している商業捕鯨の再開に向け，二国間のみならず，各種多国間会合の機会など，様々な機会を利用し，我が国の今後の捕鯨政策について，捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧に説明し理解を求め，今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また，引き続き鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

3　ニホンウナギを含むウナギ類について，国際的な管理体制の構築を目指し，中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに，このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4　違法・無報告・無規制(IUU)漁業について，29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ，地域漁業管理機関（RFMO）での IUU 漁船リスト作成など，IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに，多国間での協力を推進していく。また，南インド洋漁業協定（SIOFA）における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し，引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに，中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき，引き続き締結のための国内手続を進め，本協定の早期発効に向け貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討･決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした，様々な国際会議等の場における国際的協力への貢献の実績を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として，海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。なお，IWC については，脱退後も，関連会合を含めオブザーバーとして参加をし，鯨類資源の国際的な資源管理に協力していく。

**測定指標３－４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 50 | 60 | 60 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関や多国間の枠組み等を通じた資源産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化，並びに我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには，関係国との人脈構築，我が国立場の反映，国際的議論の情報収集等とともに，所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への出席実績を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでの実績及び今後の外交日程から，令和元年度に必要となる資源・エネルギー分野における主要な国際会議等への出席件数を検討したところ，60 件を目標にすることにした。

**測定指標３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数**

| （注）30 年度から，捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 24 | 28 | 24 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討･決定される地域漁業管理機関等の年次会合を始め，様々な国際会議等への参加実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用にとって大きな影響力を持ち，また，我が国の権益にも関わる重要な漁業関連の国際会議等が，おおむね目標値程度の件数見込まれるため。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①資源問題への対応（21 年度） | 在外公館を通じたエネルギー･資源外交の戦略的基盤を維持･強化するため，我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から15か国程度の在外公館の専門官や，外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し，エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また，それに先立って，特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し，地域戦略会議を開催し，その成果も踏まえることとする。<br>これらの取組により，我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-4 |
| | 5<br>(6.3) | 4<br>(4.9) | 4<br>(4.7) | 4 | 085 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ②国際機関や多国間の取組等を通じた，我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化<br>（　＊　） | 国際連合食糧農業機関(FAO)，国際穀物理事会(IGC)，国際コーヒー機関(ICO)等を通じ，食料安全保障に関する意見交換，情報収集及び提供，食料生産国との関係の維持・強化，途上国支援等を進める。また，FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により，世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに，我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にいかし，我が国への食料安定供給を確保・促進する。<br>これらの取組により，我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。 | | | | 3-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進<br>（　＊　） | 地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し，科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。<br>上記を通じ，各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し，海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。 | | | | 3-3<br>3-5 |
| | － | － | － | － | － |
| ④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー<br>（16年度） | 世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが強まる中，我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし，我が国の立場を説明の上，これに対する理解や支持を求めるとともに，参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ，緊密な連携を確実なものとする。<br>上記を通じ，海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。 | | | | 3-3<br>3-5 |
| | 3<br>(2) | 3<br>(2) | 3<br>(2) | 3 | 086 |
| ⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー<br>（13年度） | アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし，各国政府，国際機関，関連企業等の専門家を招へいし，エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でのアジアのエネルギー安全保障の在り方や，今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し，エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに，我が国の外交的取組について積極的に発信する。<br>これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。 | | | | 3-1 |
| | 8<br>(12) | 6.3<br>(3.7) | 6.3<br>(6) | 5 | 088 |
| ⑥捕鯨問題に係る委託調査（30年度までは，「シー・シェパード対策に係る委託調査」）<br>（26年度） | IWCからの脱退にともない，捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ，専門家の支援を受けて，関係各国の国内情勢，世論，法制度の実態を把握し，我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。<br>上記を通じ，我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し，商業捕鯨の円滑な実施を図る。 | | | | 3-3 |
| | 10<br>(1) | 5.5<br>(0) | 5.6<br>(3) | 4 | 087 |
| ⑦在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察<br>（29年度） | 安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて，在京外交団等を対象に，新エネ社会構想が進む福島に加えて，国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し，我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信するとともに，他国でのこれらの技術の活用を促進する。<br>これにより，ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし，また我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。 | | | | 3-1 |
| | 0<br>(0.3) | 1<br>(0.3) | 2.1<br>(0.6) | 1 | 091 |
| ⑧捕鯨問題に関する理解促進のた | 海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求めるため，捕鯨支持国だけでなく，反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働き | | | | 3-3<br>3-5 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| めの事業<br>（29年度） | かけを強化し，同時に民間レベルでのセミナーを開催する。<br>上記を通じ，我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。 | | | | |
| | － | 3.4<br>(1.3) | 3.8<br>(5) | 3.9 | 092 |
| ⑨アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議<br>（28年度） | アジア太平洋地域におけるIUU漁業対策推進のため，情報共有システムの構築（現地漁業の状況，IUU漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置，VMSシステム等）に知見を有する我が国専門家を関係国や国際会議に派遣する。<br>これによりアジア太平洋地域におけるIUU漁業対策に寄与する。 | | | | 3-3<br>3-5 |
| | 2<br>(0) | 1.7<br>(0.2) | 1.4<br>(1.2) | 1.5 | 090 |
| ⑩日・FAO年次戦略協議及び日・FAO関係強化に要する経費<br>（30年度） | 日・FAO年次戦略協議，FAOの取組に関する日本国内向けの広報事業，FAO幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ，日・FAO間の連携強化及び国民の食料安全保障に対する理解を一層促進させる。<br>これにより，世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに，我が国への食料安全供給の確保・促進に寄与する。 | | | | 3-2 |
| | － | － | 2.6<br>(1.4) | 2.3 | 093 |
| ⑪紛争解決に関する関係者との協議<br>（令和元年度） | 捕鯨に関する見解の相違を踏まえ，国内外において専門家や有識者に助言を求めるほか，各種関係会合に出席させる。これにより，紛争解決の必要が生じた場合等に備え，対策のための万全の体制を構築し，入念な準備を行う。<br>上記を通じ，今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。 | | | | 3-3 |
| | － | － | － | 79.6 | 新<br>31-008 |
| ⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費<br>（令和元年度） | FAO等の関連国際機関やG20，APEC等の枠組みで国内で行事を開催する機会に，飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催する。<br>我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており，また国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ，こうした取組や知見等を国際発信することにより，SDGsの目標２（飢餓撲滅）の達成に寄与する。 | | | | 3-2 |
| | － | － | － | 2 | 新<br>31-009 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

１　Ｇ７サミットは，国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し，政策面での有効な協力を行っていく場として，また，G20 サミットは，経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として，それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参画，貢献する。同時に，地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。

２　OECD の諸活動に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。

３　APEC の首脳会議，閣僚会議等を通じ，域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め，我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。

４　国際博覧会の国内開催は，日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず，我が国各地を訪れる観光客が増大し，地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２　Ⅱ．　［３］（３）　ⅲ）　④2025 年国際博覧会の誘致
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

## 測定指標４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

Ｇ７及びG20 サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し，日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

30 年度目標

１　Ｇ７シャルルボワ・サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し，Ｇ７メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて，成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。

２　G20 ブエノスアイレス・サミット（G20 外相会合を含む）においては，成長戦略の策定等の日本の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し，新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。

３　日本が令和元年のG20 サミットの議長国となることを踏まえ，30 年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ，議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために，我が国が目指す具体的成果の実現に向けて，準備を進めていく。さらに，日本のおもてなしの精神，開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

１　６月８日及び９日，カナダにおいてＧ７シャルルボワ・サミットが開催された。サミットでは，ルールに基づく国際秩序の促進，保護主義との闘いの継続，ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに，公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し，これらの議論を踏まえ，Ｇ７シャルルボワ首脳コミュニケが発出された。安倍総理大臣は，国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由，民主主義，人権，法の支配といったＧ７が共有する普遍的価値に他ならず，国際社会の牽引役としてＧ７がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えるとともに，イノベーションと雇用，貿易，北朝鮮，ジェンダーなどに関する議論を主導した。また，４月 22 日及び 23 日，トロント（カナダ）においてＧ７外相会合が開催され，北朝鮮情勢，中東情勢，海洋安全保障，テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき，胸襟を開いた意見交換を行い，Ｇ７外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は，国際情勢が目まぐるしく変化する中，ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのＧ７の連帯を確認し，力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

２　11 月 30 日及び 12 月１日，アルゼンチンにおいて，「公正で持続可能な開発のためのコンセンサス

の構築」という主要テーマの下，G20 ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で，いかにG20 の結束を維持し，経済成長を強化していくか等，首脳間で率直な意見交換が行われ，成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり，日本は，リトリート（G20 メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション）及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論を牽引するとともに，G20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は，ブエノスアイレス・サミット終了後からG20 議長国を務めることから，閉会セッションにおいて，安倍総理大臣から令和元年６月のG20 大阪サミットを見据えた，優先課題の打ち出し，次期議長国としての意気込みを発信し，各国首脳から賛同を得た。

３　令和元年６月 28 日及び 29 日のG20 大阪サミット開催に向け，自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処，環境・地球規模課題への貢献を通じて，力強いメッセージを発出すべく，シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神，開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく，食事，広報展示，各種行事等について，各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

１　Ｇ７ビアリッツ・サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し，Ｇ７メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて，成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。

２　G20 大阪サミットにおいては，自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処，環境・地球規模課題への貢献を通じて，力強いメッセージを発出すべく，参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに，日本のおもてなしの精神，開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

Ｇ７（Ｇ７外相会合を含む）及びG20 サミット等の成功裏の実施，及びサミットの成果文書における我が国の考え方の反映に向け，積極的な提案や行動・発言を行っていくことが，日本にとって好ましい国際経済秩序の形成において重要である。

測定指標の目標を追求することによって，Ｇ７という基本的価値観を共有する主要先進国の首脳から，日本の施策及び立場がどの程度理解されているかを測ることができ，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また，G20 サミットはメンバーの多様性ゆえにＧ７に比べて合意形成が容易でない面があるものの，「国際経済協調の第一のフォーラム」である同サミットにおいて，初めて議長国を務める立場から世界経済の成長等への貢献に向け議論をまとめることは，重要であるため。

**測定指標４－２　OECD における我が国の貢献**

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において，我が国の考えを反映させ，国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

30 年度目標

１　30 年度 OECD 閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において，質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や，公平な競争条件の確保（多角的貿易体制の維持・強化，過剰生産能力問題等）等の分野において，日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

２　OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため，引き続き，東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。SEARP 前共同議長，また，30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして，新議長国（韓国及びタイ）をサポートし，SEARP の更なる活性化を促進する。また，SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ，東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて，東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を 29 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

３　OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し，全職員数に占める日本人職員（専門

職以上）の割合について，直近過去５年間の最高の水準（4.62%）を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

１　OECD 閣僚理事会（５月，外務省からは岡本外務大臣政務官が出席）において，日本から，保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性,質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し，同理事会の成果文書として，日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。

２　31 年３月にパリで開催された SEARP 地域フォーラムにおいては，同フォーラムの重要性に鑑み，外務省から政務レベル（山田外務大臣政務官）が参加し，東南アジアの連結性に関し，OECD による，質の高い政策提言や勧告，政策対話の場の提供といった支援の重要性や，「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。

　東南アジアの国々に対しては，OECD が関与を強化する中，日本としても SEARP を通じた支援を行っているが，東南アジアが加入する OECD 法的文書は，30 年末時点で 50 である。

３　日本人職員の増強については，目標値（4.62%）には至らなかった（30 年度は 4.34%）ものの，日本人職員の増強の必要性について，政務レベルから累次の機会に OECD 側に協力を要請する（例：山田外務大臣政務官とグリア OECD 事務総長との会談（31 年３月））とともに，日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について，OECD 側と調整を進めた。

令和元年度目標

１　令和元年日本が議長国を務めるＧ20 プロセスも踏まえつつ，令和元年 OECD 閣僚理事会（「デジタル化」が主たるテーマ）において，データ・ガバナンス，貿易，質の高いインフラ等の分野において，日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

２　OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも，望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。また，SEARP や国別プログラム等の支援を通じ，東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

３　OECD における日本人職員（専門職員以上）の割合の到達目標を，4.62%（直近過去５年間の最高値）として，日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組を改訂するなどの取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　公平な競争条件を確保するとともに，日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で，国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において，我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること，また，東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり，これらの実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。また，こうした目的を達成するためには，OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり，日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

**測定指標４－３　APEC における諸活動への貢献**

中期目標（--年度）

　ボゴール目標(令和２（2020）年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する）を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ，我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

30 年度目標

１　引き続き我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言を APEC 首脳会議，閣僚会議等の成果文書に反映させる。

２　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には，30 年度は APEC の首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており,高いレベルで包括的な FTAAP を追求すべく,デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。

３　APEC 議長であるパプアニューギニア（PNG）のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には，PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）等の議論に参画する。

４　域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー，官民対話等のプロジェク

ト）及び人的交流を促進する。具体的には，我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低10件以上，APECビジネストラベルカードの発行枚数を最低１万２千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

１　PNG・APEC首脳会議にあたっては，日本としては，APECが貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し，APEC全体として成果文書をまとめられるようにPNGの取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ，合意が形成されるよう，関係国・地域間の調整に努力したが，APEC エコノミー間で，多角的貿易体制への支持，保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず，最終的に議長であるPNGの判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては，多角的貿易体制が果たしてきた貢献，WTOの機能改善，自由で，公正で，開かれた方法で貿易を前進させること，質の高いインフラに関する取組，構造改革の重要性，女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛り込まれた。

２　予定されていたFTAAPの進捗状況の報告については，報告内容につき参加エコノミーによる合意に至らず実施を見送った。他方で，日本は質が高く包括的なFTAAPの将来的な実現のための能力構築事業として，８月，PNG において「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を 29年に引き続き実施した。同ワークショップでは，APECエコノミーの競争政策当局やFTA/EPA交渉の関係者間で，将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。

３　PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）の一環で８月に行われたAPECエコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け，APEC首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。

４　日本プロジェクトは，30年は12件採択（第１期：８件，第２期：４件）された。当省は「FTA/EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また，30年度のAPECビジネストラベルカードの発行枚数は12,149枚（31年３月28日時点）となった。

令和元年度目標

１　令和元年我が国がＧ20の議長を務め，APECにおけるインプットがＧ20にも良い影響を与えることも踏まえ，引き続き我が国の関心事項（自由貿易，質の高いインフラ，保護主義との闘い等）を，APEC関連会合等を通じて域内に浸透させ，APEC首脳会議，閣僚会議等の成果文書に反映させる。

２　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には，高いレベルで包括的なFTAAPを将来的に実現すべく，国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導する。

３　APEC 議長であるチリのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には，チリ提案の「Integration 4.0」（統合4.0）等の議論に参画する。

４　域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー，官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には，日本プロジェクト採択件数を最低10件以上，APECビジネストラベルカードの発行枚数を１万４千枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APECは，世界全体のGDPの６割を占める枠組みであり，我が国はAPEC域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて，国際ルールの普及や価値観の共有を促進し，その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり，APEC における諸活動への取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で，有益であるため。

１　連結性強化に向けた質の高いインフラ投資の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり，また，反グローバル化の動きも見られる中で，自由貿易を推進する我が国の立場をマルチの国際枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで，国益に資する国際ルールの形成に努めるため。

２　次世代貿易投資課題をも対象とする高いレベルで包括的なFTAAPの将来的な実現は，APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする産業界の期待も大きく，我が国にとって極めて重要な課題である。必要な能力構築のための取組を主導することで，国益に資する地域経済統合ルールの形成に努める。

３　毎年のAPEC議長のイニシアティブに貢献し続けることが，我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。

４　引き続き，域内の経済技術協力に積極的に貢献すべく，開催する日本プロジェクトの実施件数，APECビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるため。

**測定指標４－４　2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組**

中期目標（令和７年度）

2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

30年度目標

2025年国際博覧会の大阪誘致を目指し，30年11月の開催地決定選挙に向け，国際博覧会条約（BIE条約）加盟国170か国のうち，過半数の支持を取り付けるべく，国際会議や二国間会議等の機会，更に招へいスキーム等を利用し，あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

１　11月23日，パリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において，日本（大阪・関西），アゼルバイジャン（バクー），ロシア（エカテリンブルク）が立候補する2025年国際博覧会開催国選挙が実施され，日本とロシアの決選投票の結果，日本が開催国に決定された。

２　2025年国際博覧会の誘致にあたっては，立候補から約１年半の厳しい選挙戦に，政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み，国際会議や二国間会談等の機会等を利用し，首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い，各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど，あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

１　30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において，日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け，東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

２　万博特措法の成立により，大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに，国の補助，国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか，開催成功に向けて，構想の具体化が進められるところ，外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には，可能な限り多くの出展参加国を確保するため，令和２年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画（登録申請書）の承認後，BIE加盟国のみならず，非加盟国も対象に，正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際，相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに，大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献，Society 5.0の社会実装，等）に関連する国際会議等に参加し，大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和７年の開催に向け，万博特措法の成立による博覧会協会への支援措置の検討，開催成功に向けた構想の具体化や参加招請活動の準備に取り組むことは重要であり，それらの取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行った。

**参考指標：APECにおける域内貿易依存度**

| （出典：国際通貨基金（IMF, Direction of Trade Statistics）） | 実績値（暦年） | |
|---|---|---|
| | 29年 | 30年 |
| | 66.1% | 65.6% |

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①Ｇ７・Ｇ20における我が国の積極的な貢献<br>（Ｇ７:昭和 50 年度（当時Ｇ６），Ｇ20：20 年度） | Ｇ７サミットは，国際社会の直面する重要課題を，基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し，有効な政策面での協力を行っていく場として，Ｇ20サミットは，経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として，重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し，同時に，地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。<br>これにより，我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。 | | | | 4-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ②OECD における，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済･社会情勢に関する分析･提言への積極的参画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）<br>（昭和 39 年度） | 加盟国の経済成長，途上国経済の発展，世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し，また，議論をリードすることにより，国際経済秩序形成に参画する。<br>国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で，上記取組を通じ，Ｇ７・Ｇ20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し，反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。 | | | | 4-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③東南アジア地域へのアウトリーチ強化<br>（28 年度） | 我が国と強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることは，我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で重要であり，そのためには引き続き「東南アジア地域プログラム」を推進していくとともに，特に東南アジアを始めとする非加盟国へのOECDスタンダードの普及を図ることが求められる。こうした中で，東南アジアからのオピニオンリーダー等との協議・意見交換の場の設定や「東南アジア地域プログラム」の取組に関するセミナーの開催などを実施する。<br>これらを通して，我が国の考え方を反映させ，国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。 | | | | 4-2 |
| | 8<br>(5.6) | 6<br>(6.4) | 0<br>(0.2) | 0 | － |
| ④APEC を通じた経済関係の発展<br>（15 年度） | 域内で導入されているAPECビジネストラベルカードを発行する。<br>これを通じ，域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し，ひいては，貿易，投資の更なる活性化を図る。 | | | | 4-3 |
| | APECの公式オブザーバーである太平洋経済協力会議（PECC）の日本委員会関連業務を実施する。<br>これを通じて，アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施するPECCの活動に貢献し，もって域内協力の推進に貢献する。 | | | | 4-3 |
| | 51<br>(51) | 55<br>(51) | 48<br>(56) | 53 | 095 |
| ⑤国際経済情勢調査・分析<br>（＊） | 諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより，主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。<br>マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し，上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。<br>これらを通じ，正確かつ専門的な経済データの分析を行い，施策の推進に活用する。 | | | | － |
| | 5<br>(4) | 6<br>(4.3) | 5<br>(4.9) | 6 | 094 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑥金融･世界経済に関する首脳会議等開催経費<br>（30 年度） | 30年12月からＧ20の議長国として，Ｇ20サミットの開催に向けて，サミットの議題や日程，首脳宣言等について，首脳を補佐するシェルパ間で事前に調整を行うための準備会合（シェルパ会合）を始めとする関連会合を開催する。<br>また，令和元年のＧ20サミット開催へ向けて，会議場設営，空港，移動手段，宿舎，警備，プレス等，多岐にわたる項目において必要となる企画立案，調達等を実施するほか，我が方政府関係者を始め，各国政府代表団，プレス等多数のサミット関係者が来訪する同サミットにおいて，円滑な会議運営を行うために必要な体制等を強化する。 | | | | 4-1 |
| | ― | ― | 7,944<br>(3,981) | 24,922 | 097 |
| ⑦2025 年万博誘致活動推進経費<br>（29 年度） | 各国への影響力を持つ万博誘致特使の海外派遣や，在外公館におけるセミナーやレセプションの実施等を通じて，政官民一体となって誘致活動を継続，強化し，国際博覧会の誘致を実現する。<br>これにより，日本の魅力の世界への発信，観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。 | | | | 4-4 |
| | ― | 124<br>(68) | 795<br>(386) | 0 | 084 |
| ⑧OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)体制強化経費<br>（30 年度） | OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため，手続きにおいて必要となる，翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また，セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。<br>以上によって，我が国NCP体制を強化し，積極的にOECDの活動に参加することによって，国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。 | | | | 4-2 |
| | ― | ― | 0.5<br>(0.2) | 0.9 | 096 |
| ⑨Ｇ20 貿易・デジタル経済大臣関係経費<br>（令和元年度） | Ｇ20貿易・デジタル経済大臣会合では，デジタル経済及び貿易とデジタル経済とのインターフェース，現下の国際貿易情勢，市場主導の投資判断を促進する健全なビジネス環境，持続可能・包摂的な成長に貢献する貿易投資促進，WTO改革と二国間・地域貿易協定などを含む貿易及びデジタル経済について議論。<br>これにより，貿易及びデジタル経済の分野における日本の政策に対する理解と支持の獲得に寄与する。 | | | | 4-1 |
| | ― | ― | ― | 174 | 新<br>31-010 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅱ－３）

| 施策名（※） | 国際法の形成・発展に向けた取組 |
|---|---|
| 施策目標 | 新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため，以下を推進する。<br>１　国際法規の形成に際し，我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。<br>２　我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中，我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために，引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに，国際社会における「法の支配」を推進する。<br>３　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また，日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 日本外交の最大の課題は，自由，民主主義，基本的人権，法の支配，国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため，こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し，国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。<br>・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 105 | 104 | 199 | 121 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 105 | 104 | 199 | |
| | 執行額(百万円) | | 87 | 98 | 179 | |

| 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 担当部局名 | 国際法局 | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

| 個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 |
|---|
| 施策の概要<br>１　国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の立場を主張することなどを通じて，新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。<br>２　研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。<br>３　国際法の普及活動を推進する。<br><br>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） |

**測定指標１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献　＊**

中期目標（--年度）

国際社会における法の支配を推進する。

30 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により，「法の支配」を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議，国連総会第６委員会，アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO），ハーグ国際私法会議（HCCH），私法統一国際協会（UNIDROIT），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し，日本政府としての意見表明を行う。また，国連国際法委員会（ILC）への人的貢献を通じて，「法の支配」を一層推進する。

２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS），国際海底機構（ISA）総会・理事会，国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し，我が国の立場を主張することなどを通じて，新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。

３　国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙及び UNIDROIT 理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

施策の進捗状況・実績

１（１）我が国は，国際公法分野において，国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～６月まで），岩澤雄司裁判官（６月～）），国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官），国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官），国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に，大気の保護について特別報告者を務めた））等，国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し，これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより，人的貢献を行った。国際私法の分野においては，政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなど，条約等の作成に貢献した。

（２）また，我が国は ICC，ITLOS，常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて，国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に，10 月には，第 57 回 AALCO 年次総会を東京で開催し，紛争の平和的解決，海洋法といった重要なテーマについて，開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。このように我が国は，国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し，人材育成及び財政面で貢献した。

２　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については，政府間会議第１回会合（９月開催），第２回会合（31 年３月～４月開催）等に参加し，また，国際海底機構（ISA）については，８月及び 31 年３月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど，我が国の立場を主張し，新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。さらに，国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）（６月）に参加し，我が国として海における法の支配への支持を表明し，国際法秩序の形成・発展に貢献した。

３　ICJ については，６月に行われた ICJ 裁判官補欠選挙において，我が国から立候補した岩澤雄司東京大学教授が当選し，史上４人目の日本人裁判官として職務に就いた。また，国際私法分野では，

UNIDROIT において，神田秀樹学習院大学教授が 12 月の理事選挙で再選を果たしたほか，同月に行われた UNCITRAL の構成国選挙でも，我が国は委員会設立以来の構成国として再び選出された。

令和元年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等により，「法の支配」を一層推進する。

1　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議，国連総会第６委員会，アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO），ハーグ国際私法会議（HCCH），私法統一国際協会（UNIDROIT），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し，日本政府としての意見表明を行う。また，国連国際法委員会（ILC）への人的貢献，財政的貢献等を通じて，「法の支配」を一層推進する。

2　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS），深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会，国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し，我が国の立場を主張することなどを通じて，海洋に係る新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。

3　令和２年の国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加及び主催を通じた国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは，国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ，外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

**測定指標１－２　国際法についての知見の蓄積・検討　＊**

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し，学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

30 年度目標

1　国際法に関する研究会等，国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り，外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。

（1）国際法に関する研究会を開催し，国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより，省外有識者と知見を共有する。

（2）二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し，各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。

（3）海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

2　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

1　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

（1）国内外の研究者との間で，国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し，学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

（2）英・中・ベトナム等，各国外務省との国際法局長協議を通じて，安全保障，領土，海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし，我が国が抱える課題や関心事項に即して，最近の判例や議論についての意見交換を含め，実務的な知見の蓄積を行った。なお，同協議開催後も，在外公館を通じてフォローアップを行うなど，議論を継続している。また，国際法の諸分野に関する各種会合，協議への参加や，米・英・豪・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し，我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

（3）10 月に第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）年次総会を東京で開催する機会を捉え，海洋法に関する国際シンポジウムを併せて開催した。同シンポジウムでは，著名な海洋法学者及び深海底開発技術の専門家に加え，同年次総会の出席者をも交え，国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく制度の歴史的発展や，深海底開発や国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。

２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
　上記１の取組により得られた国際法上の知見を活用し，武力の行使に関する国際法上の論点の検討，領土・海洋に関し，我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

令和元年度目標
１　国際法に関する研究会等,国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り，外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。
（１）国際法に関する研究会を開催し，国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより，省外有識者と知見を共有する。
（２）二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し，各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。
（３）海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは，適切な形で国際法規の形成，発展，外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

**測定指標１－３　国際法の普及活動の推進　＊**

中期目標（--年度）
　国際法に関する知識を普及するとともに，国際法に携わる人材を育成する。

30 年度目標
　国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。
１　大学における講義等を積極的に引き受ける。
２　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
３　日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し,国際法に関する各種普及活動を実施する。
４　アジア・カップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績
１　東京大学，上智大学，早稲田大学等，大学における国際法の講義を積極的に引き受け，講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また，国際海洋法裁判所（ITLOS）所長，国際刑事裁判所（ICC）書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし，国内の大学や研究機関，関連団体等において講演会や意見交換会を延べ 29 回実施した。さらに，これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を延べ 17 回実施した。
２　ICC，国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については，概要情報又は我が国との関係等に関する情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上，掲載した。特に，国際法模擬裁判「2018 年アジア・カップ」（８月）開催や ICC 書記の訪日（31 年１月），岩澤雄司 ICJ 裁判官の選出（６月）などについて随時外務省 HP に掲載したり，外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど，更なる国際法の情報発信を行った。
３　日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等総勢約 60 名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施した。また，日本弁護士連合会主催，外務省及び国際法学会後援で，若手弁護士等を対象に「国際公法の実務研修連続講座 vol.２」（11 月～31 年３月）を実施した。
４　国際法学会と国際法模擬裁判「2018 年アジア・カップ」（８月）を共催し，日本を含むアジア 19 か国 65 校の学生の代表が非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に模擬裁判に参加した。また，「2018 年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」については，後援名義を付与するとともに，省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど，積極的な支援を行った。

令和元年度目標
　国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

1　大学における講義等を積極的に引き受ける。
2　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
3　日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し，国際法に関する各種普及活動を実施する。
4　国際法模擬裁判（「2019 年アジア・カップ」）を実施する。また，Jessup Cup 等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
国際法の普及活動の推進状況を測ることは，国際法規の形成・発展，その外交実務への活用に関し，それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国際法に係る調査（13 年度） | 1　ILC等，国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の見解や立場をインプットするとともに，国際法各種フォーラムに対し，人的貢献を果たす。<br>これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで，国内外における法の支配の促進に貢献する。 | | | | 1-1 |
| | 2　国際法の諸問題に関わる調査・研究を専門家に委嘱し，その知見を得る。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い，我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。<br>これらを通じ，研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは，我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず，国際社会における法の支配の強化や国際紛争の平和的解決促進に寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 3　大学における講義の実施，研究者や学生との意見交換及び交流を通じて，我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに，国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか，国民や外国に対し広く情報を共有し，外交への信頼を獲得する。<br>これらの手段を通じて，国際法の専門家を人材育成し，体制を強化することが可能となる。 | | | | 1-3 |
| | 4　投資協定に関する先例の検証，最近の仲裁判断例，国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき，投資協定研究者に委嘱し，体系的，詳細な検討を行う。<br>これにより，蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し，また，経済分野での国際ルール作りに寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 5　昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中，海洋法に精通する国内外の学者等を招へいし，国際シンポジウムを開催する。<br>これにより，「法の支配」の発展に積極的に貢献する我が国の姿勢を示し，我が国にとって望ましい国際環境を醸成することに寄与する。 | | | | 1-2 |
| | 13<br>(11.1) | 14<br>(12.3) | 20<br>(15) | 19 | 099 |
| ②条約締結等事務事業（16 年度） | 国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し，当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。<br>これにより，国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか，条約締結交渉等を円滑かつ確実に実施する体制を整えると同時に，国民や諸外国に対し，国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。 | | | | 1-2<br>1-3 |
| | 6<br>(5) | 6<br>(5) | 7<br>(6) | 9 | 098 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ③領土保全対策関連事業<br>（25年度） | 領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し，想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに，各種研究会への参加等を通じて，体系的な知恵を得る。<br>こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは，領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | 39<br>(33) | 33<br>(39) | 30<br>(33) | 30 | 100 |
| ④アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）総会開催経費<br>（30年度） | アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であり，毎年開催される総会は各加盟国の国際法実務者が一同に会し，国際法に関する議論を行う貴重な機会となっている。<br>我が国は1956年の設立以来の原加盟国として，AALCOの活動を支援してきており，30年のAALCO総会を我が国で開催することを通じて，アジア・アフリカ地域における法の支配を一層促進する。 | | | | 1-1 |
| | － | － | 95<br>(83) | 0 | 101 |
| ⑤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）国際法研修実施経費（新規）<br>（令和元年度） | 途上国が大半を占めるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）加盟国の政府関係者を日本に招へいし，国際法に関する研修を行い，これらの国の能力構築を支援する。<br>こうした取組を通じて，国際社会における法の支配の促進に貢献するとともに，アジア・アフリカ地域において法の支配を一層推進していく。 | | | | 1-1 |
| | － | － | － | 18 | 新<br>31-011 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

２　諸外国･国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進･強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算
　（安全保障政策の再構築），（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標２－１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

30 年度目標

１　諸外国との間で，物品役務相互提供協定（ACSA），防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結に向けた交渉，円滑な運用等を推進する。

２　ロシアとの間で,北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

１　物品役務相互提供協定（ACSA）については，４月にカナダとの間で，７月にフランスとの間で協定に署名した。また，インドとの間で交渉の開始を決定した。防衛装備品・技術移転協定については，４月にマレーシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については，ドイツとの間で，31 年２月の日独首脳会談において，締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。

２　日露間の平和条約締結問題に関し，11 月のシンガポールでの首脳会談において，1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意した。12 月のブエノスアイレスでの首脳会談では，河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とすること等で一致した。31 年１月に外相間で第１回の交渉が行われ，同月に行われた首脳会談では，シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され，率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎した。また，31 年２月には外相間で第２回の交渉が行われ，双方が受入れ可能な解決に向けて突っ込んだやり取りを行った。

令和元年度目標

１　諸外国との間で，物品役務相互提供協定（ACSA），防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結に向けた交渉，円滑な運用等を推進する。

２　ロシアとの間で,北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交･安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは，厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定（ACSA），防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結や円滑な運用等を通じ各国との安全保障分野での協力を推進すること,北方領土問題における日露双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉等を加速化すること等は，我が国の外交･安全保障政策を実現する上で重要であるため。

### 測定指標２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

30年度目標

1　メキシコ等との間で，原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
2　中国との間で，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
3　EUとの間で，日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
4　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

1　メキシコとの間の原子力協定の締結や英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉等に取り組んだ。
2　犯罪人引渡条約に関しては，中国との間で30年３月の第５回交渉に続き，11月に第６回交渉を実施した。
　受刑者移送条約に関しては，中国との間で４月に第４回交渉を，11 月に第５回交渉を実施したほか，ベトナムとの間でも31年１月に第１回交渉を，３月に第２回交渉を実施した。
　刑事共助条約に関しては，中国との間で31年１月に第１回交渉を，３月に第２回交渉を実施した。
3　日EU戦略的パートナーシップ協定が，７月の日EU定期首脳協議の際に署名された。12月に第197回臨時国会において承認され，日本側の締結のための手続を完了させた。（EU及びEU構成国は締結のための手続を進めている。）
4　サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充としては，サイバー犯罪条約第２補足議定書起草会合に参加した。また，国際的な銃器対策に関しては，国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

令和元年度目標

1　英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
2　中国，ベトナム等との間で犯罪人引渡条約，受刑者移送条約等，刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
3　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政治分野における諸課題（テロ対策，刑事・司法，軍縮，原子力の平和的利用，国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは，国民生活の安定や発展にとり重要であるため。
原子力協定，犯罪人引渡条約や受刑者移送条約等の交渉等を進めることは，諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要であるため。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備（＊） | ACSAや防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結，円滑な運用等を推進する。また，北方領土問題解決に向け，ロシアとの交渉を推進する。<br>こうした取組を通じ，諸外国との安全保障面での協力を深化させるとともに，我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。 | | | | 2-1 |
| | － | － | － | － | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備<br>（　＊　） | 原子力協定等の締結による原子力分野での協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人引渡条約，受刑者移送条約等の締結による刑事分野での協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また，我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する法的枠組みを整備する。さらに，国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。<br>こうした取組を通じ，我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。 | | | | 2-2 |
| | － | － | － | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（公正な経済ルールづくり）（世界の中の日本外交）
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２ Ⅱ ［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

### 測定指標３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進　＊

中期目標（--年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討，既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

30 年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，以下を実施する。
・第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ，WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し，これを推進していく。また，環境物品協定（EGA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

２　FTA/EPA につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため，以下を実施する。
・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき，早期発効に向けた機運を高めるべく，我が国は同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
・日 EU・EPA の早期署名・発効に向けて，内閣法制局審査や国会承認手続等，必要な作業を推進する。
・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中韓 FTA，日・トルコ EPA，日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
・発効済みの EPA につき，その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

１　WTO
・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し，WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んでいる。具体的には，MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し，これまで 10 回の有志国会合を実施したほか，31 年１月にはダボス（スイス）で有志国による閣僚会合を開催し，76 の加盟国が参加して交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出した。また，EGA については，28 年 12 月以来，交渉が中断しているが，早期交渉再開を模索している。

２　FTA／EPA
・TPP11 協定については，締結手続を迅速かつ円滑に取り進めたことにより，７月に日本はメキシコに次いで２番目に，国内手続を完了した旨の通報を行った。また，その後積極的に未締結国への働きかけを行った結果，同協定は，12 月 30 日に発効した。
・日 EU・EPA については，内閣法制局による審査を経た上で７月 17 日に署名を行い，12 月８日に国会承認を得て，31 年２月１日に発効した。
・RCEP については，首脳会議を１回，閣僚会合を５回，交渉会合を５回開催した。11 月に開催された第２回 RCEP 首脳会議においては，「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され，30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎された。日中韓 FTA については，交渉会合を１回，日トルコ EPA については，交渉会合を５回，日コロンビア EPA については，非公式の調整をそれぞれ実施した。また，AJCEP 協定改正議定書については，内閣法制局による審査を経た上で 31 年２月 27 日に署名を行った。
・発効済みの EPA については，日シンガポール EPA，日メキシコ EPA，日タイ EPA，日フィリピン EPA，日インドネシア EPA 等について，実施状況に関する意見交換に際して法的助言を行った。

令和元年度目標

1　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，以下を実施する。

・開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて，WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し，これを推進していく。また，環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

2　FTA／EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため，以下を実施する。

・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日米貿易交渉，日中韓 FTA，日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。

・発効済みの EPA につき，その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について，その進捗を測ることは，経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また，目標に掲げた各種国際約束の締結は，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ，我が国の経済成長の機会を拡大するとともに，他国の市場における我が国の企業並びにその産品及びサービスの参入機会を増大させる上で，重要であるため。

**測定指標３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画　＊**

中期目標（--年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

30 年度目標

1　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上，十分に反映させつつ，現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）についての交渉を進展させ，交渉が妥結した条約については，その締結手続を取り進める。

2　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決に貢献するとともに，日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1　投資協定：アラブ首長国連邦（４月），ヨルダン（11 月）及びアルゼンチン（12 月）との間で署名を行い，アルメニアについては，国会承認等の国内手続を完了させた。また，アンゴラ，アルジェリア，カタール，ガーナ，モロッコ，タンザニア，コートジボワール，バーレーン，トルクメニスタン，ジョージア，セネガル，キルギス，ナイジェリア及びザンビアとの間で交渉を継続するとともに，新たにパラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。

租税関連条約：スペイン（10 月），クロアチア（10 月），コロンビア（12 月）及びエクアドル（31 年１月）との間で署名を行い，リトアニア（８月），エストニア（９月），ロシア（10 月），オーストリア（10 月），アイスランド（10 月），デンマーク（12 月）及びベルギー（31 年１月）との間の租税条約並びにバハマとの間の租税情報交換協定改正議定書（12 月）が発効した。また，アルゼンチンとの間で交渉を継続するとともに，新たにペルー，ジャマイカ，モロッコ及びチュニジアとの間で交渉を開始した。また，BEPS（税源浸食及び利益移転）防止措置実施条約については，５月 18 日に国会承認を得た後，９月 26 日に受諾書を寄託し，同条約は，31 年１月１日に我が国について効力を生じた。

社会保障協定：５月９日に日・中社会保障協定に署名し，11 月 30 日に国会の承認を得た。また，フィリピン（８月）及びチェコ（８月）との間の社会保障協定が発効した。

2　船舶再資源化香港条約（シップ・リサイクル条約）については，４月 25 日に国会承認を得た後，31 年３月 27 日に加入書を寄託した。視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約については，４月 25 日に国会承認を得た後，10 月１日に加入書を寄託し，同条約は 31 年１月１日に効力を生じた。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 2016 年改正については，６月

29 日に国会承認を得た後，12 月 18 日に受諾書を寄託し，同改正は 31 年 1 月 1 日に効力を生じた。また，国際捕鯨取締条約（ICRW）については，12 月 26 日に脱退の通告を行った。

令和元年度目標

1　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上，十分に反映させつつ，現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）についての交渉を進展させ，交渉が妥結した条約については，その締結手続を取り進める。

2　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決に貢献するとともに，日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために，日本企業が海外に進出し，海外投資を呼び込み，資源の安定供給等を図る手段としての投資協定，租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。また，環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて，我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは，国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに，日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（＊） | WTO における取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに，WTO の紛争解決手続において，日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また，経済連携協定の交渉，締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。包括的なFTA/EPA の締結のための作業は，交渉分野が多岐にわたることから，協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後，既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ，これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。<br>これらの取組を通じて，自由貿易体制を強化・推進するとともに，国民の利益を増進させる。 | | | | 3-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（＊） | 国際社会のグローバル化の中で，各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており，日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから，このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。<br>これにより，日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り（＊） | グローバル化の進展とともに，環境，漁業，海事，文化，科学技術等の社会分野において，国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに，その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉，締結及び実施のいずれの段階においても，法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。<br>これにより，国民の利益の増進に寄与する。 | | | | 3-2 |
| | － | － | － | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標

を参照願いたい。

# 施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅱ－４）

| | |
|---|---|
| 施策名 | 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 |
| 施策目標 | 情報収集能力の強化，情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化，政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより，外交施策の立案・実施に寄与する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 日本の安全保障等に係る外交政策や，海外における邦人の安全等の重要課題に資する，国際情勢に関する情報の収集と分析を行うために各目標を設定する。根拠となる演説等については，以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。 |
| 施策の概要 | １　在外公館における情報収集・分析機能強化<br>在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。<br>２　先端技術による情報収集<br>先端技術を活用して，情報の収集・分析を行う。<br>３　公開情報収集<br>多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。<br>４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大）<br>国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。<br>５　職員のための研修及び情報収集・分析会議<br>我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。<br>６　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供<br>適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 |
| 関連する内閣の重要政策 | ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>・経済財政運営と改革の基本方針 2018 について（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）<br>第２章７．（１）①外交<br>・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省・独立行政法人国際協力機構）<br>１（１）情報収集・分析態勢の強化<br>・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定，閣議決定）<br>Ⅳ　１（６）国際テロ対策の強化及び（７）情報機能の強化 |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 578 | 634 | 598 | 607 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 578 | 634 | 598 | |
| | 執行額(百万円) | | 568 | 615 | 574 | |

| 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 担当部局名 | 国際情報統括官組織 | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　情報収集能力の強化　＊**

中期目標（--年度）

的確な情報収集を実施する。

30 年度目標

以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。

１　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため，関係省庁間・省内政策部門と調整の上，具体的な重点事項を設定して情報関心を明確にするとともに，会議の開催等を通じ，本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。

２　従来は収集できていなかった分野を含め，必要な公開情報を収集する。

３　先端技術を活用し，専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

４　研修を実施し，より先進的な情報収集の技術を取得し，より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

１（１）在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し，本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し，情報収集体制の強化を図った。

（２）関係省庁との定期的な意見交換を通じ，双方の専門性を活かした幅広い意見交換を実施することにより，情報収集体制を引き続き強化した。

（３）北朝鮮問題に関して，継続的な懸案事項である核・ミサイル開発については引き続き注視しつつ，迂回貿易や「瀬取り」に関し，より機動的な情報収集体制を構築した。

２　中国の軍事的拡張や海洋活動，中東情勢，ロシアの対外政策等，従来から続く国際情勢の不安定化を勘案しつつ，サイバー分野における各国の動向といった新たな安全保障環境の変化にも対応すべく公開情報の収集を実施した。

３　衛星画像分析のための機器の導入・維持管理や，分析に必要なデータの購入を通じ，専門性の高い分野での収集能力強化を行った。

４　情報収集・分析のための専門機関による研修及び主要課題に関する在外，本省担当官の会議等への参加を通じて，より先進的な情報収集を行った。

【定量的データ】

・購入した刊行物・データベース等の数：196
・先端技術関連データ購入枚数：24
・本省出張者延べ人数：101
・在外公館職員による出張回数：25

令和元年度目標

以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。

１　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため，政策部門との情報共有を促進するとともに，より効果的な情報収集を行うことができるよう，会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。

２　必要な公開情報を入手するとともに，外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。

３　先端技術を活用し，専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

４　研修を実施し，より先進的な情報収集の技術を取得し，より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するため，年度ごとに行った情報収集の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であり，次年度に向けた PDCA サイクルの観点から重要である。

情報収集能力のより一層の強化を進めるためには，上記のような様々な手段を通じて取り組むことが必要である。

**測定指標２　情報分析の質の向上　＊**

中期目標（--年度）

質の高い情報分析を実施する。

30年度目標

以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。

1　国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進し，分析能力向上を図る。

2　外国政府機関や専門家との意見交換を一層拡充し，分析プロダクツの充実を図る。

3　新たな先端技術の導入に努め，先端技術を活用し，専門的な知見が必要な分野での分析能力を向上させる。

4　情報分析に関する研修・会議等を活用し，より政策部門の情報関心に即した分析を行う。

施策の進捗状況・実績

1　国内情報コミュニティ内における情報共有を促進し，他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し，分析の質の向上を図った。

2　外国政府機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）に当たっては，引き続き北朝鮮情勢等に関して頻繁に意見交換を行う機会を設けるとともに，サイバー分野等の新たな領域についても外部有識者との接点を拡大し，幅広い分野における分析能力の向上を図った。

3　職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については，新たな分析手法等研修の成果を当組織の分析プロダクトに反映するとともに，研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて，より効果的な研修体制を構築した。

4　各種研修・会議などへの参加を通じ，時宜に適い，政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

・専門分析員数：22

・委託調査報告書数：10

・招へい延べ人数：10

・研修／会議参加のための出張者数：19

令和元年度目標

以下の達成手段等により，優れた分析手法を吸収し，質の高い情報分析を行う。

1　国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。

2　外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。

3　先端技術を活用する。

4　情報分析に関する研修・会議に参加し，能力向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために，収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効であり，年度ごとに情報分析の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であり，次年度に向けたPDCAサイクルの観点から重要である。

情報分析の質を向上させるためには，ここに列挙されるような手段を講じることが必要である。

**測定指標３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供　＊**

中期目標（--年度）

適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

30年度目標

以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

1　在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化することを含め，政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し，厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し，機動的に動く。

2　政策部門に対する時宜を得た情報・分析の提供をシステミックに行い，インテリジェンス・サイクルを円滑に回していく。

施策の進捗状況・実績

1（1）在外邦人の安全対策強化の観点から，引き続き，領事局や総合外交政策局等の関係部局と密に連携を取ったほか，省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を共有した。

（２）総理大臣官邸，国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため，北朝鮮による制裁回避の手段としての迂回貿易や「瀬取り」防止等を含め省内政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い，収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。

２（１）政策部門のニーズに合わせ，機動的にブリーフ内容の調整を行い，同ブリーフの機会に更に先方の関心を聴取することを通じて，時宜を得た政策決定ラインへの情報提供を行った。

（２）30 年度も引き続き政府・省幹部に対して頻繁にブリーフを実施した。今まであまりブリーフを実施していなかった省内政務に対しても，定期的にブリーフ項目を共有しつつ先方の関心を聴取することにより，定期的なブリーフを実施する枠組みを整備した。

【定量的データ】

・分析資料の作成数（22 年度を 100 として）：81

・幹部へのブリーフの回数（22 年度を 100 として）：287

令和元年度目標

以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

１　政策部門に対する時宜を得た情報・分析の提供を行い，フィードバックを得ることで政策関心を適切に把握する。

２　在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局と引き続き密に連携することを含め，政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し，厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し，機動的に動く。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために，収集あるいは分析を行った情報を，政策決定ラインに適時・適切に提供することが有効であり，その提供の実績を定性的に測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

そのため，情報及び情報分析の提供を継続して実施・強化していくことが重要である。

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ① 情報収集・分析<br>（16 年度） | １　在外公館における情報収集・分析機能強化<br>①　在外公館の担当官が，任国の内外に定期的に出張する。<br>②　①を通じ，新たな情報源の開拓等を行い，情報収集・分析能力の強化に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | ２　先端技術による情報収集<br>①　先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。<br>②　①を通じ，情報収集・分析の質を高める。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | ３　公開情報収集<br>①　多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。<br>②　①を通じ，情報収集能力の強化に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | ４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大）<br>①　省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。<br>②　①を通じ，国際情勢を的確に見極めていくため，様々な要因・観点から考慮することにより，情報分析能力の更なる強化に寄与する。 | | | | 1-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 5　職員のための研修及び情報収集・分析会議<br>①　我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。<br>②　参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに，知見を高めることによって，情報収集・分析能力の強化に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | 6　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供<br>①　省内政策部門との意見交換等により政策部門が必要とする情報を把握するとともに，政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。<br>②　①を通じ，政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析を提供することにより，外交施策の立案・実施に寄与する。 | | | | 1-3 |
| | 578<br>(568) | 634<br>(615) | 598<br>(573) | 607 | ― |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策

# 施策Ⅲ－１　国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅲ－１）

| 施策名（※） | 国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策 |
|---|---|
| 施策目標 | 諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに，我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し，日本外交を展開する上での環境を整備するため，以下を戦略的，有機的かつ統一的に推進する。<br>１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。<br>２　海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。<br>３　インターネットを通じ，我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。<br>４　文化・人物交流事業を通じて，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。<br>５　文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力，文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ，各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより，親日感の醸成を図る。<br>６　国内報道機関による報道を通じ，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。<br>７　外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 外交政策の効果的な展開のためには，各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて，日本への関心を高め，対日信頼感を醸成し，対日理解を増進するとともに，適切な報道対策や広報を通じて，日本国民の外交政策に対する理解を増進し，その支持を獲得することが必要である。<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 21,612 | 20,227 | 19,151 | 21,690 |
| | | 補正予算(b) | 4,064 | 2,348 | 3,954 | |
| | | 繰越し等(c) | △34 | 1,376 | 565 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 25,642 | 23,951 | 23,669 | |
| | 執行額(百万円) | | 25,363 | 23,653 | 23,306 | |

| 政策体系上の位置付け | 広報，文化交流及び報道対策 | 担当部局名 | 大臣官房（外務報道官・広報文化組織） | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み，政策の具体的内容や外務省の役割等について，国内広報の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき，国民の理解を増進する。

30 年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

・我が国の外交政策を大臣等政務三役が直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」，「車座ふるさとトーク」等の実施
・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，セミナー，プレゼンテーション・コンテスト（年１回），小中高生の外務省訪問事業等の実施
・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
・様々な角度から外交の実像を発信し，活発な議論の場を提供することをねらいとした，外交専門誌『外交』の発行（年６回）

施策の進捗状況・実績

・地方の方々と政務三役が車座になって話し合う「車座ふるさとトーク」を４月に岡山県倉敷市で，９月に長野県飯山市で開催し，それぞれ堀井巌外務大臣政務官，岡本外務大臣政務官が出席して地方の魅力を世界に発信する事業等の外務省の取組を説明するとともに，参加者と意見交換を実施した。参加者からは「外務省の施策を直接聞ける貴重な機会で充実した時間だった」，「小さな観光地での話合いや要望も政府に届けられるという点で親近感が湧いた」などの感想が寄せられた。また，当日の模様は地方紙や地元ケーブルテレビにも取り上げられた。（なお，「外務大臣と語る」については諸般の事情により 30 年度中の開催は見送りとなった。）
・現下の国際情勢について外務省の職員や OB が講演する「国際情勢講演会」（12 回：参加者総数 1,570 名），外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」（113 件：参加者総数 32,314 名）や「外交講座」（50 件：参加者総数 6,235 名）等各種講演事業，さらには外務省を訪問する小中高生を対象に省内見学や外務省員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」（141 件：参加者総数 2,705 名）において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 93%の参加者が国際情勢についての理解が深まったと回答し，「高校講座」については聴講した生徒の 92%が良かったと回答し，「外交講座」については参加学生の 95%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ，全体として肯定的な意見が多かった。また，外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（１回：参加者総数 66 名）を実施し，後日，河野外務大臣が５名の受賞者と懇談の機会を持った。国際問題に関心を持つ大学生を対象とした外務省セミナー「学生と語る」（２回：参加者総数 198 名）においては，初めての試みとして鈴木外務大臣政務官の参画を得て分科会参加者による報告会を設けた。参加者からは「他の分科会で行われた議論も知ることができ，知識の幅が広がった」，「同じ学生として，まとめる能力や堂々とした発表に刺激を受けた」などの感想が寄せられた。
・外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや子供向けインターネットコンテンツである「キッズ外務省」などを通じ，海外事情や国際情勢，我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ，「キッズ外務省」では月平均約 23 万件のアクセスがあった。
・東アジア情勢やパブリック・ディプロマシー等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を隔月で年６回発行し，掲載論文が読売新聞，毎日新聞，朝日新聞の書評等で紹介された。

令和元年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

1　我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」，「車座ふるさとトーク」等の実施

2　我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，セミナー，プレゼンテーション・コンテスト（年１回），小中高生の外務省訪問事業等の実施

3　パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信

4　様々な角度から外交の実像を発信し，活発な議論の場を提供することをねらいとした，外交専門誌『外交』の発行（年６回）

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の理解と信頼を得るために各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等について的確な情報発信を行った実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。なお，参加者からの評価をより正確に把握するため，各種事業のアンケートを改訂し，実績を測る。

我が国の外交政策及び外務省の活動につき，国民の理解を増進するため，上述の事業を訴求対象に応じて継続して行うことが重要である。

| 参考指標１：「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| ①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率<br>②「今後も継続実施すべき」との回答比率 | ①83%<br>②77% | (事業を実施せず)<br>(事業を実施せず) |

| 参考指標２：広聴活動（メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見の件数） | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 約 20,800 件 | 約 16,500 件 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>(単位：百万円) | | | 当初予算額<br>(単位：百万円) | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国内広報<br>(　＊　) | 1　講演会・シンポジウム等の開催<br>「外務大臣と語る」や「車座ふるさとトーク」，「国際情勢講演会」を始め，「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」，外務省セミナー「学生と語る」，「外交講座」及び「高校講座」，「小中高生の外務省訪問」等，外務省の政務三役や外務省員が直接国民に対し，我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保する。<br>このような取組により，我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民の理解の促進を図る。 | | | | 1-1 |
| | 2　パンフレットの作成・配布，ホームページコンテンツの作成及び外交専門誌『外交』の発行<br>重要外交課題等に関するパンフレットの作成・配布，外務省ホームページコンテンツとして「キッズ外務省」等で国際情勢や様々な分野の外交政策を分かりやすく説明する記事を掲載することにより，我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。さらに，我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年６回)する。<br>このような取組により，我が国の外交政策及び外務省の活動に対する理解の | | | | 1-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 促進を図る。 | | | | |
| | 72<br>(70) | 72<br>(75) | 72<br>(63) | 62 | 102 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として，（１）我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報，（２）我が国の一般事情についての理解促進，親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに，（３）海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
・「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）行動計画」（平成 29 年７月 13 日）

### 測定指標２－１　海外広報の推進　＊

中期目標（--年度）

海外における対日理解増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

30 年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し，我が国の基本的な立場や考えが海外において定着，浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ，各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には，各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 700 件以上の達成を目指す。また，上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 300 件以上，②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）400 件以上となることを目指す。

（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等，戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施

（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し，参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。

（２）印刷物資料，視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。

（３）Web Japan による対日理解を促進し，年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

３　他国による積極的な広報活動の強化を踏まえ，海外における他国の対外発信をフォローしつつ，上記１及び２による我が国の発信を，一層効果的なものとするよう努める。

施策の進捗状況・実績

１　政策広報の実施

（１）各種事業実施を通じて，我が国に関連する情報の第三者による発信が 1180 件実施された。具体的な成果は以下のとおり。また，その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。

①講演会，セミナー等合計 339 件を実施

「講師派遣事業」（注１）による講演会等 125 件，「海外研究機関等支援事業」（注２）におけるセミナー・講演会等 33 件，「人的交流等支援事業」（注３）によるイベント・セミナー等 22 件，日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し，シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 159 件。

②招へい事業を通じた発信合計 841 件を実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」（注４）を 127 件実施し，382 件（令和元年５月 16 日現在）の発信が実現，「ソーシャルメディア発信者招へい事業」（注５）を 13 件実施し，459 件の発信が実現した。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備として，在外公館において外部専門家を活用する（在外公館 24 公館で PR コンサルタントと契約，34 公館に業務補助員への業務委嘱）とともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析等）を実施した。

２　一般広報の実施

（１）日本ブランド発信事業に関しては，庭園，建築，陶芸，狂言，飴細工，和包丁，ウイスキー，漫画，ファッション，青森ねぶた，忍者，和菓子という幅広い分野を扱い，各分野の専門家12名を個別に派遣（派遣先は計13か国・23都市）した。現地では講演，実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに，プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで，情報の再発信を促した。事業参加者に対して実施したアンケートの結果，高評価が８割以上（85％以上）となった。

（２）印刷物資料として，日本事情発信誌『にぽにか』を年２号(各号20万部)発行した。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスはWeb配信再生回数253万回を超え，世界約49か国，86を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴された。また在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。

（３）ウェブサイト「Web Japan」（注６）は，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており，30年度は1,604万ページビューとなった。小中学生向けのKids Web Japanや日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等，子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトを運営している。

（４）27年～29年度の３年間，計18か国で実施した主要なテレビ国際放送に関する評価調査も踏まえ，テレビ国際放送関係機関である総務省，NHK，外務省の３者間で協議を実施（30年６月）するなど，関係機関の連携を強化し，在外公館を活用したNHKワールドJAPAN番組上映会（約80公館，延べ約200回）や在外公館SNSを活用した発信等，テレビ国際放送発信力強化に向けた取組を実施した。

３　海外において現地の調査研究機関を通じ，日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし，各国において日本の対外広報のあり方について分析を行うとともに，効果的な発信につなげた。

（注１）講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して，日本の政策や日本の政治，経済，社会情勢等に関する発信を行う事業

（注２）海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や，日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業

（注３）人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで，効果的な対外発信を実現しつつ，同団体の活動を支援する事業

（注４）多層的ネットワーク構築事業：領土保全等に関する内外発信を強化するために，海外において影響力のある人物（有識者，報道関係者，各国の政策スタッフ等）を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし，帰国後は，メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム(ウェブサイト)を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し，継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。

（注５）ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて，SNS（ブログ，フェイスブック，ツイッター等）で発信力・影響力のある者を招へいし，我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り，被招へい者からSNSを用いた日本の発信を行う事業

（注６）Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和元年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し，我が国の基本的な立場や考えが海外において定着，浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ，各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

　具体的には，各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信750件以上の達成を目指す。また，上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数300件以上，②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）450件以上となることを目指す。

（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等，戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施

（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し，参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。

（２）印刷物資料，視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスのWeb配信再生回数280万回以上を目指す。

（３）Web Japan による対日理解を促進し，年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政策・一般広報の実施の実績を測ることは，海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。また，政策・一般広報の実施につき，単に実施件数のみでなく，訴求対象者による評価等を加味して事業の有効性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるとの考えから測定指標を設定している。

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

「日本が様々な外交政策を推進し，基本的価値に基づく国際秩序を実現していくためにも，日本の政策・取組の戦略的な対外発信により努めます。特に，歴史認識や領土保全における日本の立場を発信していくことは，極めて重要です。」

**測定指標２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施　＊**

中期目標（--年度）

日本の多様な魅力や，政策・取組の発信を通し，これまで日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ，親日層の裾野を拡大する。

30 年度目標

１　ジャパン・ハウス　ロンドンの開館及びジャパン・ハウス　ロサンゼルス（注：一部先行開館済み）の全館開館を実現し，ジャパン・ハウス３拠点に共通するブランド・イメージを確立しつつ現地におけるジャパン・ハウスの浸透を図り，事業を遂行する。

２　各ジャパン・ハウスにおける KPI（重要業績評価指標）達成（来館者数として，ロンドンにおいては 10 万人（30 年６月 22 日～31 年３月 31 日），ロサンゼルスにおいては８万人（29 年 12 月 20 日～30 年 12 月 19 日），サンパウロについては 41 万人（30 年４月１日～31 年３月 31 日），またメディア掲載数として，ロンドンにおいて 54 回，ロサンゼルスにおいて 150 回，サンパウロにおいては 1,260 回（いずれも 30 年４月１日～31 年３月 31 日）を目標とする（注））を念頭に，現地事務局主導による企画展示，東京事務局主導による国内公募作品展の巡回展，セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施する。

（注）ジャパン・ハウス運営業務受託者との間で，来館者数については開館日からの１年ごとの目標値を設定しているため，各ジャパン・ハウスによって目標値の設定期間が異なる。他方，メディア掲載数については，開館前から数値を測ることが可能な指標であり，事業開始以降年度ごとに目標数値を設定していたため，来館者と異なり年度に則した目標期間の設定となっている。

３　現地におけるジャパン・ハウスの認知度を上げ，発信を強化するため，SNS 等も活用しつつ広報を行う。

４　ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう，日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

施策の進捗状況・実績

１　６月にジャパン・ハウス　ロンドンが開館，８月にジャパン・ハウス　ロサンゼルスが全館開館し，３拠点全てが本格的に事業を開始した。ジャパン・ハウス　サンパウロについては米系航空会社機内誌や NY タイムズ紙等に「サンパウロで訪れるべき場所」として取り上げられ，また，ロンドンについては９月に行われた開館記念行事に英国王室からケンブリッジ公爵殿下が御臨席するなど，「日本を知る衝撃を，世界へ」をコンセプトとし，日本の魅力の本質，日本の美意識を体験できる場としてのジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。

２　企画展示，巡回展，食文化発信を含む参加型イベント，政策広報等をバランス良く実施し，サンパウロにおいては，目標 41 万人を上回る 71 万人の来館者を達成した。メディア掲載数も目標（1,260 回）を大きく上回る 2,009 回と，高い発信効果を上げている。また，ロサンゼルスにおいては目標（８万人）の２倍以上の 16.8 万人の来館者数を達成し，メディア掲載数も目標（150 回）の８倍以上の 1,262 回となった。ロンドンにおいては開館から１年未満だが，来館者数は 41 万人と目標（10 万人）の４倍を達成し，メディア掲載数も目標（54 回）の 25 倍以上の 1,425 回となった。さらに，来館者を対象としたアンケート結果によれば，３館平均で約 86％が展示を肯定的に評価している。

３　ジャパン・ハウスの認知度向上，発信強化については，積極的な広報に努めた結果，上記２のとおり，サンパウロについてはブラジル国営テレビ局のプライムタイムニュース番組，ロサンゼルスについては LA タイムズ紙の元旦特集号，ロンドンについては BBC といった現地主要メディアを含む多く

のメディアで取り上げられた。また，展示等イベントへの来館者が増加するのみならず，ジャパン・ハウスを魅力的な施設と認知して企業プロモーション･イベント用に借りる団体が広がりつつあるなど，発信強化につながるジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。

4　地域の魅力発信事業の第１弾として，９～10 月，ロンドンにおいて，新潟県燕三条の金属加工技術を題材とした「燕三条　金属の進化と分化」展を開催し，大勢の来場者から高い評価を得た。また，展示を契機として製品購入希望が寄せられたり，ロンドンの国立美術大学大学院の院生が燕三条地域を訪れ，実際に各工場の生産現場を見学して職人との交流を深めたりするなど，製品の販路拡大やインバウンドにつながる波及効果をもたらした。地方公共団体側からも，ロンドンでの成功を受け，今後，他の拠点でも開催を検討したいとの前向きな意見が上がった。31 年３月，ジャパン・ハウスの活用に関心を示す地方公共団体や中小企業，若手芸術家等を対象とした国内広報イベントを開催し，日本国内における認知度強化に向けた取組を行った。

令和元年度目標

1　各ジャパン・ハウスにおいて，現地事務局主導による企画展示，東京事務局主導による国内公募作品の巡回展，セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施し，目標達成に向けた経過を測るための KPI（KPI 指標を一層充実させ，年間来館者数（ロンドン：42 万人，ロサンゼルス：13.5 万人，サンパウロ：69 万人），メディア掲載回数（ロンドン：1,000 件，ロサンゼルス 1,400 件，サンパウロ 1,900 件），SNS フォロワー・いいね等の数，施設内共用スペース平均稼働率に加え，来館者リピーター率，ニュースレター開封率・登録者数，各展示への評価，域内に留まらない広がりのある発信を新たに設定（注））を実現する。

（注）年間来館者数については，令和元年度から，30 年度と異なり，目標設定期間を年度単位で統一した。

2　ジャパン･ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう，日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信することを通じて，親日家･知日家の裾野を広げることを目指す広報文化外交の拠点であるジャパン･ハウスの開館後の活動実績を測ることは，海外における対日理解増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ジャパン・ハウス事業が第２期（令和元年度～５年度）に入り，３拠点において本格的に事業を展開していくことが達成すべき重要な目標であり，また，定量的・定性的評価を行うための指標を充実させて事業の有効性及び効率性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるため。

| 参考指標：BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位 | | |
|---|---|---|
| | 実績値 | |
| | 29 年度 | 30 年度 |
| | 3 位 | 調査の実施なし |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①海外広報<br>（　＊　） | 1　世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信<br>我が国の外交政策について，我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で，我が国の有識者を派遣しての講演，政策広報資料の作成，インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。<br>また，在外公館が開催する各種事業と連携し，有識者・専門家等の協力を得て，外交政策や国内事情に関する情報発信や，講演会，展示会等を実施する。<br>これらの事業により，主に各国有識者層に対する我が国外交政策への理解の促進に寄与する。 | | | | 2-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ２　多方面にわたる日本の魅力，強み，日本人の価値観の積極的発信<br>諸外国国民に対し日本の魅力，強み，日本人の価値観を積極的に発信することを目的として，各種関連広報資料の作成，インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。<br>これらの事業により，諸外国国民の日本の魅力，強み，日本人の価値観の理解の促進に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | ３　教育広報<br>現地の小中学校を訪問して，日本事情を紹介するほか，教員に対して日本の政治，経済，社会事情を正しく理解してもらうためにワークショップ等を実施する。<br>教育広報を通じて，若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。 | | | | 2-1 |
| | ４　経済協力プレスツアー<br>現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機会を提供し，我が国のODAの成果等につき理解を深めさせつつ，現地メディアにキャリーさせる。<br>報道を通じて，現地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対する一層の認識と評価を得ることを目的とする。 | | | | 2-1 |
| | ５　日本ブランド発信事業(25年度開始)<br>市民社会の中から発信力のある民間企業，NGO，地方自治体関係者等を公募の上，海外に派遣し，それぞれの特性を活かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。<br>これらの事業を通じて，日本ブランドを復活・強化し，諸外国国民に対し日本の魅力への関心・共感，日本文化への理解を促進することに寄与する。 | | | | 2-1 |
| | ６　広報文化活動の実施評価調査(25年度開始)<br>諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と，PDCAサイクルの普及・定着を通じ，戦略的な広報文化活動を実現するための方策を研究する。<br>これら調査結果を，今後我が国が在外公館にて実施する広報文化活動の立案・実施に活用し，より効果的な事業実施に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 772<br>(722) | 726<br>(695) | 702<br>(674) | 677 | 103 |
| ②内外発信のための多層的ネットワーク構築<br>(26年度) | 我が国において，諸外国の有識者，報道関係者等に対し，関連する研究者等との意見交換，関連施設訪問等を通じて，我が国を取り巻く領土保全に関する理解を深め，帰国後は，在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに，日本側関係者等の間でプラットフォームを形成する。<br>国際世論形成に影響力のある人物のネットワークを構築することを通じて，領土保全をめぐる厳しい状況に対応するための我が国の発信力強化に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 318<br>(266) | 292<br>(247) | 279<br>(234) | 273 | 104 |
| ③主要国における日本や他の国々の影響力調査・分析とそれに基づく効果的な発信<br>(27年度) | 対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において，調査研究機関を通じ，主要な他国の動向を調査・分析し，日本に関連する報道やイベント等をモニタリングするとともに，対日世論調査を実施する。<br>これらの調査結果に基づき，各国において日本の対外広報のあり方について分析を行うとともに，効果的な発信を行うことに寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 775<br>(758) | 910<br>(895) | 948<br>(942) | 929 | 105 |
| ④「ジャパン・ハウス」運営関連経費<br>(27年度) | 世界主要都市において，各機関の拠点施設を集約するとともに，オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を運営する。<br>これにより，対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 | | | | 2-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 4,199<br>(4,176) | 4,544<br>(4,470) | 2,988<br>(2,964) | 3,624 | 0109 |
| ⑤在外公館による海外研究機関等支援<br>(27年度) | 主要国に所在する在外公館において，現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の機動的な支援や，日系・親日団体が主催する日本関連行事のきめ細かな支援を行う。<br>これらの事業により，現地の民間機関・団体を通じた対日理解増進に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 31<br>(25) | 30<br>(27) | 28<br>(27) | 27 | 107 |
| ⑥在外公館及び本省における外部専門家の活用<br>(27年度) | 我が国に好意的な世論を構築することを目的として，主要国に所在する在外公館及び本省において，①対日理解促進 PR コンサルタント契約，②在外公館の現地在住の広報分野の業務補助員を配置，③対外広報を実施する上で考慮すべき諸情勢，諸情報の調査分析を日本国内の外部専門家に委託，④本省の業務拡大に対応するため，関係課室に非常勤職員を配置する。<br>これにより親日感の醸成のための基盤整備に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | 295<br>(281) | 265<br>(249) | 281<br>(254) | 280 | 106 |
| ⑦在外公館人的交流等支援事業<br>(27年度) | 在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託する。<br>これにより，同団体の活動を支援しつつ，効果的な対外発信を実現する。 | | | | 2-1 |
| | 30<br>(23) | 10<br>(9) | 15<br>(14) | 12 | 108 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化，IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化，時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ，我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
・天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成 29 年 12 月８日　閣議決定）

### 測定指標３－１　IT 広報手段の強化，多様化

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報手段を強化，多様化する。

30 年度目標

1　本省においては，情報発信手段が多様化する中，すでに運用しているフェイスブック・ツイッター等に加えて，若年層に人気の写真共有アプリ「インスタグラム」を活用し，若年層へのリーチ拡大を目指す。
2　在外公館においては，引き続き SNS 発信を行う在外公館の数を 29 年度（155 公館）より増やすとともに，専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い，フォロワー数などを 29 年度（3,086,116 人）より増加させる。
3　外務省ホームページ（HP）ですでに掲載されている一部ページ群をリニューアルし，閲覧者がより見やすく分かりやすい構成とする特設ページの設置に取り組む。
4　現在，外務省 HP 掲載と外務省公式 SNS との間に自動連携システムを構築しているところ，そのスピードアップを図るとともに，自動連携で投稿文を掲載できるようにし，HP と SNS の連携を強化していく。

施策の進捗状況・実績

1　29 年１月から運用を開始した「インスタグラム」は，フォロワー数を順調に増加させ，30 年３月末から約 800 人増え 2,000 人を突破した（31 年２月末時点 2,031 人）。
2　在外公館においては，31 年２月末時点で 193 公館（30 年３月末比 37 公館増）が当該国・地域における SNS での情報発信を実施。29 年度に引き続き，専門家からの助言・提言を受けて発信方法の改善を実施し，SNS 運用公館全体でのフォロワー総数は 29 年度実績の約 37%増の 4,230,469 人となった。フェイスブックのフォロワー数において，30 万人を超える公館は２公館（在ブラジル大使館，在メキシコ大使館），10 万人を超える公館は７公館（前記２公館に加え，在アルゼンチン大使館，在サンパウロ総領事館，在米国大使館，在イラク大使館，在カンボジア大使館）となった。
3　閲覧者がより見やすく分かりやすいページとするため，「トピックス」に掲載されている重要外交政策のうち，レスポンシブ対応（注）が未対応だったページについて対応作業を完了させ，スマートフォンでの閲覧が適切にできるようにした。
（注）単一の URL の下，利用する機器によって最適なサイズに自動でレイアウト可能とする仕組みを持たせるため，ウェブデザインの修正を行うこと。
4　新着情報を外務省 HP に迅速に掲載するとともに，自動連携機能を活用し公式 SNS を投稿し，安定的・効率的な発信を行った。

令和元年度目標

1　外務省の公式 SNS アカウントの安定的運用を継続するとともに本省各課室及び在外公館が運用する SNS アカウントとの連携及び運用支援を行い，省全体としての発信力向上を目指す。
在外公館においては，開設済みの SNS アカウントの安定的運用を継続し，フォロワー数を 465 万人以上に増加させる。
2　一層効果的な SNS 発信を行うための全省的なガイドラインを新たに規定し，同ガイドラインに沿った運用を行う。
3　令和２年３月には，次期システムが導入されることに鑑み，古く，ほとんどアクセスがない不要ペ

ージの削除を進めるとともに，浮遊ページ（検索や URL の打ち込みでアクセス可能だが，HP 内にリンクがなく浮遊しているページ）のひもづけ及び削除を進めていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

SNS が情報発信・ユーザー交流の強力なツールとなっている世界的な流れを踏まえ，外務省全体（本省及び在外公館）として，SNS を効果的に活用し情報発信をしていくことが重要であり，その活用状況を測ることは外務省としての情報発信力を把握する上で有益である。開設するアカウントを精査するとともに，運用を開始したアカウントについては，フォロワー数の増加を目標に運用を行う。

**測定指標３－２　IT 広報システムの強化**

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報システムを強化する。

30 年度目標

１　引き続き，現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現する。
２　IT 広報業務における業務システムの効率化・合理化，運用保守・障害対応等を適切な形で実施することを目的とした，次期システム構築のための業者の調達を実施し，次期システムの構築作業を開始する。
３　31 年度の改元（年号の変更）に備え，システムへの影響がないように準備を実施する。
４　外務省 HP のウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

施策の進捗状況・実績

１　国民等利用者に対する安心・安全な閲覧環境を提供するため，外務省の HP 閲覧時の通信内容を暗号化し，常時 TLS 化の作業を完了した。
（注）TLS(Transport Layer Security)：インターネットなどでデータを暗号化して送受信するプロトコル。
２　12 月に次期システム構築業者を計画どおり調達し，システム刷新作業を開始した。
３　５月１日の改元に向け，システムへの影響がないよう準備を進め，予定どおりシステムの改修作業を完了し，問題なく稼働を開始した。
４　省員を対象とする Web アクセシビリティ研修を実施するとともに，JIS 規格への適合を進めて全ての利用者が閲覧できる HP を実現するため，JIS8341-3:2016 対応度表記ガイドラインに基づき，HP 全ページ解析を行った。また，Web アクセシビリティに基づき，弱視者が閲覧しやすくするためのコントラスト比の修正，音声読み上げソフト使用者に配慮した代替テキストの入力といった対策を進めた。

令和元年度目標

１　引き続き，現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現する。改元（年号の変更）に伴う改修についても，その安定的な稼働を確保する。
２　令和２年３月の次期システムの稼働に向け，「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（平成 30 年３月 30 日）に基づく，工程レビューを実施する。
３　外務省 HP の Web アクセシビリティに関し，JIS 規格レベル AA 準拠を目指し，HP の適合修正を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和元年度に運用を終了する現行システムについて，年々激化し巧妙化するサイバー攻撃の現状を踏まえ，HP 掲載情報の改ざんや閲覧停止等を未然に防ぐなど，引き続き，安全かつ安定的な稼働を行う必要がある。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え，IT 広報業務の効率化・合理化に取り組み，運用保守・障害対応，コンテンツ・マネジメント・システムによるサイト管理業務の効率化や災害に対する業務継続，情報セキュリティ対策等を施した次期システムの調達・構築を行い，令和２年３月の運用開始を目指す必要がある。

天皇陛下の御退位日にあたる退位特例法の施行期日を「平成 31 年４月 30 日」とする政令（「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」（平成 29 年政令第 302 号））の閣議決定に

伴い，５月１日の改元にシステムを対応させる必要がある。

**測定指標３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組**

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，コンテンツの充実及び時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。

30 年度目標

１　外交政策上の重要課題に関する発信として，日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び SNS に掲載し，政策広報に関する発信を強化する。

　我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解を広め，歴史的事実と国際法に基づく解決促進を図るため，26 年４月に外務省 HP に開設した「日本の領土をめぐる情勢」ページの更なる充実を図る。

２　外務省 HP においては，迅速な情報発信に取り組むとともに，特に，重要な外交政策や外交活動については，日本語・英語両言語でトップページを使ったタイムリーな情報発信を行うよう努める。加えて，外務省 SNS においても，その特性を生かして，特に外務大臣の外国訪問等に関して，引き続きタイムリーな発信を行う態勢を整え，国内外のユーザーに広く情報を伝達させる。

３　東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を令和２年に控えていることを踏まえ，HP 及び SNS を通して，訪日観光促進のため地方の魅力を海外に発信する取組を行う。

施策の進捗状況・実績

１　合計６本の政策広報動画（日本語・英語に加え，テーマによって異なる多言語８言語版を制作）を，ユーチューブで発信するとともに，外務省 HP の特設ページ（「日本の外交政策に関する動画」ページ）にリンクを掲載した。さらに，日本語及び英語動画については，外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿し，拡散を図った。

　「日本の領土をめぐる情勢」ページについては，引き続きトップページの「トピックス」に掲載し，分かりやすい発信を維持した。

２　総理大臣及び外務大臣の外交案件については，24 時間対処可能な態勢を整えて，日本語及び英語ともに迅速な情報発信に取り組み，29 年度に引き続き，首脳会談及び外相会談は特にスピード感のある広報を実施した。また，新着情報については，外務省 HP 及び公式 SNS（いずれも日本語及び英語）で迅速に発信した。

３　公式 SNS（英語）において，日本の文化・トレンド・地方の魅力等の投稿を海外に向けて発信した。在外公館においては，公式 SNS の投稿を再配信するほか，現地事情に合わせた独自コンテンツの発信も実施した。

令和元年度目標

１　外交政策上の重要課題に関する発信として，日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び公式 SNS に掲載し，政策広報に関する発信を強化する。

２　G20 関連，TICAD７首脳会議，即位の礼に際しての首脳会談等を迅速に HP に掲載し，コンテンツの充実化を図る。

３　天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国家儀式，東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え，世界的にも日本に対する関心が高まる時期を捉え，SNS を活用し，日本の多様な魅力を海外に紹介し，対日関心の向上を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交活動や外交政策への関心を高め，理解を深めるため，外務省 HP のコンテンツの充実と同時に，我が国の外交活動等に関する情報の国内外へのタイムリーな発信状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

また，政府は，28 年３月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で，令和２年の訪日外国人旅行者数の目標値を 4,000 万人に設定しており，外務省としても日本の魅力発信が求められている。第 198 回国会外交演説においても，インバウンド観光促進に貢献していく旨強調されている。

| 測定指標３－４　外務省ホームページ等（注１）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２）の閲覧回数の合計　＊ | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①外務省ホームページ等（注１：外務省ホームページ（日本語・英語，在外公館ホームページ，Web Japan））<br>②外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２：外務省公式ツイッター（日・英），フェイスブック（日・英）） | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ①2.8 億件<br>②1.6 億回 | ①2.7 億件<br>②1.3 億回 | ①2.8 億件<br>②1.6 億回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」(達成すべき目標)の測定のため，ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数(ページビュー数)に加え，ソーシャルメディアの比重が増していることを踏まえ，ソーシャルメディアの閲覧回数を定量的な測定指標とした。

令和元年度指標の水準については，過去の実績（①は５年間，②は２年間）を踏まえつつ，更なる増加を目指す。

参考：①の実績値　26 年度 1.7 億，27 年度 2.0 億，28 年度 2.4 億，29 年度 2.6 億
　　②の実績値　29 年度 1.56 億

## 達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①IT を利用した広報基盤整備<br>（19 年度） | 令和元年度においては，令和２年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，情報セキュリティに対する脅威への対応を強化するとともに，本省及び在外公館が連携して，ウェブサイト及び SNS を活用して，タイムリーに重要な情報を発信すること等により，IT 広報の充実を図る。<br>また，日本の政策・取組や多様な魅力を，戦略的に対外発信するため，コンサルタントによる助言を受け，ウェブサイト及び SNS の連携，各アカウントからの効果的な発信等を検討する。<br>これらにより，インターネットを通じ，我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 3-1<br>3-2<br>3-3<br>3-4 |
| | 431<br>(420) | 390<br>(382) | 438<br>(432) | 979 | 110 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野４　国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図るため，（１）文化事業，日本語の普及，海外日本研究の促進，（２）大型文化事業（周年事業），（３）人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）

### 測定指標４－１　文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進　＊

中期目標（--年度）

文化事業等の実施により，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。

国際交流基金を通じて「文化の WA プロジェクト」（注）を令和２年度までに着実に実施することで，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。

また「ジャポニスム 2018」や「Japan 2019」といった大規模な日本文化行事を通じて，地方の魅力を発信し，インバウンド観光の促進，和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮しつつ，事業を着実に実施する。

（注）25 年 12 月，日・ASEAN 特別首脳会議において，安倍総理大臣から発表した，令和２年までの７年間を目処とする新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」。

30 年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進を行い，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・若年層を対象とした親日層開拓事業
・日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
・地方の魅力発信事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した，外交政策に基づき，特に以下の事業を優先して実施する。

（１）「文化の WA」プロジェクト

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業（注）の実施

30 年度においても，引き続き，地方自治体等との連携及び広報の強化による本件事業への応募者拡大に努め，“日本語パートナーズ”長期派遣については 340 名程度の新規派遣を行うとともに，50 名程度の短期派遣，260 名程度の大学連携派遣により，計 650 名程度の新規派遣を行う。

（注）25 年 12 月，東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において安倍総理大臣が発表した新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の中核事業として，26 年度から，ASEAN 諸国等における日本語教育支援を目的として実施している事業。令和２年までの７年間で 3,000 人以上のシニア・学生等の人材を，現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣するもので，日本語パートナーは，現地の高校などで，現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり，日本語教育を支援するとともに，派遣先校の生徒や地域住民への日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

各国文化紹介，情報提供事業及び市民交流事業については，30 年度において，「ふれあいの場」の運営や，防災・多文化共生といった各国共通のテーマを通じた交流を行うなど，下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて計 200 件以上の

事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業については，30年度において，アジア各国からの文化人招へい，文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業を行うなど，上記「各国文化紹介・情報提供事業，及び市民交流事業」と合わせて計200件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業については，30年度において，上記目標の達成に向けて，令和２年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに，地方と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォーム強化を進め，計200件以上の事業を実施・支援する。

（２）「ジャポニスム2018」

30年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム2018」に向け，着実に準備を行う。具体的には，事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者と連携・調整しつつ，展覧会・舞台公演・映像・生活文化他様々な分野における諸事業を実施し，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのつながりを意識しつつ，広報を通じて「ジャポニスム2018」について広く周知するとともに，機運の醸成に努める。

（３）放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア，大洋州，中南米，中東，東欧，アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し，対日理解，日本理解の増進を図る。計54か国以上，延べ500番組以上の放送達成を目標とする。また，将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して，国内コンテンツホルダー（注）に事業実施で得られた情報の還元を行う。

（注）提供するテレビ番組等の著作権を保持・所有する個人及び法人等。

<u>施策の進捗状況・実績</u>

１　在外公館文化事業

年度目標に掲げた優先分野を踏まえ，具体的には，マラウイにおける第５回日本大使杯剣道選手権大会（10月，スポーツ関連事業），韓国における第７回大学生日本語ディベート大会（９月，日本語関連事業），南スーダンにおけるジュバ大学日本祭り（９月，若年層を対象とした親日層開拓事業），英国における第10回ジャパン祭り（９月，日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業），ドイツにおけるエッセン日本デー（11月，地方の魅力発信事業），エクアドルにおけるキト日本祭り（８月，日本の祭り関連事業），日ポーランド国交樹立100周年記念として実施した和太鼓公演（31年１月，周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業），フランスにおける日本食レクチャー・デモンストレーション（31年２月，和食を通じた日本の魅力紹介事業）等，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約900件実施した。29年度から新たに測定指標（以下４－４）として設定した対日理解度は92%，初参加率は62%を達成した。

２　国際交流基金事業

（１）「文化のWA」プロジェクト

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

埼玉県，静岡県，福岡県及び国内15大学から候補者の推薦に関する協力を得るとともに，全国各地における67回の募集説明会の開催，ウェブサイト，フェイスブック及びメールマガジンによる広報を通じて，応募者の拡大に努めた。その結果，30年度には12の国・地域に635人を派遣した（30年度までの累計では延べ1,860人を派遣）。派遣種類別では，長期派遣では330人，短期派遣では64人，大学連携派遣では241人をそれぞれ派遣した。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

「各国文化紹介，情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計217件の事業を実施・支援した。具体的には，アジア各国からの文化人招へい，アジア最大の舞台芸術プラットフォームTPAM（Tokyo Performing Arts Market），メディアカルチャーをテーマとした日本初のプラットフォーム国際イベントMeCA(Media Culture in Asia)並びに安倍総理大臣及びモディ印首相からのスピーチを得た「アジアの価値観と民主主義シンポジウム」等を実施した。また，「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計240件の事業を実施した。具体的には，青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流，アジア各国からの監督及び俳優による共同制作映画「アジア三面鏡」の制作上映，日本各地の国際芸術祭と連携した事業を実施した。

（２）「ジャポニスム2018」

７月からパリを中心にフランスで開催された「ジャポニスム2018」では，日本文化の紹介事業と

して，105 件の公式企画・特別企画を実施するとともに，204 件の参加企画を実施した。公式企画では，地方の祭り・文化紹介企画などインバウンド促進に資する企画や柔道交流企画など 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に資する企画も実施した。全企画の累計参加者数は 350 万人以上であり，フランス及び日本国内における「ジャポニスム 2018」に関する報道は 10,000 件以上あった。

（３）放送コンテンツ紹介事業

29 年度に引き続き，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に，対日理解促進，親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し，延べ 53 か国・地域で，341 番組の放送が開始された（注）。また，将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして，現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施し，国内の番組提供者に情報提供を行った。

（注）国際交流基金第４期中期目標「54 か国以上，のべ 500 番組以上の放映」（期間：29 年度から令和４年度の５年間）に対しては，29 年度からの累計で目標を達成。

令和元年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進を行い，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先し，世界各国において年間 900 件以上の事業を実施する。

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・地方の魅力発信事業
・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
・コンテンツ等を活用した新たな親日層開拓事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した，外交政策に基づき，特に以下の事業を優先して実施する。

（１）「文化の WA」プロジェクト

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

引き続き，地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め，長期派遣については 320 名程度の新規派遣を行うとともに，85 名程度の短期派遣，275 名程度の大学連携派遣により，計 680 名程度の新規派遣を行う。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

「文化の WA プロジェクト」の令和２年の集大成に向けて，日本及び ASEAN10 か国にて，舞台芸術，映画，スポーツ，日本語教育関連事業等を総合的に紹介する大規模事業「響きあうアジア 2019」の準備を進め，実施する。日 ASEAN ハイレベル会合と絡んだ形での事業実施を目指す。

「各国文化紹介，情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については，計 124 件以上の事業を実施・支援する。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については，引き続き，青少年サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流，東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等，計 147 件以上の事業を実施・支援する。

（２）「Japan 2019」

仏での「ジャポニスム 2018」に続き，31 年３月から令和元年 12 月の間，米国における日本文化紹介・交流の取組として，日本の文化・芸術を紹介する「公式企画」を国際交流基金が主催・共催等するほか，官民が実施する日本文化紹介事業及び日米交流事業を「参加企画」として認定する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのつながりを意識しつつ，同大会の機運醸成に努める。

（３）放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア，大洋州，中南米，中東，東欧，アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し，対日理解，日本理解の増進を図る。国際交流基金第４期中期目標（54 か国以上，延べ 500 番組以上の放送達成）の更なる超過達成を目標とする。また，将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して，国内コンテンツホルダーに事業実施で得られた情報の還元を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化事業を実施するにあたり，限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため，優先すべき事業を明確にした上で，これらの事業の実施状況について測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ及びⅡ
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章４．（１），５．（４）②，③，④，⑤及び７．（１）①
・文化芸術推進基本計画（平成 30 年３月６日　閣議決定）
　第３　戦略２及び戦略３
・新しい経済政策パッケージについて（平成 29 年 12 月８日　閣議決定）
　第３章３．（２）⑦

**測定指標４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施**

中期目標（--年度）

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。

30 年度目標

スウェーデン，スペイン，ミクロネシア，エクアドル，中国及びインドネシアにおける大型文化事業の実施を通じ，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

以下６か国において，対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

（１）スウェーデン

日本・スウェーデン外交関係樹立 150 周年の記念イベントとして，櫻間家第 21 代当主櫻間右陣氏率いる能楽シテ方金春流櫻間會による能公演を開催（５月）。ドロットニングホルム宮廷劇場との共催で開催した同公演には，カール 16 世グスタフ国王王妃両陛下のほか，エヴァ・スヴェドリング副大臣を始め多くの政府関係者，当地の日本関連団体の代表などが来場した。スウェーデンにおいて公演機会の非常に少ない能を上演でき，日本の伝統文化の多様性を広く発信できた。

（２）スペイン

日・スペイン外交関係樹立 150 周年のクロージングイベントとして，マドリード及びバルセロナにおいて現代舞踏公演を実施（11 月）。同公演は，ダンサーの動きに合わせてドローンや照明技術など日本の先端技術を駆使した画期的な企画であったため，現地国民の関心も高く，主要メディアでも大きく報じられ，日・スペイン間の友好関係を促進した。

（３）ミクロネシア

日・ミクロネシア外交関係樹立 30 周年記念イベントとして，ポンペイにおいてアカペラコンサートを実施（９月）。日本から派遣したアカペラグループ「INSPi」のボイスパーカッション等をまじえた日本の歌曲の演奏は，プロミュージシャンのいない同国民に大きな印象を与え，現地唯一の新聞でも賞賛された。併せて行なったワークショップで扱われた『上を向いて歩こう』を「文化祭で披露したい」との声も上がり，歌をとおして日本文化を伝えることで，日本への関心を高めることができた。

（４）エクアドル

日・エクアドル外交関係樹立 100 周年の機会に，日本を代表するシンガーソングライターであり，現地日系人社会に大変人気のあるさだまさし氏のコンサートをエクアドル各地で実施し，計 1,900 名を動員した。現地の主要メディアでも大きく報じられ，日・エクアドル間の友好関係強化を促進することができた。

（５）中国

日中平和友好条約締結 40 周年記念事業として，野村万作・野村萬斎狂言公演を北京にて開催（８月）。一般販売した約 740 席のチケットが発売開始約 30 分で完売するなど，公演前から非常に高い注目を集めた。公演翌日，在中国大使館にて現地学生等約 200 名を招待して狂言講座を開催し，この講座のネットライブ中継を実施したところ，最大で 19 万人が同時視聴し，SNS 等により広く拡散された。

（６）インドネシア
日本・インドネシア国交樹立60周年を記念して，日本から，和楽器ユニットAUNJクラシック・オーケストラを派遣し，ジャカルタ及びスラバヤにおいて邦楽公演を実施した（31年３月）。ジャカルタ公演では公演当日に政治デモやスコールに遭い，満席とはならなかったものの（２公演合わせて約350名），AUNJとインドネシア人伝統楽器演奏グループとの共演は，参加者からスタンディングオベーションを受け，両国間の友好関係をアピールする大盛況のイベントとなった。また，スラバヤ公演では予定を上回る参加者数（２公演合わせて約550名）で大盛況となったほか，テレビを含む多くのメディア（約20件）で報道され，親日感の醸成に寄与した。

令和元年度目標
ポーランド，タイ（日メコン交流10周年），フィンランド，イラン及びペルーにおける大型文化事業の実施を通じ，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
外交上の真に節目となる機会をとらえて周年事業を実施する対象国を選定し，対日理解の促進，親日感の醸成及び相互の信頼関係の構築に効果が高いと考えられる大規模な文化事業（周年事業）を実施した上で，これらの実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
選定周年対象国において大型文化事業を実施することは，事業実施の波及効果も高いことから，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図るために重要。

**測定指標４－３　人物交流事業の実施　＊**

中期目標（--年度）
人的交流を通じて，各国に親日層・知日層を形成し，外交活動に活用する。
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては，特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び，日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。

30年度目標
人物交流を促進し，中・長期的観点から，海外の親日層・知日層を活用して各国との関係強化を図るため，以下の事業を実施する。
１　留学生交流
外国人留学生在籍者数が28万人に，また，帰国留学生会の会員総数が82,000人に増加することを目標に，各種留学広報活動，帰国留学生会支援に努める。
２　招へい事業
招へい実施後の実施主管課による事後調査における被招へい者の目的の達成度合いについて，有効回答数のうち，「達成度が特に高い」と回答する「◎」の割合を90%とする。（注）◎：達成度が特に高い，○：相当の達成度あり，△：達成度が低い，×：達成度なし
３　JETプログラム
28年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ，引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施し，非英語圏国の増加やスポーツ交流員（SEA）の増加を目指す。
４　スポーツ交流
（１）スポーツ選手・指導者等の派遣，招へい，器材輸送支援，レセプションを通じてスポーツ外交を推進し，親日派・知日派を育成するとともに，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたSport for Tomorrow（SFT）の一層の促進を図る。特に従来からのオリンピック種目，2020年の新種目に選ばれた種目，日本の伝統競技（武道等），障がい者種目などをバランス良く実施することで，より2020年東京大会の機運醸成につなげる。
（２）派遣及び招へい事業実施後のフォローアップにて事業の達成度を確認する。また，外交日程との関連づけや実施報告のHP掲載等の広報努力により，効果が認められるプログラムを実施する。
（３）31年度に予定されている国際サッカー連盟（FIFA）等の幹部選挙における日本人当選に向け，引き続き国際競技連盟（IF）やスポーツ庁，日本オリンピック委員会（JOC）とも連携した側面支援を実施する。

施策の進捗状況・実績
１　留学生交流
在外公館を通じた各種留学広報活動や帰国留学生会支援に努めた結果，外国人留学生在籍者数は

29年度実績26万7,000人から29万9,000人に,また,帰国留学生会の会員総数は29年度実績81,360人から88,700人に増加した。具体的には，帰国留学生を地方大学に派遣し，日本留学講演会を実施したり，在外公館主催で帰国留学生交流会を開催し，帰国留学生会組織化及び入会の働きかけを行った。

2　招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査においては,戦略的実務者招へい及び閣僚級招へいのいずれも「◎」の割合が80%となった（「◎，○」の割合は100%)。(注）◎：達成度が特に高い，○：相当の達成度あり。

3　JETプログラム

JETプログラムでは参加者数が29年度の5,163人から5,528人に増加した。また，初めてエストニア，リトアニア，タンザニアといった非英語圏国からの招致が実現したこともあり，参加国は29年度の44か国から54か国に増加した。

4　スポーツ交流

（1）SFTの一環として，スポーツ外交推進事業（招へい15件/15か国107名，派遣6件/6か国27名，スポーツ器材の輸送支援13件/13か国等）を実施することにより，親日派・知日派育成の促進に貢献した。また，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，スポーツクライミングなどの新種目や柔道･空手などの日本の伝統競技及び障害者スポーツを含めた幅広い分野で指導者及び選手の派遣・招へい，関連器材輸送の支援等の協力を実施することで気運醸成に努めた。

（2）招へい案件においては在外公館における事業実施後のフォローアップ（招へい者との交流や現場視察等）を，派遣案件については本省におけるフォローアップ（派遣者からの聞き取り）を強化し，事業の達成度や効果について直接参加者等から聴取し，今後の事業企画に活用した。また，外交上効果の高い案件を優先して実施することとし，実施後は外務省HPのみならずSNSを通じた広報を実施することで事後アンケートにおいて効果が認められる割合を100%に近づけるよう努めた。

（3）国際スポーツ界における我が国のプレゼンスを向上させるべく，国際競技連盟（IF）役員選挙支援（在外公館による働きかけ，大使公邸におけるレセプション，現地日本大使とIF関係者との関係構築等）を積極的に行った。

令和元年度目標

1　留学生交流

外国人留学生在籍者数が31万人に，また，帰国留学生会の会員総数が90,000人に増加することを目標に，各種留学広報活動，帰国留学生会支援に努める。

2　招へい事業

各在外公館及び担当課によるPDCAサイクルを踏まえたPDCAテンプレートにおいて,招へい目的(対日（政策）理解度の変化，満足度・対日好感度の変化）の達成度について,「達成した」と回答する割合（「５，４」の割合）を100%とするよう努める。(注）５：達成度が特に高い，４：相当の達成度あり，３：達成度あり，２：達成度が低い，１：達成度なし

3　JETプログラム

28年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ，引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施する。また自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）を目指す。

4　スポーツ交流事業

（1）外交日程等や周年事業も考慮し，引き続き外交上より効果の高い案件（スポーツ選手・指導者等の派遣，招へい，器材輸送支援，レセプションの開催）を形成・実施していく。

（2）また，令和２年及び令和２年後も見据えて，一人でも多くの日本人が国際競技連盟等においてプレゼンスを高められるよう，日本人候補者が国際競技連盟の役員ポストに立候補する際には，積極的な支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各種人的交流事業の実施に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

1　留学生交流

外国人留学生在籍者数及び帰国留学生会の会員総数は，政策の効果を客観的に測定するにあたり，適当な数値であるため。

2　招へい事業

招へい案件ごとに目的は異なるが,実施目的の達成率を測定することで事業全体の有効性を確保できるため。

3　JETプログラム

日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の進展を促すことにより，我が国と諸外国との相互理解を深める必要があるため。

４　スポーツ交流事業

スポーツ交流を外交に活用するという観点から，ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え，国の内外からスポーツ交流に対する要望が急増する中で，外交上効果のある案件を選定して実施し，国際スポーツ界における日本のプレゼンスを拡大することは，親日派・知日派育成及び我が国のスポーツを通じた国際貢献策 SFT の発信に有益であるため。

**測定指標４－４　在外公館文化事業についての事業評価**

| ①在外公館文化事業評価における<br>Ａ及びＢ評価の事業の割合<br>(注)A：効果が特に大，B：相当の効果あり，C：効果が少ない，D：効果がなく今回限りとする<br>②対日理解度<br>Ａ及びＢ評価のアンケート実施総件数に対する割合<br>(注)A：関心や理解が深まった，B：関心や理解が少し深まった，C：関心や理解はあまり深まらなかった，D：関心や理解が無くなった，E：変化はなかった<br>③初参加率<br>初参加者の割合 | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の 95%以上<br>②Ａ及びＢ評価の総数がアンケート実施総件数の 80%以上<br>③初参加率の平均が 30%以上 | ①　98%<br>②　92%<br>③　62% | ①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の 95%以上<br>②Ａ及びＢ評価の総数がアンケート実施総件数の 80%以上<br>③初参加率の平均が 30%以上 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在外公館文化事業は，各国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を目的としており，その実績を上記３指標をもって測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため（上記②及び③の指標は，自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（28 年 12 月 14 日）もあり，29 年度から新たに導入）。

特に対日理解度の深まりについては，事業を通じた対日理解度の変化を把握することが可能であり，また初参加率については，事業実施による潜在的な対日関心層の拡大を把握することが可能であるため，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする同事業の測定指標として適切なものである。

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①海外における文化事業等<br>（　＊　）<br>※この達成手段は，本施策個別分野５にも関連する | （本個別分野に関連する取組）<br>・在外公館文化事業<br>在外公館の管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として，外交活動の一環として主催（共催）する総合的な日本文化紹介事業を実施する。<br>これらの取組により，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図るとの中期目標の達成に寄与する。 | | | | 4-1<br>4-4 |
| | ・大型文化事業<br>我が国との外交関係開設等，二国間関係の発展の機運が高まる周年の機会を捉えて，政府として，相対的に規模の大きい文化事業を実施する。<br>これらの取組により，周年対象国民に対する対日理解や親日感を効果的に醸成することに寄与する。 | | | | 4-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 478<br>(416) | 425<br>(389) | 495<br>(416) | 452 | 113 |
| ②独立行政法人国際交流基金運営費交付金<br>(15 年度) | 外務省が所管する（独）国際交流基金を通じて，我が国に対する諸外国の理解を深め，国際相互理解を増進し，及び文化その他の分野において世界に貢献する事業を実施する。<br>これにより，良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する。 | | | | 4-1<br>4-2<br>4-4 |
| | 17,013<br>(17,013) | 15,084<br>(15,084) | 16,443<br>(16,443) | 13,322 | 111 |
| ③アジア文化交流強化事業<br>(25 年度) | 新しいアジア文化交流政策「文化の WA プロジェクト」を担う中核事業として，東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和２年に向けて，日本とアジア諸国との絆を強化する目的で，国際交流基金に設置されたアジアセンターを通じて，日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業及び双方向の芸術文化交流事業を実施する。<br>これらの取組により，特に日本と ASEAN との相互理解の促進に寄与する。 | | | | 4-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ④戦略的実務者招へい<br>(17 年度) | 外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場についている者または将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。<br>我が国の文化・社会等様々な分野についての理解を深め，また人脈を築くことにより，我が国外交政策推進の円滑化に資するとともに，中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。 | | | | 4-3 |
| | 232<br>(212) | 215<br>(202) | 214<br>(131) | 220 | 114 |
| ⑤語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)<br>(昭和 62 年度) | 在外公館を通じて外国語指導助手，国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに，元 JET 参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行う。<br>これにより，対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。 | | | | 4-3 |
| | 126<br>(125) | 126<br>(120) | 132<br>(128) | 133 | 115 |
| ⑥留学生交流事業<br>(13 年度) | 優秀な国費留学生の発掘のために，在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施するほか，帰国留学生への支援活動として，元留学生の会への支援等を実施する。<br>これにより，我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。 | | | | 4-3 |
| | 85<br>(82) | 79<br>(73) | 73<br>(70) | 73 | 116 |
| ⑦閣僚級招へい<br>(23 年度) | 政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーを招待する。<br>我が国要人・有識者との懇談，主要都市・施設の視察・取材等を通じて対日理解を促進する。 | | | | 4-3 |
| | 59<br>(44) | 54<br>(54) | 46<br>(32) | 48 | 117 |
| ⑧草の根平和交流招へい<br>(23 年度) | 第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人(元 POW)や民間人抑留者等，豪州，米国及びオランダの関係者を招へいする。<br>これにより，我が国の真摯な姿勢を示し，対日理解の促進及び両国の相互理解を深め，草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。 | | | | 4-3 |
| | 55<br>(49) | 51<br>(44) | 27<br>(25) | 26 | 118 |
| ⑨日系人ネットワーク強化招へい<br>(23 年度) | 米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。<br>これにより，日系人としてのアイデンティティ増進，両国関係への関心の向上，日系人同士のネットワーク構築等を促進する。 | | | | 4-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 26<br>(22) | 22<br>(20) | 20<br>(18) | 20 | 119 |
| ⑩スポーツ外交推進事業<br>（27年度） | スポーツ関係者の派遣・招へい事業，器材輸送支援，国外におけるセミナーの開催等を行う。<br>これにより，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた日本政府の国際貢献策「Sport for Tomorrow」の着実な実施を図ること及び親日家の醸成に寄与する。 | | | | 4-3 |
| | 105<br>(99) | 86<br>(60) | 72<br>(60) | 55 | 120 |
| ⑪独立行政法人国際交流基金施設整備費補助金<br>（30年度） | 公共施設の防災・減災の観点から，（独）国際交流基金の国内施設について，老朽化の著しい施設の改修を行うほか，研修生及び施設利用者の安全面の向上を図る。<br>30年度補正予算（第１号）においては，国際交流基金関西国際センターの施設について，台風による被害が生じたため，国際交流に資する研修等の実施に支障があることから，復旧整備を行う。 | | | | ― |
| | ― | ― | 0<br>(0) | ―<br>73（前年度から繰り越し） | 112 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野５　文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって，人類共通の貴重な遺産の保護，新たな文化の発展への貢献，各国の持続的開発への寄与を図るとともに，親日感を醸成するため，（１）ユネスコや国連大学を通じた協力，（２）文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章４．（１）④，５．（４）④，及び同７．（１）①
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（--年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて，途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに，国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と，途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業が，加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に合うものとなるよう，引き続き，制度改善に取り組んでいく。

30 年度目標

１（１）ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には，総会及び執行委員会において，持続可能な開発目標（SDGs）の４（教育）の各国における実施を促進すること，世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において，有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
（２）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく，アズレー新事務局長との協力関係を強化するとともに，幹部ポストを含め，ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については，29 年 10 月の執行委員会で全会一致で採択された決議の内容をもとに，同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなり，また，事業の透明性が確保されるよう，責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。

３　ユネスコに設置されていた３つの日本信託基金（文化遺産保存日本信託基金，無形文化遺産保護日本信託基金，人的資源開発日本信託基金）が 30 年度予算から国連教育科学文化機関拠出金に統合されることを踏まえ，既存の日本信託基金の事業で行われてきた途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進，人材育成事業の実施に貢献することに加え，情報コミュニケーションや自然科学，人文・社会科学といったより幅広い分野でユネスコの掲げる理念の実現に貢献する。

４　国連大学については，年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに，持続可能な開発等地球規模課題の分野における国際会議やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１（１）ユネスコについては，執行委員国として第 204 回及び第 205 回執行委員会といった意思決定の場や，第 42 回世界遺産委員会，第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し，予算策定や，「世界の記憶」事業の制度改善，有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。アディスアベバ（エチオピア）に所在するユネスコ・アフリカ能力開発国際研究所（IICBA）に対して，SDGs の４（教育），５（平等），16（平和と公正）の促進のため，教員の教育を通じたアフリカ（アルジェリア，エチオピア，カメルーン，スーダン，セネガル，チャド，中央アフリカ共和国，ブルキナファソ，ナイジェリア，ニジェール，マリ及びモーリタニア）若年層の過激主義への傾倒の抑制及び平和構築支援を４月から１年間にわたって支援している。これまでの我が国からの IICBA 支援により裨益した国からの経験の共有と協議を踏まえ，対象国 12 か国からアフリカ連合高官，教育行政官など 28 名が７月末から２週間にわたり東京と広島を訪問し，我が国の国会議員，文部科学省，外務省，JICA，上智大学などを訪問，広島においては広島平和記

念資料館訪問のほか，平和記念式典へ公式に参列した。

（２）10 月に安倍総理大臣がパリを訪問した際，アズレー・ユネスコ事務局長の表敬を受け，制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。また，日本人職員送り込みにつき，幹部ポストの候補者洗い出しを行ったほか，政務レベル及び事務レベルの双方で累次働きかけた。

２　「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，ユネスコ事務局や他の加盟国に対し，「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。その結果，４月の第 204 回執行委員会においては，加盟国の関与が少ない事務局作成の行動計画案は採択されずに，10 月の第 205 回執行委員会において，より一層の加盟国の関与を確保することとした内容の行動計画が全会一致で採択された。その後，この行動計画に基づく加盟国ワーキンググループが立ち上げられ，制度改善に係る議論が行われている。我が国としては関係国や事務局に対する働きかけを引き続き行っている。

３　日本信託基金を通じ，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し，裨益国への技術移転を図りつつ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており，また，30 年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下でも，ユネスコの AI 分野の取組を支援する経費を拠出する等ユネスコの新たなイニシアティブ推進に貢献した。なお，信託基金事業の状況のモニタリングとして，日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合（11 月に開催）の機会に実施事業の有効性及び進捗状況，ドナーのビジビリティ確保等を確認し，申入れを行ったほか，実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにした。また，レビュー会合を開催したり，定期的に実施状況や財務報告書を提出させるなどしてモニタリングを強化した。

４　国連大学については，我が国政府との間で４月にハイレベル協議を実施した。国連大学からは学長を始めとする幹部，関係省庁からは局長レベルが参加し，様々な協議を行い，共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学は，政府や民間企業とも連携し，SDGs に関連する行事の開催や広報への協力を通じて，日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。12 月に第 70 回国連大学理事会が東京で行われた際には，ホスト国である我が国関係者との協力促進を目的として，外務省主催レセプションを開催した。また，日本のサステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）の大学院プログラムは，東京大学と上智大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり，30 年の修士，博士課程への出願は合計 541 名，うち修士 12 名，博士３名が入学した。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い。

５　モーリシャスのポートルイスにて行われた第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において，我が国が推薦していた「来訪神：仮面・仮装の神々」が無形文化遺産に登録された。

令和元年度目標

１（１）ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には，総会及び執行委員会において，SDGs４（教育）の各国における実施を促進すること，世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において，有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。

（２）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく，アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに，幹部ポストを含め，ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については，30 年 10 月の執行委員会で全会一致で採択された行動計画に基づき，令和元年 10 月の執行委員会に最終統合報告書が提出されることとなっているところ，同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう，責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。

３　国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し，途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進，人材育成，防災，教育等に協力していくとともに，これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで，ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に，日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう，ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し，議論を主導していく。

４（１）国連大学については，日頃から緊密な意思疎通を図るとともに，年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。

（２）我が国で開催される国際行事での協力をきっかけとして，国連大学と我が国の連携の幅を更に広げる。

（３）国連の枠組みの一部である国連大学の活動を，日本にある本部を拠点に世界各国の国連大学研究所のネットワークを通じて，世界全体に発信していく。ホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院の国内外での活動協力や本部施設が適切に維持・管理できるよう支援する。

（４）国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院に対して日本人学生の関心を高めるための広報及び同大学院での研究を通じて，将来的に国際機関や政府機関で地球規模課題解決に貢献する国際的な人材の育成を促す。

５　令和元年アゼルバイジャンで開催予定の第 43 回世界遺産委員会において，我が国が推薦している「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化，教育，知的貢献の分野において，我が国が国際的に果たすべき役割としてユネスコの各種事業を通じ，また，日本が責任ある加盟国としてユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう，上記年度目標の取組を進めることが適当であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ユネスコの各種会議に積極的に関与して我が国のプレゼンスを維持すること，人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること，国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて，日本としての国際的な責務を果たすことは，世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。

**測定指標５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成**

中期目標（--年度）

被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

30 年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え，引き続きスポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き ODA の方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は２件，草の根文化無償資金協力は 18 件に署名した。対日理解促進や日本との文化交流に資する案件として，高等教育機関等の日本語教育機材の整備計画などを積極的に支援した。また，特に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え，コンゴ民主主義共和国における柔道等の武道での利用を中心とした国立屋内スポーツ施設の建設を始め，ブータン初となる柔道場の建設やキルギスの市営サッカー場の整備を積極的に支援した。これら案件の交換公文や贈与契約の署名式の様子が写真や映像により現地主要メディアに幅広く報じられるとともに，被供与国政府や関係団体関係者から謝意が寄せられた。

令和元年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，海外における日本語普及，中南米等の日系社会との連携強化及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたスポーツ立国の実現に資する案件を積極的に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化無償資金協力に係る実績を測ることは，対日理解・親日感の醸成を図ることを主たる目的とする施策の進捗を把握する上で有益であるため。

開発途上国の文化・高等教育振興，文化遺産保全支援等に貢献することを通じ，国際的な責務を果たすことは，世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。また，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え，その準備期間となる令和元年度は，スポーツ案件の実績に着目することが重要であるため。

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）

| |
|---|
| 第２章４．（１）④，５．（４），④，及び同７．（１）① |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①ユネスコや国連大学を通じた協力<br>（　＊　） | ユネスコについては，人類共通の貴重な遺産の保護，各国の持続可能な開発に寄与するため，ユネスコの各種会議への参加や国連教育科学文化機関拠出金による各種事業の実施を通じ，文化，教育，知的交流の振興のための国際協力や国際貢献を行う。アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに，日本人職員の積極的な幹部職員への送り込みを通じてユネスコの体制強化に寄与する。<br>国連大学については，我が国政府との協議により緊密な意思疎通を図るとともに，地球規模課題等の分野における行事・事業での協力を行う。<br>これらにより，我が国のプレゼンス向上及び親日感の醸成を図る。 | | | | 5-1 |
| | － | － | － | － | － |
| ②海外における文化事業等<br>（　＊　）<br>※この達成手段は，本施策個別分野４にも関連する | （本個別分野に関連する取組）<br>文化無償資金協力は，開発途上国の文化・高等教育振興，文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキーム。開発途上国の政府機関に対して実施する開発プロジェクト(機材調達，施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と，現地で活動中の NGO や地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。令和元年度も引き続き 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え，スポーツ案件を積極的に実施する。<br>文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える援助を通じて，対日理解・親日感情醸成に寄与する。 | | | | 5-2 |
| | 478<br>(416) | 425<br>(389) | 495<br>(416) | 452 | 113<br>(再掲) |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野６　国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み，政策の具体的内容や外務省の役割等について，報道対策の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標６－１　国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（--年度）

国内報道機関を通じ，我が国の外交政策等につき，国民の理解を増進する。

30 年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する記者会見，ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

２　有識者や地方メディアに対し，定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

１　外務大臣定例記者会見を 60 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 39 回），外務報道官会見を 20 回実施した。また，定例会見以外に，日韓関係，日米関係等，国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や，報道機関からの要請がある場合，また外務大臣の外国訪問に際して，タイムリーな情報発信を行うべく，外務大臣による臨時記者会見を 77 回実施した。また，これらの会見の実施後は，国民に対する迅速な情報提供に資するべく，直ちに外務省ホームページ（HP）への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 114 回，外務報道官によるオープンルームを３回実施した。

文書による情報発信として，「外務大臣談話」を 27 回，「外務報道官談話」を 49 回，「外務省報道発表」を 1,511 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 61 回（うち，地方テレビ３回），新聞・通信社インタビューを６回（うち，地方紙１回），雑誌インタビューを２回，ウェブインタビューを９回実施した。

２　各社論説委員・解説委員（有識者）に対して，総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し，局幹部による懇談会を 43 回実施した。また，地方メディアに対しては，地方に関わる報道発表を発出する度に，当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか，在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビューを 21 件実施した。

令和元年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する記者会見，ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

２　有識者や地方メディアに対し，適時・適切な情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために，国内報道機関等に対する会見や報道発表の発出等を通じて，政策の具体的内容や外務省の役割等について的確な情報発信を行うとともに，これら取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでにも，国内報道機関を通じた情報発信に努めてきており，継続して適時・適切な情報発信を行うことで我が国の外交政策等につき国民の理解と信頼を増進することが重要である。

### 測定指標６－２　外務大臣，外務報道官による記者会見実施回数

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 150 回 | 156 回 | 150 回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政務レベルや外務報道官による記者会見の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。近年の記者会見の実施状況に照らし，外務大臣及び外務報道官による実施回数をもって測定することとした。

記者会見実施回数は，外交，国会，政務日程や緊急事態発生状況によって左右されることから，年度毎の実施回数の多寡を単純に比較することは必ずしも適当ではないが，30 年度の会見実施率が年度目標のと同等であったことを勘案すれば，令和元年度の目標値を 150 回とすることは適当な水準であると考えられる。

**測定指標６－３　外務省報道発表の発出件数**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 1,300 回 | 1,511 回 | 1,500 回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ブリーフや記者会見等の手段と組み合わせながら，文書による情報発信（ホームページに掲載）を実施し，国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行うことが重要であり，その取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

文書による情報発信（外務省報道発表）発出件数は，外交行事や緊急事態発生によって左右されるため，単純に発出件数の多寡を比較することは必ずしも適当ではないが，近年の実績や他の手段との組合せ等に照らし，1,500 回はおおむね適当な水準であると考えられる。

**測定指標６－４　外務大臣記者会見の報道件数（通信社，新聞，及びテレビ）**（注）

| （注）当該会見に言及している報道の件数。 | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 2,500 件 | 1,864 回 | 2,000 回 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

報道件数は，外交情勢や緊急事態発生によって左右されるため，回数の多寡を単純比較することは適当ではないが，29 年度及び 30 年度の実績に鑑み（29 年度：2,456 件，30 年度：1864 件），令和元年度の目標値として 2,000 件を設定する。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国内報道対応（昭和 31 年度） | 報道機関対策の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行うため，外務大臣，及び外務報道官による記者会見の実施，「外務大臣談話」，「外務報道官談話」，「外務省報道発表」の発出，テレビ，新聞によるインタビューを実施する。<br>また，適切かつ効果的な情報発信のため，国際情勢，外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析，官房長官会見のフォローに努める。<br>これらの実施により，国内報道機関による報道を通じた国民の我が国外交政策に対する理解と信頼の増進に寄与する。 | | | | 6-1<br>6-2<br>6-3<br>6-4 |
| | 355<br>(349) | 344<br>(339) | 333<br>(331) | 321 | 121 |

(注)各達成手段の目標については,「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野７　外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに，我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。

１　日本関連報道に関する情報収集・分析
２　外国報道機関に対する情報発信・取材協力
３　報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)
・第 198 回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成 31 年３月６日）

### 測定指標７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（--年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い，我が国外交政策の形成に役立てると共に，外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

30 年度目標

以下により，外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約の作成及び配信(月～金，毎日)

施策の進捗状況・実績

総理大臣や外務大臣によるＧ７/Ｇ20 サミットや国連総会といった国際会議の出席，総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国，中国，韓国，ロシア，欧州，東南アジア，大洋州，中東等），李克強中国国務院総理といった海外要人の訪日等，安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や，日本の国際捕鯨委員会（IWC）脱退といった日本関連報道，米朝首脳会談といった外交関連報道等につき，迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した(月～金，毎日)。

令和元年度目標

外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信する(月～金，毎日)。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外国メディアに対し，我が国の外交政策等に関する情報を迅速かつ正確に発信するためには，外国メディアの日本関連報道について情報収集・分析する必要があり，上記の取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

外国メディアの国際情勢に関する報道を収集・分析することは，我が国の外交政策立案において有益であるため。

継続して外国メディアの報道を適切に把握し，分析した結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸等に提供することが重要である。

### 測定指標７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力　＊

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

30 年度目標

以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確か

つ効果的に対外発信する。
1　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
2　外務大臣記者会見等
3　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
4　外国メディア向け英文資料の発信
5　日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
6　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力
7　海外及び国内における外国メディアとの接触

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため,必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して，以下の各事業を実施することにより，迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

1　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において，計４回の内外記者会見を，また，外務大臣の APEC 閣僚会議の際に訪問先において外国記者向け記者会見を実施した。
2　外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に,外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
3　国内外において総理大臣，外務大臣への外国メディアによるインタビューを実施し，総理大臣 10 回，外務大臣 27 回の計 37 回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは 108 回実施した。
　また，総理大臣による外国メディアへの寄稿を１本，外務大臣による寄稿を５本実施した。
4　当省が発出するプレスリリースや談話のうち,外相会談や国際会議等の結果やテロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について，その英語版を作成し，在京外国報道機関に対し迅速に発信し，また，外務省ホームページ英語版への掲載を行った。
　外務省報道発表の英語版を 336 件，外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 70 件，その他英文の文書 178 件を発出した。
5　海外メディアの報道の中で，明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について，掲載メディアの編集部に対して，反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い，我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。30 年度は，計 51 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
6　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として，記者ブリーフィングを 44 件実施し，1,208 名が参加した。また，在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを７件実施し，75 名が参加した。
7　総理大臣及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを 108 回実施。また，国際報道官による在京外国メディア関係者向けのブリーフィングを年５回実施したほか，日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。

令和元年度目標

以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。
1　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
2　外務大臣記者会見等
3　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
4　総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
5　在京外国メディアに対するブリーフィング等
6　日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
7　外国メディア向け英文資料の発信
8　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記は，我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。
継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解･対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要である。

| 測定指標７－３　外国記者招へいの戦略的実施 |
| --- |
| 中期目標（--年度） |

外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

30年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し，より充実した日程の作成等，より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし，福島県いわき市で開催予定の第８回太平洋・島サミット等の主要国際会議等に関する取材機会を提供することで,正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

５月に福島県いわき市で開催された第８回太平洋･島サミットに合わせ太平洋島嶼国記者８名を招へいし,また,10月に東京で開催されたTICAD閣僚会合に合わせアフリカ等から記者11名を招へいした。その結果，太平洋島嶼国やアフリカに対する日本の取組や支援，当該地域と日本の連携について，多くの記事掲載・発信につながった。また，風評被害対策として，計８か国９名の記者グループを２回に分けて招へいし，科学的根拠に基づく福島県産食品の安全性への正確な理解を促すとともに，福島県の桃農家や酒蔵視察も実施し，日本産農産物・食品の魅力そのものを発信する記事が多く掲載された。

９月には日中平和友好条約締結40周年の機会を捉え，中国から記者５名をグループで招へいし，日中両国間の相互理解増進に資する取材機会を提供し,日中友好関係強化につながる記事が多数発出された。12月には，安倍総理大臣の東欧諸国訪問（30年１月）に際し打ち出された我が国の「西バルカン協力イニシアティブ」の一貫として都内で開催された投資セミナーに合わせ，西バルカン諸国グループ招へいを実施し，多数の記事掲載につながった。また，仏独伊を始めとする各国の主要メディア関係者を招へいした上で日本の外交・安全保障政策・領土保全に関する政府関係者ブリーフ等を実施し，日本を取り巻く安全保障環境と日本の対応について理解を示す記事の発信につなげた。

その他にも，各国メディアの関心に応じ，スペインから招へいした記者等に介護現場でのロボット活用を含む先端技術，ドイツから招へいした記者，及びメキシコやエジプトから招へいしたテレビチームに東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況等の取材をアレンジし，それぞれ対日関心を高める発信につなげた。

30年度の招へい記者数は65か国92名，同招へい記者による掲載記事は321件，招へいテレビチームは３か国・３チーム，現地での延べ放映時間は計298分であった。

令和元年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し，より充実した日程の作成等，より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし，年度内の主要外交行事（G20，TICAD７，ラグビーW杯等）や令和２年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の広報に役立てるほか，「自由で開かれたインド太平洋」，自由貿易の推進，領土保全，風評被害対策等に関する取材機会を提供することで，正確な対日理解に基づく報道を増進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交上の諸課題に取り組んでいく上で,我が国に関する正しい理解に基づくバランスのとれた日本関連報道を促し，我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり，そのために，記者招へい等を通じ，外国メディアに対し迅速かつ正確に，我が国の外交政策等に関する情報を発信することが重要であるところ，その実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

継続して効果的な外国記者招へいを行い，外国報道機関による報道を通じて，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進することが重要である。

| 参考指標：日本関連報道件数(単位：万件) | | |
|---|---|---|
| （記事データベースに基づくもの） | 実績値 | |
| | 29年度 | 30年度 |
| | 97 | 142 |

達成手段

| 達成手段名（開始年度） | 達成手段の概要（注） | 関連する測定指標 |
|---|---|---|

<table>
<tr><th rowspan="2">（関連施策）</th><th colspan="3">予算額計（執行額）<br>（単位：百万円）</th><th>当初予算額<br>（単位：百万円）</th><th rowspan="2">行政事業レビュー事業番号</th></tr>
<tr><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>令和元年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">①外国報道機関対策<br>（昭和 46 年度）</td><td colspan="4">1　外交関連・日本関連外国報道の収集<br>海外主要紙の外交関連・日本関連報道の分析を迅速にとりまとめ，政府内で共有する。<br>外国報道機関の外交関連・日本関連報道分析を踏まえた，戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。</td><td>7-1</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　外国報道機関に対する情報発信<br>外国メディアによる総理大臣，外務大臣等へのインタビュー，外務大臣等による寄稿，外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング，英文プレスリリースの発出，電子メールでの情報提供，外国メディアからの照会への回答等を行う。また，事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては，在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。<br>我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで，対日理解の促進を図り，ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。</td><td>7-2</td></tr>
<tr><td colspan="4">3　報道関係者招へい<br>外国記者を日本に招へいし，取材をする機会を提供する。<br>被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで，対日理解の促進を図り，ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。</td><td>7-3</td></tr>
<tr><td>208<br>(187)</td><td>198<br>(168)</td><td>176<br>(155)</td><td>180</td><td>123</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）<br>（昭和 51 年度）</td><td colspan="4">1　我が国を訪れる外国報道関係者や，我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し，取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を（公財）フォーリン・プレスセンター（FPC）に委託して実施する。具体的には，外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施，国内取材のためのプレスツアーの実施，いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へい，ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施している。<br>これにより外国報道関係者の我が国の政策・立場に対する理解の増進に寄与する。</td><td>7-2<br>7-3</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　FPC の機能強化を通じた日本情報発信<br>FPC のウェブサイトに国内メディア論調を紹介するコーナーを設け，多言語で外国メディアに向けて発信する。<br>これにより英語圏以外の外国メディアに対しても我が国国内の論評に関するタイムリーな情報発信を行い，バランスの取れた報道を促すことに寄与する。</td><td>7-2</td></tr>
<tr><td>256<br>(256)</td><td>242<br>(242)</td><td>167<br>(167)</td><td>147</td><td>122</td></tr>
</table>

（注）各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅳ　領事政策

# 施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅳ－１）

| 施策名（※） | 領事業務の充実 |
|---|---|
| 施策目標 | 在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため，以下を推進する。<br>１　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また，日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し，国民の円滑な海外渡航の確保のために，旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ，国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。<br>２　在外邦人の安全対策強化に向け，邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施，在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上，安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。<br>３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により，出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため，アジア諸国を始め，ビザ発給要件の緩和を実施する。また，在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。<br>４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため，ハーグ条約に基づき，国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに，広く一般に条約を知ってもらえるよう，積極的に広報を行う。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し，利益を増進すること，戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは，外務省の最も重要な任務の１つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ，領事サービスの向上，国民の安心安全及び人物交流推進を中心に，各目標を設定する。<br>・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）<br>第２章５．（４）② 観光立国の実現<br>第２章７．（１）① 外交<br>第２章７．（４）② 危機管理<br>・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）<br>第２Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進<br>第２Ⅰ．〔４〕４．（３）i）② コ）ビザの戦略的緩和<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>・女性活躍加速のための重点方針 2018（平成 30 年６月 12 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）<br>Ⅲ ３．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討<br>・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）<br>Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化<br>・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定）<br>３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化<br>・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<br>２　海外における邦人の安全確保<br>・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<br>・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）<br>・観光ビジョン実現プログラム 2018 －世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成 30 年６月　観光立国推進閣僚会議）<br>・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日　関係閣僚会議了承）<br>・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定） |

| 施策の予算 | 区分 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|

| 額・執行額等 | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 15,687 | 17,299 | 17,128 | 17,979 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 補正予算(b) | 391 | 821 | 1,048 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 198 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 16,078 | 18,318 | 18,177 | |
| | 執行額(百万円) | | 15,801 | 17,737 | 17,766 | |
| 政策体系上の位置付け | 領事政策 | 担当部局名 | 領事局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 | |

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　領事サービスの充実

施策の概要

１　邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため，IT化を推進するとともに，領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。

２　領事担当官の能力向上

国民に対し，質の高い領事サービスを提供するため，領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに，領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

３　国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上

日本国旅券の国際的信頼性を確保し，国民の海外渡航の円滑化を確保するため，国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等，旅券事務の適正な執行を確保する。また，高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等，旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど，旅券秩序の維持に努めるとともに，デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより，国民の利便性向上を図る。

４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施

ハーグ条約に基づき，国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また，支援拡大の検討を行うとともに，子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
　第２章７．（１）① 外交
　第２章７．（４）② 危機管理
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・女性活躍加速のための重点方針 2018（平成 30 年６月 12 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
　Ⅲ ３．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
　Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化
・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定）
　３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化

### 測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

中期目標（令和４年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上

在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

29 年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

入館時・窓口・電話の３つの対応に対するアンケート調査結果において，「丁寧な対応」の回答割合が 80%になることを目指しつつ，少なくとも現状を下回る結果（「普通」，「丁寧でない」）につながらないよう，可能な限り利用者の視点に立ったサービス提供に努める。

具体的には，満足度が著しく低い在外公館，特に「丁寧でない」との回答割合が 10%（かつ２桁の回答数）を超える在外公館に対しては，個別に指導を行うとともに，利用者に何が不満と思われているのか，当該公館に対し自己分析と改善を求め，領事サービスの向上を促す。

また，27 年及び 28 年において「丁寧な対応」の回答割合が 80%となったのは窓口対応についてのみであったところ，窓口の対応水準を維持しつつ入館時・電話対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく，職員の意識改革，必要に応じ，各在外公館への個別指導等を行い更なるサービスの改善・向上に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　11 月，管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 147 公館（情勢に鑑み，在南スーダン大使館は非実施）の在留邦人等を対象に，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ，結果は以下のとおりであった。

（1）入館時（セキュリティーチェック）の受付対応については，66%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。

（2）在外公館の領事窓口対応について，78%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。

（3）電話対応については，75%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は６%にとどまった。

2　上記の領事サービス利用者からの評価を真摯に受け止め，各項目の内容分析を行い，調査実施公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有した。また，特に問題のあった２公館に対しては，対応改善を指示するとともに，うち１公館については，早急に対応改善の必要性が認められたため，問題の抜本的解決を図るための具体的な改善措置の策定と実施を指示するなど，サービスの向上・改善に努めた。

30 年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

入館時（セキュリティーチェック）・窓口・電話の３つの対応に対するアンケート調査結果において，引き続き，「丁寧な対応」の回答割合が 80%になることを目指しつつ，少なくとも現状を下回る結果（「普通」，「丁寧でない」）につながらないよう，窓口対応職員に対し，サービス利用者の話に耳を傾け，利用者の事情やニーズをよく把握し，相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう継続指導するとともに，対応上の問題点や改善点を在外公館内で共有し，解決に向け努力することにより，良質なサービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　11 月，管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 148 公館を対象に，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し，約２万９千（前年度比約 42%増）の回答が寄せられた。結果は以下のとおりであった。

（1）入館時（セキュリティーチェック）の受付対応については，66%が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」との回答は２%にとどまった。

（2）在外公館の領事窓口対応について，75%が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」との回答は４%にとどまった。

（3）電話対応については，68%が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」との回答は３%にとどまった。

2　調査実施公館に対しては，在留邦人からの生の声である調査結果を真摯に受け止め，対応改善に努力するよう指示するとともに，省内幹部職員に加え，領事局のみならず本省関係部署とも共有し，外務省全体で重視していくことを確認した。また，否定的な評価が５%以上（総回答数 100 以上）あった６公館に対しては，早急の対応改善が必要と認められたため，具体的な改善措置の策定と着実な実施を公館幹部が率先して行うよう指示するなど，業務改善を通じたサービスの向上・改善に努めた。さらに，全体の回答数が大幅に増加した中，回答数が著しく低かった在外公館に対しては，評価の精度及び客観性を高める観点から，次回調査時にはより多くの回答も得るべく取り組むよう指導した。

令和元年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

1　領事サービスのアンケート調査において入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第３者機関も活用してより客観的に測り，肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。

2　利用者の事情やニーズをよく把握し，相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに，対応上の問題点を在外公館内で常時共有し，改善に向け努力することにより，良質な領事サービスの提供を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　在留邦人の声に耳を傾けることは，在留邦人の多様なニーズを把握し，領事サービスの向上・改善を図る観点から重要であり，その取組に関する客観的な評価を測ることは，施策の進捗を把握する上

で有益である。
２　在外公館が提供するサービスに対する利用者の満足度を測ることが，領事サービスの状況をより正確に把握できることになるとの考えに基づき，新たに「満足」，「不満足」を評価基準として，肯定的評価「満足」の回答割合が回答数全体の 80％となることを目標とした。なお，「満足」の回答割合が 80％に達していれば，在留邦人からおおむね肯定的評価が得られているものと考えられる。

**測定指標１－２　領事研修の実施　＊**

中期目標（--年度）

領事研修の成果は，在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき，在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し，それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに，コミュニケーション能力向上のため，本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより，在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

29 年度目標

領事サービスは在外邦人への直接のサービス提供であることを改めて認識し，そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務分野の理解度について研修を通じて深める。このため，研修（講義）内容は効果的であるか，及び在外公館でのニーズに合致したものであるか，受講者アンケートを通じ確認・分析し，それを踏まえ，より効果的な研修を組み立てる。

また，在外邦人のニーズや視点を取り入れるため，例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」も踏まえ，より良い領事サービスを提供するための研修計画を考案・実施する。

イスラム過激派によるテロ事件が頻発する状況を踏まえ，テロ事件への対処で注目されることの多い領事業務において，テロ事件への対処を念頭に置いた机上訓練を実施し，特に，緊急事態発生時の初動対応（在留邦人及び邦人旅行者への速やかな情報提供（領事メールの発出），安否確認等）に速やかに対処できる担当官の育成に力を入れる。

施策の進捗状況・実績

１　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

（１）領事初任者研修（年２回，６月及び 30 年１月に実施）

若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者，在外公館で領事担当となる他省庁出向者を含め，２回の研修で計 60 名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，領事窓口での対応を含め，領事サービスの提供を行う上でのマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため，ロールプレイを含むマナー／クレーム対応に係る講義，また，実際の援護事案を基にしたケーススタディ，精神障害事案，死亡事案への対応ぶりについて，外部専門家との対話形式を通じて理解を深めた。

（２）領事中堅研修（年１回，11 月に実施）

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し，10 名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，特に，世界各地でテロの危険性が高まる中，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また，窓口対応はもとより，邦人援護対応，日本人会会合等での説明等，コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み，コミュニケーション能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。

（３）在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，年１回，30 年１～２月に実施）

領事業務を兼務することが多い警備対策官（79 名受講）に対し，領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施した。

（４）官房要員事務研修（人事課主管，年１回，30 年３月に実施）

入省４年目の一般職職員を対象に，外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めてもらうため，領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した（48 名受講）。

（５）領事担当現地職員本邦研修（在外公館課主管，年１回，10 月に実施）

在外公館の領事担当現地職員 20 名が受講。領事窓口対応は領事サービス向上の観点から取り組む必要があること，及び各領事業務の基本を再認識させ，理解を一層深めることを目的とした研修を実施した。

（６）在外領事中間研修（年１回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年，在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。）

28 年に発生したダッカ事件を受けて公表された「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』

の提言」点検報告書に基づき，29 年度を通じて，これら在外教育施設（日本人学校 89 校，補習授業校 216 校）の安全対策強化に重点的に取り組むこととなり，本研修への参加が困難となった領事担当官が多数により実施に至らなかった。

2　主な研修のアンケート結果

領事初任者研修，領事中堅研修については，9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に，外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」，「個体識別事例と日本人の文化」，ロールプレイを実施した「緊急事態対応」，プレゼンテーション・セミナー等の講義が有意義であったとの意見があり，領事サービス向上，緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化，コミュニケーション能力向上に役立った。

3　過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修（年２回実施）では，領事の基礎知識の習得とともに，特に，最近のテロ事件がいつ，どこででも発生する危険があることを踏まえ，実際の事例を参考に初動体制を中心とした参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。

中堅研修では，中堅領事として専門的な知識の習得に努める一方，緊急事態対応の一環として，緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義，領事業務には国民からの理解を得るためのコミュニケーション能力が求められることに鑑み，元 NHK アナウンサーによるロールプレイを含むコミュニケーション能力向上を目的にしたプレゼンテーション・セミナーを導入した。また，外国人受刑者の処遇，領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

4　領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に，領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，領事研修では礼法，マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を初任者研修に取り入れていることに加え，中堅研修においては，領事窓口他で邦人の理解を得られるようなコミュニケーション能力が不可欠であるとの観点から，プレゼンテーション・セミナーを新たに取り入れた。こうした研修を通じ，領事担当官が領事窓口に限らず，邦人と接する機会には丁寧で親身な対応を行うとともに，利用者の理解を得られるようなコミュニケーションを図ることにより，利用者の在外公館への信頼につながっていることは，領事窓口の対応に係るアンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が引き続き高いことに表れている。

5　領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）

領事業務上必要な基本的な内容に加え，領事業務に対する新たなニーズに対応するため，領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや，行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には，研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ，座学中心となることなく，参加者自らが考え，実行する力を養成すべく，個別講義に演習を取り入れ，積極性を促すよう見直し，改善を図った。特に，領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。

以下は領事初任者研修の講義内容の例

（１）個別領事業務に関する講義（18 講義）

領事総論，在留届，海外教育，在外選挙，司法共助，領事業務の IT 化，領事手数料，領事サービス，戸籍・国籍事務，証明事務一般，警察証明，緊急事態への対応，一般援護，テロ・誘拐，旅券事務，査証事務，人身取引問題，ハーグ条約

（２）領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（２講義）

領事任務と特権・免除，個人情報保護・文書管理

（３）外部等専門家による講義（３講義）

メンタルヘルス，遺体識別，マナー／クレーム対応講習

（４）その他

他府省（国土交通省）職員による講義（管海事務）

6　在外領事中間研修は実施できなかったが，その他の領事関係研修の実施と研修内容の充実により，在外公館の領事担当官の専門知識向上とともに，利用者の理解を得られるようなコミュニケーション能力向上に努めつつ，正確な事務処理を通じた行政サービスの維持・向上を図った。

30 年度目標

領事サービスは，領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し，そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう，29 年度に実施できなかった「領事中間研修」の実施を含め，領事関係研修の充実を図る。

そのためには，研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに，在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため，例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

1　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

| 研修名・研修目的と概要 | 実施回数 | 参加者数 |
|---|---|---|
| 領事初任者研修<br>若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者を対象に，領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため，ロールプレイ，実際の援護事案を基にしたケーススタディ，精神障害事案，死亡事案への対応ぶりについて，外部専門家との対話形式の研修を実施。 | ２回 | 計 66 人 |
| 領事中堅研修<br>領事業務経験が豊富な職員を対象に，専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また，コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み，能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。 | １回 | 計 15 人 |
| 在外公館警備対策官研修<br>在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し，領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施。 | １回 | 計 84 人 |
| 官房要員事務研修<br>入省４年目の一般職職員を対象に，外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため，領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。 | １回 | 計 45 人 |
| 領事担当現地職員本邦研修<br>在外公館の領事担当現地職員を対象に，領事サービス向上の必要性及び各領事業務の基本を再認識させ，理解を一層深めることを目的とした研修を実施。 | １回 | 計 20 人 |
| 赴任前個別ブリーフ<br>在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし，個別に領事業務全般の基礎について研修を実施。 | ４回 | 計 22 人 |
| 在外領事中間研修<br>年１回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について議論・意見交換するため，毎年，在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。<br>※研修実施につき鋭意検討を行ったが，実施受入れ公館との日程調整がつかずに実施を見送り，領事初任者研修の参加者を増やした。 | ０回 | 計０人 |

2　受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については，９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。両研修ともに，外部講師による「個体識別事例と日本人の文化」，ロールプレイを実施した「緊急事態対応」が有意義であったとの意見が多数あった。

領事初任者研修では，実際の事例を参考に初動対応の重要性を習得できる参加型の演習（机上訓練）が好評であった。

中堅研修では，中堅領事としての専門的な知識の習得に努める一方，緊急事態対応の一環として，緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義，外国人受刑者の処遇，領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を継続して実施した。

アンケートの結果も踏まえ，令和元年度に在外選挙の実施が予定されていることから，在外選挙関係の講義を充実させたほか，他の講義についても講義資料の改善を図った。

令和元年度目標

1　領事サービスは，領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在留邦人に提供する

サービスであることを改めて認識し，領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう，領事関係研修の充実を図る。
2　研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに，在外公館が提供する領事サービスに対して在留邦人から適切な評価を得られているかを確認するため，例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図ることは，結果的に領事サービスを利用する邦人の在外公館への評価となって反映されるため，能力向上に資する研修の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

研修の成果は，在外公館，とりわけ，研修参加者が提供する領事サービスがいかに利用者たる国民に受け止められるかによるため，国民からの評価を真摯に受け止め，領事担当官及び利用者たる国民からの評価を参考にしつつ，研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

**測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊**

中期目標（--年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して，日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

29 年度目標

1　補習授業校への支援拡充

新たに支援要望のあった政府援助の基準を満たす補習授業校に対し，予算の範囲内で政府援助を行い，政府援助対象校の拡充を図る。

2　安全対策強化

必ずしも日本と同程度の安全が確保されているわけではない海外において，安全な環境で教育を受けるために，「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書も踏まえ，従来より高い水準で安全対策を行う。

具体的には，日本人学校及び補習授業校に対し，民間危機管理専門家による安全評価を実施し，その結果を踏まえ，人的・物的警備強化に重点的に，かつスピード感をもって取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　29 年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が 4 校増え，同年度における援助対象基準を満たす補習授業校は 216 校となった。そのうち，要望のあった 214 校に対し，政府援助を実施した。

2　テロのターゲットに日本人学校及び補習授業校がなり得るとの観点から，以下の安全対策を実施した。

（1）29 年度中に日本人学校及び補習授業校に危機管理会社の専門家を派遣し，当初予定の 1.3 倍となる全 303 校の日本人学校等について，施設の安全対策の現状に関する評価を実施した。

（2）専門家からの指摘を踏まえ，施設強化に係る支援を，当初予定の 1.7 倍の日本人学校等に対して行った。運用面でも，緊急対応マニュアルの整備や避難訓練実施等への助言を行い，当初予定の 1.2 倍の日本人学校等に対して実施した。

（3）新規に，テロ襲撃のリスクが高まると見られる期間前後のガードマン増員雇用経費支援を開始した。

（4）老朽化により学校施設の保全が危ぶまれている日本人学校に対し，大規模修繕工事費の一部について支援を行った。

30 年度目標

1　補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中，新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し，予算の範囲内で政府援助を行い，政府援助対象校の更なる拡充を図る。

2　安全対策強化

（1）経営基盤の脆弱な補習授業校が積極的に安全対策に取り組めるように，引き続き警備員雇用費や警備機器維持管理費へより手厚い政府援助を行い，安全対策の強化を図る。

（２）28 年度末から 29 年度にかけて実施した民間危機管理専門家による在外教育施設の安全評価の結果を踏まえ，通常配備の警備員の拡充への支援，危機管理マニュアルの整備，緊急避難訓練実施への助言など，安全強化に向けた取組を継続する。
（３）テロを想定したパニックルームの整備・飛散防止フィルム貼付などの在外教育施設の強化整備費については，30 年度も引き続き一部の学校に対し支援を行う。
（４）建設後，一定の期間を経過し老朽化の目立つ日本人学校施設に対し，地震による施設の損傷等の危険を回避するため，緊急性等が認められる大規模耐震整備費への支援を実行する。

施策の進捗状況・実績
１　30 年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が６校増え，援助対象基準を満たす補習授業校は 221 校となった（１校は閉鎖）。そのうち，要望のあった 211 校に対し，政府援助を実施した。
２　以下の安全対策強化を実施した。
（１）日常の警備員雇用費，警備機器維持管理費に加え，テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。
（２）危機管理マニュアルの整備，緊急避難訓練実施への助言を 302 校の日本人学校等に行った。
（３）テロを想定した在外教育施設の強化整備として，飛散防止フィルムの貼付や外周壁の嵩上げなど７校の日本人学校等が実施した工事に対し援助を行った。
（４）地震による損傷等の危険を回避するため，６校の日本人学校が実施した外周壁の補強工事に対し援助を行った。また，経営基盤の脆弱な日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

令和元年度目標
１　在外教育施設への援助の適切な運用
　厳しい予算事情の中，新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し，予算の範囲内で政府援助を行う。また，従来から援助を行っている在外教育施設を始め，新規に援助を行う在外教育施設に対し，政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。
２　安全対策強化
（１）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように，引き続き，民間会社による安全評価の結果を反映した，施設強化整備，危機管理マニュアルの整備，緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
（２）建設後，一定期間が経過し，老朽化の目立つ日本人学校施設や，地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため，緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が，安く，安心・安全な環境で教育を受けることができるよう政府として支援する必要があり，その取組に係る実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　また，安全対策を強化する観点から，ソフト・ハード両面において必要な支援を実施することが重要であることから，警備関連経費の補助や施設整備費等の支援を行う必要がある。

**測定指標１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊**

中期目標（--年度）
　憲法で定められている国民の海外渡航の自由の権利を保障するため，国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ，国際標準を満たす日本国旅券を安定的に国民に発給する。また，円滑な海外渡航を行うためには，旅券の不正取得，不正使用及び偽変造を防止し，日本国旅券の国際的な信頼性を確保することが重要であるため，高度な偽変造対策を施した次期旅券や旅券セキュリティを更に強化した次世代旅券を導入する。

29 年度目標
１　国民の利便性・行政サービスの向上を図るため，ダウンロード方式の一般旅券発給申請書（27 年度導入）等の利用拡大に向けた取組を促進する。
２　行政コスト削減の可能性を検討するため，引き続き，戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ，旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について，関係省庁と協議し，検

討を行う。
3　法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修等を実施することにより，国民に対する均一かつ平等な旅券行政サービスが提供され，円滑な旅券発給が確保されるように努める。
4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため，旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
5　次期旅券の導入に向けた開発・検証を進める。

施策の進捗状況・実績

1　動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）を行ったダウンロード方式の一般旅券発給申請書による運用を７月 13 日に開始した。
　国外における旅券発給申請のうち，ダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請は，29 年３月は 25%であったが，９月以降 30%を超えている。
　また，国内 42 都府県の旅券事務所において，９月１日から 11 月 10 日までの任意の期間，ダウンロード申請書の試験運用を実施し，9,430 件（全体の約 5.7%）の利用があった。右試験運用期間中に行った利用者アンケート（回答者数 6,043 名）では，95%以上が使い勝手に特に問題ないとしており，98%以上から次回申請時も利用したいとの回答があった。
2　旅券発給審査時に必要となる情報等について，引き続き精査・検討し，マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報を入手することが可能となるよう，関係省庁との協議，検討を継続した。
3　日本国内において，3,959,468 冊（暦年）の一般旅券を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が，地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により都道府県から市町村に再委託され，国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり，申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12 月末現在）：834 市町村）ことも踏まえ，旅券法令に基づいた統一的かつ適正な処理を確保し，円滑な一般旅券の発給を維持するため，29 年度から，従前研修対象としていた都道府県職員のほか，市町村職員についても当省が実施する研修への参加を認めることとして，旅券事務担当者研修を３回開催した。また，都道府県旅券事務主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議等を実施した。
4　29 年度においても，旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため 21 年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回（７月から 10 月までの間に各都道府県が定める２週間及び 30 年２月 20 日から３月５日までの２週間）実施し，本人確認の審査を厳重に行うとともに，警察等関係機関との連携を密にし，旅券の不正取得の防止に努めた。
　（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）
　　25 年：13 冊，26 年：12 冊，27 年：10 冊，28 年：８冊，29 年：10 冊
5　高度な偽変造対策を施した次期旅券の令和元年度での導入に向け，新たな偽変造防止対策等所要の開発等を行った。
6　28 年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において，「旅券関連業務については，邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して，予算と実績それぞれの内訳を，国民に対して分かりやすく説明すべきである。」等の指摘事項があったことを踏まえ，邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコストの双方に関する予算と実績それぞれの内訳を，「旅券手数料収入と発給コストの比較について」として，６月に当省ホームページで公表した。

30 年度目標

1　国民の利便性・行政サービスの向上を図るため，国内におけるダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の本格運用の開始に加え，別途，デジタル技術を活用した旅券発給申請方法等の多様化に向けて，申請者のニーズを踏まえた手続の在り方について検討を行う。また，女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要であるとの認識の下，令和元年度を目途に，旅券発給申請者が旧姓の記載を希望し，戸籍謄（抄）本で当該旧姓が確認できる場合には，旅券に旧姓を記載することが可能となるよう，引き続き，必要な検討を行う。
2　行政コスト削減の可能性を検討するため，引き続き，戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ，旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について，関係省庁と協議し，検討を行う。
3　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより，国民に対し，公平・公正な旅券行政サービスが提供され，円滑かつ適正な旅券発給が確保されるように努める。

4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため，旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
5　高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備，次世代旅券の開発準備を開始する。

施策の進捗状況・実績

1　10月1日から，国内におけるダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の本格運用を開始した。
　また，デジタル技術を活用した旅券発給申請・交付手続の利便性の向上と事務の効率化を図るため，「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき，電子申請の導入，旅券手数料のクレジットカード納付，旅券の宅配交付，顔認証技術を活用した旅券の不正取得防止対策，マイナンバー制度を活用した戸籍謄（抄）本の添付省略などの施策を「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込み，計画の具体化に向けた検討や諸外国の旅券制度の調査を行った。
　さらに，旅券発給申請者が旧姓併記を希望し，戸籍謄（抄）本で当該旧姓が確認できる場合には，旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うため，有識者を交えた検討会を開催した。
2　旅券発給審査時に必要となる情報について精査・検討した上で，マイナンバー制度を活用して審査に必要な情報をオンラインで取得することが可能となる仕組みについて，関係省庁との協議，検討を継続した。
3　29年度から引き続き，当省が実施する旅券事務担当者研修に都道府県職員のほか，市町村職員への参加を認め，旅券事務担当初任者研修を2回，旅券事務担当中堅研修を1回実施した。また，都道府県旅券事務主管課長会議を始め，主管課長幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議等を実施するとともに，今後の旅券行政に係る様々な施策について，関係者の密接な連携の下に旅券事務の円滑な遂行を確保すべく，連絡会議を4月及び9月に開催した。
4　21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び31年2月20日から3月5日までの2週間）実施し，本人確認の厳重な審査を行うとともに，警察等関係機関との連携を密にし，不正使用防止に努めた。
5　令和2年3月頃を目途とした次期旅券の導入に向け，査証欄を全て異なるデザインに一新し，IC機能を強化するなど，新たな偽変造防止対策を備えた次期旅券冊子の開発を行った。また，次期旅券に対応した作成機及び旅券発給管理システムの開発を実施した。
　令和6年度を目途に身分事項頁にプラスチック基材を用いた次世代旅券を導入することを目指し，次世代旅券に対応した旅券発給管理システムの開発に係る要件定義を実施した。

令和元年度目標

1（1）デジタル技術を活用した旅券発給申請・交付手続の利便性の向上と事務の効率化を図るため，「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込まれた各施策の具体化に向けた制度の検討を引き続き行う。
（2）デジタル技術の活用についての検討状況を踏まえ，都道府県が市町村に委託した一般旅券発給事務に関し，市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかについて検討する。
2　戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ，マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得することが可能となる仕組みについて，関係省庁と引き続き協議・検討し，具体化を進めていく。
3　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより，国民に対し，公平・公正な旅券行政サービスが提供され，円滑かつ適正な旅券発給が確保されるように努める。
4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため，引き続き，旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
5　高度なセキュリティを施した次期旅券を導入すべく，次期旅券作成機や関連機器類の都道府県旅券事務所や在外公館への円滑な入替えを行い，次期旅券発給開始に備える。また，令和6年度を目途とした次世代旅券導入に向けて，旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
6　「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき，旅券への旧姓の記載を認める要件等につき引き続き必要な検討を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国旅券の発行状況，旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実

施状況や,旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。
また，政府の重要な方針等に基づき，旅券申請手続等の在り方について検討を行い，国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは，領事サービスの向上のための重要な要素である。
・平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定）
６【外務省】（１）地方自治法（昭 22 法 67）及び旅券法（昭 26 法 267）

**測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理**

中期目標（--年度）

海外に居住する日本国民が，憲法第 15 条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

29 年度目標

１　在外選挙人名簿登録制度の見直しに係る市町村窓口での出国時申請の運用（施行日は改正法公布日の 28 年 12 月２日から１年６か月を超えない範囲で定める日）に向け，施行令の策定やシステムの構築等の必要な準備を総務省とも協議の上進める。
２　出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発，関連事務の適正かつ迅速な処理など，海外に居住する日本国民が，憲法で保障されている選挙権を行使する機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績

１　在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始（30 年６月まで）に向け，総務省と協議の上，公職選挙法施行令等の策定，申請を受け付ける市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等の必要な準備を進め，市町村の選挙管理委員会での政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを順調に実施した。
２（１）投票のために必要な在外選挙人名簿登録申請手続や在外投票の方法等の周知を図るため，従来どおり，在外公館窓口来訪者への呼び掛け，外務省及び在外公館ホームページへの掲載，領事メールの発出，領事出張サービスの際の案内，現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に行った。
（２）29 年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは，30 年２月末現在で約３万５百件に上り，適正かつ迅速に処理している。特に，衆議院の解散があった９月以降の申請が激増し，９月約 2,700 件，10 月約 2,400 件，11 月約 1,800 件，12 月約 2,200 件を記録した。
（３）10 月には第 48 回衆議院議員総選挙における在外公館投票を実施した。衆議院解散に伴う選挙であり，予備費要求，未記入投票用紙の在外公館宛発送等，短期間での作業であったが，重大な過失もなく適正に実施した。在外公館等投票実施公館は計 223 公館・事務所，投票者数は，郵便等投票，日本国内での投票を含め 21,000 人を超えた。
（４）12 月，投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として，総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され，インターネット投票の導入について研究を進めることとなった（30 年夏頃に報告書がとりまとめられる予定）。

30 年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため，以下を実施する。
１　令和元年夏に予定されている参議院議員通常選挙に向け，重層的な手段を講じて周知・啓発に努める。
２　出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発，関連事務の適正かつ迅速な処理など，海外に居住する日本国民の憲法で保障されている選挙権行使の機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績

１　令和元年夏に参議院議員通常選挙の実施が予定されていることから,従来から実施している在外選挙制度周知に加え，参議院議員通常選挙実施の周知も兼ねた啓発を図り，在外公館窓口来訪者への呼び掛け，外務省・在外公館ホームページへの掲載，領事メールの発出，領事出張サービスの際の案内，現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。
２（１）在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始に向け，総務省と協議し，公職選挙法施行令等を施行した。また，これに伴う市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等を進め，政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テスト

などを実施の上，同システムの本格的な運用を開始した。さらに，運用上，予期せぬ不具合等に対し，速やかに適切な修正等を実施するなど，市区町村選挙管理委員会に対し，適切な指導を行った。

（２）投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として，総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され，インターネット投票の導入について研究が進められており，特に個人認証方法として，マイナンバーを活用することについて，政府内で議論が開始され，関係省庁との意見交換等を実施した。

令和元年度目標

１　令和元年夏に参議院議員通常選挙が実施される予定であることから，引き続き，制度見直しによる出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を効果的な手段にて，重層的に実施する。

２　令和元年夏に予定されている参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票事務において，確実かつ適正な処理を講じる。

３　インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における邦人の権利の確保のため，選挙権の行使の機会を確保するための取組を実施することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

制度見直しによる出国時申請は，申請者の利便性向上に資するため，これらを含む在外選挙制度の周知・啓発を引き続き進め，投票できる機会の確保を図っていく必要がある。

なお，インターネット投票の導入については，多くの国内関係法令が関係・影響することから，その適否につき，慎重に議論していく必要がある。

**測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施**

中期目標（--年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに，これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また，子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

29 年度目標

１　引き続き条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに，これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。

２　我が国におけるハーグ条約の実施状況について検討を行う。

３　子の連れ去り等を未然に防止するための積極的な広報を行う。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度は，42 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 34 件，面会交流援助申請が８件）。

法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除き 42 件について援助決定を行い，外国中央当局との調整，子の所在特定，友好的な解決に向けた協議のあっせん，裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果，29 年度中には，条約に基づき，外国から日本への子の返還が６件，日本から外国への子の返還が７件実現した。

２　領事局長主催研究会での議論及び関係者等からの要望内容を踏まえ，中央当局がアウトゴーイング（子が外国にいる）事案において提供する支援を見直し，裁判資料の翻訳及び弁護士紹介について，アウトゴーイング事案でも活用できるよう支援内容を拡大した。

３　国内でのハーグ条約の認知度を高め，子の連れ去りを未然に防止すべく，ポスターを作成し，駅，空港や市役所等，広く一般の目につく場所に掲示したほか，弁護士，地方自治体職員等に向けたセミナーを全国 29 か所で開催した。また，12 月には新規締約国の条約実施能力の向上を図るとともに，非締約国の早期加入を促す目的で，アジア太平洋地域のハーグ条約の実施に携わる各国裁判官や中央当局職員等を招いて国際セミナーを東京で開催した。

30 年度目標

１　条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに，これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。

２　子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。

３　特に，アジア地域を中心に条約の普及促進に努める。

施策の進捗状況・実績

１　30 年度は，56 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 44 件，面会交流援助申請が 12 件）。
　法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く 49 件について援助決定を行い，外国中央当局との調整，子の所在特定，友好的な解決に向けた協議のあっせん，裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果，30 年度中には，条約に基づき，日本から外国への子の返還が９件，外国から日本への子の返還が９件実現した。
　また，ハーグ条約事案の当事者は，DV 被害を主張することがあり，在外公館に一定数の相談が寄せられている背景を踏まえ，豪州及び英国において，日本語対応可能な DV 被害者支援団体と在外公館との間で新たに委託業務を締結し，潜在的なハーグ条約事案にも対応できるよう支援内容を拡大した。
２　ハーグ条約の認知度を高め，子の連れ去り等を未然に防止すべく，パンフレットやリーフレットを在外公館や市区町村，旅券事務所など，広く一般の目につく場所に送付したほか，弁護士，地方自治体職員等を対象としたセミナーを全国 26 か所で開催した。また，８月にはハーグ条約室のツイッターを開設し，31 年２月にはホワイトボードアニメーションを活用した動画を作成するなど，多様な広報ツールを用いて，より幅広い層へのハーグ条約の周知に取り組んだ。
３　アジア地域の締約国であるタイ，フィリピンに対して，日本の知見・経験を共有し，条約実施能力の向上を図るため，中央当局や裁判所との意見交換会を行った。また，31 年３月にはアジア地域の締約国・非締約国を含む，在京外交団向けセミナーを東京で開催し，条約の普及に努めるとともに，日本において条約の実施に携わる弁護士と在京外交団が交流する機会を提供した。

令和元年度目標

１　条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに，これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。
２　日本の条約実施状況に係る理解を促進するため，また，子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
３　特に，アジア地域を始めとした条約の普及促進に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　日本について本条約が発効し５年が経過したことから，これまで積み上がってきた実績を踏まえた実施状況の検討を行うことにより，必要に応じ，支援内容の拡充等の措置をとり，条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。
　そして，これまでの日本の条約実施状況に係る理解を促進することは，各国中央当局等との円滑な連携等，条約の適切な実施に資するため，また，条約の周知により未然に子の連れ去りを予防することが，子の利益を重要視する条約の目的に照らして重要性が高いため，引き続き，広く一般に周知するための積極的な広報を行う必要がある。
　さらに，我が国と関係が深いアジア諸国を中心に，非締約国のハーグ条約への加入を働きかけ，支援することにより，同条約の普及促進を図っていくことが重要である。

**測定指標１－７　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数**
注：本測定指標は，目標を達成したことから，29 年度をもって設定を終了した。

| | 中期目標値 | 28 年度 | | 29 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 30 年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 |
| 在留届 | － | 75% | 82.9% | 80% | 83% |
| 「たびレジ」 | 30 年夏目処までに，累計登録者数 240 万人を達成する。 | 前年以上の登録者数 | 960,196 人（累計：1,766,955 人） | 60 万人 | 1,753,349 人（累計：3,520,304 人） |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　在留届の電子届出率や「たびレジ」登録者数を継続して測定することは，在留邦人や旅行者等に対する情報提供サービス向上の進捗を把握する上で有益である。

在留届電子届出：「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定（18 年１月 19 日））において，「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年までに 50%以上」との目標が定められ，当該目標については，28 年度に 80%を超えているが，引き続きサービスを継続し，この水準を維持することが重要である。

「たびレジ」：28 年７月のダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書において，「たびレジ」の累計登録者数を 30 年夏目処までに，240 万人とすることを目標としている。そこで 29 年度については，28 年度の目標値（約 55 万人）を５万人上回る，60 万人を年度目標値とした。

**測定指標１－８　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）**

| 年間業務処理時間削減（17 年度比） | 中期目標値 | 29 年度 | | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 10,740 | 10,640 | 10,740 | 10,682 | 10,740 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標として，27 年度までに達成することを目標として公表している時間数であるため，これを目標値としている。

なお，「領事業務の業務システム最適化計画に基づいた，旅券システム，査証システム等に係る運用経費の削減」については，領事関連情報システムの統合により既に実現しており，年間業務処理時間の削減も，旅券ダウンロード申請書の利用率向上を残すのみであるところ（当初の想定では在外公館のダウンロード申請書利用率 50%としているが，９月から 12 月の実績では平均約 38%），ダウンロード申請書の利用につき引き続き周知に努めていく。

**参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数　（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）**

| | 実績値 | | |
|---|---|---|---|
| | 28 年 | 29 年 | 30 年 |
| 一般旅券不正使用件数<br>（括弧内は関連した旅券冊数） | 34<br>(37) | 33<br>(45) | 14<br>(42) |
| 一般旅券のなりすましによる不正取得数 | 8 | 10 | 10 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①領事サービスの充実<br>（昭和 43 年度） | 利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより，在留邦人を始めとした利用者が，領事窓口の在り方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。また，領事に求められる役割が拡大・増大する中で，多岐にわたる領事事務分野の理解度を深め，必要な能力向上が図られるよう研修を計画・実施する。<br>これらの取組により，より良い領事サービスの提供を図っていく。 | | | | 1-1 |
| | 274<br>(263) | 272<br>(253) | 271<br>(265) | 266 | 127 |
| ②海外子女教育体制の強化<br>（昭和 34 年度） | 日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し，在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。特に，安全対策については，危機管理専門家による安全評価を参考に人的・物的安全対策の強化を継続的に推し進める。<br>これらの取組により，海外子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少 | | | | 1-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。 | | | | |
| | 3,285<br>(3,226) | 4,297<br>(4,009) | 3,447<br>(3,239) | 3,458 | 125 |
| ③旅券関連業務<br>（＊） | 旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。<br>これにより，円滑な旅券の発給や不正取得の防止を行う。 | | | | 1-4 |
| | 7,147<br>(7,484) | 8,411<br>(8,526) | 8,730<br>(8,711) | 7,966 | 124 |
| ④旅券行政問題研究会<br>(27年度) | 行政法を専門とする学者等の参加を得て，旅券行政問題関係の研究会を開催する。<br>これにより，旅券の発給等をめぐって国民と行政府との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い，研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。 | | | | 1-4 |
| | 0.6<br>(0.1) | 0.3<br>(0.3) | 0.3<br>(0.1) | 0.3 | 130 |
| ⑤在外選挙関連事務に必要な経費<br>(12年度) | 在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。<br>これにより，在外選挙の円滑な実施のための体制整備に寄与する。 | | | | 1-5 |
| | 355<br>(345) | 237<br>(188) | 102<br>(95) | 330 | 128 |
| ⑥ハーグ条約の実施<br>(24年度) | 条約及び同条約実施法に基づき，国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また，積極的に広報を行い，条約を周知する。<br>これにより，条約の適切な実施に寄与する。 | | | | 1-6 |
| | 157<br>(110) | 152<br>(105) | 146<br>(101) | 141 | 129 |
| ⑦領事システム<br>(23年度) | 領事業務の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムを統合する。<br>これにより，旅券システム，査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。 | | | | 1-8 |
| | 2,904<br>(2,822) | 3,149<br>(3,020) | 3,127<br>(3,072) | 3,913 | 126 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

１　在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため，的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上，中堅・中小企業との連携を一層強化する。また，邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

２　在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための，国内外の各種機関・団体との連携・協力関係，ネットワーク化の形成を推進し，邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年１月20日）
　平和と安全／法の支配の強化
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章７．（１）① 外交
・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
　２　海外における邦人の安全確保
・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

### 測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また，在外公館邦人援護体制を強化する。

29 年度目標

１　閉館時の緊急電話対応業務について，不要不急の案件等については外部委嘱による専門業者に対応を依頼することで，領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため，近年新設された公館を中心に，入電件数や専門業者の対応可能国であるかなどを勘案の上，新規導入を図る。

２　海外安全ホームページについては，今後も不断の見直しを行い，「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため，引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。

３　海外安全対策啓発（旧：海外安全キャンペーン）については，在外邦人の安全対策強化を目的とし，引き続き，海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」，「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を，民間からの協力を得つつ「ゴルゴ 13」の安全対策マニュアルも活用し，各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　新たに在ブルキナファソ大使館を加え，在外公館の閉館時における緊急電話対応業務の外部委託を計 172 公館へと拡大した。

２　海外安全ホームページの脆弱性対策として，掲載されている全ての動的コンテンツを静的化する改修を完了した。また，「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の特設ページを海外安全ホームページ内に設置し，安全情報を幅広く提供した。同ページへの累計アクセス数は 30 年３月現在 190 万件以上を達成した。さらに，「国民の安全対策に役立つ，精度の高い情報を，適時に分かりやすく伝える」ことを実現し，ユーザー目線に立った使いやすいものとするために，海外安全ホームページのリニューアルを念頭に置いた新規ページデザイン及びその設計図の企画競争入札を行った。

３　海外安全対策啓発として，３日間で延べ 19 万人以上が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」に外務省領事局ブースを出展し，海外における安全対策の推進を目的として「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」，「たびレジ」広報冊子の配布等，各種広報を実施した。また，旅行ガイドブック及び機内誌を含む誌面媒体等に海外安全情報に関する寄稿及び広告を掲載した。ゴルゴ 13 の安全対策マニュアルについては，「中堅・中小企業海外安全

対策ネットワーク」や羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ，電子版及び冊子版を国内外に幅広く展開した。

30年度目標

1　海外で緊急事態が発生した際にメールやショートメッセージサービス（SMS）等を活用し，邦人への安全情報の提供や安否確認をより迅速に実施できるよう，体制やシステムの強化を図る。また，近年新設された在外公館を中心に，閉館時緊急電話対応業務委嘱の新規導入を図るなど，24 時間対応体制を強化・継続する。

2　今後も海外安全ホームページを不断に見直し，「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため，引き続き，システム改修・掲載内容の改善を図る。

3　海外安全対策啓発については，在外邦人の安全対策強化を目的とし，引き続き，海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」，「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を図り，民間からの協力を得つつ「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用し，各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　緊急事態発生時のメールやショートメッセージサービス（SMS）による安否確認において，従来の対象者は在留届及び「たびレジ」登録者に限られていたが，「安全状況等確認システム」を 30 年度に改修したことで，在留届や「たびレジ」に登録していなくとも，メールを送信することができる邦人であれば安否情報を同システムのデータベースに統合できるようになった。また，29 年度に続き，台湾，カンボジア及びベトナムで同システムを利用した安否確認訓練を実施した。

　さらに，閉館時緊急電話対応業務委嘱をアフリカ・南米の計３公館に追加導入し，在外公館による閉館時対応体制を拡充した（導入済み公館は計 175 公館となった。）。

2　海外安全ホームページのデザインを全面的にリニューアルし，ユーザーにとって見やすい内容へと改修した。

3　３日間で延べ約 20 万人が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズム EXPO ジャパン 2018」において，吉本興業（株）の協力により海外安全対策への注意を促すイベントを実施したほか，外務省領事局ブースを出展し，広報冊子の配布や相談対応を行うなど，海外安全対策の啓発活動を実施した。また，「たびレジ」の登録促進のためケンドーコバヤシ氏に「夏休み『たびレジ』登録推進書記官」を委嘱し，精力的な広報活動を実施した。その様子は各種メディアで広く取り上げられ，キャンペーン期間中（７月３日～８月 31 日）の「たびレジ」登録者数及び SNS での関連リアクション等の合計が 50 万を超えた。このように，民間企業との連携や SNS の活用により「たびレジ」やキャンペーンなどの海外安全対策に向けた取組が拡散され，高い広報効果が認められた。これを受け，10 月には吉本興業（株）及びケンドーコバヤシ氏に外務大臣感謝状を贈呈するとともに，同氏には「たびレジ」登録推進大使を約１年間委嘱し，海外安全対策において同社と協力することを報道発表した。

　さらに，「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の動画版を日本航空及び全日本空輸国際線の機内エンターテイメントで放映し，海外渡航者へ広くアピールした。

　これらの取組を，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」や「外務省・トラベルエージェンシー連絡会」，当省公式 SNS，羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ幅広く展開した。

令和元年度目標

1　在外公館による緊急事態邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ，在外公館の危機管理体制の強化を図る。

2　今後も海外安全ホームページの改善に努め，ユーザーにとって「見やすい・わかりやすい・使いやすい」内容とすべく，システム改修・掲載内容の改善を図る。また，同ホームページを通じて，海外渡航の際に有益な安全情報（危険レベル，安全対策基礎データ等）を適切に発信する。

3　海外安全対策啓発においては，引き続き，海外安全情報の発信の基盤となる海外安全ホームページ，外務省海外旅行登録「たびレジ」及び「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を図る。その際，「ケンドーコバヤシ『たびレジ』登録推進大使」を始めとした吉本興業（株）とのコラボレーションなど，民間との連携を活用し，啓発を強化する。

　また，令和元年度当初予算で実施するデジタル広告では，検索エンジンの広告を最大限活用した形で効果的な啓発を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外渡航邦人数が年間約1,900万人，在留邦人数が約135万人に達し，海外における危険が多様化・複雑化する中で，邦人の安全確保に向けた在外公館の緊急事態対処訓練や情報発信基盤の強化に向けた取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには，今後も継続して，緊急事態発生時の対応能力の向上及び最新の各種安全情報の効果的な発信を行っていくことが必要である。

**測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊**

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

29年度目標

引き続き，大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため，以下を実施する。

1　無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，緊急事態発生の蓋然性が高い途上国・地域に対し，邦人の年間渡航者数も考慮した上で，効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し，安定した運用が可能となるよう努める。
4　引き続き，海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させるなど，海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については，ダッカ襲撃テロ事件等も踏まえ，緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については，テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から，緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て，各国情勢の把握に一層努めるとともに，緊急事態への対応力を強化する。
7　新型インフルエンザ，国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　大規模緊急事態に備えた無線機の整備として，アジア・欧州地域の在外公館を中心に約200台の機器の買換え・新規配備等を行った。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心に計94公館（新規配備の４公館を含む）に購送し，効率的な配備に努めた。
3　在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のためのSMSシステム運用を30年２月にカンボジアでも開始し，計17か国・地域で導入した（30年２月現在）。また，SMS到達率向上のためのシステム改修等，運用安定化のための各種施策を実施した。
4　海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として，海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため，ERTの一部を誘拐・被害者家族支援研修，テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練へ参加させた。
5　官民合同実地訓練について，危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）に官民合同で参加した（海外（英国）で３回実施。外務省職員及び企業関係者計22名が参加）。
6　危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を，海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
7　５月にコンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱等に対して，感染症スポット情報発出等の注意喚起を速やかに実施した。

30年度目標

1　無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，緊急事態発生の蓋然性が高い国・地域に対し，邦人の年間渡航者数も考慮した上で，効率的な配備に努める。

3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し，安定した運用が可能となるよう努める。
4　引き続き，海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練等へ参加させるなど，海外での緊急事態発生時における対応能力向上に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については，欧米・アジアへのテロの拡散等海外における邦人を取り巻く環境が厳しさを増す中，緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については，テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から，緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国のテロ・誘拐情勢に関する情報を得て，各国情勢の把握に一層努めるとともに，緊急事態への対応力を強化する。
7　新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　従来の無線機器類を配備しつつ，現地事情に適した機器の導入を検討するなど，時宜にかなった無線環境を整備した。
2　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を，大規模自然災害発生等の蓋然性が高い国・地域を中心に計 49 公館（新規配備の２公館を含む）に購送し，効率的な配備に努めた。
3　在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用を引き続き 17 か国・地域で実施（31 年３月現在）した。また，ベトナムにおける電話番号桁数の変更に伴いシステムを改修するなど，SMS 到達率向上及び運用安定化のための各種改善を実施した。
4　海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として，海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため，ERT の一部を誘拐・被害者家族支援研修，テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練へ参加させた。
5　官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の簡易版（短時間）を交通至便な都内において，参加費を当省が補助するなど企業による参加を容易にした形で初めて開催した。当省からは領事局及び国際協力局の安全対策担当９名，企業関係者からは 115 名が参加し，官民連携を強化した。参加者からは，本件取組が企業にとり有益であり，今後の継続を希望する旨の評価が多数寄せられた。
　国外訓練の従来の主な参加者は ERT 要員を始めとする領事担当であったが，30 年度は新たに在外公館の総括担当（次席館員）等も参加した。
6　危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を，海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
7　コンゴ民主共和国において発生したエボラ出血熱の流行に対して，速やかに感染症危険情報を発出するなど，適時適切な情報発信を行った。

令和元年度目標
1　緊急時邦人保護用の無線機については，現地の通信インフラ環境，情勢，在留邦人数等を総合的に勘案し，適切に配備する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，各国・地域における緊急事態発生の蓋然性及び邦人の年間渡航者数を考慮した上で，効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認ができるよう，ショートメッセージサービス（SMS）システムを現地事情に合わせて随時改修し，安定した運用を図る。
4　海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練等へ参加させるなど，海外での緊急事態発生時における対応能力向上に向けた体制を強化する。
5　官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を国内外で実施する際は，参加経験のない省員を参加させることで当省の体制をより一層強化するとともに，可能な限り多くの企業参加者を募ることで官民連携の更なる強化を図る。
6　新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大規模緊急事態に備え,様々な情報発信手段を活用した在外邦人に対する情報提供と安否確認を含めた迅速な対応を可能とする体制の構築に関する実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。

在外邦人の安全対策及び在外邦人支援・援護体制の強化のため，必要な無線機の適正配備，邦人短期渡航者用緊急備蓄品の効率的な配備，IT 等を活用したより効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が必要である。

官民連携強化の観点から，テロ・誘拐対策実地訓練を官民合同で実施していく必要性がますます高まっている。

**測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊**

中期目標（--年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

29 年度目標

1　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き中東・アフリカ等，危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか，治安コンサルタント等への調査委託により，邦人の安全確保に資する情報を収集する。

2　引き続き海外安全官民協力会議，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し,海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに，官民間の危機管理意識等の共有を図る。また，「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を同ネットワーク等を通じて全国展開する。

3　国際ニュースモニタリングサービスについては，24 時間 365 日体制でモニタリングし，邦人に関わり得る事件の迅速な把握，また，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。

4　国内安全対策セミナーについては,その内容を拡充するとともに,引き続き民間団体等と連携して,継続的に実施することにより，海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ，安全対策の強化を図る。

5　在外安全対策セミナーについては，中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1　海外の情報提供者との治安・安全情報の収集契約につき，６件の新規契約を行い，邦人犯罪被害者支援に関する調査委託をドイツにて実施した。また，右情報を邦人の安全確保のため海外安全情報や領事メール等で活用した。

2　「海外安全官民協力会議」（国内で開催）本会合を１回，幹事会を３回それぞれ実施し，最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題，短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論した。

「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」に，外務省からの呼び掛けに応じて新たに８組織が参加し，計 29 組織に拡大した。また，本会合及び幹事会をそれぞれ１回開催した。

「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」は，　30 年３月時点で特設ページに 190 万件を超えるアクセスがあったほか，上記ネットワーク等を通じて冊子版を国内外に広く展開した（制作した 11 万部の大部分を 29 年度中に配布済み）。

在外公館で民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を実施し，上記「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用しつつ，邦人の海外安全対策に関する意見交換や情報収集，危機管理意識の喚起等を行った。

短期渡航者の安全対策強化のために，（社）日本旅行業界等と共催し，添乗員に対するセミナーを東京及び大阪で計６回開催した。また，留学生に対しても全国各地の高校・大学における計 38 回の安全対策講演会や意見交換会を実施し，学生及び学校関係者の安全意識の向上を図った。

3　主要海外通信社（AP,ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を 24 時間 365 日体制でモニタリングし，緊急事態発生時の迅速な初動体制構築及び在留邦人等への注意喚起に活用するなど，邦人保護業務の的確かつ迅速な対応に努めた。

4　国内では，海外進出企業や教育機関を対象に，最新のテロ情勢，危機管理・安全対策等を内容とす

る「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を，地方自治体，経済団体及び関係省庁等の協力を得て，東京，大阪，名古屋，岐阜，四日市及び那覇の６都市において延べ８回実施した（延べ約 900 人が参加）。

企業関係者を対象としたセミナーについては，開催場所を岐阜，四日市及び那覇などの地方の中核都市にも拡大。また，四日市におけるセミナーでは，共催の（独）中小企業基盤整備機構のアドバイザーを講師に迎え，ビジネスリスクマネージメントに関する講演を実施することで，より幅広いニーズに合わせた講演内容となるよう努めた。

教育機関を対象としたセミナーについては，文部科学省から正式に後援を受けて，同省と協力しながら実施に向けた調整を行うとともに，講演内容についても受講者のニーズに沿った内容にするよう努めた。

5　海外の在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ，南西アジア，米国，中東，東南アジア，欧州の 20 か国の主要都市で開催した。また，同セミナーの一環として，現地専門家による講演（１都市）も実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。

30 年度目標

1　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き，中東・アフリカ等，危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか，治安コンサルタント等への調査委託により，邦人の安全確保に資する情報を収集する。

2　引き続き「海外安全官民協力会議」，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」，「安全対策連絡協議会」など，官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し，海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに，官民間の危機管理意識等の共有を図る。また，中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク等を通じて「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を展開し，安全対策に対する意識を喚起する。

3　国際ニュースモニタリングサービスについては，24 時間 365 日体制でモニタリングし，邦人に関わり得る事件を迅速に把握し，また，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。

4　国内安全対策セミナーについては，その内容を不断に見直すとともに，引き続き，地方自治体，経済団体，関係省庁等と連携して，継続的に実施することにより，海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ，安全対策の強化を図る。

在外安全対策セミナーについては，これまで実施してきた地域にとらわれず，開催国を広げることで，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

5　政府は令和２（2020）年までに邦人留学生数を 27（2015）年から倍増することを閣議決定しているところ，安全対策講演会の開催等により，留学生及び教育機関の安全意識の向上を図る。

また，短期渡航者の安全対策強化のために添乗員に対する安全対策セミナーを継続する。

施策の進捗状況・実績

1　海外安全情報収集のための委嘱契約をベネズエラ，ラマッラ及び南スーダンを含む 19 公館，20 地域において実施し，在外公館ホームページや安全対策連絡協議会等を通じて発信し，邦人の安全対策向上に努めた。

2　「海外安全官民協力会議」の本会合を１回，幹事会を４回開催した。最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症対策，短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論したほか，企業側が各種課題への対応方法を発表し，官民相互の取組に関する理解を深めた。

在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で 460 回以上（31 年２月時点）実施した。

企業から要望のあった「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」動画版を新たに作成し，企業内研修に供したほか，中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク等を通じてインターネット上での動画の拡散を図るなど（再生回数は 40 万回超），更なる啓発を実施した。

3　主要海外通信社（AP，ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報に加え，ラマダン期間中にはアラビア語のニュースソースを 24 時間 365 日体制でモニターし，これを海外における緊急事態発生時の迅速な初動体制の構築や，邦人への迅速な情報発信に積極的に活用したことにより，邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。

4　国内では，最新のテロ情勢，危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を，海外進出企業及び教育機関を対象に，東京，大阪，名古屋，札幌，仙台，新潟，浜松，広島及び福岡の９都市において延べ 11 回実施した（延べ約 730 人が参加）。

セミナー集客の向上及び参加者の裾野の拡大のため，開催場所を地方の中核都市に拡大し，外務省

海外安全ホームページ，フェイスブック，ツイッター，また，関係省庁，地方公共団体及び経済団体などのネットワークを通じて周知し，講演内容を拡充した。従来のセミナー内容である「政府の取組」，「机上演習を交えた事案対応」の２本柱に加え，企業の海外展開に欠かせないビジネス上のノウハウ等について，日本貿易振興機構，中小企業基盤整備機構等の専門家による講演を実施した。これにより，海外安全対策まで関心の及ばない企業関係者の参加を促し，より幅広いニーズに対応するよう努めた。

海外では，在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」を中南米，北東アジア，中東，東南アジア，南西アジア及びアフリカの 16 か国の主要都市で開催した。ナイロビでは，襲撃テロ事件に邦人が居合わせたことから在留邦人の間の危機管理意識が高まったことにより，開催希望を受けて緊急開催した。また，同セミナーの一環として，現地専門家による講演（１都市）も実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。

５　全国各地の高校・大学等の教育機関等において，計 28 回の講演会を実施し，一般的な治安対策の説明に加え，学生が被害に巻き込まれた状況を想定したシミュレーションを実施するとともに，危機管理対応に係るアドバイスを行った。なお，添乗員に対する安全対策セミナーは，関係団体の日程調整がつかなかったことから実施を見送った。

令和元年度目標

１　多数の邦人が滞在・渡航する危険地域に関する情報の収集を現地専門家に委嘱し，邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。

２　「海外安全官民協力会議」，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」，「安全対策連絡協議会」など，官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し，海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取するとともに，官民間の危機管理意識等の共有を図る。

３　国際ニュースモニタリングを 24 時間 365 日体制で実施し，邦人に影響が及ぶ事件の把握，緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行い，邦人保護の的確かつ迅速な実施に努める。

４　国内安全対策セミナーの内容を不断に見直すとともに，引き続き，地方自治体，経済団体，関係省庁等と連携して，継続的に実施する。それにより，海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ，安全対策の強化を図る。

在外安全対策セミナーは，現地のニーズに合わせて実施地域を拡大し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

５　大学等の教育機関において安全対策講演会を開催し，留学生及び教職員の安全対策意識の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現地情報の収集とともに，国内及び在外公館において，官民の双方向による海外安全に係る情報共有や安全対策に関する意見交換・訓練等を行うことが，安全対策の強化のためにますます必要となってきており，これらの実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには，今後も継続して，現地安全情報の収集に加え，民間側の危機管理意識を高めるとともに，官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。

また，中堅・中小企業との連携を更に強化するためには，28 年に立ち上げた「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の効果的な活用を定着させることが肝要であるとともに，同ネットワークを通じて「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を始めとする海外安全対策に必要な情報を全国の中堅・中小企業が容易に入手し，活用できるよう図っていくことも重要である。

在外安全対策セミナーについては，実施国・地域以外についても企業関係者等から開催希望の声が寄せられているほか，在外公館からも照会が相次いでいることから，更なる国・地域での開催を実施することで，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図ることが求められている。

**測定指標２－４　困窮邦人等の援護**

注：本測定指標は，29 年度をもって設定を終了し，30 年度から外部人材を通じた援護件数を参考指標とした。

中期目標（--年度）

年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。

29年度目標

兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　兼轄国及び遠隔地においても，交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが，該当事案は発生しなかった。

2　精神科顧問医を活用したカウンセリング等，延べ99件（第３四半期分まで）の援護を実施した。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

精神障害者等の困窮邦人に対する対応及び遠隔地での邦人援護の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには，今後も継続して，専門的見地を有する外部人材の導入を図っていくことが必要である。

| 参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度，第３四半期分まで） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：外務省調べ） | 実績値 | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| | | | 110 |

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（８年度） | 在外公館における24時間の緊急電話対応体制を更に拡充し，海外における緊急事態発生時に，メールやショートメッセージサービス（SMS）で迅速に邦人へ情報提供や安否確認を実施する体制・システムを強化する。また，海外安全ホームページを不断に見直し，システム改修・掲載内容を改善する。さらに，上記ホームページ，「たびレジ」，海外安全アプリ，海外安全対策に係る資料の広報，利用促進に取り組む。<br>これらの取組により，海外安全情報を適時適切に提供し，在外公館邦人援護体制を強化する。 | | | | 2-1<br>2-3 |
| | 172<br>(162) | 145<br>(130) | 137<br>(119) | 110 | 131 |
| ②在外邦人保護のための緊急事態対応（５年度） | 海外における緊急事態発生時の邦人援護に備え，無線機や備蓄品を適正かつ効率的に配備する。<br>また，緊急時に在留邦人への情報発信及び安否確認を迅速に行うためのショートメッセージサービス（SMS）の安定運用に向けた改修を行う。<br>さらに，海外緊急展開チーム（ERT）等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練に参加させ，官民合同実地訓練を実施する。海外の拘束・行方不明事案について知見を有する危機管理会社から更に情報収集し，専門的知識を蓄積する。<br>新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。<br>これらの取組により，大規模緊急事態における迅速な対応のための体制を整備・強化する。 | | | | 2-2 |
| | 181<br>(134) | 181<br>(143) | 171<br>(114) | 167 | 132 |
| ③在外邦人の安全対策に関する情 | 外務省や在外公館による邦人の安全に係る情報収集を補完するため，主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングするほか，治安関係の専門家等に対して，在外公館から離れた遠隔地等の安全情 | | | | 2-1<br>2-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報収集と官民連携<br>（12 年度） | 報収集を委嘱する。<br>　これらの安全情報や海外安全対策に関するパンフレット・資料などを，国内外で開催する各種セミナーや協議会など官民協力の枠組みを通じて提供する。<br>　国内外における安全対策セミナーを引き続き実施し，内容の改善を図るとともに，関連団体と連携し，より多くの渡航者の安全意識の向上を図る。<br>　これらの取組により，海外安全情報の収集・発信の強化，危機管理意識の向上，海外安全に係る官民協力強化を進める。 | | | | |
| | 247<br>(235) | 249<br>(244) | 224<br>(222) | 232 | 133 |
| ④困窮邦人等の援護<br>（昭和 28 年度） | 海外において，盗難・傷病等により一時的困窮に陥った邦人に対し，滞在費や帰国費用の貸付けを行うことや精神科医や遠隔地における協力者等の支援を得ることにより，効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。また，歴史的経緯により朝鮮半島にて残留を余儀なくされ，困窮した在韓日本人妻等に対して，その支援団体を通じた最低限の医療・生活扶助の実施を行い，多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。 | | | | 2-4 |
| | 63<br>(44) | 53<br>(40) | 48<br>(35) | 40 | 134 |
| ⑤緊急事態対応研修<br>（27 年度） | 邦人が被害者となるテロ・誘拐事件等を含め緊急事態が発生した場合等に，本省・在外職員の現地派遣及び事態への対応を迅速かつ適切に行うための研修を実施する。<br>　これにより，大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 | | | | 2-2 |
| | － | － | － | － | － |
| ⑥領事業務啓発に係る経費（広報資料の作成・配布事業）<br>（昭和 28 年度） | 海外において日本企業関係者等がテロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うことを防ぐための安全対策マニュアルや啓発資料を作成し，国内外で広く配布・活用する。<br>　これにより，一人一人の安全対策意識と対応能力の向上，安全対策面での日本企業の海外展開支援及び海外安全に係る官民協力強化を進める。 | | | | 2-3 |
| | 150<br>(44) | 20<br>(40) | 1<br>(1) | 11 | 135 |
| ⑦在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄<br>（17 年度） | 新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。<br>　これにより，大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 | | | | 2-2 |
| | － | － | 648<br>(588) | － | 136 |

（注）各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野３　外国人問題への取組

施策の概要

１　ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方，我が国の治安維持のため，厳格にビザ審査を行う。また，ビザ審査を効率的に行うため，査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために，アジア諸国を始め，各国の事情等を踏まえつつ，戦略的にビザ緩和に取り組む。

３　在日外国人に係る問題解決への取組

（１）国際ワークショップの開催，外国人集住都市会議への出席，二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により，問題解決に取り組むとともに，災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し，ネットワーク構築を図る。

（２）新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け，二国間文書の作成等を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔４〕４．（３）ｉ）② コ）ビザの戦略的緩和
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2018－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成 30 年６月　観光立国推進閣僚会議）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日　関係閣僚会議了承）
・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定）

### 測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

中期目標（--年度）

人的交流の促進，観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

29 年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

１　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館のビザ業務の増加や適正な審査の遂行に見合った十分なビザ担当職員の追加配置，査証事務支援システムの充実化，特にビザを大量に発給している公館における業務合理化に取り組む。また，次世代査証システムの開発事業者の調達を実施し，具体的な要件を確定する。

施策の進捗状況・実績

１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。

５月

中国人について，十分な経済力を有する者に対する数次ビザの発給開始，東北三県数次ビザの六県への拡大，相当の高所得者に対する数次ビザの発給要件の緩和，個人観光一次ビザの申請手続簡素化，及び中国国外居住者に対する中国国内と同じ要件での観光目的数次ビザ発給の開始（４月の岸田外務大臣による青森・北海道訪問の際に発表）

６月～30 年１月（順次）

CIS 諸国人及びジョージア人に対し，商用数次ビザの発給要件の緩和及び自己支弁による渡航の場合の身元保証廃止

７月

アラブ首長国連邦国民に対する旅券の事前登録制ビザ免除の導入

30 年１月

インド人に対する数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大（９月の安倍総理大臣インド訪問の際に決定）

２（１）29 年のビザ発給数は，約 587 万件（前年比約 9.1％増）となり，訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,869 万１千人（前年比 19.3％増，推計値）を記録した。

（２）ビザ審査体制の強化のため，在外公館の業務の繁忙度に応じ，査証業務に従事する職員を増員した。また，27 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し，安定稼働を確保したほか，特に，ビザを大量に発給している在外公館において，システムへの情報入力作業を省力化する取組を開始した。電子査証や電子申請の実現を念頭に，次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発事業者の調達を実施し，開発を開始した。

30 年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

１　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館の関連業務の状況に応じ，職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか，次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を確実に進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和措置を以下のとおり実施した。

８月

・サウジアラビア人に対する商用目的，文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長

・フィリピン人に対する商用目的，文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間 10 年への延長

・太平洋島嶼国 12 か国（パラオ，サモア，バヌアツ，ミクロネシア，フィジー，キリバス，ツバル，ナウル，ソロモン諸島，パプアニューギニア，マーシャル及びトンガ）の国民に対する数次ビザの導入

10 月

・ロシア人に対する団体観光パッケージツアー参加者用短期滞在一次ビザの導入

・アゼルバイジャン人，アルメニア人及びジョージア人に対する数次ビザの導入

・セントビンセント人及びエクアドル人に対する商用目的，文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長

31 年１月

・中国人に対する一部大学生・卒業生等の個人観光一次ビザ申請手続き簡素化の対象校の拡大及び数次ビザの発給対象者の拡大

・インド人に対する数次ビザ発給対象者の拡大及び数次ビザ申請書類の簡素化

・香港 DI（Document of Identity for Visa Purposes）所持者及びマカオ旅行証所持者に対する数次ビザ（①一般短期，②親族訪問，③商用目的，文化人・知識人）の導入

・セントクリストファー・ネーヴィス人に対する商用目的，文化人・知識人向け数次ビザ発給対象の拡大とビザの有効期間５年への延長

31 年２月

・コロンビア人に対する一般数次ビザの導入及び商用目的，文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長

２（１）訪日外国人旅行者数は初めて 3,000 万人を突破して過去最高の 3,119 万人（対前年比 8.7％増）を記録し，ビザ発給数は対前年比 18％増の約 695 万件（暫定値）となった。

（２）ビザ審査体制の強化のため，在外公館の事務の繁忙度に応じ，査証業務に従事する職員を増員した。また，28 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し，安定稼働を確保したほか，引き続き，次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を進めている。

令和元年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

１　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館の関連業務の状況に応じ，職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか，次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を確実に進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年までに年間訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とする政府目標の達成を目指し，ビザ発給要件緩和の実績と効果及び水際対策としてのビザ審査体制の強化の促進について測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
また，「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき，ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。

**測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊**

中期目標（--年度）

在日外国人に係る問題の解決を促進する。

29 年度目標

1　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため，国際ワークショップを開催する。
2　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また，在日外国人問題について，必要に応じて二国間協議の場で取り上げ，出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
3　災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し，災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

1　国際ワークショップの開催
30 年３月，当省と国際移住機関（IOM）との共催により，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「外国人と進める地域の活性化」のテーマで開催。200 名が参加。地方の特色をいかした外国人の受入れや地域の活性化について議論を行い，その成果を提言にまとめた。
2　外国人集住都市会議への出席等
11 月，「外国人集住都市会議津会議 2017」（外国人集住都市会議主催）に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体や関係府省庁により，外国人住民が地域社会で活躍するための雇用環境の整備や日本語学習機会の保証，また，地方創生の観点から，受入れ後の社会統合政策がより効果的に進められるような体制の整備について議論が行われた。
30 年３月，法務省とともに，日系四世受入れ制度の説明会を在京ブラジル大使館に対して開催し，制度を周知するとともに，関心事項について協議を行った。また，30 年３月，ブラジルにおいて日伯領事当局間協議を行い，在日ブラジル人に係る問題を含む領事業務に関し意見交換を行った。
3　在京大使館等向け防災施策説明会
６月，外務省は東京都と共催で，全ての外交団を対象として，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を視野に置きつつ，外国人の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を開催し，災害発生時の関係機関における体制や役割の説明等を実施した。

30 年度目標

1　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため，国際ワークショップを開催する。
2　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また，在日外国人問題について，必要に応じて二国間協議の場で取り上げ，出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
3　災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し，災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

1　国際ワークショップの開催
30 年度については，31 年２月の開催を目指して鋭意取り組んできたが，31 年度から開始される「特定技能」外国人材の受入れに関する業務への対応のため，ワークショップ運営に携わる職員の確保に支障を来すこととなったこと，同人材受入れに関する制度の詳細が確定していない中，同ワークショップを開催することにより情報の混乱を来すおそれがあったことから，やむなく令和元年度に開催を延期した。
なお，次回のワークショップにおいては，「地域社会における外国人の円滑な受入れ（仮）」をテーマとして議論することとしている。

２　31 年１月 29 日に群馬県太田市で開催された「外国人集住都市会議 2018」に出席。同会議では，新たな外国人材の受入れを念頭に，「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に示された施策を始めとした外国人材の受入れ施策の在り方などが議論された。
３　在京大使館等向け防災施策説明会
　６月，外務省は東京都と共催で，全ての在京外交団等を対象として，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を視野に入れつつ，関係機関の取組を説明するとともに，在京大使館等とのネットワークを構築した。
４　外務省外国人課のフェースブックアカウントで，西日本豪雨（７月），北海道胆振東部地震（９月），台風 21 号及び 24 号（９月），熊本地震（31 年１月），北海道胆振地方地震（31 年２月）等の災害関連情報や災害情報アプリの紹介及び東京都の外国人向け防災訓練の広報等，計 16 回の情報発信を実施した。
５　６月，「経済財政運営と改革の基本方針 2018」が閣議決定され，外国人材受入れに係る新たな在留資格「特定技能」の創設が決定された。外務省は，「特定技能」外国人材の受入れに関し，主要送出し国９か国との間で，悪質な仲介事業者の排除を目的とし，情報共有の枠組み構築を内容とする二国間文書作成に取り組むとともに，在外公館等を通じて啓発・広報を行った。31 年３月末までに４か国（フィリピン，ネパール，カンボジア及びミャンマー）との間で二国間文書の署名が行われたほか，在外公館ホームページを通じた効果的な広報の実施のためのコンテンツの企画・制作，新制度に係るパンフレットの制作，広報用動画の作成等を行った。

令和元年度目標
１　新たな在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等を進める。
２　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため，国際ワークショップを開催する。
３　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また，在日外国人問題について，必要に応じて二国間協議の場で取り上げ，出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
４　災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し，一層の連携強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　少子高齢化，人口減少が進む国内社会にあって，我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため，幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ，在留外国人が日本社会の一員として地域で活躍，貢献できるよう社会統合を図っていくことが必要であることから，在日外国人に係る問題の解決の一助に向けた取組を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　また，災害時における外国人への対応に関し，在京外交団及び関係各府省・自治体等との連携強化を進めることは，外国人の安全・安心確保の観点から重要である。
　さらに，新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから，外国人材送出国との間で，悪質な仲介事業者の排除を目的とし，情報共有協議のための枠組み構築を内容とする協力覚書の作成に取り組む必要がある。

| 参考指標１：訪日外国人数　（単位：万人）（暦年） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：政府観光局（JNTO）統計） | 実績値 | | |
| | 28 年 | 29 年 | 30 年 |
| | 2,404 | 2,869 | 3,119 |

| 参考指標２：外国人不法残留者数（１月１日時点の数）（暦年） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：法務省統計） | 実績値 | | |
| | 28 年 | 29 年 | 30 年 |
| | 65,270 | 65,270 | 66,498 |

| 参考指標３：来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：警察庁統計） | 実績値 | | |
| | 28 年 | 29 年 | 30 年 |
| | 14,133 | 17,006 | 16,235 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①査証関連業務<br>(13 年度) | 1　適正なビザ審査の実施，査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ，迅速かつ厳格な査証審査を実施する。<br>　適正なビザ審査を実施することを通じて，出入国管理上も問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。 | | | | 3-1 |
| | 2　査証事務支援システムの充実化，新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備，次世代査証の在り方についての検討等を実施する。<br>　査証事務支援システムを活用し，ビザ審査の効率化を図り，出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。 | | | | 3-1 |
| | 3　外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置，観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて，ビザ緩和措置を検討・実施していく。<br>　ビザ緩和措置の実施により，訪日に際してビザの取得が必要な外国人の訪日が容易となるため，訪日外国人旅行者数の増加に寄与する。 | | | | 3-1 |
| | 4　訪日する外国人のために，56 の国と地域（注）からのビザ申請方法等に関する照会に対して外国語（英語，ベトナム語及びロシア語）で対応する電話サービスを提供する。(注：対象国・地域は今後追加予定)<br>　本サービス提供により，査証申請者はビザ申請に関する情報が得られやすくなり訪日が促進され，令和２年に年間訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とする政府目標の達成に寄与する。また，在外公館職員の査証照会に係る業務が軽減されることにより，水際対策のための査証審査の強化に資する。 | | | | 3-1 |
| | 1,148<br>(823) | 1,134<br>(1,018) | 1,123<br>(1,131) | 1,310 | 137 |
| ②在日外国人社会統合外交政策経費<br>(21 年度) | 諸外国の経験等を照会しつつ，外国人の受入れと社会統合や外国人支援の在り方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際ワークショップ等の開催や成果物を作成する。<br>少子高齢化，人口減少が進む国内社会にあって，我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため，幅広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ，在日外国人が社会の一員として生活できるような社会統合政策の策定に資する。 | | | | 3-2 |
| | 5<br>(3) | 6<br>(3) | 68<br>(44.4) | 4 | 138 |
| ③特定技能に係る取組<br>(30 年度) | 新たな在留資格「特定技能」について，外国人材の送出し国との間で協力覚書の作成に取り組むとともに，本件制度につき，在外公館等を通じた広報を行う。<br>送出し国との間で協力覚書に基づき悪質な仲介事業者排除のための情報共有と協議を行うことにより，外国人材の円滑な受入れに寄与するとともに，広報により訴求対象者に対する本件制度に関する正確な情報を周知する。 | | | | 3-2 |
| | － | － | 64<br>(44) | － | － |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化

# 施策Ｖ－１　外交実施体制の整備・強化（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ｖ－１）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 外交実施体制の整備・強化 | | | | |
| 施策目標 | 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。 | | | | |
| 目標設定の考え方・根拠 | 以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ | | | | |
| 施策の概要 | １　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。<br>２　我が国の外交活動の基盤であり，邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより，在外公館及び館員等の安全を確保し，外交実施体制の整備・強化を図る。<br>３　情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り，具体的対策の拡充・拡大を行い，省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに，各種取組についても，現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ，効果的・効率的に実施する。<br>４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため，国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。 | | | | |
| 関連する内閣の重要政策 | ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>外交活動を支える足腰の強化 | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 本施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下では計上されていない。 | | | | |
| 政策体系上の位置付け | 外交実施体制の整備・強化 | 担当部局名 | 大臣官房 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　外務省の人員，機構の更なる整備　＊**

中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに，外交活動の質の強化を進めるべく，在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

29 年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに，適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 83 名を純増した。３在外公館（１大使館：在キプロス大使館，１総領事館：在レシフェ総領事館及び１代表部：アフリカ連合代表部）の新設を行った。また，在外公館の一部である事務所等については，在バヌアツ兼勤駐在官事務所及び在シェムリアップ領事事務所を開設した。（29 年度末：在外公館数 223，定員数 6,065 名）

30 年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに，適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 88 名を純増した。３在外公館（１大使館：在ベラルーシ大使館，１総領事館：在ダバオ総領事館及び１代表部：国際民間航空機関代表部）の新設を行ったほか，兼館として北大西洋条約機構代表部を設置した。また，在外公館の一部である事務所等については，在ベリーズ兼勤駐在官事務所及び在セーシェル兼勤駐在官事務所を設置した。（30 年度末：在外公館数 226，定員数 6,153 名）

令和元年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに，在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外務省の業務がますます増大・複雑化している中で，国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

機構・定員要求は，予算の概算要求の一部として行われ，具体的な増減に関しては，査定当局との協議を経て決定するため，目標数値を出すことは困難であるが，そのような制約の中でも以下の基本方針等を踏まえつつ，できる限り増強を図る。

・「外交力の戦略的強化を求める決議」（平成 30 年５月 23 日　自由民主党外交戦略会議）
・「平成 31 年度予算編成に際し外交力の戦略的強化を求める決議」（平成 30 年 11 月 22 日　自由民主党外交部会，外交調査会，国際協力調査会，領土に関する特別委員会，日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会）

**測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊**

中期目標（--年度）

在外公館及び館員等に対する事件の防止及び事件発生時の被害の極小化を図る。

29 年度目標

イスラム過激派組織 ISIL（イラク・レバントのイスラム国）は，イラク・シリア国内での占領地を喪失しつつあり，イラク・シリア国外でのテロ活動に重点を置く戦略に転換していることから，一層のテロ活動の拡散と凶悪化が継続すると予想される。28 年７月にダッカにおける襲撃事件で邦人７名が殺害される事件は，我が国が明確なテロ対象国となっていることを示している。５月にはカブールで我が国大使館及び館員も被害を受ける大規模爆弾事件が発生したが，これはイスラム過激派が外交施設をターゲットとしていることを示している。以上の認識のもと以下の施策を実施していく。

1　従来からテロ等の脅威が高かった国に所在する在外公館はもとより全ての在外公館の人的･物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。
2　職員対象の研修において実践的な講義を増やし，その知見を在外公館警備のみならず，在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。
3　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績
1　従来からテロ等の脅威が高い中東・アフリカ地域の在外公館の警備体制の維持・強化及びアジア地域，欧州及び中央アジア地域の在外公館のテロ対策の強化を実施した。また，在外公館ごとの脅威に応じて，警備員の増員又は臨時配置や，警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。
2　外務省職員の赴任前研修（年間 17 回実施，合計 397 名参加），警備対策官研修（29 年度１回，30 年１月初旬から２月下旬，新規に赴任する警備対策官 79 名参加）を実施するとともに，在外公館に勤務する警備対策官を対象とした危機管理研修（29 年度４回，合計 43 名参加）を実施し，在外公館の危機管理能力を高め，警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し，在外邦人の安全対策に寄与した。
3　全在外公館において，在外公館所在地の脅威に応じた実践的な緊急事態対処警備訓練を実施した。

30 年度目標
1　テロ等の脅威が高い国に所在する在外公館はもとより，各国における治安情勢に応じ，全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。
2　職員対象の研修においてより実践的な講義を実施し，その知見を在外公館警備のみならず，在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。
3　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績
1　テロ等の脅威が高い中東・アフリカの在外公館の警備体制の維持・強化を継続して実施し，さらにテロの脅威が低い地域の在外公館についても，警備の現状を検証し，一般犯罪や抗議デモ等の脅威の形態やレベルに応じて，警備員の増員又は臨時配置や，警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。
2　外務省職員の赴任前研修（年間 18 回実施，合計 418 名参加）及び警備対策官研修（30 年度１回，31 年１月初旬から２月下旬，31 年度に赴任する警備対策官 84 名参加）を実施した。また，警備対策官を対象としたテロへの対応を想定した安全対策・危機管理研修（30 年度２回，合計 24 名参加）を実施し，在外公館の危機管理能力を高め，警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し，在外邦人の安全対策に寄与した。
3　全在外公館において，各在外公館の脅威に応じた警備訓練及び緊急連絡訓練を実施した。

令和元年度目標
1　テロ等の脅威が高い地域の在外公館はもとより，全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。
2　外務省職員対象の研修でより実践的な講義を実施するとともに，警備対策官に対してはテロ等の緊急事態に特化した研修を実施し，その知見を在外公館警備のみならず，在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。
3　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
我が国の外交活動の基盤であり，邦人保護の最後の砦である在外公館等の警備体制の強化は，在外公館及び館員等の安全確保，及び外交実施体制の整備・強化において不可欠であり，その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。ただし，施策の性格上，目標年度の設定になじまず，最新の治安情勢等に応じて継続して警備対策を講じていく。

| 測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊ | |
|---|---|
| 中期目標（--年度） | |

情報漏えい防止のための取組を推進する。

29年度目標

1　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
2　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，具体的対策の拡大・充実を行う。
3　各種情報防護対策を実施する上で，基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策の検討及び環境整備，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。
4　対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに，各々の職域・職務等に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施する。
5　より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績

1　「政府における情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして関係省庁と連携しながら秘密保全に関する意識の啓発を行い，情報保護に必要な知識の習得のための教育を実施した。
2　省内横断的な政策立案・実施を更に強化するため，情報の適切な取扱い強化等の検討において関係部署との連携を深め，携帯機器類の取扱いに係る対策等，具体的対策の拡充を行い，これらの対策の周知・徹底のための注意喚起や指導を実施した。
3　情報防護対策実施に係る基礎資料を改訂するとともに，内外にて調査・収集した情報防護関連情報から，本省内及び在外公館における業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について，引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに，各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で，情報保全体制の点検計画を策定し，同計画に基づく点検を実施した。
4　本省及び在外公館職員に対する一般的な研修に加え，赴任地や職域・職務等，対象者の特性に応じた研修を実施するとともに，視聴覚教材も追加活用の上，具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し，自習形式の研修方法として導入したｅラーニングを改訂し，秘密保全啓発として活用した。
5　より効果的な秘密保全検査を実施するため，定期的に実施する全本省課室及び在外公館における秘密保全に関する自己点検のほかに，本省にて対象課室を選定した上で，立入り検査を実施した。

30年度目標

1　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項に基づき，秘密の管理状況を定期的に検査し，管理の徹底を図る。
2　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，本省執務室及び在外公館における秘密保全対策強化の具体的対策の拡大・充実を行う。
3　秘密保全の管理責任体制及び職員の役割・責任につきより一層の周知を図ることで，重要な情報や職員等を確実に保護する。
4　各種情報防護対策を実施する上での基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策のための調査・検討，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。
5　対象者の特性（職域・職務等）や最新の課題に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施し，個別具体的な注意喚起等を実施することで，秘密保全の意識を啓発する。

施策の進捗状況・実績

1　「政府における情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして，関係省庁と連携しながら，職員に対する秘密保全に関する意識の啓発を行い，情報保護に必要な知識の習得のための教育を実施した。さらには，秘密の適切な管理を徹底するため，全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したほか，本省にて対象課室を選定した上で立入り検査を実施した。
2　省内横断的な政策立案・実施を強化するため，定期的に関係部署間で，職員に対するより効果的な意識啓発の在り方や情報の適切な取扱い強化に向けた取組等の検討を行うとともに，秘密保全強化のための具体的対策として，本省執務室及び在外公館における関連物品・設備の拡充を行った。
3　重要な情報等が確実に保護されるよう，本省及び在外公館職員に対する研修や注意喚起の機会等を利用して，本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割を周知した。
4　情報防護対策実施に係る基礎資料を改訂するとともに，国内外にて調査・収集した情報防護関連情報から，本省及び在外公館における業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について，引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに，各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で，情報

保全体制の点検計画を策定し，同計画に基づく点検を実施した。
5　本省及び在外公館職員に対する研修に加え，赴任地や職域・職務等，対象者の特性に応じた研修を実施するとともに，視聴覚教材も活用の上，具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し，自習形式の研修方法として導入したｅラーニングを改訂し，秘密保全意識の啓発のために活用した。

令和元年度目標
1　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項に基づき，秘密の管理状況を定期的に検査し，管理の徹底を図る。
2　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，本省執務室及び在外公館における秘密保全対策強化の具体的対策の拡大・充実を行う。
3　秘密保全の管理責任体制及び職員の役割・責任につきより一層の周知を図ることで，重要な情報や職員等を確実に保護する。
4　各種情報防護対策を実施する上での基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策のための調査・検討，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。
5　より効果的な秘密保全意識の啓発のため，受講者の特性（職域・職務等）や最新の課題に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施し，個別具体的な注意喚起等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」において，情報の徹底した管理が求められており，そのため基本方針で目標とされている，情報防護体制整備に準じて設定した。
・カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成19年８月９日　カウンターインテリジェンス推進会議決定）
・「政府における情報保全に関する検討委員会」における議論

**測定指標４　地方連携の推進　＊**

中期目標（--年度）
オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

29年度目標
1　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため，以下を効果的に実施する。
（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件，また「地方視察ツアー」を複数回実施し，来場者に対するPRに加え，報道，SNS等を通じた発信を行う。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を支援する。
2　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で２件実施し，来場者に対するPRはもとより，内外報道，SNSを通じた発信により，風評払拭のための土壌づくりを行う。
3　国内において，駐日外交団等に対して，地方創生支援のため飯倉公館を活用し，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを４回程度開催し，来場者に対するPRはもとより，報道，SNSを通じた発信を行うことにより，地方の魅力を内外に発信する。

施策の進捗状況・実績
1　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下の取組を実施した。
（１）駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（群馬県，三重県伊勢志摩地域，神奈川県横浜市，新潟県燕三条地域との共催，計156名参加）及び12月（宮崎県祖母傾山系地域，（一社）秋田犬ツーリズム，和歌山県和歌山市，鹿児島県鹿児島市との共催，計132名参加））実施した。
「地方視察ツアー」を６件（５月（秋田県北部，計23名参加），７月（宮崎県，計19名参加），９月（群馬県，計23名参加），11月（三重県伊勢志摩地域，計19名参加），30年１月（富山県高岡市・石川県金沢市，計21名参加），２月（東京都台東区，計28名参加））実施した。共催自治体にとっては，「自然，豊かな食，神話にまつわる歴史・文化などをPRできたほか，中学校訪問などを通して国

際交流も図られ，大変有意義だった」，「今回の経験を生かし，更に広く魅力を発信していきたい」といった反応があった。

これに加え，岸田外務大臣始め外務省のハイレベルが，自ら駐日外交団とともに日本の地方を訪れ，地方の魅力を世界に発信し，地域の更なる活性化を目指す取組である「地方を世界へ」プロジェクトを28年度に引き続き実施した。４月には青森県・北海道，６月には石川県，７月には香川県・兵庫県を訪問，駐日外交団が計24名参加した。

これら事業の主な報道振りとしては，NHK，東京新聞，日本経済新聞，読売新聞，中日新聞等で取り上げられたほか，参加外交団やユーチューバー等にSNSを通じて自ら発信してもらうことにより，参加者以外にも事業の内容を広く発信することができた。

（２）ベトナム，米国，中国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を10件実施した。例えば，６月に山形県が在サンフランシスコ総領事館と共催したPRレセプションでは，米等の県産品の試食試飲を行い，食産業関係者，メディア等計70名が参加した。同イベント終了後，県側に多くの問合せがあり，サンフランシスコの老舗スーパーで新たに山形県産米の販売が始まるなど，今後の県産品の輸出拡大に大きな手応えが感じられたとのことである。

２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を複数の自治体と連携して北京・上海及びモスクワで計２件実施した。

30年１月から２月にかけて，北京及び上海で日本産米を使用した日本料理フェアを行い，日本の自治体と連携した日本産品の展示，試食会，料理教室等を実施し，発信力のある現地の主要なオピニオン・リーダーに参加してもらい積極的に情報を発信してもらった。また，現地のＥコマース（EC）サイトや上海にあるECのアンテナショップ等と連携し，日本産品の消費拡大とともに地域の魅力を広く発信するための広報PR等を実施した（宮城県，福島県等計23自治体が参加）。中国ではウェブメディアを中心に110の媒体，日本国内でも新聞・テレビ等の主要メディアで報道された。SNSでは1,800万回以上の閲覧数を記録した。

30年３月，モスクワで「ロシアにおける日本年」の一環として，地方自治体の産品や文化を通じて日本の魅力をロシア国内で発信するためのPRイベントを開催した。これは，各地方の工芸品及び食品の消費拡大のほか，ロシアへの輸入が規制されている農水産品等への規制緩和に向けた土壌作り等を目的としたもので，堀井学外務大臣政務官がスペシャルセレモニーに登壇した（山形県，新潟県等６道県が参加）。会場には２日間で約１万４千人が来場し，特設ステージでの文化パフォーマンス，手作りワークショップや試食等の日本食イベント，ヴァーチャルリアリティ・コーナーでの観光資源のアピール等を行った。本事業実施直後に，７県の水産物の輸入停止措置が撤廃及び緩和され同措置が公表された。

３　国内においては，駐日外交団等に対して，飯倉公館を活用し，「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を岸田外務大臣と福岡県知事及び岡山県知事，河野外務大臣と高知県知事及び北海道知事との共催で計４件実施した。駐日外交団のほか，観光・航空業関係者，外国企業，内外プレス等海外への発信力があり，観光誘致や海外販路拡大に影響力がある招待者に対して，地域の伝統文化や最先端技術等に関するセミナー，自治体の魅力をPRする様々なブース，ステージパフォーマンス等を実施・展示した。各回約300名が参加し，影響力のある招待客への直接のPRを行ったほか，内外の新聞，テレビ等のメディア報道，参加者によるSNSでの発信等で広く紹介された。

30年度目標

１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため，以下の施策を引き続き効果的に実施する。

（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件，また，「地方視察ツアー」を複数回実施し，地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより，総合的な日本の魅力発信につなげる。

（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を複数回共催することにより，その取組を支援する。

２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制を課している国・地域で２件実施し，風評払拭のための土壌づくりとして，日本の多様な魅力発信を引き続き効果的に実施する。

３　国内において，駐日外交団等を対象に，地方創生支援のため飯倉公館を活用し，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを４回程度開催し，日本の多様な魅力の発信，海外展開のための人脈形成，地域の活性化を促進する場として効果的に活用する。

施策の進捗状況・実績

１（１）駐日外交団，駐日外国商工会議所，企業関係者等に対して，各地域の食，産業，観光資源，投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（山口県萩市，新潟県，長崎県五島列島（五島市・新上五島町）及び兵庫県養父市との共催，約170名参加）及び12月（茨城県，栃木県，神奈川県及び静岡ツーリズムビューローとの共催，約130名参加））実施した。参加した外交団等からは，東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして好評を得た。

また，駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」を５件（５月（新潟県燕三条地域，計 19 名参加），11 月（静岡県，計６名参加），11 月（北海道，計６名参加），31 年１月（福島県，計 24 名参加），31 年２月（茨城県，計 18 名参加））実施した。参加した外交団からは「日本の職人技と伝統を学ぶ素晴らしい機会だった」等の声が聞かれた。

これら事業については，各地元プレスで取り上げられたほか，外務省地方連携推進室や参加者による SNS 等での発信も行われた。

このほか，在外公館長が一時帰国する機会を利用して地方訪問を計 63 件実施し，愛媛大学，九州大学，流通経済大学，香川大学等で，講演の開催や有識者との意見交換を行うなど，地方の有識者とも連携している。

（２）「地方の魅力発信プロジェクト」を中国，米国，フランス，インドネシア等において計 19 件実施した。７月に山梨県が在インドネシア大使館において実施した事業では，山梨県産の農産品やワインのプロモーション及び観光誘致が行われ，多数の現地メディアによる報道が行われた。また，31 年２月に宮崎県，鹿児島県，大分県，佐賀県の焼酎の蔵元が在ニューヨーク総領事館で実施した事業では，米国系のバーテンダーによる参加や蒸留酒業界の関係者による講演を組み合わせた。

２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環としての地方の魅力発信を目的に，複数の地方自治体と連携して「地域の魅力海外発信支援事業」を以下のとおり実施した。

（１）31 年１月，北京・上海市内の日本料理店（計 16 店舗）において，計 15 の地方自治体と連携し，日本産米を使用した日本料理フェアを開催し，日本産品の展示，試食会，料理教室等のプロモーションなどを実施した。

（２）31 年３月，モスクワ市内の商業施設において，計５の地方自治体と連携し，特産品及び食品の消費拡大，ロシアへの輸入が規制されている日本産食品等についての規制緩和に向けた土壌づくりを目的に，特設ブースの出展やステージパフォーマンスを実施した。

３　地方創生支援のため，駐日外交団等を対象に，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において４件（12 月（福島県），31 年１月（鹿児島県），31 年２月（愛媛県），31 年３月（長崎県））実施した。各回に，駐日外交団，駐日外国商工会議所，内外プレス等，海外への発信力のある招待者約 230～300 名の参加を得て，観光誘致や海外販路拡大を目的として，各地の伝統芸能，食材，伝統工芸品，観光資源等の魅力を発信した。また，福島県との共催レセプションでは，知事が復興の取組についてプレゼンを行った。これら事業内容が内外の新聞等のメディア報道，外務省地方連携推進室や参加者による SNS での発信等で広く紹介された。

令和元年度目標

１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため，以下の施策を引き続き効果的に実施する。

（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件，また，「地方視察ツアー」を４回程度実施し，地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより，総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン提携や更なる交流の推進に努める。

（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体の PR 事業を複数回共催し，日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。

２　東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として，外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で１件実施し，風評払拭のための土壌づくりとして，日本の多様な魅力発信を行う。

３　地方創生支援のため駐日外交団等を対象に，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において２回程度開催し，日本の多様な魅力の発信，海外展開のための人脈形成，地域の活性化を促進する場として活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地方自治体等を，外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ，オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で，地方自治体等との連携を強化することが必要であるため，この実績を測ることは，施策の進捗を図る上で有益である。

国内及び海外で地方自治体が実施する事業への支援等は，予算の制約がある中で，我が国の外交実施体制を強化する上での優先順位や地方自治体の要請等を踏まえたものとした。

また，日本の自治体と 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する国・地域の住民等が，スポーツ，文化，経済などの分野で交流を深めるホストタウン事業は，日本全国の自治体が世界各国・地域の草の根交流を行うものであり，ホストタウン事業を支援することは地方の国際的取組を推進し，2020 年大会以降も含め，交流の定着による人の往来の増加や地域の活性化にも貢献するものであるため，ホストタウンに関する実績を加えることにした。

・「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」（平成 26 年 12 月 27 日　閣議決定）

達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①外務省の人員，機構の更なる整備<br>（　＊　） | 外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備する。<br>これらの取組により，国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。 | | | | 1 |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| ②在外公館警備体制の強化<br>（　＊　） | 治安情勢の変化を的確に把握するとともに，情勢・脅威に応じた人的・物的警備対策強化措置，警備に関する各種研修・講義，警備訓練などを実施する。<br>これらの取組により，在外公館の警備体制の整備・強化を図る。 | | | | 2 |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| ③外交を支える情報防護体制の強化<br>（　＊　） | 省内の横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，具体的対策を拡大・充実させ，各種取組についても，最新の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じて，効果的・効率的に実施する。<br>これらの取組により，情報防護能力の強化を図る。 | | | | 3 |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| ④地方連携の推進<br>（　＊　） | 1　駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業，海外で日本の地方自治体が地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として在外公館施設を活用した事業等を実施する。これらの事業を地方自治体と共催することにより，外務省のもつ施設，人脈，発信力等の外交上のツールを活用し，自治体の国際的取組を支援し，多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。<br>2　東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体（被災地）等と連携し，規制を課している国・地域等で，地方の物産品の安全性や輸出促進，観光等の実情，魅力を総合的に発信する事業を実施する。輸入規制を課されている都県を含む地方自治体に参加してもらい，地方の多様な魅力を発信することにより風評払拭の土壌づくりとともに，輸入規制の撤廃・緩和という外交目標の達成を目指す。<br>3　国内において，駐日外交団等を対象に，地方創生支援を目的とした外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し地方の魅力を発信する。この事業を地方自治体と共催することにより，外務省の持つ施設，人脈，発進力等の外交上のツールを活用し，自治体の国際的取組を支援し，多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。 | | | | 4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 上記の取組は，オールジャパンでの総合的外交力を強化し，ひいては我が国の外交実施体制の強化に資する。 | | | | |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |

※本件施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策Ｖ－２　外交情報通信基盤の整備・拡充（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ｖ－２）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 外交情報通信基盤の整備・拡充 | | | | |
| 施策目標 | IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに，外交通信の安定運用のため，一層のセキュリティ強化を図る。 | | | | |
| 目標設定の考え方・根拠 | 外務省電子政府構築計画及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づき目標を設定している。 | | | | |
| 施策の概要 | 体制整備・システムの強化を行い，サイバーセキュリティ強化を図る。また，新たなシステムや機器を導入し，業務合理化に向けた環境整備を行う。 | | | | |
| 関連する内閣の重要政策 | ・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年７月 27 日　閣議決定）<br>・サイバーセキュリティ 2018（平成 30 年７月 25 日　サイバーセキュリティ戦略本部決定）<br>・人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成 27 年３月 27 日　人事給与業務効率化推進会議決定）<br>・働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日　働き方改革実現会議決定） | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 本施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下では計上されていない。 | | | | |
| 政策体系上の位置付け | 外交実施体制の整備・強化 | 担当部局名 | 大臣官房 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組　＊**
注：本測定指標は，29 年度をもって設定を終了した。

中期目標（--年度）

人給共通システム導入により，業務処理時間を1,500時間削減する。
（人給共通システム導入が完了した時点で上記効果が発現する。）

29 年度目標

人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき，人給共通システムへの全面移行か部分機能活用かを含め内閣官房及び人事院と早急に協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

内閣官房及び人事院からの依頼に基づき，在外公館における人給共通システムの動作検証を行い，また，同システム導入府省との比較のため，外務省における異動情報（転入・転出，赴任・帰朝）に関する資料を作成し，検証した。検証結果を踏まえ，内閣官房及び人事院と協議を実施した結果，府省全体の人給共通システムへの移行は困難との認識で一致した。また，今後は，人給共通システムとどのように連携していくか協議を継続することとし，「人事給与業務効率化に向けた改善計画」から外務省は除かれることとなった。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）設定の根拠

業務処理時間の削減を実現するためには人給共通システムを導入する必要があるとされており，導入に向けた協議，検討の実態を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
しかしながら，人給共通システムには，外務省固有要件が機能に含まれていないことから，同システムに外務省固有要件を実装するための協議を行い，必要な予算措置や改修スケールに応じたスケジュール策定が必要である。

**測定指標２　サイバーセキュリティ強化　＊**

中期目標（--年度）

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

29 年度目標

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等からの注意喚起や情報提供，公開情報等をもとに現行監視ルールの見直し及びルールの追加を適時・適切に行うとともに，監視対象の拡大を図る。
情報セキュリティに関するｅラーニングコンテンツの作成，専門家による情報セキュリティ集合研修，ポリシー改正に伴う啓発資料の更新，標的型メール攻撃に対する訓練等を実施し，省内における情報セキュリティ啓発活動を効果的に実施する。

施策の進捗状況・実績

NISC，セキュリティベンダー等から提供のあった情報及び公開情報から，最新の脅威動向を抽出し，既存の監視対象及びルールの評価を実施した上で，監視対象の拡大及びルールの追加を行うとともに，経路上での対策により，感染被害を防止した。
また，情報セキュリティ対策資料に基づいた全職員向けｅラーニングのコンテンツを作成し，実施した。新たな脅威への対応策に係る注意喚起の発出，外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計３回），標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）も継続的に実施した。「情報セキュリティ対策の自己点検」については，より効果的かつ教育的な設問内容とするため，大幅な見直しを行い，設問内容及び回答群を一新して実施した。

30 年度目標

１　幹部を含む全職員向けに，情報セキュリティ対策の自己点検，最新の脅威情報に基づく注意喚起，各種研修機会の提供，標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に引き続き取り組む。さらに，各課室の情報セキュリティ責任者向けに特化した教育機会を創設することにより，同責任者を通じた職員への指導・監督機能を強化する。
２　30 年度においても，現状の監視ルール定義が新たな脅威の出現や攻撃手法の変化等により常に適切な状態とは限らないとの認識の下，不断の見直しを実施するとともに，多層的な防御策を講じてい

く。

施策の進捗状況・実績

１（１）内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等から提供された情報や注意喚起を基に，全職員に向けて注意喚起を行った。

（２）NISC が開催する研修や，外部機関が開催するシンポジウム等への参加の機会を提供するとともに，引き続き，外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計２回）を行った。

（３）標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）については，より効果的な訓練となるよう，実施方法を改善した上で実施した。

（４）各課室の情報セキュリティ責任者に向けては，情報セキュリティポリシーの改正に合わせ，教育コンテンツを作成した。

（５）情報セキュリティ対策の自己点検は，より効果的かつ効率的なものとなるよう改善を進め，一部において開始し，翌年度に継続して実施することとした。

２（１）標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）を強化した。

（２）内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する対策（内部対策）を強化した。

（３）監視対象の拡大及び監視ルールを追加した。

令和元年度目標

１　30 年度に引き続き，幹部を含む全職員向けに，最新の脅威情報に基づく注意喚起，各種研修機会の提供，標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また，情報セキュリティ責任者向けのみならず，一般職員等に向けた教育コンテンツを作成するなどし，教育機会を創設する。さらに，情報セキュリティ対策の自己点検は，より効果的・効率的な点検となるよう，実施方法や実施時期について見直しを行う。

２　令和元年度には日本において天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う儀式が予定されているほか，G20 首脳会合，アフリカ開発会議等大型国際行事が開催される予定であり，これら大規模イベントがサイバー攻撃の標的とされる可能性があることも念頭に置き，引き続き監視ルールの見直しや多層的防御を講じていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日々業務のために情報システムを利用する職員が情報セキュリティ上の危険性を正しく認識し，情報セキュリティインシデント（注）又はその懸念を認知した際に，迅速かつ適切に行動を起こすことは極めて重要であり，職員に対する教育啓発施策の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。

また，サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する中で，攻撃事例からその手法を分析し，監視ルールに反映させていくこと及び多層的な対策による監視ポイントの増加等により，早期検知による被害の軽減が可能となるとともに，事案の調査が容易となることから，施策の進捗を把握する上で有益である。

（注）参考：JIS Q 27000:2014（情報セキュリティに関わる用語を集めた日本工業規格）（抄）

・情報セキュリティインシデント

望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象，又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であって，事業運営を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いもの。

**測定指標３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊**

注：本測定指標は，令和元年度から設定した。

中期目標（--年度）

デジタル技術を最大限活用し，テレワークとオフィスワークを融合し，時間・場所にとらわれない働き方の実現及び業務合理化のための環境整備を行う。

令和元年度目標

１　公用モバイルパソコンを必要な職員に配付する。また，新たなコミュニケーションツールとしてチャットやテレビ会議等のサービスを提供し，職員が時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行できる環境を整備し，テレワーク普及を促進する。

２　条約やステートメント，スピーチ等の日英・英日訳作業への AI 導入を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）設定の根拠

働き方改革の実現や業務効率化の実現にはICTインフラの整備が必要不可欠であり，関連するパソコンやシステムの整備・導入の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であることから，新たに本測定指標を設定した。

本測定指標において，具体的には，チャットやテレビ会議の利用者数，テレワークの普及率を測定することにより，モバイルワーク推進達成度を把握する。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築（17年度） | 「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づく人給共通システムの導入。システム維持経費及び業務処理時間を削減する。 | | | | 1 |
| | ※ | ※ | | | ※ |
| ②サイバーセキュリティ強化（ ＊ ） | 各課室の情報セキュリティ責任者による一般職員への指導・監督機能を強化するための教育機会を創設する。また，継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視ルールへの反映及び多層的な防御策を実施する。これにより，外交情報通信基盤のセキュリティ強化に貢献する。 | | | | 2 |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| ③働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入（令和元年度） | 必要な職員へのモバイルパソコンの配付やチャット等のコミュニケーションツールの提供，翻訳業務へのAIの導入を行う。これにより，モバイルワークの推進及び業務合理化に寄与する。 | | | | 3 |
| | | | | ※ | ※ |

※本件施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

（注）各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅵ　経済協力

# 施策Ⅵ-１　経済協力（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅵ－１）

| 施策名 | 経済協力 |
|---|---|
| 施策目標 | 開発協力の推進を通じ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに，こうした協力を通じ，我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。<br>また，開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し，28 年８月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 現在の国際社会では，もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては，開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み，平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに，そうした取組を通じて，国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ，我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で，開発協力は，最も重要な手段の一つであり，「未来への投資」としての意義がある。また，国際社会の期待を踏まえ，世界の責任ある主要国として，国際社会の抱える課題，とりわけ開発課題や人道問題への対処に，これまで以上に積極的に寄与し，国際社会を力強く主導していくことは，我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。<br>・開発協力大綱(平成 27 年２月 10 日 閣議決定)<br>・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）<br>・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日 閣議決定）<br>・インフラシステム輸出戦略（平成 29 年５月 29 日 改訂）<br>・質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成 28 年５月 23 日）<br>・質の高いインフラ投資推進のためのＧ７伊勢志摩原則（平成 28 年 5 月 26 日）<br>・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定）<br>・平和と成長のための学びの戦略(平成 27 年９月 27 日 持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント) |
| 施策の概要 | 上記目標の達成に向け，①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献，②人間の安全保障の推進，③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし，民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ，戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し，積極的に推進していく。<br>また，開発協力を持続的に実施していくためには，国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ，広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ，国際協力事業関係者の安全対策についても，万全を期すべく対策を講じていく。<br>なお，外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は，外務省の政策目標の実現のため，技術協力，無償・有償の資金による協力の実施を行う。 |
| 関連する内閣の重要政策 | ・開発協力大綱(平成 27 年２月 10 日 閣議決定)<br>・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)<br>・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）<br>五　戦後日本外交の総決算<br>（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）<br>（世界の中の日本外交）<br>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>（１．同盟国・友好国のネットワーク化推進）<br>（２．近隣諸国との協力関係強化）<br>（４．地球規模課題の解決への一層積極的な貢献）<br>（５．対中東政策の抜本的強化）<br>（６．「自由で開かれたインド太平洋」の実現）<br>（総括）<br>・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日 閣議決定）<br>・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日 閣議決定）<br>・インフラシステム輸出戦略（平成 30 年６月７日 改訂） |

<table>
<tr><td></td><td colspan="6">（インフラシステム輸出の波及効果）<br>（インフラ輸出，経済協力，資源確保の一体的推進）<br>（質の高いインフラの国際スタンダード化）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">施策の予算額・執行額等</td><td colspan="2">区分</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>令和元年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況<br>（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>314,547</td><td>316,016</td><td>313,426</td><td>316,696</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>21,233</td><td>17,394</td><td>17,540</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>△1,884</td><td>15,603</td><td>6,911</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>333,896</td><td>349,013</td><td>337,877</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>330,724</td><td>348,281</td><td>337,583</td><td></td></tr>
<tr><td>政策体系上の位置付け</td><td>経済協力</td><td>担当部局名</td><td>国際協力局</td><td>政策評価実施予定時期</td><td colspan="2">令和３年８月</td></tr>
</table>

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅　＊**

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

30 年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や，被援助国と連携しての人材育成を通じ，開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には，以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」，日本先端技術のさらなる展開

（１）我が国の技術・知見を活かした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく，インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力，あるいはモデルとなりうるような施設・機材の供与を推進する。

（２）また，「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性，②雇用創出，能力構築，③社会・環境考慮，④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性，⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え，開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。

（３）エネルギー分野においては，パリ協定に掲げられた２度目標達成に向け，日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ，世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（４）開発分野への民間資金の動員を念頭に，途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道，廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで，開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに，これを通じ，我が国地方の活性化を図る。また，開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し，これを通じ，被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

３　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに，これを活用し，国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出，ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　「質の高いインフラ」，日本先端技術のさらなる展開

（１）「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり，資金協力事業の構想，計画策定，実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し，能力構築や人材育成に協力した。例えば 30 年には，東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では，日本の災害経験も踏まえ，災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い，災害に強靭なインフラ投資を推進している。また，インドに対して，鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については，９月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント（日本・EU・国連共催）を開催した。日本からは FOIP を説明しつつ，米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で，Ｇ20 議長国就任を見据え，「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ，同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには，経済協力開発機構（OECD），国際通貨基金（IMF），国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）といった国際機関だけでなく，インドネシア，フィリピンを含む途上国や EU，米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約 70 名が参加し，「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに，11 月の APEC 貿易・投資委員会において，「APEC インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され，インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」，「開放性」，「経済性」，「対象国の財政健全性」等の要素を，APEC において初めてとりまとめた。また，12 月のＧ20 ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

（３）パリ協定の目標達成の観点からは，世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として，ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施した。

（４）官民連携案件の推進については，事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」

の実施を決定し，10 月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後，日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され，日本の優れた技術やノウハウが，ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

（５）令和元年６月のＧ20 大阪サミットを見据え，上記（２）の国連サイドイベントでの貢献に加え，Ｇ20 開発作業部会を 31 年１月及び３月，日本において主催し，質の高いインフラに係る原則を策定すべく，質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については，地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」において，30 年度は 11.06 億円（22 案件）が採択された。また，タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の（株）とかち製菓は，マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに，ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど，中小企業の海外展開支援にもつながった。なお，同社のこれらの取組が高く評価され，「平成 30 年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では，30 年度，基礎調査，案件化調査，普及・実証（・ビジネス化）事業あわせ 118 件を採択した。そのうち，地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても３件採択した。

また，被災地を含む地方の経済復興への貢献として，途上国政府の支援ニーズ等を確認したうえで，コンゴ共和国，ギニアビサウ，レソト，ブルンジに対して，被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

３　産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに，国内外にて産業人材育成を行い，これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいては，11 月，日 ASEAN 首脳会議において，30 年度からの５年間でアジア地域において８万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ２．０」の立ち上げを発表し，同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

２年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベーティブ・アジア事業では，対象国であるアジアの途上国 12 か国（インド，インドネシア，カンボジア，スリランカ，タイ，パキスタン，バングラデシュ，フィリピン，ベトナム，マレーシア，ミャンマー，ラオス）全てから，74 名を受け入れたほか，短期研修も実施し，42 名を受け入れた。

日本的経営の普及では，日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは 10 か月間の経営塾コースの需要が高く，21 年開始時の年間１コース 16 名から年間４コース 120 名にまで規模が拡大した。30 年度には，同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に，東京，大阪，宮城，静岡，福岡等を訪問，日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では，JICA が初めて（独）中小企業基盤整備機構と共催で CEO 商談会を実施し，日本企業 105 社・ベトナム企業 32 社（うち，28 社が経営塾生）が参加し，224 件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として 10 社を対象にアクセレレータープログラムを実施し，うち３社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については，日越大学第三期生入学・一期生 57 名卒業（日系企業への就職，日本国内での進学者多数），拠点大学間の連携強化（SEED-Net 共同教育プログラム，分野別学術ネットワーク強化），日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト，カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等），共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等，着実に進展した。

アフリカでは，2013 年に安倍総理大臣から，５年間で 1000 人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」を通じ，同イニシアティブを開始した 26 年から 30 年までに，JICA を通じて 1,200 人を超える研修生を日本に受入れた。このほか，ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ，30 年度に 25 か国 97 人の修士・博士課程（うち博士課程は８か国 19 人）卒業生を輩出した。現在は 36 か国 210 人（修士及び博士課程）が就学中であり，アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また，アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受け入れでは，30 年度は８名の留学生が新たに入学した（計８か国 28 名）。

中東では，エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において，30 年度は計 34 名の修了生を輩出し，これまでに計 94 名の工学修士，132 名の工学博士を輩出した。

中南米においては，アルゼンチンにて，品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し，国立工業技術院（INTI）の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や，被援助国と連携しての人材育成を通じ，開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には，以下に取り組む。

1　「質の高いインフラ」，日本先端技術のさらなる展開

（1）我が国の技術・知見を活かした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく，インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力，あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（2）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的にはＧ７伊勢志摩原則やＧ20 杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ，開放性，透明性，ライフサイクルコストから見た経済性，債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について，国際社会で認識を共有する。

（3）エネルギー分野においては，パリ協定に掲げられた「２℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け，日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ，世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（4）開発分野への民間資金の動員を念頭に，途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道，廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで，開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに，これを通じ，我が国地方の活性化を図る。また，開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し，これを通じ，被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに，これを活用し，国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出，ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困削減，とりわけ絶対的貧困の撲滅は，もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成，インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし，その成長は単なる量的な経済成長ではなく，成長の果実が社会全体に行き渡り，誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり，環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり，経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靭性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

**測定指標２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現　＊**

中期目標（--年度）

自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値の共有や，平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

30 年度目標

1　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（1）自由，民主主義，法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は，より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために，司法制度や法制度整備支援，法執行能力強化支援，公務員の能力強化支援等を行う。

（2）海洋における法の支配を徹底し，航行の自由及び海上安全を確保することは，海洋国家である我が国のみならず，国際社会全体の平和，安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも，シーレーン沿岸国等に対し，海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2　難民支援を含む人道支援，社会安定化，平和構築，地雷対策

（1）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため，人道支援に加え，紛争予防や，中長期的な視点からの日本の強みを活かした「人づくり」，難民受け入れ国（地域）支援など，社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（2）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また，世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

3　テロ対策・治安能力構築支援，暴力的過激主義対策

（1）国際社会の取組にもかかわらず，世界各地で様々なテロが繰り返されている今日，海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも，安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに，特に，途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ，これら途上国の治安状況改善を促す。

（2）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ，テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため，若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（1）我が国は，より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため，それら諸国における法の起草・改正や，司法関係者の育成等の法制度整備支援，税制度の整備や公的部門の監査機能強化，金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。

東南アジアにおいては，JICA を通じ，インドネシア，カンボジア，ベトナム，ミャンマー，ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に，ミャンマー，ラオスにおいては，30 年度に後継案件を新たに開始したほか，ラオスにおいては，長年の協力の成果として，初の民法典が成立した。ネパールでは，民主化支援の一環として，法整備支援アドバイザーの派遣を通じて，同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また，法執行能力強化支援については，JICA を通じ，インドネシア，ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力，ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち，インドネシアにおいては，地域警察活動の全国展開に向けて，現場レベルでのモデル構築・普及に留まらず，国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに，公務員の能力強化については，JICA を通じ，ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか，カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し，当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

欧州では，アルメニアにおいて，国連開発計画（UNDP）と連携し，選挙制度の改革を行うため，有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。

アフリカにおいては，仏語圏アフリカ諸国対象７か国（セネガル，チャド，ニジェール，マリ，コートジボワール，モーリタニア，ブルキナファソ）における警察官，検察官，予審判事及び公判判事に対し，刑事司法研修を行うことにより，捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて，越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り，もって同地域における平和と安定の実現に貢献した 。ギニアビサウに対しては，透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため，UNDP と連携し，選挙実施に必要な機材供与等を行った。

（2）海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保は FOIP の大きな柱の一つであり，我が国にとって重要な海上交通の安全確保からの観点も含め，シーレーン沿岸国等に対し，海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。

東南アジアにおいては，技術協力プロジェクトを通じ，フィリピンの沿岸警備隊，マレーシアの海上法執行機関である MMEA に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また，フィリピンでは，複数回に亘り，ODA により供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が比沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。

太平洋地域においては，JICA を通じ，太平洋島嶼国 12 か国の担当職員向けに，違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また，フィジーにおいては，災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び，沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して，海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文（E/N）を締結した。

アフリカでは，ジブチに対して，ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため，研修体制構築，法執行能力向上，巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また，海上保安庁の協力のもと，捜査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの研修を実施した。

2　難民支援を含む人道支援，社会安定化，平和構築，地雷対策

（１）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため，人道支援に加え，紛争予防や，日本の強みをいかした「人づくり」，難民受け入れ国（地域）支援など，社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは，パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し，アフガン難民への法的支援，保健支援，及び同難民とホストコミュニティの若年層に対する職業支援を，また，世界食糧計画（WFP）と連携し，アフガン難民及びホストコミュニティに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また，UNDPと連携し，同州の旧連邦直轄部族地域（FATA）において，26 年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて，同地域のインフラ修復，帰還者生計改善，及びコミュニティの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は，28 年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した 28 年から 30 年の３年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援，自立支援及び受け入れ国（地域）支援を行うとの方針に基づき，シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め，中東・アフリカ地域等で関連支援実施し，表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国造りのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官，大学教員の 25 人を，シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため，シリア危機によって就学機会を奪われた若者 29 人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては，安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに，現下のシリア情勢を背景に，卒業後に直ちに帰国することが困難である状況にかんがみ，日本での就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約 120 万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において，地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか，同地域の２か所の難民居住区を繋ぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け，草の根無償資金協力を通じて，周辺国の難民・移民受入れ地域に対して医療機材や生活資材供与，難民・移民及び受入れ地域住民の生活安定化支援を実施した。

（２）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として，フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え，これまでの支援の知見をいかし，バンサモロ基本法成立を受け，自治を一歩進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援（政府組織設計のための技術支援等）を実施した。また，29 年５月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウィ市の再建を支援については，「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか，「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の E/N も締結した。

29 年８月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため，日本政府は，複数の国際機関（UNDP，UNHCR，UNHabitat，UNICEF，WFP，UNFPA 等）を通じ，食料支援，保健・衛生，住環境の改善に向けた支援のほか，避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト（QIP）の実施に向けた支援などを行い，同地域の一層の人道状況改善，生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し，WFP と連携してＥバウチャー（注）を活用した食料支援を実施したほか，避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）生体情報を含む個人情報を登録したカードを裨益者に配布し，同カード内に月毎に定められた金額を WFP が入金し，カード所持者が WFP と連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東（アフガニスタン，イラク，シリア及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア，スーダン及び南スーダン）地域においては，国連機関等（UNMAS，ICRC）を通じ，地雷除去，地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し，社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については，カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見を活用した地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（イラクやコロンビアにおける第三国研修）を実施した。また，ラオスの不発弾対策機関（UXO Lao）の能力向上（透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等）を目的とした「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト（技術協力）」を開始した。ジョージアでは，草の根無償資金協力を通じて，ERW（爆発性戦争残存物）

を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では，平和構築及び生活支援のため，草の根無償資金協力を通じて，４件の地雷除去に関する支援を実施した。

３　テロ対策・治安能力構築支援，暴力的過激主義対策

（１）海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも，途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに，途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは，海上保安機関の能力強化として，「海上保安政策プログラム」で４名（フィリピン１名，マレーシア３名）に新たに学位記が授与されたほか，フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため，「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては，さらに，我が国が供与した巡視船を活用する形で，海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において，UNDPと連携し，国境管理施設の建設，国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては，西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ，同国の警察当局の機動性及び能力の向上を図るため，治安対策機材（警察車両，無線システム等）の供与を実施した。

マリ，ブルキナファソに対しては，テロが多数発生している現状を踏まえ，治安維持対策の強化を図るため，同国空港に設置するＸ線検査装置や，同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。

（２）暴力的過激主義への対処を目的とした，若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については，中央アフリカに対して，帰還難民，元武装勢力戦闘員，若者及び女性を含む社会的弱者，地方行政者等を対象に，社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため，職業訓練，生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

令和元年度目標

１　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（１）自由，民主主義，法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は，より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために，司法制度や法制度整備支援，法執行能力強化支援，公務員の能力強化支援等を行う。

（２）海洋における法の支配を徹底し，航行の自由及び海上安全を確保することは，海洋国家である我が国のみならず，国際社会全体の平和，安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも，シーレーン沿岸国等に対し，海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

２　難民支援を含む人道支援，社会安定化，平和構築，地雷対策

（１）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため，人道支援に加え，紛争予防や，中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」，難民受け入れ国（地域）支援など，社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（２）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また，世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

３　テロ対策・治安能力構築支援，暴力的過激主義対策

（１）国際社会の取組にもかかわらず，世界各地で様々なテロが繰り返されている今日，海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも，安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに，特に，途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ，これら途上国の治安状況改善を促す。

（２）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ，テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため，若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには，一人一人の権利が保障され，人々が安心して経済社会活動に従事し，社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から，自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し，安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築　＊

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し，地球規模課題に率先して取り組む。

30 年度目標

我が国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針(28 年 12 月)や「SDGs アクションプラン 2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

１　SDGs 達成に向けた協力

（１）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように，途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

（２）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し,将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで,SDGs の推進に必要となる人材を育成する。その際,「JICA 開発大学院連携」も通じ,我が国大学との連携を抜本的に強化し,我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

２　保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」,「TICAD ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」（29 年 12 月）を踏まえ,各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

３　食料（農業分野への支援，食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し,食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく,緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究,農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

４　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（28 年５月策定）を踏まえ,女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女性教育支援,平和構築,防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

５　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ,初等教育における地域コミュニティの関与など,我が国が有する知見・経験をいかしつつ,途上国の人材育成に協力する。

６　防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進,「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ,我が国が有する知見・教訓・技術を活用し,ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに,「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

７　水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し,30 年３月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化,環境管理（リサイクル,廃棄物処理等）への協力を行うとともに,生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき,①官民を挙げた SDGs と連動する Society5.0 の推進，②SDGs を原動力とした地方創生，③SDGs の担い手としての次世代と女性のエンパワーメントを３本柱とした日本の「SDGs モデル」を国内外に展開するとともに，以下の取組を実施した。

１　SDGs 達成に向けた協力

（１）途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力としては，10 月に行われた日メコン首脳会談で，日メコン両地域での SDGs 推進に向けた協力を強化すべく,「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また，インドネシア政府の SDGs 達成のための実施体制の強化への協力として，2019 年３月から「SDGs 実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて，インドネシアの SDGs に係る国家指標の設定，指標達成のための行動計画策定，モニタリング・評価体制の構築を行う予定。

（２）途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として，開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き，欧米とは異なる日本の近代の開発経験と，戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する JICA 開発大学院連携を 30 年度から本格的に始動し，「SDGs グローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また，人材育成奨学計画(JDS)では 30 年度に 321 名の若手行政官を受け入れ,同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。

２　保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

引き続き，「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」,「TICAD ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ,各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に，国際機関を通じ，受け入れ国の感染症対策（予防及び対処），そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し，各国における自立した感染症対策，母子保健対策の確立に貢献した。具体的には，三大感染症（HIV/エイズ，結核及びマラリア）対策，保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援,開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施する Gavi への支援，母子保健の推進，性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。

また，９月の国連総会において，結核と NCD（非感染性疾患）に関するハイレベル会合が開催され，結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め，政治宣言交渉を主導し，合意に導いた。

３　食料（農業分野への支援，食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

IFNA については,栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行うとともに,IFNA に貢献する新規技術協力プロジェクトの形成（ナイジェリア，マダガスカル等）や日本国内での研修の実施，栄養改善に貢献する本邦関係者（青年海外協力隊や JICA 専門家等）のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中，食料安全保障を，開発協力の重要な考え方の一つとする日本は，食糧増産等の支援の一環として，例えば，農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に，「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアティブに協力する形で，同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

４　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（28 年５月策定）を踏まえ，女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女性教育支援,平和構築,防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また，安倍総理大臣が第３回国際女性会議 WAW！（28 年 12 月）で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援（28 年から 30 年までの３年間で総額約 30 億米ドル以上）を計画どおり完了した。

５　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（27 年９月）に基づき，包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力,産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力，国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し，文部科学省と連携の下，日本型教育の海外展開支援を実施した。また，30 年６月のＧ７シャルルボワ・サミットでは，安倍総理大臣から途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育，人材育成支援のため，２億ドル規模の支援を行う旨表明した。

６　防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進,「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき，日本が有する知見・教訓・技術を活用し,ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め，「2015 年～2018 年までの 4 年間で，防災関連分野で計 40 億ドルの協力，４万人の人材育成を実施」するという目標に対して，約 50 億ドルの協力と７万人の人材育成を達成した。

また，31 年３月にＧ20 開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また，国際機関等と連携し，世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

９月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては，インドネシア政府からの要請に基づき，復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

７　水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

DAC 諸国の水・衛生分野での拠出の 28.7%に上る 6,079 百万ドル（25～29 年拠出ベース）を支援するなど，トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け，給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに，無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

９月，東京で国際水協会（IWA）世界水会議が開催され，下水・衛生施設へのアクセス改善や水質改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに，日本の開発経験も踏まえた大都市での水管理のあり方について発信するなど，SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第 73 回国連総会第二委員会においては，関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果，「国連水と災害に関する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

気候変動への適応案・緩和策への支援については，二国間クレジット制度（JCM）を推進し，これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち，30 年度は，タイ，インドネシア，ベトナム，モンゴル及びラオスの JCM からクレジットが発行された。具体的には，タイでは太陽光発電システム導入により 300 トン，インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等４件のプロジェクトから 705 トン，ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから 1,139 トン，モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する３件のプロジェクトから 9,206 トン，ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから 207 トンのクレジットが発行された。これまでに 43 件（うち 30 年度は 17 件）の JCM プロジェクトが登録され，省エネ・再エネに関する MRV（測定，報告及び検証）方法論が 67 件（うち 30 年度は 19 件）承認され，これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか，緑の気候基金（GCF）については，事実上最大の拠出国として，また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し，緩和・適応策の新規支援案件 19 件の採択，GCF の基金管理機関（トラスティ）の正式決定，第一次増資プロセスの立ち上げ等，基金の運営に積極的に貢献した。

加えて，二国間の気候変動関連途上国支援については，27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和２年に官民合わせて１兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け，例えば，ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として 18.48 億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては，海洋プラスチックごみに関し，30 年 11 月，ASEAN+３（日中韓）首脳会議において，安倍総理大臣は「ASEAN+３海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し，各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は，中国や韓国とも連携し，「３Ｒ（リデュース（削減），リユース（再利用），リサイクル（再生））」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて，ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また，11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から，海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては，10 月，ロンドンで開催された「第４回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において，我が国から，国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として，ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

１　SDGs 達成に向けた協力

（１）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように，途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

（２）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し，将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで，SDGs の推進に必要となる人材を育成する。その際，「JICA 開発大学院連携」も通じ，我が国大学との連携を抜本的に強化し，我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

２　保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」，「TICADⅥナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ，各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

３　食料（農業分野への支援，食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し，食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく，緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究，農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）
「女性の活躍推進のための開発戦略」（28年５月策定）を踏まえ,女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援,平和構築,防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。
5　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）
「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ，学びの改善に向けた支援，女子教育支援，理数科教育支援など,我が国が有する知見・経験をいかしつつ,途上国の人材育成に協力する。
6　防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進,「世界津波の日」（11月５日）の普及啓発）
新たなイニシアティブを検討し，そのイニシアティブの達成に向け,我が国が有する知見・教訓・技術を活用し,ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに,「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。
7　水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）
水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し,30年３月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。
8　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力，海洋プラスチックごみ対策の推進）
我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化，海洋プラスチックごみ対策として，廃棄物管理・「３Ｒ」に関する能力構築，リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに,生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は,一国のみでは解決し得ない問題であり,地域,さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は，SDGs 等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ,国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め，地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ，国際社会全体として持続的かつ強靭な社会を構築することを目指す。
その実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。
・開発協力大綱(平成27年２月　閣議決定)

**測定指標４　連携の強化　＊**

中期目標（--年度）

ODAが，開発に資する様々な活動の中核として，多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう，様々な主体との互恵的な連携を強化する。

30年度目標

1　国民参加機会の拡大
我が国の中小企業を含む企業や地方自治体,大学・研究機関等との連携を強化する。また,開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに,活動に対する資金協力,組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで,NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに,青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で,引き続き推進する。
2　国際機関・地域機関等との連携
我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには,二国間協力の効率的・効果的な実施に加え,専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し,支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために,国際機関等との政策調整を行うとともに,国際機関等を通じた支援を実施する際には,2025年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画,二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等,「顔の見える協力」となる可能性を高めるよう努める。
3　卒業国支援，日系人・社会との絆
一人当たり国民所得は比較的高いものの,特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国,カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し,外交政策上の意義も勘案しつつ,防災・環境・気候変動対策分野における支

援を行う。また,中南米地域においては,日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し,ビジネス関係強化等,より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては,日本 NGO 連携無償資金協力事業 50.46 億円（106 件），ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）52.48 億円（70 件）への資金協力を実施した。また，JICA の草の根技術協力事業では，パートナー型・支援型合計で 15.81 億円（38 件）が採択された。NGO が実施している事業の申請書，完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等，国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し，30 年度中，NGO・外務省定期協議会を７回開催し，NGO との間で開発協力政策や NGO 支援，連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA 協議会も３回開催された。

ボランティア事業の見直しについては，29 年度「秋のレビュー」（秋の年次公開検証）の指摘に基づいて，JICA ボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には，総称を「JICA 海外協力隊」とするとともに，年齢に基づく区分から，求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い，30 年度秋募集から導入した。また，人件費補てんを廃止し，現職参加者の雇用を継続するための必要経費（労災や社会保険料など）を所属先に対し支出することとした。さらに，家族手当を廃止するとともに，海外一斉調査を踏まえ，現地生活費及び住居費の改定を行った。

また,応募者拡大に向けた取組として,応募関心者層の母数が大きいと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに，交通広告，駅のデジタルサイネージ，テレビ・ラジオのスポット CM，全国版の雑誌（President，日経 Woman，アエラ，Number）への記事広告展開と WEB 転載等により，関心の惹起を図っている。

2　国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し,支援の相乗効果を実現するため,11 月の WFP 副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか，同副事務局長訪日時や 12 月の UNRWA 事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本の NGO との意見交換を実施した。

さらに，日本の「顔の見える協力」とするための取組については，国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え，日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに，日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果，29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり，28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

3　卒業国支援，日系人・社会との絆

26 年７月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして表明した,小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき，「卒業国」であるバハマ，バルバドス，トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネービスの４か国に対し，研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については,中南米の日系人に対する支援として,草の根無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか,日本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど，日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和元年度目標

1　国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体,大学・研究機関等との連携を強化する。また,開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに,活動に対する資金協力,組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで,NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに,青年海外協力隊等のボランティア事業については，これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ,引き続き推進する。

2　国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには,二国間協力の効率的・効果的な実施に加え,専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し,支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために,国際機関等との政策調整を行うとともに,国際機関等を通じた支援を実施する際には,2025 年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画,二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等,「顔の見える協力」となる可能性を高めるよう努める。

3　卒業国支援，日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの，特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国，カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し，外交政策上の意義も勘案しつつ，防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また，中南米地域においては，日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し，ビジネス関係強化等，より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では，開発途上国の開発にとって，政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ，民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう，様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

**測定指標５　国民の理解促進，開発教育の推進**

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

30 年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し，日本の協力が「顔の見える援助」，「目に見える援助」となるよう，以下のとおり，引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し，積極的に行う。

１　スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等，より多くの出前講座を開催し，若い世代の理解を促進するよう努める。

２　より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう，わかりやすい開発協力コンテンツを制作，媒体力の強いメディアと組み合わせることで，開発協力の情報を引き続き発信していく。

３　メディアの多様な変化を捉え，時代に即したツールを活用し，より効果的な広報を追求する。

施策の進捗状況・実績

１　開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下のとおり計 46 回実施した。

（１）ODA 出前講座

全国のスーパー・グローバル・ハイスクール２校を含む高校，大学等において 30 回実施し，約 2,660 人の参加を得た。

（２）外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院，経済団体，企業，国際協力イベントなどにおいて 16 回（内，局長・参事官級２回）実施した。

２　コンテンツを使った情報発信

（１）アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社　鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命し，２分間の ODA 紹介動画を全５本制作した（「プロローグ編」，「ASEAN の海上保安編」，「ケニアの理数科教育編」，「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」）。９月 21 日の一斉公開から 31 年３月末までの再生回数は累計 38 万回を超え，動画の視聴者からは「ODA マンの説明がわかりやすい。ODA について考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作ってあり，好感を持てた。」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。

（２）草の根無償 30 周年に関する広報

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）の実施開始 30 周年を機に，お笑いコンビのペナルティに「草の根大使」を委嘱し，８月のタイ訪問（草の根無償案件視察，現地の人々と交流）の模様を記録した広報動画（約 10 分）を作成した。同動画を，国内での国際協力イベント，外務省員によるセミナー，在外公館が開催するイベントで放映等したほか，10 月からのユーチューブ外務省公式動画チャンネルでも公開し，草の根無償に対する国内外で約 3000 人が視聴した。また草の根大使に関連する SNS 広報は延べ 25 万回表示された。

（３）「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信

日本の１年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し，外務省ホームページに掲載するとともに，SNS で発信している。2018 年版白書については，読者の方々が日本の ODA の全体像を把握し易いよう簡単な記載に努めるとともに，「スリム化」を行いつ

つ，写真の活用を増やしたり，現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

（４）その他

「国際機関で働く日本人」，「中東における日本の難民女性支援」，「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」，「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに５本の政策広報動画を制作し，外務省 HP や Youtube にて配信した。３月末までの現在，上記５本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計 290 万回を超えている。

３　多様なメディア媒体の活用

上記２（１）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」については，ODA 広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画４本をそれぞれ 15 秒版に編集し，東京メトロ全線で９月から 10 月にかけて２週間放映し，通勤・通学層を中心に推定で延べ 2300 万人以上にリーチした。さらに，グーグル，ユーチューブ，フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を２か月間出稿し，延べ 2700 万人にリーチした。そのほか，BS 番組でスポット CM を約 50 回放映し，延べ 1300 万人にリーチするなど，時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで，幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また，JICA ボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として，交通広告，駅のデジタルサイネージ，テレビ・ラジオのスポット CM，全国版の雑誌（President，日経 Woman，アエラ，Number）への記事広告展開と WEB 掲載等を実施した。

４　イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて，開発協力に関する広報イベントを，以下のとおり計３回実施した。

（１）グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため，外務省，JICA，（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）の共催により９月 29 日に東京お台場で開催した。４万 3,000 人超が来場し，我が国 ODA の一端に触れるとともに「鷹の爪団の 行け！ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

（２）ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し，外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして，31 年２月２，３日の両日，大阪市立北区民センター等で開催され，延べ２万 5,000 人が来場した。外務省は，ブース出展のほか，写真展示や外務省員によるセミナー，上記２（２）の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い，「日刊スポーツ」，「デイリースポーツ」（Web 版）等で報道された。

（３）「鷹の爪団の 行け！ODA マン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として，31 年３月２日，外務省の主催により国立島根大学にて実施し，高校生から 70 代まで約 50 名の来場者を得た。外務省員を始め，上記２（１）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」の原作者や，島根県で ODA に携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では，アニメ「秘密結社　鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため，地元メディアにも注目され，TSK 山陰中央テレビ，「山陰中央新報」等で報道され，山陰地方の 25 万世帯が視聴・閲読した。

令和元年度目標

１　ODA 出前講座そのものの広報を継続し，より多くの出前講座を開催し，ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。

２　より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう，わかりやすい開発協力コンテンツを制作し，媒体力の強いメディアと組み合わせることで，開発協力の情報発信をより一層強化していく。

３　SNS を活用した情報発信を開始し，省内既存のアカウントとも連携しながら，柔らかく丁寧な説明，魅力的な画像等を活用し，若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。

４　グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し，2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル，開発協力シンポジウムについても，予算上の制約はあるが，30 年度の実施において大きな効果が確認されたため，継続開催の可能性を探っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が 11 月に提出した提言において，「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており，より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため，その実施状況を検証・評価する必要がある。

このため，本年度の実績を基に，さらなる広がりを重視した目標を設定した。

**測定指標６　国際協力事業関係者の安全対策の強化**

中期目標（--年度）

28 年８月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め，国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

30 年度目標

開発協力の推進は，事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し，「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化，②事業関係者及び NGO の行動規範，③ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化，④危機発生後の対応，⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え，最新の国際情勢，現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても，JICA と協力し，①～③については 29 年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については 29 年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については，12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第５回会合を開催し，関係省庁，業界団体，NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また，在外公館においては，現地政府関係者との安全対策会議の開催，経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや，ODA タスクフォース，安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また，技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及び NGO の行動規範については，危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また，JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において，JICA の安全対策情報（安全対策措置，安全対策マニュアル等）を掲載する国を 140 か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化について，特に研修・訓練の分野では，JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 208 回実施し，安全対策研修参加者は，４月現在では約 13,800 名（内訳：座学・実技研修約 4,250 名，ウェブ研修約 6,450 名，現地研修約 3,100 名）であったのに対し，31 年３月末現在で約 21,200 名（内訳：座学・実技研修約 7,600 名，ウェブ研修約 10,000 名，現地研修約 3,600 名）に増加した。また，４月から，企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修を新たに開始し，同月以降，企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し，31 年３月末現在 14 回実施した。加えて，30 年３月から開始された地方での安全対策研修も，31 年３月末時点で６都市計７回開催した。

令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し，「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化，②事業関係者及び NGO の行動規範，③ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化，④危機発生後の対応，⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）
・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年８月　公表）

**測定指標７　主要個別事業の事後評価結果（注）**

| 評価がＡ：非常に高い，Ｂ：高い，Ｃ：一部課題がある，Ｄ：低いのうち，Ａ～Ｂの評価が占める割合 | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 80% | 76% | 75% |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は，本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

年度目標値は，過去３年間の実績値を踏まえて設定した。

(注)10 億円以上，またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に，事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち，当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

(注) 但し，本内容はあくまで 30 年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり，当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

| 参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載） | | |
|---|---|---|
| (約束額ベース，単位：百万ドル) (注) ODA 卒業国を含む | 実績値 | |
| | 29 年 | 30 年 |
| Ⅰ 社会インフラ及びサービス | 3,258.40 | (集計中) |
| Ⅱ 経済インフラ及びサービス | 9,878.13 | 〃 |
| Ⅲ 生産セクター | 2,635.43 | 〃 |
| Ⅳ マルチセクター援助 | 1,632.66 | 〃 |
| Ⅴ 商品援助/一般プログラム援助 | 1,154.15 | 〃 |
| Ⅵ 債務救済 | 19.10 | 〃 |
| Ⅶ 人道支援(緊急食料援助，復興，防災等) | 846.04 | 〃 |
| Ⅷ 行政経費等 | 754.28 | 〃 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>(単位：百万円) | | | 当初予算額<br>(単位：百万円) | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①無償資金協力<br>(昭和 43 年度) | 開発協力の推進を通じ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。<br>開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ，無償資金協力，技術協力，有償資金協力の三つのスキームを活用し，「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅，普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現，地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築という重点課題に取り組む。<br>こうした協力を通じ，我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 | | | | 1<br>2<br>3 |
| | 175,866<br>(172,998) | 192,038<br>(191,524) | 183,089<br>(183,032) | 163,100 | 139 |
| ②(独)国際協力機構運営費交付金<br>(技術協力)<br>(15 年度) | (①無償資金協力と共通) | | | | 1<br>2<br>3 |
| | 155,449.7<br>(155,449.7) | 154,315.8<br>(154,315.8) | 152,364.3<br>(152,364.3) | 150,476.1 | 140 |
| ③有償資金協力<br>( ＊ ) | (①無償資金協力と共通) | | | | 1<br>2<br>3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | － | － |
| ④(独)国際協力機構施設整備費補助金<br>(24年度) | 公共施設の防災・減災の観点から，(独)国際協力機構の国内施設について，老朽化の著しい施設の改修を行うほか，地域の防災拠点としての機能の向上を図る。 | | | | － |
| | 158.6<br>(158.6) | 166.9<br>(166.9 | 0<br>(0) | 523.9 | 141 |
| ⑤無償資金協力事務費<br>(　＊　) | 経済開発援助等の案件形成，実施のための交渉，協議，調査等の実施，在外公館における無償資金協力案件交換公文署名，草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。<br>これにより，開発協力の円滑な実施に資する。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4 |
| | 976<br>(904) | 964<br>(891) | 974<br>(907) | 974 | 142 |
| ⑥開発協力の理解促進<br>(　＊　) | 国民一般を対象として，開発協力広報／情報公開を行うため，主に以下の施策を実施する。<br>1　開発協力広報テレビ番組の制作・放映，<br>2　パンフレット作成，<br>3　日章旗ステッカー作成，<br>4　「ODA出前講座」<br>開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及，②国民参加の推進，並びに③開発教育の推進を行うことにより，開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。 | | | | 5 |
| | 131<br>(126) | 135<br>(130) | 137<br>(137) | 145 | 143 |
| ⑦経済協力評価調査<br>(昭和56年度) | 日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し，評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックする。<br>これにより，開発協力の管理・改善への支援，開発協力事業立案への反映，国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ，　開発協力の透明性確保，被援助国側の評価能力の向上等を図る。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 |
| | 95<br>(86) | 121<br>(105) | 136<br>(57) | 131 | 144 |
| ⑧開発援助人材育成・振興<br>(　＊　) | 開発援助政策の企画・立案に加え，実際の援助プログラムの実施及び，計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。<br>これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。 | | | | 1<br>2<br>3 |
| | 17<br>(13) | 9<br>(8) | 9<br>(7) | 9 | 145 |
| ⑨NGO活動環境整備<br>(11年度) | NGO活動環境整備支援事業(NGO相談員，NGO海外スタディ・プログラム，NGO研究会，NGOインターン・プログラム)を実施する。<br>これにより，欧米NGOに比し脆弱とされる日本のNGOの組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り，もって日本のNGOの国際競争力を高め，国際協力における政府の重要なパートナーである日本のNGOとの連携を一層強化する。 | | | | 4 |
| | 101<br>(96) | 98<br>(94) | 94<br>(87) | 95 | 146 |
| ⑩現地ODAタスクフォース業務<br>(18年度) | 現地ODAタスクフォース業務は，在外公館及びJICAの現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し，開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画，被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施，候補案件の形成と選定のための精査，現地援助コミュニティ(他ドナー，国際機関，NGO等)との連携，我が国開発協力のレビュー等を実施する。<br>こうした取組により，質の高い開発協力の実施を目指す。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4 |
| | 99<br>(88) | 98<br>(90) | 98<br>(92) | 94 | 147 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑪政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費<br>（　＊　） | 政府開発援助に必要な要員を確保するほか，経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め，我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。<br>また，中小企業は全国に所在していることから，全国各地で開催される説明会において，中小企業向けに作成するODAを活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し，本件事業の理解促進を図る。<br>こうした取組により，政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに，国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し，より良い開発協力の実施を図る。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 |
| | 133<br>(119) | 129<br>(110) | 153<br>(136) | 183 | 148 |
| ⑫民間援助連携事務費<br>(14年度) | 1　民間団体等の指導・監督<br>全国に配置しているNGO相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに，NGO相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。<br>これにより，一般国民や小規模NGO等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性やNGO活動に対する理解の促進に寄与する。<br>2　NGO調査・連携<br>日本NGO連携無償資金協力(N連)等，事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また，実施案件の事前・事後調査を目的とし，外務省員が出張する。さらにNGOとの定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)，NGO職員受入研修等を行う。<br>こうした取組により，N連の適正な執行及びNGOとの連携強化に資する。<br>3　民間援助連携<br>N連の妥当性，進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し，調査する。また，在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し，引渡式への出席や，プロジェクトの妥当性，進捗状況等の調査を行う。<br>これにより，N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。 | | | | 4 |
| | 55<br>(54) | 55<br>(53) | 55<br>(54) | 54 | 149 |
| ⑬経済協力情報管理関係経費<br>（　＊　） | 我が国の開発協力政策の策定，実施，評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助（ODA）実績の公式統計データの集計及び管理を行う。<br>また，集計データを元に，開発協力白書等の政府刊行物に掲載する図表の作成，及び，OECD開発援助委員会（DAC）への実績報告を行うほか，国会等からの照会に応じた資料提供や政策の決定，評価，公開等に用いる各種データの加工・提供についても随時対応する。<br>なお，開発協力を巡る状況の変化と共に，ODA実績の集計規則も複雑化すると共に継続的に改訂されているところ，こうした変更に対して適時かつ機動的に対応するため，現在はExcelを使用するマニュアル作業を中心とした体制で臨んでいる。<br>これにより，我が国のODA統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を実現し，我が国の開発協力政策の的確，効率的かつ円滑な実施に寄与する。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 |
| | 47<br>(15) | 19<br>(17) | 19<br>(17) | 19 | 150 |
| ⑭海外技術協力推進団体補助金<br>（平成元年度） | NGOが海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し，日本NGO連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」，「プロジェクト後の評価」，及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し，日本NGO連携無償を補完する。<br>これにより，NGOに対する事業支援の一層の強化を図る。 | | | | 4 |
| | 17<br>(14) | 15<br>(14) | 12<br>(11) | 8 | 151 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑮開発協力白書編集等<br>（　＊　） | 開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。<br>これにより，開発協力の広報効果を高め，国民に対する説明責任を果たし，国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 |
| | 20<br>(20) | 20<br>(20) | 17<br>(9) | 17 | 152 |
| ⑯国際機関との連携等<br>（　＊　） | 伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等，開発の主体が多様化する中で，新しい開発枠組みを構築する議論や，ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。<br>これにより，我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1<br>2<br>3<br>4 |
| | 8<br>(3) | 14<br>(6) | 15<br>(7) | 12 | 153 |
| ⑰国別開発協力援助方針策定調査<br>（12 年度） | 国別開発協力方針は，開発協力大綱の下に位置づけられ，具体的な開発協力案件選定の指針とすべく，各国の情勢認識を踏まえ，開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり，原則として全ての開発協力対象国について策定する。<br>これにより，開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。 | | | | 1<br>2<br>3 |
| | 8<br>(11) | 8<br>(10) | 8<br>(6) | 8.5 | 154 |
| ⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費<br>（　＊　） | 経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うことにより，開発協力の適切な実施を確保し，施策目標の達成に貢献する | | | | 1<br>4 |
| | 8<br>(7) | 8<br>(7) | 8<br>(8) | 9 | 155 |
| ⑲国際緊急援助事務費<br>（昭和 62 年度） | 国際緊急援助の情報収集や調査，平時からの訓練体制強化等を行う。<br>これにより，国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的実施を図り，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1<br>2<br>3 |
| | 8<br>(5) | 8<br>(6) | 8<br>(5) | 8 | 156 |
| ⑳在外公館広報活動基盤整備費<br>（27 年度） | 国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について，被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。<br>これにより，我が国の国際貢献につき理解を促進させ，親日感情の醸成をはかる。 | | | | 5 |
| | 20<br>(12) | 16<br>(13) | 16<br>(13) | 21 | 157 |
| ㉑草の根無償の理解促進に必要な経費<br>（30 年度） | 国内外の人々を対象として，草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため，外部人材に広報事業を委嘱し，現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し，外務省 HP に掲載する。また，わかりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。<br>これにより，草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。 | | | | 5 |
| | － | － | 2<br>(2) | 0 | 158 |
| ㉒外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費（新規）<br>（令和元年度） | 無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。<br>これにより，無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し，近年求められている，より戦略的で迅速な ODA の実施に貢献する。 | | | | 1<br>2<br>3 |
| | － | － | － | 10 | 新<br>31-012 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目

標を参照願いたい。

# 施策Ⅵ-２　地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅵ－２）

| 施策名（※） | 地球規模の諸問題への取組 |
|---|---|
| 施策目標 | グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため，SDGs に係る以下の取組を推進する。<br>１　人間の安全保障の概念を普及させるとともに，国際社会に存在する人間の生存，生活，尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。<br>２　国際機関を通じた支援や条約の策定，締結，実施及び国際会議の開催を通じて保健分野，気候変動問題，地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また，防災の主流化を推進し，持続可能な開発を支援する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 人間ひとり一人に着目し，その保護と能力強化を通じて，個人が持つ豊かな可能性を実現し，包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで，豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は，多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で，従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく，誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs の実施にも貢献するものである。<br>地球環境問題，気候変動問題は，国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。<br>・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日　閣議決定）<br>・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）<br>・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日　健康・医療戦略推進本部決定）<br>・SDGs アクションプラン 2019（平成 30 年 12 月 21 日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） |

| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 51 | 66 | 58 | 76 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 51 | 66 | 58 | |
| | 執行額(百万円) | | 36 | 47 | 38 | |

| 政策体系上の位置付け | 経済協力 | 担当部局名 | 国際協力局地球規模課題審議官組織 | 政策評価実施予定時期 | 令和３年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「達成手段」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

１　「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ) の推進を通じて，日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく，具体的な取組を強化・拡充する。同時に，国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ，人間の安全保障の概念普及を進める。

２　我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や，無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施，国際機関を通じた人道支援等により，人間の安全保障の更なる実践に努める。

３　人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)（注）の実現に努める。感染症対策については，グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

（注）全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
・第５回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年６月 15 日）
・第６回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年 12 月 21 日）
・第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年９月 18 日）
・第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年９月 25 日）
・「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

### 測定指標１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献　＊

中期目標（令和元年度）

持続可能な開発目標（SDGs）は国際社会共通の目標であり，日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ，SDGs の推進を継続的に実施していくことで，人間の安全保障の推進に貢献する。

令和元年に行われる SDGs の首脳級ハイレベル政治フォーラムに向けて，日本政府が一体となって主要な取組を推進する。

30 年度目標

年央の第５回 SDGs 推進本部会合，年末の同第６回会合及び７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）等のハイレベルの会議において，日本の SDGs の取組について効果的に発信することで，官民連携，地方創生，次世代・女性のエンパワーメントを３本の柱とする「SDGs アクションプラン 2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については，国連の枠組み，二国間・多国間外交の成果文書等を通じて，人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

６月の第５回 SDGs 推進本部会合における「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」(「SDGs アクションプラン 2018（29 年 12 月策定）」の取組を倍増させたもの）策定に続き，12 月の第６回 SDGs 推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGs アクションプラン 2019」を決定し，日本の SDGs モデルの３本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）や 10 月の P4G（Pertnaring for Green Growth and the Global Goals 2030，注）サミットを始めとした国際会議の機会を活用して，人間の安全保障の理念に基づく日本の SDGs に関する取組を発信した。

（注：環境に優しい経済成長と SDGs 実現のため，官民連携強化を目的として 30 年に設立されたネットワーク）

人間の安全保障への貢献という観点からは，30 年度は，第 7 回日中韓サミット，日ウガンダ外相会談，日ベナン外相会談，第 10 回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取

り上げられ，各国の人間の安全保障に対する理解を進め，概念の普及に進展がみられた。
　また，31年２月28日にニューヨークの国連本部において，国連開発計画（UNDP），国連人間の安全保障ユニット，ノルウェー，タイ及び南アフリカとの共催により，人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年：SDGsの達成への貢献を基に」を開催し，人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は４月頃，発表予定である。

令和元年度目標

1　令和元年は日本がＧ20，TICAD７を主催し，また９月には国連で初のSDGs首脳級ハイレベル政治フォーラムが開催されるなど，SDGs達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に，「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで，引き続きリーダーシップを発揮し，あらゆるステークホルダーと協働し，叡智を最大限に結集させながら，SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
2　人間の安全保障については，31年２月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ，人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
3　また，令和元年が国際労働機関（ILO）創設 100 周年である機会を捉え，シンポジウムを開催し，労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに，ILOと日本政府の協力関係の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　上記のとおり，令和元年度はＧ20大阪サミットやTICAD７，SDGs首脳級会合開催などSDGs達成に向けた重要な一年であり，SDGs達成に直結する取組を日本が主導することが重要であるため。
　また，日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。
　ILOの活動がSDGs（特に目標８）の達成に資するものであることを踏まえ，一層の関係強化を図ることが重要であるため。

**測定指標１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進**

中期目標（--年度）

1　国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
2　人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

30年度目標

　国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。
1　人間の安全保障基金に対し，60 件以上の申請が得られるよう，人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
2　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件以上実施されるよう確保する。うち，広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し，有機的な連携が確保されるようにする。
3　人間の安全保障基金への拠出割合は現在，我が国が９割超を占めているところ，ドナー拡充を図るため，人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

1　30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比９件減の47件であった。この課程で我が国は，引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
2　30 年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは４件であり，以下のとおりその全てについて国連機関を含む３つ以上の機関による共同実施とすることができた。
（１）「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」
　国際移住機関（IOM），国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP），国際労働機関（ILO）及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との共同実施
（２）「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」
　国連開発計画（UNDP），国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連食糧農業機関（FAO）との共同実施
（３）「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」
　UNHCR，国連児童基金（UNICEF）及びIOMによる共同実施

（４）「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靭な社会の構築」
UNDP，UNICEF，国連世界食糧計画（WFP），IOM，FAO 及び国連工業開発機関（UNIDO）による共同実施

３　31 年２月，我が国が UNDP 等と共催した人間の安全保障シンポジウム（ハイレベルイベント）において，人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み，同基金へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

１　人間の安全保障基金に対し，60 件以上の申請が得られるよう，人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件以上実施されるよう確保する。うち，広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し，有機的な連携が確保されるようにする。

３　人間の安全保障基金への拠出割合は現在，我が国が９割超を占めているところ，ドナー拡充を図るため，人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは，人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には，諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と，予算規模に対して妥当とされる５件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また，広報案件を除く全ての案件については，人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ，国連機関を始めとした固有の機能を有する３つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要があるため。

人間の安全保障基金へのドナー拡充は，この概念の主流化の進展度合いを測る上で重要かつ有効であるため。

**測定指標１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進　＊**

中期目標（--年度）

人間の安全保障の理念を具現化し，保健課題解決に向け，以下を達成する。

１　強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を促進する。

２　結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。

３　「2017-2022 の５か年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの５か年戦略目標の達成等，同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

30 年度目標

１　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のため，人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等とも連携しつつ支援を行い，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICAD Ⅵ，UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。このため UHC 推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ，UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに，途上国が UHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において，各国が UHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう，価値を共有する国々との協力のもと，外交活動を行う。

２　結核，エイズ，マラリアの三大感染症や，エボラ出血熱等の新興・再興感染症，薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携しつつ支援を行い，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADⅥ，UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。

３　グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については，関係国と協力し，同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により，効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等を確保し，SDGs 目標 3.3（エイズ，結核，マラリア等の 2030 年までの根絶）の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　UHC に関連した取組状況

保健システム強化等につき，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADⅥ，UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針に基づき，二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には，二国間支援として，保健サービス強化計画（バングラデシュ），母子手帳の配布や医療従事者の研修（ブルンジ）などを実施し，開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では，非感染性疾患（NCDs）検査機材供与や累計約 5,600 人の医師及び看護師への NCDs 対策研修，及び保健医療施設の増床や改築を通じ，検査能力が強化され，保健医療従事者の NCDs への理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に，バングラデシュ国民の生活習慣の変化や，都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては，グローバルファンド，WHO 等の国際機関と連携し，保健従事者の育成・研修，国や地方の保健行政の強化等，保健システムの強化に貢献している。

2　感染症対策

三大感染症（HIV/エイズ，結核，マラリア）の予防と対応，保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し，3.48 億ドルの支援，開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して，1,900 万ドルの支援を実施した。これらの結果，グローバルファンドが掲げている目標（2017-22 年に 2,900 万人の命の救済及び３億例の新規感染症防止）及び，Gavi の掲げている目標（2016-2020 年に３億人への予防接種実施，500-600 万人の子供の命の救済）の実現に貢献した。９月の国連総会において，結核ハイレベル会合が開催され，国連日本政府代表部大使が共同議長を務め，政治宣言交渉を主導した。政治宣言には，結核対策の強化，対策資金の確保（2022 年までに予防・検査・治療等に年間 130 億ドルの動員を目指す），研究開発の強化（2022 年までに新薬などの研究開発に年間 20 億ドルを投じる）等が明記された。

3　SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか，顧みられない熱帯病（NTDs）や結核，マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT），母子保健の推進，性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。これら取組により，例えば，年間 9.2 万人のマラリアによる死亡者の減少等に貢献した。

令和元年度目標

1　UHC 実現のため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催するＧ20 や TICAD７の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ，UHC の達成に向けた取組を主導していく。また，９月の国連 UHC ハイレベル会合に向け，日本が立ち上げた「UHC フレンズグループ」において，UHC への理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。

2　エイズ，結核，マラリアの三大感染症や，エボラ出血熱等の新興・再興感染症，薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本政府がSDGsの達成に日本が率先して取り組むべく取りまとめたSDGs実施指針において国際保健は柱の一つとなっており，そこで示された公約を着実に履行することが重要である。このため，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADⅥ，UHC フォーラム 2017 等で掲げた政策目標の達成に向けた具体的取組の進捗状況を確認しその成果を評価すべく，年度目標を設定した。特に令和元年度は，我が国が議長国となって開催されるＧ20 や TICAD７でも国際保健を柱の一つとして掲げられているところ，上記目標設定は妥当。

なお，30 年度目標で掲げた SDGs3.3 達成への貢献については，感染症対策と内容が重複するため，単独の目標とはしていない。

| 参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人） | | | |
|---|---|---|---|
| （出典：国連作成文書） | 実績値 | | |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| | 47 | 38 | 267 |

達成手段

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務<br>(23 年度) | 日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整，地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催，人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催，国際会議への出席・意見交換等の実施，人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。<br>これらの活動により，経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案，教育・防災分野等の援助政策の推進，効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め，施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-1<br>1-2 |
| | 31<br>(25) | 42<br>(29) | 39<br>(23) | 35 | 159 |
| ②人間の安全保障の実施と理念の普及<br>（　＊　） | 我が国が主導して11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して，人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては，人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため，本基金を活用する案件は，国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して，貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また，理念の普及面においては，本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは，国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。<br>上記取組により，その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し，能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるような社会づくりに貢献する。また，途上国におけるプロジェクトは，実施を通じて裨益コミュニティのみならず，実施機関に対しても，人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。 | | | | 1-2<br>1-3 |
| | － | － | － | － | － |
| ③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策<br>（　＊　） | UHC の推進と感染症対策を促進すべく，二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ，保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ，基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ，UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進する。<br>上記取組により， UHC 及び感染症対策を推進し，ひいては，人間の安全保障の具現化に寄与する。 | | | | 1-3 |
| | － | － | － | － | － |
| ④人道支援態勢の改革（TA）会合開催経費<br>(29 年度) | TAは，24（2012）年に主要ドナー国及び国連等が開始した人道支援の体制を改革し，調整を強化するための取組で，主要ドナー国が持ち回りで会合（課長級）を開催する。<br>本会合の開催により，人道支援体制の改革を推進し，人道支援をより迅速で効率的・効果的かつ説明責任が確保された形で実施することを通じ，我が国が外交の柱と位置づける「人間の安全保障」の推進に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | － | 2<br>(0) | －<br>－ | － | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑤適切なグローバル・サプライチェーンの構築に関するILOとの取組強化事業（新規）<br>（令和元年度） | 国際労働機関（ILO）創設 100 周年の機会を捉え，ジュネーブにおいて政労使，有識者等を参集したシンポジウムを開催し，労働分野における日本企業等の取組の優位性をアピールするとともに，日 ILO 間の協力関係強化を図る。<br>本事業により，ディーセント・ワークの重要性に対する理解を促進し，具体的な取組例について共有すること等を通じ，SDGs（特に目標８）の達成に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | ― | ― | ― | 8 | 新<br>31-013 |
| ⑥G20 開発作業部会開催経費（新規）<br>（令和元年度） | 開発課題に関する議論を行うG20 の作業部会であり，各年の議長国が開発分野に関する優先議題を設定し，G20 加盟国及び招待国・国際機関で議論を行い，議題ごとに成果文書を策定している。<br>令和元年には，議長国である我が国のイニシアティブの下，人的資本投資や2030 アジェンダを含む議題に関して議論を行い，成果文書の策定を主導することにより，人間の安全保障の理念の国際的普及に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | ― | ― | 57<br>(41) | 60 | 新<br>31-014 |
| ⑦「大阪アップデート：持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の策定経費（新規）<br>（令和元年度） | G20 開発作業部会では，28 年以降毎年 2030 アジェンダを取り上げ，成果文書を策定してきている。同年には『SDGs に関するG20 行動計画』を，29 年にはG20 による取組の進捗をフォローアップする『ハンブルグ・アップデート』を，30 年も同様に『ブエノスアイレス・アップデート』を策定した。<br>令和元年は，日本が議長国として『大阪アップデート』を策定することにより，過去４年分のG20 の取組を総括し，今後G20 が果たすべき役割を示し，SDGs 達成に向けた国際社会の取組に寄与する。 | | | | 1-1 |
| | ― | ― | ― | 25 | 新<br>31-015 |
| ⑧G20 による国連における SDGs 関連会合開催経費（新規）<br>（令和元年度） | 30 年のG20 トロイカである独・アルゼンチンの要請を踏まえ，同年のG20 首脳会合において，「2019 年９月開催の初の首脳級 SDGs フォローアップ会合，及びその道筋をつける同年７月開催の国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて，過去４年分のG20 の取組を総括し，今後G20 が果たすべき役割について発信する」旨に合意した。<br>これを踏まえ，令和元年９月の首脳級フォローアップ会合，及びその道筋となる７月（G20 大阪サミット直後）に開催される国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて，G20 による SDGs 関連会合を開催することにより，G20 による SDGs の取組及び日本のリーダーシップを発信する。 | | | | 1-1 |
| | ― | ― | ― | 22 | 新<br>31-016 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し，持続可能な開発を世界的に実現するために，我が国としてリーダーシップを発揮しつつ，多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては，「パリ協定」の着実な実施に向け，二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して，国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては，「仙台防災枠組 2015－2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け，二国間支援や国連機関との連携を通して，国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議）
・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議で発表）
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算
　（世界の中の日本外交）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

### 測定指標２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

30 年度目標

１　国連環境計画（UNEP）

引き続き，各国と協力して，UNEP の運営をフォローするとともに，日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして，UNEP と連携しつつ，地球環境問題に取り組んでいく。

２　生物多様性条約

生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。

３　化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約，及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について，関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

１　国連環境計画（UNEP）

９月，ソールハイム事務局長が訪日した際，日 UNEP 政策対話を開催し，我が国との関係強化のための方策について議論したほか，31 年３月にナイロビ（ケニア）において，第４回国連環境総会（UNEA4）が開催され，地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA4 にて，特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について，我が国は，ノルウェー，スリランカとともに，「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し，議論をリードした結果，同決議は全会一致で採択された。また，化学物質・廃棄物，生態系，UNEP の管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し，合意形成に貢献した。

また，海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため，31 年３月に，東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等）を支援するため，我が国から，１億 2,300 万円の拠出を行った。

２　生物多様性条約

10 月，ロンドン（英国）で「第４回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは，阿部外務副大臣が出席し，国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について，国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し，この問題への取組に対する国際的機運を高めることに貢献した。

同月，ドバイ（アラブ首長国連邦）でラムサール条約第 13 回締約国会議（COP13）が開催され，潮間帯湿地の保全，気候変動に関する決議等が議論され，我が国もこれらの議論に貢献した。また，COP13

の開催に合わせて,宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11月，シャルムエルシェイク（エジプト）で生物多様性条約COP14，カルタヘナ議定書第９回締約国会合（MOP9）及び名古屋議定書MOP3が開催され，2020年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ,我が国もこれらの議論に積極的に参加し，73本におよぶ決定が採択された。

３　化学物質及び廃棄物管理

11月，ジュネーブ（スイス）で水俣条約COP2が開催され，条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか，水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は，アジア太平洋地域のビューロー（理事国に相当）として条約の円滑な運営に貢献したほか，技術的事項に係る決議案３本を提出するなど，締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また，バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については，化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか,新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

４　その他

海洋プラスチックごみ問題について，６月のＧ７シャルルボワ・サミットにおいて，安倍総理大臣は，この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があり，Ｇ20 大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また，11月のASEAN＋３（日中韓）首脳会議において，安倍総理大臣は「ASEAN＋３海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し，各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は，中国や韓国とも連携し，「３Ｒ」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備，国別行動計画策定支援等を通じて，ASEAN諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日ASEAN首脳会議においても安倍総理大臣から，海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

１　国連環境計画（UNEP）

引き続き，各国と協力して，UNEPの運営をフォローするとともに，日UNEP政策対話の場を活用するなどして，UNEPと連携しつつ，地球環境問題に取り組んでいく。

２　生物多様性

関係省庁と連携し，ワシントン条約COP18等での議論に積極的に貢献する。

３　化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約，及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について，関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

４　海洋プラスチックごみ問題

Ｇ20 大阪サミット等の機会を通じて，海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働きかけを行うことが重要であるところ，関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな課題である海洋プラスチックごみ問題を含め,地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり，多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

令和元年度は，バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議，水俣条約第３回締約国会議やワシントン条約第18回締約国会議（COP18）等，地球環境問題に関する各種会議及びＧ20大阪サミットが開催されることを踏まえ，当該目標を設定した。

**測定指標２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進　＊**

中期目標（--年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

30年度目標

1　30 年は，パリ協定の実施指針を策定することが決定されており，これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
2　我が国が議長国を務める令和元年G20 サミットを見据えて，気候変動分野において主導力を発揮していく。
3　緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット（JCM）制度を着実に実施し，二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や，企業や自治体との連携等を含め，様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。
4　29 年 12 月の気候変動サミットで河野外務大臣が 30 年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

1　12 月に開催された COP24 では，パリ協定の実施指針が採択された。令和２年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は，パリ協定のモメンタムを維持し，世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも，パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し，透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は，各議題で具体的なテキスト案を提案する等，積極的に交渉を行い，実施指針採択に貢献した。
2　G20 議長国として，G20 気候持続可能性作業部会（CSWG）第１回会合を 31 年２月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ，G20 として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また，一般公開セッションでは，一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では，政策的な方策についての提示のみならず，気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や，気候変動対策の進展に有効な日常の取組，様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった，今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。
3　GCF については，日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し，案件採択や認証機関の承認，GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。GCF においては，これまでに 102 件の案件を承認した（31 年２月末時点）。また日本が約束した 15 億ドルについては，４回に分けて拠出国債を発行することとしており，12 月末までに計４回の発行を終了した。さらに，30 年度には，長らく未解決となっていた GCF の正式な資金管理機関（トラスティ）の選定について，我が国理事が選定委員として関与し，国際復興開発銀行への決定に貢献した。また，GCF の増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。
　JCM については，我が国企業や自治体と連携して 130 件以上（うち 30 年度に 30 件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。30 年も，モンゴル，ベトナム，パラオ，インドネシア及びタイの JCM プロジェクトからクレジットが発行されるなど，成果を着実に上げている。
　途上国支援については，27 年から 28 年の２年間において，約 233 億ドルの気候変動に係る支援を実施し，25 年から 26 年の２年間における実績（約 200 億ドル）と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。29 年及び 30 年実績については，令和２年１月１日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。
　その他，気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため，８月，気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ（Japan-CLP），自治体によるネットワークであるイクレイ日本，NGO の Can-Japan 等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。
4　7 月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し，130 名以上の参加を得た。同会議では，国内外の政府関係者・国連機関職員のほか，気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者，研究者，市民団体のメンバーなど幅広い参加者が，気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い，アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

1　パリ協定の実施指針について，COP25 で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し，交渉に貢献する。
2　G20 議長国として，G20 気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ，気候変動分野において主導力を発揮していく。
3　緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献すると

ともに，二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて，都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用や，新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO），国際協力機構（JICA），アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し，二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や，企業や自治体との連携等を含め，様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年からの温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用開始のための実施指針策定を受け，日本のこれまでのCOPや関連会合における貢献も踏まえて，令和２年の本格実施に向け，気候変動外交を一層加速させていく必要があり，G20 議長国としての立場も活用しその進捗ぶりを評価することが重要であるため。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で，具体的な取組である緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM），二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援，企業や自治体との連携等，異なる分野，手段での取組を有機的につなげ，オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要であるため。

**測定指標２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進　＊**

中期目標（--年度）

第３回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組（2015-2030）を達成するため，東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し，各国における「防災の主流化」を推進する。

30年度目標

第３回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ，引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき，防災協力の実施を進め，「2015年～2018年までの４年間で，防災関連分野で計40億ドルの協力，４万人の人材育成を実施」するという目標を達成した。（実績値：2015年から2018年までの４年間で計50億ドルの協力，7.8万人の人材育成を実施）

また，G20大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ31年３月に防災サイドイベントを実施するとともに，世界各地での防災訓練や，「『世界津波の日』2018高校生サミット in 和歌山」など，国際機関等と連携し，津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに，９月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後，インドネシア政府からの要請に基づき，復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し，我が国が有する知見・教訓・技術を活用し，ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ，防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

仙台防災枠組の達成及び各国の「防災の主流化」を一層推進するためには，30 年度で終了した「仙台防災協力イニシアティブ」で得られた知見・経験等を踏まえた，新たなイニシアティブを設定し，その進捗状況を検証することが必要なため。

**参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）**

| （出典：UNISDR ANNUAL REPORT） | 実績値 | | |
|---|---|---|---|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| | 92 | 99 | 109 |

**達成手段**

| 達成手段名<br>(開始年度)<br>(関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進<br>(27 年度) | 1　地球環境問題の解決に向けた取組の推進<br>多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ，地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。<br>2　国際防災協力の推進<br>東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を，各種会合に反映させる。また，我が国がホストした第３回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより，災害に強靭な世界の実現に寄与する。 | | | | 2-1<br>2-3 |
| | － | － | － | － | － |
| ②地球環境問題への取組<br>(13 年度) | 我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため，国内外の政治，経済，国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で，地球環境行動会議（GEA）国際会議を隔年で開催する。<br>本件会議を通じ，環境問題に関する議論の結果とともに，我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ，環境問題に関する議論の結果とともに，我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。 | | | | 2-1 |
| | 0<br>(0) | 7<br>(7) | 0<br>(0) | 12 | 161 |
| ③気候変動問題への取組<br>(21 年度) | 「パリ協定」の着実な実施に向けて，国際社会における気候変動交渉を主導し，COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また，二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。<br>これにより，国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | 7<br>(6) | 7<br>(5) | 7<br>(8) | 6 | 160 |
| ④北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)政府間会合開催<br>（８年度） | NOWPAPメンバー国である日本，中国，ロシア，韓国が持ち回りにより，NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に１回開催する（日本開催は４年に１回）。<br>本件会合を通じ，周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。 | | | | 2-1 |
| | － | 3<br>(1.6) | 0<br>(0) | 0 | 163 |
| ⑤気候変動と脆弱性の問題への取組<br>(30 年度) | 気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し，アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。<br>本会合を通じ，気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき，議論を深め，国際的な気候変動対策の推進に貢献する。 | | | | 2-1 |
| | － | － | 7.7<br>(6.4) | 7.5 | 164 |
| ⑥G20 適応及び気候強靭性ワークプログラム関連会合経費（新規）<br>（令和元年 | 我が国がG20 議長国として，G20 ハンブルク行動計画において実施を義務づけられた 「適応及び気候強靭性に関するワークプログラム」会合を開催する。特に，日本がG20 において適応及び気候強靭性に関する議論を主導し，G20 としてまとまったメッセージを発出することで，2020 年に向けた気候変動に関する機運を醸成するための機会とする。<br>これにより，上記の目的及び民間資金の動員という国際的な気候変動対策における課題解決に寄与する。 | | | | 2-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 度） | － | － | － | 69 | 新<br>31-017 |
| ⑦Ｇ20 気候持続可能性作業部会開催経費（新規）<br>（令和元年度） | Ｇ20 各国から気候変動を担当する実務者が参加する作業部会を議長国として開催する。①自国が決定する貢献（NDC）と長期戦略のデザイン，②適応，③気候資金，といった継続テーマに加え，日本が重視している④イノベーション，⑤非国家主体との連携の気候変動対策の５つの柱を軸に作業部会のセッションを構成するほか，多くの知見を得て充実した議論を行う観点から，それぞれのセッションに対してプレゼンターを国際機関等から招聘する。また，作業部会においては，一般参加も可能な形でセッションをアレンジし，発信していく。<br>これにより，我が国主導による気候変動問題の解決に寄与する。 | | | | 2-2 |
| | － | － | 51<br>(43) | 78.3 | 新<br>31-018 |

(注)各達成手段の目標については，「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 基本目標Ⅶ　分担金・拠出金

# 施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅶ－１）

| | |
|---|---|
| 施策名 | **国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献**<br>本施策評価は，政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，**「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，国際社会の平和と安定を確保する」**ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関等の活動は多岐にわたっており，対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，**親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金**の評価を実施する。<br>なお，本施策の目標を達成するための，同拠出金以外の分担金・拠出金は，「達成手段」欄に記載した。 |
| 評価対象分担金・拠出金名（注） | **親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金** |
| 施策目標 | アジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより，我が国と当該各国・地域との間で，対外発信力を有し，将来を担う人材を海外から招へい又は日本から派遣し，政治，経済，社会，文化，歴史，外交政策等に関する対日理解の促進を図る。また，この取組を通じ，親日派・知日派を発掘し，我が国の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 関係各国政府との太いパイプを有する国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより，アジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域の将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進，親日派・知日派の発掘，日本の「正しい姿」の対外発信の強化及び外交基盤の拡充を目標とする本事業を，日本政府が率先して着実に実施することは，国際社会における日本のプレゼンスを高めるとともに，日本にとって望ましい国際環境及び国際社会の平和と安定を確保する上で重要である。<br>行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ，我が国重要外交課題の遂行，我が国のプレゼンスの強化，適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。 |
| 施策の概要 | アジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより，我が国と当該各国・地域との間で，10 日間程度の招へい・派遣事業を推進する。招へいは高校生から社会人等，派遣は高校生から大学院生等で，対外発信力を有し，将来を担う人材を対象とし，対日理解を促進するプログラムを実施する（招へいについては，我が国の概要等についての講義の聴講，政府機関等への表敬，テーマ別の視察及び関係者等との意見交換や交流，我が国の優れた技術等を体験できる展示，施設，企業等の視察，ホームステイや伝統文化等の体験型行事を含む日本各地への訪問を行う。また，派遣については，ODA サイト，日系企業，教育・研究機関等の訪問・視察及び視察先での関係者等との意見交換やワークショップ等の交流行事，ホームステイ／ホームビジットや伝統芸能等の体験型行事等を行う。）。招へい・派遣事業の参加者は，本事業参加中及び帰国後，我が国の魅力等について SNS 等を通じて対外発信を行う。 |
| 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの） | ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）<br>親日派・知日派の発掘及び育成 |

**施策の予算額・執行額等**

| 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 3,327 | 2,761 | 2,621 | 2,353 |
| | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計(a＋b＋c) | 3,327 | 2,761 | 2,621 | |
| 執行額(百万円) | | 3,327 | 2,761 | 2,621 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 政策体系上の位置付け | 分担金・拠出金 | **担当部局名** | 外務報道官・広報文化組織 | **政策評価実施予定時期** | 令和２年８月 |

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである（ただし，「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した。）。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進　＊**

中期目標（--年度）

招へい・派遣事業の参加者が対日理解を深め，SNS 等を通じて本招へい・派遣事業の参加経験や日本の魅力等に関する積極的な対外発信を実施することにより，関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動を強化する。

30 年度目標

１　招へい・派遣事業の参加者が，本事業参加中の経験や所感，日本の魅力等をフェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し，１人当たり３件以上の対外発信を行う。

２　国内外において，外務省（本省及び在外公館）が，事業ごとにプレスリリースを発出し，本事業１事業当たり１件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　30 年度招へい・派遣事業には 6,227 名（招へい：5,255 名，派遣：972 名）が参加し，フェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し，日本での経験や日本の文化・技術等を積極的かつ肯定的に発信した。合計で 54,779 件（招へい：43,101 件，派遣：11,678 件）の対外発信が行われた。また，一人当たりの対外発信件数の平均は 8.8 回となった。

２　国内外における報道等は，154 件の事業件数に対し，548 件（招へい：461 件，派遣：87 件）あった。また，全事業について，それぞれ１件以上の報道が行われた。

令和元年度目標

１　招へい・派遣事業の参加者が，本事業参加中の経験や所感，日本の魅力等をフェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し，１人当たり４件以上の対外発信を行う。

２　国内外において，外務省（本省及び在外公館）が，事業ごとにプレスリリースを発出し，本事業１事業当たり２件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

対外発信力を有し，将来を担う人材の対日理解を促進するとともに，親日派・知日派を発掘し，また，招へい･派遣事業の参加者自らが積極的に日本の外交姿勢や魅力等について発信することで対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充するという目的を達成するため，招へい・派遣事業の参加者による対外発信数を測定指標とする。

対外発信は参加者全員が行うこととし，30 年度の実績を踏まえ，１人４件以上を目標として設定した。また，本事業の参加者による対外発信との相乗効果により国際社会での日本のプレゼンスを示すため，各国・地域において１件又は２件以上の事業が実施されていることに鑑み，30 年度の実績を踏まえ，1 事業当たり２件以上の国内外におけるメディア掲載･報道が行われることを目標として設定した。

**測定指標２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進＊**

中期目標（--年度）

招へい・派遣事業の参加者に，帰国前に，「アクション・プラン」（本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動計画）を表明する機会を設け，帰国後，「アクション・プラン」を実行するよう，関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しする。

30 年度目標

招へい・派遣事業の参加者が，本事業による招へい・派遣期間中に，グループごとに各々の訪日成果を共有し，帰国後に１グループ当たり１件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し，グループごとに発表する機会を設けるとともに，その実施を促す。

施策の進捗状況・実績

30 年度の招へい・派遣事業の全参加者（322 グループ（招へい：280 グループ，派遣：42 グループ ）で構成）が，帰国後の日本の情報及び魅力の紹介，友好親善のための行事の開催等，プログラム経験をいかした「アクション・プラン」について，帰国前の報告会でそれぞれグループごとに１件ずつ発表を行った。また，帰国後，参加者は，各々の居住地域や所属先等において，多様な分野での日本事情，日

本での留学や職業訓練の魅力の説明会や展示会，日本文化の体験行事等，233 件（注）のアクション・プランを実施し，対日理解の促進に貢献した。
（注）アクション・プランの実施件数は令和元年７月末現在のものであり，今後９月末めどにグループ数と同数（322 件）の実施がなされる見込み。

令和元年度目標
招へい・派遣事業の参加者が，本事業による招へい・派遣期間中に，グループごとに各々の訪日成果を共有し，帰国後に１グループ当たり１件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し，グループごとに発表する機会を設けるとともに，その実施を促す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
対外発信力を有し，将来を担う人材の対日理解を促進するとともに，親日派・知日派を発掘し，また，招へい・派遣事業の参加者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充するという事業目的を達成するため，帰国前の成果報告会において，招へい・派遣事業の参加者に，本事業への参加経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表させ，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有効である。
発表したグループごとの「アクション・プラン」を参加者各自が確実に実施することが，本事業の効果を高める上で必要と考えるため，発表数に対する実施件数を目標として設定した。

達成手段

| 達成手段名（開始年度）（関連施策） | 達成手段の概要 | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計(執行額)（単位：百万円） | | | 当初予算額（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金（対日理解促進プログラム）(27 年度)（関連：Ⅲ－１） | 我が国とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，招へい・派遣事業を実施する。招へい・派遣事業の期間は10日間程度であり，招へいは高校生から社会人等，派遣は高校生から大学院生等を対象に，対日理解を促進するプログラムを実施する。招へい・派遣事業の参加者は，本事業参加中及び帰国後，我が国の魅力等についてSNS等を通じて対外発信を行う。また，招へい・派遣事業の参加者は帰国前の成果報告会において，本事業への参加経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表し，帰国後に実施する。<br>本拠出金により，我が国とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，対外発信力を有し，将来を担う人材を招へい・派遣し，政治，経済，社会，文化，歴史，外交政策等に関する理解促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘することで，我が国の外交基盤を拡充する。また，被招へい者・被派遣者による，日本の外交姿勢，日本の魅力等の積極的な発信を通じ，国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。 | | | | 1<br>2 |
| | 3,327<br>(3,327) | 2,761<br>(2,761) | 2,621<br>(2,621) | 2,353 | 215 |
| その他の分担金・拠出金 | | | | | |
| 国際連合平和維持活動(PKO)分担金（６年度）（関連：Ⅱ－１） | 本分担金は，国連平和維持活動の各ミッションの運営経費，国連ロジスティック基地(UNLB)の運営，及びサポートコスト等に使用されている。<br>本分担金の支払いは国連憲章17条第２項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564％で加盟国中第三位となっており，我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。<br>我が国は，本分担金の拠出を通じて，国連平和維持活動の機動性，機能性を高め，「国際社会の平和と安定の維持」という目標の達成に貢献する。 | | | | － |
| | 87,930<br>(85,024) | 72,396<br>(71,152) | 65,207<br>(64,338) | 45,940 | 165 |
| 国際連合(UN)分担金（昭和 32 年 | 国際連合は国際の平和及び安全を維持すること，人民の自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること，経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成する | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 度)<br>(関連：Ⅱ－1) | こと，これらの共通の目的の達成に当たって，諸国の行動を調和するための中心となることを目的に1945年に設立された。<br>本分担金は，計画予算（Programme Budget）として策定される国連通常予算に対して払われるものであり，国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは，国連憲章第17条第２項に基づく加盟国の義務である。我が国の国連通常予算分担率は8.564％で加盟国中第三位となっており，我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。<br>こうした我が国の貢献は，我が国の外交目標である国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与する。また，多大な財政的貢献は，国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となり，国連における我が国の地位・影響力維持につながる。 | | | | |
| | 37,732<br>(37,732) | 25,220<br>(25,220) | 28,654<br>(28,609) | 21,051 | 166 |
| 国際原子力機関(IAEA)分担金<br>(昭和 32 年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本分担金は，経常予算及び資本投資に使用され，経常予算は①原子力発電，核燃料サイクル及び原子力科学，②開発及び環境保全のための原子力技術，③原子力安全及び核セキュリティ，④原子力検認（保障措置），⑤政策，マネージメント及び官房，並びに⑥開発のための技術協力マネージメントに，資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。<br>我が国は，本分担金の拠出，IAEA総会・理事会への積極的な参画等により，同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて，我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。 | | | | － |
| | 5,138<br>(5,138) | 4,167<br>(4,167) | 4,289<br>(4,289) | 4,529 | 167 |
| 国際刑事裁判所<br>(ICC)(分担金)<br>(19 年度)<br>(関連：Ⅱ－3) | 本分担金は，ICCにおける犯罪の捜査，刑事裁判の遂行，被害者や証人の保護等の活動のために使用されている。<br>本分担金の拠出は，ICCによる重大犯罪の訴追・処罰を通じ，国際の平和と安全の維持に貢献し，国際社会における法の支配を強化することに寄与する。 | | | | － |
| | 3,458<br>(3,458) | 2,923<br>(2,923) | 3,213<br>(3,213) | 3,355 | 168 |
| 包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会分担金<br>(９年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 包括的核実験禁止条約(CTBT)は，地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり，同条約の履行を確保するために，①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており，条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり，現時点で約90％完成しているところ，残りの監視観測施設の建設，及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。また，OSIについては，査察技術を確立するためのワークショップの開催，査察機器の整備等が必要である。<br>CTBTOを通じた条約発効のための我が国の貢献は，発効の促進に寄与するとともに，我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。 | | | | － |
| | 1,472<br>(1,470) | 1,322<br>(1,294) | 1,231<br>(1,231) | 1,422 | 169 |
| 化学兵器禁止機関(OPCW)分担金<br>(５年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 化学兵器禁止条約(CWC)は，化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し，既存の化学兵器の全廃を定めるとともに，条約の完全な履行を確保するために，申告，査察等の検証制度を設けている。本拠出金は，大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく，CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動，締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。<br>本拠出を通じて，我が国は，OPCWの検証査察の実施，条約の普遍化の促進，締約国の国内実施強化，国際協力等に寄与する。 | | | | － |
| | 980<br>(980) | 780<br>(780) | 793<br>(662) | 837 | 170 |
| 国際原子力 | 技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は，IAEAが開発途上国を | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 機関（IAEA）技術協力基金拠出金<br>（昭和 34 年度）<br>（関連：Ⅱ－１） | 中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき，専門家派遣，機材供与，研修員受入れ等の形で，発電分野（原子力発電導入基盤整備等）及び保健・医療（がんの放射線治療等），食糧・農業（放射線照射による品種改良等），環境，水資源管理（同位体分析によるトレース等）等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。<br>原子力先進国であり，IAEA指定理事国である我が国は，本件拠出金により，IAEA技術協力を通じて，原子力の平和的利用の促進に貢献する。 | | | | |
| | 1,206<br>(1,206) | 965<br>(965) | 989<br>(989) | 1,052 | 171 |
| 国際原子力機関（IAEA）拠出金（核不拡散基金）<br>（14 年度）<br>（関連：Ⅱ－１） | 核不拡散基金は，国際的な核不拡散体制の強化を目的として，我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり，過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費，イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動等に使用されている。<br>核不拡散分野における課題に対するIAEAの監視・検証活動等の取組を，我が国として主体的に支援し，国際社会の核不拡散体制の維持・強化を通じて，地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 546 | 172 |
| 国際海洋法裁判所（ITLOS）分担金<br>（８年度）<br>（関連：Ⅱ－３） | ITLOSの平和的紛争解決活動を支え，我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。<br>こうした我が国の取組は，ITLOSの組織整備及び公正な裁判制度の維持に寄与し，ひいては海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資する。また，我が国はITLOS分担金の最大の負担国である。 | | | | － |
| | 186<br>(186) | 132<br>(132) | 169<br>(169) | 174 | 173 |
| ベルリン日独センター分担金<br>（昭和 60 年度）<br>（関連：Ⅰ－４） | ベルリン日独センターは，①エネルギー，環境，開発，海上安全保障，核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化，研究開発，イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議を中心とする事業を年間20～30件実施しているほか，日本の多様な文化を幅広い年齢層に広める観点から，展覧会，ワークショップ等の文化事業を年間約20件実施している。さらに，日本語講座や日独通訳研修会等を通じて，ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。<br>本センターを通じたこうした我が国の貢献は，日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに，日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。 | | | | － |
| | 123<br>(123) | 110<br>(110) | 112<br>(112) | 118 | 174 |
| ボスニア和平履行評議会（PIC）拠出金（義務的拠出金）<br>（９年度）<br>（関連：Ⅰ－４） | ３つの民族がモザイクのように居住し，ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ（BH）においては，７（1995）年12月に国際社会の関与の下，デイトン和平合意が結ばれ，４（1992）年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は，同和平合意に基づき，BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表（HR）の活動をサポートする上級代表事務所（OHR）の運営経費を負担するもの。我が国は，BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会（PIC）の主要メンバーであり，９（1997）年以降，継続して拠出している。<br>こうした我が国の貢献は，BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに，Ｇ７の一員，グローバル・パワーとして，世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。 | | | | － |
| | 86<br>(82) | 73<br>(73) | 64<br>(64) | 68 | 175 |
| 国際海底機構（ISA）分担金<br>（10 年度）<br>（関連：Ⅱ－ | ６年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは，理事国，事務局長の選出，補助機関の設置等組織整備を行い，深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。我が国は，深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には高い関心を有している。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３） | ISAを通じた我が国の貢献は，深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに，本機構の政策・活動に対する我が国の発言力を確保する上で重要である。 | | | | |
| | 101<br>(101) | 93<br>(93) | 94<br>(94) | 95 | 176 |
| 国際刑事裁判所(ICC)新庁舎建築費分担金<br>(23年度)<br>(関連：Ⅱ－３) | ICCは，集団殺害犯罪，人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており，本分担金は，ICCがかかる任務遂行上必要となる法廷，関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。<br>ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており，締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお，我が国の分担金額は，122か国の締約国中トップ(約17.22%)であり，国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。<br>こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は，ICCによる国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し，ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。 | | | | － |
| | 130<br>(130) | 159<br>(159) | 214<br>(214) | 202 | 177 |
| 南太平洋経済交流支援センター(義務的拠出金)<br>(８年度)<br>(関連：Ⅰ－１) | 本センターは，８年10月１日，東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは，太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として，島嶼国の対日輸出促進，日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り，特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として，貿易，投資，観光に係る各種照会への対応，見本市やミッション等の企画・便宜供与，企業に対する助言，対日輸出産品開発事業，市場調査・統計整備，広報活動等を行っている。本拠出金は，事務所運営のための費用，具体的には事務所借料，人件費，事務機器借料，通信費，出張旅費，会計監査費等に利用される。<br>こうした本センターを通じた我が国の貢献は，島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに，太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 | | | | － |
| | 38<br>(38) | 38<br>(38) | 38<br>(38) | 38 | 178 |
| 化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金(義務的拠出金)<br>(10年度)<br>(関連：Ⅱ－１) | 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき，中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い，そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は，CWCに基づき，我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。<br>本拠出金は，ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは，国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中，CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し，出入国支援，査察団に対する各種関連事項(ACWの保管，廃棄等の状況等)の説明，これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答，査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査，協議及び署名等を行う。なお，ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ，中国側国内当局者も査察団に同行する。<br>こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は，軍縮・不拡散に寄与するとともに，我が国がこれら査察を受け入れ，CWC上の義務を誠実に実施していることを証明する上で重要である。 | | | | － |
| | 45<br>(17) | 41<br>(8) | 56<br>(4) | 58 | 179 |
| 核物質等テロ行為防止特別基金拠出金<br>(13年度) | 本基金は，核セキュリティや核物質防護に知見を有するIAEAの核テロ対策事業に使用されている。<br>本基金への拠出による国際社会の核セキュリティ強化に向けた取組を通じ，我が国及びアジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の原子力の平和的利用のための国際協力を推進し，平和と安全の確保に貢献する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅱ－1） | 88<br>(88) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 180 |
| ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金<br>（５年度）<br>（関連：Ⅱ－1） | WAは，通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームである。<br>本件分担金は，オンライン情報共有システムの維持・管理・改善，WA参加国間での各種会合の開催，WA非参加国に対するアウトリーチ活動，WA事務局（ウィーン）の運営等のために活用される。<br>こうした分担金の拠出は，WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに，共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて，地域及び国際の安全と安定に貢献する。 | | | | － |
| | 31<br>(30) | 27<br>(27) | 28<br>(28) | 30 | 181 |
| 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等分担金<br>（７年度）<br>（関連：Ⅱ－1） | 本条約は，国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下，兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は，議定書の運用及び状況の検討，新たな議定書の作成，枠組条約及び議定書の改正，締約国の報告から生ずる問題の検討，地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。<br>こうした我が国の貢献は，非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ，国際社会の平和と安定に寄与する。 | | | | － |
| | 11<br>(11) | 16<br>(12) | 14<br>(7) | 15 | 182 |
| 生物兵器禁止条約(BWC)<br>（４年度）<br>（関連：Ⅱ－1） | BWCでは，条約の国内実施強化，関連する科学技術の進展のレビュー，国際協力促進等を議題とする会合を開催し，条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。<br>BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は，同条約の締約国が，国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ，締約国である我が国は，同分担率に基づき分担金を拠出している。<br>こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は，大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。 | | | | － |
| | 26<br>(18) | 24<br>(4) | 25<br>(16) | 18 | 183 |
| 対人地雷禁止条約締約国会議等分担金<br>(10年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 対人地雷の使用，生産，貯蔵，移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は，９(1997)年12月に成立し，我が国は同年12月に署名，10(1998)年９月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき，締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は，オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため，条約締約国及びオブザーバー国等を対象として，締約国会議等が開催される。<br>こうした分担金の拠出は，対人地雷の使用，生産，貯蔵，移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。 | | | | － |
| | 5<br>(8) | 6<br>(5) | 6<br>(10) | 10 | 184 |
| 核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金<br>(昭和45年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | NPTの規定に基づき５年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では，NPTの３本柱(核軍縮，核不拡散，原子力の平和的利用)それぞれについて，条約の運用レビューを行う。開催経費は，会議費，各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。<br>こうした分担金の拠出は，条約の運用レビューの実施に寄与する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 20<br>(1.2) | 20<br>(8.2) | 20 | 185 |
| クラスター弾に関する | クラスター弾の使用，生産，貯蔵，移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は，20(2008)年５月に採択され，我が国は同年12月に署名， | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 条約締約国会議等分担金<br>(22年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 21(2009)年７月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき，締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は，CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。<br>我が国の分担金は，クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。<br>こうした分担金の拠出は，条約の適用及び実施の促進に寄与する。 | | | | |
| | 10<br>(3) | 7<br>(4) | 3<br>(1) | 4 | 186 |
| 経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金<br>(４年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は，元(1989)年のＧ７アルシュ・サミットにおいて，マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後，テロ資金供与対策を扱うこととなり，国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。<br>全体会合に加え，複数のワーキンググループを設置し，①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視，②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究，③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援，④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定，⑤各地域グループとの連携，などの取組を行っている。<br>テロの脅威が世界的に拡大している昨今において，こうしたFATFを通じた我が国の貢献は，国際社会の平和と国際金融活動の安定に寄与する。 | | | | － |
| | 10<br>(8) | 9<br>(8) | 8<br>(8) | 10 | 187 |
| 常設仲裁裁判所(PCA)分担金<br>(昭和26年度)<br>(関連：Ⅱ－3) | 本裁判所分担金の拠出は，100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保するものである。<br>本裁判所に対する我が国の貢献は，国際紛争平和的処理条約に基づき，外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし，ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。 | | | | － |
| | 7<br>(7) | 7<br>(7) | 7<br>(7) | 7 | 188 |
| アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)分担金<br>(昭和30年度)<br>(関連：Ⅱ－3) | AALCOは，主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し，かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて，ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな，国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。具体的な活動としては，年次総会のほか，国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催，報告書の出版を行っており，本分担金はかかる事業費及び事務局の運営費に使用される。<br>我が国は，設立以来のAALCO加盟国として，加盟国としての義務である分担金を拠出し，AALCO加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに，AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダを促進する。 | | | | － |
| | 9<br>(9) | 7<br>(7) | 7<br>(7) | 9 | 189 |
| 国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金(義務的拠出金)<br>(19年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 国際人道法は，武力紛争という特殊な状況に適用されることから，国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり，第１追加議定書は，従来からの紛争当事国による履行措置に加え，第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。<br>我が国は，第１追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し，それに伴い，同議定書第90条７に基づき，委員会の運営費について支払の義務を負っている。<br>これにより，我が国は，第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに，事態対処に関する諸法制の整備に当たり， | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 国際人道法の的確な実施を確保し，有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにしている。 | | | | |
| | 4<br>(4) | 4<br>(4) | 4<br>(4) | 4 | 190 |
| アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金<br>(13年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | OECD金融活動作業部会(FATF)によって設定された基準等をもとに，アジア太平洋地域の各国を対象とした相互審査(メンバー同士によるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・制度についての審査)，情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)，技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。<br>APGを通じた我が国の貢献は，マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実施を可能にすることにより，アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進に寄与する。 | | | | － |
| | 5<br>(5) | 5<br>(5) | 6<br>(6) | 6 | 191 |
| 国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金<br>(昭和49年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | JPO派遣制度は，国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり，現在30か国以上が実施している。<br>我が国はこの制度を昭和49年に導入し，将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を，給与，渡航費用，諸手当，派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して，原則２年間国際機関に派遣し，勤務経験を積むことにより，将来の正規採用への途を開き，国際機関に勤務する日本人職員の増強を図るものである。 | | | | － |
| | 2,000<br>(2,000) | 2,249<br>(1,925) | 2,302<br>(2,240) | 2,382 | 192 |
| 国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和48年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 国際テロ対策や，テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を包括的に行う唯一の機関である国連薬物・犯罪事務所(UNODC)への拠出金により，東南アジア諸国やアフガニスタン，中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して，水際対策や捜査・取締・訴追能力の強化，法整備等の支援が実施される。<br>本拠出金を通じ，国際社会にとって最優先課題の一つであるテロ対策，及びテロとの密接な関係が指摘される国際組織犯罪対策に貢献し，国際社会の平和と安定に寄与する。 | | | | － |
| | 2,810<br>(2,810) | 3,200<br>(3,200) | 2,935<br>(2,935) | 70 | 193 |
| 平和的利用イニシアティブ拠出金<br>(23年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 平和的利用イニシアティブは，22(2010)年NPT運用検討会議において，原子力の平和的利用促進に係るIAEAの活動を支援するための財源として設立。本イニシアティブの下，発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)，食糧・農業(放射線照射による品種改良等)，環境，水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクト等のIAEAの活動を支援。<br>我が国は，本拠出を通じて，IAEAによる，開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力等を支援し，原子力の平和的利用の促進に貢献する。 | | | | － |
| | 580<br>(580) | 580<br>(580) | 420<br>(420) | 176 | 194 |
| 日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)<br>(平成元年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | 昭和63年２月の日韓首脳会談において，両国の人的交流，特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け，その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年５月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が，韓国側事務局を国立国際教育院が務め，日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業（日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業，両国の有識者による学術・文化関連事業，両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等）を実施している。<br>同共同事業体を通じ，両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進するこ | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | とにより，両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。 | | | | |
| | 130<br>(130) | 123<br>(123) | 138<br>(138) | 138 | 195 |
| クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金）<br>(16年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | 我が国のカンボジア和平への積極的協力は，我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースであり，積極的平和主義の原点である。我が国は，本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み，本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。<br>現在，裁判のプロセスが本格化する一方で，資金不足に直面しており，我が国は裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行う必要がある(資金の使途は，国際司法官・事務局員人件費，証人旅費，法廷運営経費，備品経費等)。また，最大の拠出国たる我が国は，法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる主要ドナー・グループ(日，EU,米，仏，豪，英，独等)のメンバーとして主導的な役割を果たしている。<br>こうした我が国の貢献は，カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するとともに，積極的平和主義の取組の一環として，我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。 | | | | ― |
| | 134<br>(134) | 134<br>(134) | 134<br>(134) | 106 | 196 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカPKOセンター支援)（任意拠出金）<br>(21年度)<br>(関連：Ⅰ－6) | 本拠出金は，国連PKOミッションや，アフリカ連合（AU)等地域・準地域機関主導のミッション，テロ対策のための多国籍合同部隊が数多く展開するものの，専門的な訓練を受けた平和維持要員が不足しているアフリカにおいてアフリカ自身の平和維持能力向上支援に向けて，アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。本事業（拠出金）は，アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため，訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机，椅子，車両，視聴覚機材等）の供与，訓練コース開催経費（教材費，講義通訳費，受講生の旅費・日当等，日本人（自衛隊講師・文民）を含む国際専門家の招請費用（旅費・日当）等）等に充てられる。訓練の対象は，現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが，多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり，訓練の波及効果も期待できる。<br>こうした我が国の貢献は，アフリカ自身の平和維持能力の向上に資するとともに，積極的平和主義の取組の一環として，国際平和協力，国際テロ対策協力を含む我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。 | | | | ― |
| | 352<br>(352) | 733<br>(733) | 336<br>(336) | 163 | 197 |
| ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UN Women)拠出金（任意拠出金）<br>(23年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が行っている以下の活動等を支援する。<br>1　ジェンダー分野における技術及び資金面での加盟国支援<br>2　国連システムのジェンダーに関する取組の主導，調整，促進<br>重点分野として，女性の参画の拡大，女性の経済的エンパワーメント，女性に対する暴力撤廃，平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ，政策・予算におけるジェンダーへの配慮，グローバルな規範・政策・基準の構築を行う。<br>こうしたUN Womenを通じた我が国の貢献は，以下に寄与する。<br>1　女性及び女児に対する差別の撤廃<br>2　女性のエンパワーメント<br>3　ジェンダー平等の達成 | | | | ― |
| | 2,575<br>(2,575) | 2,272<br>(2,272) | 1,951<br>(1,951) | 428 | 198 |
| 在サハリン韓国人支援特別基金拠 | 平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し，永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し，また，今後の永住帰国支援策の検討・実施の | | | | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 出金(任意拠出金)<br>(平成元年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | ための協議費用，サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。<br>こうした我が国の取組は，過去を巡る様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり，主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め，問題解決に寄与するものと考えられる。 | | | | |
| | 102<br>(102) | 112<br>(112) | 101<br>(101) | 79 | 199 |
| 欧州安全保障協力機構(OSCE)拠出金<br>(8年度)<br>(関連：Ⅰ－4) | OSCEは，紛争予防，危機管理，紛争後の再建を通じて，加盟国の相互を橋渡しし，信頼醸成を行う機関であり，OSCEは，経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に，OSCEは，冷戦終焉後，特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下，アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し，その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは，57か国が加盟し，我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ，我が国は，分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し，かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。<br>上記のOSCEを通じた我が国の支援は，地域の安全保障環境の改善に貢献する。 | | | | － |
| | 120.7<br>(120.7) | 110.7<br>(110.7) | 90.7<br>(90.7) | 0.6 | 200 |
| 国際科学技術センター(ISTC)拠出金(任意拠出金)<br>(5年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。<br>ISTCへの拠出により，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組，及び多国間の科学技術協力の推進に貢献する。 | | | | － |
| | 40<br>(30) | 40<br>(18) | 40<br>(7) | 22 | 201 |
| 国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金(任意拠出金)<br>(17年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する，国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は，OHCHRが事務局としての役割を果たしている，人権条約体の改革への支援に充てられる。<br>こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は，我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交を推進する上で重要である。 | | | | － |
| | 13<br>(13) | 213<br>(213) | 13<br>(13) | 7 | 202 |
| アジア海賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金)<br>(18年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | マラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策は，我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため，我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は，本協定加盟国から得た海賊等事案情報を，関係国・機関，更には海運業界とも共有することで，各国の海賊対処を効率的なものとするほか，海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また，ISCは，能力構築ワークショップ等を開催し，さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど，各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。我が国は，本拠出金により，ISCへの財政的な貢献だけでなく，事務局長を含む2名の職員を派遣することにより，人的な貢献も行っている。<br>こうした我が国の取組はアジアの海上安全保障に寄与する。 | | | | － |
| | 48<br>(48) | 50<br>(50) | 53<br>(53) | 53 | 203 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 法の支配・海洋法秩序確立促進，国際刑事裁判所被害者信託基金（任意拠出金）<br>(23年度)<br>（関連：Ⅱ－３） | 国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金(TFV)は，ICCローマ規程に基づき，ICC第１回締約国会議において設立された。TFVは，ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために，①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと，及び②ICCが管轄権を行使している事態において，被害者及びその家族に身体的リハビリテーション，精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし，その資金は，国家，団体，個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて，性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。<br>また，国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために，特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか，関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成，ルールメーキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。<br>これらの我が国の取組は，我が国の外交政策の柱の１つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に寄与する。 | | | | － |
| | 13<br>(13) | 20<br>(20) | 13<br>(13) | 11 | 204 |
| 東京国際連合広報センター拠出金<br>(16年度)<br>（関連：Ⅱ－１） | 東京国連広報センター(UNIC東京)は，国連広報局の下部機関であり，国連活動全般について，主として国連公用語ではない日本語を用いて広報するために，昭和33年４月に日本に設置された。<br>本拠出金は，UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は，国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について，また，日本人国連職員の活躍等について，広く周知するため，国連に関する講演会，シンポジウム等の開催，国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳を含む)，日本語ホームページやソーシャルメディアの運営，国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。UNIC東京は，他の国連機関や，関連団体と協力しつつ，費用対効果の高い形で，日本政府が実施する国連広報を補完し，相乗効果のある，効果的な広報を実施している。また，施設費は，国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。<br>こうした国連による取組は，国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり，我が国国民にとっても大きな利益となることから，我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。 | | | | － |
| | 39<br>(39) | 41<br>(41) | 41<br>(41) | 39 | 205 |
| アフリカ連合(AU)平和基金拠出金（任意拠出金）<br>（８年度）<br>（関連：Ⅰ－６） | 近年，アフリカの平和・安全保障分野，特に紛争予防・紛争解決分野においては，アフリカ自身の取組（調停，ミッションの派遣，選挙監視団派遣，早期警戒システム等）の重要性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動を支援するものである。<br>これまで，中央アフリカ共和国における平和と和解のイニシアチブ支援，マリ／サヘル地域，ブルンジ，南スーダン，ソマリア，リベリア，コートジボワール，中央アフリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運営の支援，AUソマリア・ミッション（AMISOM）のモガディシュやナイロビの事務所，AUテロ研究センターの調査ミッション派遣，また，AU平和安全保障理事会や賢人パネルに対する支援を通じたAU関連組織の能力向上等にも活用してきた。<br>こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は，AUの紛争予防，紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに，アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。 | | | | － |
| | 23<br>(23) | 23<br>(23) | 18<br>(18) | 14 | 206 |
| 南太平洋経済交流支援センター(任意拠出金)<br>（８年度）<br>（関連：Ⅰ－ | 本センターは，８年10月１日，東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは，太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として，島嶼国の対日輸出促進，日本からの投資促進及び観光促進を図り，特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として，貿易，投資，観光に係る各種照会への対応，見本市やミッション等の企画・便宜供与，企業に対 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1） | する助言，対日輸出産品開発事業，市場調査・統計整備，広報活動等を行っている。本拠出金は，事業経費として主に対日輸出産品開発事業，出版物作成，電子広報経費，展示セミナー費等に利用される。<br>こうした本センターを通じた我が国の貢献は，島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに，太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 | | | | |
| | 10<br>(10) | 10<br>(10) | 11<br>(11) | 7 | 207 |
| 国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)<br>(22年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション，健康診断，日本語教育，渡航関連等我が国到着までの支援を，国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。<br>こうしたIOMを通じた我が国の貢献は，長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するほか，国連機関や国際社会から高い評価を得ることによって，アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。 | | | | － |
| | 56<br>(58) | 48<br>(48) | 48<br>(48) | 37 | 208 |
| 太平洋諸島フォーラム拠出金(任意拠出金)<br>(昭和63年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | 太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは，豪州，ニュージーランドのほか，太平洋の島嶼国14か国・２地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は，国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに，太平洋島嶼国地域は，我が国にとって水産資源の供給源，また，我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ，これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ，安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は，我が国とPIFの政策協調，国際社会における共同行動を確保すべく，PIFが実施する島嶼国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発等のプロジェクトの調査，企画・立案，実施に対して資金を拠出するものである。<br>こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は，太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上に資する。 | | | | － |
| | 12<br>(12) | 10<br>(10) | 10<br>(10) | 6.5 | 209 |
| シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和63年度)<br>(関連：Ⅰ－5) | 昭和54(1979)年３月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し，これを脅かす活動の監視・報告，違反事案の認定を行うため，MFOによる監視活動が行われている。17(2005)年からは，ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため，本拠出を行っている。<br>こうした我が国のMFOに対する支援は，昭和54(1979)年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与する。 | | | | － |
| | 206<br>(206) | 192<br>(192) | 175<br>(175) | 4 | 210 |
| 国際連合軍縮会議拠出金(任意拠出金)<br>(７年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 昭和63(1988)年の第３回国連軍縮会議特別総会において，竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け，翌元(1989)年よりほぼ毎年我が国地方都市において開催されてきている。本会議は，国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり，拠出金は国連軍縮部に拠出され，海外参加者の渡航費用に充てられる。<br>本会議は，自由闊達な議論を通じて，軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するとともに，我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し，国際社会における我が国発言力を強化するとともに，若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。 | | | | － |
| | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2<br>(0) | 1.4 | 211 |
| 特定通常兵 | 我が国は，特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等拠出金<br>(24年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | (附属議定書Ⅴ)について，締約国としてではなく，オブサーバーとして締約国会議に参加しているため，同議定書第10条３項規定に基づき，その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は，爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置，現存するERWについての援助，一般的予防措置等について規定されており，締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。<br>我が国の締約国会議へのオブザーバー出席は，議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。 | | | | |
| | 3<br>(5) | 4<br>(0) | 3<br>(0) | 2 | 212 |
| 日・カリコム友好協力拠出金(任意拠出金)<br>(13年度)<br>(関連：Ⅰ－3) | 我が国とカリコム諸国は，12(2000)年11月，東京において第１回日・カリコム外相会議を開催し，「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は，同枠組み実施のための協力の一環であり，旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し，経済統合，外交政策，安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて，日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。過去３年では，環境や観光促進に資するプロジェクトに加え，日本の技術を活用した廃棄物処理に関するワークショップ等を実施。<br>こうした我が国の貢献は，カリコム諸国の発展に寄与するとともに，日・カリコムの友好・信頼関係の増進，国連等のマルチの場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持，強化に資する。 | | | | － |
| | 5<br>(5) | 4<br>(4) | 5<br>(5) | 5 | 213 |
| 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)拠出金(任意拠出金)<br>(25年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 世界には，今なお貧困，暴力，紛争・テロ，そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中，国連や国際機関が女性の公正，安全，幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう，協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして，武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSGの活動を支援する。<br>これにより，我が国の「女性の輝く社会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ，国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアチブを示すという意味からも大変意義がある。 | | | | － |
| | 120<br>(120) | 121<br>(121) | 172<br>(172) | 0 | 214 |
| 武器貿易条約締約国会議等分担金<br>(27年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本分担金は，武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討，主に締約国の報告から生ずる問題の検討，また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては，条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。<br>本条約を通じた我が国の取組は，通常兵器の不正な取引及びこれらの流用の防止に貢献し，ひいては，国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等につながる。 | | | | － |
| | 18<br>(12) | 17<br>(7) | 14<br>(12) | 12 | 216 |
| 対人地雷禁止条約拠出金<br>(27年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは，条約に関する情報を管理・提供・発信し，公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し，締約国会議議長，各委員会の共同議長を支援し，その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。<br>本条約を通じた我が国の貢献は，オタワ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 10<br>(10) | 10<br>(10) | 9<br>(9) | 4 | 217 |
| コミュニティの働きかけ及び強靭性に関するグローバル基金(GCERF)拠出金(任意拠出金)<br>(27年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | コミュニティの働きかけ及び強靭性に関するグローバル基金(GCERF)は，暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり，若者等を対象とした教育・職業訓練，コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には，①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け，またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会，専門技能訓練の提供，②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信，元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等，③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成，宗教間対話，影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し，同基金がドナー国から集めた資金を提供し，暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。<br>同基金へ我が国の貢献は，ISIL等，暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において，同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与するものとなり，国際社会の平和と安定に貢献する。 | | | | － |
| | 432<br>(432) | 110<br>(110) | 90<br>(90) | 0 | 218 |
| 国際連合テロ対策センター(UNCCT)拠出金(任意拠出金)<br>(27年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 国連テロ対策センター（UNCCT）は，国連による国際テロ対策における協力の促進，テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。<br>我が国の拠出金により，ワークショップを開催，各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い，国際社会の平和と安定に貢献する。 | | | | － |
| | 110<br>(110) | 198<br>(198) | 56<br>(56) | 0 | 219 |
| 国際連合平和構築基金拠出金(任意拠出金)<br>(23年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金（PBF）に対し拠出し，PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。<br>1　治安維持部門改革支援，暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援，若年層支援<br>2　国民和解支援，国／地方レベルの対話支援，選挙支援<br>3　国連ミッションの活動支援<br>4　緊急事態への対応 | | | | － |
| | 300<br>(300) | 220<br>(220) | 224<br>(224) | 0 | 220 |
| アフリカ地域機関(政府間開発機構(IGAD))拠出金<br>(27年度)<br>(関連：Ⅰ－6) | 本拠出を通じて，政府間開発機構（IGAD）の下で南スーダンにおける停戦暫定治安設置メカニズムを支援することにより，同地域の平和・安定に資することを目的とする。また，ソマリアにおける対テロ能力を強化することで，アフリカの角地域における平和構築及び平和定着を目指す。<br>アフリカ地域の社会の安定化はTICADで表明された柱の一つであり，我が国の対アフリカ外交の柱の一つである。また，アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は，在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。 | | | | － |
| | 28.8<br>(28.8) | 16.5<br>(16.5) | 0<br>(0) | 0 | 221 |
| 国際連合ソマリア支援ミッション(UNSOM)任意拠出金<br>(27年度) | 長年，内戦が継続したソマリアにおいて，公正な選挙プロセス実施の支援や政治対話，和解プロセス促進，政府や当局への能力基礎強化等を通じた平和的な連邦政府の実現を目指す。また，過激派組織であるアル・シャバーブ離脱兵士の早期社会復帰及び地域社会との和解・融合を目指す。<br>本拠出は我が国が推し進める積極的平和主義に資するとともにアフリカの角地域に在住する在外邦人及び企業の安全強化にも寄与する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅰ－6） | 120<br>(120) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 222 |
| アセアン留学生交流等拠出金（任意拠出金）<br>(26年度)<br>（関連：Ⅲ－1） | アスジャ・インターナショナルは，東南アジア諸国連合(ASEAN)元日本留学生評議会(ASCOJA：ASEAN諸国の元日本留学生会の連合体)の日本側カウンターパートとして，本拠出金を以て，ASCOJAから推薦された国費留学生を対象とする交流事業及びASEAN各国におけるシンポジウムを実施する。<br>こうした取組により，ASEAN地域における親日派・知日派の一層の増加に寄与し，ひいては日本とASEAN諸国の関係強化に寄与している。 | | | | － |
| | 47<br>(47) | 52<br>(52) | 52<br>(52) | 52 | 223 |
| 関税協力理事会（世界税関機構：WCO）拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | WCOは，各国の税関制度の調和・統一，国際協力推進を実施している機構。南西・東南アジア地域の税関当局等を対象に，陸，海，空の各国境における旅客，貨物のセキュリティ強化を含む，テロ対策能力の向上を図る。<br>本拠出はアジア地域における国際テロ・国際組織犯罪対策を促進するものであり，我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。 | | | | － |
| | 870<br>(870) | 0<br>(0) | 56<br>(56) | 0 | 224 |
| 国際刑事警察機構（ICPO）拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | ICPOは，190か国・地域が加盟し，国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集，交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員（FTF）の移動を防止するため，法執行機関職員等の訓練，インターポールのデータベースの活用等を図る。<br>本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり，我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。 | | | | － |
| | 132<br>(132) | 132<br>(132) | 134<br>(134) | 0 | 225 |
| 国際連合テロ対策委員会執行事務局（CTED）拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | CTEDは，安保理決議第1535号に基づき，16年，国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため，安保理の下に設置された機関。主に，以下の活動を行っている。<br>１　国連安保理決議1373号（13年），同第1642号（17年）などの履行状況の監視<br>２　各国のテロ対処能力向上支援の促進<br>３　国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催<br>本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するものであり，テロの防止，我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。 | | | | － |
| | 36<br>(36) | 33<br>(33) | 43<br>(43) | 0 | 226 |
| 国際連合開発計画（UNDP）拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | UNDPは，内戦，紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化，難民及び受け入れコミュニティの双方に対する支援等を実施している。<br>本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり，テロの防止，我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。 | | | | － |
| | 406<br>(406) | 957<br>(957) | 224<br>(224) | 0 | 227 |
| 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金<br>(28年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 包括的核実験禁止条約(CTBT)は，地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり，同条約の履行を確保するために，核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は，北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため，包括的核実験禁止条約機関に対して，追加的に拠出を行うもの。具体的には，核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。<br>CTBTOを通じた条約発効のための我が国の貢献は，発効の促進に寄与すると | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ともに，我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。 | | | | |
| | 291<br>(291) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 228 |
| 持続的な和平に向けた女性のリーダーシップ<br>(28年度)<br>(関連：Ⅰ－5) | 本拠出金は，国連事務総長特使事務所がイエメンの政権移行期に女性の政治プロセス参画，安全保障等を推進するための活動に使用されている。<br>本拠出は，情勢が悪化するイエメンの和平・政治プロセスへの女性参画支援を通じて，イエメン及び中東地域の安定化を促進し，国際社会の平和に寄与するものである。 | | | | － |
| | 120<br>(120) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 229 |
| 国際連合軍縮会議等拠出金（グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金）<br>(28年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，安保理決議1540の履行状況の監視等を行う1540委員会（安保理理事国から構成）が同決議の履行強化のために検討している事業のうち，政府の履行能力強化のためのセミナー等，必要性の高い事業に使用されている。<br>本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで，我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与し，平和と安全の確保に貢献する。 | | | | － |
| | 123<br>(123) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 230 |
| 国際機関幹部職員増強拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 国際機関における日本人幹部職員の存在は，我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は，そのような日本人国際機関幹部職員の増強を目的としている。<br>本拠出金により，国際機関の中堅・幹部レベルポストに優秀な日本人職員を派遣し，同職員が，当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに，日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより，国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。 | | | | － |
| | － | 101<br>(101) | 137<br>(137) | 157 | 231 |
| 化学兵器禁止機関(OPCW)・国連共同調査メカニズム(JIM)拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | シリアでの化学兵器使用の責任者特定調査を行う化学兵器禁止機関（OPCW）と国連による共同調査メカニズム（JIM：Joint Investigative Mechanism）の活動を支援することにより，シリア化学兵器使用の責任の所在が明らかになり，今後の化学兵器使用を抑止する効果も期待される。これを通じて，シリア政治プロセスの進展に貢献し，シリア社会に安定をもたらす。<br>中東地域の安定は，国際社会における重要課題であり，当該地域での重要な調査活動を行っているJIMに対し支援を行うことで，積極的平和主義を掲げる我が国が，安全保障理事会及び他の大型外交舞台において，我が国による国際の平和と安全への貢献を発信することが可能となる。ただし，29（2017）年11月，マンデート更新のための安保理決議案が否決され，活動は終了。 | | | | － |
| | － | 100<br>(100) | 0<br>(0) | 0 | 232 |
| 国連総会議長信託基金拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 国連総会は，国連の全加盟国によって構成される国連の主たる審議機関である。国連総会議長は，国連総会を代表するポストであり，総会の議事を取り仕切る他，国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っている。<br>国連総会議長信託基金は，国連総会議長の主たる活動資金であり，本拠出金への拠出を通じ，国連総会議長との関係を強化するとともに，国連における我が国の地位を向上させ，我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。 | | | | － |
| | － | 6<br>(6) | 6<br>(6) | 4 | 233 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 国際連合平和維持活動局信託基金拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ，国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。<br>本拠出を通じ，アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として，施設要員に対する重機操作訓練を支援し，施設分野の能力向上を目指すとともに，派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し，医療分野の能力向上を図る。 | | | | － |
| | － | 4,500<br>(4,500) | 0<br>(0) | 0 | 234 |
| 児童に対する暴力撲滅基金拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ，紛争等により近年人道状況が悪化し，児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域における児童の保護に充てられる。<br>本拠出を通じ，児童の保護に貢献し，国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進に寄与する。 | | | | － |
| | － | 650<br>(650) | 0<br>(0) | 0 | 235 |
| 武器貿易条約（ATT）任意信託基金拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施，特に，条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について，締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。<br>本件拠出により，近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において，通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し，かつ同条約の履行が促進することは，我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 | | | | － |
| | － | 330<br>(330) | 0<br>(0) | 0 | 236 |
| 国連軍縮部拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 北朝鮮の大量破壊兵器（生物化学兵器）は我が国及び国際社会にとって重要な課題であり，この課題に対応するため，国連軍縮部に拠出し，国際的な対応強化を図る事業を実施する経費に充てられる。<br>本拠出を通じて，我が国は，東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化，生物攻撃時における国連機関間の連携，生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施し，我が国及び国際社会の安全保障の確保に寄与する。<br>また，通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの当局職員の能力強化のための支援を行う。これにより，サブサハラ・アフリカ地域において，適切な武器管理が浸透することで，我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 | | | | － |
| | － | 169<br>(169) | 0<br>(0) | 0 | 237 |
| 国連開発計画拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 通常兵器の国際的な取引に関する透明性を確保するための武器貿易条約の運用及び各国の実施状況を確認し，条約の実効的な実施と条約普遍化に向けた条約締約国や任意で参加する非締約国との間で協議を行う場としての締約国会議等の参加経費の支援に充てられる。対象国・団体の選定にあたり，多くの知見と経験を有する国連開発計画(UNDP)が本拠出金を運用する。<br>本件拠出により，近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において，通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し，かつ同条約の履行が促進することは，我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 | | | | － |
| | － | 30<br>(30) | 0<br>(0) | 0 | 238 |
| 国連軍縮研究所拠出金<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－ | 専門家会合やセミナー等の開催を通じ，中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実務者に対し，武器流出リスクの低減のための枠組み・手続き・実際的な措置を特定する知識及び能力向上を支援する。<br>本件拠出により，近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域にお | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1） | いて，非国家主体の武装集団に対する不正な武器の移転を防止，撲滅することは，我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 | | | | |
| | ― | 4<br>(4) | 0<br>(0) | 0 | 239 |
| ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金<br>(29年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理能力評価支援システム（ACCESS）を構築し，サブサハラ・アフリカ諸国からの要請に応え，次の活動を行う。①国家の武器管理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメント，ギャップ分析，ニーズの優先順位付け支援。③武器管理における特定の課題に関する技術的支援。④専門家による照会窓口サービス。<br>本拠出により，近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において，適切な武器管理が浸透することは，我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。 | | | | ― |
| | ― | 55<br>(55) | 0<br>(0) | 0 | 240 |
| 国際海事機関拠出金<br>(29年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 本拠出金は，西インド洋，ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催,DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。<br>本件の拠出は，海賊行為を始めとする海上犯罪への対処能力向上を通じた上記海域の航行の安全確保に寄与する。 | | | | ― |
| | ― | 55<br>(55) | 0<br>(0) | 0 | 241 |
| 南太平洋大学拠出金<br>(29年度)<br>（関連：Ⅰ－1） | 太平洋島嶼国各国の行政官に対し国連安保理決議や海上における法執行等に関する１か月程度の研修コースを提供し，各国行政機関の能力向上を図る。<br>太平洋島嶼国の北朝鮮問題に対する理解と認識を高めることにより，国際社会に協力するための体制を強化し，同地域が国連安保理決議に基づく対北朝鮮制裁の「抜け穴」となることを防ぎ北朝鮮への圧力をより一層強めていくことに資する。 | | | | ― |
| | ― | 225<br>(225) | 0<br>(0) | 0 | 242 |
| アフリカ地域機関（政府間開発機構（IGAD））拠出金（南スーダン政治プロセス）<br>(29年度)<br>（関連：Ⅰ－6） | 本拠出金は，南スーダン情勢安定化の鍵を握る政府間開発機構（IGAD，東アフリカの地域経済共同体）が行う2015年合意（衝突解決合意）の履行再活性化の取組に対する支援に充てられる。<br>本出を通じ，TICADⅥにおける優先分野の一つである「繁栄の共有のための社会安定化促進」に寄与し，アフリカの開発推進に貢献する。 | | | | ― |
| | ― | 396<br>(396) | 358<br>(358) | 0 | 243 |
| 国際原子力機関緊急時対応能力研修センター拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | IAEAは，25年５月に緊急時対応能力研修センター（CBC：Capacity Building Centre）を福島県に指定し，原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。<br>本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで，①福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有，国際的な原子力安全への貢献，②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで，IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上，③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ，福島の現状を発信，福島の復興に貢献する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 50<br>(50) | 38 | 244 |
| 政務案件支援信託基金拠出金<br>(30年度) | 国連政務平和構築局は，世界各地における紛争予防，危機対応，「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は，その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。 | | | | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅱ－1） | 本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより，国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献する。 | | | | |
| | － | － | 50<br>(50) | 34 | 245 |
| 国際海事機関拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 本拠出金は，西インド洋，ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催，DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。<br>本件の拠出は，海賊行為を始めとする海上犯罪への対処能力向上を通じた上記海域の航行の安全確保に寄与する。 | | | | － |
| | － | － | 34<br>(34) | 0 | 246 |
| 国際連合平和維持活動局信託基金拠出金<br>(国連PKO即応性向上事業支援)<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 本拠出金は，国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組（国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS)）の支援に充てられる。<br>本拠出金によって，PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに，「PKOのための行動(A4P)」に関するハイレベルイベント（2018年9月）において，PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出・支援を行うことによって，国連平和維持活動の実効性を高め，「国際社会の平和と安定の維持」という目標の達成に貢献する。 | | | | － |
| | － | － | 17<br>(17) | 0 | 247 |
| 国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）は，1967年に設立された研究所であり，各国政府や国際社会全体が，テロを含む犯罪の防止や公正な刑事司法システム育成等に取り組むよう支援を行っている。<br>本拠出は，少年司法分野における知見を有する国際機関を通じ，テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり，国際社会の平和と安定に寄与するものである。 | | | | － |
| | － | － | 52<br>(52) | 0 | 248 |
| 国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）は，暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク（シンク・アンド・ドゥー・タンク）であり，能力構築のみならず，情報共有プラットフォームの構築，研究及び出版等を行っているほか，効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において，効果的な効果測定・評価手法を研究し，同手法の実践及び普及に取り組んでいる。<br>本拠出は，若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において，同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与するものとなり，国際社会の平和と安定に貢献するものである。 | | | | － |
| | － | － | 28<br>(28) | 0 | 249 |
| 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は，その目的を，国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種，性，言語又は宗教の差別なく確認している正義，法の支配，人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育，科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって，平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため，異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。<br>本資金拠出は，テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減につながり，国際社会の平和と安定に寄与する。 | | | | － |
| | － | － | 34<br>(34) | 0 | 250 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 包括的核実験禁止条約（CTBT）国内観測所の緊急改修（包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金）<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 包括的核実験禁止条約(CTBT)は，地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり，同条約の履行を確保するために，①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており，条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は，CTBT上の義務に従って設置された，地震観測施設のうち，５カ所において機器に不具合があることが判明したため，機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。<br>核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し，国際的な核実験監視体制を強化することとし，安全保障分野に係る国際貢献を行う。 | | | | － |
| | － | － | 90<br>(90) | 0 | 251 |
| 化学兵器禁止機関(OPCW)任意拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | 本拠出は，化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。<br>本拠出を通じ，同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え，適時の調査・分析を行えるよう支援することで，中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し，今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。 | | | | － |
| | － | － | 298<br>(298) | 0 | 252 |
| 国連軍縮部拠出金<br>(SARCOM)<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | アフリカ平和軍縮センター（UNREC）を通じスーダン及びその周辺国における小型武器管理の強化を目指す地域的協力枠組みであるSARCOM（Sub-regional Arms Control Mechanism）の参加国（スーダン，南スーダン，チャド，コンゴ民主共和国，中央アフリカ共和国，リビア）における武器の違法取引及び拡散を防止するための当局者の能力強化を目指す。<br>北アフリカで深刻な小型武器問題について，本件基金を通じて対処することは，国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。 | | | | － |
| | － | － | 59<br>(59) | 0 | 253 |
| 国連軍縮部拠出金<br>(SALIENT)<br>(30年度)<br>（関連：Ⅱ－1） | グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT（Saving-Lives Entity）基金を通じ，アフリカにおける小型武器問題への対処（備蓄管理，記録保管・追跡，国境管理，啓発等）に関する政府当局者の能力強化等を目指す。<br>「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について，本件基金を通じて対処することは，国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。 | | | | － |
| | － | － | 224<br>(224) | 0 | 254 |
| 日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金<br>(30年度)<br>（関連：Ⅰ－２，Ⅲ－１） | 国際問題戦略研究所（IISS）及びハドソン研究所にジャパンチェアの設置を支援し，日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や，関係強化に資する研究・対外発信を行う。本拠出金は両研究所が運用し，チェアの給与及び研究・発信活動の経費を永続的に確保する。<br>これにより，欧州及び米国の有力な研究機関に日本研究中核拠点の形成を図り，我が国の政策発信を強化することで，各国における政策形成に対する影響力を強化するとともに，対日理解の深化及び知日派の育成を図る。 | | | | － |
| | － | － | 1,456<br>(1,456) | 0 | 255 |
| クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金<br>（令和元年度） | 本拠出金は，クラスター弾に関する条約(オスロ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは，条約に関する情報を管理・提供・発信し，公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し，締約国会議議長，各委員会の共同議長を支援し，その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。<br>本条約を通じた我が国の貢献は，オスロ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅱ－1） | － | － | － | 1 | 新<br>31-019 |
| 国際連合犯罪防止刑事司法会議拠出金（コングレス）<br>（令和元年度） | 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は，５年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており，本拠出金は，第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の円滑な開催準備に向けて，ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。（国連総会決議47／202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。）<br>2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止，刑事司法及び法の支配の推進について議論される京都コングレスを通じ，国際社会の平和と安定に寄与する。 | | | | |
| （関連：Ⅱ－1） | － | － | － | 290 | 新<br>31-020 |

(参考)

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

| 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況<br>（百万円） | 当初予算(a) | 104,223 | 92,124 | 95,051 | 86,313 |
| | 補正予算(b) | 69,303 | 36,491 | 23,701 | |
| | 繰越し等(c) | 1,000 | 0 | 0 | |
| | 合計(a＋b＋c) | 174,526 | 128,615 | 118,752 | |
| 執行額(百万円) | | 171,578 | 126,902 | 117,459 | |

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費，（事項）エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費，（事項）国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

# 施策Ⅶ-２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅶ－２）

| | |
|---|---|
| 施策名 | **国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献**<br>本施策評価は，経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「**分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，**経済協力開発機構（OECD）分担金**及び**日・OECD 協力拠出金**の評価を実施する。<br>なお，本施策の目標を達成するための，同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は，「達成手段」欄に記載した。 |
| 評価対象分担金･拠出金名（注） | **経済協力開発機構（OECD）分担金**<br>**日・OECD 協力拠出金** |
| 施策目標 | 加盟国の経済成長，途上国経済の発展，自由貿易の拡大といった活動目的の達成に寄与するために OECD の議論に積極的に参加し，また，議論をリードすることにより，国際経済秩序形成に参画する。また，OECD と東南アジアの関係強化を通じて，東南アジア外交を推進する。 |
| 目標設定の考え方･根拠 | 望ましい国際経済社会の形成を実現する上で，国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において，我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること及び今後の世界経済の成長エンジンとされる東南アジアに対して，OECD のアウトリーチ活動を推し進め，OECD の策定する質の高い基準を同地域に適用することは，国際経済の公平な競争条件を確保するとともに，日本経済にとって有益な国際経済環境を創出する観点から重要である。<br>行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ，我が国重要外交課題の遂行，我が国のプレゼンスの強化，適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。 |
| 施策の概要 | 昭和 39 年の OECD 加盟以来，日本は，OECD 条約第 20 条に基づき，加盟国の義務である分担金の拠出を行い，OECD の諸活動を支えている。<br>OECD は，この分担金により，経済・金融政策，貿易，投資，環境，持続可能な開発，教育，規制改革，税制，企業統治等の多岐にわたる分野において，先進的なルールづくり，分析・調査，政策の相互審査（ピア・レビュー），情報・ノウハウの交換（ピア・ラーニング），非加盟国・地域との協力等の諸活動を実施している。また，Ｇ７，Ｇ20 等に対しても質の高い分析等により貢献している。特に，Ｇ20 を通じて，BEPS（税源浸食及び利益移転）や鉄鋼の過剰生産能力問題等の世界経済が直面する課題への対処に貢献している。さらに，OECD は隔年で「対日経済審査報告書」を公表（最近では 31 年４月公表），アベノミクスに対する評価や支持及び更なる構造改革の実施を提言する等，我が国の政策に対する有益なインプットも行っている。<br>また，分担金に加えて，日本が関心を有する OECD の主要プロジェクトの支援，日本と OECD の間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として，日・OECD 協力拠出金を拠出している。本拠出金は，OECD 非加盟国へのアウトリーチ活動，貿易を始めとする経済・社会分野に関する分析等の取組，OECD の活動の日本国内における広報等に活用されている。例えば，OECD 非加盟国へのアウトリーチ活動支援は，非加盟国・地域（中国・東南アジア，中東・北アフリカ（MENA）及びアフリカ等）の貿易・投資，開発に関する重要な経済政策，また，贈賄防止等のための国内改革に，OECD の幅広い分野における知見や経験を活用し，OECD の質の高いスタンダードの普及を推進するものであり，これらの非加盟国・地域に進出する日本企業の公平な競争条件の確保に資するほか，我が国とこれらの非加盟国・地域との関係強化にもつながる。 |
| 関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のう | ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>積極的な経済外交の推進 |

| ち主なもの) | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 施策の予算額・執行額等（OECD 分担金） | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 4,252 | 3,533 | 3,261 | 3,186 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 4,252 | 3,533 | 3,261 | |
| | 執行額(百万円) | | 4,252 | 3,533 | 3,261 | |
| 同（日・OECD 協力拠出金） | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 55 | 55 | 55 | 35 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 55 | 55 | 55 | |
| | 執行額(百万円) | | 55 | 55 | 55 | |

| 政策体系上の位置付け | 分担金・拠出金 | 担当部局名 | 経済局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |
|---|---|---|---|---|---|

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである（ただし，「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した。）。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

**測定指標１　OECD を通じた経済外交の推進　＊**

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において，我が国の考えを反映させ，国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

30 年度目標

30 年度 OECD 閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において，質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や，公平な競争条件の確保（WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化，鉄鋼・アルミ・造船の過剰生産能力問題，輸出信用・国有企業の規律等）等の分野において，日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

施策の進捗状況・実績

30 年度 OECD 閣僚理事会において，日本から主に以下の点について強調した。同理事会の成果文書として，これらの日本の主張がしっかりと反映された「議長声明」が発出された。

・（貿易・投資）保護主義との闘い。自由で開かれた経済の維持・強化の重要性。
・（公平な競争条件の確保）貿易をめぐる緊張の背景にある，不公平な競争条件への対応の重要性。特に鉄鋼・造船等の過剰生産能力問題の根本原因である，政府・国有企業による市場歪曲的措置への対応の必要性。
・（質の高いインフラ）「開かれ，誰もが公平に利用可能な，質の高いインフラ」が包摂的かつ持続可能な成長に果たす役割。質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性。

令和元年度目標

日本が議長国を務めるＧ20 プロセスも踏まえつつ，OECD 閣僚理事会（「デジタル化」が主たるテーマ）において，データ・ガバナンス，貿易，質の高いインフラ等の分野において，日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

望ましい国際経済社会の形成を実現する上で，国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において，我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させることは，国際経済の公平な競争条件を確保するとともに，日本経済にとって有利な国際経済環境を創出する観点から重要であり，これらの実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また，このような目的を達成するためには，OECD 閣僚理事会において，日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を主導することが重要である。

**測定指標２　OECD と東南アジアとの関係強化　＊**

中期目標（--年度）

OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しし，東南アジアが OECD の質の高い基準を満たすことを通じ，同地域からの将来的な OECD 加盟申請を促す。

30 年度目標

１　OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。具体的には，SEARP 前共同議長，また，30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして，新共同議長（韓国及びタイ）をサポートし，SEARP の更なる活性化を促進する。
２　SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ，東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
３　上記取組を通じて，東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を 29 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

施策の進捗状況・実績

１　SEARP 前共同議長及びビューローのメンバーとして，日本として重視している OECD における東南

アジアへのアウトリーチに係る議論を主導した。SEARP において，租税，投資，教育・スキル，中小企業，規制改革，貿易等の分野で，東南アジア諸国との政策対話を進められ，日本も関連会合の参加や財政面の支援等を通じて強力に後押しした。東南アジア諸国の間においても，インドネシアやタイといった地域の主要国を中心に，OECD との協力を通じた国内改革，市場環境の改善等に対する関心が高まり，協力の機運が生まれた。日本としては，東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟も視野に，OECD と東南アジアの関係強化のモメンタムを戦略的に活用し，支援を行った。

２　31 年３月の SEARP 地域フォーラム（於：パリ）に山田外務大臣政務官が出席し，東南アジアの連結性に関し，OECD による質の高い政策提言や勧告，政策対話の場の提供といった支援の重要性や，「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。地域フォーラムへの東南アジア諸国側の出席者も，フォーラム立ち上げ当初は副大臣級が１～２名であったが，今次フォーラムでは５～６名と，関心の高まりが看取された。「ASEAN 経済共同体（AEC）ブループリント 2025」にも見られるとおり，ASEAN として OECD を戦略的協力機関と位置づけ，統合プロセスにおける知見及び専門知識の共有への期待を表明しており，OECD としても，SEARP や国別プログラム等のテイラーメイドの支援を通じ，「OECD スタンダード」の普及を図ることにより，東南アジア地域の経済発展に貢献した。特に，30 年に国別プログラムが開始されたタイでは，将来的な OECD 加盟審査時に加入が求められる３つの OECD 法的文書に沿って国内改革が進められている。同国は，次回地域フォーラムを閣僚級で自国開催することにも意欲を示す等，将来的な加盟も見据えて OECD との関係を強化している。また，現在，ベトナムの国別プログラムの開始も検討されている。

３　東南アジアが加入する OECD 法的文書は，30 年末時点で 50 であり，29 年末から増加はなかった。

令和元年度目標

１　SEARP 前共同議長，また，30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして，現共同議長（韓国及びタイ）をサポートし，SEARP の推進及び更なる活性化を促進する。

２　SEARP や国別プログラム等の支援を通じ，東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

３　上記取組を通じて，東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を 30 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国と強い結びつきを有する東南アジアに対して，国内改革や地域統合を後押しするため，OECD のアウトリーチ活動を推し進め，OECD の策定する質の高い基準を同地域に適用することは，国際経済の公平な競争条件を確保するとともに，日本経済にとって有益な国際経済環境を創出する観点から重要であり，これらの実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東南アジア諸国の OECD の活動への関与の現状を踏まえて目標設定した。

**測定指標３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）**

| | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | 4.62% | 4.34% | 4.62% |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

OECD への主要拠出国である我が国として，日本人職員の増強を通じて OECD における日本のプレゼンスを高めつつ，国際経済・社会におけるルールの策定に貢献していくことが求められる。このため，OECD における日本人職員数の割合の増加を図ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

OECD の専門職以上の職員に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを重視しており，OECD 全体の専門職員数及び日本人職員数は共に増加傾向である一方，OECD 全体の専門職員数の増加率が高い（過去５年間の平均で 6.77%）ことを踏まえ，まずは日本人職員の割合の直近過去５年間の最高水準（4.62%）を目標値として設定した。

**達成手段**

| 達成手段名（開始年度） | 達成手段の概要 | 関連する測定指標 |
|---|---|---|

| （関連施策） | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | |
| ①経済協力開発機構（OECD）分担金<br>（昭和39年度）<br>（関連：Ⅱ－２） | 昭和39年のOECD加盟以来，我が国はOECD条約第20条に基づき，加盟国の義務である分担金を拠出している（加盟国中第２位の規模）。<br>我が国は，分担金の拠出を通じて，OECDを財政的に支援するとともに，各委員会において積極的にイニシアティブをとり，国際経済・社会におけるルールの策定に貢献していく。 | | | | 1 |
| | 4,252<br>(4,252) | 3,533<br>(3,533) | 3,261<br>(3,261) | 3,186 | 260 |
| ②日・経済協力開発機構協力拠出金<br>（任意拠出金）<br>（昭和60年度）<br>（関連Ⅱ－２） | 日・OECD協力拠出金は，我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援，我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。本拠出金は，OECDによる世界の成長センターである東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や，OECDの分析・研究，広報等の事業に使用されている。また，Ｇ７サミット，Ｇ20サミットなどにおいて，各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており，これらを実施するために，メンバー国として日・OECD協力拠出金を活用している。<br>こうしたOECDを通じた我が国の貢献は，以下のとおり目的の達成に寄与する。<br>１　Ｇ７及びＧ20を含め，国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与する。<br>２　「規制制度改革（構造改革）」，「持続可能な開発」，「贈賄（賄賂等）防止対策」，「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を，翻訳により適時に我が国に紹介する。<br>３　OECDの経済・開発分野の知見や経験をいかして，OECD非加盟国との協力を行い，それら地域の投資，開発，経済発展に資するためのプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動，MENAの投資円滑化のための取組，OECDの活動の東南アジアへの広報等）を支援する。 | | | | 2 |
| | 55<br>(55) | 55<br>(55) | 55<br>(55) | 35 | 275 |
| その他の分担金・拠出金 | | | | | |
| 国連マルチパートナー信託基金（ハイチのコレラ対策）拠出金<br>(29年度)<br>（関連：Ⅰ－３） | ハイチのコレラ問題は我が国も参加した国連PKOの活動を通じて生じたものであり，本拠出金は，この問題の対処・解決に充てられる。<br>本拠出を通じ，コレラ発生に対し迅速に対応することを目的に，疑い発生から対応までの被害拡散防止部分の強化等の支援を行い，もって当該国との関係強化に寄与する。 | | | | － |
| | － | 111<br>(111) | 0<br>(0) | 0 | 256 |
| 停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）任意拠出金<br>(29年度)<br>（関連：Ⅰ－６） | 本拠出金は，南スーダンにおいて停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）が行う停戦監視活動に対する支援に充てられる（30年９月，停戦暫定治安措置監視メカニズム（CTSAMM）から改称。）。<br>停戦監視能力の向上を図ることで，TICADⅥにおける優先分野の一つである「繁栄のための社会安定化促進」に寄与し，アフリカの開発促進に貢献する。 | | | | － |
| | － | 55<br>(55) | 56<br>(56) | 0 | 257 |
| 世界税関機構（WCO）拠出金 | 本拠出金は，通常兵器の輸出入管理体制が脆弱な，サブサハラ・アフリカ地域を中心とする，アフリカ諸国の税関能力の強化のための支援に充てられる。<br>本拠出金を通じ，税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化等に寄 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (＊)<br>(関連：Ⅱ－２) | 与する。 | | | | |
| | 0 | 353<br>(353) | 0<br>(0) | 0 | 258 |
| 国際連合食糧農業機関(FAO)分担金<br>(昭和 27 年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | 我が国は，FAOに対して，FAO憲章第18条第２項及び同財政規則第５条の規定に基づき，分担金支払い義務を果たす。本分担金は，FAOが通常予算により実施する，食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実施，②情報収集・分析・統計資料の作成，③国際的な協議の場の提供，④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用される。<br>我が国は，本分担金の拠出により上記のFAO通常予算事業の実施を支援するとともに，FAOの最高意思決定機関である総会を始め，理事会，各種委員会等の運営組織へ積極的に参加し，さらにFAOとの定期的な政策協議（「日・FAO年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて，FAOの効果的かつ効率的な組織運営に貢献する。 | | | | － |
| | 6,401<br>(6,401) | 5,793<br>(5,793) | 5,194<br>(5,194) | 5,270 | 259 |
| 世界貿易機関（WTO）分担金<br>（７年度）<br>(関連：Ⅱ－２) | 我が国は，WTO設立協定第７条４の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき，分担金支払い義務を果たしている。<br>この拠出により，WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他，貿易関係の加盟国間交渉，紛争解決，貿易政策検討制度の運用が可能となり，当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。 | | | | － |
| | 1,069<br>(1,069) | 949<br>(949) | 958<br>(958) | 914 | 261 |
| 経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金<br>(昭和 50 年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | 本分担金は，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応，市場の分析，中長期の需給見通し，非メンバー国との協力，事務局運営等を含む通常予算に使用されている。<br>我が国は，本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに，IEA閣僚理事会，理事会等への積極的な参画等により，世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。 | | | | － |
| | 453<br>(453) | 378<br>(378) | 384<br>(384) | 380 | 262 |
| ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金（義務）<br>(昭和 56 年度)<br>(関連：Ⅰ－１) | 本拠出金は，日ASEAN各国政府が参加し，日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し，ASEANから日本への貿易促進，日ASEAN間の双方向の投資の促進，日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて，日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画，ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。<br>令和７（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに，ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし，日ASEAN関係の発展に貢献する。 | | | | － |
| | 204<br>(204) | 204<br>(204) | 204<br>(204) | 204 | 263 |
| エネルギー憲章条約(ECT)分担金<br>（８年度）<br>(関連：Ⅱ－２) | 本分担金は，締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた，投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動，事務局運営等を含む通常予算に使用されている。<br>我が国は，本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに，エネルギー憲章会議を含むECT関連会合への積極的な参画等により，我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保，またエネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。 | | | | － |
| | 130<br>(130) | 110<br>(110) | 111<br>(111) | 117 | 264 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金)<br>(23年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | 日中韓の３か国間に関する潜在的な協力案件の探求，協力案件の評価，ウェブサイトの運営等を行う。具体的には日中韓３か国による防災，環境，農林業，文化，ビジネス，経済連携(含むFTA)，青少年交流，観光等を含む協力に関するプロジェクトの推進，支援及び実施を行う。<br>日中韓の３か国間の協力案件の探求及び実施を促進のための本協力を通じた我が国の貢献は，３か国間協力の更なる促進に寄与する。 | | | | － |
| | 171<br>(140) | 204<br>(128) | 208<br>(128) | 133 | 265 |
| アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)<br>(５年度)<br>(関連：Ⅱ－2) | 本件拠出金は，APEC事務局の運営経費のほか，参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は，アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化を通じた地域経済統合，成長戦略の実施，経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。<br>我が国は，本拠出金を通じ，地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むAPECの活動を支援，連携を強化するとともに，我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。 | | | | － |
| | 54<br>(54) | 48<br>(48) | 49<br>(49) | 50 | 266 |
| 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金<br>(22年度)<br>(関連：Ⅱ－2) | 本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化，関連する政策立案・実施上の助言の提供，加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用されている。<br>我が国は，本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに，再生可能エネルギー促進を目指す我が国のエネルギー政策の推進及び我が国のエネルギー安全保障の向上に寄与する。 | | | | － |
| | 27<br>(26) | 28<br>(25) | 29<br>(24) | 25 | 267 |
| 国際穀物理事会(IGC)分担金<br>(７年度)<br>(関連：Ⅱ－2) | IGCは「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は，穀物の生産量(生育状況を含む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や，穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催，事務局運営等を含む通常予算に使用されている。<br>我が国は，本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに，理事会等への積極的な参画等により，円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し，世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。 | | | | － |
| | 26<br>(25) | 22<br>(20) | 20<br>(19) | 20 | 268 |
| 北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)<br>(19年度)<br>(関連：Ⅰ－4) | NATOは，主に欧州・中央アジアの旧共産主義国，アフガニスタン，中東といった，民主化途上にある非NATO加盟国の民主化・安定化を支援する協力の枠組みである平和のためのパートナーシップ（PfP）を通じ，同信託基金の枠組みで，不発弾処理，小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施している。我が国は，各種プロジェクトへの拠出を行うことにより，中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタン等における平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに，我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。<br>こうした我が国の取組は，中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。 | | | | － |
| | 6.5<br>(6.5) | 6.5<br>(6.5) | 6.5<br>(6.5) | 4.5 | 269 |
| 国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金<br>(15年度)<br>(関連：Ⅱ－2) | 本拠出金は，①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進，②エネルギー，技術，環境，経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供，③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(国際機関共同データイニシアティブ(JODI))，④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。<br>我が国は，本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに，IEF閣僚級会合，執行理事会等への積極的な参画等により，市場の透明性及び安定 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 性を向上させ，世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。 | | | | |
| | 12<br>(11) | 11<br>(11) | 11<br>(11) | 10 | 270 |
| 太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)<br>(昭和 63 年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | 本件拠出金は，PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて，提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより，日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。<br>我が国は，本拠出金を通じ，PECCの活動を支援，連携を強化するとともに，我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。 | | | | － |
| | 10<br>(10) | 9<br>(9) | 9<br>(9) | 9 | 271 |
| アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金)<br>(９年度)<br>(関連：Ⅰ－４) | ASEMの唯一の常設機関であるASEFは，アジア・欧州間の相互理解促進のため，知的交流，文化交流，人的交流等の分野で活動している。我が国は，上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人件費，施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件義務的拠出金の拠出を通じ，アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで，ASEFにおける具体的な貢献を行っている。<br>このような貢献は，ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため，さらには，我が国の関心事項（アジアの安保環境，テロ対策，質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。 | | | | － |
| | 7<br>(7) | 7<br>(6) | 9<br>(9) | 11 | 272 |
| 国際民間航空機関(公開鍵ディレクトリ)拠出金(義務的拠出金)<br>(18 年度)<br>(関連：Ⅳ－１) | 我が国が発行するIC旅券は，公開鍵暗号技術を用いてその真正性を検証可能な旅券であるが，その機能を有効とするには発行国から各国に検証用の公開鍵を配付する必要がある。このため，国際民間航空機関(ICAO)が設立した公開鍵を管理・配付するためのICAO PKD(Public Key Directory：公開鍵ディレクトリ)プログラムに参加し，各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供している。プログラムの経費は，PKDシステム運営経費と事務局経費で構成され，PKD参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。<br>我が国は，本拠出，ICAO関連会合への積極的な参画等を通じ，我が国IC旅券のセキュリティの高度化，旅券の不正使用の防止を図ることにより，日本人の円滑な渡航とともに，各国の円滑かつ安全な出入国管理にも貢献する。 | | | | － |
| | 5<br>(4) | 5<br>(3) | 5<br>(3) | 4 | 273 |
| ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意)<br>(昭和 56 年度)<br>(関連：Ⅰ－１) | 本拠出金は，日ASEAN各国政府が参加し，日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し，ASEANから日本への貿易促進，日ASEAN間の双方向の投資の促進，日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて，日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画，ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に，任意拠出金については，ASEANへの後発加盟国であるカンボジア，ラオス，ミャンマー，ベトナムへの支援に重点を置きつつ，ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や，日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。<br>令和７（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに，ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし，日ASEAN関係の発展に貢献する。 | | | | － |
| | 88<br>(88) | 88<br>(88) | 88<br>(88) | 79 | 274 |
| アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意 | 本拠出金は，APEC加盟国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト（セミナー，ワークショップ，研修，調査等）に充てられる。<br>本拠出を通じて，アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化と | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 拠出金)<br>(９年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | いう長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また，APECにおける能力構築を支援するとともに，我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。 | | | | |
| | 10<br>(10) | 9<br>(9) | 5<br>(5) | 3 | 276 |
| 世界貿易機関（WTO）事務局拠出金（任意拠出金）<br>(７年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | WTO加盟国の約３分の２を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として，先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され，同ファンドに任意拠出を行っている。<br>我が国は同ファンドへの拠出を通じ，途上国がWTO協定等に対する正しい理解のもと，より積極的に交渉へ参加することを促すことで，多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。 | | | | － |
| | 28<br>(28) | 26<br>(26) | 26<br>(26) | 14 | 277 |
| 日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)<br>(５年度)<br>(関連：Ⅰ－１) | 日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する４年１月の日韓首脳会談時の合意に基づき，同年６月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では，日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに，両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解され，この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立された。さらに，日韓間の産業技術協力を推進するべく，日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は，韓国における産業技術分野での人材の育成，韓国の産業性向上のための協力，ビジネス交流促進，産業･技術交流，調査･広報事業を実施している。<br>こうした本事業体を通じた我が国の取組は，日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与する。 | | | | － |
| | 20<br>(20) | 19<br>(19) | 19<br>(19) | 15 | 278 |
| 国際貿易センター(ITC)拠出金(任意拠出金)<br>(７年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | ITCは，開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で，WTO及びUNCTADの下に設立された国際機関であり，途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に，輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており，アフリカ地域での経験も豊富であり，途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。<br>我が国は，ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ，開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に，プロジェクトによっては，日本の企業とも提携し市場価値の高い商品を開発するなど日本経済にも貢献している。 | | | | － |
| | 6<br>(6) | 6<br>(6) | 6<br>(6) | 4 | 279 |
| APEC ビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)<br>(14 年度)<br>(関連：Ⅱ－２) | 本件拠出金は，ABAC総会開催経費，国際事務局の運営に必要な経費などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより，ABACからAPEC首脳，閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。<br>我が国は，本拠出金を通じ，ABACの活動を支援するとともに，我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。 | | | | － |
| | 5<br>(5) | 5<br>(5) | 5<br>(5) | 5 | 280 |
| アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金)<br>(９年度) | ASEMの唯一の常設機関であり，プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF)は，アジア・欧州間の相互理解促進のため，知的交流，文化交流，人的交流等の分野で事業を実施している。<br>プロジェクト実施経費への我が国の貢献（任意拠出金）を通じ，アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで，ASEFにおける具体的な貢献を行っている。このような貢献は，ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため，さらには，我が国の関心事項（アジアの安保環境，テロ対策，質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・ | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅰ－４） | 連携を推進するために必要不可欠。 | | | | |
| | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2 | 281 |
| 中東淡水化研究センター拠出金（任意拠出金）<br>（８年度）<br>（関連：Ⅰ－５） | 中東淡水化研究センターは，水問題と和平実現を結びつける機関として，中東和平当事者(イスラエル，パレスチナ，ヨルダン)が関与する淡水化技術研修事業，研究助成，奨学金事業等を行っており，本拠出によりこれら事業実施を支援している。<br>本拠出を通じた我が国の貢献は，淡水化に関連する技術的な工程の改善に寄与し，ひいては中東及び他の地域の人々の生活水準の向上並びに中東和平プロセスに貢献する。 | | | | － |
| | 3<br>(3) | 3<br>(3) | 3<br>(3) | 3 | 282 |
| ロスアンデス大学拠出金<br>(28 年度)<br>（関連：Ⅰ－３） | コロンビアの国内情勢を踏まえた経済及び文化交流を目的とする活動を支援するため，本拠出により，ボゴタにあるロスアンデス大学に，産業（日本企業），学術（大学），政府と３つの異なるアクターが共同運営する日本文化・経済・学術センターを開設し，市民レベルの相互理解促進のための情報発信，ビジネスマッチングや両国関係を支える人材育成を行う。<br>日・コロンビア間の経済交流，文化交流等を通じ，相互理解の促進に寄与する。 | | | | － |
| | 132<br>(132) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 283 |
| 国際連合食糧農業機関（FAO）拠出金<br>（昭和 27 年度）<br>（関連：Ⅱ－２） | 本拠出金は自然災害，紛争，貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めとする，緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し，FAOとの連携により，訓練，資材供与，インフラ整備等の支援を実施するために使用される。<br>我が国は本拠出金を通じ，支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し，もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 1,011<br>(1,011) | 1,150<br>(1,150) | 0 | 284 |
| 拡大統合フレームワーク（EIF）信託基金拠出金<br>（令和元年度）<br>（関連：Ⅱ－２） | 拡大統合フレームワーク（EIF: Enhanced Integrated Framework）は，後発開発途上国（LDC）に特化して貿易分野でのキャパシティビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。<br>本プロジェクトの実施によって，LDC各国の輸出増加や多角化の観点からの能力向上を支援することで，多角的貿易体制の強化に資するのみならず，WTI¥Oにおける貿易交渉を促進し，我が国のLDCを含む途上国に対する影響力の向上にも資するものである。 | | | | － |
| | － | － | － | 13 | 新<br>31-021 |

(参考)

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

| 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況<br>（百万円） | 当初予算(a) | 13,042 | 11,518 | 10,664 | 10,511 |
| | 補正予算(b) | 132 | 0 | 0 | |
| | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計(a＋b＋c) | 13,175 | 11,518 | 10,664 | |
| 執行額(百万円) | | 13,139 | 11,435 | 10,578 | |

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費，（事項）国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

# 施策Ⅶ-３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献（モニタリング）

# 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省１－Ⅶ－３）

| | |
|---|---|
| 施策名 | **国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献**<br>本施策評価は，地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「**分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより，我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち，主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，**国際移住機関（IOM）分担金，IOM 拠出金**及び **IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）**の評価を実施する。<br>なお，本施策の目標を達成するための，同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は，「達成手段」欄に記載した。 |
| 評価対象分担金・拠出金名（注） | **国際移住機関（IOM）分担金，IOM 拠出金，IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）** |
| 施策目標 | **国際移住機関（IOM）を通じた女性支援も含めた移民，難民，国内避難民，被災者，人身取引被害者等に対する人道支援により，我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。** |
| 目標設定の考え方・根拠 | 今日の移民は，国境を越える者，国内移住を含めて，有史以来最も多い 10 億人となり，移民・難民問題が世界的に深刻な状況となる中で，IOM の活動は，深刻さを増す難民・国内避難民の問題の解決，さらには，SDGs の達成にも貢献することから，我が国としても IOM と連携した支援の実施により，国際社会の一員として主要な責任を果たす必要がある。また，我が国の IOM を通じた国際貢献に係る長期的な方向性として，SDGs として設定された 17 の国際目標のうち，目標５「ジェンダー平等を実現しよう」（5.2：人身取引や性的搾取等の排除），目標８「働きがいも経済成長も」（8.7：強制労働の根絶，人身取引及び児童労働の撲滅），目標 10「人や国の不平等をなくそう」（10.7：よく管理された移住政策の実施），目標 16「平和と公正をすべての人に」（16.2：子どもに対する虐待，搾取，取引等の撲滅），目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」（17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進）等に寄与する IOM の取組を通じ，女性支援も含めた地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。<br>行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ，我が国重要外交課題の遂行，我が国のプレゼンスの強化，適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。 |
| 施策の概要 | 世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM は，「正規のルートを通して，人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は，移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき，主に紛争・自然災害への対応（難民・国内避難民等への支援），出入国・国境管理能力の強化，海外在住専門家の帰国支援，移住に関する調査・研究等を行っている。我が国は，IOM に対する拠出及び IOM の主要意思決定機関である IOM 総会への積極的な参画等により，移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。 |
| 関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの) | ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）<br>地球規模課題の解決への一層積極的な貢献<br>・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日）<br>第２章７．（１）①外交 |

| 施策の予算額・執行額等（IOM 分担金） | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 677 | 598 | 603 | 615 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 677 | 598 | 603 | |
| | 執行額(百万円) | | 677 | 598 | 603 | |

| 同（IOM 拠出 | 区分 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金) | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 補正予算(b) | 4,115 | 3,350 | 3,021 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 4,115 | 3,350 | 3,021 | |
| | 執行額(百万円) | | 4,115 | 3,350 | 3,021 | |
| 同（IOM拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業）） | 区分 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| | 予算の状況（百万円） | 当初予算(a) | 14 | 23 | 23 | 15 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a＋b＋c) | 14 | 23 | 23 | |
| | 執行額(百万円) | | 14 | 23 | 23 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 政策体系上の位置付け | 分担金・拠出金 | 担当部局名 | 国際協力局，総合外交政策局 | 政策評価実施予定時期 | 令和２年８月 |

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである（ただし，「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した。）。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進　＊

中期目標（--年度）

国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）の目標５「ジェンダー平等を実現しよう」（5.2：人身取引や性的搾取等の排除），目標８「働きがいも経済成長も」（8.7：強制労働の根絶，人身取引及び児童労働の撲滅），目標 10「人や国の不平等をなくそう」（10.7：よく管理された移住政策の実施），目標 16「平和と公正をすべての人に」（16.2：子どもに対する虐待，搾取，取引等の撲滅），目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」（17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進）等に寄与する IOM の取組を通じ，地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

30 年度目標

IOM を通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援，国境管理強化支援，難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により，難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

施策の進捗状況・実績

IOM は 30 年中，164 か国において約 3,000 万人を対象に，避難民支援，元戦闘員の社会復帰支援，コミュニティ支援，第三国定住・帰還・緊急帰国などの移送支援，移民に対する健康診断支援などの人道支援を実施した。30 年度当初予算編成時には予見不可能だった緊急性を要する事案に対しては，30 年度補正予算による拠出を通じて，中東・北アフリカ，サブサハラ・アフリカ及びアジアの，特に治安上の問題等から我が国の援助機関による活動が限定的な国・地域（アフガニスタン，イエメン，トルコ，イラク，コートジボワール，ガンビア，ニジェール，モーリタニア，ベナン，南スーダン，ウガンダ，ケニア，マリ，ブルンジ，レソト，ソマリア，エチオピア及びバングラデシュ）で，干ばつ等の自然災害の被災者への緊急人道支援，保健支援，大規模な人の移動への対応としての国境管理支援，人身売買撲滅・不法移民対策支援，若者や女性の避難民や帰還民に対する職業訓練を通じた雇用促進を通じた生計向上等の支援，避難民を受け入れているホストコミュニティ支援等，社会安定化を図る事業を実施した。我が国は，IOM が 30 年中に実施した SDGs に貢献する 1,200 件以上の案件（案件総額は約 15 億ドル）のうち，27 件（約 4,000 万ドル）を支援し，例えばケニアでは，SDGs の目標１，４，５，８，10，16，17 に該当する国境管理支援やコミュニティ安定化支援，トルコでは，SDGs の目標８，10，11 に該当するコミュニティ安定化支援や生計支援等を実施し，中期目標に掲げる SDGs の目標 5.2，8.7，10.7，16.2，17.17 等の着実な実施を進めた。

IOM は SDGs 推進のため，「2030 開発アジェンダ：実施のためのガイド」を作成し，ワークショップ（７月の「アラブ地域における移住と SDGs：能力向上のためのワークショップ」（於：エジプト）及び 10 月の「プエブラ・プロセス参加国の 2030 開発アジェンダにおける移住の主流化ワークショップ」（於：パナマ））で参加国に共有しつつ，移住と開発，人材育成等における SDGs の進め方や，政策目標における SDGs についての指標設定等についての研修や議論を行った。エジプトでのワークショップにはアラブ地域 13 か国，パナマでのワークショップには，中南米・カリブ海地域等の９か国の政府関係者が参加し，各国の移住に関する施策を SDGs の取組に統合することについての理解を深めた。

また IOM は国連開発計画（UNDP）とともに，2030 開発アジェンダや SDGs の実施について，107 か国に対して各国の開発計画における移住課題の主流化を支援する事業を実施した。例えばエクアドル，ガーナ，エチオピア等では，政府による人の移動に関する計画策定や法制度の整備，関連データの収集や事業の達成状況のモニタリング・評価についての研修を支援した。

普遍的に保健分野の支援を広めるためのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの分野では，ブルガリア，クロアチア，キプロス，ギリシャ，イタリア，スロベニア及びセルビアの７か国で，欧州への移民の電子健康記録を通じて，それまでの移民の治療記録や診断記録，予防接種，投薬治療の記録が，移民の受入地域にも共有され，受入地域での対応の円滑化を図るための支援が実施された。

さらに IOM は，SDGs の目標 8.7（強制労働の根絶，人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて，国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げた Alliance8.7 において，移住アクショングループの共同議長を UNICEF と務め，11 月には，同アクショングループの初会合となる Alliance8.7 戦略計画ワークショップを UNICEF と共催し，活動計画の策定や優先課題を整理するなど，SDGs 推進のための支援を積極的に進めた。

令和元年度目標

IOM を通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援，国境管理強化支援，難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等

の実施により，難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

自然災害，紛争等の要因で世界的に難民・国内避難民等の数が増大している中，難民・国内避難民等に対する支援は，人間の安全保障の観点から重要であり，IOM への拠出を通じた支援による人道状況の改善を把握することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

関連分野の SDGs の各目標の達成に寄与することは，人の移動の問題改善に資する。また，第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）で，「SDGs の達成に向けて，日本が主導してきた「人間の安全保障」の考え方に基づき，「誰一人取り残さない」社会を実現するための取組を進めていく」旨言及されている。

**測定指標２　日・IOM 間のパートナーシップ強化　＊**

中期目標（--年度）

我が国が重視する人道支援，女性支援の取組等を推進するとともに，SDGs の達成に貢献するため，IOM との連携・協力を強化する。

30 年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため，以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

１　IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
２　国連移住グローバル・コンパクトを始めとする国際会議における協力
３　日本企業や日本の NGO との連携促進

施策の進捗状況・実績

１　30 年度中は，IOM 事務局長選挙及び新事務局長就任後の内部の組織再編が行われたこともあり，IOM 幹部の訪日はなかったが，12 月に鈴木外務大臣政務官が「国連移住グローバル・コンパクト採択会合」出席のためモロッコを訪問した際，10 月に就任したヴィトリーノ事務局長と意見交換を実施し，同事務局長の下での新体制においても，人道支援において引き続き日・IOM で緊密に連携していくことを確認した。

２　「国連移住グローバル・コンパクト」は，世界中で大規模に発生している移住・移民に関する課題解決のための国際的協力枠組みを初めて策定するものであり，移住・移民への対応等を巡り各国で意見が対立したが，日本は，30 年度中に６回開催された移住グローバル・コンパクトに関する政府間交渉に参加し，日本のみならず多くの国が受け入れ可能な文言にするよう要請するなど，同コンパクト策定のための議論に貢献した。同コンパクトには，日本が提案した文言の修正が反映され，12 月に採択された。こうした策定プロセス全般において，IOM は，国連で同コンパクトを主導している国際移住担当事務総長特別代表や国連諸機関と連携し，移住に関する専門的知見を提供し，政府間交渉の議題設定や，各国政府の要請を踏まえた案文調整等に協力した。

また，日本は，31 年１月からの同コンパクトの実施・フォローアップにおいて IOM が中心的な役割を果たすことを支持した。その働きかけもあり，国際移住担当事務総長特別代表は，同コンパクトの実施・フォローアップを行うために設置された国連移住ネットワークの調整役を IOM が務め，IOM 事務局長が同ネットワークのコーディネーターとなるとの決定をした。

３　IOM は６月に外務省主催「国連ビジネス・セミナー」に参加した。IOM は日系企業との官民連携を積極的に進めており，30 年２月までに，ケニア，ソマリア，シエラレオネ，エチオピア，モーリタニア，ルワンダ，イラク等で農業，漁業，医療・衛生，生活向上支援，国境管理支援などにおいて日系企業７社と協力していたが，31 年３月までにこれらに加え，バングラデシュでの協力も開始され，また，エネルギー及び二輪自動車の分野で２社との協力が新たに開始されたことにより９社と協力することになった。また，30 年２月までに，ヨルダン，ケニア及びチャドで日本の３NGO 団体と協力して支援事業を実施していたが，31 年３月までに，これらに加えてウクライナでも協力が行われることになり，３NGO 団体と４か国で協力が行われることになった。

令和元年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため，以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

１　IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施

２　日本への外国人受入れも含めたIOMとの協力
３　日本企業や日本のNGOとの連携促進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連関係機関であるIOMとの関係強化は，我が国が世界的に深刻な移民・難民問題の解決への貢献を効果的に進めていく上で重要である。

IOMとの関係強化を図るためには，上記年度目標に掲げた取組を推進することが有効である。

**測定指標３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進　＊**

（本指標による評価対象は，「人身取引被害者の帰国支援事業」。）

中期目標（--年度）

人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行うことを通じ，人身取引問題に対する啓発を図り，特に我が国及び周辺国における再被害を防止する。また，人身取引に関連する国際的な協力枠組みに積極的に参画する。

30年度目標

１　内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき，我が国で人身取引被害に遭い，日本政府により保護された外国人被害者のうち，支援を希望する被害者全員に対する，母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を，政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し，被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。

２　密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋の協力枠組みである「バリ・プロセス」（IOMが事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により，同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや，ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い，アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　政府関係機関や駐日各国大使館，市民団体及びIOM各国事務所等が連携し，５人の外国人被害者を母国に帰国させ，帰国後も一時避難場所や法律支援の提供のほか，医療，教育，職業訓練等の支援を実施した。

２　本事業に関する拠出金のうちの１万ドルが，バリ・プロセスのウェブサイト管理費として活用され，同ウェブサイトを通じ，同プロセスのメンバー国・地域に対する実務者向けガイドラインの策定（31年３月）や，ワークショップの実施（５月，於：タイ）等に係る迅速な情報共有を行い，アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献した。

令和元年度目標

１　「人身取引対策行動計画 2014」に基づき，我が国で人身取引被害に遭い，日本政府により保護された外国人被害者のうち，支援を希望する被害者全員に対する，母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を，政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し，被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。

２　「バリ・プロセス」（IOMが事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により，同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや，ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い，アジア太平洋地域の関係国の実務者の能力向上に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人身取引は国境を越えて行われる組織犯罪であり，我が国で人身取引被害に遭い，我が国で保護された外国人被害者が再度被害に遭わないよう帰国及び帰国後の社会復帰支援を実施し，被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現するためには，世界に所在するIOM事務所及び被害者の母国の政府関係機関と連携を取りつつ，人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進が重要である。

我が国が締結した国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書において，締約国は人身取引被害者に対する援助及び保護を提供すること（上記目標１関連）及び他国と人身取引対策等に関する情報共有を行うこと（上記目標２関連）が義務付けられている。

| 測定指標４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①日本人職員の割合<br>②日本人職員数<br>（注）②は令和元年度から目標設定。 | 中期目標値 | 30 年度 | | 令和元年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | － | ①　1.9% | ①　1.7%<br>②　30 名 | ①　1.8%<br>②　32 名 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

IOM への主要拠出国である我が国としては，日本人職員の増強を通じて日本の顔の見える支援を確保しつつ，人間の安全保障及び SDGs の達成に貢献していくことが求められる。このため，IOM における日本人職員の割合を測定することは，施策の進捗を把握する上で有益である。

IOM では，コスト削減の一環として，幹部職員以外の人件費は本部経費ではなく，プロジェクトベースで捻出するなど節約を進めているほか，任期の短さ（１年以下が多数）や処遇面の条件により必ずしも日本からの応募者数は多くない。他方で，移住・移民への対応の増加に伴い，人件費も含めてドナー国が支援する人道支援案件の増加もあり，全体の職員数が 1,467 人（29 年 12 月現在）から 1,769 人（12 月現在）と大幅に増加している。このような中，日本人職員数は 25 名（29 年 12 月現在）から５名増加し 30 名（12 月現在）となったものの，日本人職員の割合は 1.7%であり，30 年度目標値（1.9%）を下回った。

移住・移民を巡る問題への対応が増加し，この問題が国際的な重要課題となる中，IOM は人事体制も含めた機構改革に着手しており，設立以来最も大きな変革期を迎えている。このため，他のドナー国の支援状況含め全体の職員数の変動が予測し難い状況ではあるが，10 月に就任したヴィトリーノ事務局長の下での新体制においても引き続き日本人職員増強に向け日・IOM で緊密に連携していくことが確認されており，IOM 全体の専門職以上の職員数に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを引き続き重視する観点から目標設定した。また，毎年２名程度の増加を重視することは変わらないことを考慮し，日本人職員数についても新たに目標設定した。

## 達成手段

| 達成手段名<br>（開始年度）<br>（関連施策） | 達成手段の概要 | | | | 関連する測定指標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 予算額計（執行額）<br>（単位：百万円） | | | 当初予算額<br>（単位：百万円） | 行政事業レビュー事業番号 |
| | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | |
| ①国際移住機関（IOM）分担金<br>（６年度）<br>（関連：Ⅵ－１） | 本分担金は，IOM憲章の規定に基づき，IOM本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。<br>本拠出により，アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか，我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。 | | | | 1<br>2<br>4 |
| | 677<br>(677) | 598<br>(598) | 603<br>(603) | 615 | 290 |
| ②国際移住機関（IOM）拠出金（任意拠出金）<br>（６年度）<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され，脆弱な難民・国内避難民の保護支援，国境管理強化支援，難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等に充てられる。<br>本拠出により，アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか，我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。 | | | | 1<br>2<br>4 |
| | 4,115<br>(4,115) | 3,350<br>(3,350) | 3,021<br>(3,021) | 0 | 348 |
| ③国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)(任意拠出金)<br>(17 年度) | 本拠出金は，内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき，国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用，帰国のための航空券代，帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として，IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。<br>IOMを通じた我が国の貢献は，我が国で保護された外国人人身取引被害者の | | | | 3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅱ－１） | 出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに，アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか，我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。 | | | | |
| | 14<br>(14) | 23<br>(23) | 23<br>(23) | 15 | 339 |
| その他の分担金・拠出金 | | | | | |
| エスカップ基金(ESCAP)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 52 年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は，国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり，アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため，多様な会合やワークショップ等の開催や，他の国際機関等との連携による事業の実施等により，各国における開発や，政策決定者・実務者の能力向上等を行い，域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに，域内協力の推進に寄与している。エスカップ基金（JECF）を通じて拠出することで，我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について，我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。<br>本拠出金によるJECFを通じた支援の対象は,ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催，各国の政策決定者・実務者に対する研修，訓練，技術指導の提供等の技術協力事業である。 | | | | － |
| | 100<br>(100) | 3<br>(3) | 3<br>(3) | 3 | 285 |
| 国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA)拠出金(ARTF)<br>(19 年度)<br>（関連：Ⅵ－１） | 世銀が管理する本基金は，アフガニスタンの持続可能な開発に向けて，効果的・効率的な支援が一層重要になっている中，同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。<br>本基金への拠出を通じて，アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに，同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図る。 | | | | － |
| | 1,468<br>(1,468) | 255<br>(255) | 250<br>(250) | 0 | 286 |
| アジア開発銀行(ADB)拠出金(AITF)<br>(22 年度)<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，アジア開発銀行（ADB）が管理するアフガニスタンインフラ信託基金（AITF）への拠出金を通じて，交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。<br>治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて，自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには，安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い,パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め,地域経済に統合されていくことが不可欠であり，本拠出金は地域連結性の向上とともに，広域な地域における経済活性化に資する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 287 |
| 国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金<br>(昭和 62 年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | UNIDOの運営費，人件費，調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出（通常予算）に対する分担金を負担。UNIDOは，（１）開発途上国における工業化政策，工業計画の立案，企画等についての助言及び勧告，（２）専門家派遣による開発途上国での直接技術指導，（３）開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋，（４）開発途上国の研究，技術開発等に対する機材供与，（５）工業技術，投資，財政，生産，経営計画立案に関する資料収集，分析及び情報交換の促進，（６）民間企業を含めた専門家会議，研究，討論会等の開催を実施。<br>開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り，世界的，地域的及び国家的なレベルにおいて，部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし，持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。また，日・UNIDO間のパートナーシップを強化し，人間の安全保障，アフリカ支援，環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに，我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開，国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1,713<br>(1,713) | 1,394<br>(1,394) | 1,324<br>(1,324) | 1,147 | 288 |
| アジア生産性機構(APO)分担金<br>(昭和 36 年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | APOは,アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本分担金は，APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APOは分担金及び拠出金により年間約190件のプロジェクトを実施しており,主要なものとして,①加盟国･地域の民間企業関係者及び生産性本部(国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関)関係者を対象とした研修，セミナー，調査，会議，②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。<br>我が国で開発された生産性向上の手法をAPOを通じ積極的に普及することにより，我が国は，加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また，APOに対する我が国の貢献は，我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。 | | | | － |
| | 736<br>(736) | 626<br>(626) | 637<br>(619) | 590 | 289 |
| 気候変動枠組条約拠出金<br>(５年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金である。<br>UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで，本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め，全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。 | | | | － |
| | 266<br>(266) | 218<br>(218) | 233<br>(233) | 288 | 291 |
| 生物多様性条約拠出金<br>(義務的拠出金)<br>(５年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，生物多様性の保全，その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は，隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は，締約国会議の開催準備，締約国会議の決定事項の推進，各種報告書の作成，他の関係国際機関との協力，開発途上国の支援，普及啓発，情報提供等を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 206<br>(206) | 199<br>(199) | 172<br>(172) | 176 | 292 |
| 気候変動枠組条約（京都議定書)拠出金<br>(17 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。<br>UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで，京都議定書の円滑な履行に資する。 | | | | － |
| | 143<br>(143) | 118<br>(117) | 125<br>(82) | 68 | 293 |
| 国際熱帯木材機関(ITTO)分担金<br>(昭和 59 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本分担金は，国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。<br>本分担金を通じて我が国は，違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等，地球規模の課題解決に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 108<br>(99) | 91<br>(91) | 106<br>(106) | 106 | 294 |
| 砂漠化対処条約拠出金<br>(義務的拠出金)<br>(７年度)<br>(関連：Ⅵ－ | 本拠出金は，砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は，締約国会議（COP）や補助機関会合の準備，条約に基づく報告書のとりまとめ，他の国際機関との協力，COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。<br>本拠出金を通じて，我が国は，地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し，我が国の方針を反映させつつ，国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２） | に大きく貢献している。 | | | | |
| | 111<br>(111) | 100<br>(100) | 89<br>(89) | 94 | 295 |
| バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)<br>(５年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は，締約国会議（COP）や補助機関会合の準備，条約に基づく報告書のとりまとめ，他の国際機関との協力，COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。<br>本拠出金を通じて，我が国は，地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し，我が国の方針を反映させつつ，国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。 | | | | － |
| | 78<br>(78) | 69<br>(69) | 65<br>(65) | 64 | 296 |
| 野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)<br>(昭和 55 年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。<br>同事務局は，条約信託基金の資金により，①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ，②条約実施のための各国の法令整備，執行，研修の支援，③条約の実施に係る勧告の作成，④問題のある取引等についての通報・注意喚起，⑤条約附属書の編集，⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出，⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 80<br>(78) | 64<br>(64) | 65<br>(65) | 64 | 297 |
| 水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)<br>(２年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする，ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は，同条約事務局により，①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ，②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理，国別報告書のとりまとめの支援，③湿地保全区に関する助言，広報，普及啓発等の業務を行うために用いられる。<br>本拠出金を通じて我が国は，水鳥を含む多くの生物の生息地になるとともに気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて，我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。 | | | | － |
| | 67<br>(67) | 53<br>(53) | 53<br>(53) | 53 | 298 |
| オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)<br>(２年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は，①締約国会合（MOP）の開催，②公開作業部会の開催，③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表，④その他MOPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，規制対象物質の特定，同物質の削減，非締約国からの規制物質の輸入禁止，開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 55<br>(55) | 61<br>(61) | 60<br>(60) | 56 | 299 |
| 国際自然保護連合(IUCN)拠出金(義務的拠 | 本拠出金は，国際的な野生動植物の保護，自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施，各種勧告の採択，開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とするIUCN事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は，４年に１度開催される世界自然保護会議（総会）にお | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 出金)<br>(7年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | いて，一般方針の決定，各種プログラムと予算の承認，IUCNの全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより，環境分野における国際的な規範作りを担っている。<br>本拠出金を通じて，我が国は，国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて，自然・環境・天然資源の保全に貢献している。 | | | | |
| | 62<br>(62) | 55<br>(55) | 56<br>(56) | 56 | 300 |
| ストックホルム条約(POPs 条約)拠出金(義務的拠出金)<br>(18年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，毒性が強く，残留及び生物蓄積性，長距離にわたる環境における移動の可能性を有し，人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類，PCB，DDT等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)に対応することを目的とした「ストックホルム条約(POPs条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は，①締約国会議（COP）及び補助機関会合の準備並びに役務の提供，②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供，③他の関係国際機関・団体の事務局との調整，④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供，⑤本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行等の業務を実施している。<br>本拠出金を通じて，我が国は，我が国の実情を反映させつつ，残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。 | | | | － |
| | 51<br>(51) | 46<br>(46) | 42<br>(42) | 41 | 301 |
| 世界遺産基金分担金<br>(5年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | 世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により，世界遺産一覧表の作成，顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究，専門家派遣，研修，機材供与，資金協力等の国際的援助等，条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については，作業指針に基づいて，世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21か国で構成)が決定する。<br>我が国は，世界遺産基金を通じ，人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。 | | | | － |
| | 38<br>(38) | 35<br>(35) | 35<br>(35) | 31 | 302 |
| 無形文化遺産基金分担金<br>(18年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | 無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。(注：同条約は，15年ユネスコ総会において採択，18年4月に発効した。我が国は，他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており，条約交渉段階から議論を主導し，16年にいち早く締結した。)<br>本分担金などの各国の拠出から成る無形文化遺産基金により，「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成，専門家の提供，必要な職員の養成，設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等，条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については，締約国会議が定める指針に基づいて，政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24か国で構成)が決定する。<br>我が国は，同基金を通じ，無形文化遺産の国際的な枠組みの下での保護に重要な役割を果たしている。 | | | | － |
| | 38<br>(38) | 35<br>(35) | 35<br>(35) | 31 | 303 |
| 生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金)<br>(17年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，生物多様性条約に基づき，特に国境を越える移動に焦点を合わせて，生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（遺伝子組換え生物等）の安全な移送，取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は，締約国会合の準備，議定書・締約国会合により課された任務の遂行，各種資料の作成，他の国際機関との調整，開発途上国の支援，普及啓発，情報交換センターの運営などの業務を実施している。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 本拠出金を通じて我が国は,遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送,取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。 | | | | |
| | 44<br>(44) | 42<br>(42) | 42<br>(21) | 37 | 304 |
| 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金)<br>(８年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，日本，中国，韓国及びロシアの４か国の陸域に囲まれた閉鎖性海域である日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが，海洋環境データの共有，汚染物質のモニタリング，油流出緊急時計画の作成，漂流・漂着ゴミ対策を実施している。<br>我が国は，事務局機能を果たす地域調整部を富山に置くNOWPAPにおいて，政府間会合等の下での，日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 33<br>(33) | 30<br>(30) | 31<br>(31) | 30 | 305 |
| ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金(義務的拠出金)<br>(17年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し，その情報を各国間で共有した上で，当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は，①締約国会議（COP），補助機関会合の準備及び役務の提供,②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供,③他の関係国際機関・団体の事務局との調整，④本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行，等の業務を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ，有害な化学物質の適正な管理に寄与している。 | | | | － |
| | 34<br>(34) | 32<br>(32) | 35<br>(35) | 34 | 306 |
| オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出金)<br>(２年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は,地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は,①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関連会合の開催,②オゾン研究管理者会議の開催，③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動,④ウェブサイトの運営，COPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，フロン等のオゾン層破壊物質から，生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。 | | | | － |
| | 8<br>(8) | 7<br>(7) | 8<br>(8) | 9 | 307 |
| 南極条約(義務的拠出金)<br>(16年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は,南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり,我が国を含めた南極条約協議国（29か国）が負担している。南極事務局は，年１回，「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し，南極に係る喫緊の問題を議論し，必要な規範作りを行っている。また，南極基地の査察の報告等も行い，各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。<br>本拠出金を通じて我が国は，協議国の資格を保持し，会議への参加・交渉等により，南極における我が国の利益を確保するとともに，南極観測の円滑化に貢献する。 | | | | － |
| | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2 | 308 |
| コロンボ計画分担金<br>(昭和31年度)<br>(関連：Ⅵ－ | コロンボ計画は，昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。本分担金は,南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお,分担金は全加盟国による一律同額負担である。<br>コロンボ計画を通じた我が国の貢献は,南南協力の積極的な推進に寄与する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1） | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 2 | 309 |
| 国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 42 年度)<br>(関連：Ⅵ－1） | UNHCRは，パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には，①難民に対する国際的保護の付与，②緊急物資の配布等による支援，③自発的帰還，現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。<br>UNHCRを通じた我が国の貢献は,難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより，我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。 | | | | － |
| | 14,621<br>(14,621) | 11,715<br>(11,715) | 11,719<br>(11,719) | 4,197 | 310 |
| 国際連合児童基金(UNICEF) 拠出金<br>(昭和 27 年度)<br>(関連：Ⅵ－2） | UNICEFは子どものための活動（教育，保健，衛生，子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために，保健，HIV/AIDS，水・衛生，栄養，教育，子どもの保護等の分野において，自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し，政策の提言，立案，実施等を支援する。UNICEFは，持続可能な開発目標（SDGs）の多くの分野をカバーし，我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。<br>我が国は，UNICEFに対する拠出を通じ，全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。 | | | | － |
| | 12,087<br>(12,087) | 8,191<br>(8,191) | 7,967<br>(7,967) | 2,130 | 311 |
| 国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金（任意拠出金）<br>(昭和 38 年度)<br>(関連：Ⅵ－1） | 本件拠出は，食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者，難民・国内避難民等に対する緊急支援，②世界の食料安全保障の推進，及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。<br>本件拠出は，飢餓・貧困対策，母子の栄養強化，学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに，我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する。 | | | | － |
| | 10,805<br>(10,805) | 7,986<br>(7,986) | 8,286<br>(8,286) | 529 | 312 |
| 世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金<br>(13 年度)<br>(関連：Ⅵ－2） | 途上国におけるエイズ，結核，マラリアの三大感染症による感染，死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い，支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し，また，保健システムを強化することで，SDGsの達成に寄与する。グローバルファンドは，我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約120の国と地域に対して支援を行い,三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は，エイズ20%，結核65%，マラリア57%であり，開発途上国に対して大きな影響力を有する。<br>グローバルファンドを通じた我が国の貢献は，こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ，SDGsの達成，及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義。 | | | | － |
| | 32,500<br>(32,500) | 34,675<br>(34,675) | 39,000<br>(39,000) | 906 | 313 |
| 国際連合開発計画(UNDP) 拠出金(コア・ファンド)<br>(昭和 41 年度)<br>(関連：Ⅵ－2） | UNDPは，国連内で開発に携わる計32機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり，開発分野における高い専門的知見と経験，グローバルなネットワークを有している。UNDPは，持続可能な開発目標の実施，人間の安全保障の推進，防災・女性等，我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから，我が国はUNDPへの拠出を通じて,開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に,UNDPに対する発言力・影響力を確保することを目的とする。<br>UNDPは,「貧困の撲滅，不平等と排除の大幅是正」を目標として，持続可能な開発プロセス，包摂的で効果的な民主的ガバナンス，強靭な社会の構築を重点分野とし，途上国のニーズに即した支援を170の国・地域で実施している。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | UNDPコア・ファンドはUNDPの通常財源であり，特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費，及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。 | | | | |
| | 7,019<br>(7,019) | 7,032<br>(7,032) | 7,160<br>(7,160) | 7,102 | 314 |
| 赤十字国際委員会(ICRC)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 35 年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | 我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で，時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会(ICRC)に対する本拠出は，紛争犠牲者の保護を中心として，医療支援，食料・生活物資等の支給，飲料水供給，衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。<br>ICRCを通じた我が国の支援により，世界の平和と安定に資するのみならず，紛争の影響を受けた人々への支援を通じ，我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。 | | | | － |
| | 4,237<br>(4,237) | 2,391<br>(2,391) | 2,401<br>(2,401) | 187 | 315 |
| 国際連合人口基金(UNFPA)拠出金<br>(昭和 46 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は,UNFPAの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」に用いられる。<br>人口，リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとって重要であり,この分野の主導的国連機関であるUNFPAを通じた我が国の貢献は，人間の安全保障に資する母子保健の推進，家族計画に関する情報やサービスの提供，性感染症やHIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに，SDGs達成に資する。 | | | | － |
| | 3,775<br>(3,775) | 3,591<br>(3,590) | 3,259<br>(3,259) | 1,976 | 316 |
| 国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS)拠出金(任意拠出金)<br>(８年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | UNMASへの拠出金は以下の支援に用いられる。<br>１　地雷等埋没状況調査<br>２　地雷回避教育支援<br>３　地雷除去支援<br>４　武器の安全管理<br>５　地雷被害者の社会復帰支援<br>６　地雷の脅威なき世界への啓発<br>UNMASを通じた我が国の貢献は，地雷の除去等，紛争からの復興に欠かせない支援であり，地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるもの。 | | | | － |
| | 1,424<br>(1,424) | 1,033<br>(1,033) | 939<br>(939) | 9 | 317 |
| 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 28 年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | 本拠出金は，ガザ地区，ヨルダン川西岸，ヨルダン，レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。<br>本件拠出は，教育，医療・保健，救済(住宅改善支援など)等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに，我が国が重点外交政策として推進している「人間の安全保障」の実現，中東地域の安定，中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。 | | | | － |
| | 3,595<br>(3,595) | 2,776<br>(2,776) | 2,764<br>(2,764) | 199 | 318 |
| 国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 46 年度) | CGIARは国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて,開発途上国における食料増産，生産性改善を図ることにより，途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。<br>CGIAR傘下の各研究センターは,開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業（林業，水産業を含む）研究を実施しており，本事業は，研究センターに対し,我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には,一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつ | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅵ－２） | つ，農作物の遺伝資源の保存・評価，適正な品種の開発・提供，病虫害対策，水資源等の天然資源の管理・保全，食料・農業政策形成のためのデータ分析提供，開発途上国の農業研修等を実施。その際，JICAや我が国民間セクターとの連携や，我が国研究者の参画を重視。<br>我が国は，設立以来，アジア先進国代表の理事国として，CGIARの組織運営にも主導的に関与しており，我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ，各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR傘下の研究センターには，日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。<br>CGIARを通じ,我が国が重視する政策内容を反映しつつ,各国の農業研究機関,民間セクター，NGO等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業，水産業を含む）研究を促進することに寄与している。（Science誌の試算方法によると，我が国の研究者が貢献した「緑の革命」（コメ，小麦の品種開発）の経済効果は，2000年時点で約5,000億円とされるように，農業研究を通じた技術革新には，大きな経済的潜在価値がある。） | | | | |
| | 196<br>(196) | 214<br>(214) | 203<br>(203) | 119 | 319 |
| 国際家族計画連盟（IPPF）拠出金<br>（昭和 44 年度）<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，世界約170か国において約140の加盟協会を有し，人口，リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行うIPPFの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられるIPPFコア・ファンド及びコミュニティ・レベルで，特に脆弱層に対して包括的・統合的なHIV及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。<br>人口，リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標(SDGs)の達成にとって重要であり，IPPFを通じた我が国の貢献は，人間の安全保障に資する母子保健の推進，家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供，性感染症やHIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに，SDGs達成に資する。 | | | | － |
| | 1,067<br>(1,067) | 963<br>(963) | 768<br>(768) | 679 | 320 |
| 人間の安全保障基金拠出金<br>（12 年度）<br>（関連：Ⅵ－２） | 人間一人ひとりに着目し，人々が恐怖と欠乏から解放され，尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり，国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は，具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。<br>人間の安全保障基金は，人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して11年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については，人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため，本基金を活用する案件は，国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して，貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として，人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な２本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については，同基金を活用した広報資料の作成と発信，セミナー等の開催を支援する。また，途上国におけるプロジェクトは，実施を通じて裨益コミュニティのみならず，実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。<br>同基金への拠出を通じ，「人間の安全保障」の知名度を高めることは，同概念を重視する日本のイメージと直結し，国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また，グローバル化が進み，世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中，本拠出金を通じて紛争やテロ，貧困，感染症，環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは，日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし，日本自身の平和と繁栄の維持に資する。 | | | | － |
| | 852<br>(852) | 781<br>(781) | 988<br>(988) | 767 | 321 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Gavi ワクチンアライアンス拠出金<br>(23 年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | Gaviワクチンアライアンスは，12(2000)年に設立され，開発途上国を対象に，以下を目標とし，活動を行っている。<br>１　平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化<br>２　保健システム強化にあたり，その一部としての予防接種の効率性と有効性の向上<br>３　各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善<br>４　ワクチン及び他の予防接種関連品の市場形成<br>Gaviワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は，予防接種率の向上を通じ，子どもたちの命と人々の健康を守ること，ひいては持続可能な開発目標達成に寄与する。 | | | | － |
| | 2,300<br>(2,300) | 2,090<br>(2,090) | 2,131<br>(2,131) | 17.7 | 322 |
| 国際連合人間居住財団(UN-HABITAT)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 59 年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | UN-HABITATは，人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり，本拠出は，UN-HABITAT，特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また，本活動は，九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。<br>プロジェクトの実施支援を通じ，持続可能な都市化，スラム改善，防災・復興等，人間居住に係る課題の改善に貢献する。 | | | | － |
| | 1,418<br>(1,418) | 1,110<br>(1,110) | 1,601<br>(1,601) | 9 | 323 |
| 国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 53 年度)<br>(関連：Ⅵ－１) | OCHAは，世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際，各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ，各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また，統一アピールの作成，自然災害及び紛争が発生した際，関連情報を24時間インターネット上で迅速に配信するリリーフウェブの運営，国際人道問題に関する調査，評価及び政策形成，理解促進等，人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は，国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており，国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において，効率的・効果的な活動を行う上で，OCHAによるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。29（2017）年には38の統一アピールを発表し，世界中で約5,000万人が裨益した。本拠出金は，OCHAの活動を支援するものである。<br>本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより，効果的・効率的な人道支援の実現，我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。 | | | | － |
| | 731<br>(731) | 632<br>(632) | 621<br>(621) | 129 | 324 |
| 初等教育関係(GPE)拠出金<br>(19 年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 教育は他者や異文化への理解を育み，平和を支える礎となるもので，我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）（旧称FTI）は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり，持続可能な開発目標（SDGs）の教育分野の目標（ゴール４）を全ての国が達成できるよう，支援対象国（低所得国を中心とした68か国）が策定する教育セクター計画に基づき，GPE基金（ドナーからの拠出金）から資金援助を行うとともに，各種能力構築支援を実施。<br>我が国はGPEへの拠出を通じ，低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し，人間の安全保障の推進に貢献する。 | | | | － |
| | 232<br>(232) | 115<br>(115) | 361<br>(361) | 91 | 325 |
| 中央緊急対応基金(CERF)拠出金(任意拠出金)<br>(20 年度) | 中央緊急対応基金(CERF)は，国連人道支援改革の一環として設置されたものであり，突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより，被害の拡大を最小限にすること，及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。CERFは，大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には， | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (関連：Ⅵ－1) | 活動を行う国際機関が，初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を，緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し，要件に該当する場合には，同事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ，国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ，緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。<br>同基金への拠出を通じて，我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに，最も脆弱な人々を支援する。 | | | | |
| | 154<br>(154) | 154<br>(154) | 152<br>(152) | 75 | 326 |
| 国際連合大学拠出金<br>(昭和 49 年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | 本拠出金は，国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され，本部を日本に置く国連機関である。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し，その活用により，地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また，調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし，研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障，平和，ガバナンス，社会経済的開発，環境(特に，資源保護の管理，気候変動，エネルギー)など，政策決定における活用を念頭に置いたものである。<br>こうした国連大学に対する我が国の支援は，国連大学の学術研究，教育，出版，国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し，国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする本部機能の基盤を下支えしている。 | | | | ― |
| | 166<br>(166) | 173<br>(173) | 173<br>(173) | 156 | 327 |
| 国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金<br>(昭和 46 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 地域開発に関する総合的機能を持った機関として，開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境に配慮した地域開発の観点から，環境省と連携して環境的に持続可能な交通（EST)，３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル)，地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ(IPLA)について，アジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。<br>具体的には以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。<br>１　開発途上国の行政官等を対象とした，地域開発の能力向上のための研修<br>２　研修用の教材開発を兼ねた調査研究<br>３　政策フォーラムの開催<br>４　政府機関，NGO，大学等の要請に基づく各種助言<br>５　関連する情報交流のネットワークの確立 | | | | ― |
| | 100<br>(100) | 90<br>(90) | 85<br>(85) | 77 | 328 |
| 国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 62 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。<br>熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ，我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。 | | | | ― |
| | 118<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 15 | 329 |
| 国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 48 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | UNEPは，地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり，環境分野での国際協力を促進するための政策提言，国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示，国連システム内の政策実施報告の査収，科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進，途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，二年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき，多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進，地球環境のモニタリング，途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。 | | | | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 118<br>(118) | 106<br>(106) | 219<br>(219) | 48 | 330 |
| 国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)(任意拠出金)<br>(21年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 我が国は，平和構築・開発分野の人材育成事業を実施しており，同事業の海外実務研修として，平和構築・開発の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり，効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用している。本拠出金は，同事業の研修に参加する日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。<br>上記取組は，平和構築・開発の現場で活躍出来る文民専門家の育成及び平和構築・開発の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与する。 | | | | － |
| | 82<br>(82) | 82<br>(82) | 82<br>(82) | 58 | 331 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金)<br>(昭和53年度)<br>(関連：Ⅰ－5) | 本件基金では，UNDPエルサレム事務所を通じ，パレスチナ自治政府とも協議を行い，先方のニーズを踏まえつつ，イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた，パレスチナの民政安定と，パレスチナの国造り，人づくりを支援するため，中・長期的な観点から，パレスチナの行政能力向上，経済開発，改革支援，双方の信頼醸成に資する案件を形成し，実施する。案件実施の際には，プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており，パレスチナ人の能力強化，パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。<br>「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は，中東和平実現の唯一の方途である，イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国造り」，「人づくり」に寄与するとともに，パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し，和平実現への適切な環境を醸成する。 | | | | － |
| | 68<br>(68) | 68<br>(68) | 68<br>(68) | 60 | 332 |
| 国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター拠出金(任意拠出金)<br>(３年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 国際環境技術センター(IETC)は，UNEP管理理事会決定に従い，途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には，国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催，調査報告書の作成，廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。<br>本拠出金を通じて我が国は，大阪に事務所を置くIETCが実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 57<br>(57) | 28<br>(28) | 27<br>(27) | 21 | 333 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)(任意拠出金)<br>(８年度)<br>(関連：Ⅰ－6) | 本拠出金は，UNDPによるアフリカの抱える諸課題の解決に資する事業や，アフリカ開発会議(TICAD)関連会合の運営に活用され，日本の対アフリカ外交の中核をなすTICADプロセスを着実に推進することを目的とする。特に，日本政府単独では実施が困難な事業の実施や，TICAD共催者間の各種調整の円滑化や関係強化を目指している。<br>本拠出金を通じてUNDPのノウハウやネットワークを活用し，TICADにおける主要アジェンダに取り組むことで，アフリカの抱える諸課題の解決に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 194<br>(194) | 108<br>(108) | 108<br>(108) | 95 | 334 |
| 国連防災機関(UNDRR)拠出金<br>(16年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | UNDRRは，防災に特化した唯一の国際機関であり，国際防災協力を推進している。具体的には，第２回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組(HFA)は各国がその実施を要請されており，UNDRRはその実施を支援するとともに，進捗のモニタリング及び報告を行っている。また，その後継枠組にあたる「仙台防災枠組2015-2030」は，27年３月に仙台市で開催された第３回国連防災世界会議において，コンセンサスで採択された。我が国は，防災大 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 国としての経験・知見をいかし，国際防災協力を積極的に進めつつ，同事務局の活動を支援している。<br>UNDRRを通じて，以下の活動を実施することにより，主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。<br>１　第３回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進及びそのフォローアップ<br>２　各国政府，国際機関，地方自治体，防災センター，有識者等の協調・連携強化<br>３　防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む） | | | | |
| | 252<br>(252) | 476<br>(476) | 485<br>(485) | 485 | 335 |
| アジア生産性機構(APO)拠出金<br>(昭和 36 年度)<br>(関連：Ⅵ－１) | APOは,アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本拠出金は，アジア諸国の中で特に生産性に課題が多い国において，APOによる生産性向上に向けたアクション・プランの作成等を支援する活動経費に充てられる。<br>本拠出を通じ，加盟国が生産性向上を図る上で求められる組織・制度強化に貢献するとともに，我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し，加盟国・地域の生産性向上を通じた発展に寄与する。また，関係の産業人材が育成されることにより,日本企業の海外進出基盤整備にも資する。 | | | | － |
| | 29<br>(29) | 24<br>(24) | 20<br>(20) | 13 | 336 |
| 国際連合ボランティア計画拠出金(日本 UNV 協力事業)<br>(６年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立されたUNVの活動を支援するとともに，日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し，我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。<br>途上国において，その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し，日本人の国連ボランティアを派遣（ボランティア派遣のための経費は現地生活費，住居費，渡航費等のみ)。 | | | | － |
| | 25<br>(25) | 20<br>(20) | 19<br>(19) | 12 | 337 |
| ハイレベル政治フォーラム拠出金(旧・持続可能な開発委員会拠出金)(任意拠出金)<br>(13 年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには，全ての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠である。本拠出金を通じて我が国は，各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上，開発途上国代表の会合参加，条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催，条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。<br>本拠出金を通じて我が国は，多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 17<br>(17) | 14<br>(14) | 14<br>(13) | 8 | 338 |
| 経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金<br>(７年度)<br>(関連：Ⅵ－１) | 本拠出金は，持続的，包摂的かつ持続可能な経済成長，貧困撲滅，途上国の人々の生活水準の改善を含む，持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に貢献するための，開発協力・政策促進を目的とした，援助統計，相互レビュー，援助の質の向上等に関するDAC（開発援助委員会）の活動に充てられる。<br>本拠出金を通じてDACの活動に参画することで,日本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。 | | | | － |
| | 12<br>(12) | 12<br>(12) | 12<br>(12) | 12 | 340 |
| 国際開発教育・研究機関拠出金(任意拠出金) | 本拠出金は,リモートセンシング・地理情報(RS－GIS)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において，知名度が高く，高い教育レベルを有し，日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学(AIT)を支援することにより,同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (昭和 45 年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | 特に，近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では，東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁することから，同分野を中心とした支援を実施する。<br>こうした我が国の支援は，東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに,我が国がASEANとともに進めている「日･ASEAN防災協力強化パッケージ」に資する。 | | | | |
| | 12<br>(12) | 12<br>(12) | 12<br>(12) | 9 | 341 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)<br>(15 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 国連持続可能な開発グループ（開発関連機関32機関で構成）の副議長を務め，開発分野の中核的機関であるUNDPの高い専門的知見，経験，グローバルなネットワークを活用し，各国・地域において我が国の二国間援助を補完し，また，相乗効果を生み出す事業を実施する。特に，UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで，国際機関における我が国のビジビリティを向上させ，日本人職員の増強に貢献し，もって日本とUNDPとのパートナーシップを強化する。我が国とUNDPとの共通の重点分野である，持続可能な開発目標(SDGs)の達成，人間の安全保障，防災，女性のエンパワーメント，ガバナンス，危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に，UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を主に実施する。<br>UNDPによる途上国薬事行政担当省等の能力強化等を通じ，医薬品がスムーズに供給され，活用されうる体制構築に貢献することで，GHITによる治療薬等の研究開発の推進との連動の下，途上国に蔓延する顧みられない熱帯病等の対策に貢献する。 | | | | － |
| | 6,740<br>(6,740) | 7,800<br>(7,800) | 7,977<br>(7,977) | 215 | 342 |
| 世界蔬菜センター(WorldVeg)拠出金<br>(昭和 46 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 世界蔬菜センター（アジア蔬菜研究開発センターより20（2008）年に改称。略称はWorldVegを維持）は，開発途上国の貧困削減のため，蔬菜（野菜）類の生産技術の維持・改良及び，効率的な市場流通機構等の調査・研究，並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVegによる以下の活動及びこれを支えるWorldVegの運営経費を支援する。<br>（１）研究活動（品種の育種・改良，土壌分析及び肥料施肥法の改良，栽培法の研究，収穫物の加工法及び流通面の研究)，（２）現場出張サービスプログラムの実施，（３）遺伝資源の保存，（４）種子の配布，（５）開発途上国の国別研究強化のための支援，国際シンポジウム，セミナー及びワークショップの開催，（６）訓練コースによる研修生教育，（７）情報提供サービス等。<br>本事業は，WorldVegの事業を支援することにより，環境に配慮しつつ，開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り，途上国の貧困削減，持続可能な開発に貢献する。また，事業実施においては，我が国民間セクターが参画し，WorldVegが保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており，我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。 | | | | － |
| | 1<br>(1) | 1<br>(1) | 1<br>(1) | 1 | 343 |
| 国際連合訓練調査研究所（UNITAR）拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 40 年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | UNITARは訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり，国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて，開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする(UNITARはジュネーブ本部のほか，ニューヨークと広島に事務所を設置)。<br>UNITARはSDGsの推進を最大の目標に掲げ，SDGsの４つの柱（①People，②Prosperity，③Planet及び④Peace）に沿って，様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練，研修事業等を実施し，途上国等の行政官等の能力向上，人材育成に貢献。毎年約600の研修，ワークショップ，eラーニングコースを実施している。特に，広島事務所では，これらの重点分野を踏まえ，広島の特性・資源をいかした，平和構築，軍縮不拡散,防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。<br>UNITARのアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して，広島県等の地方自治体等とともに，その活動の適切な実施を支援することで， | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 防災，核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。 | | | | |
| | 158<br>(158) | 167<br>(167) | 180<br>(180) | 41 | 344 |
| アフリカ地域機関拠出金(任意拠出金)<br>(８年度)<br>(関連：Ⅰ－６) | 近年，アフリカの平和・安全保障分野，特に紛争予防・紛争解決分野においては，アフリカ自身の取組（調停，ミッションの派遣，選挙監視団派遣，早期警戒システム等）の重要性が増している。また，アフリカ連合(AU)は，14(2002)年にアフリカ統一機構（OAU）から発展改組される形で設立されて以降，平和・安全保障分野を中心に活動し，近年では社会・経済開発に関連する幅広い分野においてアフリカの発展に貢献してきている。これまで，本拠出金をAUに対し拠出し，北部ブルキナファソにおけるレベル２病院の展開，アフリカ疾病対策予防センター（CDC）の設立及び活動，社会・経済及び政治部における女性のエンパワーメント，西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に係るAU支援（ASEOWA）ミッション，アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション支援等に活用してきた。<br>こうしたAUを通じた我が国の貢献は，アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。 | | | | － |
| | 30<br>(30) | 110<br>(110) | 302<br>(302) | 0 | 345 |
| 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金<br>(昭和37年度)<br>(関連：Ⅲ－１) | 本分担金は加盟国の義務的分担金であり，ユネスコの通常予算を支弁するもの。加盟国からの分担金により，ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営，執行委員会及び総会の開催)，及び，ユネスコが取り組む教育，自然科学，人文･社会科学，文化，情報･コミュニケーションの５分野における国際的な知的協力・倫理的活動，加盟国の能力開発等に関する各種事業，法規範設定等を実施している。<br>我が国は，ユネスコの所掌分野である教育，科学，文化，コミュニケーションへの貢献を通じて国家間の協力を促進し，世界の平和と安全に寄与することを目的とする。我が国としては，文化の分野における国際規範の整備等の国際貢献を通じ，各国の人々による経済社会開発を支えることにより，親日感の醸成との目標を掲げており，本件は，この目標に資するものである。<br>具体的には，世界遺産や無形文化遺産の保護，持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する国際的な枠組みの策定や高等教育分野の国際化，スポーツやジェンダーへの取組，「世界の記憶」事業の制度改善等に寄与する。 | | | | － |
| | 3,775<br>(3,736) | 3,417<br>(3,417) | 3,476<br>(3,476) | 3,095 | 346 |
| オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)<br>(３年度)<br>(関連：Ⅵ－２) | 本拠出金は，地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け，オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産･消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出，締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により，オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。<br>本件拠出を通じて我が国は，オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進，また先進締約国が持つODS削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる，より効果的かつ効率的なODS対策の実現に大きく寄与している。 | | | | － |
| | 2,627<br>(2,627) | 2,761<br>(2,761) | 2,596<br>(2,596) | 2,622 | 347 |
| 国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)拠出金(任意拠出金)<br>(昭和 63 年度) | 国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)は，自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動，災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また，IFRCは現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため，政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根に密着した迅速な対応を行っている。<br>IFRCを通じた我が国の支援により，平和と安定の促進を図り，我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （関連：Ⅵ－１） | 567<br>(567) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 349 |
| 国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS)拠出金(任意拠出金)<br>(22年度) | アフリカ地域や中東地域等において，国内や周辺国で発生した紛争やテロ活動の影響を受け発生した難民や国内避難民支援，治安の安定化支援等，緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有するUNOPSを活用し，同地域における我が国の二国間援助を補完し，更なる効果を発現する事業を実施する。<br>UNOPSは，人道，平和構築，開発支援の分野において，インフラ整備や調達等のサービスを通じ，安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。 | | | | － |
| （関連：Ⅵ－２） | 2,439<br>(2,439) | 1,804<br>(1,804) | 1,994<br>(1,994) | 0 | 350 |
| 国際連合工業開発機関(UNIDO)拠出金<br>(昭和62年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業に活用される。紛争地域における社会安定化支援として，リベリアで脆弱な人々及びコミュニティの生活を改善することによる社会安定化の促進を目的として，多国籍企業と緊密に連携しつつ技術及び職業訓練を提供する。南スーダン，ガボンでは，食の質及び安全の向上のための研修や評価の実施，バリューチェーンの構築等を実施することにより，両国で喫緊の課題となっている食料安全保障の強化を行う。また，食料や雇用の不足等の問題が深刻であるレバノン，イラク，シリアにおいて，中小・零細企業への支援や職業訓練所の復興・再建や就職支援を通じて，国内避難民の帰還の支援や社会の安定化と経済的強靭性強化を促進する。さらに，イラン，パレスチナにおいて，選定された産業セクターの競争力向上やバリューチェーンの開発等を行うことで，雇用機会の創出・改善や市場拡大に貢献し，社会安定化を促進する。<br>これら事業を通じて，サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化に貢献するとともに，開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また，我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。 | | | | － |
| | 663<br>(663) | 575<br>(575) | 654<br>(654) | 0 | 351 |
| 世界保健機関(WHO)拠出金(任意拠出金)<br>(28年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | WHOは，昭和21（1946）年，ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948年４月７日発効）によって設立され，「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」（章第１条）を目的に掲げている。<br>主要事業は，<br>（１）医学情報の総合調整<br>（２）国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動<br>（３）保健事業の強化についての世界各国への技術協力<br>（４）感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進<br>（５）保健分野における研究の促進・指導<br>（６）生物学的製剤及び類似の医薬品，食品に関する国際的基準の発展・向上<br>となっており，我が国はWHOの活動に対し，財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか，我が国が実施する技術協力等の現場において，WHOとの協調・連携を図っている。28年のＧ７伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために，本拠出金による協力は必要不可欠。 | | | | － |
| | 1,644<br>(1,644) | 1,240<br>(1,240) | 1,378<br>(1,378) | 0 | 352 |
| 国際機関評価ネットワーク(MOPAN)拠出金<br>(26年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 国際機関に対する主要な拠出国であるMOPAN参加国(令和元年７月現在18か国)が，MOPANを通じて，合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を，組織の効率を示す５分野12指標を基に評点化し，数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって，改善の経過を追う。26年まで，年間４～６機関を対象としていたが，27年から，２年間で12～14機関を対象とする体制に移行(主に１年目文献調査，２年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし，31（令和元）年からは再度年間７～10機関を対象にアセスメントを実施する体制に再移行。<br>MOPANアセスメントは，一連の活動を通し，国際機関の組織・運営の効率化を図り，MOPAN参加国，国際機関，被援助国間の対話を促進することを意図してい | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | る。MOPANアセスメントを実施することで，国際機関との対話を促進し，国際機関の組織・運営を改善させ，また，国際機関への拠出について，ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となる。 | | | | |
| | 15<br>(15) | 14<br>(14) | 14<br>(14) | 14 | 353 |
| 国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金（世銀）<br>(26年度)<br>（関連：Ⅰ－５） | 本拠出金は，世銀内に設置されたパレスチナ改革・開発計画信託基金に拠出され，パレスチナ自治政府（PA）に対する財政支援に充てられる。世銀は，PAの財政状況，実施施策等の分析を行い，PAの改革努力を確認した上で，同改革・開発計画信託基金から財政支援を行う。同基金の拠出（送金）は，PAの改革実績による（不十分と判断された場合は，送金が見送られる）ため， PAの改革状況に直接リンクしている。<br>我が国の同基金への拠出は，PAの行政能力を維持・向上させ，パレスチナ社会の安定に寄与する。 | | | | － |
| | 960<br>(960) | 110<br>(110) | 0<br>(0) | 0 | 354 |
| アジアパシフィックアライアンス拠出金<br>(25年度)<br>（関連：Ⅵ－１） | アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)は，24年10月に日本のNGOが主導して設立された（CEOは大西健丞氏（ピースウィンズ・ジャパン代表理事／Civic Force代表理事等））。現在，日本，韓国，インドネシア，フィリピン，スリランカ及びバングラデシュの６か国が加盟し，各国にNGOや企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム（NP)」が構築されている。本拠出金によって，アジア太平洋地域において災害が発生した際，各国のNPが協働・連携し，即時に出動，捜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては，各メンバー国NPの強化，NP間の連携促進，アジア各国においてNPを構築するためのアウトリーチ活動，域内における人材育成・能力強化事業等を行う。<br>A-PADを通じた我が国の貢献は，アジア太平洋地域における災害発生時，A-PADに参加する各国のNPが，迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与する。 | | | | － |
| | 100<br>(100) | 104<br>(104) | 104<br>(104) | 94 | 355 |
| 生物多様性条約名古屋議定書拠出金（義務的拠出金）<br>(27年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は，締約国会合（MOP）の準備，議定書・MOPにより課された任務の遂行，各種資料の作成，他の国際機関との調整，開発途上国の支援，普及啓発，情報交換センターの運営などの業務を実施している。<br>本拠出金を通じて我が国は，遺伝資源の利用から生ずる利益を校正かつ衡平に配分し，これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。 | | | | － |
| | 20<br>(0) | 19<br>(19) | 27<br>(27) | 28 | 356 |
| 水俣条約拠出金（義務的拠出金）<br>(27年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は29年８月に発効し，同年９月に第１回締約国会議（COP１）が開催され，同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は，COPの決定事項の推進，各種報告書の作成，他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また，各国の年間拠出額は，31年までは毎年，それ以降は隔年で開催される締約国会議において，財政規則に基づいて決定される。<br>本拠出金を通じて我が国は，水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。 | | | | － |
| | 36<br>(0) | 33<br>(0) | 34<br>(19) | 18 | 357 |
| シリア復興 | 本拠出金は，地元団体を通して水・衛生，医療・保健，エネルギー，教育， | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 信託基金（任意拠出金）<br>(25年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 食料，及び廃棄物管理などの基礎サービスを提供するために使用される。<br>シリア危機によって生じているシリア国内にいる人々の生活状況を改善することに寄与する。 | | | | |
| | 0<br>(0) | 1,220<br>(1,220) | 0<br>(0) | 0 | 358 |
| 国際農業開発基金(IFAD)拠出金<br>(27年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 国際農業開発基金は，開発途上にある加盟国の農業開発のため，追加的な資金を緩和された条件で提供することにより，所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関（設立協定第２条）。27年度は補正予算により，不測の事態への緊急的な対応として，概要以下の事業を実施。<br>１　ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入コミュニティに対して，食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。<br>２　エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で，種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに，エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。<br>上記１の事業については，ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入コミュニティの強靭性向上，また上記２の事業については，エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため，エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 359 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(グローバルヘルス技術振興基金(GHIT))<br>(24年度)<br>（関連：Ⅵ－２） | 顧みられない熱帯病（NTDs）等の途上国を中心に蔓延する疾病は，先進国において需要が少ない等の理由から，治療薬等の開発が十分になされておらず，また，これら技術を導入するための体制が途上国において構築されていない。そのため，官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）を通じ，国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に，国連開発計画（UNDP）を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする途上国の人々にいち早く届けられるよう，医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。<br>この支援を通じて，途上国における当該疾病の患者，死亡者数の減少に寄与する。 | | | | － |
| | 0<br>(0) | 1,800<br>(1,800) | 1,830<br>(1,830) | 0 | 360 |
| 国際連合開発計画(UNDP)拠出金(LOTFA)<br>(20年度)<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金（LOTFA）を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援，警察官の訓練等に貢献し，同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。<br>アフガニスタンの安定のためには，アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり，本拠出金を通じた支援は，同国の治安維持能力を向上させ，地域のみならず国際社会全体の安定，ひいては我が国の安定と繁栄に資する。 | | | | － |
| | 14,640<br>(14,640) | 9,020<br>(9,020) | 8,500<br>(8,500) | 0 | 361 |
| 経済協力開発機構・開発センター分担金<br>(28年度)<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，OECD開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。<br>本拠出を通じ，先進国，新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し，運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与し，日本のプレゼンスの強化を果たすとともに，セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ，質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。 | | | | － |
| | 140<br>(140) | 128<br>(128) | 143<br>(143) | 136 | 362 |
| 教師教育を通じた若年 | 紛争の影響下にあるアフリカ諸国において，テロや暴力的過激主義の影響を受けやすい若者に対して適切な教育を行うことができる教員の養成を支援す | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 層の過激化抑制並びに平和構築支援<br>(28年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | る。実施においては，日本人職員（横関祐見子氏（D1））が所長を務めるユネスコの研究所（ユネスコ・アフリカ地域能力開発国際研究所（UNESCO-IICBA））が日本の専門的な知見を活用して事業を行う。<br>上記事業を通じて，アフリカ諸国における平和構築に寄与する。 | | | | |
| | 120<br>(120) | 55<br>(55) | 56<br>(56) | 0 | 363 |
| UHC2030拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ（IHP+）は，28（2016）年に持続可能な開発目標（SDGs：3.8 UHCの達成）の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」（略称：UHC2030）に移行し，以下を目標として活動を行っている。<br>１　政治的なモメンタムの強化<br>２　保健システム強化とUHCについての共通理解形成<br>３　UHC取組のモニタリング<br>持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは，人々の活力を高め，国の経済発展に寄与し，社会の安定化につながるものとして不可欠であり，また，感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。 | | | | － |
| | 208<br>(208) | 0<br>(0) | 169<br>(169) | 128 | 364 |
| コロンボ計画拠出金<br>(28年度)<br>(関連：Ⅵ－1) | コロンボ計画は，昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。<br>南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ，ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い，犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し，同国の治安改善に寄与する。 | | | | － |
| | 99<br>(99) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 365 |
| 後発開発途上国基金(LDCF)拠出金<br>(13年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 後発開発途上国（LDCs）の気候変動対策のうち，特にニーズが高まっている適応（気候変動の悪影響への対応策）に特化して支援する基金。<br>途上国が気候変動に対する対応能力を高め，パリ協定の着実な実施を行うことに貢献する。 | | | | － |
| | 99.8<br>(99.8) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0 | 366 |
| 女性起業家資金イニシアティブ<br>(29年度)<br>(関連：Ⅱ－1) | 本拠出金は，途上国の女性起業家や，女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。<br>本拠出を通じ，途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し，特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定，復興，平和構築を実現することに寄与する。 | | | | － |
| | － | 5,500<br>(5,500) | 0<br>(0) | 0 | 367 |
| 国際貿易センター(ITC)拠出金（任意拠出金）<br>(28年度)<br>(関連：Ⅱ－2) | 本拠出金は，レバノンの工芸品セクターにおける持続可能な雇用創出及び収入の安定のための支援，スーダンの世界貿易機関（WTO）への加盟に向けた技術支援等，封鎖により貧困等の経済的困難に直面するパレスチナ・ガザ地区において，IT活用を含む職業訓練，ソマリア難民，帰還民及びホストコミュニティ取得機会創出を通じた社会安定化事業の実施に充てられる。<br>本拠出を通じ，レバノン，パレスチナ・ガザ地区，スーダン及びソマリアにおける社会安定化に貢献する。 | | | | － |
| | 95<br>(95) | 110<br>(110) | 151<br>(151) | 0 | 368 |
| 透明性向上のためのキ | 気候変動に対する「行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み」の実効性を確保するため，開発途上国を対象に，組織，技術の両面から能力強化支 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ャパシティビルディング・イニシアティブ信託基金（CBIT）拠出金（任意拠出金）<br>（29年度）<br>（関連：Ⅵ－２） | 援を行うイニシアティブ。<br>パリ協定の実効性を確保する上で，途上国が，自国で実施する気候変動対策及び支援に係わる実績を的確に把握・報告出来る体制・能力を構築することに貢献する。 | | | | |
| | － | 183<br>（183） | 0<br>（0） | 0 | 369 |
| グローバル譲許的ファシリティ（GCFF）拠出金（任意拠出金）<br>（29年度）<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，難民を大量に受け入れる中所得国に対する社会的支援を通じ，難民及び受入れコミュニティー双方が裨益する支援に充てられる。具体的には，基礎的サービス支援（教育・保健等），経済機会拡大支援（雇用創出，投資誘致等），インフラ整備支援などを行っている。<br>現在，難民等避難を余儀なくされている人は6,850万人と第二次大戦後最大を更新し続けており，その多くをヨルダン，レバノンといった中所得国が受け入れている。こうした現状において，これら中所得国を支援することは，難民問題の根本的解決に欠かせないもの。また，人道支援に教育やインフラといった開発支援を組み合わせる「人道と開発の連携」事業は，我が国が積極的に推進している政策であり，本件事業を通じ，難民問題において日本の国際的なリーダーシップを発揮することにつながっている。 | | | | － |
| | － | 1,100<br>（1,100） | 0<br>（0） | 0 | 370 |
| 国境なき医師団拠出金<br>（29年度）<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，バングラデシュ国内のミャンマー・ラカイン州からの避難民及び，パレスチナ・ガザ地区の火傷・外傷患者に対する医療支援のために使用される。<br>本拠出金は，当該地域の保健・衛生環境の確保や保健課題への取組を通じ，人間の安全保障の推進や国際社会の平和と安定の確保に寄与する。 | | | | － |
| | － | 155<br>（155） | 50<br>（50） | 0 | 371 |
| 国際労働機関拠出金（任意拠出金）<br>（29年度）<br>（関連：Ⅵ－２） | 本拠出金は，国際労働機関（ILO）を通じて，急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア，並びに急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニアにおいて，緊急支援として，インフラ整備を通じた若者の雇用創出，職業訓練等を行うもの。<br>本拠出を通じ，ガンビア及びモーリタニアにおけるインフラの再建の促進，社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに，SDGsの目標８（働きがいも経済成長も）の達成等に資する。 | | | | － |
| | － | 110<br>（110） | 112<br>（112） | 0 | 372 |
| 経済協力開発機構・開発センター拠出金<br>（30年度）<br>（関連：Ⅵ－１） | 本拠出金は，OECD開発センターに日本人職員を１名派遣し，「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」の諸要素等をブレイクダウンした，質の高いインフラの普及（ガイドブックの作成等）に係る活動を行う費用に充てるものである。<br>本拠出を通じ，同センターをプラットフォームとして活用し，国際社会における「質の高いインフラ投資」の概念の一層の普及・浸透を図ることにより，質の高いインフラの原則が遵守されるような国際環境の醸成に寄与する。 | | | | － |
| | － | － | 30<br>（29） | 28 | 373 |
| ユネスコ拠出金<br>（30年度）<br>（関連：Ⅲ－１） | 本拠出金は，従来の「文化遺産保存日本信託基金」，「無形文化遺産保護日本信託基金」，「人的資源開発日本信託基金」を統合し，より柔軟に分野横断的に運用できるようにしたものである。<br>従来，ユネスコが比較優位を有する各分野において，日本が有する高水準の技術や豊富な実績を活用して，それぞれ文化遺産事業，無形文化遺産保護事業，人的資源開発事業を行ってきたが，これらの基金を統合し柔軟に資金配分を行 | | | | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | うこと及び従来の支援対象領域を拡大することにより，分野をまたぐ事業，その他のユネスコの所掌分野におけるニーズに対しても，適時適切に対応することが可能となり，これをもって，ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与する。 | | | | |
| | ― | ― | 300<br>(299) | 295 | 374 |
| 西アフリカ諸国洪水対策支援拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | 西アフリカ地域での深刻な洪水被害に対して緊急支援を行う。具体的には，水害のホットスポット・エリアにつくば市所在のユネスコ・カテゴリー２センターである水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の早期警報システムの導入やその使用に関する訓練，洪水に対する意識の向上のためのキャパシティビルディングに寄与する。<br>本件拠出を通じて，西アフリカ地域における防災のための取組に貢献する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 190<br>(190) | 0 | 375 |
| モースル旧市街の子ども達の声:紛争に影響を受けた歴史的地区の小学校の修復及び運営支援<br>(30年度)<br>(関連：Ⅲ－1) | イラク国内避難民のモースル旧市街への帰還を支援し，暴力的過激主義を醸成する環境を改善するために，旧市街の歴史的建造物等の修復や復旧作業を通じて雇用を創出し，若者への技術研修及び機材供与，過激的暴力主義対策教育に向けた教師に対する研修の実施によって教師の質の向上と生徒の成長を促す。 | | | | ― |
| | ― | ― | 60<br>(60) | 0 | 376 |
| 日・アセアン統合基金拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | 本拠出金は，ASEAN地域において，災害に強い地域基盤の形成や，各国内政の安定化に寄与する事業等への支援に充てられる。<br>本拠出により，ASEAN地域において相次いだ大規模災害の将来的な予防，防災など災害に強い社会基盤，人材育成等に寄与する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 1,000<br>(1,000) | 0 | 377 |
| 太平洋島嶼国における人道支援拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅰ－1) | ミクロネシア３国（パラオ，ミクロネシア及びマーシャル）を対象とした，防災対策のための生活環境，保健衛生の改善を行うための支援。同地域で多くの知見とネットワークを有する国連開発計画（UNDP）が本拠出金を運用する。<br>本件拠出により，気候変動や自然災害等に対する島嶼国の強靭性向上を図るとともに，避難・移住対策及び防災対策のための生活環境，保健衛生の改善に寄与する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 2,498<br>(2,498) | 0 | 378 |
| カルテット拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅰ－5) | 本拠出は，我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として，中東地域の物流の増加及び円滑化，人・モノの移動の円滑化をはかり，パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は，二国家解決を念頭に置きながら，パレスチナの安定並びにパレスチナの国造り及び人づくりを支援するため，中・長期的な観点から，カルテット事務局（14（2002)年に国連，EU，ロシア，アメリカの四者により設立）を通じ，パレスチナ自治政府とも協議を行い，先方のニーズを踏まえつつ，パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて，パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。<br>中東地域の平和と安定は，我が国の平和と繁栄，経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱のひとつが物流の円滑化への支援であり，これにより，中東和平達成への環境づくりに貢献する。 | | | | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ― | ― | 42<br>(42) | 0 | 379 |
| 国連事務総長特使事務所拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅰ－5) | 本拠出金は，事務総長イエメン特使事務所（OSESGY）女性・ジェンダー・ユニットがアンマン，サナア，アデンにおいて，女性の役割促進を図るための活動に使用されている。<br>本拠出は，和平合意後を含むイエメンの政治和平プロセスの中で，女性の参画及びリーダーシップを強化することを目的としている。 | | | | ― |
| | ― | ― | 18<br>(0) | 0 | 380 |
| 国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）拠出金<br>(30年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，多剤耐性結核治療における新しい治療法の確立を目指し，大塚製薬の多剤耐性結核治療薬（デラマニド）を用いた臨床試験を行い，実証データを収集し，その効果の分析を行うもの。多剤耐性結核は国際的に緊急性の高い疾患であり，人道の観点からも効果的な治療方法を迅速に開発して導入する必要があるため，日本の技術を通じた貢献が期待される。日本からは30年度に初めて拠出した。<br>本拠出により，エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病（NTDs）などの医薬品研究開発やアクセス改善を通じて，質の高い医薬品の安価かつ迅速な途上国への供給に寄与する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 112<br>(112) | 0 | 381 |
| 国連開発システム改革支援<br>(30年度)<br>(関連：Ⅵ－2) | 本拠出金は，グテーレス国連事務総長が主導している（１）平和への取組，（２）開発，（３）マネジメントの３分野での国連改革に関し，開発分野における国連開発システム改革，とりわけ国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし，新制度の円滑な立ち上げを支援する。<br>これにより，国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに，開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。 | | | | ― |
| | ― | ― | 829<br>(829) | 0 | 382 |

(参考)

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

| 区分 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況<br>（百万円） | 当初予算(a) | 32,420 | 35,721 | 32,098 | 30,516 |
| | 補正予算(b) | 96,776 | 97,625 | 101,821 | |
| | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計(a＋b＋c) | 129,197 | 133,346 | 133,919 | |
| 執行額(百万円) | | 128,842 | 133,307 | 133,813 | |

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費，（事項）国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計である。